

平成22年
9 月 宮崎県定例県議会会議録

平成22年 9 月 3 日開会

平成22年10月12日閉会

平成22年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月3日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 新議員紹介	4
岩下議員あいさつ	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任）	5
1. 議案第1号から第15号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自9月4日（土曜日）

至9月7日（火曜日） 休 会

9月8日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第16号から第23号まで追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 代表質問	12
黒木覚市議員質問（自由民主党）	12

- ・ 知事の政治姿勢（知事選出馬）について
- ・ 口蹄疫について
- ・ 森林・林業・木材産業の振興について
- ・ 農業の振興について
- ・ 土木行政（港湾、高速道路、国県道整備）について
- ・ 県立病院の医師確保対策と今後の経営形態について
- ・ インターネットカフェ条例について
- ・ 参議院議員選挙について
- ・ 平成23年度当初予算について
- ・ 鉄道交通について

- ・ 幼保連携について
- ・ 生活福祉資金について
- ・ 企業誘致の目標について
- ・ フリーウェイ工業団地について
- ・ 中国木材について
- ・ 水産業の振興について
- ・ 小中学校教職員の人事権移譲について
- ・ 全国学力・学習状況調査について
- ・ オーシャンドームの活用策について
- ・ 命名権（ネーミングライツ）について

米良政美議員関連質問（入札・契約制度改革について）

横田照夫議員質問（自由民主党） ----- 34

- ・ 新たな総合計画について
- ・ 口蹄疫関係予算について
- ・ 口蹄疫対策について
- ・ 地域公共交通対策について
- ・ 患者等の搬送のあり方について
- ・ 予防医療について
- ・ 児童福祉について
- ・ 児童自立支援施設について
- ・ 改正臓器移植法について
- ・ 防災・災害対策について
- ・ 入札制度改革について
- ・ 中国人観光客の誘致について
- ・ 武道必修化について

9月9日（木曜日）

1. 出席議員	-----	61
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	61
1. 代表質問	-----	62

水間篤典議員質問（新みやざき） ----- 62

- ・ 知事の政治姿勢等について
- ・ 口蹄疫対策について
- ・ 観光振興対策について
- ・ インフラ整備等について
- ・ 梅雨前線豪雨による被害状況等について

- ・ 林業問題について
- ・ 医療対策について
- ・ 教育政策、スポーツ振興策について
- ・ 県民の安全・安心の確保について

西村 賢議員関連質問（インフラ整備等について）

外山良治議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 90

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 口蹄疫問題について
- ・ 精神障がい者対策の現状と課題について
- ・ こども療育センター小児科医設置後の対応について
- ・ 県病院の課題と対応について
- ・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例について
- ・ ユニバーサルデザイン整備計画の取り組みについて
- ・ 動物愛護センターの早期対応について
- ・ 教育に関する諸問題について

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 109

- ・ 県政運営について
- ・ 二元代表制について
- ・ 豪雨対策について
- ・ 口蹄疫復興対策について
- ・ 放課後児童クラブについて
- ・ 教員評価について
- ・ 入札制度について
- ・ 水資源について
- ・ 医師確保について
- ・ 難病対策について
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種・がん検診について

9月10日（金曜日）

1. 出席議員 -----	129
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	129
1. 一般質問 -----	130

押川修一郎議員質問 ----- 130

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 福祉保健行政（地域医療対策、後期高齢者医療制度等）について
- ・ 農政水産行政（口蹄疫問題、戸別所得補償制度）について

- ・土木行政（深層崩壊、三財川の改修）について
- ・教育行政（いじめ問題）について

十屋幸平議員質問 ----- 145

- ・知事の政治姿勢（来年度当初予算編成、次期知事選への出馬）について
- ・福祉保健行政（難病対策、がん対策、多剤耐性菌）について
- ・港湾・商工行政（細島港の整備、小倉ヶ浜有料道路無料化）について
- ・畜産行政（口蹄疫対策、県独自の畜産条例）について
- ・環境行政（森林環境税）について

武井俊輔議員質問 ----- 157

- ・知事の政治姿勢について
- ・口蹄疫に係る諸問題について
- ・行政の無謬性（エコクリーンプラザみやざき、企業誘致等）について
- ・行革の成果について
- ・県行政と県民の関係について
- ・検証不可能な政策立案（新幹線対策、ひむか神話街道、事業の数値目標）について
- ・職員採用に係る諸問題について
- ・消費者行政について
- ・教育と政治、若年層の投票率向上について

鳥飼謙二議員質問 ----- 175

- ・知事の政治姿勢について
- ・地域医療の再生について
- ・地域主権改革と保育制度について
- ・高齢化社会と施設整備について
- ・自殺と多重債務について
- ・口蹄疫について
- ・水難事故防止について

黒木正一議員質問 ----- 190

- ・過疎対策について
- ・森林・林業行政について
- ・雇用対策について
- ・水防災事業について

自 9 月 11 日（土曜日）
 至 9 月 12 日（日曜日） 休 会
 9 月 13 日（月曜日）

1. 出席議員 -----	205
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	205
1. 一般質問 -----	206
福田作弥議員質問 -----	206
・ 口蹄疫からの再生・復興の課題について	
・ 細島港の重点港指定に伴う本県物流の再構築について	
・ 知事の政治姿勢について	
田口雄二議員質問 -----	215
・ 知事の政治姿勢（民主党政権に対する評価、知事マニフェストの達成度、基金の活用）について	
・ 医療福祉行政（医師確保、県立病院の決算、診療報酬の改定、多剤性菌感染対策、児童虐待）について	
・ 林業の活性化について	
・ 農業行政（獣医師の現状と確保対策）について	
・ 交通網の整備について	
・ 教育行政（学科の改編、延岡総合特別支援学校）について	
高橋 透議員質問 -----	229
・ 知事の政治姿勢（口蹄疫被害の復興支援対策、宮崎再生に向けた知事の責務）について	
・ 産業の活性化（水産業への支援）について	
・ 教育問題（日南農林高校及び日南振徳商業高校跡地利用問題、中学校部活動活性化）について	
関師博規議員質問 -----	238
・ 口蹄疫からの再生・復興のために	
濱砂 守議員質問 -----	248
・ 一ツ瀬川の水害対策について	
・ 口蹄疫と経済復興対策について	
・ 商工・観光行政（観光客誘致、焼酎輸出、プレミアムつき商品券、商店街の復興対策）について	
・ 農林行政（杉・ヒノキ生産、人工乾燥材）について	
・ 地域振興対策について	
・ J A冷凍野菜加工施設整備について	
9月14日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	265
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	265

1. 一般質問 -----	266
権藤梅義議員質問 -----	266
・ 口蹄疫対策等について	
・ 戸別所得補償について	
・ エコクリーンプラザみやざき裁判について	
・ 介護保険の見直しについて	
・ 改正臓器移植法への対応について	
・ 自殺対策の進捗状況について	
・ 全国学力テストについて	
・ 中学武道必修化への対応について	
中野・明議員質問 -----	280
・ 口蹄疫について	
・ 土地の有効利用について	
徳重忠夫議員質問 -----	289
・ オーシャンドームの利活用問題について	
・ 自動車税について	
・ 児童虐待問題について	
・ 7月の梅雨前線豪雨における農業関係の被害状況について	
・ 河川の災害復旧について	
・ 都城中央西通線について	
・ 都城志布志道路について	
・ 雇用問題について	
星原 透議員質問 -----	300
・ 知事の政治姿勢（そのまんまマニフェスト、知事の政策予算等） について	
・ 口蹄疫問題について	
・ カジノ問題について	
・ 高齢者・児童虐待問題について	
長友安弘議員質問 -----	310
・ 新しい宮崎県総合計画について	
・ 防災対策について	
・ 口蹄疫対策について	
・ 教育問題（いじめ・不登校問題、ひきこもりと学校教育のかかわり） について	
・ 犯罪対策について	

9月15日（水曜日）

1. 出席議員 -----	325
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	325
1. 一般質問 -----	326
外山 衛議員質問 -----	326
・ 知事の政治姿勢について	
・ 入札制度について	
・ 国道220号の整備促進について	
・ 油津港の振興について	
・ 中国との定期便について	
・ 口蹄疫対策について	
・ 九州新幹線について	
・ 陸上競技場の整備について	
丸山裕次郎議員質問 -----	334
・ 知事の政治姿勢（地域主権改革等）について	
・ 口蹄疫について	
・ 新型インフルエンザについて	
・ フリーウェイ工業団地について	
河野安幸議員質問 -----	345
・ 口蹄疫疫学調査の進捗について	
・ 県内農作物の輸出促進策について	
・ 米の生産調整と耕作放棄地について	
・ 大久保木崎線のバイパス改良について	
・ 宮崎北郷線の改良と上使橋の歩道設置について	
・ 船引川の改修について	
中野一則議員質問 -----	352
・ 知事の政治姿勢（出処進退、日米共同訓練）について	
・ 農業政策（口蹄疫問題、西諸県畑地かんがい事業）について	
・ 商工政策（伝統工芸）について	
・ 環境行政（エコクリーンプラザ問題、産業廃棄物処理業者設置許可） について	
・ 福祉行政（高齢者所在不明問題、子宮頸がん予防ワクチン）について	
1. 議案に対する質疑 -----	364
前屋敷議員 -----	364
1. 議案第16号から第23号まで採決 -----	368

1. 議案第1号から第15号まで及び請願委員会付託 -----	368
自9月16日（木曜日） 常任委員会	
至9月17日（金曜日）	
自9月18日（土曜日） 休　　会	
至9月20日（月曜日）	
9月21日（火曜日） 特別委員会	
自9月22日（水曜日） 休　　会	
至9月23日（木曜日）	
9月24日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	371
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	371
1. 常任委員長審査結果報告 -----	372
押川総務政策常任委員長 -----	372
中野廣明厚生常任委員長 -----	373
水間商工建設常任委員長 -----	375
十屋環境農林水産常任委員長 -----	376
満行文教警察企業常任委員長 -----	378
1. 質　　疑 -----	379
前屋敷議員 -----	379
1. 討　　論 -----	380
前屋敷議員（議案第8号、第10号に反対、請願第9号、第38号 について） -----	380
1. 議案第8号採決 -----	382
1. 議案第10号採決 -----	382
1. 議案第1号から第7号まで、第9号及び第11号から第15号まで採決 -----	382
1. 請願第9号採決 -----	382
1. 請願第39号採決 -----	382
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	383
1. 議員発議案送付の通知 -----	383
1. 議員発議案第1号から第11号まで追加上程 -----	384
1. 討　　論 -----	384
前屋敷議員（議員発議案第1号に反対、議員発議案第2号、第8号に 賛成） -----	384
1. 議員発議案第1号採決 -----	385
1. 議員発議案第2号から第10号まで採決 -----	386

1. 議員発議案第11号提案理由説明 -----	386
水間議員 -----	386
1. 議員発議案第11号採決 -----	387
1. 議案第24号から第28号まで上程 -----	387
1. 知事提案理由説明 -----	387
自 9月25日（土曜日）	
至 9月28日（火曜日）	
休 会	
9月29日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	391
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	391
1. 総括質疑 -----	392
宮原義久議員質疑 -----	392
・平成21年度決算の総括について	
・県税収入について	
・中山間地域対策について	
・モーダルシフトの推進について	
・移住対策について	
・医師不足対策について	
・児童虐待防止対策について	
・生活保護世帯の状況について	
・介護職員処遇改善交付金について	
・地球温暖化対策について	
・県産材の需要拡大について	
・県産品の販路拡大について	
・信用保証協会による保証について	
・農商工連携について	
・耕作放棄地対策について	
・環境保全型農業について	
・水産振興対策について	
・建設産業対策について	
・公共工事の品質確保について	
・学力向上対策について	
・生徒の薬物乱用防止対策について	
・スポーツの振興について	
・企業局の平成21年度決算の総括について	

- ・医療費の滞納問題について
- ・チャイルドシートの普及啓発について

西村 賢議員質疑 ----- 410

- ・平成21年度決算の総括について
- ・鳥獣被害対策と保護増殖対策について
- ・農業所得の向上について
- ・農林水産業の担い手対策について
- ・県産品の販路拡大について
- ・高齢者の労働力活用について
- ・障がい者職業訓練・就職支援の状況について
- ・子育て支援施策の成果について
- ・青少年非行防止対策の実施状況について

太田清海議員質疑 ----- 420

- ・平成21年度宮崎県歳入歳出決算に関する評価について
- ・産業廃棄物税について
- ・母子寡婦福祉資金について
- ・病院事業会計について
- ・不納欠損額について
- ・使用料及び手数料について
- ・寄附金について
- ・不用額について
- ・主要施策の成果について

新見昌安議員質疑 ----- 429

- ・平成21年度決算の総括について
- ・収入未済額の圧縮への取り組み等について
- ・雇用創出・就業支援対策について
- ・中山間地域対策について
- ・子育て・医療対策について
- ・環境エネルギー対策について
- ・ゼロ予算施策について

前屋敷恵美議員質疑 ----- 438

- ・財政運営について
- ・監査意見書での指摘事項について
- ・各種施策・事業について
- ・特別会計について

・ 県立病院会計について	
・ 平成21年度決算の総括について	
武井俊輔議員質疑 -----	444
・ 歳入について	
・ 広報決算について	
・ 県立芸術劇場大規模改修事業について	
・ 社会福祉事業団自立化交付金について	
・ 生活衛生監視試験費について	
・ エコクリーンプラザみやざき改修について	
・ 宮崎フリーウェイ工業団地について	
・ 立地企業フォローアップ対策強化事業について	
・ 魅力あるみやざきの果樹産地育成事業について	
・ 入札改革の成果について	
・ 全国スポーツ・レクリエーション祭開催事業について	
坂口博美議員質疑 -----	448
・ 臨時財政対策債について	
・ 農林水産業の振興について	
・ 各種統計調査の実施について	
・ 宮崎県歳入歳出決算審査意見書について	
図師博規議員質疑 -----	453
・ 母子保健対策について	
・ 精神医療センターの運営状況について	
・ 障がい者の自立と社会参加の促進について	
・ 戦略的マーケティングの推進について	
・ 指定管理者制度の運用状況について	
岩下斌彦議員質疑 -----	457
・ 教育行政（放課後子ども教室推進事業、地域いきいき読書活動推進事業、私立学校振興費補助金）について	
・ 観光行政（創造・再生！新みやざき観光地づくり事業）について	
1. 議員発議案送付の通知 -----	460
1. 議員発議案第12号上程、採決 -----	460
1. 議案第24号から第28号まで決算特別委員会付託 -----	460
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	460
1. 知事発言 -----	461

自9月30日(木曜日)	決算特別委員会	
至10月1日(金曜日)		
自10月2日(土曜日)	休 会	
至10月3日(日曜日)		
10月4日(月曜日)	決算特別委員会	
自10月5日(火曜日)	休 会	
至10月6日(水曜日)		
10月7日(木曜日)	決算特別委員会	
自10月8日(金曜日)	休 会	
至10月11日(月曜日)		
10月12日(火曜日)		
1. 出席議員	-----	467
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	467
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----	468
蓬原決算特別委員長	-----	468
1. 討 論	-----	470
前屋敷議員(議案第24号に反対)	-----	470
1. 議案第24号採決	-----	472
1. 議案第25号から第28号まで採決	-----	472
1. 議員発議案送付の通知	-----	472
1. 議員発議案第13号から第15号まで追加上程	-----	472
1. 議員発議案第13号及び第14号採決	-----	473
1. 議員発議案第15号提案理由説明	-----	473
中野一則議員	-----	473
1. 質 疑	-----	474
権藤議員	-----	474
1. 討 論	-----	477
武井議員(議員発議案第15号に賛成)	-----	477
1. 議員発議案第15号採決	-----	478
1. 閉 会	-----	478
<hr/>		
1. 資 料	-----	479
平成22年9月定例県議会日程	-----	481
議案送付文書	-----	483
代表質問時間割	-----	486

一般質問時間割 -----	487
総括質疑時間割 -----	488
議案・請願委員会審査結果表 -----	489
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	491
決算議案委員会審査結果表 -----	492
1. 決算特別委員会各分科会主査報告 -----	493
1. 議案議決件名一覧表 -----	501
1. 意見書、決議文、その他 -----	505
地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書 -----	507
国民健康保険の安定運営に関する意見書 -----	508
公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書 -----	509
抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書 -----	510
農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた6次産業化支援対策の充実を 求める意見書 -----	511
子どもの立場に立った保育所の環境改善を求める意見書 -----	512
地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	513
完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書 -----	514
第10回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣 -----	515
司法修習生に対する給費制存続を求める意見書 -----	516
決算特別委員会の設置について -----	517
口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議 -----	518
九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣 -----	533
尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書 -----	534
1. 請願一覧表 -----	535
1. 議事経過 -----	543

9月3日（金）

平成 22 年 9 月 3 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 明 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 佐 藤 勇 夫 鶴 見 雅 男 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 岡 崎 吉 博 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中村幸一議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○中村幸一議長 ここで、去る7月25日、串間市選挙区の県議会議員補欠選挙で当選されました岩下斌彦議員を御紹介いたします。

岩下斌彦議員、御登壇願います。

○岩下斌彦議員〔登壇〕 おはようございます。ただいま議長から御紹介いただきました岩下斌彦でございます。

7月25日、串間市選挙区の補欠選挙で当選させていただきました。悲願の県議員でございました。この傍聴席、ここから見渡しておりますが、何回かこの傍聴席のほうから本議会をいろいろ見せていただいております。世のため人のために役に立ちたい、そういう思いで県議員を志しておりました。幸いにいたしまして、市民の皆様方の御理解をいただきまして当選させていただきました。会派名は「つくしの会」ということでさせていただきました。意味は、人のため地域のために尽くしたい、尽くします、そういう意味を込めて命名をさせていただきました。

今、御承知のように、県南、特に串間市におきましては大変苦しい状況が続いております。何とか皆様方のお力をいただきまして、県内、そしてまた串間のために役に立ちたいという思いでいっぱいでございます。皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら一生懸命取り組みをさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 岩下議員の健闘を心からお祈りいたします。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 次に、会議録署名議員に、河野安幸議員、権藤梅義議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 次に、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めたいと思います。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月27日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計15件、その内訳は、補正予算案3件、条例9件、予算・条例以外3件であります。このほか3件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算認定案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日から10月12日までの40日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程

は、お手元に配付されております日程表のとおりで確認決定をいたしました。

今期定例会は、9月8日から2日間の日程で代表質問、10日から4日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやぎき70分以内、社会民主党55分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計20名以内とし、質問順序は、7日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定をいたしましたところであります。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月16日、17日の2日間で各常任委員会を開催していただき、24日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

その後、普通会計及び公営企業会計決算認定の審議に当たりまして、29日に各会派1名による総括質疑を行った後、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。休会中の9月30日から10月7日までの間に決算特別委員会を開催していただき、10月12日の最終日に、付託された議案の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より10月12日までの40日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任）

○中村幸一議長 ここで、御報告を申し上げます。

去る8月11日、委員会条例第6条第1項ただし書きの規定により、議長において、岩下斌彦議員を環境農林水産常任委員会委員及び中山間地域振興対策特別委員会委員に選任いたしましたので、御報告を申し上げます。

◎ 議案第1号から第15号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第15号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成22年9月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫についてであります。

7月27日になりますが、県内最後となりました宮崎市を中心とする移動制限等を解除するとともに、県民の皆様には不要不急の外出の自粛やイベント等の延期、消毒の徹底等をお願いしてまいりました「非常事態宣言」を全面的に解除いたしました。

その後、県内で飼養されている牛、豚の全頭検査を行うとともに、大量に残されておりました家畜排せつ物の堆肥化处理を進めてまいりましたが、これらの防疫措置が完了しましたことから、8月27日に口蹄疫の終息宣言を行ったところであります。

これもひとえに、畜産農家の皆様はもとより、国を初め関係都道府県、各市町村、関係団体等の御尽力、そして県民の皆様の多大なる御協力や県内外の方々の温かい御支援のたまものであり、心より感謝を申し上げます。

なお、えびの市において口蹄疫を否定できない牛が確認され、昨日、検査の結果、幸い感染していないことが判明いたしましたが、今後とも、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら迅速に対応してまいりますので、畜産農家を初め関係者の皆様には、防疫対策の徹底をお願いいたします。

また、今後、二度とこのような悲惨な事態を繰り返さないために、国家防疫の観点から、国の責任において、感染ルートの早期解明や法の整備等を含めた防疫体制の徹底した見直しを行うよう、国に強く求めてまいりたいと考えております。

さらに、県といたしましても、今回の口蹄疫に係る一連の防疫対策については、客観的かつ専門的な観点から問題点の検証や改善点の検討を行い、今後の防疫対策や危機管理対策に生かすため、外部の専門家等から成る「宮崎県口蹄疫対策検証委員会」を設置し、10月下旬を目途に報告書を取りまとめることといたしております。

一方、今回の口蹄疫は、畜産やその関連産業、さらには観光や物産、流通等、本県経済のあらゆる分野に甚大な影響を与えておりますことから、今後の復興に向けた具体的な取り組み内容等について、市町村や経済団体等の御意見、御要望を踏まえ、8月19日に「口蹄疫からの再生・復興方針」を策定いたしました。口蹄疫からの再生・復興を果たすためには、国の支援が不可欠であり、8月6日には山田農林水産大臣に、8月16日には菅総理大臣に対しまして、復興対策への支援を要望したところでありますが、今後とも引き続き国の支援を強く求めていくことといたしております。

口蹄疫による影響は甚大であります。国や県、市町村、経済団体、そして県民一人一人が力を結集して、課題を一つ一つ克服し、真に本県の再生・復興につながるよう、また新しい時代の郷土みやざきを築く原動力となるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、細島港についてであります。

8月3日、国におきまして、来年度以降の新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾、いわゆる重点港湾として全国で43の港湾が選定されたところ、本県からは、強く要望してまいりました細島港が選定されました。これは、今後の細島港の整備に向けて大きな弾みとなるも

のであり、県議会を初め地元日向市など、御尽力をいただいた関係各位に厚く御礼を申し上げます。

県といたしましては、現在、概算要求で盛り込まれている細島港の大型岸壁の整備が平成23年度から確実に新規着工されますよう、引き続き国に強く要望してまいりたいと考えております。

3点目は、第34回全国高等学校総合文化祭宮崎大会についてであります。

今回の大会は、国内外から2万人を超える高校生や関係者の参加を得て、8月1日から5日までの5日間にわたり、県内7市1町において開催いたしました。大会期間中は天候にも恵まれ、総合開会式を初めパレードや各部門の発表など、県内各地の会場で高校生の笑顔があふれ、若い力を存分に発揮した発表が行われるなど、盛会のうちに終了することができました。

大会には、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子内親王殿下のお成りをいただき、会場の御視察や口蹄疫被害農家等へのお見舞いのお言葉などもいただいたところであります。また、高校生を初め全国から参加された方々には、お互いの友好や交流を深められるとともに、口蹄疫からの復興に向けて、県民に希望と元気を大いに与えていただいたものと考えております。

大会の運営に力を尽くしていただいた高校生や関係者の皆様、並びに県議会を初め県民の皆様の温かい御支援と御協力に対し、心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今回は、口蹄疫復興対策及び公共事業等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費

について措置することといたしました。補正額は、一般会計322億6,020万6,000円、特別会計6,279万円、公営企業会計20億円であります。

この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,687億8,061万1,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

今回は特に、口蹄疫復興対策に関する経費といたしまして、合計で292億円余を措置することといたしました。

まず、口蹄疫被害からの再生・復興に当たり、畜産再生や環境対策、地域振興などさまざまな分野において、迅速かつタイムリーに、かつ継続的な取り組みを実施していくため、宮崎県口蹄疫復興対策基金の造成に要する経費として30億円を措置することといたしました。この復興対策基金の活用により、公共事業関係につきまして、口蹄疫発生地域を対象に、県単独公共事業を初め30億円余の追加補正を行うことといたしました。

また、農政関係では、観察牛の導入により清浄性の確認を行い、全国に安全・安心な本県畜産を情報発信していくほか、中間保有施設における子牛の保留対策など、畜産農家の経営再開を支援するとともに、経営の早期安定を図るための措置を講ずることといたしました。

さらに、商工関係では、県内中小企業の復興を支援するファンドを創設するための経費として220億円を措置するほか、首都圏における観光・物産関係のイベント開催など、本県のイメージ回復を図るための経費について措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げますが、これに要します一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金2億234万2,000

平成22年9月3日(金)

円、国庫支出金30億3,109万9,000円、寄附金3億2,000万円、繰入金44億97万8,000円、繰越金20億2,887万1,000円、諸収入10億1,561万6,000円、県債212億6,130万円であります。

なお、一連の口蹄疫対策に関する予算といたしましては、復興対策に係る今回の補正予算を含め、総額884億4,745万1,000円となります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第4号「宮崎県口蹄疫復興対策基金条例」は、口蹄疫対策特別措置法第23条を踏まえ、口蹄疫からの復興等に係る事業を一体的かつ継続的に実施するための基金を創設する条例であります。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、法人県民税の法人税割における超過税率の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」は、口蹄疫発生により影響を受けた世帯の高校生等に対する特別措置として、現在の貸与月額に加算できるよう、所要の改正を行うものであります。

このほか、議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外8件ありますが、説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明が終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす4日から7日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、8日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれにて散会をいたします。

午前10時20分散会

9月8日（水）

平成 22 年 9 月 8 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 選 挙 管 理 委 員 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 明 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 川 崎 浩 康 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 岡 崎 吉 博 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 議案第16号から第23号まで追加日程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第16号から第23号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第16号から第23号について、御説明を申し上げます。

まず、議案第16号は、人事委員会委員江夏由宇子氏が平成22年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく江夏由宇子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるといふものであります。

次に、議案第17号から第23号は、土地利用審査会委員大迫敏輝氏ほか6名の委員が平成22年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として大迫敏輝氏ほか6名を任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定によりまして、県議会の同意を求めるといふものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、黒木覚市議員。

○黒木覚市議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党の黒木でございます。自由民主党を代表して質問をいたします。きょうは、私の地元、日向市から多くの皆さんが傍聴に来ておられます。早朝からの出発、大変御苦労さまでございました。

さて、国内で10年ぶりに発生して県内で猛威を振るった口蹄疫も、ようやく8月27日に終息を迎えることができました。畜産農家を初め、被害を受けられた関係者の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたしたいと思っております。また、知事を初め、昼夜を問わず寝食も忘れて防疫活動に当たられた関係各位に対しまして、心より敬意と感謝の意を表したいと存じます。今後、復興対策や再発防止対策などに、私たち県議会も、執行部の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

明るく豊かな社会を築いていくことは、今を生きる私たちに課せられた責務であります。今後一層、未来に明るい展望が持てるような地域社会づくりを進めていかなければならないと考えております。ただいまから、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。執行部の皆さんには、明るい気持ちになるような前向きな御答弁

をお願いいたします。

きょうは、何よりも皆さんが一番興味を持っておられることを最初にお尋ねいたします。知事の政治姿勢についてであります。

平成19年1月に行われました宮崎県知事選挙において知事は、マニフェストを片手に、「宮崎をどげんかせんといかん」という思いを県民に訴えられ、多くの支持を得て、見事当選を果たされました。前知事などによる官製談合事件で失った県政に対し、しがらみのない新しい県政づくりを県民が求め、そして、そのかじ取り役を東国原知事に託したのであります。鳥インフルエンザに始まり、マスコミを利用した県産品や観光スポットのPR、入札制度の改革、そして今回の口蹄疫問題、ほかにもまだまだいろいろとありますが、就任直後から、知事は全力で職務に当たってこられたと思っております。一方で、去年の衆議院選挙前に見られたような不用意な発言も多々あり、県政に本腰を据えて取り組んでいないのではないかとといった批判があったのもまた事実であります。各種世論調査を見ても、知事の支持率は異常なほどの高さを誇っております。これは、2期目に対する県民のある種の期待感でもあるのではないかと思います。今回の口蹄疫問題からの復興にしっかりと道筋をつけられてから次の道に進むべきだとの声も、ある方面から聞こえてまいります。しかしながら、知事が県政運営に一定の限界を感じ、国政に強い関心を持っていることも、私たちは十分承知いたしております。そこでお伺いいたしますが、12月9日告示、12月26日に投票が行われます次期知事選挙に、知事は出馬する意向があるかどうか、明確にお答えください。

次に、口蹄疫に関して4点ほどお伺いをいた

します。

初めに、市町村財政への影響についてであります。口蹄疫については、県はもとより市町村も、それぞれ補正予算を計上して、消毒や埋却、復興支援などの対応をされておりますが、こうした対策費が市町村の財政に大きくのしかかってきております。8月18日現在の数字であります。宮崎市で約21億7,000万円、都城市で16億8,000万円など、県内の市町村で約77億円が口蹄疫の対策費として予算措置されております。その9割以上が各市町村の一般財源からの持ち出しであり、基金を取り崩して対応している市町村が大半のようであります。特別交付税が要望どおりに措置されればよいのですが、これから台風シーズンを迎え、全国的に災害がどの程度発生するかがわかりません。特別交付税に多大な期待を寄せるには不安があります。来年度の予算編成作業が、各市町村においても、これからいよいよ始まるわけですが、その予算編成に影響が出ないように、県としても十分なサポートを行うべきだと思いますが、総務部長の考えをお聞かせください。

次に、義援金についてであります。口蹄疫の発生以来、防疫活動により影響を受けた畜産農家を支援するため、5月14日から義援金の募集が始められました。この間、県内外の企業・団体、スポーツチーム、また本県出身の著名人など、実に多くの皆さんから寄附をいただき、義援金の総額は9月6日現在で32億4,600万円となっております。この義援金は既にすべての畜産農家と人工授精師に配分されておりますが、8月25日の配分委員会では、一部農家への追加配分に加え、全市町村に4億円の一括配分、さらには地域経済の復興対策に充てるため、県が創設する復興基金に10億円を拠出することが決

まったところであります。義援金の募集期間が10月31日まで延長されましたので、今後どれぐらいの寄附が集まるかは定かではありませんが、4次配分後も6日現在で1億8,000万円以上の義援金が残っておりますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思うのであります。今後の義援金の配分について、県はどのような配分先を考えているのか、これまで既に配分した畜産農家などへのさらなる上乘せがあるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次に、復興対策にかかわるイベント等の誘致についてであります。県は、口蹄疫による県内の経済的な損失を約2,350億円と試算し、そのうち、イベント中止や観光客の減少に伴う飲食業・宿泊業・運輸業などの損失は、発生から非常事態宣言解除までの3カ月間で約950億円に上るとも計算されております。こうした中、8月1日から5日には、開催が危ぶまれておりました「全国高総文祭みやざき」が無事とり行われ、全国から集まった2万人の高校生で、県内は久しぶりのにぎわいを見せたところであります。阪神・淡路大震災を初めとした過去の災害後の復興対策を見ても、やはり、経済波及効果が期待できる観光振興対策が大きな柱の一つになっているようであります。口蹄疫からの再生・復興支援において、県は、イベントやコンベンションの誘致に取り組んでいく方針を出されておりますが、具体的に誘致が見込めそうな全国規模のイベント等があるのかどうか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次に、修学支援についてであります。口蹄疫は、畜産農家や関連業者を初め、観光産業や飲食業、運輸業など幅広い産業に影響を及ぼし、関係者は経済的にも相当なダメージを受け、中には経営の継続が困難になった方もおられるよ

うであります。こうして被害を受けた関係者につきましては、特に学校に通う子供たちを抱えている家庭は、収入が途絶えたため、子供たちの学校教育に対する影響が懸念されております。教育委員会が行っている口蹄疫被害に対する修学支援としての県育英資金緊急採用制度や県立学校における学校徴収金の支払い猶予措置などについては、どのくらい活用されているのか、また、今議会で上程されている宮崎県育英資金貸与条例の改正案はどのような内容になっているのか、教育長にお尋ねをいたします。

次に、森林・林業・木材産業の振興についてであります。

本県の森林資源は、杉を中心とした人工林資源が充実し、杉の素材生産量は平成21年に120万立方メートルを超えております。この生産量は全国の15%のシェアを占めており、まさに驚異的な供給力であります。木材は、石油や石炭など1回限りの化石燃料と違い、太陽エネルギーにより造成され、半永久的に再生できます。資源の少ない我が国におきましては、数少ない有望な資源であると考えております。一方、昭和50年代に3万円以上の値をつけていた原木価格は、その後断続的に下落しており、今や1万円を切るような状況であります。これでは再造林するどころか、伐採して収穫する意欲もなくなるような厳しい経営環境であります。低炭素社会の実現には、再生産可能な木材を利用拡大していくことが重要であり、そのことが林業や木材産業を活性化させ、森林所有者の所得確保や山林地域の……。

「森林・林業再生プラン」が昨年末に策定されましたが、その目標に掲げておられますのが、10年後の木材自給率を50%以上に引き上げるとのことです。木材の供給力をふやし

て、この高い目標を実現しようという意気込みはわかりますが、具体的にこの目標を達成するには、本県のような国産材の供給県がリーダーシップをとって需要拡大に努めなければ、目標はただの絵にかいたもちになりかねません。そこで、木材自給率50%の目標達成に向けて、県では県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

次に、農業の振興についてであります。

今年2月の代表質問で、当時、自民党会長でありました蓬原議員が、農林水産省の公共予算減額について質問を行いました。国の今年度当初予算において、農道整備事業やかんがい排水事業など農業の基盤整備にかかわる農業農村整備事業の予算が、新たに設けられた交付金を含めても前年度の半分程度にまで減額されていることに対して、本県農業への影響を懸念する内容でありました。我が国は、食料自給率が40%と先進国の中で最低の水準になっておりますが、食料を安定的に供給していくためにも、農業の生産基盤の充実強化を図ることが重要であります。本県においては基盤整備率が27.6%と全国でも下位に位置していることから、より一層、整備促進が求められていると考えております。県内では現在8路線で農道整備事業が進められておりますが、予算削減により事業へどのような影響があるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。あわせて、国営かんがい排水事業に対する影響も教えていただきたいと思っております。

県においては、国に対して、これらの予算の確保や重点配分を既に要望されているようですが、予算が限られてくるということになりますと、選択と集中、事業の優先順位づけが

必要になってくると思います。農業の基盤整備にかかわる選択と集中の考え方について、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、土木行政についてであります。

8月3日、全国の重点港湾43港が選定・発表されたところであります。その中の一つに細島港が選ばれたところであります。知事を初め、地元市長や民間団体などの粘り強い要望が功を奏したのではないかと。当然、県議会といたしましても要望活動などを繰り返し行った成果でもあります。地元住民、県民の一人として大変うれしく思っております。重点港湾は、公共事業が大幅に削減される中、選択と集中の一環として、港湾の国際競争力を確保するため、1県1港を基本として、貨物取扱量の実績、国際・国内海上輸送網の拠点としての機能などで選定されたということであります。しかしながら、重点港湾は全国に43もあるというわけですから、予算の総枠が減っていく中でどういう視点で新規事業が行われるのか、政治主導という観点からも心配であります。このような中、先日、国の概算要求では、細島港の大型岸壁44億円が計上されておりましたが、何より確実に来年度の新規事業として着工されることが重要であります。そこでお尋ねしますが、細島港大型岸壁の新規事業の見通しはどうか、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、県立病院の医師確保対策と今後の経営形態についてであります。

病院局では、県立病院の今後の経営のあり方について検討を行うため、昨年7月、県立病院経営形態検討委員会を設置し、断続的に議論を重ねてこられました。昨年度末に、現時点では現在の経営形態が望ましいとの結論を出されました。一方、先日発表されました平成21年度

の決算見込みでは、県立病院事業は11億2,800万円もの赤字となっており、前年度より2億5,900万円も悪化している状況であります。こうした赤字経営の背景には、医師不足による一部診療科の休診があることは明らかであり、病院局におきましても、赤字解消に向けては医師の確保が最重要課題であることを認識されております。安定的な医師の確保に向けて、さまざまな取り組みをされているようではありますが、医師確保と現在医師不足で休診となっている診療科再開の今後の見通しについて、病院局長にお伺いをいたします。

また、病院局では、今後経営改革をさらに推進しながら、平成25年度に再度経営形態を見直す方針を出されております。しかしながら、口蹄疫によって県の財政がまさに火の車状態になり、県立病院で不採算医療や政策医療を担うために必要な繰出金の確保が厳しい状況の中、今後3年間も今の経営形態が継続できるのか、大いに不安を感じているのでありますが、本当に大丈夫かどうか、病院局長に考え方をお聞きいたします。

次に、インターネットカフェ条例についてであります。

警視庁では、インターネットカフェの利用について、営業者に利用客の本人確認を義務づけるなどした条例を昨年度策定し、今年7月に施行されました。この条例は、インターネットカフェを開設する場合に公安委員会に届け出ることや、利用者の本人確認、記録の作成・保存などが義務づけられており、義務に反した場合、最終的な罰則規定も盛り込まれております。インターネットカフェは、個室で密室性が高く、また24時間営業であるため、窃盗などの刑法犯の発生件数が多く、そのことが条例制定のきっかけ

かになっているようではありますが、本県におけるインターネットカフェにおける刑法犯の発生件数はどれくらいあるのか、県警本部長にお伺いをいたします。

また、インターネットカフェは、全国各地どこも同じ形態をしているわけではありますが、本県においても同様の条例を検討する予定はないのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、参議院議員選挙についてであります。

昨年、何かと注目を集めました行政刷新会議の事業仕分けであります。7月11日に行われました参議院選挙に要する経費もその対象でありました。総務省によりますと、国が今回の選挙で予算計上した選挙の自治体委託料経費は、3年前の選挙に比べ90億円少ない約436億円とのことではありますが、この予算縮減を受け、各自治体は経費節減に相当頭を悩ませたとの話を聞いております。開票スタッフの削減、選挙啓発費の縮減、開票会場の変更など。中には期日前投票の開設期間を短縮した自治体もあったようではありますが、このようなことなどは、投票率の低下をもたらすことはあっても、決して投票率アップにはつながらない対策であります。本県においても、各市町村でそれぞれ経費節減に努められたことと思いますが、今回の本県分の選挙費用は、前回の選挙と比較してどの程度縮減され、また、そのことで投開票作業に影響は出なかったのか、選挙管理委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は自席から質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

次期の知事選についてであります。私は、知事に就任以来、県民の皆様の県政に対する信頼

回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めたいという思いで、一日一日、全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいりました。現在も口蹄疫被害からの再生・復興を初め、さまざまな重要課題の解決と、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、全力を尽くしているところであります。お尋ねの次期知事選挙における私の対応についてであります。じっくり考える時間を持つことができない状況にありましたので、いまだ結論に至っていないところであります。県議会の皆様、そして県民の皆様には大変申しわけありませんが、いましばらくお時間をいただき、広く皆様の御意見等をお聞きしながら熟慮し、決断いたしたいと存じます。この9月議会中のできるだけ早い機会に、県民の代表であります県議会の場で、私の態度は明らかにできるように努めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

市町村における口蹄疫対策経費のサポートについてであります。本県市町村のほとんどは財政基盤が脆弱であり、非常に厳しい財政運営が続いております。このため、県といたしましては、これまでに市町村の消毒ポイントへの補助を予算措置したほか、市町村の実施する環境対策、雇用対策、地域振興対策等に要する経費についての支援を今議会においてお諮りするなど、多大な口蹄疫対策経費が市町村財政に大きな影響を与えることのないよう取り組んでいるところであります。また、あわせまして、国に対しましては、要しました費用の全額を国費または特別交付税で措置していただくよう強く要望しているところであります。今後とも、国に

対しまして十分な財政措置を要望してまいりますとともに、市町村に対しましては、財政的な支援のほか、健全な財政運営に関する助言等、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

今後の義援金の配分についてであります。宮崎県口蹄疫被害義援金につきましては、県内外を問わず多くの方々から多額の寄附が寄せられており、これまでに30億6,400万円余りを配分いたしております。まことにありがたく、心より感謝申し上げます。今後の義援金の配分につきましては、畜産業を含め、地域経済全体の復興のための事業に有効に役立てる方向で、配分委員会において協議・決定してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

県産材の需要拡大についてであります。本県の森林資源は着実に充実してきており、森林所有者の所得確保に加え、山村地域の振興を図る上で木材の需要拡大は大変重要と認識しております。このため県では、品質や性能の豊かな製品づくりや、流通・加工体制の整備を進めるとともに、公共施設等の木造化の推進、さらには県外の大消費地でのトップセールスや産直住宅の推進などの販路拡大に努めてきたところでございます。

国におきましては、昨年12月に森林・林業再生プランが策定されるとともに、ことし5月には公共建築物等木材利用促進法が公布され、国産材需要拡大に向けた環境づくりがなされたところであります。県といたしましては、これまで築き上げてきた全国トップクラスの豊かな森

林資源や生産基盤を十分に生かしながら、外材や他県産材との競争に打ち勝つ木材製品の安定供給体制づくりをさらに進めるとともに、木質バイオマスの利用など新たな分野での需要拡大にも努めてまいりたいと考えております。また、我が国の林業・木材産業をリードする木材供給基地としての役割を果たすため、現在策定中であります新たな森林・林業長期計画におきまして、県産材の需要拡大を重点施策として位置づけ、市町村、関係団体等と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

口蹄疫からの再生・復興策として取り組むイベント、コンベンションの誘致についてでございます。口蹄疫発生に伴い、甚大な影響を受けております飲食業や宿泊業を初めとする商工業者の経営の一日も早い回復を図るためには、県内におけるイベント、コンベンションの開催は大きな効果を持つものと考えております。このため、県としましては、各部局等を通じまして、政府、関係団体に対しまして、非常事態宣言解除後、早期のコンベンション等の本県開催を働きかけてきたところでございます。商工観光労働部で現在把握しているところでは、既に開催されたものも含めて、その規模はいろいろありますが、13件に達しておるところでございます。今後とも、一刻も早い再生・復興を図るため、全国規模のものも含め、スポーツ大会などのイベントやコンベンションの積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、予算削減による農道整備事業及び国営かんがい排水事業に対する影響についてであります。現在、農道につきましては、8路線を対象に整備促進に努めているところでありますが、平成22年度に新たに創設されました農山漁村地域整備交付金にことし2月の補正予算を加えますと、約20億円、対前年比97%の予算額が確保されましたことから、今のところ目立った進捗への影響はないものの、今後、引き続き予算削減が行われますと、全区間の整備に期間を要し、その結果、農道の効果発現のおくれが懸念されるところであります。また、国営かんがい排水事業につきましても、県内で4地区を鋭意実施中ではありますが、予算削減により農業用ダムや幹線水路の完成のおくれが見込まれ、その結果、県営関連事業の推進にも影響が生じるなど、農家の方々が実際に水を使用できる時期が大幅におくれ、収益性の高い畑作農業の振興に支障が生じることが懸念されるところでございます。

次に、農業の基盤整備に係る選択と集中についてであります。本県農業は、燃油・飼料価格の高騰などによる農業所得の低下に加え、口蹄疫の発生など大変厳しい状況に直面しており、今後は、加工・業務用需要に対応した土地利用型農業など、より収益性の高い新たな生産構造への転換を進めていく必要があります。このため、これからの基盤整備につきましては、農業用水の安定供給を図るための畑地かんがい施設の整備や経営体の育成、農地の集積を図るための圃場整備など、農業生産力の向上に直結する事業に重点を置いた事業推進が必要であると考えており、より一層のコスト削減を図るとともに、効率的な予算の執行に努めながら、事業効果の早期発現を図ってまいりたいと考えており

ます。さらに、農業農村整備事業は、農業はもとより、農村地域の振興を推進する重要な事業でありますことから、今後とも整備の必要性など本県の実情を訴えながら、予算の確保や本県への重点配分について国に強く働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○**県土整備部長（児玉宏紀君）**〔登壇〕 お答えいたします。

細島港の大型岸壁についてであります。細島港につきましては、御承知のとおり重点港湾に選定され、8月27日には、国土交通省の平成23年度の概算要求に、大型岸壁整備が新規事業として盛り込まれたところであります。しかしながら、港湾関係予算の概算要求では、例年より多い8カ所の新規着工施設が盛り込まれており、今後、年末に向けて政府予算案編成の中で箇所数や予算の絞り込みが予想され、予断を許さない状況にあると考えております。このため、県としましては、大型岸壁整備が平成23年度の政府予算案に確実に盛り込まれますよう、引き続き官民一体となって国に対し強く訴えてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○**病院局長（甲斐景早文君）**〔登壇〕 お答えいたします。

まず、医師確保の今後の見通しについてであります。県立病院の医師につきましては、毎年40名から50名の人事異動等に伴う退職がありますことから、各大学医局との連携を図りながら医師の充足に努めますとともに、勤務医師の待遇改善や負担軽減に取り組んでおりまして、県立病院全体の医師数としては、ほぼ前年度並みを確保できているところであります。しかしながら、延岡病院の消化器内科や神経内科など

一部の診療科の医師につきましては、確保の見通しが立っていないところであります。病院局といたしましては、休診となっている診療科の解消はもちろんのこと、現在医師の派遣を受けている診療科につきましても派遣を継続していただけるよう、引き続き、宮崎大学医局を初め各大学医局に対して、粘り強く繰り返し要望してまいります。また、本県ゆかりの医師や臨床研修医への働きかけなど、病院長ともども、さまざまな手だてを講じながら全力で医師の確保に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、今後の経営形態についてであります。全国的な医師不足の問題等、県立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、医療資源に乏しい本県において、県立病院の地域医療に果たす役割の大きさ等を勘案いたしますと、何ともしも引き続き県立病院で政策医療や不採算医療等を担い、県民医療の確保を図る必要があると考えているところでございます。また、議員御指摘のとおり、昨年度の県立病院経営形態検討委員会での検討におきましても、本県の医療事情を踏まえると、他の経営形態では県民医療の確保が図れないとの報告があったところであります。このような中で、一般会計繰出金は、県立病院が政策医療や不採算医療等を担っていく上で不可欠であります。本県の財政運営全体の状況を考慮いたしますと、県立病院の一層の健全経営が必要であると認識いたしておりますので、今後とも、あらゆる角度から、職員一丸となって収益確保や費用節減に積極的に取り組み、経営の健全化を図ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えいた

します。

口蹄疫被害に対する修学支援策についてであります。

まず、県育英資金緊急採用制度につきましては、学校やメディアを通じてその活用について広く周知を図っております。その結果、8月末時点におきまして、直接口蹄疫被害を受けた畜産農家はもとより、畜産関連業、飲食業等影響を受けた世帯の高校生12名、大学・短大生7名、専修学校生3名の計22名を採用しているところであります。また、各県立学校におきましては、家計が急変した家庭の生徒に対する修学相談や進学相談等にきめ細かく対応できるように修学相談窓口を設置しますとともに、学校徴収金等の納入の猶予や減免などを行っております。その結果、これまでに修学相談窓口への相談が15件、学校徴収金等の納入の猶予や減免などが5件あったと報告を受けております。

次に、今議会に上程されております宮崎県育英資金貸与条例の改正案の内容であります。これは、口蹄疫により経済的影響を受けた世帯の高校生や大学生等に対する特例措置として、現行の貸与月額に一律1万円を加算するものでありまして、このことにより、安心して学業に専念できる環境を整えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えします。

まず、本県におけるインターネットカフェの店舗数であります。本年8月末現在で宮崎市を中心に14の店舗を把握しております。これらインターネットカフェにおける刑法犯の発生状況であります。昨年中、置き引きや無銭飲食といった窃盗や詐欺などで15件、また、本年は6月末現在で置き引きなどの窃盗が14件、これ

らを認知しております。強盗など凶悪事件の発生はございません。また、インターネットカフェにおいてインターネットを利用した犯罪も発生していないところでございます。全国で唯一、インターネットカフェ条例を制定しております東京都につきましては、店舗数が500以上に上るということ、強盗・強姦などの凶悪犯罪を初め窃盗・詐欺など、年間1,000件を超える刑法犯が発生しているといったこと、さらには覚せい剤事件などのインターネット利用による各種犯罪が発生しているという深刻な状況を踏まえ、健全なインターネット利用環境を保持する等の目的で条例の制定に至ったものと承知をしております。本県におきましては、本年10月までに事業者との連絡協議会を立ち上げまして、実態把握や情報交換を行うこととしておりますが、今後とも、営業実態及び店舗数の動向や各種犯罪の発生状況、さらには他府県における条例制定の動きなどについて注視をしてまいり所存であります。以上であります。〔降壇〕

○選挙管理委員長（川崎浩康君）〔登壇〕 お答えいたします。

参議院議員通常選挙における選挙費用の縮減と、これに伴う投開票作業への影響についてであります。参議院議員通常選挙に要した経費につきましては、現在、各市町村において精算作業を行っているところでございまして、年末ごろに確定する予定でございます。このため、現時点で縮減額を明確にすることはできませんが、各市町村におきましては、今回の経費縮減を踏まえ、開票事務の迅速化に取り組み、また、投開票所に正規職員にかえまして臨時職員を配置したりすることで人件費の削減を図るなどの対応をとったことから、投開票作業に大きな影響は出なかったものと考えております。以

上であります。〔降壇〕

○黒木覚市議員 先ほど知事のほうから、出处進退についてはまだ言えないというようなことでありましたが、知事にちょっとお尋ねをしていきます。知事は、9月議会で出处進退を明らかにすると言われてきたわけであります。私の質問は、議会全体を代表しての質問だと考えても構わないんじゃないかというふうに思います。きょう明言しなければ、いつの時点——先ほど早い時期と言われてましたが、いつごろを考えておるんですか。

○知事（東国原英夫君） 私が9月議会と申し上げてきたのは、9月議会中ということでございますので、先ほどの答弁と同じように、9月議会中のなるべく早い段階で、考えを整理して皆さんに明示させていただきたいと思っております。

○黒木覚市議員 早い時期といえますと、きょうから代表質問が2日、一般質問が4日ですか。そうしますと、その間にはできないということですか。

○知事（東国原英夫君） まだ熟慮中でありまして、9月議会中のできるだけ早い時期ということで、閉会日の10月12日以前には、できるだけ皆さんに早期に考えを明示させていただきたいと考えているところであります。

○黒木覚市議員 議会中の遅い時期というような受け取り方を、今の知事の発言ではするわけです。早い時期じゃなくて遅い時期かなと。そうしますと、12月の9日が知事選の告示ですね。だんだんと近づいてくるわけで、非常に私たちは心配もいたしております。知事が立候補されればだれも出てこないだろうと私は思っているんです。思っていますが、万が一、知事がそこで違う方向に変えたときどうなるのかな

と。これから出る人は、大変な短期間で、選挙も、いろいろ公約をつくらなきゃなりませんが大変だと思うんです。その辺で、できるだけ早くと私は思っているんですが、先日、8月27日に、一部スポーツ新聞で知事の都知事選出馬ということが報じられましたね。これも知事が御承知のとおりです。このことについても検討しているんですか。

○知事（東国原英夫君） 御質問が2つに分かれていますと思うんですけれども、1問目が、早く出处進退を明らかにしなければ次の人が困るということですか。それはいかがなものでかと私は思うんです。次期、私が出る出ない、出处進退にかかわらず、これからの宮崎に対するビジョンなり信念があれば、いつでも手を挙げられることをお勧めします。私が出る出ないに限らず、私が出るから出ないとか、あの人が出ないから出るとか、そういうことで自分の政治姿勢を示される方は政治家としていかがなものか、あるいは政治を目指す人としていかがなものか。私が出る出ないにかかわらず、おれはこの宮崎をこうするんだ、こういう信念のこういうビジョンで、そういう自信のある方はどんどん手を挙げていただいて、そういう方が本物の次の世代の宮崎を支えていく人材になるんじゃないかと私は考えております。

それと、スポーツ新聞の一部に取りざたされた件なんです、私は全然その出所もわかりませんし、どうしてああいうタイミングでああいう記事が出たのか、非常に理解に苦しむところでありまして、私の中では、その記事を読んでおりませんが、それに対してはコメントはできないということでもあります。

○黒木覚市議員 知事、受け取り方が少し今は違うんですよ。といいますのが、恐らく90何

%は、今、知事が知事選に出ればだれも出ないと私は思っているんです。だれも出ない。いまだに手を挙げない。しかし、知事が万が一出ないといった場合にはもう時間がないじゃないかと。そのときになればだれかを、きょうは、自民党の会長も中村会長でしょう、民主党の代表も井上議員でしょう、各政党の代表もいらっしゃるわけです。ということは、知事が出ればだれも出ませんよ、はっきり言って。出なくなっただけの事を心配して、今、知事が答弁したことと違うことが起こってくるから心配しているんです。これは答弁は結構です。

9月14日に民主党の代表選があります。今、菅総理と小沢さんとで一生懸命頑張っているんですが、どちらが勝つか我々はわかりませんが、ここあたりですね、国政、何かそこら辺を見きわめているのか、その辺はどうなんですか。

○知事（東国原英夫君） そういったことはないんですが、今後の口蹄疫の再生・復興、今基金をお願いしているんですが、代表選はそういったものにかかわることであるということによって重要な関心は持っております。ただ、この基金に対していまだに確固たる回答が来ておりませんので、その辺もちょっとどうなのかなという感じで代表選を注視しているところであります。

○黒木党市議員 といいまして、都知事選も余り考えていなければ国のほうもないと。何を悩んでいるのかと私たちは思うんですね。知事が今、最も関心を持っているのは、宮崎県政か、例えば都政か、あるいは国政か。余りいろいろ広げますといけませんから、三択で質問します。どの方向ですか。

○知事（東国原英夫君） 私が今、一番関心を

持っているのは、この国の形、この国の構造を、基本をどう変えるかということです。この国家構造を、統治システムを基本的に変えないと、宮崎もしかり、疲弊する地方は再生できないと考えております。

○黒木党市議員 ここで選挙管理委員長にお尋ねをしておきますが、今回の知事選はどれくらいの費用がかかるのか、教えてください。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 平成23年1月20日に任期満了を迎えます知事の選挙におきましては、その執行に要する経費として約5億8,400万円、臨時啓発に要する経費といたしまして約1,700万円、合わせて約6億円を今年度予算で計上しているところでございます。

○黒木党市議員 知事選になりますと6億ぐらいかかるということではありますが、例えば、今度の12月の選挙に立候補して、次のことを考えたときに、やめる時期が早くなったときに、選挙費用が無駄だとかそういうことを考えているんですか。

○知事（東国原英夫君） 先のことはまだ全然考えていないんですが、今聞いてびっくりしたんですけれども、先のことは本当に考えていませんので、今は出処進退について熟慮中だということをお聞きいただければと思います。

○黒木党市議員 わかりました。知事が今議会の後半には明らかにしたいということではありますが、これから私を含めて24名が代表・一般で質問していくわけです。そうしますと、代表から一般を含めて、全員が知事の政治姿勢ということで聞かなきゃならない。そうしますと、どこを向いて私たちは質問していいのかなかなか見えないんです。それをどうやって皆さんがこれから質問するかでありますけれども、余り時間をとると後がありませんので、今、宮崎県

で一番やらなければならないことというのは口蹄疫の復興対策ですね。現に目の前にあって、私たちが一生懸命率先してやらなければいけないこと。これを考えますと、知事の性格ですから、投げ出すことはしないと私は思っています。必ず復興対策にけじめをつけてその後のことを考えるだろうというふうに思いますので、2期目の立場という形を続けるということを前提で私はこれから質問をします。そうでないと質問ができません。知事、それでいいかどうかをちょっと。

○知事（東国原英夫君） それは議員の判断でお願いしたいと思います。

○黒木覚市議員 ちょっと待ってください。そう言われると私は質問ができないじゃないですか。これでは次の質問に移れないんですよ。もうちょっと何か方法を考えてください。議長。

○知事（東国原英夫君） 行政というのは連続性と継続性があると思うんです。ですから、私は少なくとも来年の1月の20日までは任期がございまして。それまでは責任をとって県勢発展のために尽力していく、これが私の職責、職務だと考えております。

○黒木覚市議員 私たちは23年度のことを考えていかなきゃいけない。そうしますと、23年度の当初予算はどうしていくんですかということこれから質問していくのに、23年度のいろんなことを聞けない。だから今言うようにちょっと待ってくださいと。議長、ここはもうちょっと何か方法はございませんか。

○知事（東国原英夫君） ちょっとおかしな議論になっていると思うんです。例えば、ここじゃないんですけれども、一般的に、23年度予算の前に選挙があって、選挙に出馬するかしないかはまだ熟慮中だということがあったり、あ

るいは選挙に出ますと仮にその方がおっしゃったとする。そうすると、「あなたはこれから選挙をするんだから、選挙に通るか通らないかわからないじゃないか。通るか通らないかわからない人間に23年度予算をどうのこうの質問できない」というのと同じ意味ですよ、それは。

○黒木覚市議員 知事がそう言われればそういうこともあります。それはわかるんですよ。だけど、目の前に来た知事選を、出处進退をはっきりしないというのは、県民も何だろうと思うのは当たり前じゃないですかね。私だけですか、そう思っているのは。みんなやっぱ、もう時期ですよと、知事が9月議会ではっきりするというから、みんなそれを待っているんだろうというふうに思いますが、わかりました、もうこれ以上はつきません。私はさっき言うように、継続するというので質問させていただきます。

次に、平成23年度当初予算についてであります。

少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大や、世界的な景気低迷などの影響を受け、国、地方とも大変厳しい財政状況にあります。県におきましてはこれまで、平成19年3月に策定した行財政改革大綱2007の財政改革プログラムを着実に実行し、収支不足の圧縮を図りながら、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを行ってきたところであります。しかしながら、このたびの口蹄疫対策として相次いで補正予算を計上することになったため、財政調整のための基金の残高が大幅に減少するなど、本県財政は危機的な事態に陥っております。今後、国の口蹄疫対策にかかわる財政支援の動向を注意深く見守っていく必要がありますが、いずれにしましても、県の平

成23年度予算については、これまで以上に厳しい予算編成にならざるを得ない状況にあると考えております。一方、口蹄疫復興対策はもちろんでありますが、高速道路などおこなっている社会資本の整備や、医療対策、景気・雇用対策など、対応を急がなければならない県政の課題は山積しております。予算編成方針の策定前ではありますが、これらのことを踏まえて、平成23年度当初予算編成に対する基本的な考え方について知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 少子高齢、過疎化の進行等によりまして行政経費が累増する一方で、世界的な経済危機の影響によりまして税収等が落ち込む中、今回の口蹄疫対策経費に多額の一般財源を要するなど、本県の財政状況は依然として厳しい状況であります。こうした状況を踏まえ、まずは基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に推進する必要があるものと考えております。また、その一方で、経済や雇用の回復など緊急的な課題に対応するとともに、本格的な人口減少社会の到来など将来的な課題へ対応する重点施策に積極的に取り組んでいくことも重要であります。したがって、平成23年度当初予算につきましては、財政改革のさらなる推進による徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応した優先度の高い施策や事業に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

○黒木覚市議員 次に、土木行政についてであります。

高速道路の進捗と今後の状況についてであります。7月17日、東九州自動車道高鍋一西都間

が開通しました。また、先日、日向一門川間が予定より約4カ月も前倒しで、今年12月4日に開通することが発表されました。県民の悲願である東九州自動車道の全線開通という意味におきまして大変重要な一歩であり、今後、口蹄疫復興と地域の発展に向けて大きな弾みになるものと期待をいたしております。改めて申し上げるまでもなく、高速道路は、観光や企業誘致など諸産業の振興はもとより、救急医療や災害時の命の道となる大変重要な幹線道路であり、地域の自立という意味でも最優先で整備されるべき社会基盤であります。また、早急につながってこそ、その威力は何倍にもなるものであると確信しております。そこで、知事にお伺いをいたします。東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の全線開通に向けた進捗状況と今後の整備に向けてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 県内の高速道路のうち、現在事業化している区間につきましては、東九州自動車道の大部分県境一高鍋間が、県の要望している平成26年度に向け、おおむね順調に進捗しているのに対し、清武一日南間及び九州横断自動車道延岡線につきましては非常に厳しい状況にあるものと認識しております。さらに、東九州自動車道の日南一志布志間及び九州横断自動車道延岡線の山都一蔵田間につきましては、いまだ基本計画区間のままで、整備のめどが立っていない状況であります。東九州自動車道を初めとする県内の高速道路全線の日も早い開通は、県政の最重要課題であり、口蹄疫復興と地域の発展のために非常に重要な問題であります。県といたしましては、さらなる早期整備が図られるよう用地取得等に全力で協力するとともに、その整備に必要となる予算の確

保、特に整備のおくれた地方への重点配分、整備のめどが立っていない区間の早期整備着手について、県議会を初め、地元や経済界等とも連携しながら、県民一丸となって、引き続き国などの関係機関に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 もう一点、東九州自動車道の県南地区及び九州横断自動車道延岡線のめどが立っていない部分、この区間について今後どのように取り組むのか、もう一度、知事、お答えください。

○知事（東国原英夫君） 東九州自動車道の日南一志布志間及び九州横断自動車道延岡線の山都一蔵田間につきましては、いまだ基本計画区間のままで、整備のめどが立っていない状況であります。これらの区間に関しましては、高速道路の整備の過程に関し、現在の国幹会議を廃止し、新たな仕組みを構築するための法改正が国会で継続審議中であるなど、今後どのようになっていくか大変不透明な状況であります。県といたしましては、これらの国の動向に注視するとともに、整備の道筋すら見えていない区間について早期に整備着手していただけるよう、県議会を初め、地元や経済界等とも連携しながら、県民一丸となって、引き続き国や関係機関に強く要望していきたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、国・県道の整備についてであります。御案内のとおり、本県の道路整備は全国平均を大きく下回っております。平成20年4月現在で、国道の整備率は全国平均が91.3%に対して80%と全国で44位、県道では全国平均67.5%に対して56.5%と全国37位となっております。国・県道は県内各地を結ぶ物流・交流のための基幹道路であるとともに、通勤・通学、買

い物など県民生活と密接につながっており、また、災害時における避難、輸送、救急医療施設への搬送など、その果たす役割は、交通インフラが十分でない地域にとっては大変重要なものであります。しかしながら、公共事業費が削減される中であっては、今後より一層計画的な整備と改良を実施していくことが求められております。事業費が限られている現状において、今後の少子高齢社会も見据えながら、あれもこれもではなく、あれかこれかという効率的・重点的な整備を図る必要があると考えております。今後、県内の国・県道の道路整備をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本県の道路整備につきましては、生活圏・経済圏の拡大に対応した県内1時間構想の実現等を基本目標にして、産業、地域、暮らしを支援する道づくりを基本方針としておりまして、高速道路へのアクセス、災害時の孤立化解消、渋滞対策等の道路整備に重点的に取り組んでいるところであります。しかしながら、本県は自動車保有率については九州で最も高い状況であります。国県道の改良率は65%と九州では最下位となるなど整備が大きくおくれており、本県の産業発展はもとより、地域振興のためには国県道の整備は喫緊の課題であります。現在、厳しい財政状況など道路整備を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、現行の中長期道路整備計画の改定作業を進めており、これに基づき、今後、本県の道路整備につきましてはより一層の選択と集中に努め、計画的・効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議長 通告がありますので、関連質問を許します。なお、発言時間は、主質問者の

質問時間の範囲内となります。米良政美議員。

○米良政美議員 ただいまの黒木覚市議員の質問に関連をいたしまして質問させていただきたいと思います。

知事に2～3お尋ねをしたいと思うのですが、平成17年の官製談合によりまして、本県建設関連の入札に関する改革は、指名競争入札から一般競争入札への移行によりまして、さまざまな波紋を投げかけたのは事実であります。公共事業投資のこれまでの歴史的背景によって、本県経済の構築はもちろん、中山間地を多く抱えた地域にあっては、道路網の整備を初め、利便性の向上に多大の貢献を果たしてきたところがあります。一方、公共事業を発注することによって、その地方の経済的豊かさ、毎日の家庭生活の一助となるべき建設労務者としての雇用の場の確保、これに大きな役割を果たしてきました。私も議員の立場から、少なくとも町や村の実態あるいは疲弊した村の実態を目の当たりにするとき、公共事業に対する予算の確保あるいは受注の機会の確保というのは大きな叫びであるわけではありますが、一般競争入札制度に移行して以来、受注機会に恵まれない業者は年を追うごとにふえておるわけであります。そのような苦しい厳しい状況に直面している今、250万円以上の公共工事の一般競争入札を続けるということは、私は、現在の本県の経済浮揚になじまないと思えて仕方がありません。せめて3,000万円以下について指名競争入札にすべきであると考えますが、知事の御所見をいただきたい。

○知事（東国原英夫君） 本県では、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立

に取り組むとともに、幅広く意見を伺いながら必要な見直しを随時行ってきたところであります。特に最低制限価格については、経済・雇用緊急対策として、本年3月から建設工事については予定価格のおおむね90%としたところであり、また、本県独自の地域企業育成型総合評価落札方式については、その適用範囲を本年6月には予定価格4,000万円まで拡大したところがあります。これらの取り組みによりまして、今年度第1・四半期における公共三部の建設工事の落札率は90.5%と、前年度を2ポイント上回っております。また、平成21年度土木一式工事の発注事務所ごとの管内建設業者の受注率は、公共三部で88%であり、特に予定価格3,000万円未満の小規模な工事については92%となっており、地域の建設業者が受注しやすい環境づくりに努めているところであります。

私といたしましては、公正性、透明性、競争性を保ちつつ、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献している建設業者が伸びていける環境づくりが重要と考えておりました。今後とも一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方も含め、幅広く意見を伺いながら制度の検証と必要な見直しや改善を図り、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○米良政美議員 落札率とか予定価格のおおむね90%とか、受注率も88%というのは、議会ですべて議論を知事としてきて、ここまで来たのは理解できておるわけです。しかし、最近の公共事業が大幅に減っていく中で、しかも制度改革によって競争はどんどん激しくなっておるわけです。それによって受注業者に偏りが生じておる。そして倒産に追い込まれているケースもいっぱいあるんです。昨年度の建設産業の

倒産件数は実に32件なんです。私は、地場企業育成という観点から、倒産していくこの姿というのは、これは軽視できない。特に、このことと中山間地域における雇用の場の確保ということからすると、非常に大きな役割を果たしてきたんですが、知事はここに至ってどのようなことをそのことについて考えておられるのか、とらえられておるのか、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のように、建設業の倒産件数は、20年度が57件、21年度は32件、減っているわけでございます。全体の構成比ですね、倒産件数の建設業の割合は、20年度が52.8、21年度は43.2%です。これも減っております。ちなみに16年度、指名競争入札があったときは50%であります。建設業42件が倒産しております。社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域を初め、地域の経済と雇用を支える重要な産業であると十分認識しておりますので、厳しい財政状況であります。公共事業予算の確保、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援にも努めてまいりたいと考えております。

○米良政美議員 先ほど知事は過去の倒産件数を述べられましたが、廃業された業者というのはほかにいっぱいあるんです。調べてみるとびっくりします。データが出てくると思います。そこで、九州各県の一般競争入札導入の状況を披瀝しますと、福岡県と鹿児島県と沖縄は5,000万円以上が一般競争入札なんです。長崎、熊本、大分が3,000万から4,000万以上ということになります。宮崎と佐賀だけなんです。250万円以上というのは。知事就任以来、入札制度改革は、知事のmanifestoの大きな一

つでもあるわけですが、しかし、manifestoとて、事の成り行き次第では見直していく、修正もしていくということがあってしかるべきじゃないか、いつもこう思っているわけですが、その点はどうお考えですか。

○知事（東国原英夫君） 見直しや修正をしていないわけではないんですが、この条項に関してmanifestoを抜粋したものを読み上げます。「業者と知事の癒着を防ぐために、指名競争入札の縮小及び廃止を検討し、一般競争入札の活用や現行の条件付一般競争入札の拡大を検討」となっております。指名競争入札の縮小及び廃止を検討、条件付一般競争入札の拡大を検討、このmanifestoの中で、我々は、どういう入札・契約改革が適切かということ、現場の意見も賜りながら随時見直してきたつもりでおります。マイナーチェンジといいますか、修正を加えてきたところでもあります。今後とも、公正性、透明性、競争性というのは非常に重要なファクターだと思いますので、この中で、技術にすぐれて、経営努力を行って、地域にも貢献していただける建設業者が伸びていける環境づくりが重要と考えておりますので、引き続き、今後とも、条件付一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方について幅広く御意見を賜りながら、今後精度を高めて、検証や必要な見直し、改善を図っていきたいと考えております。

○米良政美議員 3,000万以下、なぜかという議論になるわけですけど、3,000万以下となりますとCクラスとかDクラスが多いんです。該当すると思うんです。そこで、平成21年度の県北——日向、延岡、西臼杵というふうに言いますが、C・Dクラスの受注状況を調べてみましたら、C・Dクラスが95社です。落札回数がわず

か77回。1回落札をした業者が32社、2回落札をした業者が11社、3回が5社、4回が2社です。合わせて50社しか落札をしていない。95社のうちですよ、知事。残りの45社というのは落札なし。約半分の業者しか落札できなかったというこの事実、知事はこの現実の厳しさをどう思われるかわかりませんが、この10年間の間、半分に減った公共事業予算、今後もこの予算の確保というのは大きな叫びでありますけれども、知事の力量に期待をしたいと私は思うのであります。そして、C・Dクラスは、市街地から一步入った中山間地に偏っていると言ってもいいと思うんです。ここ4～5年台風災害が来ていないから幸いでありますものの、災害が発生するものなら、真っ先に駆けつけてその復興支援に汗を流すのは、建設業者なんですよ。今回の口蹄疫対策作業におきましても、従事した建設業者の延べ人数でいいますと、4,600人から5,000人とも聞いております。そのような業者の方々の存在をありがたく受けとめますと同時に、将来、路頭に迷うことのないよう、業者の育成を考慮いただきたい。特に厳しい中山間地では生活の一助になるんです。働く場の確保にもなるんです。貢献できるということを申し上げ、私の関連質問を終わります。

○黒木覚市議員 時間が下がっておりますので、簡潔に質問をしてみたいです。

次に、鉄道交通についてであります。

いよいよ九州新幹線も、来年の春には鹿児島—福岡間が1時間20分で結ばれるということになります。我が日豊線との大きな差が出てくるわけでありまして、現在、博多—八代間に「リレーつばめ」というきれいな車両が走っているんですが、この車両の日豊線への導入や、宮崎—鹿児島中央間の特急列車の増便、時

間の短縮などについてJR九州に要望しているようだが、今後の見通しを含めて、JR九州の対応状況などについてお伺いしたいと思えます。

○県民政策部長（山下健次君） JR九州では、来年3月の九州新幹線の鹿児島ルートの特急開業に向けまして、全面的な車両の再編、さらにダイヤ改正の検討作業の途中と聞いておりますけれども、その中で新幹線効果の本県への波及、あるいは日豊本線の利便性・快適性の向上につきましても検討していただいているようでございますので、今後とも、関係団体等と連携しながら要望の実現について働きかけを続けてまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 もう一点、吉都線ですね、ここも赤字路線であります。平成25年に全線開通100周年を迎えるというわけでありまして、肥薩線ではSL人吉というのを入れて非常に人気がいいようですが、ここにSLの運行についてJR九州に働きかけをしていく考えはないか、お伺いしておきます。

○県民政策部長（山下健次君） 私も吉都線沿線の生まれでございますので、それなりに思い入れがあるわけですが、吉都線の活性化を図るためには、ただいま御指摘ございましたように、肥薩線の例にありますように、SLなどの観光列車の導入は有効であると思われまします。一方で、沿線地域の熱意あるいは観光資源の掘り起こし、こういったことが不可欠でございます。このため、県といたしましては、沿線の市町に対しまして、100周年に向けましたこれらの取り組みを働きかけますとともに、JR九州に対しましても、先日、私、本社に出向きまして吉都線への観光列車の導入などについて要望を行ったところでございます。今後とも沿線

市町等と連携を図りながら、100周年と限定をすることなく、吉都線の活性化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。幼保連携についてであります。認定こども園、このことについては本県でも既に17施設ができています。この認定こども園の課題は何か、また、今後設置促進に向けてどのように取り組んでいくのか、簡潔にお答えください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 認定こども園は、急速な少子化の進行や家庭、地域社会を取り巻く環境の変化を背景として、就学前の子供に対して教育と保育を連携させ、さらに子育て支援などを総合的に行う仕組みとして、平成18年10月に創設されたものであります。現在、本県では17園が認定されており、今後も数件の施設で認定に向けた準備が進められているなど、徐々に増加傾向がございます。制度が創設されて本年度で4年が経過しようとしておりますが、認定こども園の運営費に対する国の助成制度が確立されていないことや、幼稚園と保育所の制度を前提とした仕組みとなっているため、設置基準や会計処理が複雑であることなど、さまざまな課題があると認識しております。県としましては、こうした課題がある中で、設置の目標数値は掲げてはおりませんが、今後、多様な教育・保育ニーズ等に対応できる認定こども園は、新たな選択肢として大きな役割を果たすと認識しておりますので、引き続き国に対して助成制度等の創設を要望してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 福祉保健部長にもう一点お尋ねをいたします。生活福祉資金についてですが、この生活福祉資金の貸付制度の貸し付

けの実績についてお伺いをいたします。また、返済について、滞納額や貸し倒れの状況、それに対する対策についてもあわせてお伺いをしたいと思っております。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度的生活福祉資金の貸付実績は、10月に貸付利子の低減化や連帯保証人要件の緩和等の制度改正が行われ、借りやすくなったことや、景気・雇用情勢の悪化を反映して、貸付件数554件、貸付金額3億9,400万円余りで、平成20年度と比較しますと、貸付件数は約6倍、貸付金額は4倍近くになっております。

次に、滞納等の状況についてであります。平成22年3月末現在の滞納額は3億4,600万円余りとなっております。また、償還を免除した金額は、これまでに累計で5億6,000万円余りとなっております。県社会福祉協議会では、定められた償還時期に償還がなされないときには、民生委員や市町村社会福祉協議会の協力を得て個別に償還指導を行っているところであります。しかしながら、借受人は経済的に弱い立場の方々が多く、強制的な手段を講じることが困難な場合も多いことから、滞納対策については苦慮しているところであります。以上でございます。

○黒木覚市議員 知事にお尋ねをいたします。次に、新規立地企業100社、新規雇用1万人の目標についてであります。

製造業を中心に、企業が生産拠点を海外に移転するのは当たり前の時代になっており、また、全国的な企業誘致競争の激化もあって、本県の企業誘致を取り巻く環境は大変厳しくなっております。このため県では、今年4月より企業誘致の体制を強化し、誘致の推進に努めているところでありますが、4年間で新規立地企業100社、新規雇用1万人の目標については、昨

年度までの実績や、この半年、口蹄疫で誘致活動がままならなかったことなどを考えますと、事実上達成不可能になったと思います。今年度も残り半年余りとなっておりますが、目標達成に対する見通しを知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） まず、新規立地企業100社につきましては、平成19年度から現時点までの合計は84社となっております。今後の見通しにつきましては、現在の企業との接触状況から判断して年度内に90社を超えるものと考えております。次に、新規雇用創出1万人につきましては、平成19年度から21年度までの3年間で6,596人となっております。最終的には今年度の状況次第ではありますが、4年間で9,000人は超えるものと考えております。現在、御案内のように、景気低迷の長期化や海外に進出する企業の増加など、経済・雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。引き続き目標の達成に向け、積極的な企業誘致活動の展開や諸産業の振興による雇用創出等に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、フリーウェイ工業団地についてであります。

フリーウェイ工業団地をこれまで所有・管理してきた土地開発公社が今年度中に解散となるため、これを県が買い戻し、県が所有することが決まっております。御案内のとおり、ここはほとんど分譲できないまま現在に至っているわけですが、今年2月の代表質問において部長は、「この工業団地への企業立地をより促進するため、新たな方法も検討したい」と答弁されております。また、今年度の部長のマニフェストにも、フリーウェイ工業団地の誘致戦略の見直しが掲げられております。以前、この工業団地への商業施設の進出などが話題になっ

た時期もありましたが、そうした施設をターゲットにすることなどを含め、誘致のあり方を根本的に見直さなければ新たな企業誘致の実現は不可能だと考えます。フリーウェイ工業団地の誘致戦略について現在どのような検討がなされているのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） フリーウェイ工業団地につきましては、今回、県有地になることを契機に、昨今の厳しい企業立地環境等を踏まえまして抜本的な見直しを行うこととしております。まず、分譲方法などの見直しとしまして、企業の初期投資負担の軽減を図るために新たにリース制度の導入を検討しているところでございます。また、分譲価格につきましても、今年度実施しました鑑定評価等に基づき、新たに設定することとしております。加えまして、企業立地をさらに促進するために、地元高原町におきまして用地取得等に対する補助制度の検討を、現在お願いしているところでございます。また、現在の製造業中心の立地だけでなく、地域産業の活性化、雇用の拡大につながる新たな地域振興用地としての活用も検討しているところでございます。県といたしましては、今回の抜本的な見直しを生かして、地元自治体とも連携しながら、できるだけ早期の企業進出が図られますよう、重点的かつ効果的な誘致活動に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○黒木覚市議員 次に、中国木材についてであります。

厳しい経済情勢を踏まえ、日向市への進出が大幅におくれております中国木材であります。林業を初め、関係者の期待は依然として大きいものがあります。細島港が国の重点港湾の

一つに選定されたこともあり、地元では早期進出を求める声が一段と高まっておりますが、今後の見通しはどのようになっているのか、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中国木材につきましては、既に日向市への進出の意向を表明されているわけでございますけど、表明後の世界的な景気低迷もありまして、現在、進出時期等の検討が行われていると聞いております。同社の進出につきましては、本県の林業や工業などの産業振興、新たな雇用の創出による地域経済の活性化につながるものでございますので、県といたしましては、今後とも、地元日向市と連携を図りながら企業訪問を行うなど、早期の進出につきまして働きかけてまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、水産業の振興についてであります。

7月に始まった日本近海のサンマ漁が不振で、販売価格が大きく値上がりしているとのことでもあります。例年より海水温が高いことが不漁の原因とされておりますが、私たちの代表的な秋の味覚が食卓から遠のいてしまうのではないかと危惧しております。こうした地球温暖化など環境変動による水産資源の影響や、公海域を含む国際的な資源管理の問題、輸入水産物の増加などに加え、燃油価格の高騰も相まって、漁業経営は極めて困難な状況に直面しております。今年2月議会の代表質問において、押川議員が、本県で盛んなカツオ一本釣りやマグロはえ縄漁に深刻な影響を及ぼしていると思われる赤道付近での大型まき網漁業について、その対策を国に進言していくべきとの質問を行いました。知事は早速副大臣に対して要望を行い、「こうした一連の問題について理解をいただい

た」との答弁でありました。そこで、農政水産部長にお伺いいたしますが、本県からの要望を踏まえて、その後、国においてどのような対応策を具体的に検討されているのか、お聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 国におきましては、8月10日から19日に開催されました中西部太平洋まぐろ類委員会におきまして、我が国周辺のカツオ資源に関するデータの積極的な提供を行いました結果、「中西部太平洋のカツオ資源が減少傾向にあり、熱帯域での大型まき網漁船の漁獲による影響の可能性もある」との見解が出されたところであります。また、同月27日には、近年、大型まき網漁船を急速にふやしている中国との間で、隻数抑制に向けて両国が協力して取り組むことに合意するなど、大型まき網漁業の規制強化に向け、国として積極的な対応がなされているところであります。県といたしましては、本県のカツオ・マグロ漁業が安定的に継続できるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと存じます。

○黒木覚市議員 農政水産部長にもう一点。新サンマリン21漁業推進資金、来年以降も継続の考えがあるのか、これをお聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 新サンマリン21漁業推進資金につきましては、漁船建造やエンジンの更新など漁業経営の近代化を促進することによりまして、本県漁業の維持・発展に大きな役割を果たしているところであります。来年度以降の対応につきましては、本資金の果たしている役割の重要性や現在の厳しい漁業経営環境なども踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 時間が少なくなりましたのでちょっと急いで。小中学校教職員の人事権移譲

についてであります。

大阪府における人事権移譲に関する一連の取り組みに対し、どのような評価をしているのか。また、現在、宮崎市で行われている検討委員会の状況と、人事権移譲に対する県の考え方についてお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 公立小中学校の設置管理や教職員の服務監督権は市町村にありますことから、市町村への人事権移譲は、地方分権を推進する観点から重要なことであると考えております。大阪府の取り組みであります。義務教育費国庫負担制度に関する法改正などが必要なために、当面、給与は府が負担しながら、事務処理特例条例により、採用や異動などの人事権を一部の市町村に移譲すると聞いております。しかしながら、教職員の人事権をどこが持つかという全国共通の重要な課題につきましては、このような特例的な手法ではなく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」など関係法を改正し、人事権と給与負担の移譲をあわせて行うことが望ましいのではないかとこのように考えております。また、宮崎市の人事権移譲に関する検討委員会は、人事権の移譲についての課題等を整理することを目的として設置されたものでありまして、3市4町の教育長及び県の実務担当者が参加をし、5月に第1回目の会議が開催されたところであります。県教育委員会といたしましては、県全体の教育水準を維持することは大変重要な課題ととらえておりまして、全県的な人材確保が図られるような実効性のある仕組みが必要であると考えております。このため、人事権移譲につきましては、今後、大阪府の取り組みの成果や国の動向等を注視してまいりますとともに、市町村とも連携しながら、引き続き調査・研究してまいりたいと

考えております。以上です。

○黒木党市議員 教育長、もう一点、全国の学力・学習状況調査についてお尋ねをいたします。今回、抽出調査の対象外となった学校や市町村の対応はどのようなものだったのか、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度の全国学力・学習状況調査につきましては、本県では、小学校では42.4%に当たる106校、中学校では58.9%に当たる83校が抽出調査の対象校となり、調査が実施されましたが、この抽出調査の対象とならなかった小中学校におきましても、希望利用方式によりすべての学校が調査に参加をいたしております。国の実施要領によりますと、希望利用への参加と調査実施後の採点・集計等については、学校の設置者である市町村等の判断に委ねられております。本県の市町村におきましては、抽出調査の対象外となった学校の採点・集計等に係る費用を予算化し、それらの業務を専門の業者に委託したところもありますが、多くは学校において採点・集計等を行っております。そのため、県教育委員会といたしましては、学校における結果の集計や分析及び個人票を作成するための支援ソフトを独自に開発し、県内のすべての小中学校に配付いたしまして、児童生徒の指導に役立つ資料作成などの支援を行ったところであります。以上です。

○黒木党市議員 続いて、商工観光労働部長にオーシャンドームについてお尋ねをしておきます。

昨年末、フェニックスリゾート社より提案がなされていたオーシャンドームなど4施設の無償譲渡等について、先月、県、市ともに譲り受けはできないとの結論が出されました。県民から公募して絞った多目的施設、水族館、ウォー

ターパークの3案は、いずれも改修費や運営費がかかり過ぎ、また採算性も低いため、行政による支援は困難とのことでありました。今後、フェニックス社で解体も含めて検討されるとのことでありますが、オーシャンドームが青島にあった旧橋ホテルのようにならないのか危惧されるところであり、これらの方向性をフェニックス社だけに完全に任せるべきではなく、県や市も一緒になって考えていくべきではないかと思えます。そこで、オーシャンドームの今後のあり方について県はどのように対応されるのか、商工観光労働部長に考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） オーシャンドームにつきましては、その規模や機能を考えますと、県全体の観光振興等に大きく貢献するポテンシャルを有することから、フェニックスリゾート社からの提案を契機に、その利活用策など、まさに議員が述べられましたように、これからの方向性について、フェニックスリゾート社だけでなく、県や市も一緒になって今回調査を行ったものでございます。マスコミなどの報道では、県や市の無償受け入れの拒否が強調されているわけですが、報告書では、今後の施設展開の方向性として、多目的屋内施設の整備やウォーターパークとしての再生等が考えられ、大規模なイベント、コンベンション等の誘致、スポーツランドみやぎのさらなる推進、さらには、今後大幅な増加が予想される中国人観光客の本県への誘客の強力な観光資源になり得る。ただ、行政が整備主体になることは困難であると報告したわけでありまして、これを受けまして、県としての対応について一定の結論を出したわけですが、今後は、所有者であるフェニックスリゾート社の

判断のもとに、民間事業者による参画なども含めまして、民主体で、民の活力と知恵で自立的な再生等が図られることを本当に強く期待しているところでございます。以上でございます。

○黒木覚市議員 港湾の整備について再度お伺いいたします。

先ほど細島港の状況についてはお尋ねしましたが、県内ではそのほか、重要港湾に宮崎港、油津港とあります。これまでの議会では、県央の宮崎港は南九州の物流の拠点として、県南の油津港は県南地域の物流の拠点として位置づけ、それぞれの地域の産業や経済を支える港として重要な役割を担っていると答弁されております。細島港が重点港湾に選定された中で、今後、宮崎港や油津港の整備をどのように行っていくのか、県土整備部長に考えをお聞きいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 重点港湾は、国において選択と集中の観点から、直轄事業により新規着手する港湾を絞り込んだものであります。宮崎港や油津港につきましては、それぞれ南九州や県南地域の物流拠点として、地域の産業や経済を支える重要な港湾でありますので、補助事業や継続中の直轄事業により、今後とも必要な施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 県民政策部長にネーミングライツのことについてお聞きいたします。

県立劇場のネーミングライツの契約期間は平成23年3月までであります。現在のスポンサー企業に引き続きお願いするのか、今後のことをお聞かせください。

○県民政策部長（山下健次君） 県立芸術劇場のネーミングライツにつきましては、メディキット株式会社がスポンサー企業となっていた

だきまして、3年間、毎年2,000万ということで命名をしていただいたところでございます。県といたしましては、この愛称が広く定着し、県民に親しまれておりますことから、平成23年度以降もメディキット株式会社にスポンサー企業として継続をしていただくよう現在お願いをしているところでございます。

○黒木覚市議員 時間が来ましたので、質問のなかった部分がございますけれども、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） お疲れさまです。傍聴席を見ますと、午前中のにぎやかさと打って変わって非常に寂しい状況になっておりますが、これが黒木覚市議員と私の人気の差かなというふうにも思っております。でも、大変お忙しい中、傍聴に来ていただきました皆さん方に心からお礼を申し上げます。

きょうは、自由民主党を代表して質問をさせていただきます。ちょっと欲張り過ぎてしまいました。早口になるかもしれないことをお許しいただきたいというふうに思います。

4カ月に及ぶ口蹄疫ウイルスとの戦いがようやく終わりました。ばたばたして情報収集や対策を協議していた4月下旬から5月にかけての期間が、何か物すごく以前のこのように感じ

られます。今回は、口蹄疫発生農家及びワクチン接種農家において、約29万頭ものとうとい命が犠牲となりました。この場をおかりいたしまして、被害に遭われた多くの畜産農家に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。また、防疫作業等に従事されました多くの方々に対し、深く感謝を申し上げます。

先日、川南町商工会の青年部長と話をする機会がありました。経済がほとんど麻痺してしまったと言っても過言ではないような川南町におきまして、大きな不安を抱いておられることと思っておりますが、全国の人に川南という町の名前を知ってもらったので、今後はこれをチャンスとして生かしていきたいという、非常に前向きな言葉を聞かせていただきました。これなら絶対大丈夫だと思えました。非常にうれしかったです。また、凶らずも、宮崎で生まれた牛が、松坂など全国の有名なブランドを持つ産地に購買されていることも知れ渡りました。宮崎の牛の産肉能力の高さが再評価されたと言ってもいいでしょう。高千穂を皮切りに子牛の競り市が再開されましたが、心配された価格の下落がほとんどなく、むしろ上げ基調にあることがその裏づけだと思います。「災いを転じて福となす」という言葉があります。知事がいつも言われる「ピンチをチャンスに」という言葉と同じです。よく考えてみれば、ピンチをチャンスに変えられる要素は幾つもあるのではないのでしょうか。県民みんなでそれを探しながら、力強い復興を目指していきたいものです。

それでは、まず、新たな総合計画について知事にお伺いします。

来年2月議会での提案が予定されている新しい総合計画については、昨年11月に開催された総合計画審議会以降、長期ビジョンを策定する

ための検討が進められております。この長期ビジョンは、20年後の本県の目指す姿と基本目標、この基本目標実現に向けた長期戦略、さらに10年間の分野別施策の方向性を示すものとなるようであります。20年といえば、4半世紀近いとても長い年月です。20年前、知事は、御自分が知事となり県民の圧倒的な支持を得ている姿を想像できたでしょうか。昨年夏に鳩山内閣総理大臣が誕生しましたが、1年後の今、総理大臣は菅さんになっております。また、政治情勢の変化に伴い、長年にわたり事業が続けられていた八ッ場ダムでは、地元の意見が十分に吸い上げられることもなく、政権の意向により一方的に事業が中断されております。このような状況の中、今回策定しようとする長期戦略が、それぞれの時代の政権が行う施策からかけ離れたものとなってしまうのではないか危惧をしております。

そこで、知事に2点お伺いします。現在の長期計画は、知事の任期に合わせた4年間の計画であります。次期計画では、これまでには一般的に10年だったのに、なぜ20年とすることにしたのか、また、これほど長期間ですと、先ほど述べましたことが危惧されますが、こういった心配がないのかをお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本県の人口は、20年後の平成42年には100万人を割り込み、昭和22年ごろの水準になると推計されております。また、高齢化率については、現在25.8%であります。20年後には、10ポイント以上高い36.2%になると推計されております。この2点だけを見ても社会基盤の整備や医療福祉の充実といった安全・安心な社会を構築・維持していくことは難しいものになると思われれます。そこで、知事は20年後の本県をどのよ

うな姿にしたいと考えておられるのか、お伺いいたします。

壇上での質問はこれまでとし、後は質問席からさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

新たな総合計画についてであります。

本県は、今後、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えることとなり、20年後には人口が100万人を割り込み、労働力人口も大幅に減少することが見込まれます。さらに、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や地球温暖化に対する世界的な取り組みの本格化など、私たちを取り巻く環境はこれから大きく変化してまいります。当然、社会のあり方や産業構造も大きく変わってまいりますので、本県の将来を考える上では、長期的な視点から何が大きな課題となるかをしっかりと見定め、本県の目指すべき姿やその実現に向けた戦略的な方策を示すことが必要であります。このため、新たな計画では、おおむね20年後を見据えた長期ビジョンを示し、その上で、分野別施策の方向性や4年間に重点的に取り組むアクションプランを描いてまいりたいと考えております。また、御指摘のように、今後20年の間には、予想以上の社会経済情勢の変化も想定されますので、こうした状況変化や国の施策の転換等に対しましては、定期的にあるいは必要に応じて計画の見直しを行い、的確に対応していく必要があると考えております。

次に、20年後の本県の姿についてありますが、これからの20年を考えますと、人口減少や人口構造の変化に伴い、本県の財政状況もますます厳しくなると見込まれますが、長期的な視点を持って、本県の強みやポテンシャルを最大

限に活用することにより、地域を維持・発展させていくことは可能であると思います。

まず、産業づくりでは、世界的に食料や資源不足が予想される中で、本県の強みである農林水産業を強化し東アジアの食料供給基地を目指すこと、あるいは、すぐれた日照条件や豊富なバイオマス資源を生かした新エネルギー関連産業を展開していくことができると考えております。

また、広域的な市町村の連携を進める一方で、地域におけるつながりを大切にする県民性を背景に、コミュニティの機能を強化することにより、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会を実現できると思います。

なお、このような社会を実現するためには、郷土に対する愛着や誇りを持ち、将来の地域や産業を支える夢と希望を持った人材の育成が何よりも重要であります。このような取り組みを通し、私は、本県が個性と活力に満ちた光り輝く宮崎として、県民の皆様が生き生きと暮らせる地域、さらにグローバル時代の国際社会にあっても存在感のある地域となることを願っております。〔降壇〕

○横田照夫議員 ただいま知事の考えをお聞きしたところですが、本県の未来を明るくするために、すべての県民が希望を持って暮らすことができる社会にしていく必要があると考えます。もともと自主財源が乏しい本県でありますけれども、三位一体の改革以降、県財政はますます厳しさを増しており、さらに今回の口蹄疫がとどめを刺すような状況になっております。このような状況のもと、県民すべての希望にこたえるような施策の展開は難しいものになっており、選択と集中が必要であると感じますが、どのような施策に重点を置いた計画を策

定されようとしているのでしょうか。ことし1月の施政方針演説において、鳩山首相が「新しい公共」について述べられ、円卓会議も始まりました。新しい公共は、そのとき初めて出された考え方ではなく以前からあった考え方ではありますが、でも、私はその考え方に賛成であります。これまで河川パートナーシップ事業として、河川の草刈りなどを地元住民にしてもらってきました。そうした団体に幾ばくかの助成をするものですが、その事業に参加する団体は右肩上がりにふえてきていると聞いております。今、国道とか県道などの道路沿いを見ますと、草ぼうぼうでガードレールも見えないぐらい、また、歩道も半分ぐらいしか利用できないくらい草が覆いかぶさっているところもたくさん見受けられます。でも、行政がしてくれるのを待っていて、だれも刈ろうとしません。道路沿いの草刈りとか沿道の花壇などの除草、これらは河川パートナーシップ事業のような方法で協働を誘導できないのでしょうか。これらはほんの初期の新しい公共だと考えますが、今後は、税金を当てにしない、住民による公共を引き出す施策を打ち出していくべきだと考えます。これらの考え方も含めて、今後、どのような施策に重点を置いた計画を策定されようとしているのか、県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（山下健次君） 今後の少子高齢・人口減少によりまして、厳しい財政状況が予想される中では、多様化します県民ニーズに対しまして、行政だけで対応していくことは質的にも量的にも困難になると考えております。このため、今後は、住民が主体的にコミュニティの運営に参画する意識の醸成を図りますとともに、民間団体や企業、NPOなど多様な主体との連携・協働によりまして、地域

づくり、産業づくりを進めていくことが重要になってくると考えております。さらに、環境や福祉などさまざまな地域社会の課題を解決していくために、公的な支援やボランティアのみに頼るのではなく、収入を得て持続可能な仕組みをつくっていきます、いわゆるソーシャルビジネスの推進にも力を入れていく必要があると考えております。

○横田照夫議員 多くの地区住民が地域のことににかかわりを持つことで、自分の周りに関心を払うようになり、先ほど知事が言われました、コミュニティー機能の強化や、だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現につながるというふうに考えます。河川パートナーシップ事業の例のように、行政がちょっと背中を押してやることで、住民参加が促されることも多いと考えますので、あらゆる方面で御一考いただきたいというふうに思います。

次に、口蹄疫関係予算についてお伺いします。県では、口蹄疫の発生以降、その対策関連として、7月までに5次の補正予算を組み、今回6回目となる補正予算が提案されています。これまでの補正予算は、防疫対策などの当面の対策に要する経費が主なものでしたが、今回提案されている予算には、口蹄疫からの復興対策となる事業が数多く盛り込まれているようです。口蹄疫により県内ほぼすべての産業が大きなダメージをこうむりましたが、今回の補正予算編成の基本的な考え方について知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 今回の補正予算は、復興対策事業を一体的かつ継続的に実施するための当面の財源確保と重要かつ緊急な事業の実施を基本として編成したものであります。具体的には、復興対策事業の財源として、県に30億

円の取り崩し型基金「宮崎県口蹄疫復興対策基金」を設置するとともに、財団法人宮崎県産業支援財団に中小企業等の復興支援を行う250億円の運用型基金「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」を設置することとしております。また、畜産農家の経営再開支援や発生地域での公共事業の実施など、緊急かつ重要な事業につきましては、今回造成する基金等を活用し実施するものであります。県といたしましては、今後とも、国に対して、復興対策に係る財政支援について強く要請しつつ、必要な復興対策に適時適切に対応した予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今回の口蹄疫対策関連補正予算は34億6,000万円ですが、その具体的な使途について総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 今回の補正予算での宮崎県口蹄疫復興対策基金を活用した事業の内訳としましては、西都・児湯地域等の発生地域における公共事業に約30億7,000万円を計上し、また、緊急に実施する必要のあります11の非公共事業に約3億9,000万円計上したものであります。主な非公共事業について具体的に申し上げますと、西都・児湯地域の6市町が行います復興戦略の企画・検討経費の助成に1,200万円、埋却地及び埋却地周辺の地下水や悪臭の調査等に約1,800万円、物産・観光等のイメージ回復を行いますイベントやPRに1億円、観察牛の導入や農家が導入する子牛を一定期間飼養する中間保有施設の運営など農家の経営再開支援に約1億3,300万円、県立農業大学校及び県立高鍋農業高校におきます実習用家畜の導入に約7,100万円などとなっております。

○横田照夫議員 この34億6,000万円のほかに、特措法23条に係る基金造成分として30億円を計

上しておられます。また、それとあわせて、国に300億円の基金造成をお願いしておられるわけですが、先日、西都市で行われました県民フォーラムにおいて、その中で公共事業に充てる予定としていた200億円のうちの100億円を別の用途に変更した旨の説明があったと聞いております。今の段階で100億円もの予算の用途変更があるということは、300億円の積算根拠が疑われかねないと考えますが、県民政策部長の説明を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 本県の再生・復興を図るための基金につきましては、畜産の再生やブランド回復、環境対策、さらには地域経済対策など、さまざまな施策に活用したいと考えておりまして、国に対しましては、個別の要望事項ごとに、その内容や総額320億円の積算根拠等を示しますとともに、関係省庁と協議を進めているところでございます。その中で、国において、新潟県中越地震、こういった従来の災害復旧の基金はいわゆる運用型でございまして、本県が提案しております取り崩し型については前例がないといったこと、あるいは公共事業については、取り崩し型の基金の使い道としてはなじまないといった意見が出ているとの情報があったところでございます。こういったことから、事業内容を再整理いたしまして、農畜産業の再生のため、緊急的に対応が必要な事業については、120億円の取り崩し型基金といたしまして、中長期的な対応を要するものについては、10年間で約200億円の活用が可能となる運用型の基金を創設する案を一つの考え方として国に提示をしたところでございます。

なお、この新たな提案におきましては、10年間の長期にわたるということから、産業構造の転換等に要する取り組みを強化する一方で、地

方単独の公共事業については圧縮をしたというところがございます。本県からの新たな提案も含めまして、現在、国において検討が行われているところでございます。どのような結論になるのかはわかりませんが、今後とも、必要に応じまして、基金の必要性について訴えてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 何かよくわかりませんが、わかりました。

次に、口蹄疫関係を質問させていただきます。今回の口蹄疫は、畜産農家のみならず、あらゆる産業に影響を与え、地域によっては産業の柱を失うなど、その影響は甚大なものとなっております。まさに災害と呼ぶにふさわしい状況であったのではないかと考えます。知事も、感染が拡大してきた5月18日には口蹄疫非常事態宣言を発表し、広く県民に口蹄疫防疫対策への協力を呼びかけたところであります。国、自衛隊、都道府県、市町村、各種団体、生産者、さらには多くの県民の方々の多大な御協力をいただき、口蹄疫の発生も徐々に抑えられ、7月27日には県内全域での移動制限区域が解除されたことから、非常事態宣言も解除されました。その後、口蹄疫ウイルスの不活化の処理を終えて、8月27日に終息宣言を出せることになったわけではありますが、その後遺症は非常に大きく、これからも今以上に大きな課題が出てくるのではないかと考えます。特に、被害の大きかった西都・児湯地区を初め、県内全体の畜産の復興・再生、さらには本県産業の復興により元気な宮崎を取り戻していくことが重要ではないかと考えます。そこで、今回の終息宣言を受けての知事の口蹄疫対策に対する総括と、今後の復興への意気込みについてお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫は、前例のない規模に拡大し、29万頭もの家畜を殺処分せざるを得ない状況となりまして、県内経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしていることは、大変残念に思っておるところであります。その一方で、農家の皆様を初め国や各県、市町村や関係団体などたくさんの方々の御尽力によりまして、他県への拡大を防いだことは、宮崎県として誇りに思っているのではないかと考えております。しかしながら、今回、さまざまな反省点もあります。例えば、中国や韓国で口蹄疫が発生した段階での事前の防疫体策や、殺処分から埋却までの迅速な対応ができたのかどうか、あるいは現場での指揮命令系統や一般車両も含めた消毒体制、情報提供体制等、一つ一つを検証し、国への提案・要望も含めて、今後に生かしていくことが必要であると考えております。また、本県の復興対策はこれからであります。8月19日に策定いたしました口蹄疫からの再生・復興方針では、「早急な県内経済・県民生活の回復」「全国モデルとなる畜産の再構築」、そして「産業構造・産地構造の転換」の3つを目標に掲げております。今回、本県が受けた被害は非常に大きく、この3つの目標を達成することは容易ではありませんが、国や市町村、企業や団体、さらに県民の皆様と一体となって、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今回の口蹄疫は、結果的に国内において過去に例を見ない規模に拡大をしてしまいました。このことは、現在の家畜伝染病予防法や防疫指針等のマニュアルが、今回発生したような大型の畜産農場や家畜の密集地での発生を想定していなかったことも、その要因の一つだと考えます。私は、今回の口蹄疫の防疫

対応については、さまざまな課題があったと考えておりまして、これから幾つかの点についてお伺いをしたいと考えておりますが、県においても、県独自での口蹄疫対策検証委員会を設置し、今回の防疫対応について検証をしていくと聞いております。そこで、まず、この検証委員会の位置づけと検証の内容について副知事にお尋ねします。

○副知事（河野俊嗣君） 御指摘のありました委員会は、今回の口蹄疫に係る一連の対策につきまして、客観的かつ専門的な観点から、問題点の検証や改善点の検討などを行うために設置したものでありまして、危機管理や家畜防疫の専門家を初め、市町村や団体の代表など8名で構成をされておりまして、県からは私がメンバーに入っております。第1回目の委員会を8月25日に開催いたしまして、その中で、調査すべき項目といたしまして、事前の予防段階から終息段階に至るまでの防疫対策でありますとか、防疫や支援体制を含めた県の危機管理体制、さらには市町村や他県、国、関係機関との連携のあり方、また、農家や商工業者、県民との連携や情報伝達などにつきまして、幅広く調査・検証を行うことを決定いたしましたところでありまして、また、この検証作業に当たりまして留意すべき点といたしまして、徹底的な情報収集及び情報共有に努める一方で、責任追及や犯人捜しの場にはせず、将来の防疫対策や危機管理対策に生かしていく観点から検証を進めるということを委員の間で確認したところでありまして、

今後、現地調査やヒアリング調査、さらには幅広くアンケート調査なども行いながら、10月末を目途に報告書を作成いたしまして、その成果は、詳細な危機管理マニュアルの作成でありますとか、県の防疫体制、危機管理体制の構

築、さらには国への提案事項の取りまとめなどに生かしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。それでは、今回の防疫対応に対して、私たちが考えたり疑問に感じたことを一つ一つ農政水産部長にお尋ねします。まず、臨床獣医師と県家畜保健衛生所、県家畜保健衛生所と動物衛生研究所との敷居が高いのではないかという指摘がありました。仮に違っていたとしても、気軽に相談できる体制が必要ではないでしょうか。また、検体を東京まで送らないといけないことも問題だというふうに感じました。それぞれの地方で検査できる体制づくりが必要なのではないのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜保健衛生所におきましては、日ごろより、獣医師等からの病性診断の依頼に積極的に対応するとともに、各種会議、研修会を通じて獣医師と情報交換を行ってきたところでございますが、今後とも、より連携を図ってまいりたいと考えております。また、口蹄疫の検査体制につきましては、ウイルスを漏出させない特殊な施設が必要であり、我が国では、OIE（国際獣疫事務局）が認めた動物衛生研究所1カ所のみとなっております。仮に、検査施設を本県に設置した場合、西日本各地から検体が持ち込まれることになり、検査施設の誘致については慎重を期すべきと考えております。今後、県といたしましては、簡易検査キットの導入などによりまして、現場で迅速に対応できる検査体制の確立を国に要望してまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 国道10号などでの全車両消毒がなかなか進みませんでした。ゴールデンウィーク後に急速に拡大したことを考えると、車での伝播の可能性も大きいと考えます。アスファ

ルト舗装を数センチ削って消毒槽をつくって、全車両の消毒をしたらどうかなどの提言もしましたが、実行されませんでした。後になって消毒マットとか消毒槽をつくって全車両消毒がなされましたが、当初、なかなか実施できなかった理由は何だったのでしょうか。また、今後、もし発生した場合は、すぐに全車両消毒となるのでしょうか。また、同じように道路封鎖に対しての考え方もお聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 当初、消毒ポイントにおける全車両消毒の義務づけにつきましては、法的根拠がないこと、また、幹線道路において大渋滞を引き起こすなど、県民生活に大きな支障を及ぼすこと、さらに、全車両消毒に対しての関係者のコンセンサスが得られていなかったことから、畜産関係車両を対象として消毒を行ったところでございます。しかし、その後、口蹄疫対策特別措置法が成立し、県知事の申請に基づき、農林水産大臣が指定した地域内において、全車両の消毒が義務づけられることとなりました。今後、本県で発生した場合には、今回の特別措置法の趣旨に基づき、県民の理解のもとに必要な対策を講じてまいります。

また、発生農場周辺の通行の制限につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、72時間以内に限定して対応することになりますが、この対象とならない道路の規制につきましては、防疫措置の効果や交通量、近隣農場の所在等を十分に勘案しつつ、警察や市町村等と連携しながら、適切に対応してまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 今、特別措置法の趣旨に基づきということをおっしゃいましたが、特措法は時限立法ですので、家伝法にうたう必要があるんじゃないのでしょうか。

埋却地確保の義務化の必要性を考えておられるようですが、例えば、佐土原町などには埋却地になるような土地が余りありません。また、農家は、当然、これまで使っていた畜舎での再開を考えておられます。農家に埋却地を義務づけることは非現実的だと考えます。そこで、行政が共同埋却地を確保しておくことを検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の対応につきましては、埋却地の確保や殺処分作業のおくれが防疫作業を進める上で大きな支障となったところであり、埋却地の確保は、今後の口蹄疫対策の課題の一つであると認識をいたしております。したがって、まずは個々の農家における埋却地確保状況の把握に努めるほか、国や市町村等の関係機関とも連携して、農家ごとの経営規模や地域の地理的な条件などを勘案しながら、共同埋却地の確保も含め、適切な手法を検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、ワクチン接種が初めて行われましたけれども、ワクチンの効果はあったと思われませんか、どうでしょうか。東京農工大の白井教授によりますと、2001年に口蹄疫が発生したオランダでは、即座に周辺の家畜にワクチンを打ち、感染拡大を防いだそうです。オランダは海拔よりも低い土地が多く、埋却できる場所が余りありません。埋却用地の確保が困難な点では日本と似ております。初期ならばワクチン接種の範囲が半径500メートル程度で済む場合もあるそうです。今回の本県の場合でも、もっと早くからワクチンを打つべしとの声もありましたが、発生当初から早期のワクチン接種を検討すべきではないでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） ワクチンを接

種し、効果を発揮するまでには、1週間から2週間が必要とされており、接種終了後、一定期間が経過した6月12日以降には、疑似患畜の発生が見られなくなったことから一定の効果はあったものと考えております。一方、発生初期においては、迅速な殺処分、埋却等の一連の基本的な防疫措置を徹底することにより、発生を一定エリア内で抑えることが何よりも重要であります。密集地帯での発生などでは、ワクチン接種も含めた、予防的殺処分について検討することも必要であると考えております。

○横田照夫議員 今回とられた特例措置についてですが、家畜改良事業団の種雄牛の避難と避難先での1頭への感染の際、それとワクチン接種牛の処分の際の生体での移動は特例的に行われました。特別大事な遺伝子の保護という観点からの民間所有も含めた種雄牛への特例と、処理効率を考えたワクチン接種地区の生体移動を法的に認めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の移動制限に係る県有種雄牛の特例措置につきましては、移動を行う際には、衛生管理が徹底されていること、移動先の周辺に家畜が飼養されていないこと、移動制限区域内の生産者等を含めた関係者の理解を得ることなど、口蹄疫の蔓延を防止するための一定の条件のもと、特別に認められたものであります。また、今回のワクチン接種家畜の処分時の移動につきましても、ワクチン接種後一定期間が経過していること、搬出当日に家畜防疫員による検査を受け、異常が認められないこと、これらを条件として特別に行ったものであります。今後は、種雄牛など、貴重な遺伝資源の保存や、迅速な殺処分、埋却等の防疫措置の観点から、これら移動制限に係

る特例措置について、家畜伝染病予防法等の見直しに反映されるよう、引き続き国に提案してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 10年前も今回も、初期症状は発熱とか食欲不振等で、いわゆる水疱とか流涎——多量のよだれ——はなかったということです。防疫マニュアルにそのことを反映させるべきではないでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、今回の一連の防疫対応の中で、経過観察で終わり発症しなかったものから、典型的な症状を呈していたものなど、多種多様な症例を経験したことから、今後、今回の防疫措置を検証した上で、症例集として取りまとめ、関係者に周知するとともに、防疫マニュアルの見直しにも反映していきたいと考えております。

○横田照夫議員 第1次補正で示された稲わら確保緊急対策事業のように、輸入稲わらに依存しない安全・安心な農畜産物の生産を目指して、今後さらに飼料用米の増産が考えられます。それに対応できるように、建設業者等と連携してコントラクターの育成をさらに進めるべきではないでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 畜産の担い手の減少や高齢化が進行する中で、飼料生産の作業等を請け負うコントラクターは、農業経営の規模拡大を支援する組織として大変重要な役割を担っております。特に、飼料用米等の粗飼料生産は、大型機械を使用する収穫作業が主体であることから、建設業者等が取り組みやすい分野であると考えております。このため、6月補正で措置した県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業を活用し、飼料用米の収穫に必要な機械や施設の整備などを通してコントラクターへの支援を行っているところであります。今後と

も、建設業者を初めとする多様な担い手としてのコントラクターの育成は、粗飼料自給率向上の観点からも大変重要であることから、今後さらに推進していく所存であります。

○横田照夫議員 今回は、農家自身の認識不足とか危機感の欠如及び防疫体制の不備も感染拡大の大きな要因ではなかったかと思われま。どこまで口蹄疫が広がっているのかなど、発生場所などの情報が伝わっていなかったことも指摘されております。早い情報提供が危機感の高揚につながるというふうに考えます。畜産業には部会とかその支部組織が充実しておりますので、そういう組織を使つての情報提供があつてもいいのではないのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の対応における農家に対する情報提供につきましては、国からの指示があり、疑似患畜と確定されてから公表していたため、周囲の農家の皆様などから、対応が遅い等の指摘があつたことは承知をいたしております。今後は、御指摘の畜産関係の組織の利用も含め、早期の情報提供のあり方について、国とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 口蹄疫、続けて大変申しわけないですけれども、今回、疑似患畜とワクチンとの補償の違いにより、結果的に家畜共済金等による不平等感が生じてしまいました。疑似患畜もワクチンも国の命令による強制的な殺処分でありますので、どちらも同じ扱いになることが望ましいというふうに思います。ワクチンのほうが結果的に補償額が低いとワクチン接種の拒否につながりかねません。いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 殺処分される家畜の補償につきましては、疑似患畜では、国

が評価額の5分の4を支払い、別途、5分の1相当を県が特別の経営再建支援補助金として支払うこととなっております。一方、ワクチン接種家畜については、農家に対して評価額の全額が補てんされることとなっております。家畜共済金の支払いにつきましては、疑似患畜について、再評価可能な家畜など一部の対象牛に共済金の支払いができる場合がありますが、ワクチン接種家畜については、評価額の全額が補償されるため、共済金の支払いができないこととなっております。未曾有の被害が発生した本県といたしましては、被害を受けた農家が円滑に経営再開できるよう、今後、国に対して、補てん金や家畜疾病互助基金制度の充実を要望してまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 以前ありました京都での鳥インフルエンザでは、3年後に掘り起こした結果、まだ腐食せずに残っていたとの報告を聞きました。今回の埋却方法ですけれども、穴を掘って、消石灰を散布して、ブルーシートを敷いて、その上に家畜を並べて、またさらに消石灰、ブルーシート、土、消石灰というような埋却方法をとりましたけれども、その方法というのは本当に正しかったのでしょうか。腐食を助ける土壌菌が入れないので、より環境悪化につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、当初の埋却方法は、ブルーシートで全体を覆う埋却方法をとっておりました。しかしながら、埋却地において体液等の流出や臭気が確認されるなど、従来の埋却方法に改良を行う必要が生じたことから、臭気や堆肥に関する専門家を招聘し、埋却地の状況調査を行うとともに、埋却方法についての検討を行ったところでござ

います。検討の結果、上部にかぶせるブルーシートを省くこととしたほか、おがくずや完熟堆肥などを活用することで、体液等の流出や臭気の防止を図り、あわせて、微生物による分解速度を高める方法に改善を行ったところであります。

○横田照夫議員 畜産の世界には、農家だけではなく、獣医とか人工授精師、削蹄師などがいます。今回のように、その地域に全く家畜がいなくなったらそれらの仕事はなくなりますし、経営再開してももとの頭数に戻るには相当年数かかります。国が強制的に殺処分した結果、仕事がなくなるのでありますので、何らかの措置を盛り込む必要があるのではないのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 獣医師や家畜人工授精師、削蹄師などの業務は、畜産農家が相手であり、口蹄疫の影響を直接受けられ、現金収入が入らない期間が相当発生するなど、非常に厳しい状況にあると認識をしております。このため、補正予算において、畜産経営体等生活支援資金を措置し、当面の生活資金として無利子の融資制度を準備したところです。なお、宮崎県口蹄疫被害義援金においては、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師も義援金の配分の対象にされたところであります。

○横田照夫議員 感染ルートですけれども、これを一つに特定するのは非常に難しいのではないのでしょうか。しかし、幾つかの可能性を示すことはできるというふうに思います。その可能性全部に対しての対処方法を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 先般、国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理においては、「ウイルスは、アジア地域から、人あるいは物の移動等に伴って、我が国へ侵入した可

能性が高いと考えられるが、現時点では、その経路を特定するに至っていない」とされております。今後、国において、侵入経路等について、引き続き調査が行われることとされており、県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに、宮崎県口蹄疫対策検証委員会においても、独自の調査チームにより感染経路の究明に取り組んでいるところであります。また、今後の対策につきましては、御指摘のとおり、可能性の高いものすべてにおいて、侵入防止対策を講じることが必要であり、空港や港湾など、水際での侵入防止対策について、国や関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、12項目質問をしましたが、本当はまだまだいっぱいあります。例えば、家畜改良事業団で殺処分された種雄牛の補償のあり方などもそうであります。国が家伝法を改正する際に、その協議の場に宮崎県が参加できるのかどうかわかりませんが、当事者であった宮崎県の意見は第一優先に反映されるべきだというふうに考えます。検証委員会でまとまったものがしっかりと家伝法上にうたわれるように強く訴えていただくことを要望したいと思います。

それでは、次に移ります。地域公共交通対策についてお尋ねします。県内でも幾つかの市町村でコミュニティバスを運行していますが、その利用状況はどうなっていますか。県民政策部長にお尋ねします。

○県民政策部長（山下健次君） 県内では、20の市町村においてコミュニティバスが運行されているところでございます。コミュニティバスは、バス事業者が運行いたします広域的・幹線的路線と相互に補完をしながら、地域の実情に

合わせて運行されておりまして、高齢者など地域住民の大切な移動手段となっているところでございます。この利用状況ですが、人口あるいは集落の状況から、地域によってさまざまでございますが、山間部などの条件不利地域では、大きな運行欠損額が生じているところもございます。

○横田照夫議員 路線バスの悪循環が深刻化して、赤字補てんでも経営が成り立たず、バス事業者が路線を撤退する地域が出ました。そして、このような交通不便地帯にコミュニティバスが導入されてきました。しかし、コミュニティバスは幾らかは住民に近くなったのかもしれませんが、基本的には決まった路線で決まった時刻に運行されるので、路線バスの悪循環が解消されている地域はほとんどなく、全国の99.9%が赤字運行になっているということでもあります。高齢化率は今後さらに上昇し、免許証を返上する人もさらに増加すると思われまして、都市部でも、新興住宅地の高齢化が進み、病院や買い物に行けない人がふえてくると思われまして、そういう交通弱者の足を確保するために、東大のプロジェクトチームが新しいオンデマンド交通システムを開発しました。このオンデマンド交通といいますのは、予約制の乗り合いバスとかタクシーのことです。路線バスのように決まった時刻とか決まった路線ではなく、乗客の希望時間と場所に合わせて移動します。しかし、別々の場所に異なる時間に行きたい利用者の希望をかなえるための運行計画の設定が難しいということでした。そこで、東大チームがITを利用したシステムを開発しました。パソコン等から入力された利用者の予約情報を計算し、最適な経路計算を行い、その結果を携帯端末を通じて運転手に通知させるという仕組みです。コス

ト面でもすぐれているそうです。ドア・ツー・ドア、つまり、家の前から目的地までという利用もできるそうです。実際の移動にかかった時間をデータベースに蓄積していくので、交通渋滞を避けるなど、実情に合った移動時間を算出ルートを定めるので、時間が非常に正確だそうです。

山梨県北杜市では、ことしの7月1日から、市内3地域で市内の全運送事業者が参加してオンデマンド交通の実証実験を始めました。利用者登録は1,400人超で、3地域の高齢者の8割にもなります。単に交通手段としてだけではなく、地域間のコミュニケーションを活発化させることができると考えておられるようです。この取り組みは、新たなビジネスモデル、地域活性化策として、既に30を超える自治体で実証実験が行われているということです。宮崎県内でも、地域公共交通対策として、この東大プロジェクトチームが開発したオンデマンド交通システムの導入を検討してみてもどうかと考えますが、県民生活部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（山下健次君） 東大方式のIT活用型のオンデマンドというのではなくて、非常に簡略な形のデマンド方式ということで、県内では6つの市町村において導入をしているところでございます。御指摘のITを活用しましたオンデマンド交通システムの実証実験につきましては、大変興味深く感じているところでございまして、今後の成果を注目したいと考えております。なお、県北地区では、総務省の地域ICT利活用広域連携事業を活用いたしまして、デマンド方式のバス運行支援システムの構築に今後取り組むこととしておりますので、県としても、関係行政機関等と連携を図ってまい

りたいと考えております。

○横田照夫議員 交通弱者は必然的に家に引きこもることになります。そういう人たちを外に引っ張り出すことが地域の活性化には必要だというふうに思います。新しいシステムには貪欲にアンテナを張りめぐらせて、積極的な検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、医療現場の負担軽減と医療費の削減等についてお伺いします。民間の患者等搬送事業を御存じでしょうか。通称「民間救急」と言っています。救急車を必要としない緊急性のない方を対象に、これらの者の医療機関への入退院や通院、転院、社会施設等などへの送迎に際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送を行うサービスです。車いすを固定できる福祉タクシー的なものと、救急車と同レベルの機材を積み込み看護師も同乗するものもあります。当然有料です。本来、救急業務は消防の救急隊が担っていますけれども、全国的に見て、救急出動件数は急増しておりますし、一方で、救急隊数は微増にとどまっており、利用ギャップは拡大をしてきました。その結果、現場到着所要時間が長引く傾向にありました。また、搬送人員の半数以上が入院の必要のない軽症者であり、特に、乳幼児、少年では、4分の3以上が軽症者となっています。このように、ただで、すぐに来てくれて、優先的に診てもらえるという利便性に着目して救急車を利用する者も多く見られるようです。また、病院を転院する際も救急車が利用されることが多いようですが、転院搬送は必ずしも救急を要するものばかりではありません。これも救急車の利便性にのみ着目して要請されることがかなりあると思われます。これらのことで、救急車の真に救急を要する傷病者への対応がおくれ、救命率に影響がでること

が懸念されてきました。

近年、そういった課題を解決するために、119番受信時に緊急度、重症度を選別する、いわゆるトリアージをしたり、交通手段がないとか、どの病院に行けばよいかわからないといった軽症利用者に、「#8000」とか「#7119」といった簡易なコール番号サービスを利用して、民間救急などの移送サービスとか病院情報の提供を行うなどをしてきた結果、全国的には救急出動件数及び救急搬送人員は減少傾向になってきています。しかし、残念ではありますが、平成20年度を19年度比で見ますと、救急出動件数では、全国平均がマイナス3.6%なんですけれども、宮崎県と大分県だけがプラスになっており、大分県がプラス0.2%、宮崎県がプラス0.8%で、宮崎県が最悪となっています。また、救急搬送人員も、全国平均はマイナス4.5%なんですけど、本県だけがプラスになっており、プラス0.1%であります。この結果を見る限りでは、消防救急の適正利用の啓発が今までできていなかったと言えますし、民間救急への認知度も低かったと言えます。今後、消防救急と民間救急の役割分担などを医療機関にも一般県民にも考えてもらう必要があるのではないのでしょうか。これまで、県北を中心に、コンビニ受診を減らして医師の疲弊対策とか医療現場の負担軽減を図ってこられましたけど、救急車と民間救急の適正利用もその一翼を担うと考えますし、救急搬送現場の負担軽減と真に急を要する傷病者が、必要なときに救急車を利用できるような改善もつながると考えます。消防救急と民間救急の役割分担とその啓発について、総務部長の考えをお聞かせください。

○総務部長（稲用博美君） 民間事業者によります患者等搬送事業につきましては、管轄しま

す各消防本部において、事業者の認定を行いますとともに、認定事業者の医療機関等への周知に取り組んでいるところであります。この患者等搬送事業が広く活用されることによりまして、高齢者等の通院や転院など、緊急性のない患者の搬送について、利便性の向上を図ることができる一方で、消防機関にとりましても、救急業務の負担軽減が図られるなど、県民及び消防機関双方にメリットがあるというふうに考えております。このため、各消防本部と県が連携いたしまして、県民の皆様に対し、救急車の適正利用の啓発及び患者等搬送事業の周知に一層取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。先月には、各消防本部と県による会議を開催いたしまして、ホームページや広報誌などによります広報活動を初め、医療機関に対する情報提供など、今後の取り組みにつきまして確認を行ったところであります。

○横田照夫議員 民間救急は、例えば、長期入院患者が、たまに一時帰宅する際などにも重宝されるんじゃないでしょうか。入院患者にも周知されるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、筋萎縮性側索硬化症という原因不明で進行性の神経難病があります。ALSとも言います。この病気は、運動神経が冒されて、手や足を初め体の自由がきかなくなり、話すことも、食べることも、呼吸することさえも困難になります。自立呼吸ができなくなったときには人工呼吸器を装着することになります。残念ながら、いまだに原因不明で、治療法もわかっておりません。県内には103名の患者がおられ、うち42名が人工呼吸器を装着しているそうです。こういう人たちにも、何としても行きたい冠婚葬祭もありますし、外食とか旅行にも行きたい

ところがあります。こういう望みをかなえるためには、やっぱり消防車と同様の装備を備えた民間救急が必要です。また、現在、県北の病院には神経内科がありません。県央などの病院に通院等する必要がありますが、民間救急での搬送は料金が高くついてしまいます。しかし、医療保険には移送費があるはずで、保険者である市町村の判断だそうですが、今まで扱ったことがないとか、事例がないとの理由で判断できずにいるというふう聞いております。これは、うちの病院では診れないから、県央の病院に行ってほしいといった医師の指示があれば適用されるのではないのでしょうか。こういった神経難病などの患者が気軽に民間救急を利用できるように、保険適用の判断をしていただきたいと考えます。そこで伺いますが、健康保険法上の移送費は、どのような制度なのでしょう。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 健康保険法上の移送費につきましては、負傷、疾病等のために移動が困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急的な必要性のため移送された場合に、その経済的な出費についての補てんを行うため、支給されるものであります。移送費が支給される要件については、健康保険法の規定により定められているところでありまして、移送により法に基づく適切な療養を受けたこと、移送の原因である疾病または負傷により移動することが困難であったこと、緊急その他やむを得なかったことのいずれにも該当することを保険者が認めた場合に支給されることとなっております。県におきましては、国民健康保険の移送費の適用について、保険者である市町村が、適切に判断できるよう助言・指導に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ということは、先ほどの案件等には移送費は適用できないということですね。法律でうたってある要件に合わないのならばしょうがないとも思います。でも、緊急やむを得ない場合だったら出るということですけども、緊急の場合だったら無償の救急車を使うのではないのでしょうか。何か矛盾を感じます。憲法では、人間らしく生きる権利として、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と第25条に生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としております。知事、私たちの周りには、ちょっと手助けをすれば人間らしく、また社会的行動ができる神経難病の患者さんのような人たちがたくさんおられます。そういう人たちが安心して社会活動できるように、国に対して働きかけをしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 難病患者の皆さんが大変御苦勞をされているということは、重々承知しているところであります。先日も、宮崎県難病団体連絡協議会から、難病に関する施策充実等々について、御要望をいただいたところであります。県といたしましては、今後とも、関係団体の御意見を十分に賜りながら、神経難病患者はもちろん、難病患者の皆さん全体に関して、安心して社会活動ができますよう、難病の医療費公費負担対象疾患の拡充等について、国に対して十分に働きかけを行っていきたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしくお願ひいたします。

次に、予防医療について伺います。けさの朝日新聞の社説の欄に、今から私が質問する内容とほぼ同じ内容の記事が載っていましたけれども、ここ最近、子宮頸がん予防の報道が多

なくなってきました。厚労省は、2011年度政府予算内の特別枠に子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込むことを決めようとしております。ワクチン接種の費用は4～5万円で、国、都道府県、市町村で負担し合って助成する仕組みを想定しているようです。子宮頸がんは10代前半のワクチン接種で予防が期待できますけれども、高額なため接種が普及せず、独自で公費助成する自治体もふえてきました。宮崎県内で公費助成している自治体はどのようになっていますか。また、国がこの事業に乗り出そうとしている理由は何なんでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、県内では、本年度から、全額助成が串間市、西米良村、諸塚村で、一部助成がえびの市で行われております。

国がワクチン接種の助成事業を行う理由につきましては、がん対策の一環として、10歳代にはワクチン接種、20歳代にはがん検診を受けるという一貫性のある対策を実施することにより、子宮頸がん予防のさらなる効果が期待されるとともに、現在議論されている予防接種法への位置づけの検討に役立てるためとされております。

○横田照夫議員 ワクチン接種全般における課題は、国の接種に対する姿勢にあるというふうに思われます。日本のワクチン接種体制は世界でも最悪です。ワクチンで防げる病気があるのに、接種を受けてくださいと積極的に情報を流す姿勢がありません。どんなによいワクチンが使えるようになって、これでは宝の持ち腐れです。国は、ワクチンの必要性をもっと伝えるなど、国民を病気から守るという積極的な姿勢

を見せるべきではないでしょうか。ワクチンを公費助成することで医療費削減につながったという報告もたくさんあります。

長野県波田町では、3年前に肺炎球菌ワクチンの公費助成を始めました。ワクチンの公費助成を始める前は、冬場の入院ベッドはインフルエンザから肺炎を併発した高齢者でいっぱい、町立病院なのに救急患者をよそに搬送しなければならない状況だったそうです。また、内科医の疲弊もひどくて、このままでは救急医療が立ち行かなくなると思われるほどだったそうです。そこで、75歳から79歳をターゲットに公費助成、これは町負担が2,000円、自己負担が4,000円ということですが、そういう公費助成をしたら、接種率が54%にふえて、その結果、ターゲット層の肺炎入院患者は3分の1になって、重症患者を断らないで済むようになったそうです。また、医療費抑制効果もありました。町がワクチン助成にかけた費用は累計で約160万円で、肺炎患者の入院減で減った医療費が約2,600万円だったそうです。

また、北海道せたな町。ここは平成13年に肺炎球菌ワクチンの公費助成を始めました。公費助成前、町の老人医療費は全国トップだったんですけれども、肺炎球菌ワクチン接種で、それが818位まで下がったそうです。

また、自治医大さいたま医療センター産婦人科の今野教授は、子宮頸がんワクチンを12歳の女子全員に接種したら、将来の治療費と労働費の損失がなくなることで、接種費を差し引いて190億円の黒字になると試算をしておられるようです。ワクチンは住民に予防医療の重要性を認識してもらう道具であり、健康への意識が高まれば医療費は減るということです。

このように、予防医療にお金をかけること

で、医療費全体を削減できるのであれば、現在の対処医療から予防医療へ考え方をシフトすることが重要ではないでしょうか。子供がかかる恐ろしい病気である細菌性髄膜炎に効くヒブワクチンもそうであります。胃潰瘍とか十二指腸潰瘍、胃がんを予防すると言われるピロリ菌の除菌治療もそうであります。全国的にワクチン接種などの予防医療に対する関心・動きが高まりつつあります。これらの動きを見て、県としてどのような方向づけを考えておられるのでしょうか。また、国に定期接種を要望することも大事ですけれども、助成する市町村に対し県が補助するなどの取り組みもするべきではないかと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） ワクチン接種につきましては、予防を重視した医療を進める上で大変有効な手段であり、その普及促進のためには、対象者が安心して接種が受けられる環境整備が必要であります。そのため、県といたしましては、接種事故に対する十分な補償や積極的な接種勧奨を行えるよう、予防接種法による定期接種への位置づけが必要と考えますことから、引き続き、あらゆる機会を通じて国に要望してまいります。また、接種費用の公費助成につきましては、国や市町村の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 副作用などの接種事故が起こり得ることも承知してはいますが、世界的にワクチン使用は広がりを見せている中で、何で日本だけが慎重になっているのか理解ができません。少子高齢化がさらに進む中で、医療財政や保険制度が破綻するかもしれないということは容易に想像できます。全国知事会とか全国担当者会議などで国にしっかりと訴えていただ

きたいと、このように考えます。

また、口腔ケアでも同じことが言えます。手術前に口腔ケアをすれば、術後の合併症が激減するという報告もありますし、口腔ケアをすることで医療費を大幅に削減できるということです。今、医療対策特別委員会で、口腔ケアに関する条例作成を目指しておりますが、県の口腔ケアに対する認識と、今後の方針を福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 口腔ケアにつきましては、糖尿病などの生活習慣病の予防にもつながるなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であると認識しております。そのため、県としましては、生涯を通じた歯の健康づくりが進められるよう、乳幼児健診時の歯科保健指導や学校歯科保健活動、成人期の節目年齢検診など、ライフステージに応じた歯科健診や保健指導の普及に努めているところであります。また、今後は、特に、高齢者や要介護者の歯科保健対策として、関係機関と連携を図りながら、訪問歯科診療や、誤嚥性肺炎の予防のための口腔ケアの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

次に、児童福祉についてお尋ねします。厚労省は、全国の児童相談所長を集めた会議を8月26日に開催しました。これは、8月に大阪府で起きた2児虐待死事件を受け、虐待が疑われるケースでの児童の安全確認を徹底することを確認することが目的であったと報じられております。国は、強制介入する臨検制度の活用を念頭に、虐待事例への早期介入を図る考えとされております。児童虐待は、幼い子供たちの命の問題、人としての尊厳にかかわる問題です。だれかがこの子供たちを救い、育ててやらなければ

ばなりません。不幸な境遇に生まれた子供でも、幸せになる道を社会が見つけていかなければならないと思います。そこで、このように社会的養護が必要な子供たちに対する知事の思いをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 児童虐待によりましてとうとい子供の命が失われるなどの深刻な事件が全国的に発生していることは、まことに痛ましい限りでございます。本来、自分を守ってくれるはずの親から受けた虐待というのは、子供の体だけではなく、心にも深い傷を残し、その子の健やかな成長と人格の形成に重大な影響を与えるものでありまして、決してあってはならない行為だと考えております。私は、社会の中での人間関係の希薄化が、このような児童虐待につながっている面があると考えておりますので、地域の温かな見守りの中で、次代を担う子供の一人として、未来に夢と希望を抱き、その子の個性に応じた将来の進路を選択することができるよう、支援していくことが我々の責務であろうかと考えております。

○横田照夫議員 社会的な養護が必要な子供たちが幸せになる道を探し出せるような支援のあり方について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 社会的な養護のあり方につきましては、何よりも家庭的な愛情を持って養育し、子供みずからの個性と社会性をはぐくむなど、自立に向けた支援を行うことが重要と考えております。このため、県におきましては、年齢や状況に応じたきめ細かなケアが可能となる施設の小規模化や里親制度の普及を図るとともに、施設を退所した子供を見守る地域ネットワークの構築にも努めているところであります。その中で、この9月には、児童養護施設等を退所した15歳から20歳までの子供

や若者に対して、暮らしの場を与え、就業を支援する自立援助ホームを県内で初めて認可したところであり、今後とも、社会的養護体制の充実に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 児童養護施設に引き続き、自立援助ホームで暮らしの場を与え、就業を支援していくということですので、非常に大きな期待をしたいというふうに思います。

次に、児童養護施設は、もともと孤児院から発展したものであると伺っております。孤児院から養護施設へと名称が変更になった戦後すぐの時期と違って、いわゆる孤児の数は減っているのではないかと思います。そこで、児童養護施設における入所理由の変化と現在の入所率などの現状、さらに、入所している子供たちが安心して生活を送るための課題はないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内の児童養護施設の年間入所率につきましては、ここ10年はおおむね90%を超えて推移しており、入所率が高い状況が続いております。最近の入所児童の傾向といたしましては、虐待の被害や発達障がい等を有するなど、特別な支援を要する児童が増加しております。その結果、施設においては、一人一人の児童に対するきめ細やかな支援ができにくくなっていると認識しております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、本年度より、児童福祉施設協議会との意見交換会を設け、対応策について検討しているところであります。

○横田照夫議員 今の入所理由の変化が、今の世情をよくあらわしているなどというふうに考えます。こういうことから、私たちが今、何をなすべきかということもよくわかるような気がします。

次に、児童自立支援施設についてお伺いします。本県には、児童福祉法に定める児童自立支援施設として、県立みやざき学園が設置されております。全国的には、入所している子供の長期的減少傾向が続く中、虐待を受けた経験とか発達障がい等を有する子供の割合が増加する傾向にあると言われておりますが、本県における入所児童数の推移について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県立みやざき学園につきましては、児童自立支援施設として、県に設置義務があり、昭和50年度に現在地に移転整備しております。移転当時の入所児童の延べ人数は300人で、その後、昭和58年度に350名を記録しましたが、それ以降、地域での少年非行問題に対する取り組み等により、入所児童数も減少してまいりまして、昨年度は、延べ人数で55人となっております。

○横田照夫議員 入所児童数が激減しているということは大いに評価できるというふうに考えます。しかし、問題も指摘されております。全国58の児童自立支援施設のうち、15施設で学校教育が実施されていないことが6月24日の読売新聞で報道されました。実施されていない15施設の中に本県のみやざき学園が含まれております。平成10年4月の児童福祉法の一部を改正する法律施行に伴い、入所中の児童を就学させる義務が課されました。また、平成18年の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」の報告書においても、学校教育の実施を積極的に推進することがうたわれております。改正法には経過措置があるとはいえ、10年以上学校教育が実施されておらず、改善が必要であると思えます。そこで、みやざき学園において学校教育が実施されていない理由と今後の対応について、

福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県立みやざき学園につきましては、児童が教育を受ける権利を保障するという法改正の趣旨にのっとり、関係機関による検討を重ねてまいりましたが、入所児童数の減少が続く中で、職員体制の問題など課題も多く残されております。現在、県立みやざき学園では、県教育委員会から5名の教員に出向していただき、そのほか、教員免許を有する非常勤職員5名を学習指導員として任用するなどし、入所児童が学校教育と同等の教育が受けられるよう十分な配慮を行っているところであります。県としましては、今後とも、教育委員会を初めとする関係機関と十分に連携し、協議をしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県教育委員会から教員が5名と非常勤5名の合計10名で55名の入所児童の教育に当たっておられるということで、学校教育同等か、それ以上の教育が施されているようで安心をいたしました。引き続きの充実をお願いしたいというふうに思います。

次に、改正臓器移植法についてお伺いします。平成9年10月の臓器移植法制定以来、脳死での臓器移植はこの12年余りで86件でありましたが、改正法が施行され、家族のみの承諾での提供が可能になった本年7月以降、既に8件が実施されております。今回の改正により、本人の意思表示がない場合は家族の承諾で可能となり、また、15歳未満の子供でも提供が可能になりました。そこで、これらの改正について、県民に対してどのように啓発をされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 臓器移植法改正に関する県民への啓発につきましては、7月の法施行を受けて、本人の臓器提供意思が不明

な場合も、家族の承諾で提供できるようになったことなど、法改正の内容について、宮崎県腎臓バンクのホームページや、ラジオ・新聞などを通じて、具体的に県民にお知らせしたところでございます。さらに、毎年10月は、臓器移植普及推進月間であることから、この推進月間にあわせ、関係団体の協力のもと、県内各地での普及啓発キャンペーンや、テレビ等による広報を計画しており、県民への一層の啓発を図ることとしております。

○横田照夫議員 宮崎県にも、臓器移植しか治療方法のない患者も大勢おられることと思います。県内の幾つの施設でこのような医療を受けることができるのかわかりませんが、医療機関の数や質により本県の患者が提供を受けられないような状況になることはないのか気になるところであります。そこで、本県における移植医療が可能な医療施設の状況と、そのような施設がない、または少なかった場合、本県の患者が提供を受けられなくなることはないのかを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の臓器移植が可能な施設につきましては、腎臓移植は県立宮崎病院で、また、角膜移植は宮崎大学医学部附属病院を含む県内2つの施設で対応可能であり、腎臓、角膜とも、県内で移植実績がございます。心臓や肝臓等の移植につきましては、本県に移植可能な施設はありませんので、九州大学病院など県外の専門施設において移植が行われることとなります。また、移植希望者は、臓器のあっせんを行う日本臓器移植ネットワークに登録しており、臓器提供の申し出がなされた場合、臓器ごとに定められた基準に基づき、県内に移植施設があるなしにかかわらず、全国の移植希望登録者の中から公平に選ばれること

となっております。

○横田照夫議員 公平に選ばれるということで、若干安心をいたしました。でも、地域医療体制の整備とともに、高度な医療を提供できる体制の整備もまた重要であると思いますので、県としても、積極的に取り組んでいかれるよう要望をさせていただきます。

次に、防災・災害対策についてお伺いします。9月1日は防災の日でありました。古来、この日を立春から数えて二百十日と呼び、台風災害の多い季節の始まりに注意を促しております。さて、この8月11日に、国土交通省は、深層崩壊推定頻度マップを公表しました。深層崩壊とは聞きなれない言葉ですが、表土層だけでなく、深層の風化した岩盤も一緒に崩れ落ちる現象で、発生頻度は表層崩壊によるがけ崩れなどよりも低いのですが、一度発生すると大きな被害を及ぼすとされております。この深層崩壊推定頻度マップによりますと、本県は、発生頻度が特に高いとされた県土面積の割合が、長野県に次いで2番目であり、本県はまさに危険地帯という内容のようであります。最近の気象の状況、防災施設の状況等を考えると、この深層崩壊推定頻度マップは、県民の不安をさらに増大させるものであります。そこで、この深層崩壊推定頻度マップをどう受けとめておられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今回公表された深層崩壊推定頻度マップは、国によれば、過去の発生事例から得られている情報をもとに、深層崩壊の相対的な発生頻度を推定したものであり、各地域の危険度を示す精度のものではないとされております。このため、国は、3年程度をめぐりに、深層崩壊の頻度が特に高いと推定

される地域を中心に調査を行い、溪流ごと、小さな流域ごとに評価をすることとなっております。さらに、危険と判断された箇所につきましては、必要に応じて天然ダムが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討を行うと聞いておりますので、県といたしましては、国と情報交換を密にしながら、適切な対応について協議していきたいと考えております。なお、土砂災害防止対策につきましては、引き続き、緊急度の高い箇所から砂防設備等の整備を順次進めますとともに、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の指定や、防災情報の提供を行うなど、ハード・ソフトの両面から総合的な対策を進めてまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 それでは、次に入札制度についてお伺いします。今、公共工事関係の入札は、ほとんどが一般競争入札で行われています。そして、その応札金額は、最低制限価格にほとんど張りついている状況です。その結果、同額でのくじ引きになったり、負けても数円違いというようなことで、運・不運によって落札者が決まるという状況になっています。こういう中で、よく当たる会社と当たらない会社、当たる、当たらないが適当かどうかわかりませんが、業者さんはそんなふうに表示をしておられます。そういう会社が発生をしております。

わかりやすいので測量業務の入札を例にとりますと、発注区分は、予定価格の大きさで4つに区分されています。当然、区分によって、用地測量では面積の大小、路線や河川測量では延長の大小がありますが、測量項目はほとんど変わりません。小さな仕事でも、大きな仕事でも、その規模が違うだけで仕事の内容はほとん

ど変わらないということです。つまり、ほとんどの業者は大きな仕事でもできる能力は持っているということです。また、入札条件として、会社の過去10年間の実績があります。過去10年間の間に、元請として仕事をした実績がないと入札資格がないんです。先ほど言いましたように、運がないと何回応札しても当たりません。このまま当たらなかつたら、前の実績が10年たって消えてしまいます。そうすると入札にも参加できなくなるんです。公共事業の予算が半減して、経済状況も悪い中、この10年間の実績条件は本当に必要なんでしょうか。大きな事業を幾つかに配分して受注機会をふやしてやるということはできないんでしょうか。また、1回受注した者はその仕事が完了するまで次の入札には参加できないなどの条件づけはできないんでしょうか。ワークシェアリング的な考え方で、できるだけ多くの業者が受注できる仕組みを考える必要があると思います。事業を細分化することで、事業が煩雑になったり経費がかさむことになるかもしれませんが、それは行政がこうむることもやむを得ないと考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 一般競争入札におきましては、品質確保を図る観点から、入札参加者の一定水準以上の履行能力の有無を判断することを目的として、通常、過去10年間に元請として同種の業務等を受注した実績を求めているところであります。しかしながら、求める受注実績につきましては、広く受注機会が持てるよう、必要最小限としております。測量業務を例にとりますと、市町村の受注実績も認めることや、予定価格200万円未満の小規模業務につきましては、実績の規模を問わないなどの配慮をしております。

また、議員の御質問にありましたワークシェアリングにつきましては、公共事業を効率的に執行し、コスト縮減を図る観点から、経済性や品質確保に十分な配慮をしながら、受注機会の確保を念頭に置きつつ、今後とも、適切な発注規模の設定に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 もう一つの入札条件として、配置技術者の過去の実績があります。用地測量は測量士の資格を持っていけばいいんですけれども、路線とか河川の測量には過去の実績が必要です。会社に高校とか大学の土木関係科を卒業した若者を雇ってくれという依頼が来るんですけれども、資格はあってもそういう子供たちは実績を持っておりませんので、雇い入れる余裕はありません。これでは、大事な技術の継承ができません。高校や大学の関係学科とか関係学部は成り立たなくなるんじゃないでしょうか。技術の継承ができなければ、将来の社会資本の安全性に危惧が生じます。本当に実績がなければいけないんでしょうか。測量士の資格だけではいけないんでしょうか。本当に今の入札制度でいいのだろうかと考えてしまいますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 測量業務委託の配置技術者の実績につきましては、品質確保を図る観点から、配置技術者の一定水準以上の履行能力の有無を判断することを目的として、同種業務の実績を求めているところであります。しかしながら、入札参加資格の要件としましては、広く受注機会の確保を図る観点から、必要最低限となるよう配慮しているところであります。県といたしましては、今後とも、公共事業の品質確保を図りながら、関係事業者や若手技術者の育成にも努めてまいりたいと考えており

ます。また、御意見のありました受注機会の確保につきましても、引き続き、入札契約制度の検証を随時行いながら、検討してまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 今は、いかに最低制限価格に近づけるかにほとんどの神経を集中して、一番肝心のいい仕事をしようというところに気持ちがいかないというような話も聞きます。また、入札条件がいろいろつけ加えられるごとに、小さな業者は入札の機会が少なくなってしまう。県は自分たちを淘汰しようとしているんじゃないかと。もしそうならば、息子や社員に転職を勧めるからそのようにはっきり言ってくれと、そういう悲痛な声もあります。入札制度は本当に難しい問題だと思いますが、これでもいいと思うのでなくて、小さな業者の声にもしっかりと耳を傾けていただき、できるだけ多くの業者が経営を営めるよう配慮をお願いしたいというふうに思います。

次に、中国人観光客の誘致について商工観光労働部長にお伺いします。ことし7月から、中国人への個人観光ビザの発給要件が緩和をされました。全国の自治体でも中国からの観光客獲得に向けた動きがいよいよ本格化しているようですが、現在のところ、東京や京都、大阪方面に観光や買い物に行かれる方が多いようであります。しかし、将来的には、我が国の四季の変化に富んだ地方の景観、温泉、グルメなどへの関心が高まっていくことが期待できるのではないのでしょうか。本県にも、地元の人がふだんは特に観光資源として思わないものでも、外部の人から見ると魅力的な観光資源もまだまだ隠されているというふうに思います。この眠れる観光資源を掘り起こし、県が積極的に地元と連携しながらPRしていくべきであると思います

が、御見解をお伺いいたします。

また、中国との国際便を持つ鹿児島県や福岡県、長崎県と連携をして、周遊プランなど各県と協力を進めていくべきと考えますが、あわせて御見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 近年の中国人観光客の本県への入り込み数につきましては、統計的にはまだ少ない状況でございますが、個人観光ビザの発給要件緩和等を背景に、ことしになりまして、細島港への上海クルーズ船の寄港、さらには長崎・鹿児島空港の定期便を結んだ本県を含む旅行商品の造成等の動きが出てきております。また、本県では、昨年からは、急増中の富裕層を対象に本県の恵まれたゴルフ環境の売り込み等も始めているところでございます。最近、本県を訪れた中国人観光客は、高千穂峡や青い海が広がる日南海岸、さらには日本一の宮崎牛などの食、また、おもてなし等について大変よい印象を持っていると聞いております。中国社会も今後成熟化していき、観光に対する考え方も、今の日本人と変わらない状況が早晚やってくると考えております。そのような動向を見通しながら、やはり本県の特徴であります豊かな自然環境、神話などの文化遺産など、観光資源を今後とも磨いていくことが大切であると考えております。また、先ほど議員が「眠っている観光資源」と言われましたけれども、オーシャンドームはまさにそうでございます。オーシャンドームの再生が本当に実現したらなというふうに思っているところでございます。

加えまして、本県の特徴でありますスポーツ合宿等の誘致につきましても、中国のアスリートなどを対象にした取り組み、あるいはスポーツメディカルなど医療観光の新たなメニューの

創出など、こういうものも検討していく必要があると考えております。また、海外からの観光客でありますので、九州あるいは南九州といった広域的なツアー商品の企画等を出していく必要があります。今後とも、地元、九州各県と連携しまして積極的に誘致に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 積極的な誘客に取り組むと同時に、通訳ボランティアの育成とか、飲食店メニューの多言語化、また、普及が著しい銀聯カードの取扱店をふやすなど、受け入れ体制の充実も必要だというふうに考えます。そこで、中国人観光客が気軽に県内を旅行できるような受け入れ体制の整備について、どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中国人観光客については、今後、国内各地域で誘致競争が激しくなると予想されておるわけでございますけれども、広い国土と多くの人口を抱える中国からの誘客を考えますと、やはり本県を訪れた中国人観光客のロコミ等による宣伝は、これからの本県への誘客のかぎになると考えております。したがって、本県が中国人観光客により印象を持たれるように、受け入れ体制に万全を期することが大切であると考えております。この受け入れ体制には、中国人観光客への観光情報の提供という側面と、滞在中の観光客の動向に対する配慮という側面から取り組む必要があると考えております。本県では、ことしから、観光関係者などに対しまして、中国からの観光客受け入れに関する講習会などを開催しているところでございますけれども、今後、ホテル、旅館、商店などでの中国語表示の整備、中国語パンフレットの充実、買い物などにおける利便性の向上、さらには本県が目指しておりま

す温かいおもてなしなど、中国人が旅行しやすい環境の整備に官民挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○横田照夫議員 ぜひ、頑張っていたいただきたいと思います。

最後になりますけれども、武道必修化について教育長にお伺いします。平成18年12月に教育基本法が改正され、平成24年度から武道が中学1年生で必修化になることが決まりました。先日、アントン・ヘーシンクさんが亡くなりました。東京オリンピックで、自他ともに日本のお家芸と認める柔道無差別級で日本代表の神永選手を破り、金メダルを獲得した人です。ヘーシンクさんは、勝利を決めた瞬間、喜び勇んで畳に駆け上がりとするオランダの関係者を激しく手で制するとともに、自身には笑顔もガッツポーズもありませんでした。敗者への敬意とその振る舞いに、多くの日本人がこの本物の柔道家を知ったそうです。また、相撲では、勝負が決まった後のだめ押しなどは禁止されています。これも同じ意味だというふうに考えます。明治維新の前の年、来日していたイギリス人が、偶然にも武士同士の果たし合いに出くわし、勝った方の武士が刀をおさめた瞬間、先ほどまで敵として戦っていた相手に、自分の羽織をもって遺体を覆い、ひざまずいて合掌する姿を見たときに、武士道の高貴さを知ったと述べているそうです。武道と武士道は若干違うかもしれませんが、惻隱の情とか、礼によって始まり礼によって終わるという武道精神をしっかりと教えることが、荒廃した日本人の心をよみがえらせることになるというふうに思います。

そこでお尋ねしますが、武道必修化の目的はどこにあるのでしょうか。必修化の背景には今の社会風潮があると考えます。日本人が元来

持っていた美しい心とか惻隱の情などを学ばせることもその目的にあると思いますが、そういうことを学ばせる時間的余裕はあるのでしょうか。それともわざわざ教えるのでしょうか。また、種目の選択はだれがするのかなど、あわせてお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 平成18年の教育基本法の改正におきましては、教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ということが新たに盛り込まれたところであります。これを受けまして、改訂された学習指導要領の中学校保健体育科では、武道の指導の充実が図られ、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすることなどが、重視されたところであります。なお、この伝統的な行動の仕方を守ろうとすることというのは、学習指導要領の解説によりますと、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとするというのは、武道とは、相手との直接的に攻防するという特徴があるので、「相手を尊重し合うための独自の作法、所作を守ることに取り組むことを示している。そのため、自分で自分を律する克己の心をあらわすものとして、礼儀を守るといふ考えがあることを理解し、取り組めるようにする」、このように記されているところであります。この新たな学習指導要領に基づきます取り組みであります。具体的には、平成24年度から、これまで中学校では選択であった武道を、全生徒が、中学校1年生から2年生の2年間で、柔道、剣道、相撲の中から少なくとも1種目は履修することになったところであります。なお、この3つの種目に限らず、地域や学校の実態に応じ、なぎなたなど、その他の武道

についても、学校長の裁量で履修させることができることとなっております。以上であります。

○横田照夫議員 体育の教師がみんな武道の経験者ではないと思いますが、その対策など、現在、武道の必修化に向けてどのように取り組んでおられるのかをお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会では、指導者の資質向上を図るために、保健体育科担当教員を対象に、武道に関する講習会を開催しているところでありますが、中学校における平成24年度からの武道必修化に向けまして、本年度は、柔道、剣道に加えまして、なぎなたについても、実技講習を実施することにいたしております。また、昨年度から、必修化に備えまして、武道における指導方法の工夫改善や、武道用具の整備、指導計画作成上の留意点等について指導を行ってきているところであります。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会とも連携しながら、今後とも、各中学校におきまして、武道の必修化が円滑に進められるとともに、先ほど述べましたような学習指導要領の趣旨が十分に達成できますように支援に努めていきたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 私は、この武道の必修化に大きな期待を寄せています。しかし、限られた時間の中で難しい面もあろうかと考えますが、できる限りその目的に近づけるよう御努力をお願いしたいというふうに考えます。

1 時間で質問が入らないかと思って一生懸命急いでしゃべりましたら、かなり時間が余ってしまいました。でも、通告したすべては終わりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で、本日の質問は終わり

ました。

あすの本会議は午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時43分散会

9月9日（木）

平成 22 年 9 月 9 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 函 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 明 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 藤 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざきを代表いたしまして、一括してお尋ねをいたしたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

改めて申し上げるまでもなく、我が国の経済情勢は、1990年代のバブル崩壊以降、経済成長のための政策対応が十分な効果を発揮しなかったこともあり、いまだデフレ状態から脱却できず、景気の低迷が続いております。この間の企業の収益悪化、消費の低迷、さらにはたび重なる減税措置などによりまして、約210兆円の税収が失われたとも言われており、一方で、国、地方を通じた借金の総額は860兆円を超え、実にGDPの1.8倍までに膨れ上がったのであります。このような中、エコポイント制度や臨時交付金の創設など、数度にわたり経済対策が実施され、その効果もあつてか、最近ようやく景気に持ち直しの動きが出始めたところであります。国においては、6月に新成長戦略を策定し、2011年度中には消費者物価上昇率をプラスにし、20年に及ぶデフレの終結を目指すこととしたところであります。しかしながら、ここに来て、ギリシャの財政危機に端を発したアメリカやヨーロッパなどを中心とした海外景気の下振れ懸念が急速に高まり、先月から円高、株安

が急激に進行しております。今後、金融緩和の一段の強化措置が講じられるようでありますが、このまま円高等が長期化する見通しとなりますと、景気の回復に深刻な影響を与えることが強く懸念され、口蹄疫により地域産業に大きな打撃を受けた本県にとっては、まさにダブルパンチとなるおそれがあります。また一方では、人口減少や少子高齢化など社会構造が激しく変化している中で、国と地方の役割分担の見直しや地方の税財源のあり方が議論されようとしております。地域主権や道州制の動きと相まって紆余曲折が予想されますが、税制改正や国の補助金の一括交付金化などの行方を含めて、地方公共団体の基本構造そのものに大きな影響が生じてくる可能性があるものと考えられるところであります。時代は今まさに変革期にあり、県政の将来を見通すことは極めて困難な状況であります。だからこそ私は、県民とともに宮崎県の将来を切り開いていく役割を担う知事には、強力なリーダーシップが求められるのではないかと思うのであります。

そこで、東国原知事に、2期目の進退につきまして、昨日も質問がありました。もう少し時間が欲しいということでもあります。現在、知事は、口蹄疫からの復興に全力で取り組んでおられ、そのこと自体は評価しているところであります。しかしながら、大きなダメージを受けた地域産業全体が復興・再生するには、これから多くの時間と労力が必要であり、そのためには、できるだけ早期に明確なビジョンとそれに基づく中長期的な具体策を示すことが必要であると思いますが、知事が進退を表明しない中では、必要な対策におくれが生じることも懸念されるところであります。口蹄疫からの早期復興を図るためには、知事は一日も早く態度を表明

すべきと考えますが、あえて見解をお伺いいたします。

次に、財政運営に関して何点かお伺いをいたします。知事は、就任直後から行財政改革に着手され、平成19年6月には宮崎県行財政改革大綱2007を策定されました。この中で、「本県の財政について、財政健全化へ向けて特段の対策を講じない場合には、毎年度の多額の収支不足から財政再建団体への転落が懸念されることから、財政改革に取り組む必要がある」との認識を示され、短期的には毎年度の多額の収支不足の圧縮、中長期的には県債残高を減少し、持続的に健全性が確保される財政構造への転換を進めるとしたところであります。このため、毎年度の予算編成において、人件費の削減、投資的経費の削減と重点化、さらには各種施策の選択と集中など、必要な見直しを進めてきたものと考えます。さまざまな制約がある中で、就任時の知事の考えのすべてが実現できる予算ではなかったものと思いますし、知事としては大変な御苦勞もあり、また、歯がゆく思うことも数多くあったことと思います。そこで、知事就任からこれまで実際の財政運営に携わり、4年の任期もあと4カ月余りとなった現時点で、本県財政状況に対する基本認識について、就任時と変わったのか変わっていないのか。また、変わったとしたら、どのような点が変わったのかお伺いをいたします。

また、今年度で計画の終期を迎える行財政改革の中で、特に財政改革について、今後どのようにあるべきとお考えなのかお伺いをいたします。

次に、来年度の予算編成についてであります。リーマンショック後の厳しい状況が続く中、本県の経済・雇用情勢は上向く気配が見ら

れず、依然として低調に推移しております。とりわけ、4月の口蹄疫発生に伴い、本県経済においては、畜産を初めとする農業はもとより、食品加工などの関連産業や観光業、運輸業などに深刻な影響が生じており、本来ならば地域経済の牽引役である地元建設業につきましても、近年の公共事業の縮減方針により、疲弊している状況にあります。地域経済の早期復興が喫緊の課題であります。また、医師不足などの医療問題、少子高齢化問題、増大する社会保障関係経費への対応、宮崎の未来を担う教育、さらには道路や港湾などの社会基盤の整備など、対処すべき課題は数多く残されておるのであります。一方で、歳入面に目を転じますと、景気の低迷により税収の増加は期待ができず、先ほど申し上げましたように、地方交付税制度を初めとする地方財政制度についても、今後どのように取り扱われていくのか、先を見通すことが困難な状況にあると考えます。県財政のかじ取りは非常に難しい局面を迎えていると考えられますが、来年度の予算編成について、どのように考えておられるのか、知事の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、口蹄疫対策の県財政に与える影響についてであります。4月20日に発生し、先月27日によようやく終息した口蹄疫につきましては、292戸の農家において疑似患畜が発生し、ワクチン接種農家を含め、県内総数の約3割に当たる29万頭の牛や豚が犠牲となりました。また、畜産関係者を初め、226名の方々が口蹄疫の影響で職を失い、直接・間接を含め2,350億円の被害が発生するものと推計されております。このような未曾有の被害をもたらした口蹄疫対策につきまして、知事におかれましては迅速に対応いただき、発生直後の4月28日に約33億円の補正予算

を措置されたのを初め、今回提案の補正予算案を含め6回にわたる補正で、合計884億円以上の口蹄疫対策予算を措置されました。このうち、国庫補助金等の特定財源を除く167億円を超える一般財源の多くについては、財政調整積立金の取り崩しに頼っているところであり、財政改革に取り組んでいる本県財政にとって、まさに深刻な影響を及ぼすのではないかと懸念されます。これらの口蹄疫対策の本県財政への影響と今後の財源対策についてお伺いをいたします。

次に、部局マニフェストについてお伺いをいたします。県では去る7月末に、部局マニフェストを公表されました。部局マニフェストは、各部局の責任者である各部局長一人一人が、各年度に重点的に取り組む施策・事業を盛り込んだマニフェストを年度当初に知事に提出し、その実行を知事と約束するものであります。その達成状況については、翌年度に自己評価を行い、達成状況報告書として取りまとめ、公表されているところであり、ここで、東国原知事が就任されて以降の部局マニフェストの達成状況報告書の評価を見ますと、目標が達成できたと評価された項目の割合は、最初の19年度が91.3%でありまして、翌年度の20年度は5.9ポイント下がりました85.4%、そして21年度も同様に85.4%となっているようであります。この目標達成率が最初の19年度と比較して下がったことにつきましては、目標値のハードルをより高く上げるように知事が指示をされた結果だと伺っておりますが、例えば本県の喫緊の課題であります医師不足解消につきまして、21年度に新たに2名の医師確保との目標に対して、実績はゼロと厳しい結果でありました。また、知事が御自身のマニフェストで4年で100社とうたっておられる新規企業立地100社につきまして

も、21年度までに69社と、こちらも目標達成に向けてクリアすべきハードルがかなり高い状況であります。しかしながら、目標は高くとも、ぜひ知事を筆頭に職員の皆様一丸となって、今後も目標達成に向けて頑張っていただきたいと考えるのであります。そこで、各部局長にお伺いをします。各部局長におかれましては、それぞれのマニフェスト作成に当たって、部局内の職員と意見交換をしながら、本年度、特に重点的に取り組もうとお考えになった項目をマニフェストに掲げられたと思います。各部局の本年度マニフェストに掲げられた主な項目と、その目標達成に向けてどのように取り組んでいかれるのか、それぞれお伺いをいたします。

次に、口蹄疫対策について何点かお尋ねをいたします。

まずは、発生から終息までの取り組み等についてであります。口蹄疫の発生によりまして、約29万頭もの家畜の命が犠牲となりました。この場をおかりして、多くの畜産農家の方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、今回は、畜産業界だけでなく、多くの関連産業に多大な影響が生じました。地域によっては、産業の柱を根本から失い、経済活動の停滞や雇用、生活への不安、環境対策など、さまざまな課題が生じているところであり、これらの影響を受けられた皆様方の御苦労は大変なものであると存じます。8月27日にすべての防疫措置が終了し、終息に至ったところではありますが、口蹄疫発生以来、感染拡大防止のため、発生農場での防疫措置や県内各地に設置された消毒ポイント等で、国や自衛隊、警察、また県や市町村の関係機関、さらには多くの関係団体の皆様方の献身的な防疫への対応について、深く敬意と感謝を申し上げます。さらに、県内外

から多くの励ましの言葉や30億円を超える義援金をいただくなど、たくさんの勇気と感動を与えていただいたところでもあります。

今回、甚大な被害が発生した口蹄疫ですが、県ではいち早く防疫対策本部を設置し、国や関係機関とも連携しながら、懸命な防疫対応をしていただいたと思います。しかしながら、結果的には、当初、過去の経験から早期封じ込めに自信を見せていた県当局の言葉とは裏腹に、防疫措置終了までに4カ月以上を要し、児湯地域から家畜がいなくなるという事態となってしまいました。それは、今回の口蹄疫ウイルスが10年前と比べ非常に感染力が強かったこと、発生地が家畜の密集地帯であったこと、さらには埋却地の確保がスムーズにできなかったことなど、数多くの点が指摘されておりますが、検証しなければならない課題もあるものと考えます。また、民間種雄牛の問題では、知事のブログやマスコミ報道等を介して、知事と大臣が鋭く対立をいたしました。知事の考えに賛同する意見がある一方で、地元の畜産団体からは特例措置に反対する意見が表明されるなど、県において国や地元と緊密な連携がとれていたのか、疑問に思う事態も見られたところでもあります。想定にない事象が次々と発生してくる中で、法や制度の枠組みが不備であった点はあるかと思いますが、今後は、今回の経験を再発防止に向け、どのように生かすかが重要だと考えます。そこで、今回の口蹄疫発生から終息までの取り組みの評価と基本的な認識についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

さらに、今後、二度と口蹄疫を発生させないため、感染ルートの解明が大変重要であると思われまます。感染原因調査の進捗状況と今後の対

策について、同じく知事にお伺いをいたします。

次に、口蹄疫からの復興対策についてであります。県は、8月19日に出された「口蹄疫からの再生・復興方針」の中で、県内経済への影響額につきまして、先ほど申し上げましたように、約2,350億円と算出しております。このとつもない金額を見ますと、今回の口蹄疫の県内経済・県民生活への影響の大きさを改めて痛感いたします。今回の口蹄疫は、発生した11の市町はもちろんのこと、発生しなかった市町村においても、移動制限や消毒の徹底、イベントの自粛等、あらゆる対策を講じてきており、発生市町と同様に、産業や生活への影響が出ております。また、県民を挙げてのこういった取り組みが、感染の拡大を何とか県内で抑えることにつながったのではないかと考えているところでもあります。失われてしまったものは、幾ら嘆いても返ってくるものではありません。肝心なのは、早くもとの水準に戻すための経済復興、畜産の再生に向けた対策を速やかに打ち出していくことであると私は思うのであります。今後、本県産業の再生や県民生活をもとに戻す取り組みが必要になってくるわけではありますが、とりわけ本県の基幹産業であります農業、中でも大きな比重を占めている畜産をどう再生させていくのか、ここが復興のかぎになるのではないかと思います。その中でも、今回、本県で殺処分された家畜約29万頭のうち約28万頭は西都・児湯地域であります。これをどう再生させるのか。農家の皆さん方の不安や戸惑いがどれほど大きいかは、容易に察せられるのであります。再発する心配はないのだろうか、あるいは本当に経営再建できるのだろうかといった、いろいろな難しい課題があると私も考えます。

このようなことを考えますと、今回の口蹄疫からの再生・復興に当たりましては、相当の予算や時間が必要でありますし、さまざまな困難が伴うことも覚悟しなければならないと思います。そこで、知事にお尋ねをいたします。今回の口蹄疫被害に対し、本県の再生・復興に向けてどのように取り組んでいくのか、国への要望の取り組みとあわせてお伺いをいたします。

また、西都・児湯の復興について、その取り組み方針と進め方についてもあわせてお伺いをしておきます。

次に、口蹄疫復興宝くじについてお尋ねをいたします。先ほど、口蹄疫対策の県財政への影響や今後の財源対策について申し上げましたが、今後も非常に多額の復興対策費が必要となり、県の財政は厳しい状況が続くものと認識しております。そこで提案であります。県の財源調達の手法の一つとして、宝くじという方策は考えられないのでしょうか。このことについて、さきの7月の臨時議会で、我が会派の西村議員もお尋ねしたところであります。例えば、今回上程されております口蹄疫復興対策基金の財源とするため、あの阪神・淡路大震災、そして新潟県中越大震災のときのように、復興目的の宝くじ、すなわち「宮崎県口蹄疫復興宝くじ」を発売してはどうかと考えますが、その可能性についてお伺いをしておきます。

次に、本県畜産の復興についてお尋ねをいたします。本県畜産は、肉用牛が全国3位、豚が2位と、全国でもトップクラスの生産規模を誇り、中でも今回の発生の中心であった児湯地域は、本県畜産の大きなウエートを占めるなど、地域経済を支える重要な産業になっております。このような中で、多くの家畜が犠牲とな

り、特に児湯地区の5町は、家畜が全くいない地域となってしまいました。また実際に、家畜を処分された農家のみならず、移動制限等により、多くの畜産農家が収入の道を断たれ、経営継続の危機に瀕している状況でもあります。幸いにして、8月31日の高千穂家畜市場を皮切りに再開した子牛市場において、予想されたほど大きな値崩れはなかったようであります。小林におきましても、前回より4万円高いということでもありました。一刻も早く安定した出荷体制に戻し、経営の安定と早期の経営再開を図ることが畜産農家のためでもあり、地域産業の復興にとっても大きな課題であります。経営再開に向けては、十分な支援が必要であると思いますが、口蹄疫発生農家及びワクチン接種農家と、それら以外の農家への経営再開に向けた支援策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

また、現在、宮崎牛の輸出に向けた取り組みについては、今回の口蹄疫により、相手国によってはストップしている状況となっております。輸出再開については、OIE（国際獣疫事務局）による清浄国としての認定が必要であると聞いておりますが、今後、どのような手続が必要なのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

また、一方で、今回の口蹄疫の被害から再生し、真に本県畜産の復興を図るためには、農家への経営支援策を講じることはもちろんのこと、二度と同じような事態を起こさないよう、今回の経験を生かした防疫体制の強化や再発防止を含めた産地体制を確立することが重要であります。口蹄疫の感染拡大を防止するために、我が国で初のワクチン接種を行い、健康な家畜についても予防的殺処分を行わなければならない

い事態を招いてしまいました。これは、口蹄疫の感染力が強かったことも一因ではありますが、発生した児湯地域が家畜密集地帯であったために、容易には感染拡大をとめることができなかったからでもあります。今後、畜産農家が安全・安心な畜産経営の再構築に取り組めるよう、全国のモデルとなるような再生に向けた強い取り組みが大事と考えます。そこで、本県畜産の再生に向けた取り組みと今後の畜産振興のあり方について、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、中小企業対策と雇用対策についてお尋ねをいたします。口蹄疫は、畜産業者のみならず、地域経済全体に大きな影響を与えました。牛、豚を原料とする食品加工業やそれらを運搬していた運送業など、直接的な影響を受けた業種もあります。また、運送業などは、宮崎ナンバーのトラックというだけで、全国の市場や農場、卸先などから締め出されたという風評被害もありました。さらには、人の動きが制限されたことで、ホテル・旅館業では宿泊・宴会のキャンセルが多数発生をし、飲食業にも人が集まらず、その結果、売り上げが大きく落ち込んだようでもあります。このように、地域経済が大打撃を受ける中で心配なのは、経営基盤がもとより厳しい中小企業が持ちこたえられるだろうかということでもあります。県といたしましては、影響を受けた中小企業の復興を支援するため、中小企業応援ファンドを創設することとありますが、それを活用してどのような支援を行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

また、報道では、口蹄疫の影響による離職者数が相当数に上っているようではありますが、離職者数はどうなっているのかお伺いします。さ

らに、その状況を踏まえ、離職を余儀なくされた失業者の方々に対して、どのような雇用対策を考えているのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いをいたします。

次に、義援金についてお尋ねをいたします。4月20日の口蹄疫発生以来、被害を受けられた畜産農家に対する支援を行うため、5月14日から義援金を募集し、これまでに県内はもとより、全国から約32億円もの多額の義援金が寄せられました。この間、当初、募集期間は7月30日までの予定であったところ、8月以降も本県を応援したいという温かい声を多数いただいたとのことで、県では地域経済の復興を支援の対象に加え、10月31日まで募集期間を延長されました。この義援金は、全国の皆様方の本県に対する思いやりと励まし、そして一日も早い本県畜産の復興を願う気持ちが込められたものであり、寄附していただいた皆様方のそのようなお気持ちにこたえられるよう、有益にかつ有効に配分していくことが本県の責務であると考えております。そこで、福祉保健部長にお伺いをいたします。先日、4回目の配分が行われたという報道がありました。これまでにどのような配分が行われたのか。また、今後、寄せられる義援金はどのように配分されるのかお聞かせください。

次に、本県の観光振興対策についてであります。

九州新幹線につきましては、先日、新聞にいいよいよ来年3月12日全線開通との記事がありました。また、「つばめ」「さくら」に続いて「みずほ」が運行され、大阪から鹿児島まで3時間47分で走行するということでもあります。ことしの3月には、九州新幹線「つばめ」の利用者数が、開業から6年目で2,000万人を突破して

おります。まだダイヤも発表されておらず、需要予測は難しいと思いますが、関西・中国地方と南九州との観光流動に大きな変化をもたらすものでありまして、本県におきましても、その誘客効果は必ずプラスに働くのではないのでしょうか。九州新幹線を活用した本県への誘客を図るために、沿線の熊本県、鹿児島県と連携したPRが効果的と考えられますが、どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお尋ねをしておきます。

次に、県内のインフラ整備についてであります。

まずは、細島港の整備についてであります。私は港湾審議会の委員を務めております。常日ごろ感じていることでありますが、海上輸送は一度に大量の貨物を安価に運ぶことが可能で、しかも地球環境にも優しいという特性を有しており、今後ますます重要な輸送手段になるものと考えます。その拠点となる港湾の整備については、ぜひとも必要であると認識しております。特に細島港は、ソーラーフロンティアなど新たな企業の利用により、今後、貨物量の大幅な増加が見込まれます。また、平成25年度には、東九州自動車道延岡―宮崎間の開通が予定されており、さらには今後、九州横断自動車道延岡線の整備が進むと、西九州との連携が強化されるなど、非常に高い潜在力を備えている港ではないかと思っております。このため、県におかれましては、貨物量の増大に対応するため、知事を先頭に、大型岸壁整備の平成23年度着手を国に対して強く働きかけてこられたところであります。私ども新みやざきといたしましても、ことし5月に国土交通省などに対し、整備の必要性を強く訴えてきたところでもあります。その成果として、先般、細島港が国の新規直轄事業

の着手対象となる重点港湾に選定をされました。また、大型岸壁の整備が国土交通省の平成23年度概算要求に盛り込まれたところでもあります。今後、財務省による予算査定等を控えてはおりますが、岸壁整備に向けまして一歩前進したのではないかと思うところであります。そこで、細島港について、県は今後どのような位置づけで整備を進め、また、大型岸壁整備の平成23年度の着手実現に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、あわせて県土整備部長にお尋ねをいたします。

次に、東九州自動車道についてであります。東九州自動車道については、高鍋―西都間がことし7月17日に開通し、8月28日、開通式典が盛大に開催されたところであります。また、門川―日向間についても、今年12月4日、開通予定となるなど、目に見えて整備が進んでまいりました。大変喜ばしいことで、知事を初め関係各位に改めて敬意を表したいと存じます。東九州自動車道は、九州縦貫自動車と連結することにより、九州を一周する循環型高速道路ネットワークを形成し、九州の一体的浮揚を担うものであり、沿線には重要港湾や空港等の交通拠点、商工業都市が位置しており、すぐれたポテンシャルを有するものであることから、一日も早い全線開通に向けての取り組みが必要であります。そこで、東九州自動車道の今後の見通しと県としての取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、均衡ある国県道の整備についてであります。県土の均衡ある発展を図るために、高速道路を初め、県内道路網の動脈とも言える地域高規格道路や国道などの幹線道路や地域に密着した生活道路である県道など、県内道路網を一体的に整備することが重要であります。公共事

業の大幅削減など、道路整備を取り巻く環境が厳しさを増しておりますが、まだまだ本県の道路整備は必要であります。そこで、本県の国県道整備の今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、梅雨前線豪雨による被害状況等についてお尋ねをいたします。

本県は、地形が急峻で、シラスなど脆弱な地質が広範囲に分布しており、台風や集中豪雨等による災害が発生しやすい特性があります。ここ数年、大規模かつ広範囲にわたる災害は発生しておりませんでした。地球温暖化の影響からか、いわゆるゲリラ的な豪雨が全国的に増加傾向にあることから、本県においても、その発生が大変危惧されていたところでありました。このような中で、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨によりまして、北諸県地域を中心に、西諸県、南那珂地域において、大きな被害が発生しました。特に7月2日から4日にかけて、1時間に100ミリを超えるという記録的な豪雨に見舞われまして、都城市で1名の男性が行方不明となっておりますほか、人家の裏山の崩壊などに伴う家屋の全半壊や床上・床下浸水が発生するとともに、道路、河川などの公共土木施設や林地などにおきましても多くの被害を受けました。また、農作物被害につきましては、田植えを終えたばかりの普通期水稻への土砂流入やたばこの冠水被害が発生するとともに、農地や水路などの農業用施設につきましても大きな被害が発生したようでありまして、地域農業の基盤そのものが大きく崩壊したところもあると聞いております。被災された方々に対しまして、この場をおかりしまして、心からお見舞いを申し上げます。台風シーズンとなりまして、二次的な被害も心配される中、県民

の安全・安心を確保するとともに、生活基盤の復興を図るために、被害を受けた箇所の日も早い復旧をお願いするものであります。そこで、今回の梅雨前線豪雨による被害状況と今後の復旧対策について、環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長にそれぞれお伺いをいたします。

次に、火山砂防対策についてお尋ねをいたします。集中豪雨で怖いのは、先ほどの河川のはんらんや土砂災害のほか、火山性の土石流であります。私の住んでいる地域は、霧島山系の中で特に土石流が発生しやすい地域であります。今回の集中豪雨の際にも、都城地区のほかに、小林市の生駒地区でも土石流が発生しました。霧島山系の多くは国有林が占めており、対策については、その調整が必要であると考えますが、霧島地域の火山砂防対策と小林市生駒地区の土砂災害の復旧について、県土整備部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、林業問題についてお尋ねいたします。

本県は、400年の歴史を誇る飢肥林業を初め、昭和30年代から取り組んできました拡大造林によって、杉を中心とした人工林資源が充実し、全国に先駆けて本格的な木材資源の利用段階に入っており、我が国の主要な国産材供給基地であります。しかしながら、我が国の林業・林産業の状況を見ますと、ヨーロッパなどの先進林業国に比較して、路網整備が極端におくれるなど生産性が低く、また、今や国際商品となった木材の価格は輸入材に左右され、長期にわたり低迷しており、林家等の森林や林業に対する投資意欲が低下しているのであります。このような中、国において、木材自給率を50%以上に引き上げるといった大きな目標を掲げた森林・林業再生プランが昨年末に策定されました。現

在、林業や林産業の再生に向けたさまざまな改革の方向が検討されていると伺っております。また、本年6月11日の第174回国会における内閣総理大臣の所信表明演説においても、「低炭素社会で新たな役割も期待される林業は、戦後植林された樹木が成長しており、路網整備等の支援により林業再生を期待できる好機にあります」との発言があり、林業再生に向けて国の意気込みがあらわれているものと期待をしております。そこで、今般の森林・林業再生プランの目的とは具体的に何なのか。また、国の大きな政策転換を受けて、本県では今後どのように取り組んでいかれるのか、その状況について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

次に、医療対策についてお伺いいたします。

まずは、医師確保対策についてであります。私は、県議会議員に当選して以来、「医療の格差はあってはならない。県民が県内どこに住もうと、ひとしく安心な医療が受けられねばならない」、このような観点から、たびたびこの医療問題について訴えてまいりました。県の医療計画でも、「すべての県民が、質の高い医療サービスを安心して受けられる医療体制の確立」ということが基本理念として掲げられております。しかしながら、現実はこの理念からほど遠く、医師不足や地域医療の崩壊といった医療問題が連日報道されております。特に、医師不足はますます深刻化しており、私の地元の小林市立市民病院は、最新式のMRIの導入など、西諸地域の中核基幹病院としての充実が図られまして、ことし4月、グランドオープンしたものの、肝心の医師が引き揚げられ、診療機能が低下するという事態に陥りました。また、先般、県立病院の決算のニュースも報道されまして、ここでも医師不足によって収益が上がらず、赤

字とのことであります。いつまで私どもは医師不足に泣かされなければならないのでしょうか。医師不足の大きな要因の一つとして、平成16年度の新医師臨床研修制度があると言われております。この制度の導入により、研修医が自由に研修先の病院を選択することができるようになった。このことから、症例の多い都市部の病院を希望する研修医が増加して、反対に、大学病院を選択する研修医は減少してしまいました。その結果、大学病院でも医師が足りなくなり、地域の中核病院に派遣している医師を引き揚げざるを得なくなった。このことが中核病院の医師不足となる原因としての構図のようであります。国では、この状況を受けまして、昨年度、都市部での定員削減など、臨床研修医制度の見直しが行われたようであります。その見直しの結果、本県の臨床研修医の確保につながったのか、まずは福祉保健部長にお伺いをいたします。

次に、医師不足解消に向けての取り組みであります。国においては、ようやく重い腰を上げ、従来抑制してきた医師養成数を増加に転じまして、平成22年度の医学部入学定員は約8,800名と過去最大となっておりますが、その効果があられるのは、約10年を要すると言われております。また、国は昨年、医師確保や救急医療の確保など、地域医療対策を地域の実情に応じて推進するため、地域医療再生臨時特例交付金制度を創設し、地域の医療課題を解決しようとしております。一方、県においても、医師修学資金の貸与、医師派遣システム、また、ことしは残念な結果でありましたが、宮崎大学と連携した地域枠の設定など、さまざまな対策に取り組んでおられるのであります。なかなか国や県でも医師不足を解消するための特効薬はないよ

うであります。住民が今住んでいる地域で安心して医療が受けられるようにすることは、待ったなしの課題であります。今後、医師不足解消に向けてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

次に、本県の精神医療についてであります。これまで入院処遇を中心に進められてきた我が国の精神保健医療福祉施策は、今まさに大きな転換期を迎えておるのであります。厚生労働省では、精神保健医療福祉のさらなる改革として、「地域を拠点とする共生社会の実現」に向けて、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、その実現に向けた本格的な取り組みが始まり、各県でもこれに呼応する形でさまざまな取り組みが展開されていると伺っております。本県では、厚生労働省が公表した資料によりますと、人口10万人当たりの精神疾患による入院患者数は490.8人と、全国ワースト3位となっているようであります。これにはさまざまな原因が考えられると思いますが、データ的に見ますと、ここ10年、本県の入院患者数はほとんど変わりが無いのに対して、他県では、国の方針等に基づき、さまざまな施策を展開され、入院患者数を減らしてきております。

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念を実現するためには、地域で生活する精神障がい者が、必要なときにいつでも適切な医療を受けられるということが整備される必要があると考えます。本県のこのような現状を見ますと、精神保健医療施策のより一層の充実が求められると思うのであります。また、地域生活を安心して送るためには、セーフティネットとしての精神科救急の役割が重要であると思うのであります。精神科救急の本県の現状を見ますと、平日の夜間の体制は整備されておらず、民

間の精神科や県立宮崎病院精神医療センターのお医者さんたちの崇高な志に依存しているのが現状であるようであります。そこで、福祉保健部長にお尋ねいたします。他県に大変なおくれをとっていると言われる本県の精神保健医療福祉施策をどのように進めていかれる考えなのか。また、精神科救急の充実を今後どのように図っていかれるのかお伺いしておきます。

また、病院局長にお尋ねいたします。昨年度、本県の精神疾患に関する全県レベルの中核病院として県立宮崎病院内にオープンした精神医療センターを、本県の精神医療の充実に向けてどのように運営されていかれるおつもりなのかお伺いしておきます。

次に、県立病院事業の新しい中期経営計画についてであります。昨年度、県立病院の経営形態について検討が行われまして、その結果、現在の経営形態を継続し、今年度から3年間、さらに経営改革に取り組んだ上で、平成25年度に再度、経営形態を見直すということになったようであります。しかしながら、先日公表された平成21年度の県立病院の決算見込みでは、御案内のように、約11億円余の赤字となり、中期経営計画の目標を約7億円余も下回ったようであります。これまで病院局では、現在の中期経営計画に基づき、高度で良質な医療の確保と経営の健全化の両立に懸命に努力され、20年度まではこの計画を上回る成果でありました。しかし、21年度は、現在の中期経営計画では想定されなかった全国的な医師不足の影響によりまして、収支が悪化したと伺っております。医師確保が難しく、医業収入の確保が思うようにならない現状での経営健全化には、費用削減を図るしか方法はないと思いますが、既に病院局においては、これまでの取り組みにより、打つべき

手は打ってこられたと私は思っております。現在の中期経営計画の最終年度である今年度には単年度黒字化を目指すという計画目標の達成はできないのではないかと考えます。このような中、病院局では、今後3年間の経営健全化の目標を定めた新しい中期経営計画を策定されるということではありますが、医師不足の問題に明るい兆しが見えない中では、医療の質の向上と健全経営が両輪となった実現性のある計画を策定できるのか、甚だ疑問なところがあります。そこで、医師確保がままならない中で、新しい中期経営計画では収支上の目標をどのように考えておられるのか、また、今後の病院運営のポイントは何か、病院局長にお尋ねをいたします。

次に、教育施策及びスポーツ振興についてであります。

まずは、さきに開催されました全国高等学校総合文化祭についてであります。第34回全国高等学校総合文化祭宮崎大会が「とき放て創造の力 熱き太陽の光と共に」の大会テーマのもと、8月1日から5日までの5日間、県内7市1町において開催され、総合開会式やパレードのほか、演劇や郷土芸能など、24部門での発表等がありました。本大会は、全国の都道府県持ち回りの大会で、本県では50年に一度の開催となる大会でありました。一時は、口蹄疫の影響により、開催できるか心配されました。予定どおり開催することができて、本当によかったと思います。改めて、関係各位の御努力に対して、深く敬意を表するものであります。私も宮崎市で開催された総合開会式に出席させていただきました。生徒実行委員会委員長を務めた宮崎西高等学校3年の結城葵さんのすばらしいあいさつに胸を熱くしたのは、私だけではなかったと思います。全国からよりすぐりの高校生が

相集って開催されるこの大会は、本県高校生はもとより、本県にとりましても非常に意義深い大会であったと思います。この大会をどのように総括し、また、今後この大会の成果をどのように生かしていかれるのか、まずは教育長にお伺いをいたします。

次に、本県のスポーツ競技力向上についてお伺いをいたします。昨年度、新潟県で開催されました「トキめき新潟国体」におきまして、目標としておりました天皇杯順位30位台を確保することができませんでした。また、本年度、沖縄で開催された全国高校総体では、陸上競技や柔道競技での輝かしい個人優勝はあるものの、団体、個人を合計した入賞数は33と、昨年度の44を下回りました。しかしながら一方で、全国中学校体育大会では、団体、個人を合計した入賞数が10と、昨年度の6を大きく上回っており、若い力が育っていることも感じます。スポーツにおける本県選手の活躍は、県民に夢と感動を与え、とりわけ国体などは、県民の誇りや一体感を醸成するとともに、社会に活力を生み出し、本県経済の発展にも広く寄与するものであり、したがって、競技力向上を通じたスポーツの振興は、県勢発展を図る上で大変重要な課題であると考えております。そこで、本県スポーツの競技力向上にどのように取り組んでおられるのか、教育長にお伺いをいたします。

また、今月下旬から、千葉県で「ゆめ半島千葉国体」が開催されます。本年は口蹄疫の発生によりまして、選手の皆さんは、日ごろの練習の制限や対外試合の自粛など、さまざまな影響があったと言われておりますが、このような状況の中で、「ゆめ半島千葉国体」にどのように臨もうとされているのか、教育長にお尋ねをいたします。

最後になりますが、県民の安全・安心の確保についてお伺いをいたします。

警察行政につきましては、犯罪捜査や治安の維持はもとより、犯罪情勢の的確な分析に基づく街頭犯罪の抑止や地域安全活動の推進、また交通事故対策や少年非行の防止、さらには犯罪被害者支援の推進など、県民生活の細部にわたって、その安全・安心の確保に極めて重要な役割を果たしております。このような中で、最近の治安情勢を見ますと、刑法犯そのものの数は減少傾向にありますが、一方で、振り込め詐欺に代表される高齢者をねらった犯罪や子供や女性が犯罪に巻き込まれるケースの増加など、地域住民が安心して暮らせる社会の実現に向け、これまで以上の取り組みが求められるところでもあります。また、個人のモラルの低下、地域社会の連帯意識が希薄になる中で、児童虐待や薬物乱用、最近では高齢者の行方不明の問題など、新たな社会問題も数多く発生してきておるのであります。本県におきましても、平成21年度中の児童虐待事件の検挙件数は、前年度対比プラス3件の7件、薬物乱用事犯の検挙件数につきましても、前年度比プラス21件の何と123件と、いずれも増加しているところでもあります。加えて、冒頭申し上げましたように、最近の景気・雇用情勢が厳しさを増す中であって、社会的な不安の増大、あるいは治安情勢が悪化することも懸念される所でもあります。そこで、お忙しい中にお越しいただきました公安委員長にお伺いをいたします。佐藤公安委員長は、昨年11月に公安委員に就任され、本議会の冒頭に御紹介がありましたように、8月1日から警察行政の管理を担う公安委員会のトップに就任されたわけでありまして、警察行政をめぐる情勢が変化していく中で、現在の本県の治安

情勢をどのように認識されておられるのか、また、公安委員長としての基本的な考え方をお聞かせいただきまして、壇上からの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

次期知事選挙についてであります。私は知事に就任以来、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成はもちろんのこと、さまざまな行政課題の解決に、一日一日、全身全霊を傾けて取り組んでまいりました。また、口蹄疫からの再生・復興につきましても、県といたしまして、8月に策定させていただきました「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、国、市町村、関係団体、そして県民の皆様と一体となり、文字どおり県民総力戦で取り組んでいるところでもあります。お尋ねの次期知事選挙への私の対応につきましては、じっくり考える時間を持つことができない状況にありましたので、いまだ結論に至っていないところでもあります。この9月議会中のできるだけ早い機会に、県民の代表であります県議会の場で発言の場をいただき、私の態度を明らかにできるように努めたいと考えておりますので、県議会の皆様、そして県民の皆様には大変申しわけありませんが、今しばらくお時間をいただくことに御理解いただきたいと思っております。

本県財政状況に対する基本認識についてであります。私が知事に就任しました平成19年1月時点において、地方財政は、地方交付税の総額抑制により厳しさが増すとともに、税源の偏在のため、地域により財政力に大きな格差が生じておりまして、本県のように、地方交付税を初めとする依存財源に頼らざるを得ない財政基盤の脆弱な地方自治体としては、特に地方交付税

など地方財源の先行きの不透明さから、明快な展望が描けない状況にありました。その後、3年9カ月が経過しようとしている現時点において、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税等について、ある程度は回復傾向にあるものの、本県においては、まだまだ削減前の規模に至ってはならず、また、長引く景気低迷等の影響によりまして、県税収入は減少の一途をたどっており、さらには口蹄疫への対応等により財政負担を余儀なくされるなど、本県の財政状況は引き続き厳しい状況に置かれているものと認識をしているところであります。

次に、財政改革についてであります。先ほど申し上げましたとおり、本県財政は引き続き厳しい状況にありまして、このまま景気の低迷が続きますと、あと数年で財政調整のための基金が枯渇し、予算編成が困難となることが見込まれております。したがって、これまで以上に選択と集中を基本とした歳出の縮減・重点化、歳入の積極的な確保、また予算執行段階での徹底した節約等に努めるなど、思い切った財政改革に取り組み、基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指していくことが必要であると考えるところであります。

次に、来年度の予算編成についてであります。少子高齢化や過疎化の進行等により行政経費が累増する一方で、世界的な経済危機の影響により税収等が落ち込む中、今回の口蹄疫対策において多額の財政負担を余儀なくされるなど、本県の財政状況は、極めて厳しい状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえ、まずは基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に推進していく必要があるものと考えておりま

す。また、その一方では、経済や雇用の回復など緊急的な課題に対応するとともに、本格的な人口減少社会の到来など、将来的な課題へ対応する重点施策に積極的に取り組んでいくことも重要であります。したがって、平成23年度当初予算につきましては、財政改革のさらなる取り組みによる徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応した優先度の高い施策や事業に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、口蹄疫対策の本県財政への影響等についてであります。口蹄疫対策予算の総額であります。今回提案の補正予算案を含め6回の補正予算を措置することとしておりまして、その総額は884億4,700万円余となっており、これから国からの補助金等の特定財源を除いた167億3,100万円余が一般財源となっております。この167億円余の一般財源のうち、特別交付税や決算剰余金等を除く70億円余については、財政調整積立金の取り崩しにより賄っておりまして、その結果、年度当初時点で約117億円残るものと見込んでいた財政調整積立金は、現時点で約46億円の見込みとなっており、このままでは来年度の予算編成が難しくなるなど、極めて厳しい状況を想定しているところであります。したがって、口蹄疫により本県がこうむった甚大な被害の実態や国におけるこれまでの大臣発言、口蹄疫対策特別措置法制定の経緯等を踏まえ、県が負担しました一般財源につきましては、特別交付税等により措置していただけるよう、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、今回の口蹄疫発生から終息までの取り組みの評価と基本的な認識についてでありま

す。4月20日の口蹄疫発生後、直ちに対策本部を設置し、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づいて、移動制限区域の設定を行うとともに、殺処分や埋却、消毒ポイントの設置など、防疫措置を講じてまいりました。しかしながら、全国でも有数の畜産密集地帯であったことや大規模農場において埋却地の選定のおくれがあったこと、さらには国内で初めて豚で発生したことなどにより、急速に感染が拡大し、ワクチン接種の受け入れを余儀なくされ、結果として約29万頭もの家畜が殺処分に至り、県内経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしていることは大変残念に思っているところであります。私は、今回の口蹄疫のような法定伝染病については、国家防疫の観点から、最終的には国が責任を持って対応すべきものと考えており、今後、今回の防疫措置の検証等を踏まえ、地域の実態や未曾有の被害が発生した本県の経験が家畜伝染病予防法の改正等に活かされるよう、国に対して強く働きかけてまいりたいと存じております。

次に、感染原因調査の進捗状況と今後の対策についてであります。感染経路の解明は、今後の防疫体制の強化や再発防止を図る上で非常に重要であり、最終的には、国家防疫の観点から、国の責任において徹底して行うべきものと考えております。先般、家畜疾病の専門家等で構成される国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理においては、「最も早い感染例では3月中旬において、既に口蹄疫ウイルスが侵入していたと考えられるが、現時点では、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入した経路を特定するに至っていない」とされております。今後、国において、侵入経路等について引き続き調査が行われることとされており、県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに

に、宮崎県口蹄疫対策検証委員会においても、独自の調査チームにより、感染経路の究明に取り組んでいるところであります。また、県における今後の対策といたしましては、発生及び蔓延防止を強化するため、市町村や関係団体と連携し、防疫意識の啓発や飼養衛生管理基準の遵守など、一層の取り組みを図る必要があると考えております。

次に、口蹄疫の復興対策についてであります。口蹄疫からの再生・復興を進めるに当たりまして、県といたしましては3つの目標を掲げております。1つ目は、早急な県内経済の回復、県民生活の回復を図ること、2つ目は、今回の経験を踏まえて、防疫や環境に配慮した全国のモデルとなる畜産を再構築すること、3つ目は、畜産への過度の依存を見直し、産業構造・産地構造の転換を推進することです。これらの目標に向け、国や市町村、民間団体、さらには県民の皆様と連携・協力し、まさに県民総力戦で本県の再生・復興に取り組むことにより、以前よりも活気のある宮崎県にしてまいりたいと考えております。これからその取り組みを本格化していくこととなりますが、そのためには相当の時間と費用が必要であります。したがって、私も、菅総理大臣や山田農林水産大臣とも直接お会いし、国による対策の実施や補助事業の優先採択などのほか、今議会に提案しております口蹄疫復興対策基金に対する財政支援等について要望したところでありまして、現在、関係省庁と協議を進めているところであります。

次に、西都・児湯地域の復興についてであります。今回の口蹄疫の激震地であります西都・児湯地域では、産業の柱の一つを丸ごと失った状況にありまして、地域経済や住民生活は甚大

な被害を受けております。この地域の復興に当たりまして、短期的には、緊急雇用創出の特例基金等を活用した臨時的な雇用の創出や当面の地域経済の下支えをする公共事業等の実施、あるいはプレミアム商品券に対する支援やイベントの開催による需要喚起などに取り組みますとともに、中長期的には、環境に関する不安の解消や積極的PRによる地域イメージ回復を図っていく必要があると考えております。特に農業・畜産の再生につきましては、特定疾病のない畜産経営の構築や適正飼養規模の経営への転換、さらには、長期的な視点に立って、畜産から耕種への転換や6次産業化など、全国のモデルとなるような取り組みを進めていく必要があると考えております。〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストについてであります。私は、本年度の県民政策部のマニフェストとして、「長期的、広域的視点に立った施策の構築」及び「課題への迅速・的確な対応」という視点から、20年後の本県の将来を見据えた戦略的な新たな総合計画の策定、中山間地域対策を初めとする重点施策の推進、県内における分権型社会の構築などを目標に掲げているところであります。総合計画の策定につきましては、各部局との連携のもとで、地域の方々や市町村との意見交換、総合計画審議会等を通じまして、県民共有のビジョンとなる計画策定を進めてまいります。また、県内における分権型社会の構築につきましては、住民に身近な自治体である市町村の果たす役割が今後ますます重要になることから、市町村との協議の場を設け、県と市町村の役割分担や権限移譲等について、対等な立場で十分な協議を行っていくこととしております。

なお、口蹄疫からの復興につきましても、8月19日に策定いたしました再生・復興方針に基づいて、県民政策部が中心となって、市町村や関係団体との連携のもと、全庁的に早期復興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストの主要項目とその達成に向けた取り組みについてであります。まず、本年度が最終年度となります行財政改革大綱2007につきまして、各部局と協働いたしまして着実に推進してまいりますとともに、今後の改革に向けた検討を行ってまいります。次に、税収確保対策等の推進であります。22年度県税当初予算額であります779億円の税収確保に向け、個人県民税の賦課徴収を行っている市町村とも連携強化を図るなどの税収確保対策を進めます。次に、危機管理体制の充実・強化であります。多様な危機事象に迅速・的確に対応するため、体制の充実や強化に努めるとともに、自主防災組織の育成など県民総力戦による防災対策を推進いたします。次に、職員の法令遵守意識の徹底であります。不適正な事務処理問題等の反省の上立ち、職員研修の充実や準公金の管理、検査体制の整備などにより、全庁的なコンプライアンスの推進に努めてまいります。以上を主要項目として掲げまして、その実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、口蹄疫被害復興宝くじについてであります。全国宝くじの発売につきましては、総務大臣の許可や各都道府県等の同意が必要とされており、特に災害復興宝くじにつきましては、収益金の対象となる事業が災害復旧事業等の公共事業とされているところでございます。これ

まで全国では、平成7年の阪神・淡路大震災復興宝くじと平成17年の新潟県中越大震災復興くじの2件の発売実績がありますが、いずれも収益金の対象は震災地域の復旧関係事業に限られております。このため、現状では、口蹄疫復興支援宝くじの発売は困難であります。議員御指摘のとおり、可能となりますと大きな財源確保策となりますので、今後、対象事業の緩和等の措置について、国に強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、マニフェストについてであります。福祉保健部におきましては、本年度は、県の重点施策である地域医療の再生及び子育て支援について、それぞれ昨年度策定した地域医療再生計画及び次世代育成支援行動計画に掲げる施策の着実な推進に重点的に取り組むこととしております。まず、地域医療再生のための喫緊の課題である医師確保対策につきましては、県内主要医療機関への5名以上の新たな医師の確保を目標に掲げ、医師派遣システムを初め、市町村と連携して、本県での勤務を希望する医師への働きかけなどを行うとともに、宮崎大学地域医療学講座への支援などの対策を総合的に推進しているところであります。次に、子育て支援につきましては、県民全体で子育てを支え合う社会づくりを目指して、多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの設置促進など、地域における子育て支援対策を推進しております。また、妊婦健診などの母子保健対策や、民間団体などとの連携強化による要保護児童対策の充実に取り組んでいるところであります。これらの施策は、いずれも県民生活に直結するものであ

り、県民目線に基づいた取り組みが求められますので、関係機関の連携の強化を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、義援金の配分についてであります。全国の皆様方からお寄せいただいた宮崎県口蹄疫被害義援金につきましては、配分委員会で検討を行い、これまでに30億6,400万円余りを配分したところであります。その内訳としましては、まず県内の畜産農家や人工授精師等に対し、総額16億6,400万円余りの配分を行っております。また、地域の実情に応じた畜産再生のための支援事業等に役立てていただくため、市町村に対し、総額4億円を配分しております。さらに、設置が予定されている宮崎県口蹄疫復興対策基金へ10億円の配分を行い、将来にわたる復興のための事業に充てることとしております。今後の義援金の配分につきましては、畜産業を含め地域経済全体の復興のための事業に有効に役立てる方向で、配分委員会において協議・決定してまいりたいと考えております。

次に、臨床研修医の確保についてであります。本県では20歳代の若い医師が年々減少しており、臨床研修医の確保は重要な課題であると認識しております。このため、都市部の臨床研修医の定員削減など、臨床研修制度の見直しを国に対して強く要望してきたところであります。その結果、都市部の募集定員枠の削減等が見直しが行われたものの、依然として募集定員が臨床研修医の数を上回っており、残念ながら、本県の臨床研修医の増加にはつながっていない状況です。このため、県といたしましては、引き続き国に対し、都市部のさらなる削減など、臨床研修制度の見直しを要望するとともに、すぐれた指導医の育成や本県出身の医学生

への働きかけの強化など、関係機関と連携しながら、臨床研修医の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、医師不足解消への取り組みについてであります。医師の確保は、県民の安心・安全な生活を確保する上で重要な課題であり、県の重点施策として、さまざまな取り組みを行っているところであります。具体的には、医学生への医師修学資金の貸与を初め、宮崎大学の協力のもと、医学部入学試験への地域枠の導入など、将来、本県の地域医療を担う医師の養成に努めております。また、関係市町村と連携して、求人情報の発信や「みやざき地域医療応援団」への登録呼びかけ、病院説明会の開催など、医師の確保にも積極的に取り組んでいるところでございます。さらに、本年度から地域医療再生計画に基づき、宮崎大学の地域医療学講座の運営支援やドクターヘリの導入など、平成25年度までに本県の医療提供体制の強化等にも取り組むこととしております。今後とも、市町村や医師会、宮崎大学等と連携しながら、医師にとっても魅力的な医療環境の整備に努めるなど、医師不足の解消に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、精神障がい者に係る施策についてであります。精神障がい者の皆さんが、住みなれた地域で安心して生活するためには、地域社会での理解の促進や支援体制の充実に加え、居住の場の確保や就労に向けた支援が必要であると考えております。このため、県では、精神障がいに対する理解を促す研修会等を開催するとともに、精神障がい者や家族を対象とした電話相談を行っております。また、県内3つの障がい保健福祉圏域において、退院可能な方の地域生活への移行を個別に支援するため、精神障がい者

地域移行支援事業を実施し、地域移行推進員を設置するなどの施策に取り組んでおります。さらに、居住の場を確保するため、グループホームなどの整備に対して助成するほか、就労の機会の確保にも努めているところであります。県としましては、今後も市町村や関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の方が一人でも多く地域の中で自立した生活ができるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、精神科救急についてであります。本県では、県内を3ブロックに区分し、日曜日と祝日、年末年始において、20の精神科病院が参加する病院群輪番制により、精神科救急医療の確保を図っているところであります。しかしながら、御指摘のように、現行の体制では、平日の夜間等に対応できないなどの課題も残っております。このため、医療関係者等で構成する宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員会において、改善に向けた検討を進めているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、本年度の部局マニフェストについてであります。環境森林部におきましては、「地球温暖化防止に貢献し、環境への負荷が少ない循環型社会づくり」「活力ある森林・林業・木材産業づくり」の2つの推進を重点項目として取り組んでいるところでございます。初めに、循環型社会づくりについてであります。温室効果ガスや廃棄物の排出削減、新エネルギーの導入促進等に向け、4R運動等によりまして県民や行政などが一体となった取り組みを進めるとともに、学校や地域などでの環境学習等を推進しております。次に、森林・林業・木材産業づくりにつきましては、植栽未済地2,500ヘクター

ルの解消など、森林整備を通じた公益的機能の持続的な発揮に向け、森林資源の循環利用システムの確立や多様で健全な森林づくりを推進します。また、未利用木質バイオマスなどの利用促進を通じた効率的な森林経営やトップセールスなどによる県産材の需要拡大に努めますとともに、若年層や異業種からの林業への新規参入の促進等により、林業就業者の確保・定着を進めることとしております。以上の項目を中心といたしまして、その実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、梅雨前線豪雨による被害状況と復旧対策についてであります。6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による森林関係の被害につきましては、都城市を初め県内の12市町村におきまして、山腹崩壊や林道のり面の崩壊など、合わせて49カ所、6億9,000万円の被害が発生しております。現在、被災箇所での現地調査等を済ませ、国との協議や災害査定など、所定の手続を進めているところであります。今後、緊急性、重要性を踏まえて、関係する市町村とも連携しながら、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林・林業再生プランについてであります。森林・林業を取り巻く情勢は、材価の低迷などにより、森林の適正な管理に支障を来すことが懸念されております。このため、今回のプランは、これまでの森林・林業に関します施策、制度、体制を抜本的に見直すことにより、木材などの森林資源を最大限に活用し、雇用、環境にも貢献することを目的として策定されたところであります。現在、この再生プランを着実に推進するため、森林・林業再生プラン推進本部において、具体的な検討が行われております。6月に、中間取りまとめとして、森林・林

業の再生に向けた改革の姿が公表されたところであります。この中間取りまとめによりますと、実効性のある森林計画制度に見直すための森林法の改正、施業の集約化、集中的な路網整備による低コスト化の推進のほか、森林管理の専門的な知識を有するフォレストラーや森林施業プランナーの育成、国産材の利用拡大などに取り組むことによりまして、森林・林業の再生を目指すこととされております。

次に、本県における今後の取り組み状況についてであります。森林・林業再生プランは、昨年末に策定されたところでございますが、プランの目指す林業生産性の向上の実証に先行的に取り組むための「森林・林業再生プラン実践事業」が創設されたところであります。2月には、実践事業を行う先行的なモデル地域として全国5カ所が選定され、その中の一つとして、本県でも森林組合と民間事業者が連携して取り組む事業計画が採択されたところでございます。現在、椎葉村の県有林を中心に、施業の集約化や路網の整備とともに、利用間伐やヨーロッパの先進的な林業機械導入の準備など、再生プランを先行的に実践する取り組みが進められております。一方、県では現在、新たな森林・林業長期計画の策定作業を進めておりまして、この中で、国の再生プランを踏まえながら、本県の実情に合った施策の展開について検討しているところであります。国産材自給率向上を目指したこのような国の政策につきましては、充実した本県の森林資源を生かす絶好の機会ととらえておりますので、生産性の向上や木材の供給体制整備等、本県の森林・林業の再生に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、マニフェストについてであります。商工観光労働部におきましては、本年度は、若年者等の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用の確保と就業支援に取り組むほか、中長期的な視点からの新たな産業の創出と企業誘致、県産品の一層の販路拡大、さらには観光交流の拡大と宮崎のアピールについて、重点的に取り組むこととしております。まず、雇用対策につきましては、離職者等の就職支援を行うほか、緊急雇用基金等を活用し、新規雇用の創出を図っているところでございます。次に、産業振興におきましては、本県農産物の高付加価値化を目指しまして、食品産業の振興を図るほか、地場企業の新エネルギー関連産業への参入促進や、東九州地域の医療産業拠点構想の策定等に取り組んでいるところでございます。また、企業誘致につきましては、新規企業立地100社の達成に向けて、会社訪問活動をさらに強化しております。次に、観光・物産につきましては、主要観光地の総点検など魅力ある観光地づくりの推進や、県産品のブランド力向上に加えて、急速に成長する東アジアも視野に入れて、本県への誘客増や国内外の販路拡大を図る戦略的な事業展開に取り組んでいるところでございます。さらに本年度は、口蹄疫が県内経済に大きな影響を及ぼしていますことから、中小企業や商店街の売り上げ回復につながる対策もあわせて実施し、本県経済の活性化とさらなる発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてでございます。この事業は、国の中小企業基盤整備機構の被災中小企業復興支援事業制度を活用するものでありまして、機構や地元金融機関などの積極的な協力を受けまして、総

額250億円のファンドを財団法人宮崎県産業支援財団に組成し、その運用益により中小企業の復興に資する各種取り組みを支援するものであります。具体的には、年末商戦に向けたプレミアムつき商品券の発行支援、県内外からの誘客に資する地域活性化イベントや観光キャンペーンの開催支援などを行うこととしておりまして、これらによりまして、県内の消費需要や観光需要の喚起を図り、地域経済の再生・復興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、口蹄疫の影響による離職者数と雇用対策についてであります。県内のハローワークの把握によりますと、口蹄疫の影響による離職者数は、8月31日現在、292人となっております。地域別に見ますと、ハローワーク高鍋管内が165人と最も多くなっております。このような状況を踏まえまして、県におきましては、これまで緊急雇用基金を活用し、畜産業からの離職者等を雇用した防疫対策事業や東児湯地域等における地場産品の販売拡大事業等の実施による雇用の場の確保に努めるとともに、生活・就労相談のためのワンストップサービス相談会の開催等に取り組んできたところであります。また、今議会におきまして、口蹄疫発生市町村等に対する雇用創出のための補助金と離職者に対する職業訓練に係る経費について、予算の増額をお願いするとともに、国に対し、緊急雇用基金に係る交付金の追加交付につきまして要望しているところでございます。今後とも、宮崎労働局等と連携しまして、離職者等に対する雇用対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、九州新幹線の全線開通に向けた南九州3県の連携した取り組みについてでありま

す。九州新幹線の全線開通は、広く南九州全体にとって人・物の流れに大きな影響を与えるものでございまして、観光面においても広域的な取り組みが必要と考えております。このため、南九州の観光の魅力を全国にPRし、積極的な誘客を図るため、全国のJRグループと3県共同で「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」を実施することにしております。その一環として、来月には、鹿児島市で大手の旅行会社の旅行企画担当者等約500人を集め、全国宣伝販売促進会議を開催し、旅行商品化を前提とした南九州3県の周遊ルートを提案するとともに、県内市町村等と共同で食の魅力や体験型観光などをPRすることにしております。また、その他、南九州3県共同で、関西の人気情報誌など、メディアを活用したPRを行っているところでございます。さらに、鹿児島中央駅と熊本駅から、霧島、えびの高原や阿蘇、高千穂などの観光地をめぐりながら本県に至る観光バスルートの実証実験にも取り組んでいるところでございます。今後とも、本県ならではの魅力を発信しながら南九州3県で連携し、県内の取り組みとあわせて、九州新幹線を活用した誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、マニフェストについてであります。私が本年度マニフェストに掲げた項目の第1点目は、今回の未曾有の口蹄疫被害からの再生に向けた緊急的な対応であります。具体的には、畜産農家の早期経営再建を進める総合的な支援チームの設置とともに、無家畜地帯における繁殖基盤整備や新たな種雄牛造成の取り組みを強化

し、元気な宮崎の畜産の早期復興を図ります。また、みやぎブランドのイメージと県産品に対する信頼の回復に努めながら、今回の被災経験の検証を踏まえた防疫体制の強化などにより、全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営を再構築いたします。このほか、農水産業者が元気になることを喫緊の課題として、所得の向上と地域経済の活性化を目標に、他産業からの参入や農商工連携の促進とともに、加工・業務用の野菜産地の拡大とその生産基盤の整備等を進めてまいります。さらに、深刻な野生鳥獣被害対策やカツオ・マグロ漁業を初めとする漁業経営の安定化などに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、発生農家と発生農家以外への経営再開に向けた支援策についてであります。今回の疑似患畜発生農家とワクチン接種農家の経営再開に向けた支援策といたしましては、まず、いずれの農家に対しましても、殺処分された家畜の評価額の全額について補てんが行われます。次に、疑似患畜発生農家のうち、家畜防疫互助基金に加入している農家に対しては、経営支援互助金が支払われ、未加入の農家に対しては、その2分の1に相当する金額が支払われることとなっております。また、ワクチン接種農家に対しては、経営支援互助金と同額の経営再開支援金が支払われることとなっております。一方、疑似患畜発生農家、ワクチン接種農家以外の農家につきましては、子牛競り市場や食肉処理場の閉鎖に伴い、出荷遅延による飼料代等の飼養管理経費が増加することから、国や県の事業により、必要な支援を行っているところで。

次に、清浄国としての認定手続についてであります。OIE（国際獣疫事務局）の規定による清浄国復帰の条件としては、すべての発生農

場及びワクチン接種農場の家畜の殺処分が終了し、3カ月が経過すること、この間に改めて清浄性確認検査を実施することとなっております。なお、今後のスケジュールとしては、9月下旬までに清浄性確認検査を実施し、10月上旬には我が国からOIEに対する申請が行われることとされており、OIEの専門家会合で、我が国の報告書に対して否定的な意見が出なければ、来年2月上旬には清浄国への復帰が認められると伺っております。

次に、畜産再生に向けた取り組みと今後の畜産振興のあり方についてであります。本県畜産の再生に当たっては、地域ぐるみで徹底した防疫対策等を講じた、新たな畜産振興に取り組むべきであると認識いたしております。具体的には、家畜防疫に配慮した畜産経営の構築、特定疾病のない畜産地域の構築、環境に優しい資源循環型畜産の構築などの対策に取り組むことが重要であると考えております。このため、本議会で設置をお願いしております復興対策基金や国の関連対策等を活用しながら、さらに関係市町村や団体等とも十分連携し、本県が我が国畜産のモデルとなるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨による被害状況及び今後の復旧対策についてであります。今回の梅雨前線豪雨により、北諸県、西諸県、南那珂地域において、水田などへの土砂の流入や用水路等の農地・農業用施設の崩壊等が発生しており、地元市町村からの報告によりますと、農作物については、216ヘクタールで2億3,300万円、また、農地・農業用施設においては、934カ所で31億5,400万円の被害となっております。農地・農業用施設の復旧につきましては、国の災害査定を受けた後に復旧工事に

着手することとなっておりますが、二次的な被害のおそれがあるなど緊急を要するものにつきましては、国との協議の上、応急工事により対応いたしております。今後とも、国や市町と連携を図りながら、早期復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、マニフェストについてであります。私は、県民の「安全で安心な暮らし」を確保し、「経済・交流を支える基盤」「快適で人にやさしい生活空間」となる県土づくりを目指し、マニフェストを策定いたしました。マニフェストの主な項目としましては、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の整備促進、細島港の重点港湾選定及び大型岸壁整備の新規着工、国道220号の防災対策の早期着手などを挙げております。その具体的な取り組みとしましては、県民の悲願である高速道路の整備につきましては、早期完成を目指して用地交渉など工事進捗に向けた支援を行うとともに、国や関係機関に対し、必要となる予算の確保及び基本計画区間の早期整備について強く要望を行っているところであります。また、細島港につきましては、重点港湾に選定され、大型岸壁の整備が平成23年度の概算要求に盛り込まれたところではありますが、来年度の確実な着工に向けた取り組みを行いますとともに、国道220号につきましても、命の道として非常に重要でありますので、引き続き国に強く要望してまいりたいと存じます。このほか、厳しい経営環境にある建設産業の支援など、マニフェストの着実な実行に向けて全力を傾注してまいります。

次に、細島港についてであります。細島港に

つきましては、これまでも外国貿易を中心とした東九州の物流拠点として位置づけ、防波堤や岸壁等の整備を行ってまいりました。さらに、医療や太陽光エネルギーなどの分野の世界最先端の企業進出や高速道路網の整備に伴い、貨物量の増加が予想されることから、国際・国内海上輸送ネットワークの拠点として、コンテナターミナルの機能強化や船舶の大型化などに対応した整備を進めていくこととしております。また、大型岸壁の整備につきましては、先般、国土交通省の平成23年度概算要求に新規着工施設として盛り込まれたところであり、県としましては、年末の政府予算案に確実に盛り込まれますよう、引き続き、官民一体となって、国に対し強く訴えてまいりたいと存じます。

次に、東九州自動車道の今後の見通し等についてであります。東九州自動車道につきましては、県政の最重要課題として、現在、事業化している区間の平成26年度までの供用を強く要望するなど、積極的に取り組んできたところであります。このうち、国土交通省が実施している区間につきましては、蒲江一北浦間及び国道10号延岡道路の平成24年度までの開通の予定が示され、事業も比較的順調に進んでいるのに対し、県南の清武一日南間につきましては開通のめどが示されず、特に北郷一日南間の国の予算が前年度を大きく下回っているなど、大変厳しい状況になっております。また、日南一串間一志布志間につきましては、いまだ基本計画区間のままで、整備のめどが立っていない状況にあります。西日本高速道路株式会社が実施している日向一高鍋間につきましては、平成24年度から平成25年度までの順次開通の予定が示され、事業も順調に進んでいるところであります。口蹄疫からの速やかな復興のためにも、日向一高

鍋間の少しでも早い前倒し開通に向け、県としても用地取得等を全力で協力するとともに、西日本高速道路株式会社に対して強く要望してまいりたいと存じます。また、その他の区間につきましては、少しでも早い開通に必要な予算の確保、特に整備のおくれた地方への重点配分、さらには整備のめどが立っていない区間の早期整備着手などを、引き続き、国を初め関係機関に対して強く訴えてまいりたいと存じます。

次に、国県道整備の今後の取り組みについてであります。本県の道路整備につきましては、生活圈・経済圏の拡大に対応した県内1時間構想の実現等を基本目標にして、「産業」「地域」「暮らし」を支援する道づくりを道路整備の基本方針としており、高速道路へのアクセス、災害時の孤立化解消、渋滞対策等の道路整備に重点的に取り組んでいるところであります。現在、厳しい財政状況など道路整備を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、現行の中長期道路整備計画の改定作業を進めておりました、これに基づき、今後、本県の道路整備につきましては、県土の均衡ある発展のため、地域の実情に応じて、計画的・効率的な整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、梅雨前線豪雨による被害状況と今後の復旧対策についてであります。公共土木施設の被害状況につきましては、国道448号、県道都城霧島公園線等の道路決壊や、庄内川、丸谷川等の護岸決壊を初め、道路、河川、砂防等で、県・市町村合わせて360カ所、約49億円の被害が発生したところです。次に、今後の復旧対策につきましては、梅雨前線豪雨で被災を受けた箇所は既に災害査定が終了しており、現在、早期復旧に向けて工事発注等の準備を進めているところであります。また、家屋や人などに被害を及

ばした土砂災害につきましては、事業の採択要件に照らし合わせながら関係機関と調整し、3カ所で事業化に向けた国との協議を進めております。県としましては、地元の方々の御理解、御協力をいただきながら、早期復旧に努めてまいりたいと存じます。

最後に、霧島地域の火山砂防対策等についてであります。霧島地域につきましては、土石流の発生しやすい火山地域特有の特殊土壌地帯であります。このため、平成元年度に創設された火山砂防事業により、不安定土砂の流出防止対策として、これまで国で15基、県で23基の砂防堰堤などの整備を行ってきており、現在、国が高崎川水系で、県が小林市細野地区において、事業を実施しているところであります。また、小林市生駒地区の土砂災害の復旧につきましては、当該工事箇所が国有林であることから、協議の結果、管理者である森林管理署が事業を実施することとなったところでございます。県としましては、今後とも、森林管理署と定期的に関係している連絡調整会議や緊急時に必要に応じて行っている協議の場を通じて、情報交換や調整を行うなど、連携を密にして、適宜・適切な対応に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（加藤裕彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストについてであります。会計管理者は、地方自治法の規定に基づき、現金の出納や保管、支出負担行為の確認などの会計事務をつかさどっているところであります。もとより、私の最も大事な職務は、予算の執行機関との相互牽制機能を発揮し、予算の適正な執行と公正な会計事務の確保を図ることです。このようなことから、本年度は次の4つの目標

を掲げ、現在、取り組んでいるところであります。まず1つ目に、支払い準備金や基金等について、より一層きめ細かな運用に努めるなど、公金の適正な出納、保管を図ること、2つ目に、財務会計研修や実地指導等により、出納員・会計員を初めとする全職員の財務会計事務能力の向上を図ること、3つ目に、本年度予定している財務会計システムの機器のスムーズな更新を行うこと、4つ目に、公金の振り込み不能件数を減少させるために、口座情報確認の徹底を図ることです。今後とも、公正で適正な財務会計事務の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○企業局長（瀆砂公一君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェストについてであります。企業局におきましては、電気、工業用水道及び地域振興の3つの事業を経営しておりますが、これらの健全な経営を確保することにより、県民の皆様の福祉の増進に寄与することが私どもの使命であると考えております。今年度のマニフェストにおきましても、このような観点から、施設・設備の適切な維持管理を図りながら、3つの事業それぞれに掲げております供給電力量や給水量など業務の予定量の達成と収益の確保に努めますとともに、太陽光発電やマイクロ水力発電など、低炭素社会の実現に向けた取り組みも進めていくこととしております。企業局といたしましては、県の施策との連携を図りながら、職員一丸となってこれらのマニフェストの達成に努め、引き続き、県財政や地域への貢献を行うことにより、使命を果たしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答え

いたします。

まず、マニフェストについてであります。私は、県立3病院が今後とも全県レベルあるいは地域の中核病院としての使命と役割を果たしていくためには、県民の皆様にとって、また医師を初め医療スタッフにとっても、魅力ある病院となることが何よりも大事であると、このように思っております。このため、今年度は、「医師の確保」「収支の改善」「安全・安心な医療の確保」「新しい中期経営計画の策定」「職員の経営参画意識の醸成」の5つの事項に重点的に取り組むことといたしております。マニフェスト達成のためには、何よりも医師の確保が喫緊の最重要課題でありますことから、さまざまな手だてを講じながら、医師の負担軽減や待遇改善を図り、休診診療科の解消はもちろんのこと、全力で医師の確保に努めているところであります。また、魅力ある病院づくりのためには、しっかりとした経営基盤を確立することが大前提でありますことから、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、職員一丸となって徹底した見直しを行い、収支の改善に努めているところであります。

次に、精神医療センターの運営についてであります。現在、精神医療においては、御指摘のとおり、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念を実現するために、精神科救急医療の充実強化が強く求められているところであります。このような中、精神疾患に関する全県レベルの中核病院として、昨年度、県立宮崎病院内に開設した精神医療センターは、急性期治療や身体合併症治療などの診療機能を備えておりますが、特に精神科救急医療の確保のために、民間医療機関等で対応困難な高度医療等を担う後方支援病院として重要な役割を担ってお

ります。今後とも、地域で生活する精神障がい者の増加や疾病構造の変化等に伴う精神医療のニーズを踏まえ、民間医療機関と連携しながら、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、新しい中期経営計画の目標及び今後の病院運営についてであります。全国的な医師不足の問題等、病院経営を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、医療資源に乏しい本県において、今後とも県立病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、さまざまな改革を実施し、経営の健全化を図っていく必要があります。このため、新しい中期経営計画では、これまでの中期経営計画の成果や昨年度の経営形態検討の結果等を踏まえまして、診療体制の充実を図るとともに、職員が一丸となってさらなる改革を推進し、収支均衡につなげてまいりたいと考えております。また、今後の病院運営におきましては、医師の確保が最も重要でありますことから、医師の働きやすい環境の整備に努めるとともに、職員の意識改革の徹底を図りながら、収益確保と費用節減に取り組みまして、経営基盤の確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、第34回全国高等学校総合文化祭についてであります。全国高総文祭みやぎ2010につきましては、モンゴルなど外国4カ国を含め、国内外から約2万人の高校生が参加し、観覧者等を合わせて約13万2,000人規模の大会となり、成功裏に終えることができました。また、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子内親王殿下のお成りをいただき、総合開会式への御臨席のほか、部門

の御観覧を賜りました。大変ありがたく、また各会場で高校生にお声をかけていただき、生徒たちにとって今後の大きな励みになったものと思っております。県民の皆様にとりましても、高校生のみずみずしい感性と創造性あふれる発表や、笑顔できびきびと行動するさわやかな姿は、たくさんの感動を与えてくれるとともに、全国レベルの高校生の芸術文化活動に身近に触れる貴重な機会になったのではないかと考えております。来県された皆様からも、「運営はもとより、宮崎県の高校生のあいさつや礼儀正しさがとても印象的で、「宮崎ならではのおもてなし」に感動した」「宮崎が大好きになった。また来たい」などと、高い評価をいただいております。口蹄疫の発生で、開催そのものが危ぶまれた時期もありましたが、これらを乗り越えて、大会の成功に向けて頑張ってきた県内の高校生の皆さんを、私は誇りに思いますとともに、大変頼もしく感じているところであります。大会の成果といたしましては、本大会の開催に向け、数年前から宮崎県高等学校文化連盟では、各部門の強化を図りますとともに、これまで本県になかった日本音楽や郷土芸能など7つの部門を新たに整備してきたところであり、これらの取り組みによりまして、県内高等学校における芸術文化活動の幅が拡大するとともに、指導者の技術向上も図られてきたところでもあります。この結果、大会におきまして、文化庁長官賞の2つの部門での受賞を初め、10部門で9個人6団体が入賞を果たし、本県としては過去最高の成績を残すことができました。県教育委員会といたしましては、これらの成果を生かし、今後とも、県高等学校文化連盟と連携し、これまでに培ってきた技術力や表現力などの維持・向上を図りながら、高等学校における

芸術文化活動の充実・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、競技力向上の取り組みについてであります。県教育委員会におきましては、競技力向上を図るため、県の関係部局や県体育協会などの関係団体で構成します競技力向上推進本部を設置し、総合的に取り組みを進めているところであります。具体的には、各競技団体が実施します強化練習や合宿等に対する支援を行い、国体候補選手やチームのレベル向上に取り組んでおります。また、小中高の一貫指導体制による少年競技力の向上や指導者の養成などに取り組み、中長期的な視点で、全国レベルで活躍できる選手やチームの育成を図っているところであります。さらには、課題とされております成年競技力の向上につきましても、本年度から、県経営者協会や県工業会など本県経済団体の御協力をいただきながら、有望選手の県内企業等への受け入れの促進に努めているところであります。県教育委員会といたしましては、スポーツを通じて県民の皆様感動と元気を与えることができるよう、今後とも、県体育協会など関係団体と一体となり、本県スポーツの競技力向上に取り組んでまいります。

最後に、千葉国体についてであります。千葉国体の予選を兼ねております九州ブロック大会が、7月から8月にかけて鹿児島県を中心に開催され、本県選手団は、昨年度並みの18競技36種目で出場権を獲得いたしました。口蹄疫の発生を受け、練習試合等も十分に行うことができない状況の中で、本県選手団にはよく頑張っていたいだいたと思っております。いよいよ今月下旬から本国体であります「ゆめ半島千葉国体」が開催されますが、県教育委員会といたしましては、選手がベストのコンディションで

試合に臨み、力を十二分に発揮できるよう、ドクターやトレーナーの派遣を行うなどのサポートに努めますとともに、在京県人会や千葉県人会の皆様への応援もいただきながら、しっかりとした支援体制をとってまいりたいと考えております。国体での本県選手団の活躍は、口蹄疫被災からの復興に取り組んでいる県民の皆様へ勇気や元気を与えるものと考えておりますので、「がんばろう！宮崎」を合い言葉に気持ちを一つにして、本県が目標としております天皇杯順位30位台の達成を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○公安委員長（佐藤勇夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県の治安情勢についてであります。本県では、平成15年から街頭犯罪等抑止総合対策を推進してきた結果、刑法犯認知件数は平成14年の約1万7,700件をピークに減少傾向にありまして、昨年は約9,600件で、平成14年と比較しまして約8,100件減少しております。また、本年上半期の刑法犯認知件数は4,569件で、昨年同期と比較して113件減少しております。犯罪の増加傾向に一定の歯どめはかかっているものと認識いたしているところであります。しかしながら、先ほど議員の御質問にもありましたとおり、地域社会における連帯感や規範意識が希薄化する中で、高齢者や女性、子供が被害となる事案や殺人事件、コンビニ強盗など凶悪事件が発生するなど、県下の治安情勢につきましては、依然厳しいものがあると認識しております。そうした中、私は8月1日に公安委員長に選任され、大変身の引き締まる思いであります。私は、昨年11月に公安委員に就任以来、定例会での各種報告や警察署の視察等を通じて、警察職員の一人一人が、県民生活の安寧そして

安全を守るために、日夜厳しい環境下で職責を全うしている姿に接しまして、意を強くしているところでもあります。宮崎県警察の運営方針は「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」でありまして、その運営重点に掲げる街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進、交通事故の抑止と交通秩序の確立、被害者支援の推進等に警察が積極的に取り組み、県民の安全・安心を確保することが重要であります。そのためにも、警察を管理する立場から、県民の意見・要望を警察行政に反映させながら、その負託にこたえるべく、公安委員長としての重責を果たしていく所存であります。以上であります。〔降壇〕

○中村幸一議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。西村賢議員。

○西村 賢議員 水間議員の質問に関連して質問を行います。

細島港の活用につきまして、今回の重点港湾選定に伴い、細島工業地域を初めとする企業誘致について伺います。本県の雇用情勢が非常に厳しい中、特に県北の雇用情勢は厳しい状況が続いております。直近の有効求人倍率によりますと、安定所別では日向地区が0.29と県内で最低の水準であります。そのような中、今回、細島港が重点港湾選定されました。地元にとって、やっと希望の光が差し込みました。今後の高速度道路との相乗効果も期待でき、とりわけ企業誘致には期待がかかります。企業誘致の利点は、当然雇用創出効果が高く、関連する地場産業、地場企業の成長が期待できることにありますが、まず、今回の重点港湾選定によって、企業誘致の意思をあらわす企業が出てくるのか、今

後の企業誘致の見通しはどうか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 細島港が重点港湾に選定されまして、今後、港湾整備が促進されますことは、企業立地を進める上でも、輸出関連企業あるいは大型製品を製造する企業などへの誘致活動に効果があるものと考えております。加えまして、議員が述べられましたように、東九州自動車道の整備促進との相乗効果、これによりまして、とりわけ県北地域への企業立地の可能性が高まるものと考えております。今後とも、関係部局や地元自治体等との連携を図りながら、立地意向のある企業への訪問を初め、積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 当然企業側の都合というものもあると思います。特に相手の企業側のことをよく考えながら、うまくやっていただきたいと思っております。

次に、先日、特別委員会で、日向市の誘致企業でもあり、40年もの長い歴史があります東ソー株式会社を訪問いたしました。今後も成長が見込めるハイブリッドカーや携帯電話等に使われる電池産業を得意とする会社であります。その工場では、県の工業用水が利用され、有効活用しているとのことでした。改めて、県の工業用水の価値を知った次第でありました。そこで、細島工業地域には県の工業用水がうまく利用されております。今後、企業誘致をする上で、豊富な水量を誇る県の工業用水を前面に打ち出している誘致活動、また新たなインセンティブを検討することはできないのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 細島地区への企業誘致に当たりましては、今後の港湾整

備の進展等によります物流機能の向上あるいは外貿機能を有する港湾に隣接していることはもちろんでございますが、今、議員が述べられました豊富な工業用水、これを有しておりますので、このあたりを強くアピールしながら、今後、企業誘致活動を展開していきたい、そういうふうと考えております。インセンティブでございますけれども、企業誘致に関するインセンティブにつきましては、これまで産業構造の変化、企業ニーズの変化等に対応し、見直し等を行ってきているところでございますが、今後とも、当該地域の持つ優位性をアピールしながら誘致活動を展開するとともに、インセンティブの検討につきましては、企業誘致を取り巻く環境等を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思います。他県と比べても、非常に安い工業用水というふうに伺っております。きっと企業にとりましても、今後、一つの魅力のあるアピールポイントになると思っております。ぜひ今後の活用をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、知事に伺いたいと思っておりますが、世界的な情勢の変化もあり、本県の企業誘致や雇用創出は非常に厳しい状況にあると思っております。先日、NHKのある番組でも、国内から海外に日本企業が進出したことによる日本側の損失は約35兆円、そして雇用にして95万人もの雇用が減少したということが報じられておりました。これだけの国際グローバル化の波、そして為替や石油リスクの回避、そして国際競争力を企業がどうやってつけるかということに、どの企業も経営努力をされていることと思っております。このような現状から、本県に工場や支店を誘致することは非常に難しいことであると思いま

すが、本県のメリットをどうアピールしていくのか。知事任期が半年を切り、この数カ月は口蹄疫騒動で、知事もトップセールスが非常に難しかったかと思います。知事のマニフェストで掲げた新規立地企業100社、新規雇用創出1万人に今後どのように取り組んでいくのか、その決意を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のとおり、この国の企業を外に出すという、企業を取り込むという施策、非常に何か力強く取り組んでいないことがありますね。法人税の減税と規制緩和というのは、セットでやらなきゃいけないことは自明の理なんですね。そういったことをやってくれないと、企業立地もなかなか進まないんですが、景気低迷の長期化や海外に進出する企業の増加など、経済・雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。また、最近では円高が進み、本県では口蹄疫の影響もあります。新規立地企業100社、新規雇用創出1万人のいずれにつきましても、まだ目標が達成されていないところではありますが、引き続き、その実現に向け、企業立地セミナーの開催やトップセールスなどにおいて、細島港や東九州自動車道の整備進展による本県の物流機能の向上などを訴えながら、積極的に企業誘致活動を展開するとともに、諸産業の振興を図り、本県の雇用創出等に全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員先ほどからの御指摘のように、水道とか工業用水なんかは本県にとっては武器だと思いますので、そういった特徴を生かしながら、あるいは工業用地の安価、安さ、そういったものも武器にしなが、また企業誘致などを進めていきたいと思っております。

○西村 賢議員 今、知事がおっしゃいましたとおり、円高の動きもありまして、非常に国外

に出やすい状況にあると思います。これはまた、知事も別な分野で、国に対しての先ほど申し上げたようなアピールをしていただきまして、国内の競争力を高めていただくことも、知事の職責の一つかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で関連質問を終わります。

○水間篤典議員 私の持ち時間が若干残っております。もう質問はいたしません、御要望等させていただきたいと思っております。

知事を初め各関係部局長、そして教育長、公安委員長、ありがとうございました。まず、知事から、本県の財政状況について御答弁をいただいたところでもあります。今、この流れの中では、恐らく117億円の財政調整積立金が残るであろうというのが46億しか残らない、来年の予算編成は本当に大変だということで、御答弁をいただいたところでございます。その中で、私も、口蹄疫が発生した本県にとって、これまで以上に歳入歳出、恐らく税収も見込めないような状況の中で、私たちも今後また思い切った財政改革をしなければならない、考えなければならないときに来たのじゃないかというふうに思っておるところでございます。そういう意味では、私たち議会においても、何らかの見直しの必要があるのではないかと感じたところでございます。もちろん、これまで議員定数の見直しなど、議会として必要な見直しはやってきたと認識はしておりますけれども、行財政改革というのは、いわゆる終わりのない取り組みであると思っております。冒頭申し上げましたように、景気の動向、地方財政制度の見通しが本当に不透明だという中で、我々議員の処遇についても考えるべきだと、考え直す必要があるのではないかと私は思っておるところでございます。

す。例えば、議員1人当たりの経費、これは報酬、諸手当、政務調査費まで含めると、年間1,760万という予算ベースなんです。ちなみに、内訳を言いますと、議員報酬は約936万、期末手当で290万、共済費で77万、応招旅費で68万、県内外の調査費で29万、政務調査費で360万、縮めて1,760万。これは当然、議長、副議長は、まだこれより上ですよ。これは我々議員ということでもあります。それが年間7億3,920万、約7億4,000万という財源になる。そういう意味では、全国的に厳しい経済情勢が続く中であります。個人消費が11カ月連続で落ち込む中で、私たちは、本県の景気の状態、この口蹄疫の影響で、本当に県民の皆さんが大変な目に遭っていることを考えますと、我々県議会議員もここでちょっと考えるべき時期に来たのではないかと思います。そういう意味で、行財政改革についてちょっと検討を始める必要があるということを思ったところでございます。

あわせて、知事の政治姿勢について御要望を申し上げておきますが、これも質問の中で申し上げました口蹄疫対策を初めとする県政の重要課題を円滑に進めるには、今回のこの9月議会は、口蹄疫からの再生・復興に関する議会でなきゃいけないのが、逆に言いますと、知事の進退問題で、そっちのほうが一番重要課題になっているようなことになっているんですね。しかし、これは、いわゆる政治家としては知事本人が決められることですから、私はこれ以上は言いません。早くしろとか、これは言いませんけれども、ただ、私、これはちょっと議長にも言いたいんだけど、新聞報道を見ますと、議長は知事に対して、自民党の代表質問で明らかにしてほしいと2回にわたって要請しているん

ですよ。そして、別の記事では、知事がそれをお答えにならなかった、議会中に言えなかったものを、今度手を挙げたときには発言の許可をしないよと、そういうことを言われたという報道があるんですよ。まさにこれは私は議長としてゆゆしき問題だと。これははっきり言うと、議長がどういうことを言われたか、議長に答弁を求めるわけにはいきませんから、この真意について、どこかで説明をしてほしい。で、知事に2期目の対応について、できるだけ早い機会ということでもありますから、これは知事にお任せしたいと。しかし、知事は、しがらみのないということを念頭に置かれて当選をされたわけですよ。そういう意味では、2期目の進退を表明することについては、特定の政党の要請に応じてやるんじゃないくて、本当にたくさんの県民から負託を受けたということであれば、不偏不党の立場で表明していただくように要望いたして、私の代表質問を終わります。よろしくお願いいたします。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時20分再開、休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時19分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕(拍手) 社民党県議団を代表し、質問を行います。

4月20日に発生した口蹄疫は、過去に類例のない大規模に拡大し、発生確認から終息宣言まで4カ月余りという長期間に及びました。全国

から寄せられた「宮崎頑張れ」との支援は、義援金総額約32億円が示すように、温かいものでございました。全国の皆様に対し、社民党県議団を代表し心より感謝とお礼を申し上げます。

また、風評被害も一部発生しましたが、全国から寄せられた多くの温かい御支援、御協力に対し、本当に感謝を申し上げます。

また、防疫従事者の負傷は約100名、最も悲惨なものは1人の職員の死も明らかになっております。被災、負傷された方々に心からのお見舞いを申し上げます。また、命を落とされた職員に対し、社民党県議団を代表し心から御冥福をお祈り申し上げます。

今後、本県が取り組むべき課題は、安全・安心な畜産の再生と深刻な影響を受けた地域経済の復興だと思います。まず、知事の復興にかける決意をお伺いします。

以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

今回の口蹄疫では、農家の皆様を初め、国や各県、市町村や関係団体など、たくさんの方々の御尽力によりまして他県への拡大を防いだことは、防疫対策に取り組んだ一人として大変誇りに思う次第でございます。その一方で、29万頭もの家畜を殺処分せざるを得ない状況となり、県内経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしていること、畜産農家の皆様の苦悩、防疫に携わった方々の必死の努力、そして全国からの温かい励ましや御支援があること、これらを決して忘れてはいけませんし、今回の経験を将来に生かしていくことが肝要であると考えております。

本県の復興対策はこれからであります。8

月19日に策定しました「口蹄疫からの再生・復興方針」では、「早急な県内経済・県民生活の回復」「全国モデルとなる畜産の再構築」、そして「産業構造・産地構造の転換」の3つを目標に掲げております。その達成は容易ではありませんが、国や市町村、企業や団体、さらには県民の皆様と一体となり、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えておるところであります。以上です。〔降壇〕

○外山良治議員 7月6日、社民党県議団は、口蹄疫の深刻な影響から事業再生を図るための基金創設についての提言を知事に対して行いました。と同時に、口蹄疫対策特別措置法第23条の「地域再生のための支援」に基づく基金の具体化・発動が急務であり、借りやすい充実した融資制度として、国、県、市町村、金融機関が一体となった基金を早急に創設すべきと考えます。答弁を求めます。

○知事(東国原英夫君) 7月に社会民主党県議団より、国、県、市町村及び金融機関の拠出による100億円の取り崩し型の基金を設け、より借りやすい充実した融資制度の創設についての御提言をいただきました。県では、口蹄疫に迅速に対応するため、発生直後に「口蹄疫緊急対策貸付」を創設し、中小企業の資金繰りを支援してきたところではありますが、基金の設置については、必要な財源の確保や関係団体との調整など困難な課題もありましたので、御提言の趣旨も踏まえ、本貸付の取扱期間の延長や融資枠の拡大等を実施し、また、この融資制度に対し多くの市町村においても利子補給等の取り組みがなされたところでもあります。今後とも国、市町村、金融機関等と連携し中小企業の経営支援を行い、口蹄疫からの早期の再生・復興に努めてまいりたいと考えております。

○外山良治議員 この件については早急な対応、よろしく願いをいたします。

23年度予算編成作業は、今年度明らかにされた編成の過程によれば、既にその作業に入っていると思います。12月末といえば編成作業はほぼ終わっているのではないのでしょうか。任期はことし12月までとなっております。予算は骨格予算か、本格予算と考えておられるのか、答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 地方公共団体の予算につきましては、その首長である知事や市町村長の考えが色濃く反映されるものでありますので、その予算編成の直前あるいは直後に当該首長選挙が行われる場合には、現職首長が立候補するしないにかかわらず、一般的には骨格予算とされているようであります。したがって、今回の私の知事としての任期は1月20日までとなっておりますので、来年度予算については骨格予算となるのが一般的ではないかと考えております。しかしながら、先般、県選挙管理委員会において選挙日が12月26日と決定され、通常2月上旬に開会となる2月定例県議会への予算案提出までに一定の期間がございますので、本格予算とするのか骨格予算とするのかにつきましては、次の知事の考えのもと編成されるものと考えております。

○外山良治議員 ということは骨格予算でいくということですね。はい、わかりました。また後でこの点については触れます。

現在、新たな総合計画の策定中と伺っています。それによると、20年後を目指す基本目標、分野別施策の方向性、アクションプランとしてあります。経済推計について、現状推移の場合では、県内総生産は20%の減少、1人当たり県民所得も5.6%減少し、税制や社会保障制度等につ

いて、現行制度を前提とする場合、県及び市町村の財政は1,000億円以上の歳入不足となることが見込まれるようであります。今回の口蹄疫被害2,350億円が本県産業、総合計画等へ与える影響についてどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫の経済的な影響は、家畜が処分されたことによる畜産出荷額の減少や、イベントの自粛、観光客の減少によるさまざまな事業者の売り上げの減少といった形であらわれておりまして、8月に策定した「口蹄疫からの再生・復興の基本方針」におきましても、早急に県内経済の復興を図っていくこととしております。このため、新たな総合計画のうち、平成23年度から4年間の重点的な取り組みを示すアクションプランにつきましては、口蹄疫からの復興・再生は当然重要な課題となりますので、今後その内容を十分に検討していく必要があると考えております。

なお、20年後を展望して描く長期ビジョンにつきましては、損害の回復や復興対策というよりも、今回の経験を踏まえた産業構造・産地構造の転換や、安全・安心な全国モデルとなる畜産の再生といった長期的視点から、本県の目指すべき姿やその方策等について検討していく必要があると考えております。

○外山良治議員 地方自治法改正によって、総合計画では議会の議決が必要となっております。総合計画、アクションプランは、それぞれ何をもとに作成して、何月議会で提案されるか、答弁を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 総合計画は、従前から御説明しておりますように2月の議会でお願ひいたしまして、アクションプランにつきましては、次期知事の就任後、6月議会とい

うことで予定をしております。

○外山良治議員 知事の先ほどの答弁で、「アクションプランはその内容を十分に検討してまいりたい」とされています。今、担当部長の答弁は、アクションプランというものは知事のマニフェストをもとに作成をするということでございました。これは事実上、知事の立候補表明と受けとめていいのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） アクションプランについては、次の知事——私になるかどうかわかりませんが——のマニフェスト等を参考につくられるものでありますので、議員御指摘には当たらないと思っております。

○外山良治議員 先ほどの答弁で——具体的に申し上げます。「口蹄疫からの復興・再生は当然重要な課題となりますので、今後その内容を十分に検討してまいりたいと考えております」と答弁されました。どうですか。

○知事（東国原英夫君） 「口蹄疫からの復興・再生は当然重要な課題となりますので、今後その内容を十分に検討していく必要があると考えております」と言っております。「検討してまいる」とは言っておらないので、「必要がある」ということですので、それは次のマニフェスト等がアクションプランに参考になるんじゃないかなと、私はそういうふうに考えております。

○外山良治議員 知事、アクションプラン・イコール・マニフェストですから、知事がそういうふうに、言葉のあや、微妙な問題、自分は「検討してまいる」と。ということは、自分はアクションプランを来年の6月議会で提案をして、議決案件ですから、当然、知事が立候補しなければこういう答弁できひんわけでしょう。だれが考えたってそうなりますがね。というこ

とは立候補表明と受けとめてもいいのかと。

○知事（東国原英夫君） ですので、アクションプランには知事の考え方が組み込まれる。そして復興・再生は当然重要な課題となりますので、今後その内容を十分に検討していく必要があると考えておるということは、あくまでも一般論でありまして、次の知事を目指す方たちはそれをきちんと計画を立ててマニフェストを出していただきたいという意味の答弁でございます。

○外山良治議員 ほとんど日本語になっていません。まあいいです。ほとんど立候補表明というふうに、この答弁から受けとめます。漫才をやっているわけじゃありません。

次に行きます。2,350億円もの経済損失は、本県1人当たり所得額にどのような影響を与えるか、所得額での答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 「口蹄疫からの再生・復興方針」に示しております県内経済への影響額の2,350億円については、向こう5年間影響を及ぼすものとして推計しております。平成22年度単年度で見ると1,474億円となります。この額は、最新の平成19年度の県民経済計算による産出額合計6兆2,843億円の2.3%に相当するものです。この率を1人当たり県民所得に当てはめてみますと約5万円程度となります。

なお、県民所得については、景気動向など本県を取り巻く経済情勢により変動するものであり、今年度分の1人当たり県民所得は平成24年度に推計、公表することとなります。

○外山良治議員 まじめに考えて、恐らく全国最下位近くになるでしょう。あわせて最近の円高、83円か84円だったと思います。輸出産業というものが大打撃を受けることになると思いま

す。宮崎県の場合、これに加えて口蹄疫で2.3%、約5万円。ということは210万ぐらいでしょうか。

こういった環境の中で、社民党県議団としてではなく、一般的に、知事の行動力、発信力ということ等を十分考えると、私、一般的には、県議団ではなくて一般的には、知事の2期目の立候補を早くしていただいて、112万県民の再生というものを、みんなで頑張ろうよねと、そういう雰囲気をつくっていただきたい。今、ファジーな態度をとることは、私は決して許されないと思いますが、知事どうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 代表質問なので、できれば社民党を代表して……（「怒られます」と呼ぶ者あり）。

口蹄疫に、私は非常に精神的にも肉体的にも多くをとられていまして、出処進退について考える余裕がなかったと。8月27日をもって終息宣言、その後に考えだしたものですから、ちょっと時間を、1カ月ぐらいはいただこうかなと思っております。出処進退は、自分の人生にかかわるものであり、また宮崎県のことでもありますので、重要な影響を及ぼすことなので、重大な決意だと思っておりますので、もうちょっと時間をかけて慎重に見きわめたいと思っております。この辺は御理解いただきたいと思っております。

○外山良治議員 次に移ります。日本における精神病患者の強制処遇は、明治33年、精神病患者監護法に始まっています。戦争が続く中で、精神障がい者は私宅監置、物置小屋の一角などに専用の部屋をつくり精神障がい者を監置という、監獄より劣悪な状況下に置かれていたようです。昭和25年の精神衛生法の制定以降、精神科病院への入院を中心とした処遇が進行しまし

た。精神障がい者の社会復帰の推進を図る動きもありましたが、地域資源の不十分さの背景と、福祉より治安を重視することで、精神障がい者の収容体制を強化することになり、入院患者数が急増しました。

このような中であって、大和川事件等精神科病院における人権侵害事件を契機に、精神障がい者の人権擁護を求める声の高まりを受け、昭和62年に精神衛生法を改正し、名称も「精神保健法」へ変更、近年、「障害者基本法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」「障害者自立支援法」を経て現在に至っています。法律では入院中心から地域移行への方向転換が目指されていますが、依然として多くの長期入院患者が存在しているのが実態となっております。全国で35万人のうち7万人が社会的入院者、宮崎では入院5,547人のうち1,005名が社会的入院との現状にあります。

1901年（明治34年）、精神病患者の無拘束運動を推し進め、日本における私宅監置での患者の人権侵害は社会的にも許されるべきものではないことを訴え続けた精神科医・呉秀三の言葉に、精神障害者にとって20世紀は、「この病を受けたるの不幸と、この国に生まれたるの不幸の二重の不幸を背負っている」と言っています。「二重の不幸」という言葉に対する知事の所感をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 障がいの有無にかかわらず、住みなれた家庭や地域の中で快適な豊かな生活を送りたいというのは、だれしもが思うことでありまして、精神障がい者の皆さんが地域で生活したいと願うことは、当然のお気持ちだと考えております。しかしながら、我が国においては長年にわたり入院医療中心の対策がとられてきたため、地域生活に必要な受け皿が

十分とは言えない状況にあり、社会的入院などの課題も多いと認識しております。このため国において平成16年に「精神保健福祉の改革ビジョン」が策定され、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針のもと、「国民の意識の改革や、立ちおくれた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を進める」との方向性が示されたところであります。県においてもこのビジョンに従い、地域移行を初めとする施策の推進に努めており、今後も重要な行政課題として取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○外山良治議員 入院施設における在院患者数は、平成11年の病院報告では10万人当たり490人で、全国ワースト5位でございました。平成20年も490人で、ワースト3に格上げしました。10年間在院患者数が変わっていません。答弁を求めます。

○福祉保健部長(高橋 博君) 精神障がい者につきましては、長い期間にわたり入院医療中心の施策が続いてきたこともあり、病床数、入院患者数とも多い傾向が続いております。現在、本県におきましては、国の「精神保健福祉の改革ビジョン」に基づき、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針のもと、市町村や関係機関と連携を図りながら、精神障がい者の方が1人でも多く地域の中で自立した生活ができるよう、積極的に支援に努めているところであります。

○外山良治議員 担当部長、ベスト5は御存じですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成20年における人口10万人当たりの患者数、少ないほうから申し上げますと、神奈川県、滋賀県、静岡県、東京都、愛知県、以上でございます。

○外山良治議員 何名ですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) それぞれの県の患者数で申し上げますと、神奈川県が137.7人、滋賀県が149.5人、静岡県が162.1人、東京都が165.3人、愛知県が165.7人となっております。

○外山良治議員 それだけ差があるということをもまず念頭に置いてください。21年度、精神障がい者地域移行支援事業を利用して退院された方は宮崎県域で何人でしょうか、答弁をお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成21年度に精神障がい者地域移行支援事業によって退院された方は、支援対象者12人のうち4人となっております。

○外山良治議員 社会的入院1,005人がすべて地域へ移行するために、1年に4人ぐらいであれば250年かかりますよ。担当部長、これで在宅福祉が充実だと言えますか。たった4人。どうですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 確かに、お答えいたしました数字というのは極めて少ない数字でございますので、今後なお一層力を入れて取り組んでいかなければいけない課題だというふうに考えております。

○外山良治議員 250年というと、今はやりの、戸籍上は残っておるかもわかりませんが、みんな死んでますよ、ここでは。十分精神障がい者の実態を踏まえた上で、退院促進事業というものを取り組んでいただきたいと思います。

本県の精神医療費対保健福祉費の金額の割合、答弁をお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 精神科に係る医療費は、複数の保険者にわたっており、本県分の医療費を算定することはできませんので、

精神医療費と福祉保健部の予算を比較することは難しいというふうに考えております。

○外山良治議員 電卓をはじいてください。今現在、入院患者数は何人ですか——まあいいです。5,547名。

1人当たり1カ月の医療費40万から50万掛ける12、幾らですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 申しわけございません。手元に計算機を持たないものですから。

○外山良治議員 まじめに考えてください。計算できませんじゃないんですよ。計算をしようとしませんよ。

入院患者数は、おたくの資料によると5,547名、例えば社会的入院だけ計算をしますと50億円ですよ、社会的入院が。保健福祉費はおたくの所管の予算ですから、幾らですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 899億4,212万円となっております。

○外山良治議員 間違い。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成22年度の予算額でございます。

○外山良治議員 保健福祉費ですよ。

○福祉保健部長(高橋 博君) ちょっと時間をいただきたいと思います。

○外山良治議員 もういい。

退院者及び地域在宅者が地域で生活するに当たり、地域における受け皿がどのような現状であるのか。退院促進事業実績とあわせて答弁をお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 精神障がい者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活するためには、居住の場の確保や就労に向けた支援等が必要であると考えております。このため、共同生活を行う住居で日常生活上の援助が受け

られるグループホーム等の整備を進めるとともに、就労に向けた支援等を行う障害福祉サービス事業所を整備するなど、精神障がい者が地域で生活するための受け皿づくりを進めております。また、地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、必要な援助や交流の促進を図ることを目的として地域活動支援センターも設置されております。

次に、精神障がい者の退院を促進する事業の実績につきましては、これまでに82人に対して支援を実施し、このうち46人が退院されたところでございます。

○外山良治議員 退促事業で実績があります。実績は、例えば自宅復帰2人、施設グループに2人、21年度。退促事業です。退院した人4人。4人の内訳は、自宅に2人帰った。施設関係が2人、これが実態ですよ。グループホームかて、70何人とか、みんな病院関係ばかりでしょう。70数名のうち、病院系列の施設に入ってはる人は何名ですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 調べておりません。

○外山良治議員 もういいです。何もかんもいいですわ。

入院患者が5,500人、在宅にいてはる人というのはほんのわずか。だから保健福祉費というのは少なくて済む。これは明治33年の呉秀三の時代と何が変わるんですか。何も変わらへん。これが現状という認識を、まず、部長、持っていたきたい。これから出発してもらいたい。これはたくさん申し上げたかった。精神障がいについては。

知事、呉秀三は、「病を罹患した不幸、我が国に生まれた不幸」、明治33年に言葉を発しています。私は知事があと何期しはるかわかりま

せん。しかし、私は、「宮崎県で精神障がい者罹患した不幸、しかし宮崎県に生まれてよかったという喜び」、これが実感できるような精神障がい者対策で、全国に誇れる、世界に誇れる、そういった宮崎県づくりを強くお願いいたします。精神障がい者対策についてはこれで終わりたいというふうに思います。まだ多くの問題を準備していましたが、時間の関係で終わります。

小児科医不在となっていた県立こども療育センターに、ようやくというかやっとなんとか、小児科医が2年ぶりに着任されました。不在解消については、議会等で、また委員会等で何回となく求めてきました。あわせて、保護者等から早期の確保を切望されていましたが、これで重症児等のショートステイなどの対応も可能になると思います。本当に知事、感謝をいたします。

配置後のショートステイ等の変化と今後の課題について、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県立こども療育センターに本年6月、常勤の小児科医師を採用したことに伴い、8月までの3カ月間で小児科の外来診療が200人を超えているほか、入所者に対しましても健康診断などよりきめ細やかなケアが行えるようになっております。また、本センターのショートステイについても、現在、医療的ケアが必要な方を県内で最も多く受け入れており、より安全・安心な体制となるなど、センターの機能強化が図られたものと考えております。

次に、今後の課題であります。本センターは、肢体不自由児の療育支援を行う県内唯一の県立施設でありますので、県内全域を念頭に置いた運営が求められるほか、障がいの重度・重

複化への対応や在宅志向など、多様化するニーズに適切に対応していく必要があると考えております。こうした中、本センターでは、巡回相談、民間病院の訓練士への研修、さらには、本年度スタートした県立延岡病院への出張診療など遠方からの利用者負担の軽減に努めているほか、重症心身障害児（者）通園事業やショートステイなど在宅事業にも積極的に取り組んでいるところであります。今後とも障がい児や保護者のニーズにできる限りこたえられるよう努めてまいりたいと考えております。

○外山良治議員 小児科医1人が配置をされたことによって、本当に行政効果、多とするものがございました。以前にも、小林地区からは、ショートステイ利用者が1人もいないと。ごく最近もこういう電話がありました。「ケアマネジャーのほうから「1カ月に6回しかショートステイを利用できない」、ふだんは5回とか4回しか利用しません。しかしその月はどうしても8回必要だ、そのことを窓口に言った。ところが、「だめです」と断られた。やむなく民間のほうに預けた。有料で」、こういう電話がございました。県北の方でございました。涙を流した電話でございました。余りにもかかわいそう。こういった現状というものを打開するために、やっぱり県北もショートステイができるような宮崎県であってほしい。これは要望しておきます。

県立病院についてお伺いします。

県立病院は、救急、産科、小児科、地域の健康づくり事業などの不採算部門を積極的に担い、公的責任を果たすことが求められています。また、災害時や感染症発生時等における対応、政策医療は、公立病院が果たす役割として非常に大きな意味を持っていると思います。病

院局長の所感を求めます。

○病院局長（甲斐景早文君） 公立病院は、それぞれの地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしております。県立3病院につきましては、全県レベルあるいは地域の中核病院として県民医療の確保及び地域医療の水準向上に寄与しております。今後ともその専門機能をさらに高めながら、民間医療機関では対応が難しい高度・政策医療や不採算医療を担っていく必要があると考えております。

○外山良治議員 病院局が、県立病院の経営形態に関し県立病院経営形態検討委員会を設置して県民に意見を聞いて検討した結果、「現行の経営形態がふさわしい」との結論に達しています。この結論をパブコメしたところ、意見の中に、「医師以外の職員の給与は民間に比べて高く、県民の理解を得られないのではないか」との指摘があったようです。私は体調不良により県立病院へ入院をしました。医師、看護師の労働環境の厳しさにびっくりしました。平成21年度の退職者の現状について答弁を求めます。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成21年度の看護師の退職者数は47名であります。内訳は、定年退職者が4名、再任用期間満了者が2名、希望退職者が19名、普通退職者が22名となっております。

○外山良治議員 47名退職をして定年退職が4名しかいない、これはどういうことですか。しんどいから全部やめるということですか、答弁してください。

○病院局長（甲斐景早文君） 退職の事由につきましては具体的なことまでは聞き及んでおりませんが、議員御指摘のとおり、確かに勤務環境といいますか業務の内容というものが、3交代であるということ等の面から推察できるのかなと思っております。

○外山良治議員 パブコメの中で「職員の給与は民間に比べて高い」との意見がありますが、本県の公立及び民間看護師の給与は全国と比較してどの位置にあるのか、答弁を求めます。

○病院局長（甲斐景早文君） 給与水準でございますけれども、比較ということになりますと、病院の規模とかその役割、あるいは人員構成などの要素を勘案する必要がありますし、一概に比較するという事はなかなか難しいわけですが、平成20年度の決算状況調査でございますけれども、県病院局の看護師が、平均年齢38.1歳で35万700円となっております。また全国の民間看護師さんの状況なんですけれども、これは人事院の平成21年度の民間給与実態調査によりますと、平均年齢35.5歳で33万6,400円となっております。

○外山良治議員 県立病院は38歳で35万円ですね。民間の看護師1万人ですが、基本給、平均35歳で33万円。ということは一緒ということでしょうか、ほぼ。何で高いんですか。局長、高いんですか。

○病院局長（甲斐景早文君） 給与の水準を示す指標としてさまざまな指標がございまして、例えば厚生労働省が毎年、賃金構造基本統計調査というのをやっております。これを拝見いたしますと、全国の状況といいますものが、平均年齢36.3歳で31万7,100円となっております。また本県の平均、36.1歳で金額が26万8,900円というようなことになっているわけですが、高いか低いかという話につきましては、議員御指摘のとおり、昨年、経営形態の検討委員会をやりまして、その中で県内の看護師さんの状況とかさまざまな意見の中で、「相当高いのでは

ないか」という御意見等もいただきました。これらにつきましては、業務の状況と申しますか、全体が違うので、ただ金額だけで比較考慮するのはいかがなものかということをお願いしたところでございます。この中でむしろ、県病院の場合、先進高度医療をやっております。そういうことで常に3交代勤務です。急性期の患者が大半だということ、非常に緊張度合いも高いというようなことで、類似の病院との比較をする必要があるということをお願いしたところでございます。

○外山良治議員 検討委員会の中でだれが言ったのか——大体わかります。私の推察では医師会でしょう。ところが、宮崎県の民間病院に勤める看護師の給与は全国と比較してどの位置にあるのか、答弁してください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 看護師の給与は、先ほど病院局長が申された部分と重なりますけれども、厚生労働省の平成21年度賃金構造基本統計調査によりますと、民間と公立を含めた数値となりますが、本県平均が36.1歳で26万8,900円、全国平均が36.3歳で31万7,100円となっており、全国平均を下回っている状況にございます。

○外山良治議員 福祉保健部長、「最低」。「下回っている」というような言い方すると、まだあと下に10か20あるんかなと思います。

ちなみに、宮崎県の民間の看護師の給与26万8,000円、36歳で。次に悪いのが熊本県。しかし、37.8歳ですから——26万6,000円。大体最下位クラス。ここと比較して宮崎県が県立病院が高いと言うんですよ。最下位と比較して。これが現状。病院局長、もっとこういったことをしっかりと反論してください。そういう意見が出た場合。もうあいた口がふさがらん。県庁と

いうものはもう少し——勉強も足らんごたるな。今後そういった現状というものをしっかりと踏まえた上で発言をしていただきたい。

看護師、私も入院をして大変だなと思えました。親切丁寧、別にごますっておるわけじゃありません。

また、県立病院看護師の窮状をあらゆる資料の一つとして、看護師採用の競争倍率を見ると、平成15年度競争倍率3.5倍が、21年度競争倍率はどの程度になったのでしょうか。

○病院局長(甲斐景早文君) 平成21年度の競争試験におきましては、1次試験の受験者が79名でございまして合格者数50名で、倍率にしますと1.6倍となっております。

○外山良治議員 3.5倍が1.6倍。ということは、給料も安い、きつい。どんどん下がっていきますよ、私が先ほど申し上げたとおり。医師確保は盛んに言う。しかし、一番病院で患者と接するのは看護師です。そのことを十分念頭に置いて考えていただきたいと思えます。

看護師確保対策として、以前から社民党としては院内保育所の設置を求めてきました。この院内保育所についてどのように対応されるおつもりか。宮崎・日南・延岡県立病院への早急な対応が求められていると思えます。答弁を求めます。

○病院局長(甲斐景早文君) 院内保育所の設置は、看護師等の確保に非常に有効であると考えられますことから、職員の意向調査等を既に行っていた宮崎病院におきまして、今年度、病児等の保育を試行することといたしまして、現在その実施に向けた準備を進めているところであります。また、宮崎病院での試行結果を分析した上で、日南病院、延岡病院における実現可能性を検討してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 今の答弁で、「医師確保にも非常に有効でありますことから」という答弁がございました。そのとおりだと思います。であれば、医師不足が一番深刻な病院は、日南か延岡か宮崎どちらですか。

○病院局長（甲斐景早文君） 今の答弁の中では、議員のほうから看護師についての意見しか求められておりませんので、医師については答弁は控えているんですけれども。

3病院につきましては、合同でといたしますか、3病院合同として採用いたしております。そういうことで具体的にデータで細かな分析までやっていないところなんです。

○外山良治議員 意味がわかりません。

○病院局長（甲斐景早文君） 今、議員のほうから、病院がどちらが採用が難しいのかというお尋ねであったかと思っておりますので……。

○外山良治議員 おたくの答弁は、保育所設置をすべきじゃないかという質問に対して、「院内保育所の設置は、看護師の確保だけではなく医師確保にも非常に有効である」という答弁がございました。よって私は、医師確保に有効であれば、宮崎市の場合には対応できていると。延岡、日南は医師確保が盛んに言われていると。じゃ院内保育を同時にスタートさせたほうが、医師確保にも有効、看護師確保にも有効じゃないんでしょうかという質問をしたんです。答弁してください。

○病院局長（甲斐景早文君） 冒頭に申し上げましたけれども、看護師についての確保といたしますか、そういう面からのお尋ねでしたので、看護師だけについての答弁しかしていないんですが、議員のほうで、医師確保にも非常に有効ではないかということをおっしゃっておりますけれども。

ただ、今御指摘のとおり、確かに看護師のみならず医師の確保についても非常に有効であると認識いたしております。そういうことで、一番いいのは3病院合同でスタートするのがいいかもわかりませんが。実は3病院の中でも、平成19年度から現場においてそういう意見が上がってきました。最初に宮崎病院のほうでそういう声が上がってきまして取り組みを始めておりますから、とりあえず宮崎病院のほうから、こういう調査の結果を踏まえながら試行でやってみて、その結果を分析した上で、具体的にどういう形で取り組むのが一番理想的なのか、そういう検討をしたいということで、今年度、宮崎病院のほうから試行を始めようということで、今、実施に向けて取り組んでいるところでございます。

○外山良治議員 医師確保に有効な一つの――女性医師というのが増加しています。私の担当も女性医師でした。「困るよね」と。出産をした、やめなければいけない。今度、こども療育センターの小児科医かてそうやったでしょう。ずっと休んでおられて、子供がある程度大きくなって現場復帰されたでしょう。そういったところに保育所があればということ。

ちなみに、宮大医学部の女性対男性の割合どのくらいですか、答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎大学医学部病院のほうの資料、データを持ち合わせておりません。

○外山良治議員 大体4対6です。そのくらいは覚えておいてくれ。

次に、人にやさしいまちづくりについてお伺いをいたします。

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」で定められている適合証発行数（4年間）は、宮崎

市が540件に対して県条例はわずか60件である。規則、300平米以上の規制を見直すべきと質問を過去しました。平成19年4月から300平米規則が削除されています。13年度から21年度に条例届け出義務公共施設及び適合証発行件数は何件か。また、適合証発行率もあわせてお願いします。県、宮崎市、都城について答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 条例による適合証交付制度は、県、宮崎市が平成13年度に、都城市が14年度にスタートしております。21年度までの対象施設の届け出件数は、県が1,218件、宮崎市が1,860件、都城市が171件、適合証交付件数は、県が105件、宮崎市が1,128件、都城市が20件であり、適合証交付率は、県が8.6%、宮崎市が60.6%、都城市が11.7%となっております。

○外山良治議員 担当部長、何でこんなに宮崎県は悪いんですか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県と市の間に随分差があるということで、県のほうでは、まず、適合証の交付について申請主義をとっているということ、それから平成18年度までは小規模事業所を対象施設としていなかったことなどの点で宮崎市と異なっており、それらが交付件数が少ない主な原因と考えられます。

福祉のまちづくりを進める上で適合証の果たす役割は大きいものがあると考えますので、今後も、申請の受け付けや、審査機関である関係市町村や県土整備部と連携しながら、交付数が向上するような方策についてさまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 多少悪いなら我慢もできます。これだけでたらめに悪いと腹が立ちます。13年にスタートしてこれだけの差がある

と、もうちょっと考えてもらえませんか。「検討します」「検討します」、この前も「検討します」。今回も一緒。大体わかっているんですよ、何が原因かというのは。宮崎市の場合には建築指導課が担当しています、まちづくり条例は。宮崎県は障害福祉課、技師が1人でもおりますか、答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 福祉保健部のほうには技師はおりませんが、県土整備部のほうと十分連携を密にしながら努力してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 宮崎市は建築指導課が担当している。宮崎県は福祉保健部が担当している。技師がない、わかるわけない。十分連絡は今後しますと言っていますが、できるわけがない。初めから県土整備部をお願いしたらどうですか。事務分掌をちゃんと移せばいいこと。おまけに宮崎市には事前協議制度がある、宮崎県はない。これはどういったことかということ、例えば一番大きいのは、県病院なら県病院に入院する。高齢化になる、居宅骨折で入院しはる人が一番多いんですよ。医療費の削減にもなりますよ。もうそろそろ考えを変えてください。

ごめんな、きょう福祉保健部ばかりで。済んまへんという気はあるんですよ。

延岡に行きました。会議がありました。南延岡駅で、宮崎市から南延岡駅、駅員が出てきて「延岡でおいてくれ」「いやいや、私は南延岡でいいんです」「あんたを介助する人間がおらん」「なぬ、延岡駅から南延岡駅までのタクシー代、あんた払うんか」「いや、おまえ払え」、本当に県北はひどい。びっくりしました。あそこのバリアフリー、いつになったらちゃんとなるんでしょうか。今どういうふうに運動されているんでしょうか。ユニバーサルデ

ザインの7原則、第1原則、第2原則、担当部長、答弁してください。

○県民政策部長（山下健次君） 今度は県民政策部ですが、まず初めにユニバーサルデザインの原則のほうからお答えいたします。これは20年の3月に推進指針というのをつくっておるわけですが、その中でユニバーサルデザインの原則として、1つはだれでも公平に利用できること、2つ目に使う上で自由度が高いこと、3つ目に使い方が簡単ですぐわかること、4つ目に必要な情報がすぐに理解できること、5つ目にうっかりミスや危険につながらないデザインであること、6つ目に無理な姿勢をとることなく、少ない力で楽に使用できること、7つ目にアクセスしやすいスペースと大きさを確保すること、この7つを掲げているところでございます。

お尋ねの南延岡駅と申しますか、県内の駅のバリアフリー化の件でございますけれども、残念ながら、これまで優先順位というのが、一日の乗降客数5,000人以上の駅を優先にしております、それと駅舎を総体的に整備する中であわせてやるといった方針でJRのほうで進めておりますが、その中では、県内の主要駅では、宮崎駅、日向市駅、それから宮崎空港駅にエレベーターの設置がございます。南延岡駅につきましては、まだ現在予定が立っておりません、平成23年度からは5,000人未満の駅についても——これは国の方針としてでございますけれども——順次バリアフリー化を進めるという方向でございますので、その中で整備をされていくものと考えております。

○外山良治議員 今おっしゃったでしょう。「だれでも公平に利用できる」、これは第1原則。「使う上で自由度が高いこと」、南延岡

駅、延岡駅、とてもじゃないが、自由度の問題とか公平に利用できるような代物ではない。早急な改善。

それから、申し入れをすとかそういうことではなくて、例えば宮崎駅でもエレベーターがなかった。元助役のある人が、「宮崎市が2,000万出す、県も2,000万出せ、JRも2,000万」、たしか6,000万、私の記憶では。こういったお願いをしてようやくできた。そういう経過があります。ですから、「延岡市も2,000万出せ、県も2,000万出すわ。JRも出してくれ」、具体的にこういう詰め方をしはったらどうですか。担当部長、答弁してください。

○県民政策部長（山下健次君） 5,000人未満の乗降客の駅のバリアフリー化につきましてはこれからでございます、現在、手始めにと申しますか、基本的にはこれは国の補助に従ってJRが実施して、それに対して地元地公体が補助をするということで、それぞれ3分の1ずつ。ですから、宮崎駅の場合には宮崎市と県がそれぞれ6分の1の事業費を負担するという形になっております。南延岡駅の乗降客数等からすると、5,000人未満の駅として設置順位は必ずしも高くはないという状況でございます。

○外山良治議員 5,000人を超すということは、延岡でももうあり得ませんよ、今のままでは。もういい。可能な限り早く——原則に基づいて、おたくが作りはった——十分対応ができるような駅にしてもらいたい。延岡に行くこともそうないんですが、延岡市民は大変ですよ、あれは。本当に。これは強く要望しておきます。

県立病院に入院をしました。びっくりしました。おふろに段差が2段ある。こんな県病院、初めて見ました。大体病院というのは点滴をが

らがらっと自分で押しながらトイレに行くから、ほとんどが洋式。ところが、身障トイレも西病棟、東に1カ所ずつ。手術をする、下剤を飲まされる。悲惨ですわ、トイレが1カ所しかないんですから。病院局長、何年につくったんですか、あの県病院は。40年前、私が入院していたリハビリテーション病院、あの倍ぐらいありますが、全部洋式、だれでも使える。もちろんトイレ段差ない。40年前ですよ。どうですか、答弁してください。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立3病院のうち日南病院と延岡病院につきましては平成9年度に竣工しておりますので、議員御指摘のような段差というんですか、浴室、トイレにつきましてはおおむね問題はないというふうに認識をいたしているところでございますが、宮崎病院につきましては昭和59年度、60年3月に改築を終わっておりますから、約25年たっております。そういうこともありましてかなり老朽化してきたということもございまして、実は2年前から、平成20年度から計画的に10カ年計画で改修に努めております。これも実は今、現実非常に多くの患者さんがいらっしゃいます。そういう意味で日常的な診療に支障がない形で計画的に取り組んでいる。こういう非常に厳しい状況ですから、一斉に閉鎖して改築するというわけにはいかない事情もあるということで、御理解を賜りたいと思っております。

実は今、議員のほうからそういうお話ございましたので、ちょっと御説明をさせていただきたいと思うんですけれども、現在、県立宮崎病院の病棟には浴室が14カ所、シャワー室を10カ所設置しておりますが、このうち浴室の6カ所とシャワー室の1カ所に段差がありますので、現在、その解消のための工事を行っております

けれども、来月ぐらいまでにはこれも何とか解消できるのかなということで、今鋭意、患者さんあたりに支障がない形で進めているところでございます。

それから身体障がい者用のトイレでございますけれども、整形外科病棟に3カ所、それ以外の病棟にはそれぞれ1カ所、病院全体で24カ所設置をいたしております。特に病棟におきます身体障がい者用のトイレの増設というのが、スペースの確保がなかなか困難であるということもありまして、平成20年度より、障がいのある患者さんにも使いやすいように、一般用のトイレの拡張、それから手すり設置等の工事を順次進めているところでございます。

○外山良治議員 こういう質問をしなければならぬ、本当に物が言えないぐらいあきれています。早急な対応をお願いします。

県立病院精神医療センターのあの鉄製のルーバーですね、あれは到底許容範囲外のこと。早急な改善が必要と思いますが、答弁をお願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 精神医療センターのルーバーは、建設時に、地域住民等の方々の要望等も踏まえまして、住民、患者双方の皆さんのプライバシーの保護や患者さんの転落防止等の観点から設置したものであります。県立病院の施設整備につきましては、その時々医療ニーズに的確に対応できるように、経営状況を踏まえながら緊急性や必要性に応じまして計画的に整備充実を図っていくこととしておりますが、この医療センターはオープンいたしまして今1年半というところでありますが、もう少し患者さんの行動パターン等を見きわめながら慎重に判断をする必要があるというふうに考えております。

○外山良治議員 行動パターンは富養園でわかりまっしゃろ、もう。そして隣近所の意見を聞いた。障がい当事者及び保護者の意見は聞いたんですか聞いていないんですか、どうなんですか。

○病院局長(甲斐景早文君) 富養園から宮崎市のほうに、住宅・中心街に参りました。そういうこともありまして、建設時に、周囲の住民の皆様方の意見等も踏まえまして、また当然、富養園で働いておりました医師あるいは看護師等それぞれ医療スタッフの意見、そういったものも踏まえながらやっておりますので、当然、患者さんの御意見あたりも、御父兄の皆さん方の御意見あたりも職員を介してやっているところでございます。

○外山良治議員 ほとんど怪しい答弁。というのは、今現在、ああいったつくりの精神病院というのはつくりません。ですから、早急にあのルーバーは取り外してください。あなた方県の悪いくせは、利用する側の意見を聞かない、これが大きな欠陥。早急な対応を求めます。

動物愛護についてお伺いします。

口蹄疫によって殺処分された牛、豚は約29万頭、私は、殺処分されていく我が家の牛、豚を涙して見ておられた畜産農家の方々の姿に胸打たれました。牛、豚のような経済動物でも、犬、猫という動物でも、寄せる感情は同じではないかなと思います。議会で、本県は動物愛護センターが設置されていない中、未利用の公的施設を利用した保護施設を民間の動物愛護団体に委託して、犬、猫の世話や里親探し、しつけ、適正譲渡等をお願いすることはできないか質問をしました。結果、「命の架け橋」という事業を起こしていただきました。非常に感謝をいたしております。「命の架け橋」事業、3年

間の時限事業と伺っているが、23年度以降の事業の考え方について答弁を求めます。

また、犬、猫殺処分頭数はどのように変化をしたのか、答弁をお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) まず、殺処分頭数の推移についてお答えしたいと思います。宮崎市を含んだ県全体の処分頭数は、平成19年度で犬が3,012頭、猫が2,991匹であります。これに対し平成21年度は、犬が1,471頭、猫が2,298匹となっており、犬で1,541頭、猫で693匹減少してきております。

続きまして、「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業についてでございますが、活動実績のあるNPO法人に委託し譲渡推進を図っており、昨年度は犬252頭、猫89匹の譲渡がありました。また、本事業のもう一つの柱であります犬、猫の譲渡のあっせんを行うホームページのサイト「みやざきドッグ愛ランド」を継続運営し、平成21年度からは、県内8保健所で保護した犬を写真入りで掲載し、携帯電話からも利用できる機能を追加したところであります。これによりアクセス件数も平成20年度と比べ約15倍の85万4,000件とふえているところであります。今後とも本事業の成果を踏まえ、民間との協働による譲渡の推進、適正飼養の啓発に取り組み、引き取り頭数、処分頭数の減少を目指してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 宮崎県動物愛護管理推進計画によると、「動物保護管理所は昭和40年代に建築され老朽化が進んでいる。動物愛護管理施設等の拡充が必要。動物愛護の観点に立ち、適正譲渡を前提とした犬、猫の管理を実施するためには、動物保護管理所とは別の施設で管理することが望ましい」と記されております。動愛センターでの対応について答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 動物愛護センターは、犬、猫の適正譲渡を初め、しつけ、負傷動物の保護などを総合的に行うもので、都道府県レベルでは25都府県に設置されております。宮崎県動物愛護管理推進計画では、この動物愛護センターの設置について具体的に盛り込まれておりません。このため本県におきましては、御質問にありました「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業における譲渡専用施設での適正譲渡の推進及び「いのちの絆」動物愛護推進事業におけるしつけ方教室や適正飼養など、動物愛護思想の啓発を効果的に実施することにより、県民、関係団体、行政が一体となり、本県の実情に合った動物愛護に関する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 ありがとうございます。

推進計画の中で「宮崎県と宮崎市が連携をとりながら計画に基づく施策を実施する」と記されております。計画の期間は平成20年から10年間となっています。動愛センターを市と連携して対応することはできないか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 中核市である宮崎市は、その権限に基づき独自に動物愛護管理業務を実施しておりますが、宮崎県動物愛護管理推進計画を実施するに当たっては、県と宮崎市が連携をとりながら計画に基づく施策を実施し、県全体として一体性を持った施策を推進することとしております。今後、動物愛護センターの設置につきましても宮崎市と十分に連携して研究してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 教育についてお伺いをします。

平成20年2月議会で、「宮崎東高校は、平成13年にプレハブ教室で急場をしのいでいる。

利用者、教職員等から改善が求められている」、また、「高校の退学者は、平成18年度公私合わせて約900人となっている。通信制は今年度3,399人と年々増加している。これに対し卒業生は平成19年度わずか300人のみである。2,059人の生徒が休眠となっている」、これら生徒に対する対策等について質問をしました。プレハブ校舎解消については、22年度当初予算約9,000万円で対応されています。また休眠生対策については、社会とのかかわりを持つことが困難な生徒、発達障がいのある生徒、人間関係づくりを苦手とすること等の生徒の主体的な学習への取り組みと社会参加を支援するシステムを目的に、ラーナグリケーションが5月から都城でスタートしています。早速の対応を感謝します。実績等について答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 通信制の生徒学習支援、いわゆるラーナグリケーション——これはラーンという英語とアグリケーションという英語の合成語でありますけれども——これに係るニーズ調査につきましては、通信制に学ぶ生徒がどのような学習支援を求めているかを把握するために、5月17日から8月31日まで、退職教員8名の協力をいただきまして、都城市に学習教室を試行的に開設して実施したものであります。都城地区には通信制に379名の生徒が在籍しておりますが、この学習教室をそのうち10名の生徒が、開設をいたしました75日間の中で延べ49回利用いたしました。

なお、議員のただいまの御質問の中にありました宮崎東高校のプレハブ校舎の改築の件であります。正確には、歳出予算として立てておりますのが8,985万7,000円で、別途債務負担で1億2,300万円余り措置しておりますから、合わせると2億1,000万ぐらいということでありま

す。以上です。

○外山良治議員 前は通信制の休眠対策として質問をしましたが、中学校、高校に不登校状態にある生徒も多数いると思います。私が視察した際も、1人の不登校状態にある生徒の保護者がお見えになっておられました。不登校や高校中退などのつまずきがニートやひきこもりへとつながっていると指摘されています。このような視点から、対象を通信制等に限定せず門戸を広げる必要があると思います。また、現在のラーナグリケーションは8月までの試行と聞いています。23年度事業化が必要と思いますが、あわせて答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 今回実施をいたしましたニーズ調査におきましては、教室に来た生徒から、「勉強ができるようになりたいから利用した」、あるいは「個別の学習指導や進路相談を通して人づき合いの大切さなど多くのことを学んだ」などの声が聞かれましたが、一方で、先ほど申し上げましたように利用者が限られておまして、10名のうち休眠生の利用は1名にとどまったという課題がございました。このようなことから、まずは、通信制に在籍をしながら学習の滞りがちな生徒に対する支援のあり方を検討してまいりたいと考えているところであります。

○外山良治議員 教育長、例えば家庭いろいろあって、教育を継続して受けることができなくなった方々が、通信制でも、また定時制でもということで向学心に燃えて、しかしやむなく挫折していく。そういった子供たちへ——鉄は熱いうちに打て、その機を逃すと冷え固まって、それを溶かすには相当のエネルギーが必要になる、そのことはだれが考えたってわかっている。今まで5年も6年も7年もほったらけ。だ

からそういうふうに、何百何十何人おっても1人か2人しか来ない。しかし、ずっとたたいておれば必ず来ます。ですから、都城のあの学校にも最初は来なかった。しかし、今延べ60人ぐらい来ておられるというふうに伺っております。このような学校を宮崎、延岡、小林、日南、ずっと広げ、かつ門戸をいろいろと広げていただきたい。市教育委員会とも話をさせていただきたい。答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） 先ほどお答えしましたとおり、ニーズ調査の結果等踏まえまして、通信制に在籍をしながら学習の滞りがちな生徒への支援のあり方をさらに検討してまいりたいと考えておりますが、この中で、どの地区が適当であるか等についてもあわせて検討してまいりたいと思います。

○外山良治議員 4月中旬、小林に行ってきました。これはきりしま特別支援学校の件でございました。この件に対して我が会派の高橋議員に対する答弁で、「一切問題は発生していない」と教育長が答弁されました。ところが、呼ばれて「相談があるから出てこい」、行ってきました。30数名の保護者等がお見えになっておられました。7月にもう一度集会が開催をされました。そのときは何と50名に膨れ上がっておりました。県教委として、計画への関係者の参加、それをもとに実施計画及び説明会等どのように行われてきたのか、答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 高等部の設置に当たりましては、平成21年4月以降、校内の準備委員会におきまして4回にわたり、将来高等部への進学を希望している保護者の代表として小林校PTA役員に出席をいただき、御意見や御要望を伺いながら実施設計等を進めてきたところであります。また、平成21年6月から本年3月

にかけまして、小林校のすべての保護者を対象に説明会を3回実施しましたほか、本年7月には、西諸県地域の小中学校特別支援学級の保護者や担任教師等も対象にした説明会を実施いたしまして、高等部の教育課程や施設設備等について御意見等をいただいていたところでありまして、これらの御意見を踏まえ、例えば、図書スペースや保護者送迎用の駐車スペースを拡充するなど設計の見直しを行い、教育環境の充実や送迎時の利便性の向上等を図ることにしたところであります。この高等部の開設は来年4月を予定いたしておりますけれども、障がいのある子供たちが明るく生き生きとした学校生活が送れるように努めてまいりたいと考えております。

なお、議員のただいまの質問で、高橋議員に対する私の答弁で、たしか私は、「高等部を小林高校に設置することについての御理解をいただいている」というふうに答弁したんじゃないかなという気がしております。間違いがあったらお許しいただきたいと思っております。

○外山良治議員 実は私も説明を伺いました。アンケート等をとって1人の反対者もいないと、私も受けました。これは間違いありません。で、行ってみると、たくさんの意見が出ました。県教委、教頭先生でございましたが、答弁能力、びっくりするほどなかった。だから2回目、3回目が——今も開催されているやに伺っております。こういうふうにして、ものをつくる場合は、利用者、当事者、保護者等集まっていざいただき繰り返し繰り返し議論をする、意見を出し合う、そしていいものをつくる、これが民主主義の基本、最大多数の最大参加が私は基本だと思います。結果オーライだと思います。

延岡地区総合特別支援学校についてお伺いをします。平成20年2月議会で知事は、「全国に誇れるような特色ある学校づくりに向けた基本構想を作成する」と答弁されています。基本構想の内容について、知事の答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想につきましては、医療・福祉・労働関係者、障がい者団体代表、保護者代表等23名の委員で構成されました基本構想策定委員会の提言を踏まえまして、平成21年3月にまとめさせていただきました。この基本構想におきましては、「地域とともに子供たちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を設置理念とし、3つの基本方針を掲げております。具体的には、まず第1に、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由のある児童生徒の教育について、高い専門性により児童生徒が持てる力を十分に伸ばすことができるような教育を、第2に、乳幼児期の子育て支援から卒業後の自立支援まで、関係機関と連携しながら、障がいのある子供に対する切れ目のない支援を、そして第3に、障がいのある幼児児童生徒や保護者を総合的に支援するワンストップの相談体制を目指すものであります。本校の設置につきましては、私自身、保護者や関係者の皆様より直接切実な思いを伺ってきたところでありまして、今後ともその実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○外山良治議員 延岡地区総合特別支援学校の基本構想の内容についてお伺いをします。

○中村幸一議長 どちらに求められますか。

○外山良治議員 答弁の指名権は議員にありません。

○中村幸一議長 非常に困っていらっしゃるから。

○教育長（渡辺義人君） 内容といいますのは直截にはなかなか答えづらいんですけども、延岡総合特別支援学校は、延岡市内にあります延岡わかあゆ支援学校、ととろ聴覚支援学校、それから延岡たいよう支援学校の3校を延岡西高校跡地に移転統合して総合的な特別支援学校を目指そうとするものでありまして、内容的には、聴覚障がいと肢体不自由児と知的障がい、それから附属的に体育館ですとかプールですとか作業棟ですとか、そういったふうなさまざまな施設をあわせてつくる、計画内容としてはそのようなことで考えております。こういう答弁でよろしいでしょうか。

延岡総合特別支援学校の基本構想の内容ということでよろしいですね。延岡総合特別支援学校の内容であります。基本構想を21年3月に策定いたしまして、その特徴といたしましては、1つには教育本体の機能がございまして。構想に盛り込まれた教育施策の方向としては、複数の障がいに対応した専門教育の実施、2点目が就学前から卒業後までの一貫した教育の実施、それから一般就労を目指した職業教育の充実などを掲げております。教育本体以外に付加機能といたしまして、子育て支援機能、自立支援機能、研修・啓発機能並びに地域交流機能の4つの機能を考えているところであります。子育て支援機能につきましては、医療・保健・福祉との連携、あるいは育児・教育相談、保護者支援等を内容として考えております。自立支援機能につきましては、就労支援、それから生活支援までを想定してそういう機能を持たせたい、このように考えております。

○外山良治議員 構想を受けて、実施計画・設

計に十分に反映されていると思いますが、意見集約等について答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 延岡総合特別支援学校の設置につきましては、平成21年3月の基本構想の策定を受けまして、平成21年4月から平成22年8月までに関係3校の教職員で構成する設置準備委員会を11回開催し、保護者の御意見も伺いながら、教育課程や組織運営、施設設備等のあり方について検討してまいりました。また、その下部組織となります、子育て支援部会、自立支援部会、組織運営部会の3つの作業部会を延べ19回開催いたしまして、それぞれの機能や組織運営等についてより具体的に検討してきたところであります。また、平成21年度には基本設計案を各学校において公開いたしまして、保護者等から御意見等をいただいたところであります。その結果、学校を通じて集約いたしました意見等187件を受けて、例えば音楽室の増室、作業棟の拡充、教室配置の変更など設計の見直しを行ったところであります。

○外山良治議員 基本構想を私も読みました。生まれて、義務教育、高等教育、支援学校、そして就労まで一貫したワンストップ可能な学校、本当にこれができればすばらしい学校ができると思います。ところが、聞くところによると、どうもこの基本理念、基本構想、最近ではぶれが出てきているのではないのかというような意見、考えにちょっとぶれがあるんじゃないかというようなことを伺っております。それは、教育長、理念、構想どおり進んでいるわけですね。答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） この基本構想に盛り込まれた内容に即しまして、我々はその構想を実現すべくいろいろと努力をしているということでもあります。今、議員のほうから、構想からずれ

が出てきているのではないかというようなニュアンスの御発言がございましたが、例えば子育て支援機能あたりでもそうなんですけれども、福祉・保健・医療とか、労働といった関係部門との緊密な連携をして、この基本構想に盛られた最大の特色はそういうところでありますので、そういった機能はしっかり担保しながら、ぜひこの構想の実現を目指したいと、このように考えております。

○外山良治議員 安心しました。終わります。
(拍手)

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。
午後3時6分休憩

午後3時19分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) お疲れのところ、最後の質問になりましたが、公明党県議団を代表し、通告に従い質問を行います。

代表質問の最後なので、幾つか重複した質問がありますが、重なるということはそれだけ喫緊の課題であると御理解いただき、真摯なる御答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、県政運営についてであります。

知事は、就任後の2月議会の所信表明で次のように述べられました。ちょっと長くなりますが、引用します。

「「宮崎をどげんかせんといかん」「何とかさせんといかん」「宮崎は生まれ変わらんといかん」、そして、本当の宮崎のすばらしさを伝えたい、宮崎県民の誇りを取り戻したい、それが私に課せられた使命であるとの思いから、知事選に立候補した次第であります。失われた信頼

を取り戻す道のりは大変険しいものと覚悟いたしております。まずは、私を含め職員の方々と一丸となって、県民の皆様の奉仕者であることを強く自覚し、全力で職務に励み、一刻も早い宮崎県政の再生を果たしていく決意であります。

今、宮崎は、産業振興、防災対策、高齢化に伴う過疎化、そして医療・教育改革など、取り組まなければならないさまざまな課題を抱えております。(中略) また、第2期地方分権改革が始まり、道州制を含めた国と広域自治体のあり方についての議論が行われる中で、各地域においては、これまで以上にその個性を生かした自主自立の地域づくりが求められる時代を迎えております。この数年間が宮崎にとって大変重要な時期であります。山積する課題に正面から向き合い、将来にわたって宮崎がほかの地域におくれをとることなく発展していけるよう、基盤づくりを着実に進めるべきときであると考えております。このような考えのもと、これから4年間の一日一日を県勢発展に誠心誠意取り組み、県民だれもが安心して暮らせる新しい宮崎の実現に向けて全身全霊をささげてまいる覚悟であります」と。

その大事な4年があと4カ月となりました。知事が取り組まれた具体的な県政の内容につきましては省きますが、この間、マニフェストを重視した知事の取り組みを、内容の自己点検・評価並びに検証を繰り返し、または外部評価にゆだね、改善・改革に結びつけてきたことは、評価できるところでございます。そこでまず、新みやざき創造戦略について評価委員会は、成果として、重点56項目のうち23項目がA、32項目をBとしております。4年間の知事マニフェストの成果として見ると、知事はどうとらえま

すか、お伺いいたします。

二元代表制についてであります。

1990年代からスタートした地方自治の改革は、1999年成立の地方分権一括法としてまとめ、国と地方との関係が上下から対等に改められるなど、一定の成果を得てきたところであります。しかし、国から地方への権限移譲や財源移譲については、両者の間でいまだに綱引きが続き、さらなる改革が待たれるところであります。

地方自治におけるこうした国・地方関係議論とともに、今、地方自治体の中の首長・議会関係をめぐる課題が注目を集めております。例えば、ちょっと極端でございますが、鹿児島県阿久根市では、市長が半年以上も議会を招集せず、専決処分を繰り返すなどして市政を混乱させております。これに対し鹿児島県議会は6月22日に、二元代表制を崩壊させる阿久根市長の行為に抗議する決議を全会一致で可決し、地方自治法の趣旨にのっとり適切な行政運営をするよう求めました。

二元代表制は、市長や知事など自治体の首長と地方議会の議員がともに住民の直接選挙で選ばれる制度であります。鹿児島県議会の決議は、首長と議会の関係について、その立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重することが二元代表制の要請であり、首長が恣意的な自治体運営を行うことを強く批判いたしました。これは的を射た見解であると考えます。そこで、知事は、憲法93条で定められた地方自治の根幹である二元代表制をどう認識しているか、お伺いいたします。

豪雨対策についてであります。

集中豪雨の頻発で土砂災害がふえています。本県におきましても、口蹄疫の急速な拡大のさ

なか、7月2日から4日にかけての豪雨で、特に都城市等に甚大な被害をもたらしました。3日間の総降水量が多いところで450ミリ、都城市では3日午前1時から2時の1時間で約134ミリの雨、自宅の裏山が崩れた男性1名がいまだに行方不明になっているほか、住宅被害は全壊1棟、半壊1棟、一部損壊4棟、床上浸水31棟、床下浸水24棟、山田町の丸谷川護岸決壊や庄内川があふれて多くの住宅が浸水した美川町、土砂崩れによる道路寸断が多発した吉之元町、また日本の滝100選に選ばれた関之尾滝の岩壁が高さ約25メートル、幅約20メートルにわたって崩落などなど、豪雨災害の怖さをまざまざと見せつけられました。

地球温暖化の影響で雨の降り方に変化が生じております。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、ことしも梅雨前線に伴う豪雨により、6月中旬から7月いっぱい全国で539件もの土砂災害が発生、ここ10年の発生件数は年間平均で1,000件を上回っております。被害が甚大化する集中豪雨や土砂災害の現状にどう対応し、住民の命と財産をどう守っていかかが喫緊の課題であります。そこで、県土整備部長に、本県における近年の気候変動の実態と、それに伴う土砂災害の発生状況についてお伺いいたします。

口蹄疫復興対策についてでございます。

口蹄疫直接被害畜産農家、間接被害事業者等の皆様へのお見舞いと、防疫に尽力された関係者の皆様に心から感謝の念を申し上げます。

本当に感染ルートの特定は困難なのでしょう。非常事態宣言解除後、畜産農家の聞き取りを開始いたしました。その中で一番聞かれた声でした。「再開はぜひしたい。でも、いつ始められるか、それが不安です。見えないことが一

番怖いから」。常任委員会調査に同行したときの畜産農家から聞かれた言葉ですが、私が聞き取りをした農家の方々も全く同じ声でした。再度、確認します。今回の発生源、感染拡大の原因、防疫のあり方等の検証を進めていますが、進捗状況についてお伺いします。また、畜産農家は、感染経路の解明がなければ安心して経営の再開ができません。県検証委員の一人である副知事の見解を伺います。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

昨年の9月代表質問においても、放課後児童クラブについて議論されましたが、再度たださせていただきます。日本総合研究所池本美香氏によると、諸外国では、放課後対策と学校教育がともに子供の教育福祉を担う制度として一緒に議論され、例えば学校は学業、つまり子供にとってのワーク、放課後は遊びや集団生活などの、つまりライフ、それぞれ力を入れることによってトータルで教育の充実を図るといふ、子供にとってのワークライフバランスの充実という方向性が明確であるとしております。

一方、日本は、2007年に放課後児童プランが策定され、諸外国と同じように力を入れているように見えてましたが、そのきっかけは、子供が犠牲になる犯罪や凶悪な事件が相次いで発生し、社会問題化したことであり、そのキャッチフレーズは、子供の安全で健やかな活動場所の確保でありました。また、就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があることなどから打ち出したものでした。そこで、本県は放課後児童クラブの重要性をどう認識しているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

教職員評価制度についてでございます。

口蹄疫非常事態宣言解除の後、8月1日から5日まで開かれた第34回全国高総文祭りやざき2010の大成功を心からお祝い申し上げます。なかんずく、出場した高校生、スタッフとして、さまざまな厳しい条件の中、準備、運営に当たった県内の高校生の皆様のひたむきな姿に大感動いたしました。私は、総合開会式、延岡市での開催だった文芸部門、そして文化公園内で開催された演劇部門等に行かせていただきました。その中で2つの大きな感動を味わいました。

1つは、水間議員もおっしゃいましたが、生徒実行委員長の結城さんの開会あいさつです。失礼かと思いますが、知事のあいさつを超えていたと言っても過言でない、最初から最後までうなずき通しのあいさつでした。今の宮崎県民を元気にしてくれるのはあなたたち高校生だと拍手を送ったのは、私だけではないと思います。もう一つの感動は、佐土原高校の演劇「銀の雨」です。大人の悲哀をコミカルに演じてくれました。大人にとっての応援歌でした。まさに後生恐るべしです。

しかし、この成功の陰にどれだけ学校関係者の尽力があったことでしょうか。私は、この子供たちが成功を味わうことができたのは指導者の力であると、やはり考えます。子供の向上的成長は指導者の力量によるところが大きいと考えます。学校現場はすぐれた先生方がほとんどなのですが、中に、「なぜあなたが指導者なの」と言いたくなるような教師が存在することも事実です。教師を選ぶことのできない子供にとって、このような教師に指導されることほど不幸なことはないと考えます。

今まで教師の資質向上については、施策的な

ものを含めて幾つか提案させていただきました。今注目するのは本県の教職員評価制度です。県教育委員会は、5年間の試行の後、平成21年度から本格的に教職員評価制度を実施しています。本県の教職員評価は、職務行動評価と役割達成度評価から成り、これらを透明性、納得性の高い制度により運用していくことで、教職員一人一人と学校組織のパワーアップへとつなげていくことをねらいとしていると、設置理由、評価シートの内容が公開されております。

私は17年の6月議会で、教職員評価制度導入については疑問を持ってただいた経緯があります。1つは、当初の国の意向としての導入目的です。現場の教師の理解を得ることはできないと思いました。2つ目は、評価者です。客観的な評価ができるのかをたどしました。3つ目は、管理職と指導職の必要性です。そのときの教育長の答弁として、「主任等同僚職員からの参考意見の収集による多面評価等により、教職員の人材育成に資する客観的で適正な評価が行われるよう努めているところであります。実施に向けましては、今年度の試行の結果を踏まえまして改善を図りますとともに、その後も毎年度検証を行いながら、適正なシステムの構築に努めてまいります」と答えておりました。実は、本県の教職員評価制度は全国教育研究のモデルになっていると聞きます。この制度の特徴とその効果について教育長にお伺いして、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

新みやざき創造戦略の評価についてであります。新みやざき創造戦略は、私のマニフェストをベースに策定したものであり、毎年度、工程

表を作成して、全庁的にその推進を図ってきたところであります。しかしながら、県の政策・施策の実効性や財政状況に加えて、社会経済情勢の影響もあり、すべての項目について順調に成果を上げているとは言えず、外部評価結果は全体として私の成果のとらえ方とおおむね一致しております。

成果が十分でなかった項目については、それぞれ思いがありますが、例えば医師不足対策などの医療提供体制の充実や企業誘致などについては、全国的な医師不足や世界的な景気後退の影響があったとはいえ、県民生活の安定、向上を図る上では、もう少し成果を上げるべきだったと思います。また、今回の口蹄疫の問題を踏まえますと、防災対策や危機管理体制の構築について反省すべき点も多いと考えております。

なお、私のマニフェストには、この戦略を官民一体となって推進するという意味を持ちます。県民総力戦や県民の意識改革なども掲げておりますが、これらについては、例えば観光客へのおもてなし意識の向上や、今回の口蹄疫からの復興への県民の皆様の自主的な取り組みなどに見られますように、着実に根づいてきたのではないかと考えております。

続きまして、二元代表制についてであります。地方自治体における二元代表制については、ともに住民の代表である首長と議会が相互の抑制と均衡によって、ある種の緊張関係を保ちながら、地方自治の的確な運営がなされていくことが大変重要であると考えております。そして、議会が首長と対等の機関として、地方自治体の行政運営に係る基本的な方針を議論、議決するとともに、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることが二元代表制の基本的あり方だと考えており

ます。以上です。〔降壇〕

○副知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

口蹄疫の感染源や感染拡大の原因、防疫のあり方などの検証についてであります。御指摘のとおり、感染経路の解明につきましては、畜産農家が安心して経営を再開する上で、また今後の防疫体制の強化や再発防止を図るためにも非常に重要な課題であると認識しております。

一般、専門家から成る国の疫学調査チームが中間的整理を発表しておりますが、これは、国及び県の疫学担当職員が連携して収集分析した情報をもとに取りまとめられたものでありまして、この中では、ウイルスはアジア地域から人あるいは物の移動等に伴って我が国へ侵入した可能性が高いと考えられるが、現時点ではその経路を特定するに至っていないとされておりました。引き続き、初期の発生事例を中心に調査が行われることになっております。

また、感染拡大の原因につきましては、発生農場で殺処分がおくれたことや、農場の密集地帯で発生したことなどが考えられるとされております。今回の防疫対応などのあり方も含め、今後の防疫対策や家畜伝染病に対する危機管理につきまして、これらは別途、国の口蹄疫対策検証委員会で議論がなされているところであります。

本県におきましても、専門家を中心に構成された検証委員会を立ち上げ、私もメンバーとして入らせていただいておりますが、感染経路の究明や今回の防疫対応等につきまして、現場の実態に即し、幅広い調査項目につきまして、きめ細かい検証を行っているところであります。昨日開催された国の検証委員会におきましても、本県の検証委員会の内容をぜひ知りたいと

いう意見が出たと伺っておりまして、双方の検証委員会の間で十分な情報交換、意見交換を行いつつ、それぞれの成果を踏まえ、今回の感染の実態につきまして分析を深めるとともに、家畜伝染病予防法や防疫指針、防疫マニュアルの見直しなどに結びつけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

放課後児童クラブについてであります。放課後児童クラブは、共働きやひとり親家庭の小学校低学年児童に対しまして、その健全育成を図るため、放課後に学校の余裕教室等を活用して適切な遊びの指導等を行い、家庭にかわる毎日の生活の場を保障する施設であります。本県におきましても、近年、核家族化や共働き世帯の増加等により放課後児童クラブへのニーズが高まっており、保育所から小学校低学年までの切れ目のない子育て支援策として、また仕事と子育ての両立支援や少子化対策の面からも、放課後児童クラブの果たす役割は大変重要であると認識しております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県における近年の気候変動の実態と土砂災害の発生状況についてであります。気象庁の観測データによりますと、非常に激しい雨と言われている1時間降水量50ミリ以上の年平均発生回数は、この10年間で年平均16回、それ以前の10年間は17回と、同程度で推移しております。また、土砂災害の発生件数は、この10年間の年平均57件に対し、それ以前の10年間では60件と、同程度となっております。本県の場合、台風の発生による影響を受けるため、このような結果になったものと考えております。

なお、全国的に見れば、土砂災害発生件数などは増加傾向にあり、本県におきましても、ことし7月の梅雨前線豪雨において、議員のお話もありましたが、1時間降水量が100ミリを超える記録的な短時間豪雨によりまして、都城市を中心に甚大な被害が発生するなど、今後の気候変動による影響が懸念されるところであります。このような短時間豪雨による土砂災害に対しましては、これまで以上に迅速な対応が求められますので、砂防施設等のハード対策はもとより、住民の防災意識を高めるための啓発活動や警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

教職員評価制度についてであります。本県の教職員評価制度は、教職員の人材育成と学校の組織力の向上をねらいとして、お話にありましたように、平成16年度からの試行期間を経て、平成21年度から管理職を含むすべての教職員を対象に本格的に実施しております。

その特徴的な点を申し上げますと、1つには、教職員と管理職とのミーティングを定期的に行うとともに、教職員自身が職務や役割について自己評価を行い、一方、管理職は教職員に対する評価結果をフィードバックしていること、2つには、評価のための公平性、客観性を高めるため、管理職に対して評価能力向上のための研修を実施していること、3つには、制度構築に当たり、試行期から学校現場の声を十分に聞き、評価項目の絞り込みや評価シートの簡素化など、制度の工夫改善に柔軟に取り組んでいることなどが挙げられます。

このようなことから、本制度の効果といたし

まして、1つには、管理職と教職員とのコミュニケーションが促進され、教職員の職務への意欲喚起につながっていること、2つには、評価結果をフィードバックすることにより、教職員自身が能力の現状と課題を認識することで、教職員の一層の資質向上が図られていること、3つには、校長の経営ビジョンが教職員に浸透することにより、教職員の学校経営への参画意識の向上が図られていることなどが挙げられているところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 まずは、二元代表制についてであります。知事の答弁のとおり、執行機関である首長と議事機関の議会が均衡と抑制のとれた関係を構築して、協働して住民のための行政を進めることが憲法と地方自治法の趣旨であります。政府は6月に閣議決定した地域主権戦略大綱の中で、地方自治法の抜本見直しとして地方政府基本法の制定を挙げ、二元代表制を前提とした上で、首長・議会関係のあり方を検討事項の一つとして挙げております。住民に身近な行政を地方自治体が自主的に担う地方分権は、日本の将来にとって重要な課題であります。その実現には地方自治体の自治能力の向上が不可欠だというふうに考えますが、知事は、この3年半、首長と議会との関係というのはどうあるべきだと考えてこられましたか、お伺いします。

○知事（東国原英夫君） 私は、首長も議員も、ともに住民の負託を受けた者としてお互いに対等な立場を維持しつつも、非常に闊達で生き生きとした議論がなされる、そのような関係にあることが大変重要であると考えております。そのような観点から、私は知事就任当初において、本会議における質問形式として一問一

答方式の導入について提案をさせていただいたところであります。私は、首長と議会の関係については、決して敵対するものではなく、お互いに意思疎通を図りながらも、真剣な議論を闘わせ、さまざまな行政課題に対し、常に住民本位の視点からともに取り組んでいくべきものであると認識しているところであります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

ところで、地方分権のことで政府は地域主権戦略大綱を決定していますけれども、いまだに具体的な姿があらわれていないと思います。民主党代表選に入り、候補者はそろって、分権、地域主権改革を唱えながら、両者の見解は、かけ声倒れに終わりがかねないと危惧するところであります。その危惧をある新聞は、「粗雑VS乱暴」と端的にあらわしておりました。地方分権の重要性をうたいながら、いまだにその具体的な姿が見えない国に対して、知事はどう発信していくか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 政府におきましては、地域主権改革を重点的な施策に位置づけられ、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場の開催、地域主権改革関連法案の提出、改革の指針となる地域主権戦略大綱の閣議決定など、積極的に取り組まれているところではあります。

しかしながら、地域主権改革関連法案は、さきの国会で可決に至らず、継続審議となってしまうこと、また地域主権戦略大綱の中で最も重要な地方税財源の充実確保について具体的な内容や工程が示されていないことや、ひもつき補助金の一括交付金化に国の関与の余地が懸念されるなど、問題もあると考えております。このため、引き続き、政治の強いリーダーシップの発

揮や、実効性のある国と地方の協議の場の設置、社会基盤や地方の安定的な財政運営に十分配慮した自由度の高い一括交付金の制度設計などについて、全国知事会等のさまざまな機会を通じ、本県の意見を強く訴えていきたいと考えております。

○河野哲也議員 全国知事会ということですが、よろしくお願いたします。

豪雨対策についてお伺いいたします。警戒区域に指定されれば、市町村は土砂災害ハザードマップを住民に配布しなければなりません。避難勧告などの具体的な発令基準や伝達内容が定められていない等、万全でない実態が今、浮かび上がっております。知事もマニフェストで、県民の災害対応や市町村の災害対策の基礎となるハザードマップの整備促進をうたっておりますが、近年、ゲリラ豪雨が増加する中、土砂災害ハザードマップの作成進捗状況はいかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 土砂災害ハザードマップは、県が指定した土砂災害警戒区域について市町村が作成するものであり、現在までに2つの自治体で作成されております。県では、マップの早期作成に向けて、基礎となる図面の提供等、従前からの支援に加え、昨年から新たに、土木事務所単位で市町村の担当者との意見交換を行い、先進事例の紹介や作成方法についての具体的な指導助言を行っているところであります。ハザードマップは、短時間豪雨により土砂災害発生のおそれがある場合にも、速やかな避難を行うために大変重要でありますので、引き続き、早期作成に向けた市町村への働きかけを行っていくこととしております。

○河野哲也議員 早急な対応をお願いいたします。現在の防災対策が近年の激しい豪雨を想定

したものかどうか、非常に心配であります。全国の洪水被害では、ハザードマップで危険とされていない地域での被災事例も出ています。

実は、崩壊する土砂量が10万立方メートルを超える大規模な土砂災害もふえています。山の表土層だけでなく、岩盤部分から崩れる、質問でも何度か出ましたが、深層崩壊が原因と指摘されておりますが、土木研究所の調査によれば、近年、深層崩壊の発生件数は増加傾向、1991年から2005年まで、毎年、発生が確認されているということです。深層崩壊は、厚さ0.5～2メートルの地表部分が崩れる表層崩壊と異なり、岩盤部分から大規模な崩落が起こるほか、崩れた岩盤が天然ダムとなって、たまった大量の雨水があふれ出すケースもあるそうです。深刻な被害につながるおそれがあります。

さきの質問でも報告がありましたが、国交省が11日に公表した深層崩壊の発生頻度を推定した全国マップでは、発生頻度が特に高いと推定される地域が27都道府県にあることがわかりました。九州では、宮崎、熊本両県の発生頻度が高いと推定され、特に宮崎は面積の割合として38%と発表されました。しかし、これだけの情報では対策はとれません。同省も、マップ作成は第一段階としているようですが、引き続き調査を進め、被害を防ぐ具体的な対策の検討を急ぐべきだと考えます。同省は、発生頻度が高いと推定される地域を中心に3年間かけて詳細な危険度調査を実施、警戒対策の強化に活用するとしていますが、本県としても積極的なかわりをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 深層崩壊に関する調査は、議員のお話もありましたとおり、国が深層崩壊推定頻度マップに基づき、深層崩

壊の頻度が特に高いと推定された地域を中心として、3年程度をめどに調査を行うものであります。その内容は、溪流ごとに危険度を評価するものでありまして、具体的な斜面の特定や規模の推定を行うものではないと伺っております。

さらに、国においては、危険と判断された渓流域について、必要に応じて天然ダムが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討を行うと聞いておりますので、県といたしましては、国と情報交換を密にしながら、適切な対応について協議していきたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。2009年度は、山地災害総合減災対策治山事業として総合的な減災対策が講じられていましたが、今年度は同事業が廃止されて、農山漁村地域整備交付金に集約され、予算措置が薄くなった。これは何としても国に強く要望していきたいと思っております。また、災害の復旧を国が支援する激甚災害指定の指定基準、それから被災者生活再建支援制度の見直し、例えば局地的な災害だと指定の対象から外れるケースがある等、制度に非常に不備、不公平な要件があるので、その見直しもぜひ求めていきたい、そのように考えます。

続いて、入札制度に行きたいと思っております。

入札制度も複数の質問がありました。ダブる部分があるかもしれませんが、質問をさせていただきます。18年の県発注工事に関する一連の不祥事により、入札制度改革が図られました。知事は、「談合は納税者に不利益をもたらす行為であり、断じて許されない。着手すべき県政改革として入札・契約制度改革に直ちに取り組む」として、具体的には、1、県みずからがま

ずコンプライアンスを徹底するシステムの構築、2、公正公平かつ透明で競争性の高い制度への改革、3、入札・契約制度やその適正な運用についてチェックする体制整備の3点を中心に改革をと、公正でクリーンな県政の実現と行財政改革の象徴として着手したものの、急激な改革であったため、本来守られるはずの、技術はあるが体力のない建設業の方々が真っ先に倒れてしまいました。しかし、知事は改革を断行しなければなりません。非常に厳しい決断だったと考えますが、マニフェストに掲げた入札制度改革について、これまでの取り組みを振り返り、どう評価されているか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 平成18年の入札談合事件は、県政に対する信頼を失墜させたばかりでなく、県民の皆様の誇りを大きく傷つけたと考えております。このため、一刻も早い宮崎県政の再生、信頼の回復が私に課せられた使命であると考え、知事就任以来、スピード感を持って一般競争入札の拡大など、マニフェストに掲げた抜本的な入札・契約制度改革に取り組んできたところであります。より公正、透明で競争性の高い制度の構築が図られてきたものと考えております。

しかしながら、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の悪化によりまして、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。このため、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、入札・契約制度についても幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しや改善を図り、よりよい制度の構築に努めてきたところであります。

○河野哲也議員 ただでさえ少なくなった公共

工事ですが、今回、口蹄疫の発生もありました。最近の公共事業の入札状況は前年に比べてどうなっているか、県土整備部長、お伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今年度当初は、口蹄疫の発生という非常事態の中ではありませんでしたが、建設工事につきましては、公共事業等の施行方針に基づき、景気の下支え効果があらわれるよう、速やかな執行に努めてきたところでございます。この結果、第1・四半期の公共三部の建設工事の契約件数は132件となっており、前年度同時期と比べ若干増加しております。また、公共三部の建設工事の落札率は90.5%と、前年度を2ポイント上回っております。これは、本年3月から公共事業における経済・雇用緊急対策として最低制限価格を予定価格のおおむね90%としたことが影響したものと考えております。

○河野哲也議員 少ない入札を競い合っているという感があります。先ほど知事が答弁していただきました。業者と知事の癒着を防ぐため、指名競争入札の縮小、一般競争入札の活用や、現行の条件付一般競争入札の拡大をもとにしながら、少しずつではありますが、実態に即して改善、検討がなされています。ですから、地元の建設業の方々も与えられた制度の中で入札しようと必死です。米良議員、横田議員からも制度の改善をとありましたが、まだ縛りがあるという声が聞こえます。入札・契約監視委員会の中でも若干指摘された事項がありました。一般競争入札において、入札参加条件が工事内容から判断して緩和されてよいものがあるとの声も聞きますが、県土整備部長、見解をお伺いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 一般競争入札

におきましては、品質確保を図る観点から、入札参加資格として、工事の種類や規模等に応じた会社の施工実績や配置技術者の資格等を求めています。これらにつきましては、入札参加者の一定水準以上の施工能力の有無を判断することが目的でありまして、必要最低限の要件としておるところであります。県といたしましては、今後とも、適切な入札参加資格を設定し、工事の品質確保に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 さっき外山議員が利用者とおっしゃいましたが、ぜひ、建設業者と直接何度も話し合いを持つというか、聞いていただく——一つ一つに言い分というか、意見があるということをお聞きしていますので、どうかよろしくをお願いします。

これも何度も質問に上がりました口蹄疫復興対策について、先ほど被害農家のところを回らせていただいた中で特に聞こえた声ということで挙げましたが、やっぱり検体が送られて判断されるまでの時間というのが拡大につながった部分も考えられるということをおっしゃっていました。検査用簡易キットの開発というのは諸外国は進んでいるとお聞きしています。それと、例えば動物衛生研究所のスタッフを現地派遣するという、そういう体制の整備はできないのか、農政水産部長、お伺いたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫診断用の簡易キットにつきましては、国において実用化に向けた検討が行われると伺っております。県といたしましても、簡易キットは現場での迅速な初期診断を行う上で非常に効果的であると考えていることから、早急に実用化するよう国に要望してまいりたいと存じます。

また、動物衛生研究所のスタッフ等による現

場での検査体制の整備につきましては、ウイルスを漏出させない特殊な施設が必要となり、現在のところ、国内では動物衛生研究所の1カ所のみとなっております。仮に、検査施設を本県に設置した場合、西日本各地から検体が持ち込まれることになることから、現地での検査対応については慎重を期すべきだと考えております。

○河野哲也議員 例えば簡易キット等を使用するとか、そういうときにスタッフの導入というのは考えられると思うんです。その検討等できないかということで、またいろいろと研究をしていただきたいと思います。

厳しい状況を乗り越えるために、補正で畜産農家のために口蹄疫緊急対策資金、中小企業者には緊急対策貸付が創設されました。口蹄疫緊急対策資金の活用状況と今後の取り組みを農政水産部長に、口蹄疫緊急対策貸付の利用状況を商工観光労働部長にそれぞれお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 4月の専決予算により措置いたしました口蹄疫緊急対策資金の活用状況につきましては、9月6日現在、227件、5億5,000万円余の貸し付けが行われているところであります。この資金は、口蹄疫の影響を受けた畜産農家や耕種農家の経営安定に必要な営農経費等を低利で融通するものであり、特に畜産農家の経営再開に際しましては、家畜導入費のほか、施設修繕費や労務費など幅広い用途に活用できることから、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 口蹄疫緊急対策貸付につきましては、取扱期間が8月末日までとなっておりますので、いまだ審査中の案件もありまして、最終的な利用状況は確定していませんが、9月2日現在の信用保証協

会の保証承諾状況は656件の約66億7,000万円となっております。また、今後の取り組みとしましては、セーフティネット貸付を初めとする県の制度融資や政府系金融機関により資金供給を行うとともに、金融円滑化法にのっとり貸し付け条件の変更等、国や金融機関等と連携しまして円滑な資金供給を行い、中小企業の金融支援を行いたいと考えております。

○河野哲也議員 さまざまな手だてを打っていただけているんですけども、そこからこぼれているというか、そういう方々が今回多く出ているという実態があります。特に畜産企業を解雇された従業員の方々、そういう方々の失業対策として支援策をどのように考えているか、お答えをお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の発生に伴い、殺処分により畜産経営を継続できなくなった農家や畜産企業を解雇された方々の雇用対策といたしましては、7月から緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、農場での清掃や消毒作業、堆肥化の確認作業等で約100人の雇用を図ってきたところでございます。今後とも、関係部局との連携を密にして必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。ほかにさまざまな声を聞きました。殺処分した家畜に対する補償への非課税化はどうなるんだということ、それから復興基金の運用——具体的なものが決定されていない、見えない、いずれも後手後手の対応に非常に不安がっています。何としても安心して再開できる環境をしっかりとつくっていかねばならないと考えます。

次に行きます。水資源確保についてでございます。

2月の一般質問でも取り上げられましたが、

私は、水資源確保というか、水源地を守る観点でお伺いいたします。先日、農林水産政策研究所主催のセミナーに参加し、「中国の貿易戦略の現状と今後の方向について」というテーマで講演をお聞きしました。中国にとって日本は今、特別な貿易相手じゃなくなっています。ただ、期待できるのは環境・省エネルギー分野であるというお話を聞きました。

そんな中、NHKだったでしょうか、日本への外資系資本による水源地買収の動きの報道を知るにつけ、本県の水資源確保は大きな課題であるんじゃないか、そのようにとらえました。中国の企業が西日本を中心に全国各地の水源地を大規模に買収しようとする動きが昨年から活発化しているということが報道されています。報道では、林業関係者への逼迫する本国の水需要を満たすために日本の水源地を物色しているのではと考えられています。

東京財団の調査によると、中国では飲用水の需要が急速に伸びて、ペットボトルに換算すると、この10年間で約4倍になっている。急速に工業化が進む北部では工業用の水不足が慢性化、穀倉地帯や内陸部の小麦地帯で干ばつ等の被害の影響で農業用の水不足が深刻化していると言われております。森林が国土の7割を占めるにもかかわらず、法制度の不備が日本にある。山間部については地下水をくみ上げる量に制限がないというのが現状である。さらに、地権者の権利移転がチェックされる農地と違い、森林法では民有林の売買に関する規制がなく、所有者は自分の山林を自由に売買することが可能。国土利用計画法でも、1ヘクタール以上の土地の売買であれば都道府県知事への届け出が義務づけられているが、それ未満だと届け出義務がなく、外国資本による水源地買収を把握する制

度すらないということです。そこで、外国企業が宮崎の水源地を取得している実態はないでしょうか、お伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 仕組みは議員御指摘のとおりでございます。一定面積以上の土地取引を行った場合、私どもでチェックするのは、国土利用計画法に基づきまして、利用目的等を知事に届け出る義務があるということで、この届け出のあった土地取引について、届け出書に記載をされた譲受人の住所氏名及び利用目的、ここから判断するしかないわけですが、そこで見ると、書類の保存期間であります過去5年間におきまして、外国企業による水源地取得をうかがわせる事例は確認できておりません。ただ、この法律がこういう目的でございますので、一定の制約はあるかと思いません。

○河野哲也議員 外国の企業がどういう目的でということさまざま推測されているようですが、やっぱり本県の水資源をしっかりと守っていかなくちゃいけないと思うんですけれども、現在、本県における水資源の活用状況というのはどうなっているんでしょうか。

○県民政策部長（山下健次君） 国土交通省から「平成22年度版日本の水資源」というのが発行されておりますけれども、これによりますと、本県におきまして、1年間に利用可能な水の量、これは水資源賦存量と言うようですが、これは理論的には148億立方メートルでございます。このうち生活用水、工業用水、農業用水として、合わせて12億4,000万立方メートルが使用されております。活用率としては1割に満たないという状況でございます。

○河野哲也議員 今の状況のように、本当に豊富な水が宮崎にあるということ、心配性かもし

れませんが、やはりこれを守らなくちゃいけない、そのためにどういうものがあるかということで、森林環境税を活用した「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」というのがあると思うんですが、これまでの実績を環境森林部長、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 水を貯え、災害に強い森林づくり事業につきましては、ダムの上流域など公益保全上重要な森林を対象にいたしまして、森林所有者などと伐採制限等の協定を締結しまして、県が森林所有者にかわって造林や間伐などを行うものでありまして、森林の持つ水源涵養や山地災害防止などの公益的機能の持続的発揮を図るものでございます。これまでの実績といたしましては、森林環境税が導入された平成18年度から21年度までの4年間で24市町村、1,380ヘクタールの広葉樹植栽等を実施しまして、水源の涵養や県土の保全に努めたところでございます。

○河野哲也議員 こういう事業を進めることによって山そのものを監視できるということもできるんじゃないかなと思います。ぜひ、推進、拡充をよろしくお願ひしたいと思います。

医師確保に移ります。

県北の医師確保、非常に心配していただいています。それぞれの立場で医師確保に動いている、そういう状況はあります。先日、県北の開業医と懇談いたしました。情報提供できる体制がつくられているとありがたいという声もお聞きしました。もう一つ、総合医の育成も喫緊の課題であると語られていました。そこで、本県における新たな医師確保策として注目されている宮崎大学医学部での地域医療学講座の実施状況について福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本講座が実施

する地域医療に関する講義は、大学のカリキュラムの必修科目として位置づけられ、現在、教授1名、助教3名の体制で行われております。また、本年8月に県が僻地医療機関において実施した僻地医療ガイダンスには本講座の先生方も参加いただき、宮崎大学や自治医科大学の医学生に対し、地域医療に係る多方面からの指導、助言を行っていただいたところでございます。このような医学生の教育に加え、本講座は地域医療を目指す若手医師の受け皿としての役割も期待されており、関係医療機関と連携した研修体制の構築なども進められております。今後とも、地域医療に係る医学生への教育、啓発や、若手医師に対する研修の充実強化を図っていくこととなっておりますので、県といたしましても、十分連携をとりながら、その運営を支援してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 講座の目的というんでしょうか、幅広い疾患を診療できる能力を身につけた総合医の育成に取り組むという考え方ができると思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域における医師不足が深刻化する中で、今後、患者を総合的に診察、治療できる医師の重要性は、さらに高まってくるものと思われまます。本講座は、このような視点のもと、一人の医師として専門性を持ちながらも幅広い医療を担うことができる、いわゆる総合医の育成を目的の一つとしており、御理解のとおりであります。

○河野哲也議員 本当にこつこつとという部分でよろしくお願ひしたいなと思ひます。

水間議員のきょうの質問で部局マニフェスト、それぞれありましたが、私は、医師確保について言及されている福祉保健部長、病院局長

のそれぞれの見解をお伺ひしたいと思ひます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師の確保は、安心・安全な県民生活を確保する上で重要な課題であり、本年度も県の重点施策として位置づけているところであります。このため、私のマニフェストにおいても、地域医療の再生のための各種対策の推進を1番目に掲げ、医師の確保や養成に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、関係市町村と連携した医師確保対策推進協議会での活動のほか、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度の活用、さらには宮崎大学地域医療学講座への支援などに総合的に取り組むことにより、5名以上の医師の確保を目指しております。今後とも、市町村や医師会、宮崎大学等関係機関と連携しながら、医師の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立3病院では、臨床研修医やレジデントを含め、約210名の医師が、看護師を初め多くの医療スタッフとともに昼夜を分かたず懸命にチーム医療に取り組み、県民の皆様が安心して暮らせるよう医療の分野の一端を担っているところであります。本県の医療事情を踏まえますと、今後とも、県立病院が全県レベルあるいは地域の中核病院としての役割、機能を確実に果たしていかなければならないと考えておまして、そのためには、医師の確保は何にも増して喫緊かつ最重要の課題であります。全国的な医師不足という非常に厳しい状況の中ではありますが、職員一丸となってさまざまな手だてを講じながら、最優先で医師の負担軽減や待遇改善を図り、休診診療科の解消はもちろんのこと、病院長ともども、これまで以上に粘り強くかつ積極的に全力で医

師の確保に努めまして、県民医療の確保を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 それぞれの努力に感謝申し上げます。よろしくお願ひします。本日は福祉保健部長への質問が非常に多いと思いますが、よろしくお願ひします。

難病対策について福祉保健部長にお伺ひいたします。

さきに公明党が提案し、前政権で政治決定した難病11疾患の特定疾患治療研究事業の拡充が6年かかって実現いたしました。本県におきましても、さきの難病指定45疾患につきまして、受給者数は、平成18年度で5,926名、平成19年度6,169名、平成20年度6,588名と、確実に増加しております。その上での拡充でございます。特定疾患治療研究事業について、昨年10月、新たに11疾患が対象として追加されましたが、実態を教えてください。

○福祉保健部長(高橋 博君) 昨年10月に特定疾患治療研究事業の対象として新たに追加されました肥大型心筋症など11疾患につきましては、県において本年7月末現在で326の方が認定されており、特定疾患治療研究事業の対象疾患である56疾患、7,384人の約4.4%に当たります。

○河野哲也議員 これだけの数の方々が認定を受けられたということで、患者さん、家族の皆様にも少しでも安心していただける、そのように考えます。ただ、対象とならない難病で苦しんでおられる方がまだまだ多数おられます。昨年6月議会において、進行性骨化性線維異形成症(FOP)等の4疾患を県単独事業の特定疾患に認定を求める請願が採択されましたが、その後の県の取り組み、進捗状況をお伺ひいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 請願のありました4疾患につきましては、特定疾患治療研究事業、いわゆる医療費公費負担の対象疾患として追加されますよう、厚生労働省を訪問して直接働きかけるなど、要望活動を行ってきたところでございます。昨年10月、国は、事業対象として新たに11疾患を追加しましたが、残念ながら、本県が要望した4疾患は公費負担の対象には入りませんでした。

○河野哲也議員 公明党も実は、患者団体から今回要望されている4疾患のうち、先ほど申し上げたFOP、それからシェーグレン症候群の2疾患を含めて、指定された11疾患に6疾患を加えて拡充を働きかけたんですが、今回は対象となりませんでした。全国的な取り組みはしていかなきゃいけない、そのように感じております。

私も30代の青年から、膠原病の一つで成人ステイル病を発病し、安定した仕事をやめることになったとの相談を受けました。実は、成人ステイル病は非常に若年者から発病してしまう難病に指定されているんですが、東京では単独の医療費助成が行われています。そこで、成人ステイル病など、若年者に多いこのような働き盛りの難病患者への就労あっせんや職業訓練等の就労支援を考えることはできないのか、お伺ひいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 難病患者に対する就労支援につきましては、難病相談・支援センターにおいて相談に応じているところでございますが、比較的若い成人の患者が多い成人ステイル病などの疾患に罹患されている方は、働き盛りであるにもかかわらず、就労の面でさまざまな困難や制約があり、その受け入れ先の確保が課題となっていることは認識しておりま

す。ハローワークにおいては、平成21年度から「難病のある人の雇用促進モデル事業」を実施し、難病患者を新たに雇用する事業主を支援しております。県といたしましては、今後とも、関係機関と連携し、事業主への理解を促進するなど、働き盛りの難病患者が就労できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 4疾患のうち、アレルギー性肉芽腫性血管炎については東京都が、シェーグレン症候群については東京都、北海道、富山県が単独で指定しております。特に、富山県は18の特定疾患に、入院のみであります。助成を行っています。非常に難病対策に積極的であります。再度、確認させていただきたいと思いますが、要望される4疾患の県単独での特定疾患治療研究事業対象として助成できないか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 請願のあった4疾患につきましては、疾患の診断基準や事業の対象として認定するための基準を県単独で確立するのは困難であること、また現行の特定疾患治療研究事業について、国が本来補助すべき額の5割程度しか県へ交付されておらず、毎年、県は多額の事業費を超過負担していることなどから、県単独で事業対象とすることは難しいと考えております。したがって、県としましては、国に対し、この4疾患について医療費公費負担の事業対象として位置づけるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 国へのその動きのつなぎというんでしょうか、11疾患が指定されるのに6年かかりました。その間の苦しみというのは、成人スティル病の患者さんとの対話しかありませ

んが、本当に若くして仕事盛りで仕事をしたくてしたくてたまらないのに、全身痛み、薬もほとんどない、高額、そういう状況であるということをお含みおきいただいて、検討をよろしくお伺いしたいと思います。お時間のほうが進んでまいりましたので、急ぎます。

子宮頸がんワクチン接種・がん検診についてお伺いいたします。

公明党が署名活動等を通して強力に推進してまいりました子宮頸がんワクチン接種・がん検診について、6月議会においても意見書をいただきました。全国一律の子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成制度の創設、検診受診率の向上の対策の充実を挙げ、提出していただきました。また、全国的な動きもあり、予算要求がなされたところであります。まず、平成21年度女性特有のがん検診推進事業について、子宮頸がん検診の無料クーポン券の利用状況を教えていただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度の子宮頸がん検診の無料クーポン券の利用状況につきましては、20歳から40歳までの5歳ごとの節目年齢の全女性3万3,023名に配布され、このうち6,551名の方が利用されており、利用率は19.8%となっております。

○河野哲也議員 世界から見ると非常に低い検診率かもしれませんが、これが第一歩になると思います。それと、ちょっと具体的にお伺いします。子宮頸がんの予防ワクチン接種について、市町村の接種に対する費用助成の状況、横田議員からもありましたが、再度お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成につきましては、全国の市町村においてその取り組みが進められ

ているところであり、県内でも本年度から、串間市、西米良村、諸塚村において全額助成が、えびの市において一部助成が行われておりません。

○河野哲也議員 意識ある自治体は積極的に取り組んでおります。ワクチン接種と検診をセットで拡充することが大事であります。県として積極的な支援をどう考えているか、お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子宮頸がんの予防につきましては、10歳代にはワクチン接種を、20歳からはがん検診を受けることで、さらなる効果が期待されているところであります。ワクチン接種につきましては、その普及を図るためには、積極的な接種勧奨や接種事故に対する十分な補償が行える環境整備が必要でありますことから、予防接種法による定期接種へ位置づけられるよう、今後ともあらゆる機会を通じて国に対し要望してまいります。

また、国において子宮頸がん予防ワクチン接種に関する予算要求がなされているところであり、その動向を見守りますとともに、市町村に対しては情報提供に努めてまいりたいと考えております。子宮頸がん検診につきましては、市町村の担当者を対象とした研修会の開催や、県と企業の検診担当で構成されるがん検診受診率向上委員会などにより、地域や職場でのがん検診の受診率向上に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 放課後児童クラブのほうに移らせていただきます。

先ほどの答弁で、「家庭にかわる」という答弁がありました。考え方が——それは一部なんです。そうじゃなくて、日本の放課後子供プランの中に、人づくりという観点と、社会統

合、つまり子供同士の格差をなくすという観点と、それと子育て支援という観点で充実させるべきだという考え方ですね。私も、保育所併設のクラブを調査させていただきました。そこはこの3つの観点をしっかりととらえて経営されていきました。

ところで、平成21年度部長マニフェストにおいて、放課後児童クラブに関する数値目標が未達成となっておりますが、その理由をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度のマニフェストにおきましては、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりに向け、放課後児童クラブの設置目標を前年度実績から21カ所増の230カ所とし、市町村に対する支援や働きかけ等に努めたところであります。しかしながら、一部の市町村においては、児童館等において保育ニーズを機能的に補完できる施設もあるなど、クラブの設置数は218カ所にとどまったところであります。放課後児童クラブの数値目標につきましては、利便性の確保の観点から、小学校区ごとに1カ所の設置を目安として設定しておりますが、事業実施に際しましては、地方財政を取り巻く厳しい状況や運営主体の確保など、さまざまな課題もあるところでございます。県としましては、さらに市町村との連携を十分に図り、総合的な放課後児童対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 目標未達成を私は違う観点で見えています。それは、人材が確保されないから施設を充実できないということでふやせないんです。わかりますかね。そういう状況で、運営費のほとんどは人件費なんです。やはり先ほどの観点からいけば、専門性のある人材、外部からの人材等考えていくと、職員の処遇の充実と

か、人件費の確保というのが最大の課題になります。クラブ数をふやすということよりも運営費の充実を図るべきだと思います。国庫補助の対象となる運営費補助について、県は基準額よりも低く設定してあります。補助金のほとんどは、先ほど申し上げました人件費なんです。これを充実させるということを見ると、国の基準どおりいただいて、全額補助金を配分すべきと考えますが、22年度の状況、今後どう考えるか、お聞きします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 放課後児童クラブへの補助につきましては、国が示した全国一律の補助基準額を上限としまして、市町村に対して交付する国庫補助制度となっており、県としましては、厳しい財政状況の中ですべての補助対象クラブを支援していくため、平成22年度においても基準額を調整しているところであります。

現在、放課後児童クラブを取り巻く環境は、開設時間の延長や長期休暇時の開設など、保護者のニーズが多様化してきており、このようなニーズに的確に対応していくため、クラブの運営内容を安定させることが大変重要となっております。このため、今年度、県内クラブの運営実態を把握する調査を実施しており、この調査結果等を踏まえて、県と市町村との役割分担や受益者負担のあり方など総合的な視点から現在、検討しているところであります。

○河野哲也議員 前向きに、充実させるならば全額です。よろしくお願ひします。放課後児童クラブを放課後の子供の安全な活動場所の確保という観点だけでなく、教育福祉の充実につなげるという大事な課題をクリアするために、もう一度言いますが、23年度、全額補助金配分をぜひお願ひしたいと思ひます。

最後です。教職員評価についてであります。先ほど答弁をお聞きして、実は5年試行して、2年今実施しているということで、一方的な評価じゃなくて、双方向のコミュニケーションが成り立っている評価制度をつくり上げてきたということに、私が提起しました問題点を幾つかクリアしていただいているなど考えます。しかし、現場の先生方はとにかく忙しいです。自分の教育活動を振り向く時間の確保も必要だと要望しておきます。

最後に、試行段階のとき、私は、評価者である教頭等の管理職が日々の教師の教育活動を掌握できるとは思えません、指導職が必要であると提案いたしました。指導職があれば、例えば若手教師の育成等にも直接関係することができると考えました。その役割を担えるのがスーパーティーチャーであると考えていました。私の同僚ですぐれた実践家も、その任を拝して若手教師の育成に尽力しています。

ところで、2008年に学校教育法が指導教諭というものを導入しましたが、スーパーティーチャーと指導教諭の違いについて教育長、お伺ひします。

○教育長（渡辺義人君） まず、指導教諭につきましては、学校における指導体制を充実させるために設置した職でありまして、専門的な知識や豊富な経験を有し、かつ他の教諭等への指導助言を行うことができる能力を持った者を任用しているところであります。現在、指導教諭を27名任用しておりますが、この中から、特に授業力など教育実践の能力や実績がすぐれている教員をスーパーティーチャーとして18名委嘱しているところであります。業務内容といたしましては、指導教諭が主に所属する学校や周辺地域において授業改善等に係る指導助言を行う

のに対しまして、スーパーティーチャーは、県内全域の教員を対象に、授業公開を行うとともに、研修会の講師を務めることなどによりまして、本県教員の指導力向上を図るものであります。

○河野哲也議員 外から見ていると、その区別がよくわからなかったもので、今、答弁していただきました。本当に子供のため——よく何度か引用しましたが、子供の最大の教育環境は教師自身であるということ、それから教育の最大の目的は子供の幸福であるということ、この教職員評価が子供の幸福のために目的を見失わないよう生かされることを望みます。

なお、通告しておりました治安問題につきましては、一般質問で長友会長のほうにゆだねます。御了承ください。

以上で質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時39分散会

9月10日（金）

平成 22 年 9 月 10 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 函 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

- 53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 選 挙 管 理 委 員 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 明 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 川 崎 浩 康 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 岡 崎 吉 博 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○蓬原正三副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。昨日までが代表質問、本日から一般質問ということでありまして、私も8年目になりますけれども、初めて一般質問のトップバッターをいただきました。大変光栄に感じておるところであります。私は、西都市・西米良村選挙区選出で自民党の押川修一郎でございます。

最初に、今回、口蹄疫被害に遭われた友人、知人を初め、畜産農家の皆さんにお見舞いを申し上げます。口蹄疫に感染された農家292戸、そして被害拡大防止でワクチン接種に御協力いただいた生産者の皆さん方1,012戸であります。特に、感染拡大ということで御協力いただいたわけありますから、改めて感謝とお見舞いを申し上げます。そして、私たち議員は、それぞれの立場で4月下旬から今日まで、特に連休を挟んで6月、7月、被害に遭った農家の皆さん方の意見というものをどう県や国に届けるかということで、本当に毎日が忙しかったわけあります。そういう努力も報われながら、補償金であったり、あるいは復興への基金の問題であったり、進まないところは

ありますけれども、徐々にいろんな方向の中で進んでいるのではないだろうかというふうに思うところであります。また、畜産農家だけじゃなくて、商店街を初め、この地域の経済、県経済がどれだけ疲弊しておるかということも大事なことでありますし、今後、4年か5年間で本県にとって一番大事な時期であろうというふうに思うところであります。「がんばろう宮崎」を合い言葉にみんなで頑張っていきたい、そのように思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、御自身の出处進退は9月議会で明らかにすると県民に約束をされました。本会議の場は、個人的にどの選挙に出るとか、みずから発言する場じゃないと思います。ただ、議員から政治姿勢に関する質問があった場合は、答える責任があるんじゃないかと思います。そうなると、代表質問は終わりましたので、本日から一般質問最終日までの9月15日、意思を固め発言されないと、議会の場で表明をするといった約束が守れなくなると私は思うんでありますが、知事いかがでしょうか、お伺いをいたします。

残りは自席から質問させていただきます。

（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、ことしに入りまして、2月の定例記者会見あるいは議会の中で、任期満了からさかのぼること2カ月から5カ月の間が、首長さんたち、主に県知事さん、そういった方が態度を表明されている一般的な期間であると申し上げて

きました。そうすると、1月20日は私は任期満了ですので、そこから2カ月から5カ月、当然11月議会、9月議会が視野に入ると言っていました。8月の頭に記者会見で、当然9月議会中が視野に入るということを申し上げております。そこで、県民の皆様とお約束させていただいたので、9月議会中ということでは一つもぶれておらない状況でございまして、約束どおり9月議会中に態度を表明させていただきたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただければと思っております。以上です。〔降壇〕

○押川修一郎議員 8月27日に終息宣言を出されたわけでありましてけれども、もう2週間ほど経過をいたします。そういう中で、私が考えておるわけでありましてけれども、総理大臣になられるとか、東京都知事に出られるとかいう話は聞いておるわけでありましてけれども、そういうことであれば、結論はそんなに悩まなくても早く出せるんじゃないかなというふうに実は私は思います。

もう一方は、本当に宮崎県の知事として2期目をやられるのであるならば、口蹄疫を初めいろんな問題が山積する本県、財政的にもなかなか厳しい、いろんなものを考えた中で本当に熟慮されている、宮崎県の知事2期目について悩んでおられる、どちらにウエートがあるのかなと、私、考えておるんですが、どちらのほうに今、知事は軸足を置いて悩んでおられるのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 両方の視点から、あるいはそれ以外の視点も多角的に見ておるわけですが、就任させていただいて4年目を迎えて、このまま地方が疲弊するのを座して待つのかということはいつも思っておりまし

た。国のシステムとか、地方財政、税体系を含めた根本的な国の統治システムを変えないと、このまま地方というのは疲弊するばかりではないかという視点は非常に重要だと私の中で考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。あと何日ぐらい考えられるおつもりなのか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 8月27日に終息宣言を迎えまして、そこから頭をニュートラルにして考え始めました。大体1カ月ぐらいを私は自分の中では想定していたところでありまして。

○押川修一郎議員 議会は、二元代表制でありまして、我々、知事にあるいは執行部の皆さん方にいろんな県民のことや国にお願いすることを、意見を述べさせていただくわけですが、そういう中で、知事と議会の関係、昨日も河野議員のほうからもありましたけれども、我々議員も県民のそれぞれの選挙区の信任をいただいて議席をいただいている。そういう中で、できれば我々議員が代表質問あるいは一般質問の中で知事の出処進退を聞いたときに述べていただくようなことが私はいいんではないかなと。慣例に従えとは言いませんけれども、15日に一般質問は終わりでありますから、できればそういうことで15日までには結論を出していただくようにと、私は思いますが、どうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今は熟慮中ではございまして、いましばらく時間をいただきたいと思います。きのう水間議員からも御質問があったように、私は不偏不党の立場は変わっておらないので、そういったものを勘案しながら、できるだけ9月議会中の早い機会に結論が出るように努めていきたいと考えています。

○押川修一郎議員 わかりました。

では、次に進めていきたいと思えます。地域医療対策についてであります。

全国的に、地域医療に携わる医師の育成が大きな課題となっております。特に、中山間地域や僻地を多く抱える本県では、医師の偏在の問題から地域医療を担う医師の育成システムの構築が強く求められております。そういう中、今回、宮崎大学医学部に設置された地域医療学講座は、地域医療に携わる人材育成や医療支援システムに関する研究を行う県内の地域医療の充実を図る取り組みとして、県民から大きな期待が寄せられているところであります。そこで、福祉保健部長にお伺いいたしますが、医師はなぜ地域にとどまらないのか、地域医療を敬遠するのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の医療は、さまざまな立場の医師に支えられておりますが、長年、僻地に定着して地域住民の診療に幅広く当たるなど、地域の医療を支えていただいている医師もおられます。しかしながら、医療の高度化を初め、専門診療への患者ニーズが高まってきている中で、若手医師の専門医志向も強くなっております。このような中、平成16年度に新しい医師臨床研修制度が導入された後、若手医師の多くが専門医の資格取得に有利な都市部の大病院へ流出し、地方での医師確保が厳しい状況になっているものと認識しております。

○押川修一郎議員 あわせまして、次に、地域医療に魅力を持たせる方策はないのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療の魅力は、地域に根差し、幅広い分野にわたって全人的な診療を行い、地域の住民から信頼される

医師の姿がそこにあるということだと思えます。県では、このような地域医療の魅力を医学生のうちから理解してもらうため、僻地医療ガイドランスを平成17年度から実施しており、本年度も、宮崎大学や自治医科大学の医学生28名が僻地の医療機関で往診等の体験をしたところであります。また、若手医師が地域医療に魅力を感じ、一人の医師として専門性を持ちながらも幅広い医療を担うことができる、いわゆる総合医を目指すためには、その社会的位置づけの確立も重要になってくるものと考えております。

○押川修一郎議員 今御答弁でありましたとおり、本年度も宮崎大学や自治医科大学の医学生28名が僻地の医療機関で往診等の体験をされたということですが、体験期間、あるいは学生さんの体験感想等があれば部長、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ガイドランスに参加された学生さんのほうからは、僻地での医療、そこでの現場での住民との接触、あるいはそこで働いていらっしゃる先輩であるドクターのほうから、いろいろ体験談の中で人間味のある形での、人間性を育てられる形でのいろんな教えをいただいたということと、あるいは都市部とは違う地域での住民との交流の中での心の豊かさというか、そういうものを味わうことができたというようなことを、住民の方々からあるいは教えをいただいた先生方のほうから話を聞いたというような感想を聞いております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。やはりそうだと思うんです。そこで働いていらっしゃる先輩の医師あたりが研修生の皆さん方に地域のことを初めいろんなことを教えていただく、人が人に興味を持つ、人にほれる、そこらあたりから人間関係の中でこういった僻地医療

というのは取り組む必要もあるのではないかなと思います。

もう一点あったんですが、体験期間というのは例えば1カ月とか半年とか、期間というのはどのくらいになるのでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） ガイダンスそのものは、期間的には1週間程度[※]の短いものでございます。

○押川修一郎議員 次に、宮崎大学医学部地域医療学講座の状況についてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療学講座は、本年4月に設置され、現在、教授1名、助教3名の体制のもと、大学の教育カリキュラムの必修科目の一つとして地域医療に関する講義等が行われております。また、先ほど申し上げた僻地医療ガイダンスには本講座の先生方も参加いただき、医学生に対し、地域医療に係る多方面からの指導助言を行っていただいたところでございます。このような医学生の教育に加え、本講座は、地域医療を目指す若手医師の受け皿としての役割も期待されており、関係医療機関と連携した研修体制の構築なども進められております。今後とも、地域医療に係る医学生への教育、啓発や、若手医師に対する研修の充実等、本講座の取り組みに対し、県といたしましても、十分連携しながら支援してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 この事業はこれからでしょうから、ぜひいろんな形で前向きに、そして結果が出るような形の中での取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、県立病院における臨床研修指導医の養成、増員対策はどのようになっているのか、病院局長、お伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 臨床研修医の養成ということなんですけれども、実は現在、県立3病院の指導医が57名在職いたしております。臨床研修指導医になるためには、臨床経験7年以上で、かつ国や大学病院、医師会等が行う指導医養成のための講習会を受講する必要がありますことから、各病院におきましては、対象となる医師を講習会へ参加させ、指導員の増員に努めているところであります。指導員の充実は研修医の確保に大きく役立ちますし、ひいては将来の医師確保につながるものと認識しておりますことから、病院局といたしましても、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、臨床研修医など若手医師の育成ニーズ、要望の把握はどうしているのか、また良質な医師の確保にどう取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 臨床研修医を積極的に確保するために、これまで報酬の引き上げを行うなど、待遇改善に努めてきたところでありますが、研修医等が抱く育成に関するさまざまなニーズの把握も大変重要なことと考えております。このため各県立病院においては、日常的に各指導医が中心となって研修医等との意思疎通を図っておりまして、研修終了時にはアンケート調査等によりニーズ把握に努めているところであります。また、若手医師を確保する観点から、こうした臨床研修医に対しまして、研修終了後も県立病院で引き続き勤務してもらえるよう個別に働きかけますとともに、医学生に対して県立病院のPRを行うため、研修説明会に積極的に参加いたしているところであります。

○押川修一郎議員 アンケート調査をとられる

※ 145ページに訂正発言あり

ということではありますが、もし手元にアンケート調査の結果等があればお聞かせください。

それから、若手医師を確保する観点から臨床研修医に対し、研修終了後も県病院に勤務してもらえるように個別に働きかける努力をされているようですが、どのくらいの研修医の方が残られるような状況か、わかれば教えてくださいたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 若い医師というのは早いうちに専門的な診療といいますか、特に若い皆さんは、先ほど部長のお話にもありましたように、専門医志向がございます。しかも、やはり都市部志向がある。先進的な高度医療について症例が豊富であるということ等から、どうしても都市部に向いていきます。そういうことから、本県に勤務しても都市部の医師とも遜色のないような形で、研修の機会といたしますか、そういったものをできるだけ多くしたい、そういう意向というものが、声大きいわけですから、そういったところを少しでもやりながら、やっております。

ただ、本県出身の研修医が少ないということもありまして、どうしても最初のうちは都市部のほうに行って、ある程度腕を磨いてといいますか、そういう形で経験を積んだ上でまたこちらに、地元出身であれば、あるいは御案内のとおり、宮崎の風土といいますか、人情、そういったものに好感を持って帰ってきたいという人があれば、そういったものを引きとめるとか、そういう形で、幅広い、さまざまな視点からの勧誘といいますか、取り組みをやっているところでございます。

○押川修一郎議員 そうというような方向で努力をしていただきますようお願いしておきたいと思います。

最後に、今、福祉保健部長並びに病院局長と話をさせていただきましたが、知事は今後、医師確保を含んで地域医療に対してどのようなお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 宮崎の未来像に係る本年1月の県民アンケート調査では、医療提供体制が充実した社会を望む声が圧倒的になっております。また、知事就任以来さまざまな場面で県民の皆様と接する中で、医療・福祉を充実させてほしいというたくさん声をいただいております。こうした県民の声にこたえるため、本年度も地域医療の再生を県の重点施策に位置づけ、地域医療の充実に向けたさまざまな取り組みを積極的に実施しておるところであります。

具体的には、医学生への医師修学資金の貸与や、宮崎大学の地域医療学講座の運営支援等により、将来、本県の地域医療を担う医師の養成に努めるとともに、関係市町村と連携して、みやざき地域医療応援団への登録呼びかけや病院説明会の開催など、喫緊の課題である医師の確保に取り組んでおります。また、本年度から地域医療再生計画に基づき、ドクターヘリの導入など、平成25年度までに本県の医療提供体制の強化等にも取り組むこととしております。今後とも、市町村や医師会、宮崎大学等と連携しながら、県民が安心して暮らせる社会を実現するため、地域医療の充実に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。実は9月8日、宮日の記事でありますけれども、地域の救急医療に貢献、医師3人を知事表彰ということで、表彰されていらっしゃる。この中で、特に私の地元でありますけれども、相

澤先生は、相次ぐ医師の引き揚げで西都医師会病院が病院の危機にあったとき、県外の西都出身医者を訪ね、内科医2人を確保した。佐藤さんは、土曜夜間急病センターの内科診療や在宅医として休日昼間の診療に長年協力された。安藤さんは、都城救急医療センターの当直医師として協力するなど、地域の休日夜間救急医療に貢献されたということでもあります。相澤先生とお話をしたんですが、自分一人で医師確保ができたわけではない、やはり宮大の医局あるいは県病院、知事初め執行部の皆さん方と一緒に医師不足の解消に努力することができて結果が得られたということで、本当に喜んでいらっしゃいました。

そして、私も思ったのは、一生懸命その人が訴える——困っている状況をいかに後輩の皆さん方へ、地域医療に関心を持ってもらうための努力をするかということが、結果的にこういう地域医療に医師としての結びつきができてきたのではないかと思いますから、ずっと述べておりますけれども、人がどうその人を動かしていくかということで、地域医療あたりも解決の糸口が見つけられると思いますから、特に研修医の若い先生方には、宮崎のよさ、宮崎の医療としてのすばらしさというものをいろんな形で伝えていただく、あるいは教えていただくようなものをしていただければありがたいと思います。

次に移ります。新たな高齢者医療制度であります。一般論として高齢者は疾病がちになり、医療費が他の世代よりも多くかかることは共通認識であります。後期高齢者医療制度というネーミングが悪いなどで、一たん廃止し、新制度を構築することが現政権のスタンスで、新制度のスキームの中間報告がなされましたが、

県は、現制度に問題があるとすればどういう点であると認識されておられますか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 厚生労働大臣の主宰による高齢者医療制度改革会議が8月20日に取りまとめました中間取りまとめによりますと、現行制度の問題点といたしまして、家族関係や医療保険の連続性等を考慮することなく、75歳に到達した時点でこれまでの制度から区分された独立型の制度に加入させることが、多くの国民から差別的な制度と受けとめられたこと、高齢者の方々の心情に配慮することなく後期高齢者という名称が用いられたこと、高齢者の医療費の増加に比例して高齢者の保険料が増加するため、将来に不安を抱かせるものとなっていることなどが挙げられているところであります。

○押川修一郎議員 次に、新制度に問題点があるとすればどういう点か、お伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 高齢者医療制度改革会議においては、今後、都道府県単位化の対象年齢を65歳以上まで引き下げるか、運営主体をどこが担うか、具体的な財源調整の仕組みをどうするのか等について検討を進め、本年末には最終案を取りまとめると聞いておりますので、今後の議論の状況を注視していきたいと考えております。

○押川修一郎議員 高齢化社会でありますから、十分そこらあたりの意見あたりも入れながら、この制度が理解されるような、そして活用されるような方向の中でお願いしておきたいと思っております。

今回の中間報告で県の単位で運用することが想定されておりますが、どういう形が望ましい

のか、お考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県としましては、都道府県が運営主体となった場合には、保険料の決定は都道府県が行うとしても、徴収や窓口事務は市町村にお願いせざるを得ず、制度の運営がスムーズに行われるか疑問であることから、現在、県内すべての市町村が参加し組織されている後期高齢者医療広域連合の機能強化を図りながら、新たな制度の運営主体とすることが望ましいと考えており、その旨を全国知事会にも要望しているところであります。

○押川修一郎議員 県としては市町村のほうにお任せしながら、現在ある後期高齢者医療広域連合のほうにお願いをしたいような今の話でありますけれども、かかわり方としては市町村に任せるといようなことでよろしいのでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在の形、いわゆる広域連合のほうに国保の関係でお願いしているような、同様な形のかかわりを考えておりますので、これまでと同様なことを考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。

それでは次に、今回の口蹄疫は、国際化、グローバルの波の中で、人、物が世界じゅうをめぐる中、結果として国内において過去に例を見ない規模の被害に拡大したと思います。10年前に続き、なぜ本県なのかと不思議でなりません。他県で発生してもおかしくない状況ではないかと思えます。口蹄疫対策のあり方については、県においても独自の検証委員会を設けて、事前の予防段階から終息段階に至るまでの防疫対策や、防疫や支援体制を含めた県の危機管理体制などについて幅広く調査、検証されると聞いております。その委員の一人に副知事も入っ

ておられますので、丁寧に、そしてしっかりと一連の口蹄疫対策について検証していただきたいと思えます。代表質問でも答弁されておられますから、今回は副知事には要望というふうにさせていただきたいと思えます。しかしながら、私も口蹄疫発生地域の一人として、これまでの対応等について疑問を持っていますから、この場で質問を続けさせていただきたいと思えます。

まず最初に、ワクチン接種は苦渋の選択だったと思えますが、どのような思いで受け入れをされたのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫の対応においては、当初は、迅速な殺処分や移動制限による蔓延防止などの防疫措置をとったところでもあります。しかしながら、豚での発生や新たに高鍋町や新富町へ感染が拡大する中、県では、より効果的な防疫対策について国に相談してきたところであります。そのような中、5月19日の政府の口蹄疫対策本部会議においてワクチン接種が決定されました。私といたしましては、ワクチン使用に当たっては、農家への損失の補てんと経営再開に向けた十分な対策が明示され、農家はもとより、関係市町等の理解と協力が何より大切であると考え、国の責任においてワクチン接種を実施すること、十分な農家補償を行うことを条件に、関係市町の理解を得た上、5月21日に断腸の思いでワクチン接種を受け入れたところであります。

○押川修一郎議員 十分な補償があったというふうに理解したいと思えます。

次に、ワクチン接種の決定を受けて、地元の対象農家並びに首長さんの反応はどのような状況だったのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私としましては、今

回のワクチン接種を受け入れるに当たりまして、家族同然の家畜を守るために必死に防疫作業を行っている農家の方々の思いを考えると、沈痛な思いを禁じ得ませんでした。ワクチン接種の対象となる農家の方々や関係市町長の皆様からは、十分な損失補償と経営再開に向けた対策が必要であることや、当時の鳩山総理大臣や赤松農水大臣に農家の思いや痛みを十分に理解していただき、国民に対してそのことをメッセージとして発してほしいといった強い要望があったところでもあります。そして、最終的には、農家を初め関係の皆様にも、本県、ひいては日本の畜産を守るという強い思いでワクチン接種を受け入れていただいたものと考えております。

○押川修一郎議員 それぞれにそれぞれの立場の中で御苦労があったということも十分理解いたします。しかし、私は、今回の移動制限区域と搬出制限区域の線引きに不満を持っております。患畜の拡大を防ぐために10キロ以内をワクチンで処分し、20キロメートル以内を早期出荷として、緩衝地帯をつくるということが補償を十分行うことだと思いう中で受け入れをされたというふうに聞いております。しかし、早期出荷においては、御案内のとおり、なかなか進まないというような状況でありました。

そして、西都市においては、疑似患畜、患畜、搬出制限区域、3つの区分になってしまったということ、今でもいろんな声が出ているのは事実であります。ワクチンが打たれた背景の中で、なぜ自治体ぐらいを入れた線引きにしてもらえなかったのか、あるいはそういった声というものは出なかったのかなというふうに私は感じております。近所で今、搬出制限農家の肥育農家の人たちもいますから、話をするんで

すが、今回のワクチン接種の打ち方、あり方が、生産農家までそういった声というものも届いていなかったと現実に聞くわけでありまして、こういう3つに分かれたような状況の中での対応は、大変我々も危惧しておるところでありますけれども、知事、今回のワクチンを打たれた経緯はわかったわけでありましたが、そういうことで1つの市で3つに分かれるようなワクチンの打ち方、こういったものについてどのように考えておられるか、あるいはまた残ったところの搬出制限区域——西都市でも1万8,000ぐらいが今回処分対象になりました。まだ1万3,000ぐらい残っておるんです。そういった中での考え方をできればお願いしたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 線引きのことなんです、我々も国と十分協議をさせてもらったんですが、防疫指針、マニュアルにのっとった10キロ、20キロという、いわゆる地図上にコンパスで引くようなやり方に私は非常に違和感を持っておったんですが、移動制限、搬出制限、そういったもののルールといいますか、それにのっとった形ということが採用されたところがあります。私は現場にいて、いつも心の中で叫んでいたのは、事件は会議室で起こっているんじゃない、現場で起こっているんだということ、きめ細かい対応が、指針、マニュアル、家伝法等を重視するがゆえにできなかった。それはすべて、情報公開、あるいは交通どめ、消毒ポイント、あらゆるものに出てきております。そういったものを今回検証して、今後の防疫対策等々に活かしていかなきゃいけないと思っております。また、西都市が3分割された、そういった農家さんたちのきめ細かい対応をこれから取り組んでいかなきゃいけないと考えておる

ところであります。

○押川修一郎議員 ぜひ、そのような方向でお願いをしたいと思っておりますし、これからこのことが全国モデルになると思っておりますから、ワクチンあたりが仮にまた採用されるようであれば、早目に小規模の事態の中で、そして先ほど言いますように、自治体の中で同じような判断ができるような形でまた御意見も国のほうに上げていただければありがたいと思っております。

それから、児湯・西都地域で今回、搬出制限区域として残ったところの来年以降の子牛競り市の開催に向けての検討はなされているのか、農政水産部長、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本年の児湯地域の家畜市場における子牛の競り市の開催予定につきましては、9月30日と11月3日の2回と伺っております。県といたしましては、来年以降の子牛競り市の開催につきましては、地元生産者や関係団体と十分に協議をして決定するよう、市場開設者に対して助言してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 やはり残った生産農家の皆さん方が果実があるような形の中での、喜んでもらえるような政治ができるような形で、これは要望ですが、お願いをしておきたいと思っております。

同じく搬出制限区域の肥育農家についてであります。患畜・ワクチン農家は、経営再開のための導入資金の制度がありますが、搬出制限区域の対応はないのじゃないかというふうには私には思っておりますが、状況について農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の家畜疾病経営維持資金につきましては、疑似患畜発生農家、ワクチン接種農家のみならず、搬出制限区

域内の農家においても、家畜の導入など経営継続に当たって利用することが可能となっております。このほか、県の4月の専決予算により措置いたしました口蹄疫緊急対策資金につきましても、同様に搬出制限区域内の農家も利用することが可能となっております、今後とも、これらの資金の周知に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 家畜疾病経営維持資金並びに口蹄疫緊急対策資金の限度額、そして農家にどういう形で連絡されていらっしゃるのか、あわせて農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜疾病経営維持資金でございますが、これは1頭当たりということで貸し付けができるようになっておまして、例えば繁殖雌牛でありますと6万5,000円、肥育牛でありますと13万円、乳用牛が13万円、豚では繁殖のほうは2万6,000円、肥育のほうは1万3,000円、こうなっております。それから、口蹄疫緊急対策資金のほうでございますが、貸し付けは2,000万円が限度になっておまして、うち生活費が30万円ということで、周知のほうは、役場、市とか町とかJA等を通じて周知しているところでございます。

○押川修一郎議員 わかりました。

次に、疑似患畜・ワクチン接種の家畜農家の本年度分の所得税、法人税は非課税にすべきだと思いますが、対応についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 発生農家並びにワクチン接種農家に対して支払われます補償金につきましては、現在のところ課税されることになっております。しかしながら、この補償金につきましては、畜産農家の経営再開のための重要な資金でありますことから、県といたし

ましても、これまでも非課税措置について強く要望してきたところであり、国においても現在、検討が行われているところでございます。県といたしましては、今後とも、引き続き国に対して非課税措置について強く要望してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 畜産を再開する上でも、こういう補償金あたりが税金の対象になると、とてもじゃありませんが、復興にはなかなか結びつかないというふうに思いますから、国会とあわせて、今論議されておるようであります。県からもそういう方向の中でお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、粗飼料自給率向上のため、飼料稲わら栽培の契約を畜産農家と行うこととなっておりますが、農業団体等にも積極的に推進させるべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 飼料用米や飼料用稲の取り組みにつきましては、安全・安心な畜産物の生産や、水田を活用した飼料生産の推進を図る上で大変重要であると考えておりました。戸別所得補償モデル対策の一つであります水田利活用自給力向上事業や、4月の専決予算により措置いたしました稲わら確保緊急対策事業などにより、その推進を図っているところでございます。こうした取り組みをより円滑に進めていくためには、御指摘のとおり、農業団体等の協力が重要となりますので、市町村やJA等が構成員となっております地域水田農業推進協議会とも十分連携して、より一層推進を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 自家飼料を確保するという観点からもこれは大変有意義だというふうに思いますから、ぜひこれを広めていただきたいと

いうことと、これをする事によって水田の維持、耕作放棄地の解消にもつながるというふうに思いますから、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、特例措置により西都市に避難していた種雄牛のうちの2頭を高原町に移され、残り3頭は年明けにも家畜改良事業団に戻されることですが、次世代牛16頭と合わせ、危険回避からも分散管理が必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 県有種雄牛の管理につきましては、経済性や効率性の観点から、高鍋町に所在する県家畜改良事業団において一元的に行ってきたところでございます。しかしながら、今回の口蹄疫の発生により、事業団所在地の周辺が畜産の密集地帯であること、また種雄牛が1カ所で管理されていたことから集団感染のリスクが非常に高いことなどの課題が浮き彫りとなったところであります。このため、次世代の候補牛を含め、今後の県有種雄牛の管理につきましては、リスク分散も考慮しながら、適正な配置ができるよう、県家畜改良事業団を初め関係機関・団体と協議をしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 以前は、種雄牛でありますから、家畜事業団あたりに農家の皆さんや一般の方々も出向いて行かれて、種雄牛の調査あるいは研修会が行われておったのは事実であります。しかしながら、今回のような口蹄疫の被害が拡大するという観点から考えたときには、やはり危険回避の分散をする。特に畜産が多いところに持っていくんじゃなくて、できれば中山間地、私の選挙区、地元であります。西米良、東米良あったわけですから、家畜の少ないところ、こういったところに——こうい

う種雄牛、種をとるところであります。これは大事な畜産の方向だろうと思えますから、そういう方向の中で検討していただきたいと思いますが、知事、何も言っておりませんでしたけれども、何かお考えがあればお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、種雄牛は、遺伝子資産としては非常に重要なものであると認識しております。リスク分散という視点でこれから考えなきゃいけないと思いますが、今の西都の尾八重とか、あの辺は冬場、水が凍ったりなんかしまして、その辺も対策を——凍ったりする場合もありますものですから、気候状況、周りの状況を考えながら、検討していきたいと考えております。

○押川修一郎議員 そういう心配もあるでしょうけれども、今、温暖化でありますから、大分変わってきたらというふうに思えますから、リスク分散を含んで検討していただきますようお願いをいたします。

今回の口蹄疫の経験から、防疫の第一歩は消毒であると再認識されたところですが、県民の皆様様の防疫意識高揚のため、「消毒の日」が有効だと思いますが、県内一斉に取り組むことはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、口蹄疫の防疫措置といたしましては、まずは日常における基本的な消毒が大変重要であると認識をいたしております。このため、本議会でお願いをしております地域ぐるみ消毒体制整備事業においては、毎月20日を県内一斉消毒の日として、広報誌や啓発チラシ等により農家の防疫意識を高めるとともに、飼養衛生管理基準に基づく畜舎の点検指導の実施など、地域ぐる

みの防疫体制を構築することといたしております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ、そういう方向でよろしく願いをしておきたいと思えます。

口蹄疫、最後になりますけれども、口蹄疫復興支援対策として冷凍加工施設の整備について伺います。本県では近年、需要が急速に伸びている加工・業務用需要をターゲットとした野菜等の冷凍加工施設の整備が、JA宮崎経済連を事業主体に、西都市を建設予定地に計画されているところでもあります。まず、この冷凍加工施設整備の計画概要について農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 冷凍加工施設の整備につきましては、近年、需要が急速に拡大している冷凍ハウレンソウ等の加工需要に対応するものでありまして、事業計画につきましては、JA宮崎経済連が事業主体となり、本年度の着工を予定しているものでございまして、事業対象範囲を口蹄疫発生地域である西都・児湯地域を中心として、ハウレンソウ、里芋等の冷凍加工品の生産を年間3,900トン程度の手配をしております。なお、設置場所は西都市で、整備に係る事業費は約20億円、新たな雇用を135名程度予定いたしております。

○押川修一郎議員 関連しますが、私は、この事業は本県の新たな畑作農業の展開に大きな役割を果たすばかりか、口蹄疫復興支援対策としても重要な意味を持つと考えております。口蹄疫で発生地域の地域農業が壊滅的な被害を受ける中で、畜産の再生はもちろん重要な課題ですが、私は、一部は畜産から耕種部門への移行があってもいいのではないかと考えます。本県は大消費地から離れており、輸送コストがかかる

分、より付加価値を高めなければ……。そのためには加工場を設置するなどして、6次産業の確立を図る施策がぜひとも必要だと考えております。そうすれば、今回の口蹄疫で働く場を失った方々の雇用先も確保できると考えているところでもあります。私は、今回の冷凍加工施設整備は口蹄疫の復興支援対策としても、本県の畑作農業の振興を図る上でも、大変重要な事業であると考えますが、終息宣言が出され、復興へと踏み出した今日において、いまだ国の予算措置がなされていないと聞いております。このことについて県はどのように対処しようと考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、冷凍加工施設というのは、6次産業化あるいは雇用の確保、地域経済の活性化の観点から、口蹄疫の復興支援対策としても大変重要な対策であると考えておるところであります。先般策定した口蹄疫からの再生・復興方針の目標の一つであります産業構造・産地構造の転換の中心となるプロジェクトとして位置づけさせていただきました。また、口蹄疫復興に関する緊急要望として、国に対して繰り返し支援の要請を行っているところでもあります。今後、発生地域の復興を進めるためには、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興を図る必要があることから、本施設整備の必要性について引き続き強く訴えてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、現民主党政権の中でも6次産業というのは農政の柱として掲げていらっしゃるるところでありますから、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

最後に、今回、口蹄疫で特に被害が大きかった西都・児湯地域の復興に対しては特段の御配慮をお願いしておきたいと思っております。

次に、戸別所得補償モデル対策についてであります。

我が国の農業・農村は、農業者の減少や高齢化の進展、さらには農業所得の減少など、さまざまな課題を抱えております。このような中、国においては、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで我が国の食料自給率を向上させることを目的に、本年より戸別所得補償モデル対策に取り組んでいるところであります。

このモデル対策については、自給率向上のために麦や大豆などの戦略作物等への直接補助を行う水田利活用自給力向上事業と、米に対して直接支払いによる所得補償を行う米戸別所得補償モデル事業により組み立てられておるところであります。これらの支援を受けるためには、6月末までに制度への加入申請を行う必要があると聞いておりましたが、本県については口蹄疫の発生に伴う特例措置により、申請期限が9月末までと延長されているところではありますが、全国の申請状況並びに本県の現時点での申請状況についてどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、全国の状況ですが、国が公表いたしました7月末現在の加入申請件数は約132万件で、加入面積は米戸別所得補償モデル事業で約108万ヘクタールとなっており、水田利活用自給力向上事業では、米粉、飼料用米等の新規需要米が昨年の2.3倍の2万7,000ヘクタールとなるなど、拡大傾向にあります。

次に、本県の状況ですが、申請受け付けがすべて終了しておりませんが、県の調査による8月末現在の加入申請件数は約3万3,900件となっており、また水田利活用自給力向上事業におい

ては、助成単価の高い飼料用稲の作付面積が昨年の1.5倍の約2,700ヘクタールに拡大をいたしております。

○押川修一郎議員 時間が余りありませんから早口で言うておりますけれども、申しわけないと思います。

次に、米戸別所得補償モデル事業に伴う交付金についてであります。私の住んでおります西都市では、長年、早期水稻を栽培し、農家にとっては夏場の貴重な換金作物となっているところでありますが、国内の米の在庫の増加により価格の低下が急激に進んでおり、私の聞いたところでは30キロ5,000円であります。早期米の概算金が昨年と比較すると1,500円も低下しており、農家は国のモデル対策で十分な支援が受けられるのかと、大いに不安を持っておるところであります。

この米戸別所得補償モデル事業における所得補償は、標準的な生産費と販売価格の差額相当の10アール当たり1万5,000円が定額部分として交付されるとともに、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合の差額が変動部分として交付されると聞いております。果たして、早期水稻の価格低下に見合った所得補償が十分になされるのか、私も非常に不安を感じておるところであります。そこで、早期米の価格低下に対し、定額部分の交付金に加えてどの程度の交付がなされるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本年産の早期米につきましては、米の消費の減少や卸売業者の在庫の増加など、昨年以上に厳しい環境の中で販売が始まったことから、販売価格が低下してきているものと考えております。御指摘のとおり、本年度は、10アール当たり1万5,000円の

定額部分に加え、本年産の米の販売価格が低下した場合に変動部分の交付金が交付されることとなっておりますが、この変動部分の交付単価につきましては、来年1月までに取引される全国の全銘柄の販売価格の平均と標準的な販売価格との差額をもとに、全国一律で算定されると伺っております。このため、現時点で交付額がどの程度になるかはわかりませんが、全国的に米の販売価格が下落傾向にあることから、これに対応した補償が行われるものと考えております。

○押川修一郎議員 まだこれはモデル事業でありますから、来年にならないと最終的にはわからないというふうに思いますけれども、早期水稻を見ただけでもこれだけの価格低下でありますから、かなりの価格が下がってくるんじゃないかという予想がされますので、定額部分あたりについても十分今後も確保できるようにお願いをしておきたいと思っております。

次に、本年産米は価格低下に対する補償がなされるものの、全国の米価の状況を見ないと何とも言えないようではありますが、変動部分の交付単価を算定する上で基礎となる標準的な販売価格は、過去3年の平均をとることとなっております。このため、毎年の販売価格が低下すれば、標準的な販売価格も低下することになり、変動部分の交付単価も下がり、十分な補償が受けられなくなるのではないかとこの声もあります。このように継続して米価の下落が続くような場合には、十分な所得補償が受けられずに経営安定が図られないのではないかと考えますが、農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、米戸別所得補償モデル事業の変動部分につきましては、その交付単価の算定基礎となる標

準的な販売価格に過去3年間の販売価格の平均が用いられていることから、毎年、米の価格が低下するような場合には、当年産の米の価格との差額が小さくなり、交付単価が減少することも考えられます。いずれにいたしましても、本事業は、標準的な生産に要する費用まで所得を補償することを制度の根幹といたしておりますことから、今後、この制度がどのように運用されていくのか、国の動向を見きわめながら、国に対して必要な要望を行ってまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 そのようにお願いをしておきたいと思います。

次に、米の価格が下落した場合の交付額の考え方についてはよく理解できましたが、私は、米の所得補償制度については幾つか不安を抱いております。まず第1に、新聞紙上でも農家の意見として掲載されておりますが、米価下落がこのまま続けば、財政的に破綻し、制度の継続が困難になるのではないかと。また、2つ目に、国内で増加傾向にある過剰米の処理を優先しなければ、米価が永続的に下がっていくのではないかと、その不安があります。

私は、国の変動部分の補償よりも、まず過剰米対策を進めるべきではないかと考えましたが、一方では、国が実施しました戸別所得補償モデル対策に対するアンケート調査の結果を見ますと、所得補償制度の本格実施に向けての意見として、「骨格を変えずに継続してほしい」や「交付水準が下がらないようにしてほしい」との意見が半数以上を占めているようであります。

このような中で、国においては、去る8月末に平成23年度の農林水産予算概算要求の骨子が発表されたところでありますが、戸別所得補償

制度に関する国の対策について、知事はどのように考えておられますか、お聞きをいたします。

○知事(東国原英夫君) 先般発表されました国の概算要求の中で、戸別所得補償制度の本格実施に向けまして、米及び畑作物に対する所得補償と水田における転作作物に対する助成、米の価格変動に対する補てんから成る農業者戸別所得補償制度の骨子が示されたところであります。骨子の中では、本県からも国へ要望してまいりました転作作物に対する助成について、全国一律ではなく、地域振興作物の推進や団地化など、地域の実情に即した取り組みを支援する産地資金の創設が盛り込まれるなど、評価できる点もあると思っております。

一方で、御指摘にもありましたように、この制度が米の需給調整や米価の動向に対してどのように影響するのか不透明なことや、我が国の農業の将来像やその担い手について明確なビジョンが示されていないことなど、幾つかの課題があると考えております。県といたしましては、制度の本格実施に向けまして、国の動向を注視するとともに、モデル対策での課題を検証し、地域の実態を踏まえた制度となるよう、引き続き国に対してしっかりと訴えてまいりたいと考えておるところであります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。本県のためになるような制度ということで、国のほうにさらに強く求めていただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、深層崩壊についてであります。

これも我が党の横田議員あるいは河野議員のほうからもありましたけれども、本県における最近の大きな深層崩壊では、平成17年の美郷町の野々尾、旧田野町の鱈塚山での深層崩壊で

あったとお伺いしております。それぞれの災害復旧に要した経費並びに工事期間をお尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 美郷町野々尾地区の災害は、耳川上流の塚原ダム直下流右岸において大規模な地すべりが発生したことにより河川が埋塞し、天然ダムが形成されたものがあります。県では、護岸工や地すべり防止施設などの災害復旧工事を完了しておりまして、工事期間は平成17年度から21年度、総事業費は約14億円であります。

また、鰐塚山の災害は、別府田野川で山腹崩壊による土石流が発生し、鰐塚いこいの広場などの施設が埋没したもので、その後の降雨次第では、田野町市街地まで影響を及ぼすおそれがありました。県では、砂防事業として砂防堰堤などの主要な施設を完成しておりまして、平成17年度から21年度までの事業費は約14億6,000万円です。現在、24年度の完成を目指して県道のつけかえ工事などを実施しており、総事業費は約17億円を見込んでおります。

○押川修一郎議員 本県は急峻な山が多く、またこの地形を利用したダム等が点在しております。私の地元の一つ瀬ダムもそうではありますが、ダム湖周辺の崩壊の場合、ダム決壊による洪水などの大きな二次災害のおそれもあり、大変危惧しているところであります。今後、この中間報告の後、さらに流域ごとなど詳細な調査が深層崩壊の頻度の高い順に示されるということでもありますから、啓発をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、三財川改修事業について、平成17年度台風14号による堤防破堤、住民の不安をあおったところではありますが、現在は改修も年次ごと進んでおります。この事業の進捗状況と今後の

事業予定について県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 平成17年の台風14号による大規模な洪水被害を受けまして、平成19年度から浸水被害軽減のために、三財川では一つ瀬川の合流点から川原川合流点までの13.5キロメートルの区間と、支川の三納川及び南川で河川改修事業に取り組んでおります。これまでに調査、設計や、用地買収、約43万立方メートルの河道掘削を行っておりまして、平成21年度末の進捗率は事業費ベースで約24%となっております。今年度は引き続き、流下能力向上のための河道掘削や、支川の調査、設計を進める予定としております。今後とも、地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、築堤や護岸等の河川改修工事を進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 最後になりますが、昨年11月、文部科学省が発表した平成20年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査で、全国では8万4,648件、本県では228件のいじめが認知されたということでもあります。その中で、小規模校でのいじめについて、今現在、1学年に1クラスしかないような小規模の学校でもいじめがあるというふうに聞いております。この小規模校のいじめというのは長期化、固定化するようなおそれがありますが、県はどのように対応されておりますか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） いじめの未然防止を図るために県教育委員会といたしましては、県内6会場において市町村教育長及びすべての公立学校長等を対象として、毎年、人権教育推進懇話会を実施するなど、各学校における人権教育の一層の充実に努めているところでありま

す。

お尋ねの小規模校におきましては、家族的な雰囲気の中で子供一人一人にきめ細かな指導ができるなどのメリットがある一方で、幼少時から同一集団で過ごすことになり、学級の中での役割や友人関係が固定化されがちで、いじめなどの人間関係上の問題を解決しにくいなどの課題もあります。したがって、小規模校におきましては、すべての教職員がすべての子供の学級担任であるという意識を持って、よりきめ細かに接するとともに、集団が固定化しないようにするために、学級において意図的に子供の役割を輪番制にするなどして、子供一人一人がお互いに、そして自分自身もかけがえのない存在であるということを実感できるような工夫がなされているところであります。このことがいじめを未然に防ぐことにつながるものと考えております。

また、いじめが発生した場合につきましては、学校の規模にかかわらず、早期解決を図るためにスクールソーシャルワーカーや臨床心理士を派遣するなど、学校を支援しているところであります。以上です。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、一般質問のすべてを終わります。

○福祉保健部長(高橋 博君) 地域医療に関連した御質問の中で、地域医療ガイドランスの期間について1週間程度とお答えいたしましたので、訂正させていただきます。

○蓬原正三副議長 次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 今回の口蹄疫被害に遭われた畜産農家を初め、関連業者の皆様、また観光業や運輸関係など、あらゆる業

種の方々の甚大な被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、終息宣言を8月27日に迎えることができましたのも、畜産農家はもとより、国、関係都道府県や各市町村、また関係団体等の絶大な御協力のたまものであり、県内外の皆様的心温まる御支援に心より感謝申し上げます。

そして、きょうは場内の執行部の皆様がブルーのワッペンをしております。きょうから自殺予防週間だと思っております。一人でも多くの命が救われることを願ってやみません。

それでは、質問を始めさせていただきます。

まず、来年度予算編成についてお伺いをいたします。

口蹄疫被害で宮崎県経済は大きな影響を受けて、5年間で総額2,350億円もの被害額が示されました。そして、6次にわたる県の補正予算も884億4,700万円となり、県財政も非常に逼迫いたしております。また、長引く景気低迷や口蹄疫被害により来年度の県税収入も大きく減少するものと考えられます。そこで、来年度予算をどのように考えるのか、また県民サービスにどのような影響が出るのか、知事にお伺いをいたします。

以下の質問につきましては、自席から行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

本県財政は、三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や長引く景気低迷による税収の落ち込みに加え、口蹄疫対策に多額の財政支出を余儀なくされるなど、極めて厳しい状況が続いておるところであります。したがって、平成23年度当初予算につきましては、財政改革のさらなる推進による徹底した財源の捻出

に努めながら、選択と集中の理念のもと、県が抱える諸課題に的確に対応した優先度の高い施策や事業に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。また、県民への情報提供の充実や県有施設等の有効利用、開放など、新たな予算を伴わない施策等についても積極的に取り組むこと等により、総合的な県民サービスの維持向上が図られるよう取り組んでいく必要があるものと考えております。以上です。

〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。予算につきましては、今議会でもいろいろ議論がありましたように、国との口蹄疫に関する部分に関しましては、財政的な問題もありますので、ぜひ国のほうに強く要望をしていただきたい、そのように思っております。

それでは次に、難病対策についてお伺いをいたしたいと思います。

先日も河野議員が質問いたしました。改めて質問させていただきます。一昨日は、県難病団体連絡協議会より河野副知事へ要望書が手渡されたと報道されました。そして、副知事は、「財政状況が厳しい。皆さんの声をしっかりと聞きながら何ができるか考えていきたい」、そのように答えて、その部分が報道されておりました。また、私も、昨年11月議会で採択しました請願の進行性骨化性線維異形成症など4疾患を特定疾患治療研究事業の対象として県独自に支援できないかと質問もし、また県独自の支援を実施している他県の状況も伺いました。答弁では、国へ粘り強く要望するということでした。

国は、難病に対して総合的な難病対策を実施する考え方を整理する上で、昭和47年10月に難病対策要綱を策定いたしました。その後、難病

対策要綱の5項目で難病対策の事業を実施しております。そこで、お伺いいたしますが、難病対策について根拠となる法律はあるのか。また、これまで長年難病で苦しんでこられた患者の皆さんの難病対策は、難病対策要綱の事業として対策がとられてきている状況であります。そこで、根拠法がないのであれば、難病対策の支えの柱となる根拠法を早急に整備するように国へ働きかけていく必要があると考えます。その2点について、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 難病対策については、ただいま議員のおっしゃいましたように、昭和47年に定められた難病対策要綱において、調査研究の推進等の3本を柱として進められておりましたが、現在、この要綱は改正されないまま、地域における保健・医療福祉の充実・連携等、2本の柱を加えた国の対応方針に基づき、各種事業が進められているところでございます。

しかしながら、現在、難病対策の中心となる医療費公費負担事業は、国が十分な予算を確保できないため、本来、都道府県へ補助すべき額が大幅に不足するなどの問題が生じております。県としましても、難病対策の基本となる方針や国の責務等を明確に示した法整備が図られることにより、対策の一層の充実と必要な予算の確保ができると考えますので、さまざまな機会をとらえて、国に対して要望してまいりたいと思います。

○十屋幸平議員 今、答弁でお聞きのように、難病対策に対する法整備ができていないということが現実としてわかりました。国へ要望する際にはいろんな方法があると思いますが、衛生部長会ですか、その部分であったりとか、知事

会等で宮崎県が率先して手を挙げて、発言をしていただいて、全国に困っている方はたくさんいらっしゃると思いますので、そのことを発言して、要望していただきたい、そのように思っております。

次に、先ほども話しました、進行性骨化性線維異形成症など4疾患を特定疾患治療研究事業の対象として県独自に支援できないか、これは昨年も言ったんですけれども、ことしもまた、河野議員も質問いたしましたが、改めて質問させていただきたいと思います。そして、昨年6月の請願を受けて、県としての難病対策の取り組み状況について福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 請願のあった4疾患につきましては、疾患の診断基準や事業の対象として認定するための基準を県が独自に確立するのは困難であること、また現行の特定疾患治療研究事業について国が本来補助すべき額の5割程度しか県へ交付されておらず、毎年、県は多額の事業費を超過負担していることなどから、県独自に事業対象とすることは難しいと考えております。4疾患につきましては、特定疾患治療研究事業の対象疾患として追加するよう国に対して直接働きかけるなど、要望活動を行ってきたところですが、残念ながら、昨年10月、国が追加した11疾患には含まれておりませんでした。県としましては、国に対し、この4疾患について事業対象とするよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 難病の方々は医療費等の負担が重くて困っておられます。そこで、全国の特定疾患治療研究事業の対象外の難病で苦しんでおられる方々への公費助成が難しいというのであれば、例えば全国の都道府県で難病基金――

これは私が勝手につけた名前ですけれども――そういうものを創設して公費助成する仕組みづくりはできないか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 特定疾患治療研究事業の対象外の難病で苦しんでおられる方の支援策につきましては、先般、宮崎県難病団体連絡協議会から要望書をいただいたところでありまして、その必要性については十分認識しているつもりでおります。しかしながら、この事業は、各都道府県が超過負担の問題を抱えていることや、拡充対象の疾患については考え方が都道府県によって必ずしも一致しないという現状がございまして、そういうことが予想されることから、基金創設は現状では厳しいと言わざるを得ないと思っております。

○十屋幸平議員 今お聞きのように、超過負担、いわゆる県事業として約10億円ぐらい事業費が計上されますけれども、国の責務として約半分を負担する、残りを県が負担する、そういう仕組みになっていますけれども、現実問題としては、10億円のうちの7億5,000万が県、そして2億5,000万が国と、全く逆転しております。この部分を解消するのが一番の早道なんですけれども、先ほども言いましたようにいろんな――昨年もありました。北海道とか富山とか東京とか、そういうところでは県で独自に支援している事業もあります。そういうところを調整するのは難しいかもしれませんが、こういうものはやっぱり国がきちんとやっていただくように、先ほど申しましたような法整備を含めて強く国のほうに――1県では無理ですので、全国的に要望していただきたい、このように思っておりますので、これは要望にとどめたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。がん対

策についてであります。

日本人にとりまして、がんはだれでもなり得る身近な病気で、我が国の死因の第1位はがんであります。がんは、国民の生命及び健康を脅かす重大な問題でもあります。また、本県でもがんが死因の第1位であり、平成20年では死亡者数の1万1,932人のうち、がんでの死亡者は3,405人と、約3.5人に1人ががんで亡くなっております。そういうことで、がん対策は喫緊の最重要課題でもあります。

これを受けて、国ではがん対策基本法が平成19年3月に施行され、本県でも平成20年3月に宮崎県がん対策推進計画が策定されて、がん患者を含めたすべての県民が、がんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会を目指しています。本県では、部位別に見ると、男女を問わず、肺がんが増加傾向を見せているなど、がんの原因の要素は、食生活、たばこ、飲酒などが挙げられていて、みずからの自己管理で予防が可能であると言われております。そこで、宮崎県がん対策推進計画の推進について、県はどのように取り組んでいるか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） がん対策につきましては、宮崎県がん対策推進計画に基づき、総合的な対策の推進を図っております。まず、がんの予防、早期発見につきましては、禁煙支援や受動喫煙防止対策の推進のほか、市町村や企業と連携したがん検診受診率向上のための啓発事業等に取り組んでおります。

次に、医療体制につきましては、がん医療の中核であります、がん診療連携拠点病院等の機能強化を図るとともに、緩和ケアにかかわる医療従事者の研修や、がん患者や家族に対する相談支援体制の構築を図っております。また、在

宅における療養体制を整備するため、県内4地域のがん医療圏ごとに在宅緩和ケア推進連絡協議会を設置し、がん患者の在宅療養ネットワークの構築に努めているところであります。今後とも、同計画に基づき、がん患者団体や医療機関など関係者の意見を伺いながら、対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、一部のがんでは早期発見・早期治療が可能となって、検診率を高めることで死亡率を減少させることができます。そこで、全国的にもがん検診の受診率が低い本県の受診率向上にどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） がん検診は、がんの早期発見・早期治療により死亡率を減少させることができる有効な方法でありますことから、県民が受診しやすい環境づくりと、検診受診につながる啓発が必要と考えております。このため、県としましては、「みやざきのがん情報」等のホームページやピンクリボン活動などにより、市町村のがん検診や乳がん検診の情報を広く発信しております。また、がん検診の実施主体である市町村の担当者に対して、受診率を上げるための効果的な方策等についての研修会を行っているほか、企業の検診担当者等による「がん検診受診率向上委員会」を設置し、地域や職域での受診率向上に取り組んでおります。

○十屋幸平議員 先日、朝日新聞だったと思いますが、山田邦子さんという女優の方と、ある学者の方が対談をしております。その最後のところに、がんの受診率を上げるためにはどうするかということで、教育の中で——今でもいろんな教育をされておりますけれども——小さいときから、がんに対する知識をきちんと学ん

でもらって、算数や国語と同じような形で学ばせて、そうすることでいろんながんの——きのうも子宮頸がんがありましたけれども——受診率を上げていくということが必要ではないかというふうに書かれておりました。私も、そう思いました。

これは余談になりますけれども、喫煙する高校生が多い。実際、我々も検診を受けまして肺を見たりすると、真っ黒になった肺を見ると非常に恐怖感も覚えますし、そういう意味では一定の効果があるのではないかと、そういうふうにしておられますので、この件につきましては、また教育委員会と別なところでお話をさせていただきたいと思いますが、がん検診の受診率を上げる努力を要望しておきたいと思っております。

次に、今、報道であります多剤耐性菌についてお伺いをいたします。

新聞報道では、「多剤耐性の細菌アシネトバクターによる感染で9人死亡」「新型耐性菌初検出」など見出しに出ておまして、非常に驚いております。アシネトバクターやNDM-1などは耳なれない言葉でもありまして、どちらもほとんど抗生物質が効かず、院内感染が中心で発症して、アシネトバクターは健康な人が感染しても発症せず、体力の弱い方や免疫力の低下した患者がかかり、死亡する場合があります。また、NDM-1は、入院患者だけではなくて健康な人にも感染するおそれがあると報道されておりました。

そこで、私も含めてですけれども、多くの県民は多剤耐性菌について今回の報道でしか知らないと思っております。そして、多剤耐性菌を知らないがゆえの細菌への怖さがあるのではないのでしょうか。そこで、多剤耐性菌とは一体どういう菌なのか、普通に生活している私たちにどの

ような影響があるのか、また県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 多剤耐性菌は、各種の抗菌薬が効かない細菌で、院内感染で報道がなされております多剤耐性アシネトバクター属菌や、国内で初めて感染が確認されました、抗菌薬の効果をなくしてしまう酵素であるNDM-1をつくり出す大腸菌などがあります。アシネトバクター属菌は、もともと自然環境中に存在し、大腸菌は人間の腸内に存在している菌ですので、健康な方には無害な細菌ですが、御指摘のとおり、多剤耐性アシネトバクター属菌につきましては、がん末期などの免疫力の低下した患者さんでは、肺炎や敗血症などを起こし、治療が難しくなることから、医療機関における院内感染防止対策が必要となります。

このため県といたしましては、医療機関に対し、多剤耐性菌に関する情報提供や院内感染防止対策の徹底を指導しているところであります。また、これらの多剤耐性菌につきましては、今後、国において届け出制度の見直しや調査が行われると聞いております。県民の皆様は、必要以上に心配されることなく、通常の感染防止対策である手洗いやうがいの励行を心がけていただきたいと思います。

○十屋幸平議員 それでは、次に移らせていただきます。細島港の整備と物流対策についてであります。

この件に関しましては、これまでも何度となく議会で質問させていただきました。そして、今回、知事、県当局を初め、日向市、港湾関係者など多くの方々のお力添えで、国においても、細島港が九州の扇のかなめとして非常に重要なことを御理解いただき、来年度からの新規直轄港湾整備事業として重点港湾に選定されま

した。関係者の皆様の御尽力にお礼を申し上げたいと思います。

また、細島港大型岸壁の整備については、先日からの代表質問でも答弁がありましたように、平成23年度から確実に岸壁整備が着工されるように国へ強く要望していただくということです。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、平成23年度、国への要望書の中で、細島港は九州の扇のかなめで、世界最先端の企業を支える港であること、また関東や関西の港への海上輸送の内航フィーダーの優位性や、経済効果の生産誘発額約2,600億円、雇用約5,700人と見込まれています。そして、将来的には貨物取扱量も飛躍的に伸びると見込まれております。今後のコンテナ取扱量の見通しについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 細島港のコンテナ取扱量につきましては、20フィートコンテナ換算で、平成20年の実績が約2万5,000個であります。医療や太陽光エネルギーなどの分野の世界最先端の企業が工場を稼働することに伴い、今後はコンテナ取扱量が大幅に増加するものと予想しているところであります。さらに、高速道路網の整備によりまして、九州で関東方面に最も近い地理的優位性から、東九州はもとより、西九州からのコンテナ貨物の集荷が見込まれております。今後とも、なお一層のポートセールス活動により、港の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、20年の実績が2万5,000個であるということでありました。要望書の資料を見せていただくと、約7万個ぐらいいままでに増加すると。現実になってそれが細島から出ていくようになれば、先ほどありましたような数字

が現実のものとなってくるというふうに思いますので、ぜひ岸壁の整備のほうも23年の本予算にのるようしっかりと頑張ってください、そのように思っています。

そういう中で、コンテナ貨物取扱量の飛躍的な伸びの大きな要因となりますのは、県の誘致企業であるソーラーフロンティアの第3工場が年内の一部稼働して、初出荷が来年1月予定で、来年の秋にはフル稼働すると新聞で発表されておりました。その効果が大で、先ほども申し上げましたように、大いに期待をしております。

しかしながら、このような大きな物流を、隣県の志布志港や博多港が指をくわえて見ているわけはありません。昨年10月の立地調印式でソーラーフロンティア社の亀田社長は、物流の大半を細島港から運びたいと言われております。港湾関係者等は、ソーラーフロンティア株式会社が博多港や志布志港の利便性の優位を考えているのではないかと、不安を感じているのではないかと私は思っております。そこで、ソーラーフロンティア株式会社の本格稼働に向けて、細島港へのコンテナ貨物の集積に向けてどのような協議をされているのか、具体的に商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ソーラーフロンティア社でございますけれども、ソーラーフロンティア社が本格操業となった場合の生産量は年間約900メガワットと言われておりました。家庭用太陽光発電パネルの平均を3キロワットとしますと、約30万世帯分のパネル生産ということになります。したがって、大量の物流を伴う誘致企業であります。同社の本県への立地は、細島港活性化のためにも絶好の機会であると認識しているところでございます。

同社におきましては、製品の輸出については細島港利用の意向を示しておりますので、物流コストの削減や利便性の向上など、細島港の円滑な利用に向けまして、鋭意協議を重ねているところでございます。県といたしましては、できるだけ多く細島港を利用していただけるよう、関係自治体とも連携しながら協議を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○十屋幸平議員 次に、本年度予算に計上されております細島港整備事業についてであります。先ほどから答弁がありますように、コンテナ取扱量が飛躍的に伸びて、効率的で安全な荷役作業を目的としたガントリークレーンの1基増設、及びコンテナヤード整備について、いつ着工されるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 細島港につきましては、企業の進出等によりコンテナ貨物の増加が予想されますことから、ガントリークレーン1基の増設を行うものでありまして、昨日9月9日に入札公告を行ったところであります。入札・契約が順調に進めば、来年3月末の着工になるものと考えております。なお、供用につきましては、平成24年度前半を目指しているところであります。また、コンテナヤードの舗装につきましても、年内には着工する予定としております。

○十屋幸平議員 細島港につきましては、いろいろ知事も答弁されておまして、東九州自動車道や九州中央自動車道の高速道路網の整備によって、それに伴って貨物量の伸びが期待されるというふうに言われております。ことし12月には、門川町から日向市まで高速道路の開通が予定されております。そこで、細島港のより一層の利便性向上を図るために――これは前から

ずっと言っておるんですけれども――小倉ヶ浜有料道路の早期無料化に取り組む考えはないか、平たく言えば、できないかどうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 小倉ヶ浜有料道路につきましては、平成25年5月までに借入金の返済を完了して無料化する計画であり、それ以前の無料化については困難であると考えております。現在、鋭意、借入金の返済に努めておりますが、現時点の試算によれば、料金収入の伸びが期待できず、期日までの返済は厳しい状況であります。しかしながら、県としましては、東九州自動車道が開通し、細島港の整備が進められる中で、本道路のより一層の利用促進が図られることは重要であると認識しております。したがって、管理運営しております道路公社とともに、今後とも、借入金の処理についてさまざまな方策を検討してまいりたいと考えております。

[発言する者あり]

○十屋幸平議員 今、そこを何とかならんかというような声がありました。そういうのが我々の願いでありまして、一ツ葉有料道路も含めての一体的な考えもやらなければいけないのではないかなというふうに思います。しかし、地元の我々としては、一日も早い無料化に向けてぜひ御努力をお願いしたいと思っております。

それから、先ほど答弁いただきましたソーラーフロンティア等の貨物についてであります。細島港のほうがまだ全体的なハード整備が整っておりませんので、どうしても利便性も含めて、そしてコスト経費も含めて、いろんなものが課題としてあると思います。しかしながら、どこにも負けない情熱は持っておられると思いますので、知事を先頭に、しっかりと整備

ができて、小倉ヶ浜が無料になった時点では物流がそこをすいすいと通ることを願って、要望とさせていただきたい、そのように思っております。よろしく願いいたします。

次に、口蹄疫対策についてお伺いをいたします。

これはいろいろありましたので、私は、口蹄疫感染ルートの解明と原因究明について質問をさせていただきます。10年前の口蹄疫発生当時は、移動制限区域が20キロ、搬出制限区域が50キロと、車両の消毒も、かなりの消毒ポイントを設けて徹底した取り組みをしていた記憶があります。つまり、それほど緊張していたということでもあります。しかしながら、平成16年に防疫指導マニュアルも改定されて、今回の口蹄疫に対する認識が、私も含めてですけれども、以前の成功体験があるがゆえに、どこか気の緩みを生じさせて過信を招いたのではないのでしょうか。そのような気がいたします。私も大いに反省しております。

そこで、まず手始めにしなければならない取り組みとしては、口蹄疫感染ルートの徹底的な解明です。これは決して犯人捜しをするのではなくて、これからの防疫のために必要なことだと思います。これは県民フォーラムや畜産農家の多くの方々からも強く声を聞いております。口蹄疫は、ことしになってアジアの近隣諸国で発生が相次ぎ、国家防疫の観点から新型インフルエンザのような対応はできなかったのか。国の対策は十分であったのか。また、県の口蹄疫に対する意識や取り組みはどうであったか。そのようなことを考えると、今後、宮崎県口蹄疫対策検証委員会でしっかりと検証し、二度とこのようなことが起きないようにしなければなりません。

また、国の疫学調査チームの中間報告では、「現時点では、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入した経路を特定するに至っていない」というふうに結んであります。そして、その中間報告では、「6例目は海外からの従業員や研修生を受け入れておらず、農業主を含めて従業員の最近の海外渡航歴はなかった。海外からの農場見学者もいない。人の出入りについて記録はない」などと報告をされております。それでは、一体どこから入ってきたのか。10年前のように侵入経路をうやむやにすることのないように、感染ルートの徹底的な解明と感染拡大の原因究明が必要であります。県として、口蹄疫感染ルートや感染拡大の原因をどのように考えているのか、また今後の取り組みを、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 感染経路の解明につきましては、国家防疫の観点から、最終的には国の責任において徹底して行われるべきと考えております。県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに、宮崎県口蹄疫対策検証委員会においても、独自の調査チームにより感染経路の究明に取り組んでいるところであります。

また、感染拡大につきましては、全国でも有数の畜産密集地帯での発生であったこと、大規模農場において殺処分や埋却におくれがあったこと、ウイルス排せつ量の多い豚での発生が見られたことなどが原因であると考えておりました。今後、市町村や関係団体と連携し、防疫意識の啓発や飼養衛生管理基準の遵守など、一層の取り組みを図る必要があると考えております。

○十屋幸平議員 それでは、次に移ります。国家防疫の取り組みということですが、鳥

インフルエンザ、新型インフルエンザ、口蹄疫など、21世紀はウイルスとの闘いとよく言われております。鳥インフルエンザや口蹄疫被害に遭った県として、国家防疫の観点で、オーストラリアのやっております対策などを国へ提言してはどうでしょうか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） オーストラリアにおいては、水際対策として、海外航路の機内において、乗客の農場立ち入りの有無などをチェックしていると伺っております。

先般、疫学調査チームが取りまとめた「中間的整理」においても、現段階において侵入経路は特定されていないものの、「ウイルスは、アジア地域から、人あるいは物の移動等に伴って我が国へ侵入した可能性が高いと考えられる」とされており、今後、県といたしましては、国に対して、国家防疫の観点から、水際検疫の強化など必要な提案を行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、県の防疫対策についてお尋ねをいたします。先ほどからありますように、国家防疫が柱であるという考えには変わりありません。しかし、アジアとの交流が拡大する中で、鳥インフルエンザや口蹄疫に感染した宮崎として、空港や港湾など県としても水際作戦が必要であると考えます。そこで、空港や港湾などで、今回いろんなところで使われました二酸化塩素ガス空気清浄機や、全国高文祭で使用しました超音波加湿器でミスト状態で消毒する体制で防疫すべきと考えますが、宮崎県の今後の防疫対策についてどのように取り組むか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 御指摘にありますように、国家防疫の観点から、空港や港湾などで

の検疫強化など、水際対策を徹底して行うことが非常に重要であると考えております。このため県といたしましては、従来から実施しております空港や細島港における靴底消毒などのさらなる徹底を図るとともに、御質問の消毒方法を含め、より効果的な対策について、今後、関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に移りたいと思います。宮崎県独自の畜産条例を制定する考えはないかという単純な問いであります。家伝法の見直しとか特措法の不備、これはいろいろあって、課題として改正しなければなりません。そこで、今後、宮崎県の畜産振興や復興・再生に向けて、畜産業振興の視点や疫学調査の調査権限などを盛り込んだ県条例の策定に取り組む考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 現在の疫学調査につきましては、家畜伝染病予防法に基づき実施しているところでありますが、これは警察捜査のように強制力を持つものではありません。疫学調査に係る強制的な調査権限につきましては、国家防疫の観点から検討されるべきものであり、法律に根拠を持つことが必要であると考えております。県といたしましては、現在、検証委員会を設置し、県としての立場から、今回の防疫対応等の検証を行っているところであります。今後、疫学調査のあり方も含め、必要な提案を国に対して行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 国家防疫、やはり国の役割がこれほど重要だということが、答弁の中でも何度も出てきました。しっかりと御要望もしていただきたいというふうに思います。

畜産の新たなブランド確立について。我が家

の食卓を見ますと、めっきり肉料理が減ってまいりました。これまでは1週間に2回、3回は肉料理が出ておりましたが、現在はかなり少なくなっておりまして、私どもも、焼き肉は若いときは肉質より量でたくさん食べておりました。今の世代になりますと、宮崎牛、霜降りですけれども、少しだけ食べれば満足できる年齢となりました。しかし、健康な体の筋肉を維持するためには、肉や魚のたんぱく質も当然必要で、しっかり食べないといけないということも言われております。

そこで、これからの宮崎の畜産を考えると、東アジアへの食料供給基地ということが、一昨日からも答弁されております。10年、20年先を見越して、付加価値をつけた宮崎ブランドの和牛もしっかり生産する一方で、今から健康志向で、うまみ成分を多く含んだ畜産を目指してはどうでしょうか。この話は、県民フォーラムでも意見として出ましたが、私は2～3年前から経済連の関係者の方にもいろいろと御提案をさせていただいております。新たなブランド確立について取り組む考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 黒毛和牛の改良や飼養管理技術は、平成3年の牛肉の輸入自由化を契機に、外国種との差別化を図るために、脂肪交雑いわゆるサシを重視して取り組んできたところでもあります。しかしながら、消費者のニーズは時代とともに変化をしております、他県においては、例えば、うまみ成分であるオレイン酸含量を考慮した飼養管理や改良を行っている事例もあります。御指摘の脂肪分の少ない新たなブランド牛確立のためには、農家経営に及ぼす影響、改良コストや流通面など、検討すべき課題も多く、関係機関・団体等との十分な協

議が必要であると考えております。このため県におきましては、平成21年度から畜産試験場において、うまみ成分に係る試験研究に取り組むとともに、本年中に消費者、生産者、流通団体、学識経験者から成る検討会を設置し、今後のあり方を検討することとしております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。アジアの食料基地ということであれば、当然、中国、諸国も高齢化はこれから一層進んでまいります。特に、一人っ子政策がありますので、そういうところをちゃんと見据えて、将来的なビジョンとして、検討会をことし中に設置することでありますので、しっかりと取り組んでいただきたい、そのように思っております。

次に、森林環境税についてお伺いをいたします。

この件については、昨年の11月定例議会でも効果と条例を継続すべきという質問をいたしました。効果については、県民参加と公益的機能の重視の2本柱で事業を展開して、森林環境税が効果的に活用されているものと判断をいたしました。また、条例継続については、県民との意見交換や、企業を対象にアンケート調査を踏まえて、森林環境税活用検討委員会などの意見を踏まえて検討したいと答弁されております。そこで、アンケートの調査結果と県民の意見を踏まえて、森林環境税の継続について知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 森林環境税につきましては、平成18年度に導入し、その財源を活用して、県民や企業等による森づくり活動の支援や、クヌギやカシ等の広葉樹の植栽など、水をたくわえ災害に強い森づくりを進めてまいりました。このような中、昨年実施しましたアンケート調査や県民との意見交換会、さらにはこと

し5月に開催しました森林環境税活用検討委員会でも、これまでの取り組みに対する一定の評価と、今後も継続すべき等の御意見をいただいたところでもあります。申すまでもなく、森林は、木材の供給を初め、県土の保全や水源の涵養など、多くの機能を有しますことから、県民共有の財産として、引き続き守り育てていくことが重要であると考えております。したがって、今後とも、県民の理解と協力を得ながら、県民参加の森づくりに取り組むため、平成23年度以降も継続の方向で検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、使途の拡大についてお尋ねをいたします。検討委員会の提言を踏まえて検討するということでもあります。他県では、公募事業や担い手育成、里山保全の支援事業などに取り組まれております。今後、森林環境税の使途についてどのような活用策を検討されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 森林環境税を活用しました事業展開につきましては、林業採算性の悪化等から手入れの行き届かない森林の増加に対応いたしまして、県民参加と公益的機能の重視という2つの視点から、森林の整備保全を重点に置いた取り組みを実施してきたところでございますけれども、昨年実施しましたアンケート調査あるいは県民との意見交換会では、継続した場合の使途といたしまして、これまでの森づくりに加えまして、県産材の利用促進等へも活用すべきなどのさまざまな御意見をいただいたところでございます。このため、今後の方向性につきましては、特定財源であります森林環境税の趣旨を踏まえまして、有識者で構成されています森林環境税活用検討委員会の御意見や、パブリックコメントなどを参考にし

ながら、新たな分野への展開も含めて検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 木材の活用ということでもありますので、一つお話をさせていただきますと、保育園や幼稚園等の施設整備をする場合に、今、こども園の中で負担のことが問題になっておりまして、なかなか国からお金が出ない。そういうことを含めると、森林環境税を使ってその分を補助してあげる、そういうことも検討に値するのではないかというふうに思いますので、木育という視点からでもまた御検討をお願いしたいと思います。

それでは最後に、知事の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

これは通告しておりますが、知事はNHKの「龍馬伝」を見ておられますか。

○知事(東国原英夫君) 見させていただいております。

○十屋幸平議員 坂本龍馬というのは土佐藩を脱藩する。それは国の形を変えるということで飛び出しているわけです。知事はその立場にあるかどうかは別にいたしまして、これまでもいろいろ質問がありました。私なりに、知事の熟慮しているというお考えの中をちょっと判断しますと、宮崎に残って、これから口蹄疫対策で疲弊している宮崎を立て直す、そうすることによって、宮崎県政史上、東国原英夫知事というのは県民の心の中にいろんなものが確実に残ると思います。川越進翁の銅像に並ぶかどうかは別にいたしまして、そういうことはあると思います。一方、昨年の6月議会でも、国の形を変えたいという強い意志でいろいろ御答弁されました。そして、関ヶ原を見過ごすわけにはいかない、そういう御発言もありました。さっき申し上げましたように、国の形を変える坂本龍馬

と川越進翁、どちらを選択されますか。

○知事（東国原英夫君） 先日も3択だとか2択の質問があったんですが、答えはその他でございまして、私は本当に、地方の疲弊、宮崎だけじゃなくて地方の疲弊をストップさせるためには、国の根幹を変えなきゃいけないと思っております。先ほども申しましたように、地方財政、地方税体系を含めた産業構造、国家ビジョン、成長戦略、あるいは地方分権、地方と国との役割の分担、そういったものについて非常に興味を持っております。きのうでしたか、民主党の札幌か何かの代表選の立会演説の中で、やっとな菅総理が税財源を国3分の1、地方3分の2にすると。これはすばらしい発言なんです。そしてまた、小沢さんも、全国知事会の問いに対しては5対5にすると。地方分権、地方主権を進めるんだという議論が次期総理を決める代表選で堂々で行われる。これはすばらしいことだと思いますね。しかし、本当にできるんだろうかということに一抹の懸念が残るわけです。今までずっと地方分権、分権とやられて、ずっと遅々として進まなかったんです。それはどこが一番のネックになったか。隣にいらっしゃる方、言いにくいんですけども、霞が関なんですよ。そこの闘いなんです。それを打破しないと、この国の構造は変わらないんです。中央集権というのは国が成長する段階においては機能した。でも、成熟段階になったらこれは邪魔になるんです。非常にネックになるんです。これは御案内のとおりです。これを打破しないと、宮崎県のあす、疲弊した地域のあすはないと私は思っています。これは断言できます。それを変えるために、どの立場でどのポジションで頑張れるか、国を変えられるかというのを今熟慮しておりますので、いましばらくお

待ちくださいませ。

○十屋幸平議員 まさに地方分権、私も同意見なんですけど、坂本龍馬が脱藩して国をつくった、中央集権をつくったんですね。後に廃藩置県、県とかできますけれども、そういう逆の意味の現象が今、知事の立場ではあるんですが、国の形を変えることの一点においては共通している部分があると思います。

そこで、知事の平成19年、20年の経済波及効果、知事のブログにも書かれておりますが、1,493億円。今回の口蹄疫の被害総額2,350億円、これは5年間です。先ほどの2年間です。これが一概に等しいとは言いません。しかしながら、私の周りにはいる県民の方々は、知事はどうするんだろうかという、非常に関心を持っておられます。今、熱い答弁もお聞きいたしました。熟慮されてしっかりと考えると思いますけれども、やっぱり県民にとっては一番困っているときに何とかしてほしい。知事の初心は、どげんかせんといかん宮崎です。そのことについてどうお思いでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 答弁が重複しますが、やはり国家構造を変えないと——今回、口蹄疫で一番私が勉強になったのはそこなんです。県というのは、国を見て行政運営しているんです、どうしても。それを対等の立場にして、権限、財源等に移譲しなければ、またこういうことが起きてしまう。役割分担も、国家防疫というのは国がやる危機管理です。それ以外は地方がやる。そういったことをきちっと法律上で整理していかないと、あるいは意識の醸成をしていかないと、なかなかこれは打破できることじゃないと思いますね。

その数字ですけれども、産業連関表の数字というのは、私はきのうも議会勉強会で言ったん

ですけれども、どうも信用できないんです。経済効果というの、どの数字をとってどうなのかというのがちょっと疑問が残るんですけれども、私の就任の経済効果は1,400億で、損失が今回の2,300億、差額は約1,000億ですね。これぐらいの基金を積むのが私の仕事なのかなと。これは確約できませんけれども、そういったことで県民の皆さんに安心・安全をお届けするというのは、私の仕事の一つかなと思っております。

○十屋幸平議員 今、2つの答えを常に両論併記でされて答弁されておまして、今議会の末に、熟慮されてどちらの道を選ぶかということで、御答弁されております。しかしながら、政治姿勢というのを——これから続く一般質問でもいっぱいありますが——それほど県民の皆さんが関心を持っていらっしゃるということでありますので、熟慮に熟慮を重ねていただいて、早い時期に今議会で御答弁をいただくことを願って、すべての質問を終了いたします。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき武井俊輔でございます。お目覚めになりましたでしょうか。愛みやざきが1人会派になりましたので5カ月余り、初めての一般質問になりました。きょうは傍聴席にも多くの皆様にお越しを

いただいております。大学生の皆さんも本当にありがとうございます。1人会派になりまして議会の中では本当に厳しい部分もあるんですが、失うものもありましたが、なお余りある得るものもたくさんございました。変わらずに応援してくださる皆様に心からの感謝を申し上げます。

なお、1人会派になりまして代表質問はなくなってしまいましたが、逆に言えば、愛みやざきは常に代表質問という思いで臨んでまいることになりましたので、執行部の皆様にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

では、早速質問に移らせていただきます。

今回の議会は、東国原知事1期目最後の質問となりました。東国原県政4年間の総括を踏まえ、取り組んでまいります。

知事の出処進退についての質問が続いておりますが、布施明の「マイウェイ」という歌がございすけれども、「すべてはあなたの決めたままに」という歌詞がございす。私は、知事が、信じた道を堂々とぶれることなく歩んでいただくのが、一番県民のためにもなると思っております。また、信じております。

この4年間、鳥インフルエンザ、知事ブーム、入札改革、口蹄疫とさまざまなことがございました。全力で駆け抜けてきた4年間であったと思いますが、知事はこの4年間で宮崎県に何を残せたとお考えでしょうか、また、宮崎県や県民はどう変わったと考えておられるか、お聞かせください。

続いて、国と地方の関係ということについてお尋ねをいたします。地方分権や口蹄疫問題で知事は国とやり合ってこられましたが、特に口蹄疫の問題、家伝法にしても基金にしても、国に翻弄される部分も多かったのではないかと

いますが、県知事を1任期務められる中で、国と地方の関係についてどのようにお感じになったか、所見をお伺いいたします。

以下は質問者席から行います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

4年間の総括ということではありますが、私は、新しい宮崎、クリーンな宮崎、おもてなし日本一の宮崎をつくるための基本政策としてマニフェストを掲げ、知事に就任以来、県民の皆様の県政に対する信頼回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めたいという思いで、県政運営に全力で取り組んでまいりました。この間、行財政改革や入札制度改革、職員の意識改革などにより、談合事件や裏金問題で失われた県民の行政に対する信頼の回復が図られ、また、あらゆる機会をとらえて行ってきました宮崎の情報発信、県産品のトップセールス等により、宮崎県の知名度や県産品、観光地等のブランド力の向上が図られたものと考えております。これらの点ではおおむね県民の皆様の負託にお答えすることができたのではないかと考えております。さらに、社会経済状況が大きく変化する時代にあって、県民が真に望む新しい宮崎を創造するためには、すべての県民の力が必要であるとの思いから、県民総力戦を提唱いたしました。例えば、いきいき集落の広がりや観光客へのおもてなし意識の向上、今回の口蹄疫対策への取り組みなど、浸透が図られてきているのではないかと考えております。一方で、口蹄疫被害からの再生・復興を初め、解決しなければならない重要課題もございますので、引き続き全力で県政運営に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

次に、国と地方の関係についてであります。近年、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化など急速に社会情勢が変化し、課題が複雑化・広域化する中、従来の中央集権的システムでは十分な対応が困難となっております。このため、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性を生かした地域づくりを行うことが重要であり、私は、地方の繁栄なくして国の繁栄はないと考えておるところであります。しかしながら、日々県政に取り組む中、国と地方の税財源配分と歳出のアンバランス、また、義務づけ、枠づけ、ひもつき補助金など、さまざまな国の関与や画一的な基準等によって、地域の自主性や創意工夫が十分に発揮できないことを痛感しておるところであります。今回の口蹄疫におきましても、関係法律が地域の実情等に合わないという事態に直面し、防疫対策の最前線において苦慮したところあります。このため、私は、国と地方が真に対等の立場の関係を築き、自己決定・自己責任のもとで、地方が主体的に地域経営を行う分権型のシステムの構築について、今後とも政府に対してあらゆる機会をとらえて積極的に発信し、行動してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○武井俊輔議員 続いて御質問いたします。

東国原県政の中で、まず、就任当初に行われました事業仕分けについてお伺いをいたします。事業仕分けに平成19年就任早々から取り組まれました。私も効果等については議会でもいろいろ質問をしてきたんですが、この4年間、1年目に事業仕分けを実施して、そして今4年を終わるわけですけれども、これによって事業の削減効果がどのようにあったか、お聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 平成19年に行いまし

た事業仕分けにつきましては、学識経験者10名、公募委員8名、各部推薦6名の計24名の委員が3班に分かれ、県単独事業など県の裁量の大きい事業や多額の一般財源を使っている198事業について、事業そのものの実施目的、実施内容、経費、費用対効果並びに他の団体での実現可能性及び効果等の観点から、事業の必要性及び実施主体のあり方、事業の見直しの方策等々について検討をいただきました。その結果、2事業について不要、6事業について民間または市町村で実施すべき、131事業については改善すべき等の提言をいただいたところであり、この事業仕分けの成果といたしまして、その後、毎年度の予算編成過程において事業仕分けの考え方を踏まえ、県単事業を初めすべての事務事業を対象に、目的、効果等を検証しながらゼロベースから見直した結果、一般財源ベースで平成20年度当初予算において76億円、平成21年度当初予算で58億円、平成22年度当初予算で86億円の財源捻出を図ったところであり、

○武井俊輔議員 続いて、財政再建について伺いをいたします。現在、県の財政調整基金でございしますが、口蹄疫の関係もありまして、21年度末には116億7,000万円あったものが今や残り46億円と、大変危機的な状況になっております。つきまして、財政再建に対する取り組み、また、人件費も含めた聖域ない見直しが不可欠であると考えますが、知事の見解を伺います。

○知事(東国原英夫君) 代表質問でもお答えしましたとおり、本県財政は引き続き厳しい状況にあるところでありまして、このまま景気の低迷が続きますと、あと数年で財政調整のための基金が枯渇をし、予算編成が困難となることが見込まれておるところであります。したが

まして、これまで以上に、選択と集中を基本とした歳出の縮減・重点化、歳入の積極的な確保、さらには、予算執行段階での徹底した節約や人件費の抑制など、思い切った財政改革に取り組み、基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指していくことが必要であると、重要であるというふうに考えておるところであります。

○武井俊輔議員 では、続きまして、口蹄疫について、重複したものは割愛しながら御質問をいたしてまいります。

まず、今までも出ておりますが、初動について御質問をいたします。口蹄疫発生当初から、道路封鎖でありますとか、私は、児湯郡の通過交通を可能な限り鉄道にシフトさせるとか、そういったさまざまな対応を検討すべきではないかという主張をいたしました。しかし、先日の横田議員の代表質問でもありましたが、なかなか当初は対応がされませんでした。こういった当初からいろんな声は上がってきたと思うんです。当初そういう声が上がってきたときに、担当部署はそれをどういうふうに吸い上げて、どういった議論をしてきたのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 今回の口蹄疫の発生を受けて、発生農場周辺につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、72時間以内に限定して通行の制限や遮断を行ったところでございます。しかしながら、発生農場周辺以外の幹線道路の規制につきましては、法的根拠がないこと、また、大渋滞を引き起こすなど県民の日常生活に大きな影響を及ぼすこと、また、道路封鎖に対しての住民や関係者のコンセンサスが得られていなかったため、封鎖という対応はとらなかったところでございます。今後

は、今回の経験を踏まえ、幹線道路等の規制につきましても、防疫措置の効果や交通量、近隣農場の所在等を十分に勘案し、警察や市町村、関係機関等と連携をし、地域住民の理解と協力のもと、適切に対応してまいりたいと存じます。

○武井俊輔議員 続いて、いわゆる初発についてお伺いをいたします。国の疫学チームの報告書では、6例目の水牛農家について発生源だということをございますけれども、県としては現段階でどのような認識を持っているのか、知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) 先般、国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理の中におきましては、第6例目の農場について、これまでに得られた現地調査及び抗体検査の結果等を分析した結果、最も早い時期に発症が見られたとされております。県といたしましては、3月31日に採材した検体を遺伝子検査した結果、陽性と診断されたことを踏まえると、現時点では国の疫学調査チームと同様の認識にあります。しかしながら、中間的整理においては、現時点では、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入した経路を特定するに至っておらず、引き続き調査が行われることとされております。県におきましても、国の調査チームに引き続き協力するとともに、県の立場から検証委員会を設置したところであり、今後関係者のヒアリングを行い、感染経路の究明等に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 1点この件、知事に再質問したいと思うんですが、現地に行きますと、多くの方がこの件について疑義を持っています。現地の方が納得する結論を、また侵入経路の解明に全力を尽くすということ、改め

て知事の意味と決意をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 感染源、感染経路については、非常に重要なファクターだと思っています。再生・復興を目指す農家さん初め、関係団体、地域の皆さんにとっては、これが解明されなければなかなか安心して再開できないという認識でおるところでありますので、国の疫学調査チーム、検証委員会、そして県の検証委員会等々も含めまして、徹底した解明をしていただけるように強く要望していきたいとおるところであります。

○武井俊輔議員 続いて、復興対策基金についてお伺いをいたします。この300億円の復興基金ですが、県が要望している形について、国が基金の規模や使い道について難色を示しているということですが、なぜこのようなことになっているのか、極めてゆゆしい問題であると考えますが、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 国の言い方ですけれども、従来の災害復旧の基金は基本的に運用型であって、本県が提案しております取り崩し型については前例がないといったこと。それから、公共事業については取り崩し型の基金の使い道としてはなじまない。こういった意見が出ているとの情報はございます。こういったことから、現在、事業内容を再整理しまして、農畜産業の再生のため緊急対応が必要な事業につきましても、120億円の取り崩し型の基金としまして、その他の事業については、運用型の基金、これは国に創設して10年間で約200億円の事業を実施する。こういった案を一つの考え方として国に提示をしているところでございます。

○武井俊輔議員 続いて、県有種雄牛の件について、支払いがないということについてお伺い

をいたします。農政水産部長に伺いますが、家畜改良事業団にある県有種雄牛などについて、県は蔓延防止措置の責任者であるんだという理由で国は支払いをしないということのようですが、これは事業団の再生にも大きな影響の出る深刻な問題であると考えます。この問題にどう臨むのか、また、そもそも種牛の価値の算出について、その方法も含めてどのようにしているのかお聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 県有種雄牛の殺処分にかかる手当金につきましては、国に対して強く要望してきたところではありますが、国からは、家畜伝染病予防法による手当金は、疑似患畜等の届け出を家畜の所有者に促し、蔓延防止措置を円滑に実施するための助成的・奨励的な性格を有するものであり、県は蔓延防止措置の実施責任者であることから、手当金の交付はできない旨の回答があったところでもあります。畜産の再興に向け、5頭しか種雄牛がいなくなった本県にとりまして、種雄牛の造成は早急な対応が必要であります。長い年月と多額の経費が必要であります。このため、種雄牛復興に必要な経費につきましては今まで以上に経費を要することから、口蹄疫対策特別措置法に基づく基金での支援を国に要望しているところでもあります。

また、種雄牛の評価方法につきましては、国と協議した上で、種雄牛の育成経費や年齢、精液ストローの販売状況等を勘案し、1頭ごとに評価することといたしております。

○武井俊輔議員 知事に1点伺いたいんですが、このあたりなことなんですけれども、2代の首相が宮崎にやってきて、支援はしっかりとるかいろいろ言ってきたわけなんですけれども、今になりまして、だんだん骨抜きにするよ

うな、ほごにするようなごとき対応、発言というのは、まことにもって残念に思っております。これは、納得できなければ、我々議員も農水省の前に行って座り込みでもするぐらいの断固たる姿勢を示さなければいけないぐらいのことではないかと私は思っております。知事はこの政府の姿勢に対して断固たる姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事（東国原英夫君） そうなんですよね、県が蔓延防止措置の実施責任者であることからというのは、よくわからない話で、家畜改良事業団の所有でありますから、県と言われればそうかもしれませんけれども、この辺の解釈が非常に私も納得できない部分であります。また、今回の基金についても納得がいていない部分がありますので、今後とも国に対して強く要望していきたいと思っております。

○武井俊輔議員 ぜひよろしくお願いします。

続いて、宮崎県口蹄疫検証委員会について、その委員でもあります河野副知事にお伺いをいたします。昨日までの質問でも出ましたが、この委員会は、国とも情報交換しながら進めていくということですが、メンバーを見ますと、JA中央会の会長、商工会議所連合会会長代行、市長会長、町村会長、宮大の先生と、まさにそうそうたるメンバーでございます。確かにさまざまな知見をいただくという意味ではまことにもって申し分のないメンバーなんです。会議の予定は3回、後で報告書を取りまとめるということですが、かつ事務局も県が務めるということですが、実際にこの委員会で、これだけの忙しい方を集めてどの程度調査できるのか、また、私のところにも御意見があったんですが、例えば、県の対応とかに当初から批判的な意見

を持っていた方とか、そういった方もメンバーに入れて、県としてもさまざまな意見を聞くという姿勢もあってよかったのではないかと思います。このメンバーの選定等についてどのような形でなされたか、副知事に伺います。

○副知事(河野俊嗣君) この委員会につきましては、いわゆる犯人捜しでありますとか責任追及を行うための第三者機関ではありませんで、当事者の代表を含めまして、防疫対策のあらゆる問題につきまして、現場の実態に即してきめ細かく検討を行いまして、今後の防疫対策等に生かしていく、これを主たる目的としておりますので、この目的に沿って人選を行ったところであります。具体的にポイントは3つありまして、どのような規模にするか、どのような分野からお願いするか、またそれぞれの分野でどのような方をお願いするかということでありまして、規模につきましては、機動的に開催して議論を深めるという観点から10人弱程度、実際、8人でございます。分野としましては、実際に防疫作業に当たりました県や市町村、さらには連携して対応しました農業団体、また、さまざまな影響を受けた商工業団体等に加えまして、客観性、専門性を担保する観点から、危機管理及び家畜防疫を専門といたします学識経験者を加えた構成としております。8月中旬にそれぞれの関係機関と協議を行った上で、最も適任と思われる方に依頼をしたところでございます。なかなか時間の制約もございまして、全体の会議として3回程度となっておりますが、この下作業を行います庁内調査チームが精力的に今作業を行っております。幅広く意見を伺うべきではないかという御指摘もあったところでございますが、県民、また実際に被害を受けられた農家の方、携わった獣医師の方、幅広く今ア

ンケート調査を行うこととしておりますし、聞き取り調査でありますとか具体的な現地調査なども行い、さまざまな意見を踏まえて整理して結論を得てまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続きまして、この評価委員会なんですけれども、プライバシーにかかわる部分もあるということで会議は非公開だということですが、非公開の会議で結論が出て、それが県の見解になるということであると、ちょっとどうかなと思うんですが、この会議の情報公開のプロセスについてどうなっているのか、副知事に伺います。

○副知事(河野俊嗣君) 審議過程の公開につきましては、委員会の第1回の会議におきましても、その取り扱いについて議論をしたところでございます。その結果、審議の中では個人情報も取り扱うことになるため、審議の内容そのものは非公開にせざるを得ないということになったわけでございますが、県民の皆様にごできる限りわかりやすい情報提供に努めるために、審議終了後に座長が記者会見をして説明を行うこととしました。今後、現地調査等を行う場合におきましても同様の対応を行うこととしております。ちなみに国の検証委員会についても同様の取り扱いと伺っております。

○武井俊輔議員 続いて伺いますが、防疫体制について最後にお伺いをします。安全宣言以降、消毒ポイントも相次いで撤収されまして、平たく言えば、一般県民からすると大体もとに戻っている感じがあります。しかし、初発もまだ今のような状況でわからない中、防疫への対応というのは今後も不可欠であると考えます。先日、畜産農家の方などともお話をしましたが、危惧されていたことの中に、国際線で韓国から台湾からお見えになる方もあるわけです。

特にゴルフが今多いですから、ゴルフで見える方もあるわけですが、こういったゴルフのスパイクシューズなんかも、空港で一たん取り出してもらって靴を洗って土を落とすとか、例えばそういったような、多少不便をかけても畜産県として取り組んでいかなければならないことと、いうのがあるのではないかと考えますが、農政水産部長の見解を求めます。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の経験を生かし、二度と同じような事態を起こさないためには、防疫体制の強化は重要な課題でございます。このため、当面の取り組みといたしましては、地域を主体とした消毒体制の強化と衛生・防疫意識の向上や、家畜防疫に配慮した飼養衛生管理基準の徹底と早期発見、通報体制の構築、さらに長期的な取り組みとして、家畜防疫強化のための産業動物獣医師の確保などについて、鋭意検討を進めているところでございます。また、海外からの侵入を防止するためには、空港等における水際対策を強化することが非常に重要でありますので、空港等における靴底消毒などのさらなる徹底を図るとともに、今お話のありましたようなことも踏まえまして、より効果的な対策について今後関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 とにかくのど元過ぎればということにならないように、今回これだけのことがありましたから、多少の不便は県民も理解していただけますし、観光客の方にもまた理解していただかなければならないのではないかと考えております。

では、次に移ります。行政の無謬性についてという通告をさせていただきました。一体何のことだというふうに何名の議員の方からも御質問がありましたが、無謬（むびゅう）というの

は、端的に言えば、誤りのないことという意味であります。ですから、「行政の無謬性」という言葉は、行政は誤りがあってはならないというのが転化して、誤りであってはならないと、なって、結果としては、行政は誤りを誤りとして認めることができないといったことを批判的に言う言葉であります。政策には当然成功するものもあれば失敗するものもあるでしょう。それを真摯に、謙虚に認めることは何よりも重要なことであると考えております。その視点から2つの部に質問をさせていただきます。

まず、環境森林部長にエコクリーンプラザみやぎの問題について御質問をいたします。先日、浸出水調整池破損問題で、施設を管理する県環境整備公社が背任容疑で告訴した元役職員らを不起訴とした決定を不服として、宮崎検察審査会への申し立て、一方では、元副理事長の方は弁護士会のほうに人権救済を申し立てるといふ状況になっております。中身については司法に委ねられるとしても、この浸出水調整池破損問題によって、公社にも行ってまいりましたが、約50億円の追加の経費がかかるということでございます。調査報告書も読んでみますが、建設業者、コンサル、そして許認可権者としての宮崎市の責任は書かれているものの、県の責任というものは全くありません。当時、県は住民の皆さんに、この会社は副知事が理事長をするほどの会社だからというふうな説明をしております。県としての責任は本当になかったと認識をしているのか、見解を伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） エコクリーンプラザみやぎにつきましては、県内の産業廃棄物と県央地域の一般廃棄物を一体的に処理するために、県が主導しまして、環境整備公社が整備した廃棄物総合処理施設であるというふう

に考えております。しかしながら、浸出水調整池が破損し、その機能が十分に発揮できないこと、塩化物処理施設の能力を超える塩化物イオンが発生し、それを場外に搬出していたこと、また、その事実を隠し、適切に対応してこなかったことが問題だったと認識しております。今回の問題につきましては、県は、地元住民の不安解消と一刻も早い施設の機能回復が何よりも重要であると考えまして、全力で対応しているところでございますが、真の原因や責任の所在、その度合いにつきましては、現在公社が提起している損害賠償請求訴訟の結果、明らかになるというふうに考えております。今後とも、エコクリーンプラザが、地元を初め県民の皆様信頼される安全・安心な施設となるよう、関係市町村や公社と十分に連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ただ、県の調査報告書にも県の責任というのがなかったというのは、これは事実ですので、今からの司法はどうなるかというのはありますけれども、そういう事実は指摘をしておきたいと思えます。

続いて、商工観光労働部にお伺いをいたします。2つの問題についてお伺いをいたします。

まず、国富町の日立プラズマディスプレイの撤退の問題についてお伺いをいたします。この工場は、1999年に県の誘致企業として進出し、2008年に10年足らずで撤退をしたわけですが、この間に県が補助金等で支出をした総額は約20億円に及んでおります。現在は後継企業も決定をしておりますが、結局、日立に支払った20億円はそのままであります。県としてこの件について反省するべき点はなかったのか、お伺いをいたします。

続いてもう一点が、さきの議会でも議論いた

しましたフリーウェイ工業団地の問題でございます。不動産鑑定はいまだもって行われておりませんが、10年たって3%しか立地されず、30億円かけて造成した土地の価値はおよそ何分の1かに減損をいたしております。確かに工業用地の価格は全国的にも下落しているわけですが、それでも埋まった工業団地は数多くあります。その意味でも、この進出計画、規模、もろもろ含めて、県として反省するべき点はなかったのか、あわせてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) まず、日立プラズマディスプレイ株式会社についてであります。近年のグローバル化した産業、経済の中で、市場の変化、あるいは技術革新のスピードを予測できないこともありまして、日立プラズマディスプレイの撤退はそういう事例の一つとして考えられます。一方で、当社の施設や技術を有する職員の存在が、現在のソーラーフロンティアの立地につながったという経緯もございます。また、先ほど武井委員が20億と言われましたけれども、具体的に撤退というのは2番館、3番館でございます。これが15億でございます。この15億の補助金の対象となった工場でございますが、平成17年から20年度までの4年間操業しておりまして、その間、平均800名を超える雇用あるいは年間1,000億に上る経済波及効果を上げておりまして、これは企業側からも公表していいということで聞いたわけですが、17年度以降、法人事業税、固定資産税など地方税としておおむね44億納税を行っているわけでございます。また、工場や生産設備等に対して1,000億程度の投資を行っておりまして、地域経済への大きな波及効果があったと考えております。ちなみに800名の雇用というのは、今、緊急雇用対策事業をやっております

が、800名を4年間雇用しようとするれば160億円の事業スキームが必要となります。したがって、我々としては、この日立プラズマディスプレイについては、地元国富町を初め、地方経済に大きく貢献したと思っております。ただ、武井議員がおっしゃいましたように、我々は、貴重な県税で補助金を執行しているわけですので、事業の実現性、継続性、このあたりを慎重に見きわめて、何よりも雇用の確保が大切でございますので、そういう点から企業誘致を進めていく。補助金の交付に当たりましてもより慎重に対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

次に、フリーウェイ工業団地でございます。フリーウェイ工業団地につきましては、計画当時、北部九州に大規模自動車工場等が進出しておりまして、関連企業が相次いで北部九州に進出を図っておりまして、本県においても、工場立地に向けた工業団地造成の機運が高まっていました。加えて、九州縦貫自動車道の開通を控えまして、インターチェンジに近接しているという立地環境のよさを生かすために、西諸地域からの強い要望なども踏まえまして当地に造成が行われたという経緯でございます。これまで分譲が進んでいないことにつきましては、景気低迷の長期化、あるいは海外に進出する企業の増加、また、人口集積地や港湾施設などから遠距離にあることなどもあるわけですが、こういう外的要因に責任を転嫁することはせずに、やはり我々としても、企業側から見てなお割高感のある価格設定あるいはリース制度など企業の求める利用形態に十分対応できなかった。そういう点に関して我々にも問題がある。そういう面については十分認識しておりまして、結果としてこの10年間、企業立地が進まなかったこと

に対しましては、事実として重く受けとめているということでございます。今回、県有地となることを契機に誘致戦略の抜本的な見直しを行うこととしております。今後、地元自治体とも連携しながら、できるだけ早期の企業進出など、地域振興に大きく寄与する経済効果を生み出すことが、我々行政側の県民の皆様に対する責務と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○武井俊輔議員 もちろんいろんな経緯、さっきありましたとおりで、いろんな意味で今までプラスになった部分というのもよくわかっておるつもりでございます。しかし、私も以前会社員をしておったんですが、経営していました青島に遊園地があるんですけども、思い出すのは、週末のたびに雨が降ることがありまして、雨が降るたびに、結局雨が降って全然営業が上がりなくて、私たちはその年からボーナスがカットされたりしたんですけども、そういった意味で、銀行さんが、天候が悪かったから借金はいいですよというふうには到底ならなかったわけございまして、そうですね、知事に1点お伺ひしたいと思います。知事は行政の結果責任というものについてどのようにお考えになっているか、お伺ひします。

○知事(東国原英夫君) 行政の無謬性ということにまずお答えしたいと思うんですけども、僕は、無謬性は基本的に成立すると思うんです。なぜかという、行政は施策とか事業を法律にのっとってやるわけです。法律遵守、法律至上主義といってもいいかもしれません。つまり、法律にのっとってやっていたらここには間違いはないわけです。脱法とか違法とかは論外ですけど。ですから、法律にのっとってやっている政策や事業や間違いがないんです。そう

いう視点での無謬性は基本的に成立すると私は考えています。

ただ、昨今の行政ニーズ、非常に複雑化・高度化した中で、その効果とか検証は非常に重要視されるんですね。ですから、しゃくし定規な、画一的な、一律的な事業とかそういった時代ではないんです。そこには、創造性とか独立性あるいは応用性、そういったものが加味されてくる。ですから、行政のこれからの運営というのは非常にそういったところが重要視されて、結果・効果の検証というところが重要視されてくる点において非常に厳しい、難しい運営になっていくのかなと思っているところであります。

そんな中で、例えば今回の口蹄疫です。口蹄疫、初動対応から県も国も法律にのっとってやっているんです。家伝法と指針とマニュアルにのっとってやっている。それ以外のところは国と協議してやっているんです。これは間違いないですよ。でも、結果的に29万頭が殺処分されるわけです。その結果の問題ですよ。ですから、無謬性という視点で言えば間違いはなかった。というのは、行政の運営の仕方というのは、とにかくクレームを出されない、訴訟を起こされない、何かに問題を起こしたくない、これですよ。ですから、間違いを起こさないように、起こされないようにするわけです。これは行政の一つの特徴であり、一つのデメリットでもありますね。その結果、じゃ、結果的にこういうのが出たじゃないかという結果責任、そういったものについて私は非常に重要に自分の中でとらえているんです。政治家として、行政マンとして。今回、2期目の出处進退を熟慮しているのはそういう一面もあるんです。そういう要素もあるということはお知らせしておきた

いと思います。

○武井俊輔議員 無謬性については、話しているとこれだけで終わってしまいそうなので、よくわかりました。

次に移ります。行革の成果についてお伺いをいたします。

県は、2010年3月に新公社等改革指針を示しまして、公社と外郭団体の改革に取り組みました。私もさきの議会や委員会でもこの件について取り上げてまいりましたが、まず、知事は、この新公社等改革指針を踏まえ、改革がどの程度進んだと認識をされているか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 公社等の改革につきましては、私が知事に就任してから現在までに、公社等の統廃合により4法人を削減するとともに、公社等への財政支出額を約24億円、県職員の派遣を50人削減するなど、具体的な取り組みを進めてまいりました。また、本年2月に策定した新宮崎県公社等改革指針では、従来の対象公社の選定基準を見直しまして、より県の関与が高い法人を対象とするなどの改革を行ったところであります。さらに、県職員の派遣数や財政支出額の削減等の数値目標を初めて設定したところでありまして、現在、この新たな指針に沿って公社等の改革に鋭意取り組んでいるところであります。

○武井俊輔議員 公社等改革指針の中で、私が読んでいて一番疑問がありますのは、OBの方の再就職に当たる部分であります。指針の中では、「真に必要な場合に、また公社等から要請がある場合に推薦をしている」ということになっております。しかし、実態というのは2～3年置きに、何といたしますか、定期的に就任をされているわけであります。先方からの要請と

いいまでも、自分から再就職で行った方が、ここには要らないというのは、いわゆる自己否定にもなりますから、これは到底言えないと思うんです。そういった意味では、真に必要な場合とか公社からの要請というのは、詭弁とまでは言いませんけど、強弁ではないかという感じを素直に感じるんですが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（稲用博美君） 公社等におきます必要な人材の確保、これはそれぞれの公社等で業務運営や組織管理の観点から適当と判断された方法によって行われているわけです。その中で、県に対します退職者の推薦要請は、県と緊密な連携のもとに業務を推進する必要から、業務推進に有用な知識・経験を有する人材を県に求める場合、その他経営上の観点から、プロパー職員の採用抑制のために県に人材を求める必要があると判断された場合に行うように、これは公社等改革指針にも定めまして指導をしているところでもあります。その上で、公社等から推薦要請があった際には、退職者の知識と経験が公社等の経営に有効に活用される場合に、定年退職者の中から推薦を行うこととしております。なお、退職者の再就職について、公正性、透明性を確保することは大変重要な課題であるというふうに考えており、現在、知事部局におきましては、本庁課長級以上の職で退職した者の再就職の状況を公表しているところでもあります。

○武井俊輔議員 続けますが、公社等に再就職されている県のOBの方の給与や報酬についてでございます。私、非常に疑問なことがあるんですが、県が目安として給与や報酬の基準を示しているということでもあります。内訳としては、部長級のOBであれば年収530万円、次長級

であれば420万円、課長級であれば400万という数字を県は示しております。一般的に考えれば、このポストは年収が幾らだというのが普通だと思うんですが、これに倣えば、例えば同じ理事長に就任したとしても、その方が現職のときに部長であったか次長であったかで報酬が違うということになるわけです。現職のときに高いポストであれば再就職先に行っても高い報酬がもらえる。まさに論功行賞と言われても仕方がないのではないかと思います、見解を伺います。

○総務部長（稲用博美君） 公社等におきます職位に応じた報酬や給与は、あくまで当該団体が経営状況や勤務条件等を考慮して定めるものであります。県では、退職者を推薦する場合に、高額な報酬を受けるとは、県職員の再就職に対します県民の信頼を損ないかねないということから、公務内に再任用した場合の給与等の均衡等を考慮しまして、一定の金額を目安として定めまして、それを超えない範囲で報酬等を設定していただくように要請しているところでもあります。また、公社等から要請されたポストには、その責任の度合いに応じて報酬額に差がございます。そういったポストに退職者を推薦する際には、やはり県での職位・職責を参考にせざるを得ません。このために、目安となる金額につきましても、今お話ありましたように、県での職位に対応する形で一定の幅を設けているところでもあります。

○武井俊輔議員 これは知事に1点伺いたいと思うんですが、結局、現職のときに高いポストでおやめになれば、高い報酬ないしは高い報酬が約束されているところに行く。今の総務部長のお話ですとそういうことなんですけれども、このあたりというのは、私はやはり県民感

覚からしていかがかなと思うんですが、知事の率直な見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県民視点というか、一般社会の中でいうと、そういったこともあり得るなと思いますね。あり得ると思います。ですから、これはそういった現場の意見等々、担当部局の意見を集約して、行政委員なんかの報酬等もありますから、今後どういうのが適切であるかということも検討に値すると思っております。

○武井俊輔議員 ぜひよろしく申し上げます。

続いて伺いますが、そこで、一つ、これは総務部長に御提案申し上げたいのは、やはり外郭団体のトップなども公募制でできるだけ幅広い人材を求めるということを、ぜひ公社等改革指針に盛り込んで公社等に指導要請をしていくということは考えられないのかと思っております。幅広い県民の方にいろんなチャンスを与えていく。そしてまた、OBの受け皿になっているということ自体がやはり改革をおくらせている一因にもなるのではないかと考えますが、公募制について総務部長の見解を求めます。

○総務部長（稲用博美君） 公社等の求める人材といいますのは、それぞれの公社の設置目的や経営状況等によりさまざまであるというふうに考えております。公社等への県退職者の推薦の考え方は先ほど申し上げましたとおりでありますが、公募制を含めまして、どのような手法で人材を求めるのかというのは各公社等において判断されるべきと思っております。新しい公社等改革指針の中では、代表者につきまして、民間の経営感覚を有し、能力のある人材の登用を推進するというふうに書いておるところです。

○武井俊輔議員 先ほど知事からもありましたが、ぜひ県民目線での取り組みをお願いしたい

と思います。

続いて知事にお伺いをします。一般質問のたびに質問しておりますが、行政委員の月額報酬の見直しについて御質問をいたします。県は過去の質問のときに、6月をめどに見直しをしたという答弁もありましたけれども、月に30分ほどの会議で10万円を超える月額報酬の委員会もあるなど、今の財政難の中では到底理解できるものではないと考えております。この行政委員の月額報酬の見直しの改革の状況について知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 行政委員の報酬につきましては、去る2月議会で、「全国知事会の検討状況や司法判断も見きわめて検討する必要がある」といった内容の答弁をさせていただきました。全国知事会が7月に出した報告では、「全国一律の基準は困難である。今後、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めていくこととする」とされたところです。私は個人的に、これは大分後退しているなという所感を持ちました。また、司法判断につきましては、大阪高裁において、一部の行政委員の月額報酬が違法との判決が出されまして、現在上告中です。それ以降の神戸や名古屋の地裁では逆の趣旨の判決が出ているところでもあります。現在の行政委員の報酬につきましては、その重要な職責等を踏まえまして月額とされているものと考えておりますが、県といたしましては、全国知事会の報告等も踏まえながら、いわゆる日額化を含め、勤務日数を反映した報酬のあり方について引き続き検討をしていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひ前向きに不断な検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。県行政と県民の関係について

というところでお伺いをいたします。

知事はこの4年間、事あるごとに県民総力戦ということをおっしゃってまいりました。知事御自身は、この4年間でその県民総力戦がどの程度県民に浸透したとお考えか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私も「県民総力戦」をマニフェストに挙げて、これも施策の一つの幹にしたかったんですが、県民総力戦というのじゃなく、県民総ぐるみという人もいるんですね。あれを聞くと、浸透していないなと思いました。一人一人が行政に対する参画者である。そしてまた、意識を醸成していただくということで、さまざまな機会を通じて県民総力戦——全員野球ということですね——を訴えてまいりました。どのように浸透したかについては、口蹄疫に関連したことで考えてみましても、今回、農家さんや関係団体の方々だけでなく、一般の方々からも自主的なたくさんの御支援、御協力をいただきました。また、農家の方々と話をしましても、これを機会に日本のモデルとなる畜産、例えば特定疾病のない畜産経営を目指していく、あるいは従来の宮崎牛に加えて新しいブランドの確立を目指すという力強い意思表示がありました。さらに、何とか宮崎を元気にしたいという熱い思いで復興イベント等を初め、自発的なさまざまな取り組みが行われております。また、口蹄疫に関しては、非常事態宣言を出させていただいたときに、あの宮崎県の一体化というのは、私は県民総力戦に匹敵するものではないかと思っております。今後も県民の皆様の中に、地域や将来のことをみずから行動して起こそうという、再生・復興に向けて一人一人が意識を高めていただくという意識が着実に根づいてきたことに手ごたえは感じておる

んですが、今後ともさらにそういったことが拡大するように、また、本県の発展の原動力、推進力になりますように、皆さんの一人一人のお力添えを期待しているところであります。

○武井俊輔議員 続いて、議会と並び県民の声を反映する場にもなります県の各種審議会についてお伺いをいたします。まず、審議会の数を伺いたいと思います。そしてまた、委員名簿を見ますと、特定の方が5個も6個も、同じ方が幾つもの委員に就任されているという事例も少なくありません。先日ある方とお話をしましたら、ある審議会で県のことを批判したら二度と呼ばれなくなったというような話もございました。その真偽のほどはわかりませんが、幅広い方、また県に厳しいことを言う方に入っただくということが私はより重要だと考えますが、その意味でも重複は原則2つ程度に抑えて、特定な方に集中するのは可能な限り避けていくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○総務部長（稲用博美君） まず、審議会の数ですが、本県におきましては、本年4月1日現在で法令等に基づきまして設置する附属機関が69、各部局で有識者等の意見を聴取し県政に反映させるために設置する私的諮問機関が50となっております。また、審議会の委員につきましては、委員が当該審議会の職責を十分果たし得るよう、国の基準に準じまして、同一者が就任できる附属機関及び私的諮問機関の兼職の上限をそれぞれ原則4つまでとしております。幅広くいろんな方に審議会に参加していただくということは、新たな人材の発掘、また県民の県政への参加促進につながり、審議会を活性化させる上でも重要であるというふうに考えておりますので、平成15年度からは委員の公募も行っ

ているところであります。

○武井俊輔議員 できる限りいろんな方に入っ
ていただくように努力をしていただきたいとい
うところで、御質問を続けますが、以前の議会
でも質問したんですが、大学生とか、きょうも
いっぱい来ていますけど、若者をもっと積極的
に登用していくべきではないかということをも
申し上げました。県としても努力をしていくと
いうことでしたが、その登用は進んだのか、ま
た、どう努力されたのか、お伺いをいたしま
す。

続きまして、その理由として、大部分の審議
会というのは平日のお昼間に開催されているわ
けです。これは議会なんかでも言えることで
すけれども、土日や夜間に開催するなどして、若
い人や普通のサラリーマンでも参加できるよ
うな時間に開催していく。そうすれば応募でき
る人もふえるかもしれないと思うんですが、そ
ういった開催時間等への工夫についてあわせて
お伺いをいたします。

○総務部長(稲用博美君) 審議会等に大学生
などの若い人たちが参加していただくというこ
とは、将来の宮崎県を背負って立つ若者の意見
が県行政に反映される機会として有意義である
というふうに考えております。委員公募につ
きましては、これまでも県庁のホームページ、
テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体等への掲載、
市町村や公共施設へのリーフレットの配布等
により、広く県民への周知に努めております。
さらに、昨年6月議会での議員の御意見もあり
まして、それを踏まえまして、同年8月以降に
実施しました5回の共同公募につきましても、
県内9つの大学に依頼文書、リーフレットを
送付し、学生への参加も呼びかけたところ
であります。そのような中で、昨年8月以降
ですが、20

代から30代の10名の方から応募がありま
して、うち3名の方が委員に選任されたところ
であります。

それから、審議会の日程の関係ですけれど
も、夜間・土日開催につきましては、例えば
総合計画審議会などにおいて実施した例があ
ります。2～3挙げますと、県立病院経営形
態検討委員会、これは分科会を含めまして16
回夜間開催をしております。宮崎国際音楽祭
を考える懇談会は土曜開催をし、先ほど言
いました総合計画審議会も専門部会を3回、
土曜日に開催しております。この審議会の開
催の日程というのは委員の御都合等も踏ま
えながら、それぞれの審議会において検討さ
れるものというふうに考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。ぜひ幅
広い県民の方が県政に参画できますよう
努力をお願いします。

続いて、検証不可能な政策立案について
お伺いをいたします。

事例を2つ挙げさせていただきます。商工
観光労働部長に答弁を求めます。まず、九
州新幹線についてお伺いをいたします。中
身は具体的には触れません。きのうの代表
質問でもありましたが、例えば、これにつ
いて新八代からのバス助成金とか、デス
ティネーションキャンペーン、こういった
ようなもので全体で5,430万円予算化
されております。私が申し上げたいのは、
この政策に全く目標がないんですね。こ
れは委員会でも何度も言ったんですが、
何度も言っても目標は出せないというこ
とでした。例えば5,430万かけるならか
けるでいいんですが、これだけコストを
かけて、どの程度の観光客がこれでふ
えるのか、どの程度収入が上がるのか
というのがなければならぬと思います。目
標が

なければ成功したか失敗したかも分析できませんし、極端な話、来た人が1人しかいなかったとしても、いや、1人来たんだから成功だと言われてしまうとそれまでということになってしまいます。ですから、このような企画には政策目標がしっかり必要ではないかと考えますが、これについて商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 新幹線対策の政策目標でございます。まず、我々がなぜ新幹線に着目して事業費を組み立てているのかということなんでございますが、新幹線は、飛行機に比べまして座席数が大幅に多いわけでございます。鹿児島に今度使われる1編成車両は、我々が調べたところでは座席数が546でございます。仮にこれが1日14便来るとすると7,644。今、鹿児島空港に入っている関西からの飛行機は13便でございます。トータルで座席が2,570でございます、3倍になるわけでございます。したがって、九州新幹線について我々が期待しているのは、教育旅行も含めて団体旅行等の大幅な入り込み、こういうものに期待しているわけです。そして、かつ時間も4時間を切るということでございますので、そういう意味で非常に利便性が向上するということで大いに期待している。したがって、我々としては、これら新幹線を利用した観光客を可能な限り一人でも多く県内に引き込むということを目指しなさいいけない。

具体的な数字でございますけど、この誘致宣伝費というのは、先ほど知事からもお話がありましたけど、効果測定、本当に難しい問題がありまして、とりあえず今この5,000万でやっているのは、とにかく宮崎、南九州に対する関西あるいは広島方面の観光イメージ、そういうもの

に今重点化して予算を組んでいる。そして、かつ、先ほどお話がありましたように、入り込みのバスのルートの実証実験をやっているわけでございます、当然、今後具体的に旅行商品、こういうものをつくるとすれば、そこに送客目標を入れながら事業を組み立てていく必要があると我々は思っております。したがって、今後、そういう目標数字をある面でははっきりさせながら新幹線対策は進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

○武井俊輔議員 ぜひ目標を持っていただきたいんですね。そうしないと、その効果が全然測定できないということを私は申し上げたいと思います。

続いて、もう一つ、ひむか神話街道についてお伺いをいたします。これは前知事のときに大々的に打ち出されまして、イベントはもちろん県政番組などでも大変強力にPRをされました。担当もつきまして、まさに前県政時代は観光政策の目玉であったと言ってもいいと思います。しかし、知事もかわりますと、今ごくわずかに看板の整備などがされている程度でございます。率直に言いますと、何と申しますか、素朴な思いですが、やめるならやめればいいのかと思うんですね。極めて中途半端になっているということを申し上げたいと思っております。非常に卑近な例で恐縮なんですけれども、6月ごろにラーメン屋さんなんかに行くと、「冷やし中華始めました」みたいな看板が出ているんですけど、「冷やし中華終わりました」みたいな看板というのは見たことがないんです。秋になって聞いたら「ああ、もうやめたよ」みたいな話で、いつの間にか終わっているみたいなこともあるんです。行政の施策もこういうのが多いように思うんです。やめるとか変更するとか変え

るということはもっとちゃんと明確に、やっています、やっていますとあって、いつの間にか終わりましたみたいなことというのは非常にわかりにくいと考えるんですが、この施策についてあわせて伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ひむか神話街道でございますけど、これは平成13年にひむか歴史ロマン街道形成構想というのを打ち立てまして、それに基づきまして、平成14年に公募等もやりまして「ひむか神話街道」ということで、本格的には15年からいろんな取り組みをしている。基本的には、このひむか神話街道につきましましては、国道、県道、農道、林道等をつくってございまして、ハードの道路等の整備につきましましては、ひむか神話街道ということではなくて、通常の道路等の整備の中でやってきている。ただ、ソフト事業につきましましては、沿線市町村あるいはひむか神話街道宮崎県北協議会というものをつくりまして、神話や伝説を紹介した冊子あるいはホームページによる情報発信、あるいは沿線の周遊マップ、観光案内板、こういうものを整備しているわけでございます。

この事業についてどう評価するかでございますけど、10年前といいますか、15年当時と比べまして格段に整備がされております。我々としましては、観光的な視点あるいは中山間地の振興という視点から、やはりこれは長い目で見ていただきたい。少しずつよくなっていくし、これは県北の市町村あるいは沿線の市町村が非常に期待している事業でございますので、短期間で評価を下すのではなくて、今までずっと継続してやってきておりますので、これを続けていって、非常に景観のいいところもありますし、我々としてはこの事業を大切に、予算はそんなにたくさんつかないかもしれませんが

ど、少しずつでもいいですから整備していく、これが大切じゃないかと。観光振興、中山間地対策のためにも非常に大切な事業と、そういうふうに認識しております。

○武井俊輔議員 わかりました。最後に県民政策部長に伺いますが、事業の実施に当たっては、やはりこういった明確な数値目標とか、変更するなら変更を明確にするとか、検証の可能な仕組みにしていかなければいけないと考えますが、政策と評価の担当部長としての見解を伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 御指摘のように、一般的に施策を構築・実施する場合には、まず、目的、必要性、効果、効率性等を勘案して事業化する。それとともにその結果を検証する。そのために今おっしゃった評価項目、特に数値的な評価方法というのが必要になると、そういう御指摘であります。ただ、中には行政施策としてなかなか数値化が困難なものが多々ある。特に行政として必要な各種の啓発、こういったところは、それを数値として効果を見ようと思えば、例えばそういった行動変容が起きたとか、あるいは意識の改革ができたとか、こういったところがなかなか数字として見えてこないという点で、評価というのが難しい施策というのはどうしてもあります。ただ、やはり私どもとしては、そういった数値化できないものは、それにかわるものはないか、そういったことも含めて、なるべく客観的な評価をしたいということで考えておるところでございます。

○武井俊輔議員 ぜひそのあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

時間も来ていますので、次に進んでまいります。続いて、職員採用についての諸問題についてお伺いをいたします。

まず、人事委員長にきょうはお越しをいただいておりますが、まず、職員採用の受験資格というものについて伺いたいんですが、なぜそもそも年齢制限というものがあるのかということについて伺いたいと思います。私は、60歳定年でしたら、法的には、物理的には59歳まで採用してもいいのではないかと考えますが、年齢制限がある理由について伺いをいたします。

○人事委員長（黒木奉武君） 受験資格の年齢でございますけれども、試験実施年度の初日の前日に当たります3月31日現在の年齢をもって、大学卒業程度の試験でございますけど、これは21歳以上29歳未満、短期大学卒業程度は19歳以上27歳未満、高等学校卒業程度は17歳以上21歳未満と、それぞれ年齢を制限して実施いたしております。職員の募集及び採用につきましては、長期にわたる勤務によりまして、職員を計画的に幅広くさまざまな行政分野での経験を積みながら育成していく必要があるということから、国や各都道府県と同様に、新規卒者等を念頭に置きまして上限年齢を設定しているところでございます。年齢制限の見直しにつきましては、実際に採用を行う各任命権者の意向、各県の状況等も踏まえながら慎重に検討していく必要があるものと考えております。

○武井俊輔議員 私は、さまざまな経験をした人が公務員になるということは大変重要だと思っております。例えば会社の経営に失敗してしまったという方、また、病気でなかなか人生のレールに乗れなかったという方、そういった人の痛みや苦しみがわかる方が公務員になるということは大変大事なことだと思っております。ですから、ぜひいろいろな方が受けられるチャンスを検討していただきたいと思っております。

続いて伺いをいたしますが、県と市町村、具体的に言いますと、県と宮崎市の職員採用の日程が同じ日になっていることについて伺いをいたします。きょうも来ていますけれども、宮崎で公務員になって頑張りたいという学生もおります。こういう人たちにとって、宮崎県と宮崎市かどっちかしか受けられないというのは非常に不親切です。前は別の日だったので受けられたんですね。ところがあるときから受けられなくなった。いわば県と市の意地の張り合いみたいなのところがありまして、まさに受験生、なかんずく大学生なりがその犠牲になっているとも言えなくはないんですが、県として、宮崎市と協議をして試験の日程を分離することはできないのか、人事委員会の見解を伺います。

○人事委員長（黒木奉武君） 試験の日程の関係ですけれども、県の試験は、問題集を各都道府県と共同で実はつくっております。したがって、各都道府県と同じ日に実施をしておると。これを別々にやりますと試験問題等が漏れたりする不都合もありますので、東京都を除きましては各県同じ日に第1次の採用試験をすると、こういう形になっておりまして、県の試験日程を市町村に合わせるとするのは非常に困難であろうというふうに思っております。お尋ねの宮崎市と同じ日の日程ということでございますけれども、宮崎市は宮崎市で市なりの採用方針と申しますか、そういうものをもって日にちを設定されているというふうに思っております。私どもとしては、市は市の考え方で採用試験をやっているからといって、私どもの方からどうこうということは非常に厳しいなど。市町村の採用方針等は尊重してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○武井俊輔議員 ただ、受験者の利益というの

をぜひ考えていただいて、なにがしかいろいろな場面でお話をいただきたいと思います。

続いて移りますが、消費者行政について御質問をします。私も整理しながら質問してまいります。最近、閉店をしたコンビニなどで高齢者等集めて高額な商品を売りつける商法、催眠商法等の相談が多くなっておりありますが、これらについての取り組みについてお伺いをいたします。また、続いて、こういった悪質業者の情報等の共有について、県民政策部長にあわせてお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 悪質商法につきましては、消費生活センターを中心といたしまして、パンフレットの作成等の啓発を行うほか、消費生活相談を受け付けておりまして、クーリングオフ制度の助言あるいは事業者等のあっせんを行うなど、被害の早期解決に努めております。なお、悪質な業者への指導につきましては、必要に応じて口頭、文書、こういった業務改善の指示を行っておるところでございます。さらに、悪質業者の情報でございますが、特に市町村との情報交換と申しますか、市町村への情報提供というのがやはり必要になってまいります。現在のところ、毎年、担当職員向けの会議や研修会等での意思疎通を行っておりますが、さらにこれがスピード化できないかというところで、なるべく早く相互の情報交換ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○武井俊輔議員 続いて、警察本部長にお伺いをいたしますが、それらの警察の取り組みについてお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 悪質商法につきましては、高齢者をねらったの犯行、被害が高額に及ぶというようなこと、それから、一つ、

被害の認識が低いというようなこともありまして、事件の端緒情報を得にくいということが特質として挙げられます。警察といたしましては、警察安全相談、各種団体等との連携を密にいたしまして、端緒情報の収集に努めております。昨年は、1年間で広域的な特定商取引法違反、詐欺事件など2事件8名を検挙いたしております。ことしもこれまでに、同様によります特定商取引法違反により1事件1名を検挙しているところであります。

○武井俊輔議員 最後になります。教育と政治、若年層の投票率向上についてお伺いをいたします。

最近、学校の中でも政治経済等の授業というのはあるわけですが、生の政治に触れる機会というのは学校の中ではほとんどありません。確かに政治を教えるというのは、非常に難しい問題、デリケートな部分があるというのはよくわかります。また、受験を重視する普通科の高校では、試験に関係もなく、重要視されていないのも事実であります。しかし、私は、18歳まで一切政治にかかわることなく、二十歳になったら投票に行きましょうというのは、土台無理な話です。そもそもそれ自体が大人のエゴではないかと思えます。大阪府などでは、実際の選挙の模擬投票を行うような学校もあるようですが、県として、そのような形で政治に関心を持たせる具体的な取り組みはできないのか、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 簡潔にお答えいたします。御提言の模擬投票につきましては、経過や結果を実際の地方選挙や国政選挙が終了するまで公表してはならないなど、公職選挙法の規定等留意しなければならない事項はありますが、積極的に政治に参加する態度を育てるため

の一つの方策であると考えております。県教育委員会といたしましても、教科学習のほか、他県で実施されている模擬投票についての情報や、選挙公報、政治に関する新聞記事を活用した授業等の政治への関心を高める実践事例を、学校訪問等を活用して各学校に紹介してまいりたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 最後にしたいと思いますが、選挙管理委員長に御質問いたします。現在の選挙啓発を見ておられますと、確かに若者向けのCMは流しているわけですが、これが実際の投票率の向上に結びつくかというところが非常に難しい。ですから、例えば選挙管理委員会が実際に高校などに出向いて、直接いろいろ講座をするとか啓発をするという活動ができないのか、お伺いをいたします。

あわせて1点、きょうもいろいろ来てくれますけど、みんなと話をしますと、選挙に行きたいけれども、住民票が実家にあるから行けないという人も少なくないようであります。これは宮崎県から県外に行った方にも言えることですが、住民票がないということで自動的に棄権になっているという場合も相当あるようでございます。そこで、大学に住民票を移してもらうようお願いをする、また、学生サポーターなりでそういった運動をする、そういったことが検討できないか、あわせて伺います。

○選挙管理委員長(川崎浩康君) 近年の選挙におきまして、若者の投票率が大変低い水準にあるということは、私ども県選挙管理委員会といたしましても、大変な危機意識を持っているところでございます。このため、県では、若者が政治や選挙についての意見交換を行います「しゃべり場せんきょ」や、意見発表を行います「わけもんの主張」を開催し、また、選挙の

際には、コンビニ等と連携した啓発や県内の大学への選挙PR用の横断幕設置など、若者に対する啓発活動を重点的に行っているところでございます。今後とも引き続き、若者が政治や選挙に関心を持てるような啓発活動に取り組んでいきますとともに、高校への出前講座などの啓発につきましても、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、大学生に対しましては、これまでも啓発パンフレットなどによりまして、住民票の移動についての呼びかけを行っているところであります。住民票を居住地と一致させることは国民として基本のルールであり、全国的な課題でもありますので、今後とも、国や関係機関はもとより、大学生で構成されます学生選挙サポーターと連携いたしまして、多くの学生が選挙権を行使できるように、さまざまな機会をとらえまして住民票の移動について周知してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。以上で終わります。

〔「議長、何で一言も注意しないのか」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 今、注意するところです。不規則な発言はしないように。執行部に申し上げます。武井議員30分、執行部の答弁45分でありますから、簡潔に答弁を願います。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 一般質問を行います。いろいろ出ましたので、視点を変えて行ってまいりたいと思いますが、まず、4月20日に発生した口蹄疫は、29万頭もの牛や豚などを殺処分するという、本県畜産史上、例を見ない大変な被害をもたらした、関連産業や商工業などに致命的な打撃を与えました。被害に遭

われた皆さん方に心からのお見舞いと一日も早い復興を期待すると同時に、対策に当たられた知事を初めとする関係者の皆さん、とりわけ殺処分や防疫に当たられた県職員や警察官の皆さん方に心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで、知事の政治姿勢についてでございますが、視点を変えましてお尋ねしますが、現下の県政の最大の課題は何だと考えておられるのか、知事にお尋ねをいたします。後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

県政の課題としては、最大というよりも同じぐらいの大きさだと思っておりますが、口蹄疫からの再生・復興、地域経済産業振興、少子高齢化、医療・福祉、中山間地域対策、インフラ整備、いずれも大きな行政課題を抱えていると考えております。以上です。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。知事は当選後の初議会で、自民党の永友一美議員の代表質問に答えられて、二元制について、「お互いのチェック機能というのがあると思うんですね。これはお互いが暴走しては困りますので、お互いチェックしなきゃいけない。このチェック機能というのは非常に重大だと思うんですけれども。今後、議会と執行部が対等な立場を維持しつつも、非常に闊達で、そして生き生きとした議論がここでなされるべきだと考えております」というふうに答弁されておりますけれども、果たして現在、闊達な議論がされているかどうか。どういうふうにお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私の中では闊達な議論はされていると思っております。

○鳥飼謙二議員 それはそれで結構でございます

すが、拝見をしておりますと、原稿の棒読みであったりということで、果たしてそうなのかなというふうに思うわけでございます。ぜひそういうような闊達な議論ができるように、もちろん私が今申し上げたのは財政課の方には言っておりません。ですから、すべての質問に対して答弁書は私はいただいております。ですから、何というお答えが出るのかもわかりません。そういうものが議会であるということも4年前に知事に教えていただいた、そんなふうにご覧いただいております。今、県政の最大課題、いろいろ言われましたけれども、やはり口蹄疫被害からの復興ではないかというふうに私は思っているわけです。県民のだれもが口蹄疫からの復興対策の充実を願っている中で、県政の最高責任者である知事が、熟慮中というふうに言って、そのことを発言しないというのは、甚だといいますか、いささか無責任ではないかというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 何回もお答えさせていただいておりますけれども、随分以前から、9月議会中に自身の出处進退については表明をさせていただくということをお約束をさせていただいているので、その約束に従って実行している、行動しているわけでございます。

○鳥飼謙二議員 私は、知事の進路には関心はございません。関心があるのは、知事が宮崎県知事としてこの県政を担っていくのかどうか、この口蹄疫被害から県民の皆さん方と復興を一緒にやっていくのか、そのことだけでございます。私は、そういう意味から今申し上げたようなお尋ねをしたわけでございます。ぜひそういう立場に立って、知事は、宮崎出身、都城出

身、宮崎県の知事として当選をされた。そういうしがらみができているわけです。そのことをしっかりと受けとめて御結論を出していただきたい。

それから、知事の政務・公務出張とテレビ出演についてお尋ねをいたします。口蹄疫発生中の連休のテレビ出演、そしてまた、宮崎市で16日ぶりに、7月4日でしたか、口蹄疫が発生した際にも、出張してテレビ出演をしていたということが批判をされました。大阪府の橋下知事は、府のホームページでテレビ出演と出演料について公表しています。例えば平成21年10月からことしの3月までの公務出演は34件で、謝礼は合計16万4,999円、16万5,000円ぐらいでしょうか。公務外の出演は9件で、出演料は435万1,200円、1回50万円ぐらいでしょうか。というふうに公表いたしておりますけれども、知事は、公務については、出張だけは新聞で見えますけれども、公務・公務外の出張、テレビ出演について公表する考えはないか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 4月の下旬からゴールデンウィークにかけてはテレビへの出演は一切ございません。公務でのテレビ出演は福岡でありました。それは公表しております。7月上旬の政務出張については、私はブログの中で書いたと思っております。政務に関してはどこからどこまで書くのか、例えば協議なのか、人に会ったこと、そういったものも、相手のプライバシーも含めてどこまで書くのか、発表するかということ、私の判断でさせていただきたいと思っております。PR等公的な部分が絡むような政務の出張であれば、適宜予定やその内容についてはブログのほう等々、あるいはツイッターのほうで随時発表させてい

ただいているところであります。

○鳥飼謙二議員 ブログとかツイッターとか、私どもは正式なものとしては認めておりません。私は知事のブログもほとんど見ません。やはり新聞なり県のホームページでというふうに思うのでございますので、今後検討をしていただければというふうに思っております。

次に、地域医療の再生についてお尋ねをいたします。

既に何件か出されましたけれども、ことし1月に策定されました地域医療学講座やドクターヘリの導入などの宮崎県地域医療再生計画が策定をされましたけれども、その進捗状況について福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療再生計画の進捗状況につきましては、本年4月に宮崎大学医学部に地域医療学講座が設置されたほか、同大学附属病院の救命救急センター化に向けた施設改築やスタッフ体制の検討、さらにドクターヘリ運航に係るヘリポートの適地調査等が行われております。また、県北部においては、新たな医療機関の救急医療への参入促進など、医療体制の整備充実を図るための具体的な協議が、地元市を初め関係機関の間で進められております。県西部においては、国立病院機構都城病院の産科手術室等の改築計画が進められているほか、圏域の救急医療の中核となる都市郡医師会病院の移転整備の基本方針が定められたところであります。地域医療再生計画の推進に当たりましては、今後とも、関係市町村、医師会、宮崎大学等と十分連携をとりながら、事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 丁寧にお答えいただきましたけれども、またおしかりがあるといけませんの

で簡潔でいいです。部長の性格がよく出ていると思いますけど。

それで、計画期間25年度末までということになっているようですね。50億円。期間終了後も例えばドクターヘリの運用経費などが必要になります。期間終了後の事業継続経費はどれぐらい必要だというふうに見積もっておられるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 地域医療再生計画期間終了後は、事業効果を検証し、その結果を踏まえ、事業継続の適否を判断することとしておりますが、現段階で事業継続を想定しているものは14事業となっております。このうち県の財政負担を想定しているものは、宮崎大学医学部地域医療学講座の運営支援、同附属病院におけるドクターヘリの運営支援、県の医師修学資金貸与事業、小児救急医療電話相談事業の4事業であります。これらの事業に係る計画期間終了後の平成26年度の経費を現時点で試算しますと、ドクターヘリ運航等に係る国庫補助金約1億円を含め、約3億円の財政負担を想定しているところであります。

○鳥飼謙二議員 先月、県医師会の理事の皆さん方と、ことしで3回目になるんですけれども、地域医療再生ということで、これまでも申し上げてまいりましたけれども、県内の県病院や椎葉村立病院、いろんなところに行ってみまして、その一環でこの間そういうお話し合いをいたしました。その中で出ましたのが、例えば地域医療学講座、25年度末ということになっております。その後、継続されるんだろうかというのがやはり不安だと。それを後期研修のドクターとか学生も見ているんですと。後もやりますよというメッセージが早く欲しいというようなことも言うておられました。そこで提

案なんでございますが、市長会とか医師会、企業団体、そういうところに経費を要請して、そして一緒に医師の養成を図っていく、地域の医療を守っていくということも大事ではないかというふうに思いますので、御提案をいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 計画終了後の事業経費の負担のあり方につきましては、今後それぞれの事業の効果を検証した上で、事業継続が必要と認められるものについては、市町村等関係団体に協力をお願いすることも含めて検討することになると考えております。

○鳥飼謙二議員 できるだけそういうことで幅広く声をかけていっていただけたらと思います。

次に、口蹄疫の殺処分をやっておりましたときに、地域医療の担当主幹が亡くなりました。大変痛ましいことだというふうに思っておりますし、その背景に、その職員のハードな勤務、昨年時間外、月に何十時間、そういうものが続いていた。そしてまた、今回、口蹄疫作業というものが重なった結果、亡くなるというようなことになって、県職員は命をかけて仕事をせんないかんとかというような、極端なことも思えるわけでございます。行財政改革の中で1,000人削減ということで進みまして、今年度末まででしょうけれども、やはり職員の配置については考慮すべきではないか。今後、医師確保とかDMAT、これについてもおくれておりますので、いろんな課題がございます。その辺について知事にお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 職員がお亡くなりになったことは、口蹄疫の問題、労働時間等々と因果関係をお調べになって、きちっとした根拠で御指摘をいただければと思います。

極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な行政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しとあわせて、職員数の削減もせざるを得ないものと考えております。削減に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、組織の簡素合理化や事務の効率化、民間委託などを進めることにより、職員数を削減する一方で、真に必要とされる行政サービスの分野には、その削減分の中から重点的に職員を再配置することとしております。今後も県民ニーズを的確に把握しながら、必要な人員の配置に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 調べてからというようなことを言われましたけれども、その職員がどういう勤務をしていたか、知事は、その職員が昨年何時間の時間外をやっていたか御存じですか。

○知事(東国原英夫君) 存じておりません。済みません、把握しておりません。

○鳥飼謙二議員 調べて言われたんですかと言われましたけど、言われましたから、じゃ、知事は、この担当主幹が何百時間時間外をしていたのかというのを当然把握しておられるだろうと思ったんです。大したことなけりゃいいですよ、だから聞いたんですよ、そんな言い方をされるから。結構です。

次に行きます。県立病院の決算見込みが出されました。県病院の役割は、質問でもございましたように、高度医療、不採算医療など、県民からは大きな期待が寄せられています。決算見込みでは、当期純損益が中期経営計画と比べて3億9,400万円を超えているということでございますけれども、この間の医師不足で、収入増を図ろうとしても図れないというのが実態じゃないか。例えば適当でないかもしれませんが、飛行機の片方のエンジンが故障しているの

に、スピードが遅いというようなことではないかというふうに思っているんですけども、県病院事業会計決算見込みについてどのように評価をしておられるのか、病院局長にお尋ねします。

○病院局長(甲斐景早文君) 決算見込みにつきましては御指摘のとおりなんですけれども、18年度から5カ年の中期経営計画を定めまして、数値目標を定めまして取り組んでおります。この結果、20年度まではどうにか計画目標を達成することができたわけでございますけれども、21年度におきましても、収益の確保と費用の節減、両面から取り組んでまいりました。特に収益につきましては、21年度から診療報酬の包括請求というものを新たに宮崎、日南病院で取り組み始めておりますし、また費用の面では、医療機械あるいは薬剤等の共同購入、材料費の節減、あるいは徹底した経費の削減に取り組んできました。しかしながら、計画策定時に、御指摘のような医師不足というものまでは想定されなかったものですから、これによって、私どもの試算では、現在休診しております延岡、日南、両病院の診療科の分というのが約10億近くあるというような形で分析をしているわけでございます。こういうのが大きな要因になっているというふうに思っておりますけれども、引き続き、医師の確保をやりながら、診療体制の充実を図りながら取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 後、いろいろ討論する時間がなくなりますので、終わりますけれども、ぜひ頑張ってください。

昨日、我が党の外山議員の代表質問で、女性医師、看護師確保のための院内保育所のモデル

的スタートということで御答弁ございました。厳しい指摘もあったんですけども、私は、よく頑張っているなというふうに思っておりますので、ぜひ推進をしていただきたいというふうに思いますが、そのほかに施策もあると思うんですが、今考えておられることがあればお示しいただきたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 温かい御指摘でして、非常に厳しい勤務に従事しております職員にとりまして励みになると思っております。ありがとうございます。ところで女性スタッフといいますか、医師・看護師、特に医師の場合、医師の15%が女性であります。一方で、聞くところによりますと、近年の国家試験の女性医師の合格者が3分の1を占めるということでございますから、何としましても女性医師の確保に力を入れなければならないのではないかと。高度医療であれ、女性医師が15%を占めているということを考えていたしますと、これに一層力を入れていく必要がある。そういうことから、特に女性の場合、退職をされる原因というものが、長時間勤務などの理由、あるいは結婚・子育て、こういうものにあるというふうに見ております。そういうことから、今お話ございましたような形での院内保育の試行、それから、実は今年度から、出産等で離職をされました女性医師を、短時間勤務できるような非常勤職員としての任用制度を設けております。こういう形での制度を設けましたので、今いろいろと呼びかけをしているんですけども、まだ採用までに至っておりません。ぜひともこれらについても実現をしながら、医師の疲弊を少しでも少なくしていこうということで考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。ぜひ医師確保に向けて頑張っていたきたいと思

います。

それでは、地域主権改革と保育制度についてお尋ねいたします。

地域主権改革ですけれども、政権が交代いたしまして、地方分権を地域主権改革というふうに呼んでいるようですが、1995年、今から15年前、村山内閣時代に地方分権推進法が成立をいたしまして、その後、1999年の小渕内閣のときに地方分権一括推進法が成立をし、機関委任事務の廃止とか国の関与の見直しなど475の関係法案が改正をされました。そして2000年以降、分権の受け皿論議の中で平成の大合併が推進され、道州制の議論が始まるなど、森内閣、小泉内閣のころから分権改革の変質が始まったように思うのであります。そして今、地域主権戦略の工程表が示され、施設・公物管理の基準の見直しの中で、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大などが検討されています。しかし、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大などが、新しい公共と一体となって議論されて進められようとしていることに、政府や自治体の公的責任の縮小を招くのではないか、そんな懸念がよぎるのであります。知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 政府は、公共サービスの提供の主体に、市民やNPOが参画する新しい公共への取り組みを行っておりますが、私も、多様化する行政需要に的確に対応し、地域の活性化を図るには、行政と住民の協働の推進が今後ますます重要になるものと考えております。このような動きは、近年、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化など、急速に社会情勢が変化し、課題が複雑化・広域化する中、国と地方、官と民が適切に役割を分担し、それぞれがその役割を果たすことにより、国民の福

社の向上、経済の発展等図ることを目指すものでありまして、公的責任の縮小、つまり個の責任の強化・拡大であります。民の側の責任の増大等により住民サービスの低下等を招くことがないように、しっかりとした理念を持って進めていくべきと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひそういう視点で進められることを期待いたします。

次に、保育制度新システムについてですが、新システムは、現在の市町村の保育の実施義務をなくして直接契約方式にするという、旧政権のもとでまとめられたものを、新政権の幼保一体化と組み合わせた制度設計となっているようでございます。つまり、市町村は保育の実施義務がなくなり、保育の必要性だけを時間単位で認定し、認定を受けた子供と保護者は保育園——こども園といいますか、利用契約を結び、それに基づき保育サービスを利用するという、介護保険と同種の制度に転換するものではないかというふうに思います。そこには、児童福祉法24条にうたう福祉の理念がすっぽりと抜け落ちているのでありますが、非常に大変なことだと思っておりますけれども、知事の認識をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 新保育制度につきましては、少子化が進む中で、すべての子供に良質な生育環境を保障し、子供を大切に作る社会を構築しようとする目的は十分理解できますが、制度の内容が明らかでない部分もあることや、多様な事業者の参入により保育サービスの質の低下を危惧する声もあるなど、実現までにはさまざまな課題があると考えております。いずれにいたしましても、子供たちの視点を第一に考え、子供たちを健やかに育て、その利益が最大限に尊重される制度づくりが不可欠で

あると考えております。

○鳥飼謙二議員 知事の言われるとおりでございます。確かに、子供が安心して育っていくということが今本当に大事なことはないかというふうに思います。

そこで、保育所給食の外部搬入についてお尋ねをいたします。児童福祉施設最低基準が変更されまして、ことし6月から給食の外部搬入、これは3歳以上児でありますけれども、可能ということになりました。食材を見る、料理のおいを感じるといったことで食べることの大切さを学んでいくと私は思っております。外部搬入でできたものが前に出てきて、はい、どうぞというのは、やはり子供の食育の面からも適当ではない、ふさわしくないというふうに思うわけでございますけれども、知事の見解をお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 保育所における給食は、子供の発育に応じた栄養の確保はもちろんのこと、望ましい食習慣の定着や食を通じた豊かな人間性の育成など、子供の心身の健全育成を図る上で極めて重要であると認識しております。このため、仮に外部搬入を実施する場合であっても、給食の安全、衛生と栄養等の質の確保が十分図られることや、食育への配慮がなされることが前提となっておりますので、今後とも、市町村等に対して適切な助言に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 さまざまな注意ということをお書きで言われましたけれども、ここに厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の「保育所における食事の提供について」というのがあるんですけれども、ここでは、「本通知は地方自治法245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える」となっ

ているんです。「技術的助言」とは何だというふうに知事、思われますか。

○知事(東国原英夫君) わかりません。

○福祉保健部長(高橋 博君) 私のほうでお答えしてよろしいでしょうか。技術的助言につきましては、この趣旨は、強制されるものではなくて、客観的に妥当性のある行為を促す助言ということでありますので、法律上の義務は生じないものでございます。

○鳥飼謙二議員 そのとおりですね。だから、はい、わかりましたというふうに従う必要はないわけです。そこをしっかりと押さえていただいて、ただ単にそういう通知が来たから、保育所もそれでいいですよということにならないようにということを申し上げておきたいと思っておりますので、十分御認識をいただきたいというふうに思います。

それから、認定こども園につきましては、代表質問で出ました。17園というふうに拡大をしているということでもあります。これも将来的に先ほどの新システムと関連するのではないかと懸念をいたしておりますが、それはそれとして置きまして、運営費の補助、これは安心こども基金から助成されているわけです。形としては、保育所連携型とか幼稚園連携型とかいろいろあるようでございますけれども、こども基金の現状、それと、基金は今年度までだったと思うんですが、基金終了後、認定こども園の運営費の補助はどういうふうになっていくのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 安心こども基金は、平成20年度からこれまで28億円余りの基金を造成しまして、市町村等が実施する保育所等のハード整備や地域の子育て支援活動等のソフト事業に対して助成を行っているところでござ

います。認定こども園に対しては、市町村と連携し、運営費として平成21年度は8園に対し4,571万2,000円の補助を行ったところであり、本年度は14の園に対して約8,200万円の補助を予定しております。安心こども基金は本年度で事業が終了いたしますが、県といたしましては、国に対し、安心こども基金の事業実施期間の延長や、事業が終了した場合にも、国の責任において継続的な財源の確保が図られるよう強く要望しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 やはり、どうもそういうことで例の新システムにつながっていくんじゃないかというふうな心配があります。そのことを十分県としても注視して行って、安心して子育てができるという体制づくりに向けて頑張っているというふうに思っています。

次に、高齢化社会と施設整備についてであります。

高齢化とともに、寝たきりや痴呆——今は認知症と言うらしいんですけども——などの介護を要する方が急激に増加をしております。施設福祉や在宅福祉は高齢社会の大きな課題となっています。私も同年代の方から、単身で生活していた親が高齢化などで食事や身辺処理ができなくなったために、引き取り、介護してきたが、とても続けられないという相談を受け、認知症、痴呆症の方を抱えて本当に苦労している方をよく聞きますし、施設に入所しようとしても何年も待たなくてはならないというのが現状です。そこで、現在、介護保険での要介護認定者の現状と施設入所等の処遇についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 本県の要介護・要支援認定者数は、平成20年度末時点で4万6,796人で、内訳は、要介護者が3万5,153

人、要支援者が1万1,643人となっております。介護サービス別の利用者につきましては、デイサービスや訪問介護などの在宅サービスが2万7,126人、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設サービスが9,379人、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスが2,180人、合計で3万8,685人となっております。

○鳥飼謙二議員 今、約5万9,000、6万人の要介護者で、3万9,000人程度の受け皿がつくられているというような御説明がございました。そういうふうな整備を今後していくことが大事ではないかなというふうに思っておりますが、施設については、特別養護老人ホームとか老人保健施設とかいろいろございますけれども、入所待機者の状況を、わかる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 特別養護老人ホームの待機者数でございますが、平成21年4月時点で3,150人で、内訳は、比較的軽度な要介護2以下の方が1,193人、要介護3以上の方が1,957人となっております。

○鳥飼謙二議員 そういうことで本当に苦労しておられます。そういう意味では、この施設整備を進めていくということが大事だと思ってるんですけども、その施設整備についての考え方をお知らせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 施設整備の今後の進め方ということでお答えいたしますと、介護保険施設の整備については、第4期介護保険事業支援計画に基づきまして、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の計画的な整備を促進してまいりたいと考えております。また、デイサービスや訪問介護等の在宅サービスについても、介護を必要とされる方が十

分なサービスを受けられるよう、サービス基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 詳しくはもうお聞きしませんけれども、ぜひその整備について頑張っていたいただきたいと思いますが、そこで、ある事例といいますか、1つお尋ねをいたします。市街化調整区域における例なんですけれども、通所系施設である老人デイサービス事業についてお尋ねしたいんですが、市街化調整区域にあります集落の高齢化が進みまして、地元の方が地域で要介護高齢者を支えるために、10人程度の小規模の一般老人デイサービスを建設したいと思っただけで進めておったわけなんですけれども、なかなかうまく進まないというようなことがございます。なぜ建設できないのかなと思うんですが、福祉保健部長には介護保険施設としての指定の手続について、県土整備部長には市街化調整区域における開発行為の許可の手続について、一般的な考え方で結構ですので、お知らせをいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(高橋 博君) 御質問のありましたデイサービス事業所につきましては、国において、人員、設備、運営の基準が定められており、この基準を満たしている場合に指定できるものであります。指定申請窓口は開設予定地域を管轄する福祉こどもセンター等であります。なお、設備については事前に図面協議を行い、事業所完成後に、基準に合致しているか現地確認を行った上で指定しております。また、市街化調整区域に開設予定がある場合には、担当部局と連携して対応することとなります。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 老人デイサービスセンターの開発許可につきましては、周辺の市街化調整区域の居住者が利用する施設である場合、それから、市街化を促進するおそれが

ないと認められ、かつ福祉施策の観点から支障がない場合等、一定の要件を満たす場合に許可ができることとされております。許可に際しましては、福祉部局と連携を図りながら個別施設ごとに審査をすることになります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。なかなか進まなかったというのもございまして、今お伺いをしたことも参考にしまして、助言を私なりにしてまいりたいというふうに思っております。

次に、自殺防止と多重債務についてお尋ねをいたします。

自殺についての誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要であるとして、世界自殺予防デーである9月10日から1週間を自殺予防週間として、今、皆さん方、ワッペンをつけておられますけれども、私も机の引き出しから先ほど反省をしてつけてまいりました。先日、県立図書館でのパネル展を見てまいりましたがけれども、そこに掲示されている自死家族の皆さん方の手紙などを見ますと、本当に心打たれるものがございます。今、県庁の本館でのパネル展とか、無料法律相談会とか、九州での一斉相談とか、そういうことが取り組まれているということをお聞きいたしております。そこで、昨年、宮崎県自殺対策行動計画が策定をされまして、24年の自殺者数を300人以下にするなどの目標を立てられて、精神保健センターや各保健所を中心にさまざまな取り組みを行っておられますけれども、自殺の現状と計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) まず、自殺の現状についてであります。厚生労働省が公表した人口動態統計によれば、平成21年の本県での自殺者数は337人で、平成19年をピークに2年

連続で減少しております。しかしながら、12年連続で自殺者数が300人を超え、ほぼ1日に1人が亡くなるという深刻な事態が依然として続いているところであります。また、警察庁の統計では自殺者の7割が男性で、特に50歳代の男性が全体の2割を占めております。原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題となっております。

次に、自殺対策行動計画の取り組み状況についてであります。 「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、うつ病に対応できるかかりつけ医の養成や、自死遺族支援者に対する研修などの人材育成に取り組むほか、9月10日からの自殺予防週間を中心にパネル展やフォーラム等の啓発事業を実施しております。また、市町村や民間団体などにおいても実質的な取り組みが着実に広がってきていることから、これらの活動を積極的に支援しているところであります。県としましては、今後とも、市町村や関係機関等とも連携しながら自殺対策を積極的に推進してまいることといたしております。

○鳥飼謙二議員 いろんな御苦勞はあるかと思いますが、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

そこで、2番目に多かったという経済的な理由ですね、いろいろと資料を見せていただくと約3割ぐらいというのが経済的な理由で、多重債務も大きな要因となっているんじゃないかなと思うんです。ことし6月から、消費者金融からの借入総額を年収3分の1以下に規制する改正貸金業法が施行されました。そこで、消費生活センターとか社会福祉協議会などの相談で、期間は短いですがわかりにくいかもしれませんがけれども、その2つのところの相談での相談件数や内容などに変化が見られるのか、その辺

についてお尋ねをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） まず、消費生活相談センターの相談状況でございますけれども、この2カ月でございますので、直ちに傾向を見ることはできませんけれども、現時点で若干件数は減っている状況でございます。6月の改正からまだ間もないということもございますので、引き続き状況把握をしていく必要があると思っております。

○福祉保健部長（高橋 博君） 社会福祉協議会におきましては、多重債務に限るものではありませんが、県社会福祉協議会に設置しております高齢者総合支援センターの総合相談事業のほか、市町村の社会福祉協議会におきましても、法律相談などを実施いただいているところであります。現時点では、改正貸金業法施行後に、多重債務関連の相談が増加しているなどの変化はないと聞いております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。それでは、次に多重債務についてですけれども、国富町とか宮崎市で、市内での連携を密にするなり研修会をするなどして、多重債務対策を実施いたしております。多重債務者問題解決のために、自己破産とか任意整理などの債務整理に向けた相談業務、体制の充実だけでなく、生活再生を支援する取り組みが必要ではないかというふうに思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 消費生活センターにおいては、自殺要因の一つとされている多重債務者からの深刻な悩みを聞く中で、何が問題になっているのか把握し、債務整理や生活再生に向けた的確な助言に努めているところであります。具体的な生活再生の支援につきましては、生活福祉資金貸付などの既存の制度や事業を活

用することにより対応してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 生活福祉資金は、債務整理の借りかえ資金は貸し付けておりませんし、多重債務がありながらの貸し付けはできないと。生活保護基準の1.5倍の所得、いろんな規制がございましてなかなか使い勝手が悪いということでございます。九州でもその動きが始まっておりますので、ぜひ取り組みの検討をお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、口蹄疫被害と復興についてお尋ねいたします。私ども社民党は、殺処分の迅速化や口蹄疫対策特別措置法23条の基金創設などによります本県経済の復興など、三度にわたる知事申し入れを行ってまいりました。既に質問が出されましたので絞ってお尋ねをいたします。

防疫という観点からも、家畜保健衛生所の役割は非常に大きなものがございます。家畜保健衛生所の役割についてどのように認識しておられるのか、部長にお尋ねします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、家畜保健衛生所につきましては、家畜伝染病の予防や人工授精業務に関する指導を行っております。本県の家畜衛生の向上を図り、ひいては畜産振興を図る上で非常に重要な役割を担っていると認識をいたしております。このため、昨年度までに宮崎家畜保健衛生所の総合的な整備を終了するとともに、本年度は延岡家畜保健衛生所の移転整備を実施しているところでございます。今後とも、各種研修会等を通じて職員の資質向上に努めるなど、家畜保健衛生所の機能強化を図ってまいりたいと存じます。

○鳥飼謙二議員 私も、夏場に家畜保健衛生所とかいろんなところを回って、関係機関を回っているいろいろと話を聞いてまいりました。そこ

で、今お答えがございましたけれども、私は委員会や本会議の中で、獣医師の不足、確保について再三再四警鐘を鳴らしてまいりました。本県の獣医師、かなり確保状況は悪いというふうに思っておりますけれども、本県の現状についてどのように認識しておられるのか、部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 公務員獣医師の確保につきましては、本県に限らず、全国的に見ても厳しい状況にあると認識をいたしております。このため、本県ではこれまで、県内外の大学を訪問し、大学主催の就職説明会での勧誘を行うとともに、インターンシップの受け入れ等により、公務員獣医師の業務に対する理解に努めているところであり、加えて、平成21年度からは、本県の獣医師として就業する意思のある学生に対し、月額10万円の奨学金を給付する事業を実施しているところでございます。また、県職員採用試験におきましても、昨年度から試験を複数会場で実施するとともに、採用年齢の上限を45歳に引き上げたところでございます。このような取り組みにより、昨年度からは受験者が募集人員を上回る状況となっております。

○鳥飼謙二議員 数についてはおっしゃいませんでしたけれども、私、資料を持っていますので、状況は大体お聞きをしているつもりではございますが、これは人事課とも関連しますけれども、その確保に向けて努力をしていただきたいというふうに思っております。

家畜保健衛生所というのが今回最前線になったわけでありましてけれども、宮崎県には3カ所しかないわけです。同じく畜産県と言われる隣県の鹿児島県と比較しても少な過ぎるのではないかというような気がいたします。今回、延

岡を改築する際にも、宮崎県は2カ所にしようかというような話も出たというようなこともちらりと聞いたりいたしまして、大変ゆゆしき問題だなというふうに思ったりするんですが、家畜保健所数、今後、家畜防疫、そして農家に対する牛、豚、それから養蜂もございますし、鶏もございます。本県の現状について、どういふふうに体制整備にかかわっていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県の家畜保健衛生所につきましては、国の指導を受けまして、昭和41年に12カ所あったものを順次整備統合を行い、現在は3カ所となっているところでございます。——鹿児島県との比較はよろしいんでございませうか。（「言ってください」と呼ぶ者あり）一方、鹿児島県のほうは、離島があるということで若干多いというような状況でございますが、両県とも畜産を基幹とした農業県でございますが、本県といたしましては、今後とも、検査機能の充実や研修会等を通じた職員の資質向上などを図りまして、機能強化に努めてまいります。

○鳥飼謙二議員 時間がありませんからはしよりますが、次、食肉検査所。家畜保健所は「入り」といいますか、食肉検査所は「出」ということになりますけれども、食肉検査所の獣医師の皆さん方もちょっと少ない。非常勤の方には、60人ぐらい、常勤換算で40人ですか、43人となっておりますが、そういうふうな状況でございます。宮崎県が63、鹿児島県は104というふうになっております。そこで、獣医師による検査が行われておりますけれども、食肉検査の現状についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 食肉衛生検査所は県内5カ所で、7カ所の屠畜場、10カ所の

大規模食鳥処理場を所管しており、屠畜及び食鳥検査員として今年度は、正規職員63名、非常勤職員43名の獣医師を配置しております。平成21年度の検査頭羽数は、牛が約6万頭、豚が約107万頭、ブロイラーが約1億2,600万羽となっております。食肉衛生検査所におきましては、屠畜場法及び食鳥検査法に基づき、処理場に搬入されるすべての家畜等について、生体時の外貌検査、解体時の内臓や枝肉などの目視検査を行うとともに、食用としての安全性が判断できない場合は、必要に応じて微生物、病理、理化学などの精密検査を行っております。また、牛では、平成13年度以降、脳脊髄などの特定部位の除去の確認及びBSE検査を全頭行っております。これら一連の厳正な検査を行うとともに、処理場における解体時の衛生的な取り扱いを徹底させることにより、食肉の安全性確保を図り、安全・安心な食肉の安定供給に努めているところでございます。

○鳥飼謙二議員 次に、口蹄疫の対策本部というのができたわけでございますが、そこで、今も起きているんですけども、口蹄疫のフラッシュバックといいますか、この中にも行かれた方も部長さんの中でおられると思うんですけども、行った方は、20日とか1カ月とか2カ月殺処分をやっていたという方も、本当に犠牲的な精神でやられた方がおるんですけど、後々非常に精神的に悩んでくるというようなところがあります。そこで、口蹄疫対策本部に心と体のケアの専門家が入ってなかったんじゃないか、入ってないんじゃないかというふうに思うんですけども、その理由についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、4月20日の口蹄疫発生を受けまして、知事を本部

長に、関係部局長で構成する防疫対策本部を設置し、各部局の所管する業務について役割分担のもと、全庁挙げて防疫対応に取り組んでまいりました。この防疫対策本部には当初から福祉保健部長にも参画いただき、被災農家はもとより、関係者の心と体のケアについて、関係市町とも連携しながら積極的に対応いただいたところでございます。なお、現在、県においては検証委員会を設置し、今回の一連の防疫対応等について検証を行っているところであり、心と体のケアの問題についても必要な検証を行い、今後の防疫対策等に生かしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 福祉保健部長が入っていたじゃないかというふうなことを言われますけれども、高橋部長はその専門家ではないと私は思っているんですけども、今後、やはり精神衛生といいますか、精神保健福祉センターなりそういう部門が、大規模災害に匹敵するものですから、入っていくことが大事ではないかというふうに思いますので、今後の課題として受けとめていただきたいというふうに思います。

次に、口蹄疫復興基金300億円についてであります。知事は、公共事業を200億円から100億円にすると発言をしたり、330億とか320億とか300億とか、環境対策が20億とか、畜産再生が80億とか、県単公共が200億というふうに言っておられるんですけども、これは根拠を県民に明示すべきではないかというふうに思うんですけども、答弁をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 300億円の積算としては、国への要望の段階では、畜産再生や畜産の6次産業化などのために65億円、本県のイメージアップやブランド回復のために9億円、また環境対策のための事業として26億円、そのほか

市町村振興や公共事業を含む県内の経済・雇用対策等のために約220億円を見積もっております。

○鳥飼謙二議員 私が申し上げるのはそういうつかみではなくて、実際に国と折衝するわけですね、どなたが行って折衝しておられるのか、県民政策部になるんですか、先ほども意見がございましたけれども、県民総力戦で頑張っていくわけです。これは19年2月の知事の所信の説明のときですけれども、県民一人一人の努力によってなし遂げられる。行政やそのほか一部の人間だけが考え、行動する時代は終わったというふうに書いてあるんです。例えば環境対策だったら、どこにこういうことをやって、それが何カ所あって幾らとか、そういうような明細も少なくともやらないと、畜産農家の人たちもわからない。県民もわからない。つかみで何か言っているなというのわかりますけど、そういうふうにするべきではないかと思うんです。そこ辺いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 災害復旧対策の河川とか道路あるいは耐震等々には大きく分けたんですが、細かい事業等々は、今後3年間ですので、事業等詳細については触れられなかったというのが現状でございます。

○鳥飼謙二議員 ペーパーにしてやはり公表すべきである。そうしないと、県民、畜産農家も含めて、よし、おれたちの問題だという気持ちになっていかないんじゃないかということ指摘しておきたいと思えます。

それから、家畜改良事業団の種牛の移動の決定ですね、5月28日ですか、口蹄疫が発生したわけですけれども、どこで行ったのか。それから、残りの49頭でしたか、知事は当初、処分はしないと発言しておられましたけれども、これ

はなぜなのか。さらにまた、6月5日、避難したスーパー種牛の1頭が口蹄疫に罹患して、他の5頭を処分しなかったということで他県の批判も集まっていたわけですが、その辺の経緯について再度お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 児湯地域で感染が拡大するに伴いまして、県種雄牛は県民の貴重な財産でありまして、公共性が極めて高いことから、移動制限区域内からの移動について国との協議を重ね、5月10日に当時の赤松農林水産大臣に対して特別措置を要請したところであります。口蹄疫の蔓延を防止するための一定の条件を出されましたが、そのもとで特別に移動が認められ、5月13日移動させたということであります。

○鳥飼謙二議員 時間がないので次に行きます。民間の種雄牛の問題です。当初は処分をするということで命令を出されて、その後、処分しないということで、石頭だ何とかだというようなことでかなり国の大臣を批判しておられましたけれども、処分しないとした根拠、経緯についてお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 高鍋町で種雄牛6頭を飼養している薦田氏に対しましては、私も含め、6月初めからワクチン接種と殺処分への理解を求めて話し合いを進めてきたところであります。6月29日には特措法に基づく殺処分勧告書を交付いたしました。これに対して薦田氏から、種雄牛の県への無償譲渡の申し出がありまして、県といたしましては、本県畜産の再興に活用できるという公益性が認められること、無償譲渡ということでワクチン接種農家との不公平感が相当程度緩和されることなどから、県が無償譲渡を受け、清浄性確認検査を行った上で、異常がなければ県所有として管理すること

を国に要望したところであります。しかしながら、国からは、この種雄牛が存在する限り、移動制限の解除は認めないこと、地方自治法に基づく是正の指示を行うことなどの厳しい回答があり、私としては、県政と県民生活を守るべき立場から、本県の置かれている状況を考え、苦渋の選択をせざるを得なく、薦田氏に対し殺処分に応じていただくよう再考をお願いしたところであります。その結果、薦田氏も熟慮の後、私の意を酌んでいただき、断腸の思いで7月16日に殺処分を受け入れていただいたところであります。

○鳥飼謙二議員 テレビとかで見ると、本当に見苦しいと私は思いましたね。国をあれだけ誹謗する、批判するというか、決して宮崎県にはプラスにならんと思いました。それは変えていただきたい。そうしないと宮崎県のプラスにならない。基金がいろいろなっているのもそういうことにあるのではないかと思います。

次行きます。水難事故防止、水難事故ですね、先週、同僚議員の孫が水難事故に遭うという悲惨な事故がございました。この質問を予定しておったんですけれども、それを防ぐことができなかった。本当に残念な思いですが、そういう報道を聞きますけれども、本当に胸が痛みますけれども、最近の発生状況について警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 水難事故の発生状況でありますけれども、昨日現在で本年26件、29名の事故が発生し、19人の方が亡くなっております。昨年同期では20件、27人の水難事故が発生して、11人の方が亡くなっておりまして、本年は発生件数、死者ともに増加をしているという状況でございます。亡くなられた方のうち、11人の方が河川、8人の方が海で亡く

なっております。それから、行為別で見ますと、遊泳中の方が9人、釣りや貝とり中が5人、その他の方が5人ということでありまして、これも昨年同期と比べますと、河川での発生、遊泳中の方がいずれも6人ずつ増加をしているという状況でございます。

○鳥飼謙二議員 痛ましい事故を可能な限り少なくしていく、そういう取り組みが必要だというふうに思いますけれども、救助の体制についてお尋ねをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 110番通報等によりまして水難事故を認知した場合は、警察官を現場に急行させるということはもちろんでありますけれども、管轄の消防署、海上保安部に速報をいたしまして、各機関が連携して徹底した捜索、救助活動に当たることとしております。それから、ヘリコプターを運用する必要がある場合につきましても、県警航空隊、県の防災救急航空センターが所要の連絡調整を行って迅速な捜索に当たるということにしております。

○鳥飼謙二議員 最後です。8月14日に加江田川で水難事故がございました。これは秘書広報課に届いた県民の声を県以外のところからいただいたものでございます。その際に大変な御苦勞を県庁、県の警察、頑張っていたということで、これはドクターの方からの手紙なんですけれども、評価をしております。そこで、ちょっと時間を超過して申しわけないんですが、渚の交番というのができました。そこでライフセーバーが常駐をしています。ライフセーバーとは、水難事故防止や監視、人命救助に当たる知識や技術を身につけた人で、NPO法人宮崎ライフセービングクラブが、青色回転灯をつけてパトロールしながら監視に当たっています。しかし、素直に指導に従わない浴客もい

るというふう聞いておまして、何らかのシステム化を図っていく必要があるというふうに思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 渚の交番と宮崎市消防本部におきまして、緊急時の連絡、情報提供を迅速かつ円滑に行う体制を整えるとともに、水難救助に係ります合同訓練、これは既に実施をしておりますが、これをさらに充実するなどの連携強化を図っていくことは大変重要であるというふう考えております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察におきましても、開設前の準備段階から運営委員会におきまして所要の助言・指導を行ったのを初め、開設後におきましても、海水浴場等のパトロール、地域安全活動を合同で行うなどの連携を強化しているところであります。

○鳥飼謙二議員 時間がまいりました。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時30分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 口蹄疫がまだ広がりを見せるさなか、大分県の日田市から電話が入りました。宮崎県で多くの牛や豚が殺処分されるのを新聞やテレビで見て、家畜がかわりそうでならない。慰霊祭をしたいと思いますというものでした。その方は農家の生まれで、子供のころ、家で飼っていた家畜を殺して食べた経験から、命のとうとさをみんなで考える機会をつくりたいと周りの人に呼びかけ、幾つものお寺の協力を得て、一堂に会して慰霊祭を行うという

ことでした。そのときは知事からも議長からもメッセージを送っていただきまして、ありがとうございました。そのとき集まった善意を後に義援金としてわざわざ届けていただきました。ちょうど隣県において、宮崎県の人や物を警戒する動きがあった時期であっただけに、本当にありがたいことでした。今回の口蹄疫、全国から義援金など多くの御支援をいただきました。口蹄疫からの復興こそがこの御厚意に報いることではないかと思っております。

今回もまた、過疎、中山間地域対策、森林・林業行政を中心に質問いたします。傍聴席もさっきとは打って変わって少なくなりました。

まず、過疎法についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が改正され、6年延長となりました。旧過疎法の時限を前に、過疎地域を抱える自治体などから、これまでの社会資本の整備など多大な成果があり、これからも必要として延長を求める提言があった一方で、インフラ整備が進んだにもかかわらず人口の減少はとどまることを知らず、産業も疲弊しているのが現実で、これまでの過疎対策のあり方に疑問を持つ人がいたのも事実であり、幾つかの曲折を経て、過疎対策は切れ目なく講じていくことが必要だと、国会両院でいずれも全会一致で可決したと聞いております。この新しく成立した過疎法は、これまでの旧過疎法とは何がどう違うのか、県民政策部長にお伺いします。

以下の質問は自席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法についてであります。過疎法は、ことしの3

月に改正されまして、法律の期限が平成28年3月31日までと、6年間延長されたところであり、今回の改正点は、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件が追加されたこと、過疎地域自立促進のための特別措置が拡充されたこと、地方分権改革推進の観点から、計画策定等に係る手続が緩和されたこと、この3点でございます。この中で、旧法との大きな違いといたしましては、過疎地域自立促進のための特別措置のうち、過疎対策事業債の起債対象について、これまで道路整備などハード事業に限られていたものが、生活交通の確保などのソフト事業に拡大されたこととあります。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 起債対象にソフト事業が認められるようになったというのが一番大きな違いということとありますが、できるものとできないものが当然あると思います。その対象は何か、また利用限度額はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) ソフト事業に係る過疎対策事業債につきましては、地域医療の確保や、住民の日常的な移動のための交通手段の確保など、住民が将来にわたって安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として、市町村の過疎地域自立促進計画に定めるものを対象としております。また、発行限度額でございますが、総務省令に基づきまして、22年度の額は財政力指数等を用いて算定されますけれども、本県の過疎市町村全体で約12億6,000万円と見込んでおるところでございます。

○黒木正一議員 新過疎法は、ソフト事業への対象拡大が注目されておりました、医療体制や生活交通の確保、集落維持のための対策が喫緊

の課題であることから、大きな期待が寄せられております。一方、インターネット上では、「なぜ限界集落応援的な報道が多いのか」という書き込みが続いて、「日本の総人口が減る傾向の中、経済的に成り立ちづらい末端の地域に居座り、医療不足だの、福祉の手が届かないと言っている住民は、税金を無駄に使わせる原因をつくっているわがままな人間ではないでしょうか」、このような意見が流れているのだそうです。これからは都市の急速な高齢化が問題とされています。限界集落は都市問題にもなろうとしている中とありますから、このような意見に感情的に反発するのではなく、意見は意見として受けとめ、きちんと反論できる論拠を整え、共感を得る努力が大事と考えます。過疎債の対象となる事業がどれほど格差是正につながるのか、過疎地域が国民のためにどういう役割を果たすのか、示していく必要があると考えます。ソフト事業が過疎債の対象となり、使い勝手のよい法律になった反面、それだけ市町村側の責任も重くなってくると考えられます。法律では計画の義務づけが廃止されたと聞きますが、市町村過疎計画の作成について、県はどう進めていかれるのかをお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、すべての過疎市町村で本年度中をめどに、市町村議会の議決を経て策定される予定となっております。新たにソフト事業が起債対象となったことも踏まえまして、計画の策定に当たりましては、地域住民等の参画を促し、地域の課題を十分に分析した上で、自立促進に向けた実効性のある計画とすることが求められておりますので、県といたしましては、各市町村との事前協議を通じまして、実効性の高い計画となるよう

十分配慮してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日、中山間地域振興対策特別委員会の調査の折、調査先の村長さんが、「木材価格が1万8,000円すれば過疎問題の8割方は解決する」と言っておられました。現下の過疎地域はほとんどが山村地域であり、林業地帯でもあります。このことから、林業の情勢がその地域の振興に大きくかかわっております。

森林・林業行政について何点かお伺いをいたします。

平成22年版森林・林業白書によりますと、家族経営の林業経営体のうち、山林を20ヘクタール以上保有し、施業を一定程度以上行っている林業経営体1経営体当たりの林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は、前年度から約19万円減少して10万3,000円になったとあります。10万3,000円です。そして、その原因は、木材価格の下落によるものと考えられるとあります。このように木材価格の下落が林家の経営を厳しいものにしていく中、昨年12月、農水省は、我が国の森林・林業を再生していく指針となる森林・林業再生プランを策定いたしました。これまでも、森林所有の零細性、また木材を消費者に提供する生産・流通・加工部門の小規模分散化を改善すべく、施業の集約化やコスト削減、原木の安定供給、ニーズに対応した流通や加工体制の構築、地域材の利用拡大などの対策に取り組んできており、本県においては140万立方の素材を生産するなど、林家の所得向上には至っていないものの、成果を上げてきています。この森林・林業再生プランはこれまでの林業施策とどう違うのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今回の再生プランにつきましては、これまで森林の造成に主

眼が置かれてきたわけですが、その施策を抜本的に見直すことによりまして、木材の安定供給体制を構築し、10年後の木材自給率を50%以上と倍増する目標を掲げております。このため、森林施業の集約化や集中的な路網整備などにより、徹底した生産コストの削減、それを支える人材の育成、外材に対抗できる木材の加工・流通体制の整備などの施策を推進することとしております。

○黒木正一議員 再生プランについて数点お伺いをいたします。森林・林業再生プランの骨子は、6月18日に閣議決定された新成長戦略に盛り込まれています。この新成長戦略の林業再生に関する記述の中には、「低炭素社会で新たな役割も期待される林業は、戦後植林された樹木が生長しており、路網整備等の支援により林業再生を期待できる好機にある」。7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果の観光立国・地域活性化戦略の中では、「戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用するため、国産材利用の環境面での効用に対する理解を深めていくとともに、路網の整備、森林管理の専門家（フォレスター）等の人材の育成、間伐材を初めとした国産材の利用の拡大、木質バイオマスとしての活用等を柱として、森林・林業の再生を図り、木材自給率を50%以上に向上させることを目指す」とあります。10年後に自給率50%以上と設定する非常に刺激的なプランであります。木材需要量を8,000万立方と想定し、50%が国産材となると4,000万立方であります。現在の国産材の生産量を倍増することになります。当然担い手となる人材を育成することが必要となります。再生プランにはフォレスター制度の創設が書かれており、フォレスターは、都道府県に配置されている林業普

及指導員や国有林の技術者などを活用することによって、市町村行政をバックアップすることになるとなっておりますけれども、このフォレスターの役割はどういうものか、県はどのように育成していくお考えなのか、対応をお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） プランで言われております日本型フォレスターにつきましては、森林・林業に関する一定の知識、経験を有した者を認定するというところでございますが、その役割は、地域の森林経営管理の全体を掌握しまして、かなめとなる指導者として望ましい森林づくりの全体像を描きながら、市町村森林整備計画の策定など市町村行政への支援を行うとともに、森林所有者あるいは現場技術者・技能者への指導等を行うこととされております。今後その具体的な役割や身分等が明らかになってくるとは思いますけれども、国では、平成25年度以降のフォレスターの認定を目指すことになっておりますので、それまでの間の暫定的な措置といたしまして、県の林業普及員等を活用することとしておるようでございますので、県といたしましては、当面は県職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 森林・林業再生プランは、中間取りまとめがようやく出た段階でありますから、詳しいことはこれから出てくると思うんですけども、作業道などの林内路網整備についてお伺いしたいと思います。再生プランの中には、路網整備を10年後ドイツ並みの密度にするということになっております。本県は、ドイツには遠く及びませんが、全国平均のヘクタール当たり20.5メートルを大きく上回る35.4メートルの路網整備を行っております。日本は急傾斜地が多く、軟弱な土質、雨量が多いとい

う自然条件を考慮する必要がある、特に南九州は自然災害の多い地域であり、維持管理作業が不可欠となることから、架線集材を組み入れた体制が望ましく、地域の実情に合った路網整備を進める必要があると考えますが、今後どのように進めるのか、考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県では、これまで積極的に林内路網の整備を推進してきた結果、全国第1位の路網密度を誇っているところでありますけれども、森林・林業再生プランの目指します林業経営の低コスト化を実現するためにも、さらなる路網の整備は欠かせないものであると考えております。なお、無秩序な路網の整備は、土砂流出等の山地災害の発生など、森林の持つ公益的機能の低下を招くおそれもあることから、整備に当たっては、本県の脆弱な地質や地形条件等考慮した路線や規格を選定するとともに、崩れにくい工法に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、高性能林業機械の更新に対する支援策についてお伺いをいたします。本県においては、20年前と比べて6割林業就業者が減少しておりますけれども、20年前の素材生産量を維持しています。これは路網整備が進んだことはもちろんでありますけれども、高性能林業機械の導入によるところが大きいと考えられます。この再生プランの中においては、施業を効果的・効率的に実施するため、先進的な林業機械の導入・改良を進めるというふうにあります。本県においては、高性能機械の保有台数が全国2位であります。素材生産の増加に大きな役割を果たしております。素材生産事業者からは、機械の更新時期に来ていることから、導入への支援措置の創設を求める声が上がっておりますけれども、これからの高性能

林業機械の導入の考え方、どのように支援していくのか、県の考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 高性能林業機械につきましては、導入に当たりましていろいろな制度を設けておりますけれども、ただ、経過がそれなりに進みました更新につきましては、国の補助事業の対象外になっておるところでございますが、林業の機械化というのが、コストの縮減とか森林所有者の所得の向上を図る上で重要であるというふうに考えておりますので、県といたしましては、林業・木材産業改善資金の無利子融資を活用して支援を行っているところでございます。

○黒木正一議員 森林整備事業の中での下刈り事業についてお聞きしたいと思うんですけれども、下刈り作業は鎌から草刈り機へと大きく機械化はいたしました。しかし、規模の経済は働きにくく、人力を要することから雇用機会がふえて、さらに、下刈りを早くやりますと造林初期の集中管理ができる。早期成長を促し、このことにより林業サイクルも短縮されることが予想されることから、事業の継続を望む声は大きいものがあります。現在、下刈り事業は充実をしていただいております、年1回刈りの延長と一部2回刈りが補助の対象となっております。この事業の継続についての考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 下刈りにつきましては、カヤ等の雑草木から幼齢木を守り、初期の成長を促進するための大変重要な保育作業でありますので、現在、県では森林整備事業におきまして、10年生以下の人工林について年1回刈りと一部2回刈りを補助の対象にしていただいております。2回刈りにつきましては、本県の温暖多雨の気候条件から見まして、

雑草木の成長が旺盛な箇所など実施が必要な箇所も少なくないと考えておるところでございますけれども、国の来年度予算の概算要求を見ますと、補助体系の大幅な見直しが行われるようでございます。引き続き、国の予算の動向も見ながら健全な森林づくりに努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この事業は、雇用の場のない山村地域にあって非常に喜ばれておりますので、ぜひ継続へ向けて取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

次に、直接、森林・林業再生プランとは離れますけれども、特用林産物の振興についてお伺いいたします。我が国の特用林産物の総生産額は、林業総生産額の約5割を占めています。木材生産とともに林業などの振興にとって重要な位置を占めておられて、地域経済の振興や就業の場の確保といった面でも大きな役割を果たしております。宮崎県におきましても、林業産出額の25%を占めています。雇用の場の少ない中山間地での貴重な収入源と言えます。路網整備を進めると維持管理作業が不可欠と先ほど申し上げましたけれども、作業路を木材搬出以外の用途に使うことがメンテナンスにつながります。本県の特用林産物の主なものは、シイタケを中心とするキノコ類、木炭、タケノコ、シキミなどありますが、これらを振興することは、針葉樹だけでない多様な豊かな森林づくり、林業経営の育成になると思っておりますが、その振興について、これまでの取り組みと今後の対策についてお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） シイタケを初めとします特用林産物につきましては、山村地域の経済を支える大変重要な作目であると考えております。このため、県では、シイタケ乾燥

機等の生産施設の整備や、消費拡大のためのPR活動、安全・安心な食品を供給するためのトレーサビリティシステムの確立等に取り組んできました結果、本県の乾シイタケ生産量は全国2位となっております。今後とも、山村地域の貴重な収入源である特用林産物の振興を図り、山村地域の所得や就業の場の確保等に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 特用林産物の柱とも言えるのがシイタケでありますけれども、シイタケの輸出の可能性についてお伺いしたいと思います。乾シイタケは、かつては生産物の3割近くを輸出する輸出産物でしたが、中国を中心とした輸入が増加して、多いときには国内の生産量の2倍もの量が輸入されておりました。しかし、近年、本物志向、安全志向で輸入量は減少しております。我が国においては、2020年までに1兆円規模まで農産物の輸出を拡大させようとして取り組んでおりますが、昨年の農林水産物の輸出額は4,454億円で、前年比12.3%のマイナスとなっております。しかし、ことしはアジア経済が上昇しているということで輸出が増加しているようにあります。しかし円高が進んでおまして、現状は輸出は厳しいというふうに思いますけれども、日台友好議連で台湾を訪問した際に、ある商社の人から、日本のシイタケが欲しいという話をお聞きしました。ただ、価格やパッケージなどの問題がありまして、なかなか商談にまで行けないというような話でありましたけれども、宮崎県も東アジアへの県産品の輸出に取り組んでいますが、シイタケの輸出の可能性についてどうお考えか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県の乾シイタケは、かつて本県の代表的な輸出品の一つでありましたけれども、昭和63年以降、円高等の

影響によりまして輸出量は大きく減少してきております。今後の輸出の可能性につきましては、国内との価格差や輸送コスト等の状況を見ながら、関係団体と検討してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 宮崎空港の免税店での乾シイタケの取り扱いについてお尋ねしたいと思います。台湾の主婦の方から、日本からの土産では乾シイタケが一番うれしいという話をお聞きしました。また、エバー航空が就航したときに県議会からも行きましたけれども、そのときに台湾人ガイドの人が、日本に旅行に行ったら、大分産のシイタケを買ってくるという話をしていたということをお聞きしました。宮崎空港の免税店で探したのですけれども、北海道産のコンブとかはあるんですけれども、宮崎産のはもちろん、大分産の乾シイタケも置いておりませんでした。県の指導で置くことはできないのかをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 国産シイタケにつきましては、韓国、台湾等からの観光客による需要が期待されるところでございますが、宮崎空港免税店での取り扱いについて、関係機関と検討を進めてきたところでございますが、先般、価格等の協議が調いまして、今月中には出品できる予定となっております。今後とも、生産者や関係団体と一体となりまして、本県産乾シイタケの知名度アップと消費拡大につなげてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 聞くところによりますと、きのうから置いたんじゃないかという話も聞くところでございまして、本当にうれしいことでもあります。皆さん、台湾などに行くときには、ぜひ免税店で乾シイタケを土産に持って行ってほしいものだというふうに思います。

それから、木材利用の拡大についてお伺いします。森林・林業再生プラン中間取りまとめの中に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく木材利用の促進がうたわれております。この法律の概要はどのようなものか、また、地方公共団体や民間での利用促進についてはどううたわれているのかをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 10月に施行される予定となっております「公共建築物等木材利用促進法」でございますけれども、木材価格の長期低迷などによりまして、森林の有する多面的機能の低下等が懸念されるために、公共建築物等で木材利用を促進することによりまして、林業の持続的かつ健全な発展を通じて、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としておるところでございます。具体的な取り組みといたしましては、国と地方公共団体は、みずから整備する公共建築物の木造化、木質化に率先して努め、これらの取り組みによりまして一般建築物への波及効果を期待しているところでございます。

○黒木正一議員 この法律は、国が設置する低層の公共建築物については原則すべて木造化を図るというふうに、非常に画期的な法律ではないかと思えます。この法律の対象となる公共建築物、この範囲はどのようなものを想定しているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今回の法律におけます公共建築物とは、国や地方公共団体が整備するすべての建築物のほか、民間が整備する学校や老人ホーム、病院など公共性の高い建築物が対象となっております。具体的には、2階や3階までの公共建築物は原則として木造化を図る、その他の建築物につきましては内装等

の木質化を促進することが、現在、法に基づき国が策定される基本方針において検討をされているところでございます。

○黒木正一議員 この法律が施行されることによりまして、木材需要量の増加はどれぐらい考えられているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林野庁の試算によりますと、低層の公共建築物の半分程度が仮に木造化すると想定した場合、木材の需要の増加は、丸太換算で年間70万から80万立米と見込まれています。これは平成21年の本県杉の丸太生産量123万立米の約6割に相当する大きな量になりますので、本県といたしましても、さらなる供給力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 相当多くの量の需要が見込まれるようでありまして、今、海外からの製品輸入の割合がふえておる状況にあります。そういった中で、世界的な貿易取り決めがある中で、国産材だけに使用を限定することができるのかどうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 法律におきましては、WTO（世界貿易機関）協定との整合性の観点がございますので、国産材に限定した規定はございませんが、その法の目的が国内の森林の適正な整備や自給率の向上を図るものでありますことから、国産材の利用促進に重点が置かれているものと認識しております。

○黒木正一議員 いずれにいたしましても、国産材の利用拡大に大きくつながるのではないかと期待しているところでございます。

それから、今、国において、平成21年度に住宅版のエコポイント制度が創設されましたが、新築やリフォームに応じて30万ポイントを限度として発行されております。申請戸数が増加し

ているというふう聞いておりますが、省エネ基準を満たす木造住宅は認定されているのでありますけれども、木材はそれ自体がエコ商品であります。本県の木材需要拡大策として、国のエコポイント制度に加え、県産材を一定基準以上使用した新築住宅やリフォームに対して、県独自のエコポイント制度の創設はできないか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 住宅におきますエコポイント制度は、現在、木造や木質化が評価の対象とされておりませんので、製材品の3分の2を県外に出荷している本県といたしましては、木材利用を評価する全国レベルでの創設が県産材の需要拡大につながるものと考えているところでございます。このため、県では、国に対しまして、木材利用の環境貢献度を評価したエコポイント制度の創設につきまして要望しているところでございます。

○黒木正一議員 現行の国の住宅版エコポイント制度は、7月末で、ことし3月の受け付け開始からポイント発行額が108億2,009万円相当となって、100億円を超えているというふうに発表がありました。申請戸数12万5,437戸、そのうち宮崎県は344戸と発表されておりますので、言われるように圧倒的に県外が多いわけですね。林業活性化議員連盟でも意見書を提出いたしましたけれども、木材利用を評価するエコポイント制度の創設をぜひ実現するように、国に強く要望していただきますようお願いをしたいと思います。

次に、二地域居住の取り組みについてお伺いします。「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」等でセミナーを開くなど、二地域居住を進めておりますけれども、その実績と今後の取り組みについて、県民政策部長にお伺いいたしま

す。

○県民政策部長（山下健次君） 実績でございますが、移住とそれにつながる二地域居住の促進に努めている中で取り組んでいきました結果、移住者数の把握を開始しました平成18年10月以降でございますけれども、ことしの7月までに156世帯の移住が実現をしております。今後市町村等と十分に連携を図りながら、受け入れ体制のさらなる充実に努めるなどして、引き続き、二地域居住及び移住の促進を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 国土交通省が設置しております「木の家づくりから林業再生を考える委員会」というのがあるんだそうですが、養老孟司さんが委員長だそうでありまして、地域振興と木造住宅の普及を促すねらいから、新しいライフスタイルとして二地域居住を検討成果として挙げております。人口減少から住宅着工戸数の減少が予想される中、この促進は住宅建設にもつながるものと考えられますし、どうぞ積極的に進めていただきたいものだというふうに思います。

次に、森林認証取得費用の助成についてお伺いをいたします。近年、自然環境と持続可能な木材生産を両立させるシステムとして森林認証制度が導入されております。しかし、認証森林の認定は多額の審査費用などがかかるため、県内の認証森林は限られており、需要者側ニーズに対応できていないのが現実です。加工・流通にかかわる企業はある程度の供給体制が整っており、森林所有者が森林の認証を受ける場合の費用について助成措置を講じていただくことはできないか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林認証材につきましては、そのニーズが高まってきている

ところがございますが、一方ではまださまざまな課題があるところがございますので、引き続き、無利子の融資制度であります林業・木材産業改善資金の活用などによりまして、認証取得に支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 これまで主として森林・林業再生プランについて質問をいたしました。この森林・林業再生プランに対しましては、プランを実現するには当初から相当の予算が必要と思われませんが、財政が厳しい中で本当に可能なかどうか。また、集約化を目指しておりますけれども、短時間でできるのかどうか。10年後50%以上の自給率を目指すとはありますけれども、そのためには本当に競争原理だけでいいのか、価格保障や輸入制限でもしなければ無理ではないか。集約化に従わない山林、こういうところが災害に遭うおそれがあるのではないか。また、搬出間伐という条件は厳し過ぎるのではないか。大規模な木材産業に対する安価な供給体制づくりになるのではないか。高密度の作業道による災害の心配はないのか。また、多様な林業経営が排除されるのではないか。いろいろな不安な声も聞きます。この方針転換の行方に期待と不安が交錯しているのが林業関係者の実情ではないかと思えます。

きのうの河野議員の代表質問にありましたが、日本の森林が、水資源確保、国際的な二酸化炭素の排出権取引を先読みした投資先となっているとのことであります。今週の火曜日、NHKの「クローズアップ現代」で、海外資本の山林買収の番組をやっておりましたが、今の疲弊した山村にあっては、いつ海外資本に買収されても不思議ではない状況にあります。日本の資源を守る対策を打たなければ、海外資本の買収がこのまま進めば、この再生プランの実行も

困難になると思えます。

宮崎県は県土の76%が森林で、そのうち7割が民有林で、人工林率も高く、豊富な森林資源を持つ林業県であり、他県と比べてはるかに生産から流通、加工へと整備を進めており、杉生産日本一を続けております。残念なことに木材価格が安くて山元への利益還元までには至っておりません。そういうことで、宮崎県というのは非常に林業に対しては頑張っているというふうにもっと認められていいのではないかと思いますけれども、木材の価格が安いというのは本当に悲しいことでございます。

先日の代表質問の折、米良議員が申しましたとおり、中山間地域の大きな雇用先であった建設業を取り巻く環境が悪化し、消防団組織や学校の存続などが危うくなるような状況の中、昨年来の緊急経済対策、雇用対策によって建設業から林業にシフトする人がふえております。しかし、本当に林業が継続的に雇用力を持つかは不透明であり、その対応が望まれております。今回の森林・林業再生プランが、行き詰まっている林業をさまざまな人が議論して将来への展望が開けることを期待したいというふうに思います。環境森林部長には集中して質問をいたしましたが、今後とも、さすが宮崎県というような林業行政に頑張ってくださいようお願いいたします。次の質問に移りたいと思えます。

中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業についてお伺いをいたします。

この事業は、企業立地の容易でない条件不利地域である中山間地域において、地域資源を生かして新しい産業を起し、雇用の場を設けようとしたものであり、8億3,000万円の事業費を注いで、大きな期待を持ってスタートした事業であります。これまで第1次、第2次と募集を

行っておりますが、何人の雇用を創出し、どのような事業を採択したのかを商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 第1次及び第2次募集の採択状況でございますけど、本年3月に第1次募集、4月に第2次募集を行いまして、計37件の事業を採択し、147名の雇用を創出したところでございます。採択しました事業内容でありますけど、例えば農畜産物の直販所運営、あるいは観光ツアーの企画運営、特産品の販路拡大、地域の農林水産物を活用した新商品の開発など、それぞれの地域資源を生かした取り組みがなされているところでございます。

○黒木正一議員 この事業は、8月19日に発表された口蹄疫からの再生・復興方針でも、口蹄疫対策に活用することが示されており、第3次募集が行われていると伺っておりますが、どれほどの額を活用するのか、またどのような業種が採択されているのか、現状を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 事業費は2億8,000万を活用して、今まだ募集中でございます。既に採択した事業でございますけど、東児湯地域5町における地場産品の販路拡大や軽トラ市の再開・充実等を図る事業が1つ、それから、県内のJR駅の敷地を活用して物販・イベント等を行う事業が1つでございます。今のところ2つ採択をしております。口蹄疫による離職者等も含め、49名の雇用を創出しているところでございます。

○黒木正一議員 雇用条件の非常に悪い中山間地において、本事業による雇用は大きな期待がされております。しかし、この事業は1年間の事業であり、雇用を継続するのは容易なことではないというふうに思います。1年で成果が上

がるものもあるけれども、何年かかけてようやく軌道に乗る事業のほうが多いのではないかと思います。本事業においては多くの雇用が生まれてはおりますけれども、失職させないためには事業継続に向けて何らかのサポートが必要ではないかと考えますが、どのように支援をしていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほど申し上げましたとおり、本事業によりまして196名の雇用が生み出されております。中山間地における雇用の確保は大変重要であると認識しております。県といたしましても、今回採択した事業が今後も継続して展開されることを期待しているわけでございます。このため、事業者に対しまして、実地調査やヒアリング等を通じまして、事業の円滑な推進について助言等を行うとともに、市町村や関係機関とも連携しながら、今後、事業が地域に定着して継続されるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、本事業は、国からの財源措置された緊急雇用創出事業臨時特例基金を主に活用しております。現在、基金増額を口蹄疫対策とあわせて国に要望しているところでございますので、引き続き、本基金を活用した雇用対策を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 事業体の努力は当然でありますけれども、1年たったら失業していたということがないように、ぜひフォローをお願いしたいというふうに思います。口蹄疫の影響は多方面に及んでおりまして、発生地域のみならず広範囲で失業が起こっているというふうに聞きます。昨日、口蹄疫の影響による離職者数、高鍋のハローワークについてはお聞きいたしました。県内のハローワーク別の離職者数、どう

なっておるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内のハローワークの把握によりますと、口蹄疫の影響による離職者数は、8月31日現在、292名となっております。ハローワークの管内別に見ますと、高鍋が165人と最も多くなっており、次いで都城が51人、宮崎が32人、日向が22人、小林が20人、延岡が2人となっております。

○黒木正一議員 口蹄疫発生地域において、口蹄疫の影響を理由とした生活保護の申請状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今回の口蹄疫の発生に伴いまして、これまでに口蹄疫の影響と考えられる13件の申請があり、うち12件が保護開始となっております。主な事例としましては、畜産農家の従業員からの仕事がなくなったことによる収入減を理由とした申請や、飲食店等の経営者や従業員からの客足の減少による収入減を理由とした申請などがあります。今後とも相談・申請が見込まれますことから、引き続き適切な対応に努めてまいります。

○黒木正一議員 これからが大変ではないかと思しますので、よろしく願いをいたします。

本県の雇用環境は非常に悪くなっておりまして、特に新規学卒者の就職内定状況はかつてない厳しさにあったことから、県では、総合的な雇用対策の中で、新規学卒者の雇用の場の確保に向けて取り組んできました。100名程度を想定していた民間企画提案型の雇用創出・人材育成事業は、4月に入っても2次募集を行ったと聞いていますが、どういう業種に何人雇用できたのか、状況をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在、34

事業を民間企業等に委託して実施しておりまして、これまで観光や環境・エネルギー、情報通信等の分野におきまして112人が雇用され、そのうち新規学校卒業者は47名となっております。

○黒木正一議員 来年3月新規高卒者の就職状況はことし以上に厳しくなるとのいろんな報道がされています。県ではこれまで、進路対策専門員を増員するなど雇用対策を強化してきましたが、来春の新規高卒者の就職支援をどのようにしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本年度における高校生の就職支援といたしましては、6月に、商工観光労働部と宮崎労働局と共同いたしまして、県経営者協会などの主要経済4団体に対しまして、求人確保・拡大のための要請を行いました。また、7月の末日から、私を初め県教育委員会幹部職員が、高校生の採用実績のある県内企業の53社について求人要請訪問を行ってまいりましたが、訪問先の中には、ことしの募集は見送る、採用は継続するものの採用数は減らすなどの御発言もあり、厳しい状況を肌で感じているところであります。このような状況を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、より一層の就職支援に向けて、関係部局、関係機関と連携を深めますとともに、県教育委員会職員が直接企業に求人要請に出向くなど、今後とも粘り強く支援に努めていくことにいたしております。各学校に対しましても、ただいまお話のありました29名の進路対策専門員と教職員との連携を密にしながら、すべての職員が一丸となって就職支援に全力を尽くすように指導してまいります。

○黒木正一議員 いろいろと取り組みをされているということですが、高校生の中には非常に不安を抱えている人も多いのではないかと

というふうに思います。人生の門出がお祝いができるようにどうか御努力いただきますようによくお願いをいたします。

続きまして、水防災事業についてお聞きしたいと思います。

これは私の地元の事業でありますので、どうかと思いましたが、今は近隣町村が、これはとにかくしっかり早くやらなければならないということで共同して要望しておりますので、質問させていただきます。

諸塚村の中心部のことでありますけれども、この地域は、諸塚村のみならず、美郷町西郷区並びに椎葉村の住民を含んだ商圈であります。国道を通行する県内外一般の車両も利用するところでもあります。したがって、ここの商店街の機能が一時的に移転によって失われるのはやむを得ないことでありますけれども、その期間はできる限り短縮することが望まれます。また、この事業は国道327号の路盤のかさ上げ工事を含んでおりまして、工事期間中は片側通行せざるを得ない。大型車両には通行可能な迂回路もないために、通行規制の期間もできる限り短縮する必要があります。また、事業には5年間が予定されており、予定どおり終了するのか住民は大きな不安を抱えております。事業の進捗状況と見通しについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 平成17年の大規模な洪水被害を受けまして、県では、平成20年度から、浸水被害軽減のために諸塚村の中心部と恵後の崎地区において、輪中堤や宅地かさ上げなどを行う水防災事業に取り組んでおります。これまでに測量設計を終え、地権者の方々と用地交渉を進めてきたところであり、平成21年度末の進捗率は事業費ベースで約28%となっ

ておりまして、本年度は、建物の補償や塚原橋のかけかえ工事に着手する予定としております。今後の見通しにつきましては、国の予算配分が大変厳しい状況にありますが、地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、早期完成を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 知事は熟慮中であろうと思ひまして質問を今までしませんでした。最後に知事に質問したいと思います。知事は現地に足を運んでいただきまして、地元の住民を激励していただいております。5年前の台風で壊滅的な被害を受けて、それ以来、大きな台風もなく今に至っておりますけれども、すぐ上流には今話題となっている深層崩壊の跡が残っており、いつまた大きな災害に遭うのか不安を抱えております。これからかさ上げ事業が始まるわけでありまして、商店街が長い間移転し、工事が終わったらまたもとに戻るという極めて特殊な工事になることから、事業が始まったら一日も早く終わることが望まれます。知事は現地を視察していただきましたが、そのときの感想と知事の思いをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 諸塚村の水防災事業の実施に伴いまして、中心部の商店街が長期間の移転や休業を余儀なくされることから、事業への協力に対するお礼と激励のために、ことしの1月に現地を視察させていただきました。現地では、地元の皆様と意見交換を行わせていただきまして、当時の壊滅的な被災状況やその後の復興状況について生の声を聞くことができました。水防災事業に対する強い期待を感じたところでもあります。また、長期間の移転に対する御心配や地域の復興に対する思いも十分に感じたところでありまして、口蹄疫復興ももちろん

平成22年 9月10日(金)

重要であります。こういう水防災事業も非常に重要な課題であるということをご認識させていただきました。地域の皆様の御理解、御協力もいただきながら、早期に本事業が完了できるよう努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員　どうか一日も早い完了に御努力いただきますようによろしくお願いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長　以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、13日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時22分散会

9月13日（月）

平成 22 年 9 月 13 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

5 番 西 村 賢 (新みやざき)
6 番 函 師 博 規 (日 日 新)
7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
10 番 黒 木 正 一 (同)
11 番 松 村 悟 郎 (同)
12 番 中 村 幸 一 (同)
15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
16 番 外 山 良 治 (同)
17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
18 番 松 田 勝 則 (同)
19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
20 番 十 屋 幸 平 (同)
21 番 押 川 修 一 郎 (同)
22 番 外 山 衛 (同)
23 番 宮 原 義 久 (同)
24 番 河 野 安 幸 (同)
26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
31 番 濱 砂 守 (同)
32 番 星 原 透 (自由民主党)
33 番 中 野 一 則 (同)
34 番 横 田 照 夫 (同)
35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
36 番 蓬 原 正 三 (同)
39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
40 番 長 友 安 弘 (同)
41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
45 番 権 藤 梅 義 (同)
46 番 徳 重 忠 夫 (同)
47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
49 番 黒 木 覚 市 (同)
50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
51 番 米 良 政 美 (同)
52 番 外 山 三 博 (同)

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
欠 席 議 員 (1 名)

28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 東 国 原 英 夫
副 知 事 河 野 俊 嗣
県 民 政 策 部 長 山 下 健 次
総 務 部 長 稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長 高 橋 博 明
環 境 森 林 部 長 吉 瀬 和 明
商 工 観 光 労 働 部 長 渡 邊 亮 一
農 政 水 産 部 長 高 島 俊 一
県 土 整 備 部 長 児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者 加 藤 裕 彦
企 業 局 長 濱 砂 公 一
病 院 局 長 甲 斐 景 早 文
財 政 課 長 日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長 近 藤 好 子
教 育 長 渡 辺 義 人
警 察 本 部 長 鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員 城 倉 恒 雄
人 事 委 員 会 事 務 局 長 太 田 英 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長 日 高 勝 弘
事 務 局 次 長 岡 崎 吉 博
総 務 課 長 渡 邊 靖 之
議 事 課 長 武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長 日 高 正 憲
議 事 課 長 補 佐 中 原 光 晴
議 事 担 当 主 幹 日 高 賢 治
議 事 課 主 査 関 谷 幸 二
議 事 課 主 査 前 田 陽 一

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。昨日は、私の地元、宮崎中央の家畜市場でも子牛の競り市が再開されました。久しぶりに生産者の笑顔を見て安心をいたしました。また、知事からはメッセージをお寄せいただきまして、ありがとうございます。口蹄疫対策にかかわられた皆さん、長期間にわたる激務、まことに御苦労さまでございました。知事初め執行部の皆様には、並々ならぬ御尽力に深甚の敬意を表し、心からお礼と感謝を申し上げます。また、被災された畜産農家の皆様に、心よりお見舞いを申し上げる次第であります。ぜひ、県民一丸となって、早期の復興を図らなければなりません。ようやく8月27日に終息宣言がなされました。そこで、どうしたら口蹄疫からの再生・復興が一刻も早くできるのか、また、先般、県が示された再生・復興の方針の課題について、一部提言も交えて質問をいたしましたと思います。

私は、長らく農業団体の役員として本県の畜産にかかわり、その歴史とともに歩んできましたが、今回の口蹄疫ほどショックを受けたことはありませんでした。かつてのオイルショック後の飼料価格の暴騰による大型畜産農家の倒産、牛肉輸入自由化による価格暴落、そして10年前の地元JA管内での口蹄疫の発生などなど

に遭遇してきましたが、今回の口蹄疫には、前回とは比べ物にならないほどの大きな衝撃を受けております。当時、私は常勤役員をしておりましたので、その最前線で対策に取り組んだとはいえ、発生の規模も小さく、終息も早かったので、92年ぶりの国内発生ということで大騒ぎにはなったものの、大事には至りませんでした。その後の原因究明なども、国際問題に発展するとか、わけのわからない理由で完全になされず、いつの間にか口蹄疫は私ども関係者の頭の中からすっかり脱落していたのではないかと、今日、私自身、猛省をいたしております。今回もまず、原因究明や検証をすることが、宮崎の畜産の再生に向けて最も重要なことと考えております。前回のように途中で断念することなく、原因究明を知事は国に徹底して求めるべきだと考えます。また、防疫の初動体制のつまずきを指摘されているのでありますが、まず第1点は、県、市町村段階の対策本部にJAなどの実務者を当初から入れなかったのはなぜなのか。特に市町村段階では、最も現場を熟知している人を欠いた対策は空回りであったと聞いております。

もう1つ、企業畜産の存在が対策の大きなおくれにつながったとの指摘もあります。県対策本部長の知事は、この2つの件を当時どのように認識されていたのかお聞きし、以下、質問者席からお尋ねいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

口蹄疫の初動体制についてであります。JA組織の活用につきましては、県本部では、畜産課にJA組織の支援員に常駐していただくとともに、川南町と新富町に設置した現地対策本部にも職員を派遣していただくなど、県と一体と

なって防疫対応に取り組んでいただいたところ
であります。なお、各市町村の現地対策本部に
おきましては、各首長の判断により構成員が決
定されることとなりますが、地域によっては、
JA等も対策本部の構成員となっている例もご
ざいます。今後、県といたしましては、今回の
防疫対応等を検証した上で、市町村の防疫体制
につきましても、必要な指導助言を行ってまい
りたいと考えております。〔降壇〕

○福田作弥議員 予想しておりました答弁が
返ってきたわけではありますが、実は、やはり初
動体制の段階では、一部知事の答弁にもござい
ましたが、入っていなかったんですよね。それ
で私は、要請を受けて、当時、農政水産部長の
お部屋をお訪ねして、申し入れをしたと記憶い
たしておるわけではありますが、終わったこと
でありますから、今度はぜひ、実務をした者を対
策本部に入れて初期の対策を徹底的にやる、こ
れが大事ではなかろうかと考えておりますか
ら、くれぐれも、次期そういうことがあっちゃ
ならんわけですが、体制づくりについては、現
場を知った人間を使う、これが大事だと考えて
おります。先般、委員会で川南町を訪れました。
9月1日でございます。私は気にかかっ
ておりましたから、役場の担当課長にも聞きま
したが、それらしきことをやっぱりおっしゃい
ました。ぜひ、そのことは今回の教訓として、
しっかり頭に刻み込んでいただきたいと思います。

それから、もう一つ、企業畜産の存在をお聞
きましたんですが。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘があり
ましたように、企業経営体につきましては、大
規模・多頭飼育を行っていることから、迅速な
殺処分・埋却作業等の防疫措置を講じる上で

も、地域や行政機関等との円滑な連絡・指導体
制等の構築が重要であると考えております。こ
のため、今後、県といたしましては、より積極
的に地元市町村や関係団体等から情報収集を行
うとともに、企業経営体に対しましては、各市
町村に設置されております自衛防疫推進協議会
を通じて、各種会議・研修会への参加を呼びか
け、さらに連携を図ってまいりたいと存じま
す。

○福田作弥議員 今回、お互いに大変な苦労を
したわけではありますが、やはり宮崎県の畜産構
造をもう一回、どういう分野にどういう企業が
入っているかということをしっかり調査される
必要があると私は考えております。後ほどまた
お尋ねをいたします。

引き続き、口蹄疫問題のシリーズでございま
すが、まず、検査体制についてでございます。
10人ほどの皆さん方がこの本会議場で質問
されておりますから、答えはもう聞いておるわ
けではありますが、あの程度の対応でいいのかな
ということを私は考えております。実は、10年
前に本県で口蹄疫が発生し、また当時、ヨー
ロッパでBSEが猛威を振るっておったのであ
りますが、そのとき、議会で超党派で10人ほ
ど各党派から参加をして調査をいたしました。そ
のとき、事もあろうに、今考えますと、口蹄疫
の研究所の総本山、パーブライト研究所に行っ
ているんです。この議場には、まだ6人残って
います。議員が6人、私を含めて。そのときの
資料をずっと引っ張り出しました。何ら変わっ
ていないですね。ウイルスの感染力や経路の分
析も始まったばかりであると、まだあんまり進
化していないと、人間のインフルエンザのよう
に、人に感染するおそれがある病気と比べて研
究がおくれていると言うんですね。特に分析す

る体制が十分でなかった。10年前は、口蹄疫の型を特定するのに、イギリスまで検体を送っていたんですからね。今は東京の小平でできますね。これは進んだと思います。そこで、宮崎県がこれからも畜産を主軸とした農業を展開するには、検査や防疫体制が不十分であると指摘を受けておるのでありますが、これは外部の指摘でありますけれども、本県としては、どの程度の検査体制を考えられておるのか、いろいろ口蹄疫に関する緊急要望もここに出ているようではありますが、お尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の防疫対応を踏まえますと、蔓延防止を図るためには、現場における迅速な検査体制を整備することが、今後の大きな課題の一つであると考えております。県といたしましては、今回の一連の防疫対応の中で、多種多様な症例を経験いたしましたことから、今後、今回の防疫措置を検証した上で、症例集として取りまとめまして、関係者に周知するとともに、防疫マニュアルの見直しにも反映してまいりたいと考えております。特に最初の検査体制ということでございますが、やはり簡易キット、これの実用化が極めて重要だろうと思っております。現場での迅速な初期診断を行う上では非常に効果的でございますので、早急に実現するように、国に要望してまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 国への緊急提言にも出ているようではありますが、この簡易検査キット、もうヨーロッパでは常備されているんですね。当時、10年前も同じことが論じられたんですが、まだ宮崎県には入っていないですね。これはどれくらいの金額がかかるものですか。

○農政水産部長（高島俊一君） お尋ねの簡易キットでございますが、これは世界的に精度が

高くないということでございまして、ことし韓国で発生時点でも使用実績があるようでございますが、問題点といたしましては、精度が非常に低くて、陽性の事例を陰性と判定する可能性がある。陰性を陽性と判定するようなことがあれば、それは再チェックというふうなことができるんですが、陽性の事例を陰性と判定するというようなことで、精度が非常に低いものでございまして、まだ実用化には至っていないということで、国のほうに精度の高いキットをお願いしたいということで要望しておるといような状況でございます。

○福田作弥議員 まだ費用の面はおわかりでないようではありますが、とにかくにもウイルスの拡散の危険性から、検査については、なかなか現実には難しいというお話でございましたが、日本の南北に長い国土の状況を考えますと、イギリスでもそうではありますが、3カ所ぐらいの検査体制は必要だと言われております。ぜひ、それはどこにおいても、しっかりしたウイルス拡散対策をやらなければ、移動は難しいわけですから、その辺もこれからの研究課題として取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、これは西都の県民フォーラムでも知事が少しお話しされましたが、入国管理の強化、この議場でも質問が出ました。元WHOの公衆衛生管理官の藤倉さんが朝日新聞に寄稿されておりました。口蹄疫の再発防止の観点から、入国管理の強化をなささい。なるほどと思う点があるんですね。日本の近隣であります中国とか韓国などの近隣諸国は、口蹄疫が蔓延しているわけですね。常にある。そうしますと、人や物を介してウイルスが持ち込まれる可能性が十分にあるわけがあります。そこで、畜産業者、家畜生産者、獣医師、畜産技術者あるいは

農業畜産研修生、こういう方々については、大変失礼ではありますが、外国人であっても、あるいは日本人であっても、帰国されたときには、入国時検疫カードの申告をしていただくとか、あるいはこれらの方々が入国された段階で、故意に畜産地帯に入らないように、何らかの法的な措置を国や自治体がしなければ、また同じことが起こるのではないかという投稿がされておりました。私は、参考になると思って、知事の県民フォーラムでの発言と重ね合わせて、知事にお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 非常に重要な御指摘だと思います。国がどの時点で水際作戦ができるか、あるいは県、自治体はどういう対応ができるか、今後整理して、それは国にできることは国に強く要望していかなければいけないし、県ができる対応としては十分に検討していかなければいけないと思っております。

○福田作弥議員 今からのことであるとは思いますが、ぜひ手抜きなく取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、畜産関連の廃棄物の処理について、これも10年前、私どもは、本県に導入しようとしておりました鶏ふん発電所を、イギリスのスカンソープ市に議会で視察をしました。ところが、行ったところは、鶏ふん発電はされていなくて、肉骨粉の処理がされておりました。不思議だなと思ったら、当時、イギリスはBSEが蔓延しておりまして、その肉骨粉処理を、本来ならば飼料とかあるいは肥料に使う非常に高価なものでありますが、これをいとも簡単に燃していましたから、直感的にこれはBSEの発生で販売不能になった飼料用の肉骨粉の処理と感じたわけでありまして。本県も今回いろんな施策を口蹄疫が蔓延する中でとってきたのであり

ますが、この食肉処理場の廃棄する、ごみ・皮処理、内臓処理、これに大変困りました。宮崎県は1カ所しかありませんからね。発生地域以外に移動することに対して、非常に生産者初め関係者の抵抗が強かった。困難をきわめ、一時的に市内のエコクリーンプラザを使用したわけではありますが、巨大な食肉処理場が2つあるんです。都城が2つありますから、都城を入れると3つになりますが、私は、日常は畜ふんの処理、あるいは場合によっては可燃ごみの処理をしながら、非常時にはこういう食肉処理場の残渣の処理ができるような発電所を準備しておかないと大変なことになると、このように考え、以前から、こういう業務は企業局もやらないことはないなと考えておりました。今回も口蹄疫対策で、ファンドのほうに20億円のお金を工面いただいているようであります。ぜひ、時間がかかりますが、本格的なそういう畜ふん発電プラス食肉処理場の残渣処理ができる施設をお考えいただきたいと思っておりますけれども、企業局長の考えをお聞きしたいと思います。

○企業局長（濱砂公一君） 家畜の焼却も可能な畜ふん発電施設について検討してはどうかという御提言でございます。畜ふん発電施設につきましては、本県では全国に先駆けまして、鶏ふんを燃料といたします2社の発電施設が既に稼働しておりまして、また、先般の新聞によりますと、そのうちの1社が、国内初の牛ふんと鶏ふんを混合したものを燃料とする発電設備を導入するという報道がございました。御提案のありました家畜の焼却にも対応可能な畜ふん発電施設につきましては、焼却する前に、ウイルスの関係で、運搬とかあるいは解体とかあるいは水分を多く含むということで乾燥、そういう乾燥等の処理が必要となるなどの課題がござい

ます。私どもが新たな事業を行います場合には、県の事業、とりわけ公営企業として取り組む必要性とか、あるいは事業の安定性、将来に向けての継続性とか、そういうことを勘案する必要がございますが、いずれにいたしましても、今回の口蹄疫の発生を踏まえまして、国あるいは農政水産部におきまして、殺処分する家畜の埋却以外の新たな方法についても、何らかの検討がなされるものと存じます。そこ辺の状況も伺いながら、企業局内でも十分議論してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○福田作弥議員 局長は勘違いされて答弁されましたが、私は生体の焼却を言ったものではありません。食肉処理場の残渣の処理について大変厳しいものがあって、地域性がありますから、それを言ったのであります。もう一回、その辺を考えて、今後、検討をお願いしたいと思えます。あえて、用意がないようでありますから、答弁は求めません。

続きまして、産業構造・産地構造の転換について、この方針の中に述べられておりますが、この問題は、口蹄疫が発生する前から、本県においては、やはり畜種群と耕種群のバランスをとろうということで、随分以前からこの会議場でも議論をされてきたところでありまして、当時は畜産のウエートが55%ぐらいでしたから、今ちょっと上回っていますね、57~58でしょうから、実現していないんですね。むしろ高まった。私は、今回は以前の検討段階とは違うと思うんですね。その密度の高い児湯地区が壊滅したわけでありますから、この際、本腰を入れて取り組まなければ、私はもう二度と畜種群と耕種群のバランスをとることは難しいと考えておりますが、農政水産部長、どのようにお考えで

すか。

○農政水産部長(高島俊一君) 議員御質問のとおりでございます。耕種部門と畜産部門とのバランスをいかにうまくとっていくか、こういうことが重要でございます。今回も加工施設等の整備等につきましても、いわゆる畑地の露地栽培等も踏まえた、そういう展開を図っていかねばならないということで、予定もされておるわけでございます。私どもは、そういう計画にも全力で国のほうに働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

○福田作弥議員 この基本方針に書いてあります内容は本当に立派です。これを100%とは言いませんが、かなりの部分実行していただければ、宮崎県の畜産の再生は言うに及ばず、宮崎県の農業の発展につながるということで、私は非常に大きな期待を寄せておるんですが、なかなか進まないのが現実ということを、この30年間にわたる長い農政活動で実感いたしております。しかし、今回はゼロからのスタートでありますから、ぜひ取り組んでほしいと思うわけであります。

さて、冒頭お尋ねをいたしました企業畜産の問題であります。今、宮崎県の畜産のウエートを牛、豚、鶏、これで見ただけ、ざっとどういう比率になっているのか、農政水産部長、お聞きしたいんですが。

○農政水産部長(高島俊一君) 申しわけございません。ただいまその資料は手元にはございません。また後ほどお知らせしたいと思います。

○福田作弥議員 先般、私がいろんな方面でお聞きしたところによりますと、豚と鶏については、圧倒的に企業畜産だということをお聞きいたしました。特に牛については、家畜市場の運営等もございますから、農家個々の経営が

多いんですが、きょうは鶏は触れませんが、豚については、圧倒的に企業畜産ですね。なぜ宮崎県はこのように企業畜産がふえたのか、それを私なりに自問自答したんですが、私も長い間その席におりましたから、わかりました。なるほどなど。飼料の供給がやはりそれにつながっていくんですね。経営が厳しくなる、そうすると、いつの間にか飼料供給、上部はインテグレーションでありますから商社につながっていくわけですが、その傘下に入って雇われ畜産をするようになります。でありますから、今回の豚だけに限ってみますと、70%以上の頭数が企業のものであったと。この辺から、冒頭、知事にお尋ねをしました、いわゆる企業畜産の壁があったということをお聞きしたわけでありまして。でありますから、今回の再構築、再生に当たっては、ゼロからのスタートでありますから、この企業畜産の問題、なにかんづく養豚の問題にしっかりと対策を打たなければ、また同じようなつらい目に遭うと考えるのでありますが、そのあたりは知事、担当部からのいろんなレクチャーは上がっているのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 意見交換はさせていただいているところであります。企業畜産については、適正規模であるかどうか、あるいは議員御指摘のように、地域ぐるみの消毒等に参加していただく、あるいは定期的な立入検査をするとか、そういったものの改善がこれから図られるべきだと考えておるところであります。

○農政水産部長（高島俊一君） 先ほど御質問がございました企業畜産の関係でございますが、県内の企業畜産、いわゆる農業法人数は、平成22年1月1日現在で、酪農が14経営体、肉用牛が89経営体、養豚で111経営体、ブロイラーと採卵鶏を合わせた養鶏で89経営体となっております。

ります。特に養豚、養鶏では、全飼養戸数に占める法人経営体は20%弱を占めており、他畜種と比較して高いウエートを占めております。先ほどの件は以上でございます。

○福田作弥議員 部長に答弁を求めなかったんですが、今、飼養戸数でおっしゃいましたね。やっぱり実態は飼養頭羽数ですね。これを見ないと実態はわからないんですよ。その辺をひとつ念頭に、対策をとっていただきたいと思いません。

それから、粗飼料対策についてお聞きをしたいと思えます。何回も質問が出ましたが、私は、かなり前回の口蹄疫から粗飼料対策が本県では進んだと考えておまして、90%近くに来たと言われております。しかし、これは稲わらだけではございません。稲わらが一番良質な粗飼料になるんですが、粗飼料を100%自給することによって、海外から、物について、飼料について口蹄疫のウイルスが本県に入ってくることをシャットアウトする必要があると考えております。そのためには、飼料用の稲、それからもう1つ加工用の稲、この2つを、今、国の手厚い助成があるうちに体系づくりをとっていただきたい。特にことしの米の状況を考えますと、主食用の米の価格もかなり安いですから、必ず主食用の米の作付と同じような収益の上がる対策ができるはずであります。そのためには、何回もお話を申し上げますが、低コストの米栽培、田植えをしない直まき栽培、こういうものを飼料用稲やあるいは加工用稲に導入しない限り、決して採算ラインに乗りません。この取り組みもこれを機にぜひお願いしたいんですが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 粗飼料の自給は、安全で安心な畜産物を生産する上で大変重

要でありまして、飼料生産受託組織の育成や飼料用機械の導入支援等により、粗飼料の生産拡大を図ってきたところでございます。現在、飼料生産受託組織が38集団組織化され、トウモロコシや牧草等の飼料作物の作付面積は、全国3位の3万900ヘクタールとなり、粗飼料の自給率は、先ほどお話がございましたように、90%に達しております。県といたしましては、今後とも、水田利活用自給力向上事業や6月補正で措置いたしました県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業などを活用いたしまして、飼料用米等のさらなる作付拡大を図り、現在90%の粗飼料自給率を将来的には100%を目指して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○福田作弥議員 飼料用の稲につきましては、そのように取り組みをされているようですが、加工用米であります。これは商工観光労働部に関係あると思いますが、熊本県が蒲島知事を先頭に、今、大々的に米粉パンの宣伝を始められます。九州島内のコンビニは、ほとんど熊本県産の米粉入りのパンが並んでおります。それもトップメーカーの山崎製パンを利用してやっておりますから、かなり私は取り組みが強いなというふうに感じておるんです。その対策が本県は全くないんですね。米粉を製造する工場がない。熊本は、国の助成金を引っ張り出して早目につくった。今回、農商工連携の一環として、農業団体の搗精工場と商系の搗精工場が合併して、ミヤベイ直販ができましたね。この新工場、農業試験場の東側にできるんですが、ぜひ、ここに微粒子の米の製粉ができる機械の導入をして商品化を図りたい。そのためには、農商工連携が大事であると思いますが、商工観光労働部長、どのようなお考えをお持ちですか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内の米粉の流通量でございますが、玄米換算で約114.2トン、これは平成21年、そのうち県内で加工しているのは19.2トンでございます。今、議員がおっしゃったように、例えば学校給食用なんかは熊本県内で加工されていると、こういう実態があります。現在、食品開発センターにおきましては、米粉食品の普及拡大を図るため、関係部局や関係団体と連携しながら、米粉の製造技術あるいは加工食品の開発等に取り組んでいるところでございます。本県においては、原料となる米粉のほとんどを、先ほど申し上げましたように、県外の業者に頼っている状況でございます。今後は、県内企業への米粉の加工技術の移転を進めるほか、農商工連携事業等を活用しまして、新商品開発、販路開拓等の支援等を行ってまいりたい、こういうふうに考えております。以上でございます。

○福田作弥議員 農政水産部長、設備の導入はどうですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 米粉用米につきましては、米の消費拡大や食料自給率の向上につながるとともに、稲わらが粗飼料としても活用できることから、その生産振興は非常に重要と考えております。このため、県といたしましては、戸別所得補償モデル対策を活用した生産促進や生産コストの低減等による原料米の低価格化、県内における製粉調整から利用に至る安定供給体制の検討などに取り組んでいるところでございます。あわせて、米粉用米の生産振興を図るためには、より一層、米粉の需要拡大が必要であることから、学校給食における米粉パンの導入支援や学校の利用拡大に向けた民間のパン業者との連携、うどん用めんの新たな活用方法を検討しているところでございます。

が、施設整備につきましては、まだまだという段階でございます。

○福田作弥議員 やはり施設整備が先に来ないと、米粉ができないわけでありますから、早急に取り組んでほしいと思います。

次に移ります。細島港の重点整備が国から打ち出されました。今まで県は、重要港湾が県内に3つありますから、大変悩ましいことございまして、重点港の絞り込みがなかなかできなかったと考えております。これは昨年12月の議会でも質問をいたしておりますが、幸い国のほうから指定がなされましたので、私はこれを機に、本県の物流の再構築をもう一回考えるべきだと思います。細島を県内物流の基幹港として考え、これに陸上を東九州自動車道の開通により加えることができるわけでありますから、この一貫輸送体系をぜひ構築する必要があると考えておるのでありますが、どのような構想をお持ちなのか、県民政策部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○県民政策部長(山下健次君) 細島港が全国43の重点港湾の一つに選ばれたことによりまして、今後、細島港の整備が進むものと考えております。その結果、大型船の寄港あるいは航路の増便等への対応が可能となりまして、物流の効率化に寄与することになると考えております。県といたしましては、一昨年、平成20年7月に、知事を本部長といたしまして、各部長を本部員とします物流対策推進本部を設置して、産業界からのヒアリングあるいは物流量の調査などにより実態把握に努めますとともに、荷寄せへの支援、生産拡大の取り組み、インフラの整備、これを県としての物流対策の軸に据えまして、方向性をまとめたところでございます。細島港の整備については、このインフラ整

備というところに係ると存じます。大消費地から遠隔地にあります本県にとりましては、物流の効率化は重要な課題であると認識しておりますので、今後とも、県と産業界との役割分担のもと、部局横断的に取り組んでまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 十年一日のごとりの答弁でございまして、毎回同じような答弁をいただいておりますが、私は、過去あったものがなくなっているわけでありますから、この再構築をやりたいとお願いしているんですね。過去、何回も他県の事例等も紹介し、お願いしているんですが、実際、調査はされたんでしょうか。

○県民政策部長(山下健次君) 再構築の中身がちょっと判然としませんけれども、この物流対策推進本部の際には、調査といたしましては、県内の物流の実態あるいはそれぞれの流通関係の方々からのヒアリング、こういったことを調査したところでございます。

○福田作弥議員 担当者がくるくるかわりますから、私も長くこれに取り組んできておりますが、テクノスーパーライナーの挫折以来、全く進展していないんですよ。本県の重要課題でこれほどおくらしているものはないんですね。例えば、農畜産物の輸送コストは、卸売市場価格の25%かかるんですね。運送するだけで、大消費地に持っていきますと、25%が飛んでしまう。後に、流通経費——流通手数料ですね、それから包装経費を抜きますと、5割ですよ。一生懸命苦勞してつくった青果物等が、市場で競り価格の5割にしかならない。そういう状況を考えますと、真剣に物流対策に取り組んでもらいたい。1部で、あるいは関係部の連絡調整会議だけではだめだ、こういうふうを考えまし

て、この際、海上輸送を軸にした本県物流の再構築のための専門部署を設置して、関係者が県はだめだなどと言っているんですから、関係者に県のやる気を示す時期だと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 大消費地から遠隔地にあります本県にとりまして、物流の効率化は重要な課題であると認識しております。また、物流は、農林水産業を初め産業全般にわたりまして、荷主や運送事業者など関係先が多岐にわたりますことから、庁内の関係部局間のもとより、民間事業者の実情も十分把握しながら、施策を進めることが必要であると考えております。このため、庁内には物流対策推進本部を設置いたしまして、部局横断的に物流対策に取り組んでいるところでありますが、御質問の組織につきましては、より効果的な推進体制のあり方という観点から、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

○福田作弥議員 過去あったものが、もう10年以上も実現していないんです。専門部署をつくって推進する以外に方法はないと考えますから、知事の強力なリーダーシップをお願いする次第であります。

もう一つ、JRの貨物基地であります。海上輸送が県北の細島に一応内定するとすれば、やはり貨物の発生地はこの中央部が多いですから、小口貨物としてJRの基地を再生整備する必要がありますと思います。この点について、これも長らく頓挫しているんですが、県民政策部長、今も研究は続けておられるんでしょうか。

○県民政策部長（山下健次君） やはりこういった基地をつくる際には、当然需要と供給との関係で決まっています。JRも当然、相当の資本投下を迫られるということでございま

す。当然出と入りの貨物がそれなりにないと、やはり産業としては成り立たない、事業としては成り立たないということで、物流業者も当然考えておられる。私どもも、その点はずっと追跡をしているといえますか、引き続き検討しているところでございます。

○福田作弥議員 京浜のカーフェリーとJRのコンテナ基地がなくなったことによって、貨物発生地で、東京でせっかく築いた販売の市場を今失いつつある、これがいわゆる農業団体の実感であります。以前あったんですから、荷物が減っているわけじゃないんですよ。工夫ですよ。ぜひ、この海上の京浜航路の問題とJR貨物のコンテナ基地については、もう一回、本腰を入れて取り組んでいただくことを要望いたす次第であります。

最後になりますが、知事の政治姿勢について、通告をしておりましたから、一通りは触れないといけないと思います。

次期知事選の出馬の有無について、既に10人の登壇者のうち9人の議員が入れかわり立ちかわりお尋ねしたのであります。まだ熟慮中とのことでありますので、私はあえてこのことには触れません。ただ、私は知事がいかなる判断をされようとも、また、どのようなポストにつかれようとも、政治家としての第一歩を記された宮崎県のことを忘れられることはない、このように考えております。例えば、国会議員の場合は、立場上、口蹄疫の問題はもとより、県政全般についての目配りができる。また、これも巷間うわさされる問題であります。都知事にもしなられた場合は、大消費地東京で、本県のトップセールスマンとして、今まで以上の役割を担っていただけると私は期待するんです。知事、このような考えはどうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 大変申しわけないですが、今、出処進退については熟慮中でございますので、もうしばらくお時間をいただければと思っております。

○福田作弥議員 私の質問は熟慮する問題ではなかったんですが、残念ながらお答えがないようであります。これ以上はお尋ねいたしません。

それでは終わりたいと思いますが、最後に、きょうは口蹄疫シリーズでございましたから、運よく残った名種雄牛、そして繁殖雌牛群、全国に誇れる畜産技術陣、そして畜産農家、県・市町村行政、JAグループ、宮崎牛、豚の販売流通に携わっておられる皆さん、一致団結して、みんなで宮崎の畜産の再生を図りましょう。そして、ともに悲しみ、励ましてくれた全国の皆さんに、再生・復興の誓いを申し上げて、私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。新みやざきの田口雄二でございます。まず初めに、口蹄疫による甚大な被害を受けられました畜産農家や関係者の皆さん、そして間接的に被害を受けられた皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。また、県内はもとより、全国から猛暑の中、応援に駆けつけてくれました皆さんに、感謝とお礼を申し上げます。畜産農家の皆さんを初め、関係各位の一日も早い復興を祈念申し上げます。県議会も復興・再生に全力を尽くしてまいりますし、二度とこのような被害が発生しないように、万全の体制を構築していかなければなりません。さらに、国に対して、財政的な応援もしっかりと要請してまいります。

さて、私の住む延岡市は、60カ所を超える県内一多くの消毒ポイントを設置し、延べ3,000人以上のボランティアの応援が功を奏したのか、口蹄疫の発生は幸い食いとめることができました。もちろん、それでも畜産農家への影響は大変大きいものがありました。また、宗茂さんが「モスクワオリンピックに日本が参加辞退したときよりも残念である」と言った、2～3万人の観客となる陸上競技の記録会「ゴールデンゲームズinのべおか」の直前での中止を初め、まつりのべおか等々、市民が楽しみにしていたイベント等が次々に中止され、経済的にも大きな打撃を受けました。そんな中、実習用の牛、豚が殺処分された高鍋農業高校の田村主将の始球式で始まった甲子園、延岡学園高校が口蹄疫の影響で対外試合ができなかったにもかかわらず、県代表として大活躍をしてくれました。初戦は隣県、大分工業高校との延長戦を制し、2試合目も延長戦の末、強豪校の仙台育英高校に残念ながら敗れたとはいえ、その戦いっぷりはすばらしく、打ちひしがれていた県民に大きな希望と元気を与えてくれました。選手諸君に心から感謝したいと存じます。また、この延岡の夏を締めくくるように、8月29日の夕方から、延岡のメインストリートを歩行者天国にし、口蹄疫からの復興イベント「元気のべおか復活市民焼肉大会」が開催されました。私も家族で参加し、宮崎牛を堪能いたしました。途中からどしゃ降りになるあいにくの天候にもかかわらず、予想された5,000人を上回る約7,000人の参加者で、復興への熱い思いがみなぎり、改めて延岡の市民力を実感することになりました。県内各地で同様のイベントが実施あるいは予定されています。この思いがある限り、宮崎の再生・復興は、県民総力戦で必ず乗り切れると確信

いたしました。

さて、4月に新しい会派「新みやざき」を結成して以来、私にとりましては初めての質問となります。今までの民主党だけの会派のときは、宮崎市と延岡市だけの選挙区、狭いエリアでの選出でした。今回は、日向市、西都市、西米良村、都城市、小林市選出の仲間と一緒に、都市部から中山間地まで県内を広く網羅できる会派になりました。広く多くの県民の声を県政に反映できますよう、積極的に活動してまいります。当初は、生まれも育ちも違うような3つの会派が一緒になって、うまくやっていけるもんか等々の冷ややかな声があったことはもちろん存じています。しかし、ある意味での異質、逆に違った経緯でやってきたことがいい刺激となり、今までにない会派の勉強会や視察、別の角度からの問題点の把握の仕方等々、大変いい効果が出ています。今回の未曾有の被害の出た口蹄疫の対策にしても、新会派で相次いで首相や関係大臣、民主党役員等に陳情に行き、また、関係団体から口蹄疫被害とその復興対策の要望を聞くなど、一丸となって積極的な活動を行ってまいりました。さらに、違った角度から着目し、活動してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、一日も早い再生・復興を祈りつつ、通告に従い質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

昨年の8月31日の総選挙で勝利し、9月16日に鳩山新政権が発足し、歴史的な政権交代が行われました。国民の大きな期待を受けてスタートいたしました。経済状況が極めて悪く、大きく税収が落ちる中、860兆円を超える借金を引き継いで、初めての政権運営を行いました。そ

して、本年7月には、政権交代後、初の国政選挙が行われ、結果は民主党政権にとって大変厳しいものになり、知事にも「民主党に鉄槌が食らわされた」と批判されました。衆参両院で多数派が異なるねじれ国会となり、難しい政権運営を余儀なくされることとなりました。消費税関連の首相発言、政治と金の問題、米軍普天間飛行場の移設問題、マニフェストの実行状況等々に、国民の批判があらわれたものと思います。しかし、選挙区、比例区ともに総得票数は自民党を上回っており、自民党が復調したというより、民主党に期待を込めて猛省を促したものと考えていいのではないかと考えています。今後、国民の声に謙虚に耳を傾け、丁寧な政権運営を実行していかなければ、国民の信頼を取り戻せません。しかし、昨年の衆議院選挙では、全国一おこなっていると言っても過言ではないインフラ整備しかできなかったにもかかわらず、自民党の国会議員を初め保守系の皆さんより、民主党政権になったら、本県の高速道路建設はストップし、細島港の予算も削られ、地方に明るい未来はないかのように散々流布されました。しかし、結果はどうでしょうか。7月17日の東九州自動車道の西都一高鍋間の開通、12月4日の門川一日向間の前倒しの開通予定、参院選の結果にもかかわらず、細島港の重要港湾指定と概算要求44億円、高速道路の一部無料化で幹線道路の大幅な渋滞の緩和等々、県民が実感できるインフラ整備の進捗状況ではないでしょうか。政権交代後のこの1年、民主党政権を知事はどのように評価しているのか、率直にお伺いをいたします。

次に、知事任期も残すところ4カ月となりました。私は、県議初当選直後の6月議会、この議会から質問が一問一答式になったのですが、

このとき、知事のマニフェストの達成について、知事と議論させていただきました。スタートする時点で、知事の「マニフェストは60%達成できればいい」という発言に関連してです。

「始める前から60%発言はおかしい。県民との約束のほごだ」と、知事の認識を伺いました。それに対して、知事は「達成に全力を尽くす義務がある。達成率を高めるには初めから数値目標を低く設定すればいいが、目標を高く掲げ、その達成に向けて一生懸命努力するのが政治家のあるべき姿と私は考える」と御答弁いただいております。その評価をしなければならない時期が近づいております。リーマンショックの経済の激震があり、自然災害がありと、財政状況がさらに厳しくなり、選択と集中を余儀なくされました。その上に、本県を襲った口蹄疫、想定外のことも連続いたしました。知事御自身は、マニフェスト、つまり「新みやざき創造計画」の達成度に関して、どのような自己評価をなされているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。残りは自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

政権交代後の民主党政権に対する評価についてであります。1年前に、国民目線の政治、政治主導、地域主権への転換等を掲げて誕生した民主党政権に対し、私も多くの国民と同様に、それまでの政治からの変化・変革を大いに期待したところであります。この1年間、さまざまな改革や政策に意欲的に取り組まれる一方で、短期間で総理の交代が行われたことや、さらに党の重要課題に位置づけられた地域主権改革の停滞など、懸念を抱かざるを得ないところもあります。しかしながら、我が国の現状は、経済

・雇用対策、財政再建、中長期成長戦略、社会保障制度の確立、外交・防衛問題など、国家の重要課題が山積しておりまして、さらに待ったなしの状況にある地方の疲弊、そして口蹄疫被害からの再生・復興に向けた本県の状況を考えますと、民主党さんには、地方の声、地方の実情を踏まえ、政治的リーダーシップを発揮していただき、さまざまな政策にスピード感を持ち、果敢に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、マニフェストの評価についてであります。マニフェストの達成がいかに困難であるか、難しいかについては、民主党さん自身が一番おわかりかと思っております。私は、マニフェストは、目標を少し高く設定し、そこに向かって全力で取り組んでいくことが重要であると考えております。私自身、これを実行してきましたし、残りの任期も、当然その達成に向けて努力をしてまいりたいと考えております。現時点でマニフェストの全体評価は行っておりませんが、私のマニフェストをベースにした「新みやざき創造戦略」の重点項目56項目のうち、Aが23項目、Bが32項目とした外部評価の結果は、私の成果のとらえ方とおおむね一致しているところであります。マニフェストに掲げました項目のうち、例えば医療提供体制の充実とか企業誘致などについては、全国的な医師不足や世界的な景気後退の影響があったとはいえ、県民生活の安定や向上を図る上では、もう少し成果を上げるべきという思いもあります。一方で、県政への信頼回復や宮崎のブランド力向上などについては、一定の成果を上げられたのではないかと考えておるところであります。いずれにいたしましても、マニフェスト全体の取り組みや成果につきましては、今後、検証を行

い、その結果を公表してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。マニフェストに関しましては、民主党も負けないように全力で頑張りますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、国が経済対策の一環として設置された基金の活用について、総務部長にお伺いいたします。前政権時代にばらまきと批判されながらも、生活対策、経済危機対策として、一昨年度、そして昨年度と、国からの交付金によって、期間限定の16の基金が設置されています。地方にとりまして、財政状況が逼迫している中、合計で533億円の積立額があります。しかし、年度後半に交付されたということもありますが、5月31日時点で約92億円しか執行されておられません。17.3%の執行率です。期間内に執行できなければ、残った基金は国に返還しなければなりません。せっかくごちそうを用意していただいたのに、食べられずに取り下げられてはたまりません。味がよくないのか、食べにくいのか、どちらにしても、この基金の活用を今後どのようにお考えか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 国の生活対策、経済危機対策によりまして設置しました16の基金、御指摘のとおり、21年度末での執行は約17%にとどまっております。これは、国からの交付が年度後半となったものが多かったことや、例えば「安心こども基金」のように、国が定めました対象事業メニューが細かく規定されている上に、そのメニュー間の流用が認められなかったなどの理由で活用しづらいものもあったこと等によりまして、全体的に執行がおくれているところでありまして、その後、制度改善等

もありまして、平成22年度末での執行率は88.2%を見込んでおります。今後とも、基金に係る期間の延長や制度の改善について国に要望しますとともに、基金残額を国に返還することのないよう、活用期間までの全額執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田口雄二議員 先ほども申しましたように、せっかく国が用意してくれた基金でございますので、しっかりと全部使うように、また市町村とも十分連携をとりながら進めていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、医療福祉行政について、福祉保健部長にお伺いいたします。

本県の医師の偏在による宮崎市を中心とする県央地区以外の医師不足は深刻な状況です。1つには、本県唯一の医師の養成機関である宮崎大学医学部に本県出身者が少なかったことが挙げられます。その打開策として、本県の地域医療を担う人材育成のため、平成18年度から宮崎大学の医学部に地域枠10人を設置いたしました。その後、特別枠5人もさらに設定し、本県出身者の比率は急速に拡大してきました。このまま順調に推移して、医師不足の解消につながってほしいと思っていたところ、地域枠に合格者がわずか2名というのが2月議会で問題視されております。本県の出身の入学者が相当減少したのではないかと心配されますが、では、宮崎大学医学部に本県出身者は今年度、一体何人入学したのか、また、ここ数年と比較して動向はどうであるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本年度の宮崎大学医学部入学生110人のうち、本県出身者は34人となっております。また、平成17年度が16人

であったのに対し、地域枠が導入された平成18年度以降は30人前後に増加しております。受験者数につきましては、本年度の受験者553人のうち、本県出身者は130人となっており、ここ数年、おおむね100人から150人程度で推移しているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。昨年同様の入学者と聞いて安心しました。地域枠で受からなかった方も一般入試で受かったというふうに聞いておりますので、その後、いろんなことで努力されたんだと思っております。地域医療を担う医者として、早く育ってほしいものと思っております。よろしく願いいたします。

次に、県立病院の決算見込みに関連して、病院局長にお伺いいたします。県病院局は、8月9日に3つの県立病院の決算見込みを発表いたしました。全体の収支は11億2,800万円の赤字で、前年より大幅に赤字が増加しています。特に医師不足でいつも問題になる延岡病院の赤字が突出しており、8億5,000万円の赤字です。市民が努力してコンビニ受診を自粛し、延岡病院の外来患者が大きく減少いたしました。疲弊している激務の医療スタッフには非常にありがたいことであるにもかかわらず、これが収支の悪化の一因となっています。しかし、最大の要因は、医師不足により休診している科が多く、入院患者が大きく減少していることです。2006年度からの中期経営計画の最終年度の本年度の黒字化は、大変高いハードルになってしまいました。医師の確保が最善の収入の上昇につながるのですが、それが一番難しい状況の中、今後、収支の改善をどのように努めていくのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 収支の改善、い

わゆる経営の健全化ということであろうと思えますけれども、御指摘のありましたように、平成18年度以降、中期経営計画を定めまして、毎年度、重点項目を掲げて取り組んでおります。こうした大きな取り組みと申しますか、こういったものはさらに推進しながら、今年度は大きく2つの視点から取り組んでいるところでございます。まず、その1つの収益の確保でございますが、今年度、診療報酬の改定が10年ぶりにプラス改定となりました。こういった診療報酬制度への的確な対応はもとより、いわゆるコンビニ受診自粛の取り組みや、地域の医療機関、医師会等との連携等によりまして、専門性の高い高度・特殊医療への特化を図り、診療単価の増額に努めているところであります。また、もう1つの視点、費用の節減でありますけれども、業務委託の推進や薬品、診療材料、医療器械等の共同購入、後発医薬品の採用の推進など、一つ一つは地道な小さな取り組みではありますが、常にコスト意識を持って徹底的に見直しを図った結果、その積み重ねによりまして、中期経営計画の目標を上回る成果を得ているところであります。経営改善を着実に推進していくためには、このような職員一人一人の主体的な取り組みが最も重要でありますことから、より一層、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、引き続き、職員総力戦で経営の健全化に取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。先ほども申しましたように、医師の確保が安心・安全につながるのと同時に、収支の改善に一番の特効薬であることはわかっているのですが、それが一番難しい状況です。小さな積み重ねに職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ところで、先ほどもちょっと話が出ましたが、収支の改善に期待が寄せられる診療報酬の改定についてお伺いいたします。新政権の意向を受けて、中央社会保険医療協議会で2年に一度の診療報酬の見直しがなされ、今年度から実施されています。地域医療の崩壊を食いとめるため、特に深刻な状況の救急医療や産科・小児科医療の報酬が手厚くなりました。今年度からの診療報酬改定が県立病院の収益に与える影響はどれくらいの増収が見込めるのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 本年4月に実施されました診療報酬改定のうち、医師の技術料などに当たる本体部分の改定率が1.55%のプラス改定となっております。県立病院への影響につきましては、平成21年度の入院・外来収益が206億円余でありますので、この改定率に相当いたします1.55%収益がふえると仮定いたしますと、おおむね3億円程度の増収が期待できるのではないかと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。昨年同様の入院・外来と想定しての試算ではありますけれども、3億円も収入がふえるというのは非常にありがたい話だと思っております。少しでも赤字の減少につながってほしい、そのように考えております。

次に、抗生物質が効かない多剤耐性菌の感染対策についてお伺いいたします。インドやヨーロッパで感染が広がり、抗生物質がほとんど効かない多剤耐性菌が、相次いで国内で検出されています。抗生物質が全く効かないというのと、とんでもなく恐ろしい耐性菌のように見えますが、健康な人にはそれほど心配はしなくてもいいようです。ただ、免疫力が落ちた病人や高齢者には死に至る危険性があります。帝京大学病

院や獨協医科大学病院等々では感染患者が確認され、多くの死者も出ています。言い方は悪いのですが、もともと体調の悪い方が病院にいますので、さまざまな菌が病院には集中していると思います。体調が悪い方がいるわけですので、免疫力が当然低下している方が病院は多いと思います。このような環境の中で、本県の高度医療を担う県立病院の院内感染対策はどうなっているのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院におきましては、院内感染を防止し、安全な医療を提供するために、「院内感染対策マニュアル」を作成いたしまして、日ごろから職員一人一人の対策の徹底を図っているところであります。また、各病院長をトップといたします院内感染対策委員会を毎月1回開催いたしまして、院内における耐性菌の検出状況や重大な感染症の発生状況等を把握し、全職員への情報提供を行いますとともに、研修会や講習会を年に数回実施しているところであります。このような取り組みによりまして、基本的な事項といえますか、こういったものを常に再確認し合ひまして、常に危機意識を持って万一に備えているというところでございます。仮にですけれども、万が一、院内感染が発生した場合は、この委員会が関連部署と協力して、速やかに感染防止対策に当たることにいたしております。今後とも、予防対策に万全を期しまして、県民の皆様へ安全・安心な医療の提供に努めてまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 同様の質問を福祉保健部長にさせていただきます。一般の医療機関におきまして、院内感染対策については、どのような指導をなされているかお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 院内感染対策につきましては、従来から、原因となった病原体の特徴や対策に関する情報を県内医療機関等に提供し、院内感染防止対策の徹底を指導しております。今回発生した多剤耐性アシネトバクター属菌による院内感染に関しましても、国からの通知を受け、日常的な医療環境や医療機器の消毒の徹底など、感染防止対策について、直ちに医療機関に周知したところであり、また、毎年実施しております医療法に基づく病院等への立入検査において、十分な院内感染防止対策の体制がとられていない施設に対しては、改善指導を行っているところでございます。

○田口雄二議員 病気やけがを治しに病院に行き、もっと病気が重いものになっては仕方ありませんので、院内感染対策、しっかりとお願いいたします。

次に、児童虐待に関しまして何点かお伺いいたします。先日、ホストクラブにうつつを抜き、育児を放棄し、3歳と1歳の幼い子供2人を1カ月以上もマンションに放置し、水も食事も無い部屋でごみに埋もれるようにして死亡していた事件が発覚いたしました。そのほか、三世同居した1戸建ての家で、医療に携わる看護師の母親が幼児に食事を何カ月も与えない状態で助け出されましたが、脳に大きな障害が残り、現在の医学では回復の見込みがない植物人間状態になってしまいました。また、1歳2カ月の幼児を木箱に閉じ込め、窒息死させた等々、胸が痛くなるような虐待事件が相次いでいます。本県においても、昨年、虐待等により幼い命が2人奪われています。厚生労働省によると、2009年度で全国の児童相談所が対応した児童虐待事件は、これまでで最多の4万4,210件、10年前の4倍にもなっています。ただ、10

年前はまだ社会的な関心も低く、その後、2000年に児童虐待防止法が施行され、社会的な認識も高くなり、通報がふえたこともあり、単純に増加したとは言えませんが、深刻な虐待に進んでいるとしか思えません。2008年に児童虐待防止法が改正され、児童相談所の家庭への立ち入りも強化されました。にもかかわらず、悲惨な事件は一向に減ることがなく、残虐性が増しています。本県においても、昨年の死亡事例を検証し、再発防止対策も進めていますが、改めて本県の児童虐待事件の現状と虐待の種別、通告経路について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度の児童虐待の通告件数は、前年度と比較して78件増の365件と、全国同様、過去最多となっております。虐待の種別としましては、保護の怠慢ないし拒否が143件と最も多く、約4割を占め、次いで身体的虐待が128件、心理的虐待が74件、性的虐待が20件となっております。通告経路の内訳としましては、近隣知人からが最も多く76件、次いで市町村が69件、学校が62件、警察が26件、医療機関が17件等となっております。さらには、虐待者本人である実母からも21件の通告を受けております。

○田口雄二議員 今、御報告ありましたように、通告した中に虐待者本人である実母からというのもありまして、これは21件あります。これがまた虐待の問題の複雑なところだと思っております。前年と比較して78件増の365件と御報告いただきましたが、この365件の内訳、年齢別と主たる加害者はだれなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 365件の通告件数のうち、虐待を受けた児童の年齢構成につき

ましては、自分で被害を訴えることの難しい就学前の児童が166件で約半数を占め、続いて小学生が120件、中学生以上が79件となっております。また、主たる虐待者につきましては、実母が206件で約6割を占め、続いて実父が69件、継父や継母等その他の家族によるものが90件となっております。

○田口雄二議員 次に、児童虐待の対応についてですが、関係するさまざまなところと児童相談所との連携強化によって防止していかなければなりません。学校や警察、医療機関や地域との連携等々が考えられますが、児童相談所と警察、学校との連携について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 児童相談所と警察との連携につきましては、本県は、全国でも早い時期から、情報の共有化と連絡体制の明確化等の取り組みを進めまして、緊急性のある場合などには、管轄の警察署に援助の要請を行うことができるよう体制を整えてきたところでございます。また、学校との連携につきましては、健康診断や日ごろの生活指導の中で虐待が発見されることも多いことから、校内における児童の安全確認や保護に協力をいただくとともに、リスクのある家庭の見守り等を連携して行っているところであります。県としましては、虐待を受けている子供の早期発見や適切な保護を行うため、関係機関が参加する要保護児童対策地域協議会を積極的に活用しながら、引き続き連携強化に努めてまいります。

○田口雄二議員 児童虐待につきましては最後になりますが、世代間連鎖の予防についてお伺いいたします。児童虐待の複雑なところは、DVと似たところがあります。身体的なことは当然ですが、目には見えない精神的に与える傷が

非常に深く、虐待を受けた子供が親になり、今度は自分の子供に虐待をする世代間の連鎖につながる例が多いということです。虐待で児童擁護施設に入所している子供の親は、自分自身も子供時代に虐待を受けていた割合が高い調査があります。虐待で心を痛めた子供には、十分なケアをしないと連鎖していくことになり、この連鎖の予防が重要です。現在、虐待を受けた子供たちの心のケアはどのような状況か、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 虐待を受けて育った人が他人に攻撃的になる事例は、本県の児童福祉の現場でも報告されております。虐待を受けた者のすべてが虐待者になるわけではありませんが、早いうちに適切なケアと家庭支援を行うことにより、このような負の連鎖を断ち切ることができると考えております。このため、児童相談所では、虐待を受けた児童に対し、通所や一時保護による継続的なカウンセリング等を行うとともに、虐待を行った親に対しても、養育方法の指導や家庭の環境を整えるための支援を行っているところであります。県としましては、今後とも、児童相談所の専門性の向上と体制の強化を図るとともに、精神科医などの専門家との連携強化に努めてまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。不幸な子供が一人でも減るように、しっかりと対策をよろしくお願い申し上げます。

次に、林業の活性化につきまして、環境森林部長にお伺いをいたします。

林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、経営者の高齢化、後継者不足等々、大変厳しい状況であります。しかし、中国が日本を上回る世界最大の丸太輸入国になり、一方で、輸出国であるロシアや東南アジアが資源保護に乗り出

し、新たな可能性が見えつつあります。また、新政権も国内の林業再生を重要な政策の一つにしており、木材の自給率の向上に後押しがなされます。そのような中、昨年の12月議会で、私は県産材を公共的な場所で積極的に使ってほしいと要望させていただきました。それに対しまして、環境森林部長より、「飢肥杉を活用したいすやテーブルなどが商品化されており、その一部を宮崎空港のオアシス広場や東京で実施した知事のトップセールス会場に展示しPRした。今後とも、宮崎空港などの展示効果の高い公共的空間におきまして、飢肥杉を使いたいすやテーブルなどの設置を含めました県産材の利活用を促進してまいりたいと考えている」と回答いただいております。その後、県産材の活用は進んでいるのか、その取り組みを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県産材の需要を拡大するためには、公共施設の木造化はもとより、県民の皆さんが身近に木に親しんでいただくことが重要であるというふうに考えております。このため県では、木のよさや木材利用の意義を普及啓発するために、木と触れ合う県民イベントであります「宮崎やまんかん祭り」や、ことしで6回目となりますけれども、杉の新たな利用方法について全国からデザインを募集します「杉コレクション」への支援を行っているところでございます。また、最近の取り組み事例といたしましては、日向市駅前の交流広場に、県産材をふんだんに使った屋外施設が建設されたほか、宮崎空港では、木製の送迎デッキが完成するとともに、手荷物検査場の内装木質化につきましても、現在、その準備が進められているところでございます。県としましては、今後とも、県民の皆様が身近に木材に触れ

合える展示効果の高い公共的空間におきまして、県産材の利活用を促進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。空港の送迎デッキが木質化されているというのはちょっと知りませんでした。なかなか空港の屋上に上ることがないものですから、今度上京するときには、ぜひ上って見せていただきたいと思っております。また、手荷物検査場の木質化が今準備されているという御回答がございましたが、なかなかちょっとイメージがわきませんが、個性的で木のぬくもりがあるような、県産材のPRになるようなものができればと思っておりますので、非常に期待をしております。ありがとうございました。

次に、農業行政について、農政水産部長にお伺いいたします。

今回の口蹄疫は、ある意味で全国においても、また県内においても、本県が全国トップクラスの畜産県である、また、高品質の子牛の生産地であり、高品質の宮崎牛を知らしめることにもなりました。そして、新たに畜産における問題点も多数見えてきました。その一つに、畜産の世界も医師不足であるということです。日本獣医師会によると、獣医師の総数は、この10年間で2割増加したようですが、公務員の獣医師は4%減少しているようです。ペットなどを扱う民間の獣医師に比べ、報酬など待遇面で劣り、人気がないようです。県内の牛や豚など産業動物を診察する獣医師も、家畜の飼育頭数は増加しているにもかかわらず、減少しております。全国トップクラスの畜産を支える診療体制が危機的な状況です。そこでお伺いいたします。本県の獣医師の現状と確保対策、そして獣医師のレベルアップをどう図っていくか、農政

水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 昨年度の全国16の獣医系大学卒業生の就業状況を見ますと、全体の4割強が小動物臨床についており、公務員獣医師や産業動物獣医師となる学生は、ともに1割程度の状況にあります。このような中、県職員獣医師の確保対策につきましては、大学の訪問、インターンシップ学生の積極的な受け入れ、奨学金の給付などを行っておりますほか、県職員採用試験におきましても、採用年齢の引き上げや受験会場の複数化などを行ったところでございます。一方、産業動物獣医師の確保につきましては、昨年度、県獣医師会や畜産関係団体、宮崎大学などを交え、確保対策について意見交換会を開催いたしまして、引き続き検討していくことといたしております。また、獣医師の育成につきましては、家畜保健衛生所が開催する研修会や自衛防疫研修会等を通じて、今回の口蹄疫で得た症例や病性鑑定結果の情報提供等により、獣医技術のレベルアップを図ってまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。私、今回この質問をするに当たりまして、初めて全国に16しか獣医師の養成校がないことを知りましたし、それがこの九州においては宮崎と鹿児島に2つあると、ある意味では、よその県に比べたら恵まれているのかもしれませんが、大学としっかりと連携をとりながら、獣医師不足対策をしっかり行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、交通網の整備について質問いたします。

まず、日豊本線の車両について、県民政策部長にお伺いいたします。大分・宮崎・熊本県議会県境議員連盟では、例年、西日本高速道路、

国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、そしてJR九州本社に要望活動を行っています。今年度も、8月10日、11日の2日間、高速道路を初めとする道路整備促進と日豊本線の高速化の整備促進について要望してまいりました。JR九州では、本郷常務取締役が対応していただきましたが、予定を大きく上回る時間をいただき、要望、意見交換をすることができました。その際、再度、来年3月に九州新幹線が全線開通すれば、「リレーつばめ」が不要になるので、ぜひ日豊本線に優先的に導入していただくよう強く要請させていただきました。本郷常務によると、現在「にちりん」や「きりしま」に使われている485系型車両は、来年3月をもってお役御免となるようです。ようやくあの昭和時代の列車からリニューアルされるのかと期待をしたのですが、「リレーつばめ」になるかどうかは言葉を濁されました。同じ特急料金でこれまでお古の列車で我慢してきたのですから、このチャンスを逃すわけにはまいりません。日豊本線の新型車両の導入についてどのような状況か、また、JR九州に対してどのような働きかけをしているのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 御指摘のように、JR九州では、来年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けまして、現在、全面的な車両の再編を検討中と聞いているところでございます。このため、県におきましては、JR九州に対しまして、日豊本線への「リレーつばめ」車両の優先的な配置について、機会あるごとに働きかけを行っているところでございます。先日も、私がお社に出向きまして、要望を行ったところでございます。今後とも、関係団体等と連携しながら、JR九州に対して働きか

けを続けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。このチャンスを逃すことなく、しっかりと快適に移動できる列車をぜひ導入できるように、努力をよろしくお願いいたします。それと、今回の要望活動でわかったんですが、300円の追加料金で、特急列車並みの所要時間で宮崎と延岡間を走るライナーがあるのは、実は九州では唯一ここだけだということがわかりました。少しは宮崎に対してJRも配慮してくれているんだなというのがわかりましたが、新型車両が入ってこのライナーがなくなったのでは、ちょっと意味もなくなりますので、この新型車両の導入と、あわせてライナーの存続もよろしくお願いいたしますと思います。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。東九州自動車道の門川一日向間が、予定より早まり、本年の12月4日に開通予定と西日本高速道路から報告されました。そして、この開通によって、延岡市役所と県庁間の91キロメートルが、これまでの2時間10分から17分ほど短縮されることとなり、おおむね2時間以内で移動できるようになります。一日も早い全線開通を待ちわびる県北の県民にとっては、実にありがたいことです。ただ気になるのは、県事業の日向インターチェンジから国道10号までのアクセス道路の進捗です。インターチェンジを出た車がスムーズに流れるのか心配です。そこで、県土整備部長に、日向インターチェンジの利用交通量をどの程度と想定しているのか、また、国道10号までのアクセス道路の整備状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 日向インターチェンジの利用交通量につきましては、東九州自動車道の全線開通時には、1日当たり5,000台

程度になるものと推計しております。また、国道10号までのアクセス道路の整備状況につきましては、まず、県道土々呂日向線までの約400メートル間については、東九州自動車道門川一日向間の開通に合わせて、本年12月の供用予定としております。残る国道10号までの約500メートル間につきましては、日向一都農間の開通に合わせて、平成25年度の完成供用を目標として、鋭意整備を進めているところであります。

○田口雄二議員 次に、警察本部長にお伺いをいたします。実は、私は県議会に車で来るときは、これまでほとんど国道10号を走らずに、高速道と広域農道を使って来ています。かなり遠回りになりますが、渋滞が全くなく、時間が読めるからです。特に、早朝の日向市の平岩地区から美々津中学校入り口交差点までの6キロメートルは、ジョギング並みのスピードでしか走れません。日向市の中心部で渋滞することは、ドライバーにとってはある程度納得いたしますが、中心部をようやく通り抜け、これからスムーズな走りが期待できると思った途端ののろのろ運転です。何で住宅もまばらになったところから渋滞するのかと、ストレスがたまる一方なので、私は広域農道を使っております。しかし、その渋滞も、美々津中学校入り口交差点を過ぎると、何もなかったかのように車の流れがスムーズになります。この6キロの間には信号機も多く、信号機の連動が悪く、また国道10号の優先の度合いが低いのではないかと。県北唯一の大動脈ですので、何とか改良できないものではないかと。12月に門川一日向間の東九州道が開通したら、もっと渋滞がひどくなるのではないかと。せっかく開通によって17分短縮されましたが、この間の渋滞で短縮された時間が消滅されてはたまりません。警察本部長に、日向市平岩

一美々津中学校間の朝夕の渋滞をどのように認識し、渋滞対策はどう考えているかお伺いいたします。

○警察本部長(鶴見雅男君) 国道10号線の日向市平岩地区から美々津中学校入り口交差点までの約6キロメートルの間には、信号機が9基設置されておりますが、主要幹線道である国道10号線の交通の流れを優先にしながらも、通学児童、それから地区住民の方々の安全確保をするために、押しボタン式の信号機や半感应式の信号機を設置・運用しているところでありまして、朝夕の時間帯を中心に交通の流れが悪くなっている実情にあります。その原因として考えられますのは、付近にはバイパス的な道路が少なく、交通流が国道10号線に集中していること、そして郊外地のために信号機同士が一部連動していないことが挙げられます。今後につきましては、東九州自動車道の日向一門川間の開通による交通流の推移も含めまして、交通の実態を詳細に調査いたしますとともに、信号機の表示時間の周期の調整、それから連動化などについて検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 再び県土整備部長に、道路整備について何点かお伺いいたします。先ほど、日向インターチェンジから国道10号までのアクセス道路の件でお伺いいたしました。この道路は、国道10号で小倉ヶ浜有料道路と連結することとなります。この小倉ヶ浜有料道路は、今回重要港湾に指定され、物流の拠点として大きく飛躍が期待される細島港のアクセス道路となります。しかし、以前に比べると、日向市内の渋滞がかなり改善されたため、私も最後に通行したのはいつだったか記憶にないほどです。以前に比較すると、交通量もかなり減っていると思います。そこで、小倉ヶ浜有料道路の概要と利

用と収支の状況、そして未償還額についてお伺いいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 小倉ヶ浜有料道路は、260メートルの橋梁を含む総延長360メートルで、建設費約11億円をかけて、昭和59年3月に完成供用しております。平成21年度の1日当たりの交通量は1,498台でありまして、収支状況につきましては、21年度の料金収入が約4,300万円となっており、約1,500万円を借入金の返済に充てております。現在、完成時から約26年経過しておりますが、平成21年度末の未償還額は約6億8,000万円となっております。

○田口雄二議員 21年度末の未償還額が6億8,000万で、21年度の借入金の返済が1,500万、単純計算しても、返済が終わるまであと45年かかることとなります。しかし、最高の交通量が1日3,800台あったものが、現在は半分以下の1,500台です。今のままの有料方式を続けたら、さらに厳しい状況になることが予想されます。日向インターチェンジから細島港までのアクセス道路としての活用策として、小倉ヶ浜有料道路をぜひとも無料化できないかお伺いいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 小倉ヶ浜有料道路につきましては、平成25年5月までに借入金の返済を完了して、無料化する計画であります。それ以前の無料化については、困難であると考えております。現在、鋭意、借入金の返済に努めておりますが、現時点の試算によれば、料金収入の伸びが期待できず、期日までの返済は厳しい状況であります。しかしながら、県としましては、東九州自動車道が開通し、細島港の整備が進められる中で、本道路のより一層の利用促進が図られることは重要であると認識しております。したがって、管理運営してお

ります道路公社とともに、今後とも、借入金の処理について、さまざまな方策を検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ぜひとも検討をよろしく願います。

次に、九州横断自動車道延岡線の建設促進についてお伺いいたします。まず、延岡市を初めとする建設促進団体が、正式名称ではありませんが、この道路の意味をもっと重きものにとらえていただくために、「九州中央自動車道」と呼称し始めましたので、私もそのように呼ばせていただきます。東九州自動車道の宮崎と大分間は、順次開通区間もふえ、全線開通までのめどがついてまいりました。これからは、清武以南の東九州自動車道と九州中央自動車道に力を注ぐ必要があります。特に、細島港が今回重要港湾に指定され、物流の拠点として、また広大な工業用地を擁しており、企業誘致の面からも、九州中央自動車道の早期整備が望まれます。また、九州中央自動車道なしでは、細島港の存在価値も上がってまいりません。県北エリアだけではなく、本県全体の産業、経済、観光等々の発展拡大に、非常に重要さを増してまいります。先日、町村会の役員の方々とお話をさせていただいたときも、本県にとっては、東九州自動車道よりも、九州中央自動車道のほうが本県にはプラスになると力説されておりました。そんな中、8月4日に延岡市北方町の蔵田第2トンネルの起工式がとり行われましたが、計画延長の7割以上は基本計画のまま、いまだ整備のめどが立っていません。九州中央自動車道の建設促進に向けて、今後どのように取り組んでいくか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 「九州横断自

動車道延岡線」というのは、法律で定められた名称でありますから、変更はできませんけれども、「九州中央自動車」という愛称といいますか、呼称、非常に結構だと思っておりますので、私もその名前で答弁させていただきます。九州中央自動車道は、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を九州中央部で連結することで、循環型高速道路ネットワークを形成し、重点港湾「細島港」と一体となって物流効率化に資するとともに、九州の広域的な観光ルートとしても期待される重要な路線であります。しかし、現在の供用区間及び事業中区間を合わせても、県内計画区間のわずか37%にとどまっております。また、平成22年度の予算も前年度を大きく下回るなど、大変厳しい状況にあると認識しております。さらに、高速道路の整備の過程に関し、現行の国幹会議を廃止し、新たな仕組みを構築するための法改正が国会で継続審議中であるなど、今後どうなっていくのか、大変不透明な状況であります。県といたしましては、整備のめどの立っていない区間に関し、これら国の動向に注視しつつ早期整備着手を、また、現在事業中区間に関し、早期整備に必要となる予算の確保及び整備のおくれた地方への重点配分について、引き続き、国などの関係機関に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国の選択と集中によって、完成が近い東九州自動車道に、集中的に予算が投入されております。この道路が大体完成するころには、九州中央自動車道に予算が優先的に来るように、私どもも積極的に活動してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、教育行政について教育長にお伺いいたします。

まず、県立延岡高校の理数科をメディカル・サイエンス科に学科改編すると、教育委員会は7月5日に発表いたしました。医師不足が深刻で、また県内一の工業集積地の延岡に、まさにマッチした学科が設置されたと思っております。特に、地域医療を担う学生の育成にうまくつながってくればと、延岡市民を初め県北の皆さんは大きな期待を寄せています。そこで、学科改編の理由とメディカル・サイエンス科の特色についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、学科改編の理由についてであります。医師確保という地域の喫緊の課題や、本県随一の工業集積地という地域産業の状況等を踏まえまして、地域の医療や、高度な技術を有する産業の将来を担う人材を地域と一体となって育成するために、県北部の理数教育の拠点となります延岡高校の理数科をメディカル・サイエンス科へと改編いたしまして、より一層、学科のねらいとするところを明確に示したものであります。同学科の特色であります。県北部の誇れる産業等の地域資源を活用いたしまして、1つには、病院や先端企業等、現場への訪問やインターンシップ、2つには、大学や企業等の第一線で活躍されている研究者や技術者による出前講座や講演会の実施、3つには、メディカル学やサイエンス学など同学科独自の科目を設けまして、地域の課題解決や大学等での学びにつながる調査研究活動を行うことなどが挙げられます。また、学級編制にも特色を持たせます。2年次より学科内に、生徒の進路目標を達成するために、メディカルコースを1クラス、サイエンスコースを2クラス設けまして、理科、数学、英語で徹底した少人数指導を行うことにいたしております。以上です。

○田口雄二議員 もう一つ、教育問題をお伺いいたします。まだ仮称ではありますが、延岡総合特別支援学校の進捗状況についてお伺いいたします。この件に関しましては、以前、延岡の特別支援学校の教育関係者と御父兄たちが設置の要望に来たときに、延岡選出の県議団も同席させていただきました。そして、その要望に対して、当時の高山教育長が大変力強く「全国に誇れるような、また全国から視察に来るような、そんな学校をつくりまします」と述べられました。それ以来、関係者の中では大きな期待が膨らみ、どんな学校になるのか楽しみにしている状況です。開校予定まで残り少なくなりましたが、進捗状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 延岡総合特別支援学校——仮称ではありますが——につきましては、平成24年度の開校を目標に、関係する3校の教職員で構成します設置準備委員会において、保護者の皆様等の御意見も伺いながら、教育課程や組織運営等のあり方について検討を行いますとともに、施設等の整備につきましても計画的に進めているところであります。具体的には、平成21年度に、基本設計と実施設計の一部を行ったところであります。また、今年度は、残りの実施設計と管理棟の新築、聴覚障がい教育棟の改修工事などを行うことにいたしており、おおむね予定どおり進捗しているところであります。これらの状況につきましては、本年の7月から順次、保護者や地元の関係者の皆様に対し御説明を行っているところであり、あわせて、子育て支援機能などの新しい機能につきましても、御意見をお伺いしているところであります。今後とも、延岡総合特別支援学校の設置について、保護者や地元関係者の皆様への情報

提供に努めますとともに、開校に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○田口雄二議員 開校に向けて順調に進んでいると聞いて、安心いたしました。しかし、実際には、開校時期ではなく、その中身が問題です。前例がない、つまりお手本がない学校づくりとなります。さまざまな議論を十分に重ねて、御父兄があのお学校なら安心して任せられると思うような特別支援学校づくりをよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、それぞれ御答弁ありがとうございます。以上をもちまして、私の質問を終了いたします。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまでございます。通告に従い一般質問を行います。

口蹄疫によって家畜の殺処分を余儀なくされた畜産農家及び関係者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。と同時に、不眠不休の防疫作業等に携わられた関係各位の御労苦に、心から感謝と敬意を表するものであります。

安全宣言、終息宣言が出され、これからが正念場です。宮崎再生に向け県民一体となって復興支援対策に取り組んでいかなければなりません。今定例県議会に提案されています一般会計

補正予算は322億円余で、うち292億円余が口蹄疫復興対策に関する経費として予算措置されています。口蹄疫被害を受けられた地域の復興支援が最優先されることは当然のことです。しかし、口蹄疫の発生がなかった地域も、競り市中止による畜産農家の収入減、風評被害、イベント中止による飲食産業や観光産業の落ち込み、防疫作業対策等で多大な支出を余儀なくされた関係自治体の今後の財政運営など、口蹄疫被害を受けた市町村と同様の状況にあると思います。今後、有効な対策が必要なことは明白であります。そこで、口蹄疫の発生がなかった市町村に対し、これまでどのような対策を行い、今後どのような経済復興支援策を講じていかれるのか、知事に伺います。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

地域経済復興支援対策についてであります。口蹄疫が発生しなかった市町村においても、家畜市場の閉鎖に伴う畜産農家への影響は出ておりますし、イベントの自粛や県外観光客の減少等に伴うさまざまな事業者の売り上げ減少などの影響が生じておるところであります。このため、県内6カ所で緊急的な経営相談を実施するとともに、口蹄疫緊急対策貸付による金融対策を講じてまいりましたほか、観光緊急応援事業や「来て！みて！宮崎キャンペーン」など、全県的な観光対策などに取り組んでおります。また、家畜市場再開後の価格の暴落が懸念されたことから、子牛購入者に対する支援事業を実施し、家畜市場の安定化を図っているところであります。今後の対策といたしましては、今議会に提案しております中小企業応援ファンドの活用等によるプレミアム商品券の発行支援や

地域活性化イベントの支援、観光キャンペーンの実施など、地域経済を活性化する対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○高橋 透議員 西都・児湯地域が一番被害があったわけですが、ここの畜産産出額、平成18年で412億円だそうです。全国21位である静岡県の畜産産出額に匹敵をします。そこで、西都・児湯地域へ支払われます家畜の殺処分に対する補償金、おおむね500億円程度になると聞いておりますが、その認識でよろしいでしょうか、農政水産部長、答弁をお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 手当金等の補償金につきましては概算払いがほぼ終了したところでございまして、現在、最終的な精算払いに向けて農家、団体等と精査を実施しているところでございます。

○高橋 透議員 おおむね500億円程度になると聞いておりますが、というのも、総額の補償額が550億円だというふうに伺っています。9割強が西都・児湯の殺処分の数ですので、0.9でおおむね500億円という数字が出るんです。部長、その認識でよろしいかということを探ねたわけですけれども——うなずいていらっしゃいます。

そこで、この補償金の使途、私は復興のポイントとなるというふうに思っています。畜舎を建てかえられる方、あるいは新しく資材等を購入されたり、大変な経済効果をもたらすというふうに思うんです。そのためにも大事に使っていただきたい。そこで、口蹄疫の被害を受けた農家の経営再建計画の策定と資金管理、どのように今後取り組みを行うのか、部長に答弁をお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 被災農家の経営再建計画の策定につきましては、みやざきの

畜産経営再生プロジェクト支援事業によりまして経営再建を総合的に支援するチームを設置し、普及センターや畜産協会を中心に、農協及び飼料メーカー、市中銀行など関係機関と連携を図りながら、個々の農家の実情に応じた総合的な支援活動を進めております。県といたしましては、農家ごとに資金管理と経営再開シミュレーションを示しながら、関係機関と一丸となって経営再建計画の実現に向けて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 おっしゃるとおりだと思います。再建計画は資金計画が大事だというふうに思っています。そこをしっかりと御指導方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、気になる数字があります。安全宣言がなされた以降に競り市が開始されたわけですが、お隣の鹿児島県の競りの子牛の値段、悪いというふうにお聞きしまして、実はきのうの農業新聞を見ても明らかになっているんですが、都城の和牛子牛で平均が41万8,340円、前回よりか6,746円高いというふうにあります。お隣の鹿児島曾於中央ですが、平均36万7,623円、前回比で3万1,534円高い。ということは前は33万円何がしだったということです。正確には覚えていませんが、県内の地域では43万を超えたところもあったわけで、10万の差がついているわけです。非常に隣県の子牛の値段も心配をしますが、本県は幸いにして予想以上の値段がつきました。その価格の差についてどのように県は分析しているのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫終息後の9月の子牛競り価格につきましては、今お話しございましたとおり、鹿児島県では約37万円、大分県では約31万円であり、本県では約42万円

となっております。これを口蹄疫発生前と比較いたしますと、鹿児島、大分両県では約4万円下落しているのに対し、本県では約2万円上昇しており、特に雌の価格が高くなっているのが特徴でございます。このような状況となりましたのは、家畜市場が消毒などの防疫対策を徹底したことによりまして購買者が安心して来場できる環境を整えたことや、競り市の延期により子牛を導入できなかった肥育農家が積極的な購買を行ったこと、さらに、一時預かり施設を利用して西都・児湯地域の繁殖農家が経営再開へ向け購買を行ったこと等によるものと考えております。

○高橋 透議員 いろいろと事情があると思えますけれども、隣県への配慮というのは大事ななと思っているんです。本県が安全・終息宣言をやった後に、知事が隣の鹿児島あるいは熊本、大分の知事にあいさつに行かれたのかなということもちょっと心配をしていました。今、国と協議中の基金、第2案で示されておるようですが、南九州地域の復興支援対策も考えていますよということが盛り込まれていますが、大事なことだと思うんです。そういったところが国の基金への財政出動、十分かかってくるんじゃないかと思っていますので、ぜひ隣県への配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、壇上で申し上げましたけれども、口蹄疫の発生がなかった市町村、同じように今大変な状況にあります。今回の補正総額、申しあげましたように11市町の対策が中心です。これは大事なことです。それは当然だと思っておりますが、要は今後、財政は厳しい中にあるかもしれませんが、発生がなかった地域も時間差なくその対策を講じられるのか、そこなんです。今後

の具体的な復興支援、実施されていくのか、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 本県の再生・復興に当たりましては、特に家畜の処分により生産基盤を失った地域について、今後どのように復興していくのかということや、新しい産業構造をどのように構築していくかに力点を置きまして対策を講じていく必要があると考えております。

また、口蹄疫からの再生・復興方針の中で「早急な県内経済の回復」を目標の筆頭に掲げておりますように、さまざまな影響を受けた県内経済を回復させていく対策は当然必要でありますので、プレミアム商品券やイベント開催に対する支援などを行いますとともに、地域ごとの状況を見きわめながら必要な対策について検討していくことになると考えております。

○高橋 透議員 今、プレミアム商品券の発行支援のことも具体的にお話しされましたが、西都・児湯地域、既に全国商工会連合会から6市町には2,000万円ずつおりてきているということを知りました。したがって、それ以外の地域は優先的に、1番が日南、2番が串間、3番が高千穂、こんな感じで今後検討いただくのもいいかなと思いますが、ぜひ時間差なく復興支援をやっていただきたいというふうに思っています。

次に、これから、宮崎県知事、東国原知事の復興に向けての責務ということでお尋ねしていくわけですが、まず一つは、知事の取材に対する確認ですけれども、マスコミが取材をされたときにこんなことを話をされています。「口蹄疫がなければ、恐らく2期目をすんなりやっていた」、この取材の事実について確認しますが、知事。

○知事（東国原英夫君） 恐らくそうだったろうなという意味でお答えしました。口蹄疫が発生したことによって、今後のことをどうあるべきか、あるいは今回の口蹄疫で、国と地方のあり方とか、その支援のあり方というのを非常に考えさせられましたので、それに対して今熟慮しているところであります、ですから、仮に口蹄疫がなかったら、そのまま恐らくすんなり2期目の出馬に向けて準備をしたのではないかと考えておるところであります。

○高橋 透議員 知事、一般的に、一般的に考えれば、口蹄疫という大変なことが起きた。むしろ私、今の知事のお考えと逆だと思うんです。宮崎県に非常事態が起きた。だからこそ改めて、この復興の対策に立つんだという決意をなされるんじゃないかなと思うんです。口蹄疫でダメージを受けた本県ですから、2期目の不出馬はあり得ないだろうというのが一般的な県民の見方だと思っているんです。とりわけ知事を支援する方々の声ではないかと思うんです。「がんばろう 宮崎」と知事が先頭に立ってこぶしを上げている中で、「さらば宮崎、後はよろしく」ということはないと思って、あえて申し上げました。知事の真意をいま一度お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） ちょっと私はそれとは違う考え方です。今回、口蹄疫は、私にとって国と地方を考えるいい機会であったと思っています。こういう国の体制で、果たして地方の疲弊というのはとまるのだろうかと思分の中で疑問を持ったんです。このままのシステムでいくと、例えば地方自治法だの、法定受託事務だの、地方と国の関係だの、緊急の法定伝染病に対する国の危機管理だの、地方の役割配分だの、さまざまなことをこのままでいいのだけ

うかと非常に強く考えたんです。ですので、私の考え方は、この国の形を変えるために何か行動しなきゃいけないんだろうかということ、今強く思っているところであります。

○高橋 透議員 私とはレベルが違うなと思いました。すごく高いレベルのところでお話をされている気がいたします。

もう一点申し上げておきますけれども、知事はこの間の代表質問、一般質問、マスコミ等もおっしゃっています。「出処進退については本9月定例県議会中に皆様に明らかにしたい」と、出馬表明について明らかにしたいということをおっしゃっていますが、私、先輩から学ぶんですけれども、議会というところ、個人的な選挙のことを、質問者の質問に対して答弁以外で発表する場ではないと思うんです。知事はこの前も、中立性、公平性おっしゃっていました。あくまでも個人的な政治的な決意を、議員側からの求めもなく発言することはいけないと思っています。したがって、私の質問にお答えしてくださいという意味じゃありませんから安心していただきたいんですが、もう時間がありません。あした、あさって、15日までが一般質問の時間です。ひょっとして知事は、24日、29日、10月12日本会議がありますが、そのときにまさか手を挙げてということにはならないと思うんです。議運もそうですが、議長も認めないと思うんです。そんなことをしっかりと踏まえた上で、知事の出処進退、まだ質問通告があるようですから、15日までが知事の本会議場で答弁できる時間だと思っています。

次に移ります。産業の活性化であります、水産業の振興について質問をいたします。

今度の口蹄疫被害、実は水産業関係者も頑張りました。街頭に立って募金を行われました。

既に御承知だと思っておりますが、県及び経済連に、総額約2,300万円ほどですか義援金を贈られております。水産業は、御存じのように燃油高騰です。しかも魚価が低迷しております。しかし、苦しんでいる中でも、本県を支える第1次産業の仲間、そういう意味で支援をされたというふうに思います。そこでお聞きしますのは、以前も質問しましたが、国が来年度の概算要求で示しております漁業所得補償対策この内容について、農政水産部長、答弁をお願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今般、国の概算要求で示されました漁業所得補償対策につきましては、規模や漁法の違いが大きく、多種多様な魚介類を漁獲するという漁業の特性を踏まえ、既存の漁業共済の仕組みを活用した対策となっております。具体的な内容といたしましては、計画的な資源管理に取り組む漁業者に対して、収入減少を補てんするために加入している漁業共済の掛金助成を拡充するなどにより負担の軽減を図り、漁業収入の安定化を図るものであります。

○高橋 透議員 よくわかりましたというか、簡単に言えば、既存の共済を活用するという内容なのかなと思っておりますが、掛金の助成ということをおっしゃいましたが。一方で米の所得補償というのがあります。こことの違いはどうなるのでしょうか、農政水産部長お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 漁業所得補償対策につきましては、今お話し申し上げましたように、既存の漁業共済制度を活用するため、加入者には一定の掛金負担が必要となります。一方、米の戸別所得補償制度につきましては、生産に要する費用が恒常的に販売価格を上回る米に対して生産費を補てんするものであり、加

入者の負担のない制度となっております。

○高橋 透議員 今おっしゃいましたように、受益者負担があるかどうか、これが農業と漁業の大きな違いだと思うんです。農業は全く共済制度とは別立てで価格補償するわけで、漁業の場合には既存の共済、実際掛金をかけています。ここの負担をちょっと軽減するというような仕組みのようですが、漁業所得補償対策、ぜひ県に頑張ってもらいたいなと思っております。まだ概算要求の段階ですから正式決定じゃありませんが、仮にこの価格補償が実施されれば、ぜひ漁業者の負担を軽減してほしいなと思っております。なかなか燃油高騰のときも真水のところで支援ができなかったはずなんです。この負担の軽減、何とか県が助成する考えはないのか、知事、ぜひ考え方を答弁ください。

○知事（東国原英夫君） 漁業経営につきましては、水産資源の状況や天候等により漁獲量が左右されるとともに、燃油価格や魚価の変動によっても収益に大きな影響が出るなど大変不安定であることから、漁業所得補償対策が本県の漁業経営の安定に資するものとなるよう期待をしているところであります。いずれにいたしましても、本対策につきましては、今後国において詳細な制度設計が検討されると伺っております。県といたしましては、まずは主幹漁業であります大型のカツオ・マグロ漁業が掛金助成の対象となっていないなどの実情を踏まえまして、本県漁業にとって有益な制度となるように国に働きかけていきたいと考えております。

○高橋 透議員 不十分な仕組みについては、おっしゃるように国に働きかけをしていただくことが大事で、もう一方の県の財政出動ここのところも、きょうのところはなかなか答弁しに

くいでしょうから、ぜひ研究、検討を進めて
いていただきたい、そのことをお願いしてお
きます。

申し上げてきましたように、水産、大変な状
況にあるにもかかわらず、口蹄疫の問題では応
援をしました。風評被害もあったというふうに
聞きます。魚を積んでトラックで行って追い返
されたということも聞きました。県南の目井津
港にある港の駅、4月から6月で何と4,300人お
客さんが減っているんです。売り上げも当然
減っているわけなんです。それにもかかわらず
水産関係者は応援をしました。322億円の補正
額、口蹄疫中心の補正でありますけれども、見
てみましたら、水産関係の補正たった150万円
です。150万円の補正が今回組まれていま
すけれども、もちろん口蹄疫被害からの早期復
興、県民だれもが望むところであります。今
後は、県内産業全般、県内全域を見た予算措
置、査定をぜひお願いしておきたいと思いま
す。

次に移りたいと思います。教育問題であり
ます。

まず、高校再編整備に伴う跡地利用問題
であります。高校再編整備に伴って、来年3
月、県南の2つの長い歴史ある高校が幕を
おろします。創立113年でしょうか、日南
農林高校。それと昭和50年代、陸上で実
はインターハイを制しているんです。私の
1つ先輩が全国で優勝しているんです。その
当時、日南振徳商業高校は全国に陸上で名
を知らしめた時期があります。この2つの
高校が幕を閉じます。この2つの高校の跡
地活用について一定の方向性が出ています
と思いますが、その協議の中身について、
教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 閉校を迎える
県立学校の跡地活用につきましては、平成19
年度か

ら20年度にかけて、教育庁内の再編整備
プロジェクト会議等におきましてその方針
について協議を重ねたところであります。こ
の結果、県の厳しい財政状況や再編に伴う
費用を勘案いたしまして、「閉校を迎える
県立学校の跡地については、基本的には教
育財産として活用しない」という方針を教
育委員会として決めたとところでありま
して、お尋ねの2つの高校についてもこの
方針に即して対応していく必要があると考
えております。以上です。

○高橋 透議員 あっさりおっしゃいま
した。基本的には教育施設としては活用し
ないということで、これは20年度の丸山
議員の代表質問でお答えされています。そ
の次の段階があるとお聞きしました。いわ
ゆる県教育委員会として活用しない場合
には、知事部局の公有財産調整委員会で
検討していくということでもありますけれ
ども、具体的にどのような議論がなされ
たのか。公有財産調整委員会の委員長は
副知事であります。御答弁をお願いいた
します。

○副知事（河野俊嗣君） この公有財
産調整委員会ではありますが、公有財産
の効率的な運用や適正な管理を推進する
観点から、公有財産の有効活用、処分、
取得及び適正な配置等につきまして総合
的な調整を行っているところであります
が、御質問のありました日南農林高校及
び日南振徳商業高校の跡地につきましては
、教育委員会の方針、ただいま教育長が
述べたとおり「教育財産としては活用し
ない」ということから、平成21年10月
と平成22年4月の2回にわたりまして
この委員会に調整の依頼がありまして、
全庁的に利活用を希望するか否かとい
う照会をしたところであります。この結
果、当該地の利活用を希望する部局等
がなかったことから、処分も可という
方針を出したところであり

ます。

○高橋 透議員 2回調整会議を行って、結論としては、活用を行わず処分も可ということですね。そこ辺の意味が微妙なんですけれども、農林高校ですので田畑、山林があります。施設園芸もあります。かんきつ類の果樹園あり、そしてまたマンゴーなどの亜熱帯果樹もあります。有効かつ貴重な資源を所有しているんです。この日南農林高校を見たときに、跡地利用いっぱいあると思うんです。例えば観光農園などといったものに活用できないものか、そういう検討はなされなかったのか伺います。関係部長お願いいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 農政水産部におきましては、亜熱帯作物の試験研究施設として日南市南郷に総合農業試験場亜熱帯作物支場を有しております、マンゴーや完熟キンカン、花木等の生産性向上等に向けた研究に取り組んでいるところでございます。また、亜熱帯作物支場に併設した有用植物園や、日南市の民間団体が運営する「道の駅なんごう」につきましては、体験・観光施設として多くの観光客に利用されております。このように日南市南郷には農政水産部が管理する施設等が既にありますので、日南農林高校の施設は活用しないとの結論に至ったところでございます。

○高橋 透議員 これまたあっさり、ばっさりの答弁でございましたが、私、今回質問するに当たって、農林高校に調査に行つてまいりました。農林高校は来年3月に卒業を迎える3年生だけが在学しているわけです。したがって教職員はひとりの半分らしいですね。しかし、びっくりしたのは環境整備が非常に行き届いているんです。聞いてみますと、校長先生初め教職員、そして生徒が協力し合つて草刈り等やっ

ているんです。非常に環境整備行き届いていました。そして来年の卒業式——3年生だけですけど、今新しく振徳高校ができて、そこに1・2年生いるわけですが、その生徒たちが来てくれるという話を校長先生がされていまして、日南高校のブラスバンド部が友情出演をしてくれるという、そんないきな計らいもあるというふうに伺ったところであります。

教育長からも農政水産部長からも答弁いただきましたけれども、知事、教育長、農林高校の敷地全般を見られたことがあるのかなと思うんです。ぜひ一度行ってみたい。農林高校が現在地に移転したのは昭和42年だそうです。その当時を知る方に聞いてみました。優良農地をかなり買収したらしいんです。もちろん実習田も畑も必要です。その水田、畑はまだ残っています。一部はグラウンドとかに埋め立てたりして農地から転用しましたけれども。そういう優良農地をみすみす高校教育のためにその所有者は手放した経緯だつてあるわけです。その農林高校を県有地からあっさり手放す。いいことなのか、非常に危惧するんです。そしてまた、高校教育から離れても、別な意味で活用していくことも検討されていない、非常に寂しいような気がします。さらに申し上げたいことは、農林高校は演習林、いわゆる山を持っています。ちょっと調べましたら何と43ヘクタール、広大な演習林があります。この活用も考えていらつしやらないのでしょうか。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 日南農林高校の演習林につきましては、今おっしゃいました、非常にまとまりのある面積であること、あるいは資源的にも充実していることから、森林環境教育のフィールド、あるいはそのほかに県が持っています県有林との一体的な森林経営な

どの活用方法が考えられますので、今後関係部局と協議してまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 関係部局と協議したいというふうにおっしゃいましたけれども、これはやっぱり県有林としてしっかり管理されていくべきものじゃないですか。環境森林部がそのときには所管部になるんでしょうけれども、ぜひ大事にさせていただきたいと思います。

私、ここで提案などもするわけなんですけど、教育長、例えばいじめなどで不登校になっている子供、教育の課題としてあります。いろんな理由で中途退学したりする子が今います。その子は今どこに教育を求めているかというところ、通信制であったり定時制であるわけです。そういう通信制教育を受けている生徒——先週の我が会派の外山良治議員が代表質問したときにも申し上げておりましたが、問題は休眠している生徒が非常に多いということなんです。その休眠している生徒のスクーリングの場、学習支援の場としてこの農林高校を活用できないものか、教育長、伺います。

○教育長（渡辺義人君） お尋ねの件でありますけれども、通信制教育を行っている学校としては、本県では宮崎東高校と延岡青朋高校の2校がございますが、スクーリング協力校を設けて、県内それぞれの地域におきまして生徒が通信教育を受けられるように配慮いたしているところであり、このうち宮崎東高校に在籍する南那珂地区の生徒につきましては、協力校となっている日南高校におきましてスクーリングを受講できるようにしているところであります。なお、通信制に在籍をしながら学習の滞りがちな生徒への支援のあり方につきましては、さらに検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 通信制を選択する高校生、言いましたように、いじめで不登校になったり、発達障がいによって授業についていけない子供とか、さまざまな要因があるとお聞きしているわけですが、問題は、通信制の学びの拠点は自宅ですよ、どうしても自宅では学習の長続きがしないと思うんです。私、以前もこれは申し上げたことがあると思うんですが、目の前に先生がいません。だから自宅では長続きしないということを申し上げてきたんですが、外山良治議員も言いました。休眠生が増加して、その対策に非常に苦慮されているんです。通信制の方々が通う学校に活用してほしいなと思っています。

そして、先ほどから言いますように田畑があるでしょう。農業体験ができるんです。心が病んでいる子供たちに農業を必修科目として履修してもらったらどうですか。人格の形成なり、社会に通用する大人への生きた学習ができると思います。あるいはそこに学食を置いてもいいじゃないですか。自分でつくった米、野菜等そこで活用したらどうですか。あるいは県内の若者が通える、そのために寮をつくってもいいでしょう。そんな活用はいっぱいあると思うんです。高原畜産高校が閉校するのは3年後ですか、高原畜産高校もいろんないいものを持っているわけで、どうでしょうか知事、「全ての大人は全ての子供の教師たれ」ということを、就任時の所信表明ですごくこれが残っているんですが、そういう教育持論をお持ちの知事に、ぜひ、今の私の思いに対する感想がありましたらお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 今回の議員の御指摘は、施設の問題、それとコストの問題だと思うんです。東高校のスクーリング協力校は日南校

ですから、そちらのほうでまとめていただくとように集中していくのがいいのかなと思ってはいるんですけども、教育長も答弁されましたように、教育委員会で十分検討されたものでしょうから、これはいたし方ないことかなと思っております。

○高橋 透議員 もうちょっと夢のある答弁を実は期待しましたが、知事も今心が病んでいらっしゃるのかなという思いも持ったところがあります。

もう少し言わせていただきますと、今、不明老人が話題になっています。死亡しているのに戸籍が抹消されていないことがメディア等にえらく取り上げられていますけれども、死亡しているのに葬儀を行わずに放置して、親の年金をそのまま子供や孫がもらっている、このことをすごく心配をします。親が死んでもほったらかしにしてしまう、こんな社会でいいはずはないです。その根底には貧困があるようですけども。

高校を途中退学する子供は、教育長、減少していないと思います。不登校の子も減っていないと思いますが、何とか高校卒業資格は取りたいというその子供たち、通信制、定時制を選択します。しかし、悲しいかな休眠生がふえている現状なんです。将来この子供たちが社会でどんな位置に立つのか、非常に心配です。ニート、フリーターにつながらない社会の仕組みづくり、あるいは親に感謝する心を養う、まずはその役割を教育が果たすべきではないでしょうか。日南農林高校、今申し上げた問題を解決できる教育施設となり得ると、私は心から思います。どうか県の教育施設などとして御活用を御検討されることを、いま一度お願いしたいと思います。

次に移ります。中学校における部活動の活性化についてであります。学校における部活動、生徒の心身を鍛えて社会性を養うなど非常に重要と考えますが、一度廃部になった部活動を復活させる場合の可能性とその手続について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 中学校の部活動につきましては、生徒のニーズを初め、保護者や地域の方々の願い、指導者の状況、さらには今後の生徒数の推移等を総合的に勘案した上で、各学校において決定をされております。このような中、生徒数が減少して部員の確保が難しい学校におきましては、近隣の中学校との合同チームを組むなど工夫がされてきておりますが、それでもなおチーム編成や十分な活動ができない場合におきましては、やむを得ず廃部せざるを得ない状況もあるようであります。したがって、一度廃部になった部活動の復活につきましては、それぞれの学校の置かれた状況も考慮に入れながら、校長の責任のもとで適切に判断されるものと考えております。

○高橋 透議員 今、教育長の答弁で、一度廃部になった部、そこの校長の判断で適切になされるということでありましたが、適切になされていない状況があるから質問するわけなんです。例えば陸上部で、陸上は個人種目もありますから大会に出ることも可能らしいんですけども、10名近く陸上をする子供たちがいるのに、部を認めないという学校も中にはあるらしいんです。「大会に出られるからいいがね」と言ったものの、やっぱり子供たちの心の中には差別という意識、引け目を持つらしいんです。だから、何とか部の昇格というのができないのか。ある学校に行ったら校長が監督だったり、ある学校であつたら教頭先生が監督だった

りして一生懸命やっけていらっしゃるんです。先生の数は足りているはずで。部の昇格、円滑にいくように、ぜひ県教委からも一度調査をしていただけないかなと思っています。

最後に、産業の活性化で県産材の需要拡大を上げておりましたが、先週既に質問があります。公共建築物の需要拡大、この件について質問もあっても、なかなか量で言うとわからない面があって、床面積で言うとわかりやすいんです。建築の木造率は、全国で床面積ベースで7.5%で、本県は14.9%のようがあります。本県14.9%で喜んでいいのかどうかなんですけれども、私はまだまだ木造率というのは低いと思うんです。

県産材の活用、正確なデータはないようであります。そして、飼肥杉の活用、これまた喜べるような需要ではないと思っております。飼肥杉という木材は節が多くてやわらかいというのが弱点にもなるかと思うんですけれども、これは家を建てるときの建築士個々の腕にもよるといふふうに聞いたことがあるんです。例えば壁板材、4メートルが主流らしいんです。4メートルもとると、飼肥杉は節が多くて敬遠される建築士がいらっしゃるんです。2メートルでもいいじゃないですか。県が県産材活用をいろいろと言われている。建築士会との連携、どこまで情報提供とかなされているのか、非常に危惧もしたりするわけでありまして。それと、飼肥杉の弱点は言いましたけれども、これに圧力を加えることによって非常に魅力的な材になるらしいです。節が物すごく小さくなるんです。そして強度が均等になります。非常に活用も広がって、品もよくて見た目もいいですから、非常に今後期待できる製品じゃないかなというふうに思っています。

そこで、時間がありませんから一方的に申し上げますけれども、この立派な議場、県産材使われているんでしょうか。資料がないからわからないというふうに聞きました。ひょっとしたら飼肥杉は一本も使われていないんじゃないですか。県民の目に触れる啓発をぜひやってほしいと思うんです。例えば議員の氏名標(名札)これは県産材です。日向産のカヤらしいです。何で黒く塗ったんでしょうか。無垢でいいじゃないですか。飼肥杉を活用して、私たちの議席にある名札を飼肥杉にしたら物すごくPRになると思います。今度県議会のほうから予算要求が出てきたときにはぜひ素直に認めていただいて、そのときには黒く塗らずに無垢に、「高橋透」とお書きになるといいと思います。

時間が来たようであります。宮崎の農業とともに海も山も教育も頑張ろう宮崎、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 初めに、口蹄疫被害に遭われました生産者並びに関連業者の方々、心からのお見舞いを申し上げます。そして私たちの生活を守るために犠牲となった家畜のすべてに冥福をお祈り申し上げまして、通告に従いましての質問に入らせていただきます。

まず初めに、先日、都農町で開催されました畜魂祭に行つてまいりました。あいさつに立たれた河野町長は、冒頭から号泣をされ、畜産農家並びに関係者、行政関係者、そしてすべての町民へのねぎらいを述べられました。さらに、「都農町復興のために前を向かなければならないと思いつつも、家畜が一頭もない町になってしまい、心に大きな穴があいたままで、悔しくて悔しくて仕方ない」と、とめどなく流れる

涙をそのままに言葉を続けられました。その河野町長は先日、「口蹄疫からの復興を投げ出すわけにはいかない」というかたい信念から、次期町長選挙出馬の気概を示されました。

児湯再生、そして宮崎復興はこれからがスタートです。先日、大手焼き肉チェーン店がJA高千穂と連携して熊本県全店で宮崎牛のキャンペーンを展開していただくという、うれしいニュースも入ってきました。あわせて、私は正直、いつまでも知事に頼る宮崎復興ではいかんという気持ちもあります。ですが、今は、知事の驚異的な支持率とトップセールス力をもって県民を鼓舞していただき、農業県宮崎の旗を高く掲げ、そして宮崎復興をなし遂げ、口蹄疫との戦いに真の意味で終息宣言が出せるその時まで職責を全うしていただきたいという期待をお伝えしておきます。

それでは質問に入ります。

まず、口蹄疫感染経路や口蹄疫の拡大がなぜあそこまで大きくなってしまったのか、それにつきましては国の疫学調査チームの調査が進展している——いや、していない。中間報告はあったものの、まだ未確定なものが多いまま現時点に至っていることにいら立ちすら覚えています。この解明なしには明確な対策も立てられないのですから、一刻も早い詳細報告がまたれるところです。知事は、県独自の調査、検証を進めるため、庁内調査チームと口蹄疫対策検討委員会を立ち上げられました。その調査がどこまで進んでいるのかに関して伺います。

最も防疫レベルが高いであろうと思われていた県家畜改良事業団と畜産試験場川南支場での感染が発表されたときは、畜産関係者のみならず県全体が衝撃と落胆に包まれ、それゆえに今、県有施設への感染経路の解明も大いに県民

が注視しております。早々に感染する県有施設がある一方、爆心地にありながら、ワクチン接種のそのときまで防疫された民間農場も幾つかあります。その違いは何だったのでしょうか、何をそこから学ばなくてはいけないのでしょうか。そこで、知事は県有施設への感染経緯についてどのような認識を持たれていますか。また、庁内調査チームから現時点までどのような進捗状況の報告を受けていらっしゃるのかをお伺いいたします。

後の質問は自席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

県有施設への感染と県独自の疫学調査についてであります。県有施設につきましては、口蹄疫の発生以降、防疫措置をさらに徹底していたところでありまして、こうした中で口蹄疫の侵入を許してしまったことは、まことに残念であり無念であります。県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに、宮崎県口蹄疫対策検証委員会においても独自の調査チームにより感染経路の究明に取り組んでいるところであり、畜産試験場川南支場や家畜改良事業団等につきましても、9月末までにヒアリングを行うなどしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○凶師博規議員 県有施設へのヒアリング、9月末までということですか。ぜひそれを一日も早く実施していただき、解明に乗り出していただきたいと思います。今、県のほうで疫学班編成をされて、患畜農家の292戸全部のサンプリングを終え、さらにその調査を深めていらっしゃるという報告も受けております。県民からの期待も大きく寄せられております。国に頼らない、

県独自での調査を大いに進めていただきたいと思います
思っております。

それでは続きまして、国に対し300億の財政支
援を要望している口蹄疫復興対策基金について
お伺いいたします。県は、今後5年間の県内経
済への影響額推計を2,350億としています。こ
れには繁殖雌牛や乳用牛、そして母豚などの家
畜資産の損失は含まれておらず、さらに製造業
の被害額も含まれていないため、実際の被害額
はさらに大きくなるということは明らかです。
この経済損失に対し対策金の額は300億で十分な
んでしょうか。今まで第5次にわたる口蹄疫対
策補正が行われ、今議会でもさらなる補正や義
援金などの費用投下が行われておるとはい
え、300億円の経済・雇用刺激策で2,350億の損
失が埋まるだけの効果が果たして見込めるの
か。そこで、経済復興対策基金創設に当たり、
どのような経済効果を生むという積算をされ国
への要望、交渉を続けていらっしゃるのか、県
民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 今回の口蹄疫
の経済的影響は、家畜が処分されたことによる
畜産出荷額の減少や、イベントの自粛、観光客
の減等によるさまざまな事業者の売上げの減
少といった形であらわれているところであり
ます。先ほど図師議員がおっしゃった部分は、出
荷額の減少という部分ではなくて、現にある資
産の減少というところではないかと思えます。
このため、口蹄疫からの再生・復興を進める上
では、まず畜産の再生が大きな課題であります
が、家畜の処分に対しては手当金等が交付され
ますので、農家の方々がこれを活用して円滑に
経営再開できるようさまざまな支援を行います
とともに、衛生・防疫体制の強化等にも取り組
んでいくこととしております。また、停滞して

おります県内経済を活性化する取り組みといた
しまして、プレミアム商品券への支援等を実施
いたしますほか、公共事業等により県内経済の
下支えを行っていくことも必要でありますし、
本県のイメージアップやブランドの回復、さら
には環境対策などにも取り組んでまいりたいと
考えております。

これらの取り組みを継続的に実施していくた
めには相当の費用が必要でございます。国に要
望しております再生・復興の基金の経済効果に
つきましては積算をしていないところでござい
ますが、この基金のほかに、国の制度あるいは
補助事業を最大限に活用するなど、さまざま
方法を組み合わせながら本県の再生・復興を
図ってまいりたい、このように考えておりま
す。

○図師博規議員 口蹄疫からの復興というの
は、被害を受ける前のレベルまで県の経済を立て
直すだけではなく、さらなる高みを目指して
効果ある費用投下をしていく必要があると思
います。ぜひ大局に立った人材育成や雇用の刺
激策のほうに重点的基金運用をしていただきた
いと思っております。

次の質問に移ります。国への要望事項の一つ
である復興特区の創設について伺います。被災
市町の早期復興を図るため、特区措置を設け経
済的に復興支援することが重要です。復興特区
の具体的な内容といたしましては、国庫補助事
業の補助率のかさ上げ、国の直轄事業の優先的
実施、さらには緊急雇用創出事業、臨時特例基
金事業の拡充などが挙げられ、被災市町はのど
から手が出るほど切望するような内容が並んで
おります。この特区創設に向け現時点で国とど
のような協議が進捗しているのか、また今後ど
のようにこれを実現していこうとお考えか、県

民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長(山下健次君) この復興特区を要望した理由は、今ほど議員がおっしゃったとおりでございます。補助事業の優先採択こういったことをねらったわけでございますが、現在、国との協議を進める中では、こういったことは前例がないということもございまして、特区制度そのものについては十分な理解が得られている状況ではありませんが、特例措置の個別の内容につきましては、その趣旨を踏まえまして、既存の制度の中での対応などを引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、これは全く別の角度からでございますが、ことしの6月に閣議決定されました新成長戦略に基づきまして、現在、内閣府が総合特区制度につきまして提案を募集しております。本県の農畜産業の再生・発展を図るためのこれを利用した特区提案にも取り組んでまいりたいと考えております。

○函師博規議員 復興特区でも総合特区でもどっちでもいいんです。とにかく県が再生するための実がとれるような交渉をぜひ続けていただき、一つ一つの要望事項がそれぞれ達成されるような積極折衝を続けてください。

次に、知事にお伺いいたしますが、特区創設要綱の中にも織り込まれている口蹄疫に係る手当金等の非課税化についてです。もしこの手当金等が課税となると、事業回復まで3年から5年かかると言われていることに加え、施設整備や家畜飼育に使用するえさ代なり支払いが継続的に発生する生産農家には大打撃となります。知事も国へ強く要望されている手当金等の非課税措置実施について、現時点まで国とどのような協議内容になっているのか、またその協議に際して知事はどのような手ごたえを感じてい

らっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 発生農家並びにワクチン接種農家に対して支払われる補償金につきましては、現在のところ課税されることとなっておりますが、この補償金につきましては、畜産農家の経営再開のための重要な資金であることから、県としてこれまでも非課税措置について強く要望してきたところであります。国においても現在、前向きな検討が行われているという感触を持っております。県といたしましては、今後とも引き続き国に対して非課税措置について強く要望していきたいと考えております。

○函師博規議員 「前向きに検討」という政治用語で濁されないように、ぜひ実をとるような折衝を——我々もバックアップさせていただきたいと思っております。現在、手当金、補償金の支払いが県を通じて進められておるようですが、全体の補償額から考えるとまだ3分の1程度しか支払われていないという現状もあるようです。既に競りが再開されていますので、生産者としては一刻も早く満額に近い支払いを受け、そして事業再開に備えたいというのが実情です。今その状況にある中、さらにこの非課税化が実施されないというようなことになった場合に、今後の経営再開、事業再開にも大きく影響してくることは必至であります。何としましてもこの非課税化を勝ち取るよう、また力を合わせていきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、冷凍加工施設整備による土地利用型農業への展開について伺います。児湯地域は、畜産地帯であるとともに県内有数の畑作地帯でもあることは周知のとおりです。畑作農家の所得安定・向上はもちろんのこと、この機会に畜産から耕種への転換を希望

される方々への動機づけのため、そして6次産業の拠点構築のためにも、冷凍加工施設整備は達成されなければなりません。ここでは、冷凍加工施設整備も含め土地利用型農業をどのように展開していこうというお考えがあるのか、県のビジョンをお伺いしたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫からの再生・復興を図る上で、畜産に大きく依存した産業構造について、長期的視点に立って畜産から耕種への転換や6次産業化を進めることは大変重要な課題であると考えております。このため、畜産農家の飼料畑地等の有効活用や機械化体系の導入などにより露地野菜等の土地利用型農業を推進し、生産された野菜等を産地で加工し販売する仕組みづくりを推進する必要があると考えております。したがって、県といたしましては、その核となる冷凍加工施設の整備の支援について積極的に国に働きかけるとともに、加工施設に出荷されるハウレンソウ等の産地化に向けて、現地における栽培試験や効率的な収穫機械の導入に対する支援を行うなど、土地利用型農業の新たな展開を図ってまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今、児湯地域をハウレンソウの産地化を目指すというような踏み込んだ御答弁もいただきました。これが実現した後、いわゆる加工場までつなげるということが一連のストーリーになります。復興のストーリーです。これをぜひ実現していただきますよう、強力に我々も応援します。

次に、川南で行われました県民フォーラムについて、この内容をお伺いするものですが、「消毒用の噴霧機を貸し出す制度をつくってほしい」という要望が生産者の中から上げられま

した。知事もこのときその問い合わせに直接応答されていまして、覚えていらっしゃると思いますが、実際、今、肉用繁殖農家で自動噴霧機、動力の噴霧機を持たれている方は少ないんです。地域で自主防衛を行おうとしてもかなりの労力と時間を要します。そして今、口蹄疫対策の初動体制のときや防疫ポイントで使われた自動噴霧機が県の倉庫にかなりの数そのまま眠っているというような実態も確認しております。そのような宝の持ち腐れにするのではなくて、生産者が貸してくれと、自分たちでちゃんと防疫するから貸してくれという声が出ているわけですから、ぜひ噴霧機の貸し出し制度を早急につくられていく必要があるかと思いますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 畜舎や車両の消毒は、口蹄疫などの家畜伝染病の侵入を防止する最大の武器でありまして、個々の農家がしっかりと消毒していただくことが重要であると考えております。毎月20日を「県内一斉消毒の日」として、消毒の徹底を今後推進していくこととしておるところであります。今回の初動防疫で使用した動力噴霧機につきましては、家畜伝染病予防法に基づき導入した経緯もありますので、これはいわゆる国のものなんです。補助目的の外使用とか会計検査という問題もありますので、農家の皆さんや市町村、団体など地域の要望を踏まえて、国と協議をしてみたいと考えております。

○凶師博規議員 防疫の日の制定も決まって上げられているようですので、その日に間に合うような形で、一刻も早く国との協議を進めていただきたいと思います。

次に、隣県との連携による防疫体制整備についてお伺いいたします。今後、東南アジアや、

特に中国、韓国からの旅行者増加が見込まれます。南九州一体となった防疫体制整備並びに検査体制整備は生産者の悲願でもあります。検査場設置につきましては、「各種ウイルスが集中して集められるというリスクがあるため、速やかな整備は困難」という答弁を前にされております。しかし、それに匹敵する体制整備は必要です。「簡易検査体制と対応マニュアルを隣県で共有するなど連携を図り強化体制に努めていただきたい」、この質問は以前の答弁が出ております。重複いたしますので、答弁を求めるものではありません。

次に、今回、家畜保健衛生所の家畜防疫員を中心とした懸命な防疫活動があったことは、だれもが認めるところであります。しかし、感染拡大のピーク時は、獣医師不足により現場が機能不全に陥ったり、また日常的に家畜診療をすることのない獣医師が、生産者に現場で注射の打ち方を習うというような場面もあったというのを聞いております。そもそも、県内3カ所に配置されている家畜防疫員の数で、畜産県宮崎を支えるだけの体制が本当にとれているのか、そのあたりを伺います。

ちなみに、口蹄疫発生前、家畜防疫員1人当たり何頭ほどの家畜担当をしていたことになるのか、またその数が他県と比較してどのような水準になっているのかを、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県内3カ所にあります家畜保健衛生所に配置されております家畜防疫員の獣医師の人数につきましては、現在44名となっております。都道府県別に牛及び豚の合計飼養頭数に対する家畜防疫員1人当たりの頭数を見ますと、本県は1人当たり約2万8,000頭と最も多い状況となっており、次い

で鹿児島県が1人当たり約2万3,000頭、茨城県が約1万6,000頭となっております。

○図師博規議員 茨城と比較すると1人当たりの担当頭数は倍近くになっているということですから、生産者からは、「口蹄疫発生時に初動体制がおくれているのではないか」「その対応が適切だったのか」「診断に要した内容は本当にあれでよかったのか」などの疑問も届けられております。今の家畜防疫員の数では、日常業務に追われてしまい、限界があるんじゃないですか。今後、家畜防疫員増員も視野に入れ、家畜防疫員はもちろんのこと、開業獣医師のスキルアップのための研修充実を図って、防疫体制を強化していく必要があると思われませんが、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県におきましては、防疫体制の強化を図るため、家畜保健衛生所の機能を強化することとし、昨年度までに宮崎家畜保健衛生所の総合的な整備を終了するとともに、本年度は延岡家畜保健衛生所の移転整備を実施しているところでございます。また、各種研修等を通じて職員の資質向上にも努めているところでございます。一方、国におきましては、今回の口蹄疫防疫を踏まえまして、6月に新たな防疫マニュアルを制定し、この中で、迅速かつ効率的な殺処分を行うため、積極的に民間獣医師の有効活用を行うこととしております。このため県といたしましては、今後、農業共済組合や獣医師会など関係機関と十分連携し、民間獣医師の活用等による防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 家畜防疫員の増員という答弁は盛り込まれておりません。であれば、限られた人数で最大限の効果を発揮できる体制をぜひ整えてください。

それでは続きまして、口蹄疫からの再生・復興方針の中にも織り込まれている特定疾病のないモデル地域の構築、いわゆるウイルスレス地帯の構築についてお伺いいたします。今、児湯地域には牛、豚が一頭もないというつらい状況であります。同時に、口蹄疫ウイルス以外の牛のヨーネ病や牛白血病、豚のオーエスキー病や呼吸障害症候群などの特定疾病のないクリーンな地域と言いかえることができます。この地域に、ウイルスレスの状態を維持しつつ家畜の再導入が図られるならば、全国的なモデル地域になることはもちろんのこと、新ブランドの構築、そして加工品への高付加価値化にも一気につながり、これまさにピンチをチャンスに変えるという取り組みであると思われま。既に若手生産者を中心に、西都・児湯新生養豚プロジェクト協議会というものが立ち上がり、ウイルスレス地帯構築のために導入ルールを策定する取り組みが始まっております。ぜひ、県もこのような動きに連動して、モデル地域構築へ取り組むべきと考えます。そこでまず、このウイルスレス地帯をつくるためにはどんな体制整備が必要なのか。また、地域とはどのような連携が必要なのか、現時点で農政水産部どのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回、児湯地域におきましては無家畜地帯となったことから、今後、特定疾病を持たない家畜を導入することで疾病のない環境が整い、生産性向上や安全・安心な畜産物の生産が可能となる環境下にあると考えております。このため、今後県といたしましては、生産者を初め関係市町、さらには関係団体と連携しながら、本地域に特定疾病の侵入を許さない体制を構築し、本地域が我が国のモデル的な畜産地帯となるよう努めてまい

りたいと考えております。

○函師博規議員 もっと具体的にほしいんです。この地帯をつくれるということの意義は、部長は十分御理解されていると思いますが、本腰で取り組むんだという気概がほしい。復興計画の中にも、これは緊急的に取り組む課題になっていないです。中長期的な取り組みで実施していくというような位置に置かれております。じゃないですね、これは喫緊に取り組まなきゃ、導入が始まってしまったら、そういう政策は打てないわけですから。ですから、今後、復興支援の計画が絵にかいたもちに終わらないために、いつまでに、どんなルールを策定して、そのルールを生産者の方々に周知していく考えがあるのか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 児湯地域におきましては、観察牛による農場の安全性の確認を行った上で、11月から家畜の再導入を行うことといたしております。このため、家畜の導入元の検討、導入後の検査体制のあり方、特定疾病のない地域を維持するための体制づくりなど、生産者を含め関係機関と協議を進めているところでございます。今後とも、生産者の意見を十分踏まえ、関係市町や団体等と連携を図りながら、特定疾病のない畜産地域を構築してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今の答弁、繰り返しますが、11月までに家畜の導入元の検討、そして導入後の検査体制の整備まですると、かなり踏み込んだ御答弁をいただいたと理解いたします。その取り組みに期待しております。

それでは続いて、質問に移ります。アニマルウェルフェアへの取り組みについてお伺いいたします。繰り返しになりますが、牛、豚のいな

い児湯地域は、今真っ白な状態です。この白い状態だからこそ描ける絵がある、打てる政策がある、今しか取り組めないというものがあります。例えば、埋却地確保を含めた農場間距離の設定やリスク軽減のために、新たな畜舎を整備する際に畜種のゾーニングなどをする取り組みがそれに当たろうかと思えます。さらに、国際動物保健機構、いわゆるOIEが提唱し、ヨーロッパでは広くその概念が取り入れられているアニマルウェルフェア、いわゆる家畜福祉という取り組みも重要かと考えます。このアニマルウェルフェアとは、家畜飼育環境の衛生管理の徹底や、一定面積における飼育頭数を制限するなどして、家畜にかかるストレスを軽減することにより生産性が向上するといった取り組みであります。国も2009年にアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針を公表し、周知を始めているところです。全国的な畜産モデル地帯を目指すに当たっては、この概念を取り入れた畜産事業展開も重要かと考えますが、農政水産部長の考えをお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜をストレスのかからない快適な環境で飼育することにつきましては、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産はもちろんのこと、生産性の向上というメリットも期待できると認識をいたしております。このため、復興を目指しております西都・児湯地域の畜産再生に当たりましては、関係機関・団体とも十分連携を図りながら、アニマルウェルフェアの概念も取り入れた畜産生産のシステムづくりに努めてまいりたいと存じております。

○図師博規議員 全国に例のない取り組みですから、試行錯誤もあろうかと思われませんが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

す。

次の新ブランド構築につきましては、前質問と重複いたしますので割愛いたします。

それではその次、家畜共済制度の取り扱いについてお伺いいたします。同じ殺処分の措置であったにもかかわらず、疑似患畜農家とワクチン接種農家への共済金支給が同様に行われておらず、生産者の中に不公平感が生じておることは多く声が上がっております。これは、疑似患畜農家には家伝法により5分の4の手当てがされたことを受け、県が速やかに経営再建支援補助金5分の1を充てられました。ここまではよかったんですけども、その後、特措法によりまして、ワクチン接種農家に5分の5が補てんされることになり、共済制度の対象からは外されてしまいました。そしてその後、疑似患畜農家への県支援分が家畜評価額から外されることになって、その5分の1部分が共済支給対象となったということで、結果、疑似患畜の農家が5分の6受け取られる方も中に出てきたというのが現状です。ここで、ワクチン接種農家が――掛金等は返金されるというような措置もとられたようですが、まだまだ納得されていない生産者も多数いらっしゃいます。県共済からは生産者への見舞金も支給されておるようですが、生産者の中の不公平感を是正し、連携のとれた畜産地域をつくっていくためにも、もう一步、県として踏み込んだ政策、援助なりがとれないものか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今お話にありましたとおり、今回のワクチン接種農家に対しましては、口蹄疫対策特別措置法に基づき家畜の評価額の全額が補てんされることから、家畜共済金が支払われないことになりました。その結果、共済金が支払われる場合もある疑似患畜

発生農家との間で不公平感が生じたことから、国におきましては、本県からの要望を踏まえ、ワクチン接種農家に対しまして、残存期間にかかる共済掛金の返還を特例として認めたとおろでございます。しかしながら、その後も現場の農家の方々から、「不公平感が解消されておらず、共済に加入しているメリットが感じられない」などの声が寄せられていることも十分認識いたしております。今後国においては、今回の対応を検証した上で、さまざまな角度から議論されると伺っており、県といたしましては、引き続き関係団体とも連携しながら、国に対して必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

○函師博規議員 交渉をあきらめないというその姿勢、評価いたしますので、今後も引き続き協議をお願いします。

続きましての質問、義援金の使途についても、重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、商工業者への支援についてお伺いいたします。8月31日をもって、中小企業向けの口蹄疫緊急対策貸付制度が打ち切りとなりました。期間中700件を超える申し込みがあり、8月末には駆け込み的に申請件数が伸びていたようです。今議会にも口蹄疫復興中小企業応援ファンド創設が提案されています。その運用規模は5年間で約5億円になるという答弁もいただいておりますが、それは、ぜひ集中的に中小企業を支援するために運用いただけないものか。具体的には、県の商工会議所連合会から要望されている口蹄疫緊急対策貸付制度創設案に呼応するような運用はできないかと考えます。連合会からの要望内容は、対象の企業といたしましては、従業員が20名以下、もしくは商業、

サービス業であれば5名以下で、貸付限度額が5,000万円以下、それを無担保、無保証、無利子で貸し付けをしてほしいという要望が上がってきております。もちろん、この内容にすべてを重ねた制度設計は難しいと思われませんが、ぜひ、セーフティネットにもかからない、セーフティネットも利用できないような中小企業の方々を救済するようなファンド運用を期待したいんですが、商工観光労働部長、お考えをお示してください。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 中小企業の一日も早い復興を図るため、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業につきましては、運用益を活用しまして広く需要拡大が期待でき、即効性の高いプレミアム商品券の発行、あるいはイベントの開催、あるいは県内外からの誘客対策等を支援することとしております。

お尋ねの金融支援でございますが、県では口蹄疫発生直後に口蹄疫緊急対策貸付を創設しまして、9月8日までの信用保証協会の保証承諾状況、738件の74億5,000万円余となっております。これにつきましては、小口資金の要望もかなり受け入れておりまして、例えば500万円以下が、全体で738件のうち424件となっております。さらに100万円以下を見ますと83件と。そういうことで、小口の対応も十分やっております。それで大変多くの中小企業の方々に御活用いただいたと思っています。さらに、多くの市町村においても、それぞれの主体的な判断で利子補給等を実施していただいております。所期の目的は達成できたものと考えているところでございます。

なお、今後につきましては、セーフティネット貸付を初めとする県の制度融資、あるいは政府系金融機関による資金供給、さらには金融円

滑化法にのっとった貸付条件の変更等、国や金融機関と連携しまして中小企業の金融支援を行ってまいりたい、そういうふうを考えております。以上でございます。

○凶師博規議員 言及は避けませんが、部長がおっしゃるとおり、確かに緊急対策貸付基金の所期の目的は達成されたと思います。ただ、所期の目的が達成されて景気が回復しているかという、これは全然別問題ですから、また新たな貸付の創設をぜひ検討いただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りますが、先日ですが、環境農林水産常任委員会にオブザーバー参加させていただき、家畜の殺処分から埋却までの資料用映像を見せていただきました。改めて、現場では心がつぶれるような光景が毎日続いていたのかと思うと、目を覆いたくなるようなこともありました。同時に、この悲惨な状況から目をそらしてはいけない、ここを礎として復興をなし遂げるためにも、口蹄疫被害を風化させてはいけないんだという意を強くしたところです。知事もあの映像を見られたでしょうか。現場にも足を運んでおられましたから、悲惨な状況というのはよく覚えていらっしゃるかと思います。資料用映像をそのまま使用するのではなく——してしまえば消費者の購買意欲に影響を与えることも懸念されますので、編集をして選択をして、資料用の映像を広く県民の方へ伝え、風化させていけない取り組みが必要であると考えます。

そこで、今、高鍋町にある農業大学校に隣接している農業科学公園内には空きスペースのある立派な建物がそのままあります。これらを利用して、口蹄疫被害の資料や映像を見ることのできる施設整備ができないものか、知事にお伺

いたします。

○知事(東国原英夫君) 今回の口蹄疫は、感染の拡大によりまして、29万頭もの家畜を殺処分せざるを得ない事態となりました。畜産農家はもちろんのこと、畜産関連産業、商業、観光業も含め県内経済や県民生活に大きな影響を与えております。私も5月に殺処分等の現場を見せていただきましたが、家族同然の家畜を殺処分せざるを得なくなった農家の方々の無念さを見ると、今後二度とこのような悲惨な状態を繰り返してはいけないと思っておる次第であります。今回の経験を後世に伝えていくことが極めて重要であるという認識を持っております。このため、口蹄疫に関する各種情報の発信や資料等の保存・展示につきましては、口蹄疫復興に関する緊急要望の中で提案しているところであります。今後も国に対して要望していきたいと思っております。

○凶師博規議員 ぜひ、子供たちにこの被害を受け継いでいくためにも、資料の常設というものは果たしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りますが、全国に類を見ない悲痛な体験から多くを学び、それをまた学び継いでいくという必要が我々にはあります。そのために、具体的には、小中高校生に、口蹄疫被害から学ぶべき内容と、生命倫理や食育、そして食物の連鎖や環境関連の内容を重ね合わせたカリキュラムを導入できないものか。また、もしそれができるとするならば、まさに本県でしかつくり上げることのできない授業をつくり上げていくことにつながると考えます。そして、それに伴い副読本なりを作成いたしまして教育の場に生かしていくことも重要な取り組みかと考えますが、教育長の見解をお伺いたします。

○教育長（渡辺義人君） 今回の口蹄疫の発生から学んだことを教訓として、各学校におきまして指導に生かしていくことは、つらい状況を経験した本県だからこそできることであり、大きな意義があると考えております。市町村や学校によりましては、愛情を込めて育てた牛を失った畜産農家の方を学校に招くなどして、口蹄疫を教材とした授業を行ったところもございます。県教育委員会におきましては、現在、来年度からの小学校における新学習指導要領の全面実施に向けまして、社会科副読本「わたしたちの宮崎県」の改訂作業を進めているところでありますが、この中に、口蹄疫の怖さや被害の状況、また畜産農家の方々の苦悩や復興への願い、関係者の努力などについて取り上げること検討しているところであります。

○函師博規議員 今回の被害は、畜産における世界的な被害になっております。これをぜひ子供たちへも受け継ぎ、またそのことが、長年にわたり世代を超えて防疫体制を維持していくことにもつながると思っておりますので、ぜひ取り組みを検討ください。

それでは最後に、今回の一般質問を作成するに当たり、農政水産部の方々を中心に真剣な意見交換をさせていただきました。口蹄疫発生以降、昼夜を問わず勤務に当たられている職員の方々には頭が下がります。と同時に、話を聞きながら、疲れがピークに達している職員の方々もたくさんいらっしゃると、私は感じ取りました。私は、県議会議員にならせていただく前は、医療機関で、人の話を聞き、その人の会話の内容やしぐさや表情からその人の精神状態を読み解き、その援助をするという仕事をしておりました。正直申しまして、今回、つらい状況にある職員の方々、つらい労働環境にある方々

が多くて——正直申します。病んでいる、病んでこれ以上仕事ができないぐらい限界に来ている方もたくさんいらっしゃると、私は話を聞きながら感じたところです。

そこで、知事、負荷がかかり過ぎている職員さんというのは、現時点からでもある程度ピックアップをされて、その職員さんに、心と体のバランスがとれるような体制、もっと言いますと、予防的に診察ができる医療機関を受診できるような、課を超えた協力体制の整備を図っていただいて、知事ももちろんですが、職員の方々の健康なしにはこれからの復興はなし遂げられないわけですから、ぜひそういう配慮をしていただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○蓬原正三副議長 ここで休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後3時10分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、濱砂守議員。

○濱砂守議員〔登壇〕（拍手） 西都市・西米良村選出の新みやざき所属、濱砂守でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ちょうど眠い時間になりました。最後になりましたが、しばらくおつき合いをいただきたいと存じます。

それでは、早速質問に入ります。

最初に、一ツ瀬川の水害対策について伺います。

今から5年前の平成17年9月6日、本県に襲来した台風14号は、死者13人、負傷者26人、住家被害、全壊・半壊・一部損壊合わせて4,822棟、床上・床下浸水4,364棟、土木施設、農地及

び農業用施設など施設物の被害額1,236億7,600万円、農畜産物などの生産物の被害額51億7,800万円、合計被害額1,288億5,400万円という未曾有の大災害をもたらしたのは、まだ記憶に新しいところでもあります。西都市の市街地を流れる一ツ瀬川は、流路延長88キロメートル、本県では大淀川、五ヶ瀬川、耳川に次ぐ県内有数の大きな川であります。しかし、川の規模に比べて堤防の幅が狭く老朽化しており、堤防の決壊が心配されております。毎年大雨や台風の時期になると、穂北橋上流付近を初め、流域の多数箇所ですべて堤防の内側ぎりぎりの高さまで増水し、轟音とともに堤防の外側に立つ民家の屋根の高さまで水位が上昇いたします。平成17年の台風14号の襲来では、堤防の決壊こそなかったものの、一ツ瀬川堤防には18カ所の漏水が発生し、民家の庭や畑の至るところで水を噴き上げ、穂北地区、妻地区の2,303世帯6,932名に避難勧告、240世帯739人に避難指示が出されております。また、平成19年台風14号の襲来時も、1,458世帯3,828人に避難勧告・指示が出され、そのたびに住民は危険と恐怖にさらされております。最近では、ゲリラ豪雨などによる災害が頻繁に発生しており、もし堤防の決壊などの災害が発生すると、住民の生命・財産に甚大な被害をもたらすことは必至であり、一日も早い改修が望まれております。私はこれまで、県議会において、一ツ瀬川の河川改修について強く要請をしてまいりましたが、いまだ抜本改修には至っておりません。事実として、一ツ瀬川は非常に危険な状況にあります。災害が発生してからでは間に合いません。一ツ瀬川の全面改修について、現在の状況と今後の対策を県土整備部長にお伺いいたします。

次に、口蹄疫とその対策について伺います。

本県に口蹄疫が発生し、出口の見えないトンネルに入ったのは4月20日、11市町に及ぶ農場や施設などで殺処分し埋却した牛や豚などの家畜は約29万頭に上りました。なぜこれほどまでに口蹄疫が拡大したのか。本県には、10年前の2000年に、国内では92年ぶりに発生した口蹄疫を早期に根絶できた成功体験があります。前回の発生現場では農場同士が接近していなかった上、豚にも感染しなかったことが初動の封じ込めに成功、被害規模は殺処分の牛が35頭にとどまり、事態を迅速に収拾した国・県は世界的に高い評価を受けました。ところが今回は、ウイルスの感染力が格段に強い上、畜産農家の密集地域で発生し、管理が行き届いているはずの県の施設で最初に豚に口蹄疫を発生させてしまうなど、前回とは逆の状況が初期段階で次々と起きてしまい、予想を超える最悪の事態に発展してしまいました。口蹄疫そのものは天災ですが、発生後いかにスピーディーに終息させるかは、危機管理能力の問題として素直に受けとめることも必要であります。今回の教訓が生かされなければ、処分された多くの牛や豚は浮かばれません。感染経路などの全容解明と、国・県の連携など危機管理のあり方や、どこに問題があったのかをきっちり検証し、一日も早い本県畜産の復興をなし遂げるからこそ、本県に課せられた使命かと存じます。このことについて知事の感想をお聞かせください。

次に、総務部長に2点お尋ねいたします。

本会議を含め、口蹄疫対策関連予算として、これまで6回にわたり総額884億4,700万円の補正予算が組まれております。その主な内容と金額、及びそれに係る国費の総額についてお聞かせください。

次に、本県からの家畜に対する補償金の非課

税化の要望を受けて、国において、農水省から財務省に対して税制改正要望が出されているようであり、対象となる税目についてお聞かせください。

次に、農政水産部長に4点お尋ねいたします。

県では、口蹄疫の感染疑いにより、待機牛を含め55頭の種雄牛のうち50頭が殺処分され、その他の殺処分されたすべての県所有の家畜についても国に対し補償金を求めています。殺処分した県有の牛、豚は何頭になるのか、また、その損失額は幾らになるのかお聞かせください。

次に、本県の種雄牛は、数十年の時間をかけてつくり上げた日本に誇る種雄牛と聞きます。現在までどのくらいの費用をかけて造成されたのかをお聞かせください。

次に、本県における21年度の精液ストローの販売実績、本数、金額についてお聞かせください。

次に、農業の6次産業化についてであります。6次産業という名称は、第1次産業の1、第2次産業の2、第3次産業の3を足しても掛けでも6になることをもじった造語であります。本県では、口蹄疫の終息後は、耕種農業への転換を図り、畜産、園芸のバランスのとれた農業地域にしようとの動きが進められておりますが、6次産業に対する県の取り組みについてお聞かせください。

オホーツク海の風が吹き荒れる北海道網走市の能取岬、中国で2008年末に公開され、大ヒットした恋愛映画のクライマックスシーンはこの岬で撮影されました。2年たった今でも人気は衰えず、そのロケ地を見ようと道東には多くの中国人観光客が訪れています。中国では09年、

日本への個人観光ビザが解禁されましたが、申請者は年収25万元、日本円で約325万円、日本の価値にあらわして約2,000万円以上の富裕層に限られておりました。ことし7月1日の個人観光ビザの解禁では、年収6万元、日本円で78万円以上の中間層まで広がり、対象者はこれまでの10倍の1,600万世帯に拡大し、訪日中国人は09年の100万人からことしは150万から180万人ぐらまで大幅に増加すると見込まれております。1人当たりの旅行予算は総額で27万7,000円、そのうちお土産代などの物品購入費は7万9,000円と、欧米人の約3倍、買い物意欲も旺盛であります。日経新聞社が実施した都道府県の観光政策アンケートによると、宮崎県を含め30都道府県が中国人観光客に絞った取り組みがあると答えております。秋田、徳島県では、中国で観光説明会を開き、観光客の数値目標を立て、石川県、山梨県では知事が上海、無錫に出向きトップセールスを展開、静岡県は北海道を参考にドラマのロケを誘致し、出演者、撮影スタッフの県内滞在費は全額県が負担するなど、観光誘致に向けての取り組みがうかがえます。県外から本県を訪れた観光客数は、平成8年の574万1,000人をピークに減少傾向にあります。平成20年では昨年対比98.2%の448万4,000人です。

そこで、商工観光労働部長に以下3点お尋ねをいたします。

まず、本県における平成20年の外国人観光客数及び地域別にはどうなっているのか。また、外国人観光客の誘致にはどのような取り組みがなされているのか、お聞かせください。

次に、訪日外国人に対して行ったアンケート調査で、「日本への初めての旅行で1カ所だけ訪れるとすればどこがいいか」との問いに、東

京、山梨、京都、神奈川、北海道の順に多く、宮崎は43位にとどまっております。このことについてどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

次に、門司税関管内で国内における焼酎の輸出シェアは、輸出総量では2年連続全国第1位との記事を目にしました。また、同管内での港別輸出シェアは、第1位が門司港、第2位が博多港で、3位は細島港であります。門司港管内からの輸出が多い理由として、貿易業界からは、焼酎製造の盛んな宮崎県、鹿児島県、大分県と地理的に近いことや、高速道路が整備されていることにより国内輸送時間が短いこと、アジア向け定期コンテナ船が多数就航していることなど、使い勝手がよいことが挙げられております。県内でも、高速道路の早期開通や重点整備港湾に指定された細島港の貿易取り扱いの増加が期待されております。県内焼酎の輸出総額は幾らなのか、また、このうち、門司港、博多港、細島港、それぞれの輸出額をお聞かせください。

次に、環境森林部長にお尋ねいたします。

本県の森林面積は58万9,702ヘクタールで、杉、ヒノキの蓄積量は1億267万立方メートル、林野率は76%、林業就業者は2,311人です。平成3年から19年連続で日本一の杉素材生産量を誇っておりますが、木材価格の長期低迷による就労者の減少や高齢化により、林業・木材産業の持続さえ厳しい状況であります。そのような中で、今後も順次伐採時期に達した杉、ヒノキが増加してくるものと思われませんが、この有効活用は喫緊の課題であります。そこで、昨年の杉、ヒノキの素材生産量及び平均価格をお聞かせください。

また、いわゆる嫁入り前、お年ごろの伐期適

齢期以上の蓄積量は、現在どのくらいあるのか、さらに、それを県はどのように活用されるおつもりか、お聞かせください。

次に、県民政策部長に2点お尋ねいたします。

来年7月24日に予定されている地上波テレビの全面デジタル化に向けて準備が進められている中で、さまざまな問題が生じていると聞きます。本県における地上デジタル放送の難視聴地域数と世帯数についてお聞かせください。

また、難視聴世帯の多い市町村と、西都市・西米良地区の状況についてもお聞かせください。

次に、県内における市町村の中で、地上デジタル放送の視聴対策として、国の支援制度を活用したケーブルテレビ網の整備をしている市町村もあると聞きます。その状況についてお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わり、後は自席で質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

口蹄疫の防疫対策等の検証や畜産の復興についてであります。今回の口蹄疫は、前例のない規模に拡大し、29万頭もの家畜を殺処分せざるを得ない状況となり、県内経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしていることは大変残念に思っております。その一方で、農家の皆様を初め、国や各県、市町村や関係団体などたくさんの方々の御尽力によりまして、他県への拡大を防いだことは、宮崎県として誇りに思っているのではないかと考えておるところであります。

しかしながら、今回さまざまな反省点もあります。例えば、中国や韓国で口蹄疫が発生した段階での事前の防疫対策や、殺処分から埋却ま

での迅速な対応ができたのかどうか、あるいは現場での指揮命令系統や一般車両も含めた消毒体制、情報提供体制等、一つ一つを検証し、国への提案要望を含め、今後に生かしてまいりたいと考えております。

また、本県畜産の再生に当たりましては、地域ぐるみで徹底した防疫対策等を講じた新たな畜産振興に取り組むべきであると認識しており、関係市町村や団体等とも連携し、特定疾病のない畜産地域として全国のモデルとなる畜産の再構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県内の難視聴地区の状況についてであります。総務省が本年の8月に公表いたしました地上デジタル放送難視地区対策計画、これによりますと、家庭のアンテナで現在アナログ放送は受信できるものの、デジタル放送は受信できない新たな難視地区、これは県全体で192地区、1,810世帯となっております。この中で世帯数が最も多いのは高鍋町で、1地区250世帯となっております。西都・西米良地区は24地区、141世帯となっております。また、辺地共聴施設のうち、受信のために大幅な移設が必要となることなどの理由でデジタル化改修が困難な施設は、県全体で19施設、272世帯となっております。この中で世帯数が最も多いのは椎葉村で、9施設、115世帯となっております。西都・西米良地区は4施設、18世帯となっております。

次に、ケーブルテレビ網の整備状況についてであります。昨年度は、ケーブルテレビ網等の整備に係る市町村負担額の大半が、国の経済危機対策による交付金で充当されることとなりま

したことから、電波状況の厳しい高千穂町や椎葉村など8市町村が、地上デジタル放送への移行対策として、国の補助事業を活用したケーブルテレビ網の整備を希望いたしました。県としては、各市町村からの希望を受けまして、事業採択に向けた国との協議を行うなど積極的に支援をしてきたところであります。この結果、整備を希望したすべての市町村が事業採択の決定を受けまして、椎葉村等においては事業が既に完了したところでありまして、他の市町村においても今年度中の完了を目指して事業が進められているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、6回の口蹄疫対策予算の内訳でございます。緊急防疫対策として消毒ポイントの設置や疑似患畜の殺処分などに約49億円、新たな防疫対策としてワクチン接種家畜の補償金などに約420億円、発生農家対策として疑似患畜の手当金などに約71億円、畜産振興対策として家畜の出荷遅延対策などに約21億円、復興対策として復興対策基金や中小企業応援ファンドの設置などに約292億円、その他の対策に約31億円となっております。なお、国費の総額は約453億円となっております。

次に、手当金等の非課税化についてであります。県では、口蹄疫の蔓延により影響を受けた畜産農家の経営及び生活の安定を図るとともに、事業の円滑な再建に資するため、支給される手当金等について非課税化扱いとすることを国に対し要望しております。これは非課税扱いの対象とする税目を特に限定することなく求めたもので、本県からの要望を受けまして、農林水産省から財務省に対して提出されました税制

改正要望では、国税であります所得税及び法人税、地方税であります住民税及び事業税について、所要の税制上の措置を講じることを求めているところでありまして、今後、これらの税目について必要な措置の検討が行われるものと思われましますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

杉、ヒノキの素材生産量などについてであります。平成21年の素材生産量につきましては、杉が123万立方メートル、ヒノキが7万立方メートルでありまして、その平均価格は、柱用丸太で杉が1万円、ヒノキが1万300円[※]となっております。また、伐採可能な蓄積量は、杉が6,996万立方メートル、ヒノキが693万立方メートルであり、年々増加してきておりますので、この資源の有効活用が大きな課題と認識しております。このため、県としましては、乾燥材を初めとする品質、性能の確かな製品の安定供給体制の整備や、県内外への販路拡大、木質バイオマスなど新たな利用拡大に努めることとしております。このような取り組みによりまして、山元への利益還元も図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、海外からの観光客の動向と誘致の取り組みについてであります。県内の外国人宿泊数は、平成20年で約8万5,000人となっております。地域別としまして、主に韓国が約4万8,000人、台湾が約1万6,000人、香港が約1万人となっております。海外からの観光客につきましては、為替相場やインフルエンザなどの流行な

ど、その時々国際的な経済・社会情勢に影響を受ける特殊性もありますが、平成10年は約18万5,000人でありましたので、最近大きく減っている状況にあります。その原因としまして、オーシャンドームの閉鎖などが挙げられるわけですが、海外からの観光客については、今後、急激な経済成長を遂げているアジア地域を中心にその伸びが期待できますことから、現在、定期路線のある韓国、台湾を中心に、本県の特徴である豊かな自然環境やスポーツ環境、日本一の宮崎牛を初めとする食の魅力等につきまして、テレビ、雑誌などを活用してPRすることや、航空会社、旅行会社とタイアップしまして旅行商品を造成することなどに取り組んでおります。また、昨年、個人観光ビザが解禁された中国につきましても、巨大な市場として今後観光客の増加が期待されることから、クルーズ船の誘致やゴルフ環境のPRなど、積極的な誘客活動に取り組んでいるところであります。

次に、海外観光客へのアンケート調査についてであります。議員が引用されましたアンケート調査結果の43位という順位は別としまして、海外からの観光客にとりまして、本県の知名度が低いということは否めない事実であると考えております。海外観光客にとって定番・人気の観光スポットは、圧倒的に東京や京都などありますが、この本県の知名度の低さは、PR不足があるかもしれませんが、観光資源という面で本県の観光実態をある程度あらわしている謙虚に思ったほうがよいと考えております。海外観光客の動向を見ますと、日本人に人気のあるところの多くは海外観光客にもやはり人気がありまして、外国への対応を初めとするソフト対策は別としまして、国外対策と国内対策は相通じていると考えております。

※ 255ページに訂正発言あり

したがいまして、県としましては、国内・国外対策を問わず、本県の観光資源を改めて評価し、地味な、また気の長い取り組みになりますが、官民力をあわせてそれを磨き、宮崎の特徴を際立たせ、例えば西都原公園では近年、四季折々の花をテーマに整備をなされてきておりますが、今後、海外観光客にも通用する観光づくりとなり得ると期待しているところでありますが、そういった取り組みを粘り強く進め、また、九州各地の観光地との連携による周遊ルートの形成など、九州一体となった広域的な誘致宣伝に取り組む必要があると考えております。加えまして、外国語表記の整備や、国内のどの地域にも負けない温かいもてなしなど、受け入れ体制の充実にも積極的に取り組む必要があると考えているところでございます。

最後に、焼酎の輸出についてであります。県が行ったアンケート調査によれば、県内の焼酎の総輸出額は平成20年で約1億1,800万円となっております。また、各港からの焼酎の輸出額につきましては、門司港が約700万円、博多港が約1,200万円、細島港が約800万円となっております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、殺処分した県有家畜についてであります。今回、口蹄疫の発生により、畜産試験場川南支場、農業大学校、高鍋農業高等学校、家畜改良事業団において、多くの家畜が殺処分されたところであります。殺処分された頭数につきましては、牛321頭、豚767頭、ヤギ2頭であります。また、その損失額につきましては、財産管理台帳と今回作成した評価基準を活用して試算をいたしますと、牛は約1億5,400万円、豚は約3,400万円、ヤギは4万4,000円であり、合計

で約1億8,800万円となっております。

次に、種雄牛になるまでの費用についてであります。本県の種雄牛造成につきましては、宮崎牛の銘柄確立のために昭和48年に一元管理体制を整備し、県内の肉用牛農家と関係団体の協力を得ながら、能力の高い種雄牛の選抜を行ってきたところであります。県有種雄牛の造成には約6年の長い年月がかかるとともに、推計で1頭当たり約2,000万円もの多額の費用がかかっており、種雄牛は県民の貴重な財産と考えております。

次に、精液ストローの販売実績についてであります。平成21年度における県有種雄牛に係る凍結精液ストローの販売実績につきましては、譲渡本数は約14万8,000本で、販売金額は約4億900万円となっております。

最後に、6次産業化の推進による耕種農業への転換についてであります。畜産と耕種部門とのバランスのとれた生産振興と、本県農業の6次産業化による新たな産業展開を図ることは、雇用の確保や地域経済の活性化の観点から、口蹄疫の復興対策として大変重要であると認識をいたしております。特に、本年、農業団体が着工を予定している冷凍加工施設の整備については、素材供給型の産地から高付加価値型の産地構造への転換を進める上で極めて重要な取り組みであると考えております。したがいまして、県といたしましては、この冷凍加工施設整備の支援につきまして国に強く働きかけるとともに、畜産農家の飼料畑等の有効活用も図りながら、加工施設向けのハウレンソウ等の産地づくりを推進するなど、地域農業の構造転換並びに畜産農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 お答

えいたします。

一ツ瀬川の河川改修の現在の取り組み状況と今後の対策についてであります。一ツ瀬川本川は、議員御指摘のとおり、堤防の幅が狭い区間や漏水が発生している箇所に加え、堤防のない区間もありますことから、大規模な堤防補強など抜本的な河川改修が必要であると考えております。このため、詳細な検討を行い、河川整備計画の策定や事業化について国と協議を進めているところであります。また、本年度は、県単独事業で早急に対策が必要な下水流橋付近におきまして、堤防の補強工事を実施する予定としております。今後とも、地元の方々の御理解、御協力をいただきながら、河川改修の事業化に向けて努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 失礼します。先ほど杉、ヒノキの平均価格を間違えましたので、訂正させていただきます。杉が1万円、ヒノキが1万5,300円でございます。どうも失礼しました。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、自席から質問をしてまいりたいと思います。

まず、口蹄疫対策ですが、総務部長にお尋ねをいたします。口蹄疫の被害を受けた畜産農家への手当金、補償金ですけれども、これが非課税に申し入れをしています、非課税にされるとした場合、所得税と法人税、そして地方のいわゆる県税、市町村税という形になりますね、この場合、県税や市町村税の税収に対してどのような影響が出ると思われているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 手当金等の非課税化がなされた場合に、県税や市町村税の税収に少なからず影響を及ぼすものというふうに

考えていますが、その影響額につきましては、もとになります資料がないために試算は困難でございます。さらに、口蹄疫の発生によりまして、その他幅広い業種への影響もあると思われませんが、今後の県税及び市町村税の税収を現段階で見通すということは難しいというふうに考えております。なお、税収が減少した部分につきましては、地方交付税の算定におきまして、基準財政収入額に算入しない取り扱いとなりますことから、減収分の75%が普通交付税として措置されることとなります。

○濱砂 守議員 地方交付税で75%の措置がされるということなのですが、平成19年に国から地方の税源移譲が1兆円規模で行われました。本来所得税で徴収すべきものが地方税に回ってきた。同時にこれが——勘違いしないように前もって話をしておきますが、決して非課税が悪いと言っているわけではありません。非課税はぜひしていただかなくちゃいけない。けれど、地方に対する税収入がどの程度減ってくるのかというのが一つ心配されるところであります。見込みが全くないままにこういう申し込みをされたらと。どのくらいの金額かわからないというのでこういう申し込みをされたらと。緊急ですから、そういうこともあったのかと思いますが、ある程度の試算も必要だったのではないかなというような気がするんです。それは答えられんでしょうから、それでいいですけども、そのことで、福祉保健部長、国民健康保険税です、国民健康保険税では、ほとんどの市町村で、所得金額の割合、つまり資産割、均等割、人数割、所得割ということで配分されています。しかも各市町村単位でこの保険税制度は守られている。その中に所得税がゼロということになりますと、地方税もゼロですから、所得税に換算し

て地方税が課せられるわけですね。賦課される。しかし、これがゼロということになりますと、国民健康保険税の所得割もゼロといいますと、プールした場合に、少ない町なら少ない町ほど、国民健康保険に加入している人が少なければ少ないほどほかの人が負担をしなくちゃいけない、入っているほかの人たちがこの人たちの分をとということなんですよ。どのような影響が出るのか、わかっているればお答えいただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国民健康保険税は、国民健康保険を運営するために要する費用の総額に応じて保険料として賦課すべき総額を定め、これを各種の方法により被保険者に案分する総額案分方式で算定することとされております。手当金等が非課税とされ、国民健康保険の運営費に不足が生じることが見込まれる場合、保険者である市町村においては、国民健康保険税の引き上げや、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れを行うといったことが考えられます。

○濱砂 守議員 問題点を後に残さないようにちょっと話をさせていただいたんですが、今回の補償金全額に対する一括の非課税という方法も確かにあるんですけども、もう一つは、費用が棚卸し的に免税されていくように、所得を一括計上しなくて、3年なり5年なりの中で復興していくとするなら、例えばの話、5,000万円の補償金を受けたなら、5年間かけて1,000万ずつ取り崩しをしていくというようなやり方もあるんじゃないかと思ったものですから。ただ、税制上はそれが無いようですから、ひとつ参考程度に。これが一番いい方法だというものも県民にはやっぱり知らせにゃいかん。本来のあるべき非課税のあり方というものも少し検討した

ほうがいいのかなどという気がしたものですから、指摘をさせていただきました。

それから、知事にお尋ねをいたします。天災だとは言いながら、結果的には県所有の多くの家畜、牛・豚が殺処分されて多額の県の損失をこうむり、残念なことでありますが、こういう結果になってしまいました。県民に対する責任はどのように感じておられるか、知事の御意見を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫発生によりまして、畜産試験場川南支場、農業大学校、高鍋農業高等学校、家畜改良事業団で飼育されておりました県民の貴重な財産である多くの県有家畜を殺処分するに至ったことにつきましては、まことに残念であり、無念であります。今後このようなことが二度と発生しないよう、感染経路の究明や今回の防疫対応等について検証を行い、今後の防疫措置や防疫マニュアル等の見直しに反映させていただきたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。口蹄疫復興対策の一つとしてプレミアムつき商品券が発売をされておりますが、発行されておる市町村数と発行総額、またどの程度の経済効果が期待できるのか、お尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） プレミアム商品券につきましては、9月8日現在、発行済みまたは発行予定の市町村は23市町村でありまして、発行総額は約61億円となっております。

次に、経済効果につきましては、分析するに当たりまして、商品券が飲食業、小売業、サービス業等のような用途に使われたかのデータが必要となりますが、現在、進行中の事業で

ざいまして、今すぐには出せない状況にあります。参考までに他県の過去の分析例を見てみますと、発行総額のおおむね1.2倍程度の経済波及効果が見込まれるとの推計がなされているようでありませう。

○濱砂 守議員 次に、知事にお尋ねします。口蹄疫の発生や、それに伴う非常事態宣言、3カ月以上あったわけですが、その間、人、物、金の動きがとまってしまいました。そのようなことで地方の商店街も大打撃を受けておるわけですが、このような商店街の復興対策をどのように今後取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○知事 (東国原英夫君) 口蹄疫の長期化によりまして、県内各地域で商店街への客足が遠のき、各店舗での売り上げも激減していることから、商店街の売り上げ回復に向けた復興対策が急務であると認識しております。このような中、既に各市町村におきましては、商店街ににぎわいを取り戻し、購買力の回復を図るため、プレミアム商品券の発行や復興イベントに取り組んでいるところであります。しかしながら、県内の景気は引き続き厳しい状況にありますことから、県といたしましては、さらなる消費需要を喚起し、商工業者の収益増に結びつくような支援が必要であると考えております。具体的には、総額250億円の口蹄疫復興中小企業応援ファンドの運用益を活用し、市町村や商工団体等と連携を図りながら、プレミアム商品券の発行支援や地域活性化イベントの支援を行うことによりまして、商店街の復興につなげてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、環境森林部長にお尋ねをいたします。本県の製材品における人工乾燥材の比率はどうなっているのか。また、人工乾

燥と自然乾燥にかかる費用の差、それに販売価格の差はそれぞれどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○環境森林部長 (吉瀬和明君) 平成20年の製材品における人工乾燥材の比率は36.8%となっております。需要の高まり等から年々増加しているところでございます。次に、人工乾燥と天然乾燥にかかる費用の差でございますけれども、1立方メートル当たりで人工乾燥が約1万円、天然乾燥が約4,000円でございます。人工乾燥のほうが6,000円ほど多く費用がかかるということでございます。また、販売価格の差につきましては、1立方メートル当たりで人工乾燥の柱材は約4万7,000円、天然乾燥の柱材は約3万8,000円でございますので、人工乾燥のほうが9,000円高くなるということでございます。以上です。

○濱砂 守議員 もう一点お聞かせいただきたいと思いますが、本県における木材の人工乾燥機の導入を一遍にしたわけですが、その導入状況とこれまでの投資額について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長 (吉瀬和明君) 本県の人工乾燥機の導入実績でございますが、平成20年時点で51工場の233基となっております。そのうち、林業構造改善事業等の国の制度事業を活用したものが147基ございまして、事業費は約43億円、補助金は約25億円でございます。

○濱砂 守議員 もう一度、環境森林部長にお尋ねいたしますが、本県の木材は、いわゆる伐期に来た、嫁入り前と言いますが、お年ごろの木がたくさんまだ備わっております。切っても切っても後が太ってくるものですから、その量は減らないと。先ほどの話の中で、杉の21年の生産量は123万立方、ヒノキが7万立方ですか

ら、伐採可能な蓄積量が杉6,996万立方……。50年以上今のまま切り続けても、杉の木はだんだん太って減らない。ヒノキは100年近く切っても減らない。そのような状況なんです。そのような中で、ちょうど適齢期に来ている木がたくさんある。これを事前に切って、1年、2年前に前倒しで切って、葉枯らしの乾燥から持ってきて人工乾燥する。人工乾燥して1年前倒しにしてサイクルを上げていくと、立方当たり9,000円の利益が出るということになります。そうすれば山元に残るお金も自然にふえるわけで、そういうふうに取り組んでいくのも一つの方法ではないかと思うんですが、部長のお考えをお聞かせください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県の乾燥材につきましては、ほとんどが人工乾燥により生産されているところをごさいます。一部にはおっしゃいましたような、伐採木を枝葉のついたまま森林内に放置して水分の蒸発を促す葉枯らし材の生産にも取り組んでおるところをごさいます。伐採後、枝葉を落として丸太の状態です。1年ぐらい乾燥させるということにつきましては、含水率の管理とか、あるいは保管場所の確保とか、いろいろとまだ課題があると考えております。しかし、他県で先進的に取り組んでいる事例もあるようでごさいますので、その効果等について今後研究してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 済みません、もう一度確認しますが、人工乾燥のほうが天然乾燥よりも販売価格は高いということだったんですかね。そうですか。新聞で出ていたんですけど、大分県日田市、ここに輪がけ乾燥をしている会社があるんですが、行く時間がなかったものですか、直接電話をして話を聞きました。そうします

と、金額はほとんど変わらないというんですよ。1年間寝かせる。下はこそぐだけでいい。製材したものを収納するということですから、虫が入るとかいろんな話がありますが、1年間は梅雨時期を通しても、2年経過しなくちゃ大丈夫だと。使用者の話を聞くと、香りがいい、しかもつやがある。そのような話を聞きますので、この会社では有利販売ができるんですよという話を直接製材所の方から聞きました。ぜひ一考いただいて少しでも、今のこういう林業の状態ですから、山元に利益が残るように対策をお願いしたいと思います。

それから、次に、県民政策部長にお尋ねをいたします。地上デジタルテレビの移行対策を実施する中、地域によってそれぞれ個人負担の違いが発生をしておると聞いております。個人負担の多いところではどのくらいの負担が見込まれているのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 基本的に、国は各世帯当たりの負担額を、3万5,000円を超える場合を各種補助制度の適用要件としているところをごさいます。しかしながら、辺地共聴施設の整備に当たりましては、当然、世帯数が少なかったり、あるいは大規模な改修が必要な場合には、御指摘のように多額の負担が生じる懸念がございます。この額でございますけれども、現在、国及び放送事業者と地元との間で直接対応策の協議が個別に進められておりますので、県としては個別具体的な負担額については把握をしていないところをごさいます。

○濱砂 守議員 各市町村によってかなり隔たりがあるようなんです。西都市の例なんですけど、特に山間僻地、経済的弱者、高齢者、重なっているんですが、こういう辺地なところほ

ど1軒当たりの負担額がふえておる。これが半年ぐらい前まで1軒当たり40万とか50万という話だったんですが、大分制度が改革されてきて、今でも最高10万円なんです。こういう負担額がある。しかも、町の中の環境のいいところに住んでおられる人たちは負担は要らない。経済的あるいは地理的に弱者の人たちのところに負担が生ずるとというのが今の現状なんです。そういう状況なものですから、言われるように、各世帯の負担額が3万5,000円を超える場合が国の支援対象となっております。地域によってはその何倍もの負担を——だんだん減ってきて、現在でも10万円なんです——強いられておるとい状況であります。当然にみんな日本の国民であります。宮崎の県民でもあります。各世帯の負担は平等に3万5,000円を限度として、あとは国なり県なり市町村なりの行政で支えていくべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 地上デジタル放送への移行は、国の政策により推進されているものですから、一義的には国に責任があるのではないかと。また、国の対応が図られるべきだと考えておるわけであります。国の支援制度は、地方の声を踏まえて拡充はなされてきているものの、現行の制度においてもなお不十分であるということは言わざるを得ないと思っています。県といたしましては、各県との連携を強化しながら、国に対し、個人負担の軽減が図られるよう、引き続き対策の充実を強く要望してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひします。

次に、農政水産部長に再度お尋ねをいたします。西都市に建設が予定をされておりますJAの冷凍野菜加工施設の整備についてであります

が、以前に何人か質問がありましたけど、いまだ国の予算措置がなされていないという話でありますけれども、現状についてどういう状況になっているのか、お尋ねをいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 今回の冷凍加工施設の整備につきましては、先般策定いたしました口蹄疫からの再生・復興方針の中心となるプロジェクトとして位置づけ、国に対して繰り返し支援の要請を行っているところであります。県といたしましては、事業採択に向けて本施設整備の必要性について、引き続き国に対し強く訴えてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 このことについて、農林水産省では今度の補正予算に盛り込みますという連絡を受けておるんですが、ただ、財務省との折衝が今後どうなっていくかというのはまだわかりません。最大限努力しますということなんですが、連絡が入っていないですか。

○農政水産部長(高島俊一君) 詳細は承知しておりません。

○濱砂 守議員 後は折衝の問題も含めてということになるでしょうから、ぜひ知事、頑張ってください、何とかしなくちゃ、会社もつくって、用地も確保して、どうにもならんければJA独自でもやりたいということをおられるようなんですが、ただ、独自でやると10年間は赤字が続くということなんです。口蹄疫で大打撃を受けて、そして、尾鈴農協、児湯農協、西都、経済連も含めてですが、非常に経営的にも大変な時期に来ていますので、独自でやるというのはなかなか大変だろうと思うんですが、ぜひ知事、頑張ってください、予算獲得をいただきたいと思います。知事、お話があればお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 恐らく基金の要求の

項目の中に入れておったと思うんです。記憶が定かじゃないんですが、後で確認してみます。入れておったと思います。同時に、JAさんから伺った話は、独自の補助制度か何かを使って進められるという話も聞いておったものですから、どちらを並行していくかちょっと今定かじゃないので、後で確認してお知らせしたいと思います。

○濱砂 守議員 その補助が使えなかったら、別の補助もというような話も聞いておりますけれども、いいのは、当初の半額の助成金が一番いいわけで、ぜひひとつ頑張っていたきたいと思います。

それから、次は口蹄疫関係なんですけど、避難先として西都市の尾八重牧場跡地を選定されました。主力種雄牛6頭のうち5頭への感染は辛うじて逃れております。このことで種雄牛という貴重な資源の保存が保たれたところではありますが、避難先の選定の経緯について農政水産部長、教えてください。また、報道によりますと、5頭のうちの2頭は高原町に既に移動しておると。あとの残りの3頭は年末に高鍋町の家畜改良事業団に帰すという話を聞いておりますが、今後の分散管理の考え方について農政水産部長、お答えください。

○農政水産部長（高島俊一君） 当初の経緯でございますが、当初、西米良村のほうに避難をするという予定にしておりましたが、周りに牛がいるという事実が判明いたしまして、急遽、尾八重のほうにお願いをいたしました。関係各位の皆様方、急々のことでもありましたけれども、快く受け入れていただきまして、心から改めて感謝を申し上げたいと存じます。

県有種雄牛の管理につきましては、これまで経済性とか効率性の観点から、高鍋町に所在い

たします県の家畜改良事業団において一元的に行っておったところでございます。しかしながら、今回の口蹄疫の発生によりまして、事業団所在地の周辺が畜産の密集地帯であること、また、種雄牛が1カ所で管理されていることから集団感染のリスクが非常に高いこと、などなどの課題が浮き彫りになったところでございます。このため、次世代の候補牛を含めまして、今後の県有種雄牛の管理につきましては、リスク分散も考慮しながら、適正な配置ができるよう、家畜改良事業団を初め関係機関・団体と十分協議してまいりたいと、そのように考えております。

○濱砂 守議員 よろしくお願いをいたします。西都市の尾八重地区に種雄牛の避難先の話があったときに、緊急性から、土地の地権者28人おるわけですけれども、この28人に了解をとらない前に代表者が快く土地を提供したという話を聞いております。ところがこの土地の提供者の代表者も牛を持っているんです。牛がおるんです。それもしか、あえてこういう緊急事態だからというので、その代表者の方は快く使っていただいたというふうに言われております。しかし、この土地の所有者の方々が、この地域が避難箇所として環境が非常にいいということで、役に立つなら、ぜひこのまま種雄牛を置いてくださいという要望を県に提出をされております。そういう状況であるにもかかわらず、報道でいきなりこういうものがなされたものですから、地元の人たちが大変驚かれて、どうなっているんだという問い合わせが何度も来ました。そういうようなことで、内容について、農政水産部長、どのような内容だったのかお聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 尾八重のほう

に避難をしておりました種雄牛5頭のうち2頭につきましては、高原町のほうに移動することで、地元の方々にもお話を申し上げておったところですが、残りにつきましては、報道等もされておりますが、詳細につきましては関係団体とまだ協議中ということでございます。以上でございます。

○濱砂 守議員 報道でそうされたものですから、心配されてそういう話が出ております。部長はまだ尾八重牧場に行かれたことがないと思いますが、この尾八重牧場は、ひむか神話街道のちょうど途中にあるんですけど、日本一の有楽椿があるところなんです。標高約700メートル、宮崎市が一望に見えるんです。花火大会もここから見えます。もともと市営牧場として活用されていたんですが、環境はいいし、空気もおいしいし、避難先の牛に聞いてみますと、とても居心地がいいから、ここにずっとおりたいと言っているんです。部長も聞いていただきたいんですが、といっても牛がしゃべるはずありませんから、専門家の話によると、非常に体調もいいと、状況もいいということでありますので、協力していただいた地元の皆さんへの配慮もお願いをしたいというふうに思います。高鍋に絶対帰すなということではないんですが、少しずつでも分散しながら危機管理もしていただきたいと思います。地元の方たちのそういった熱意と、それから配慮もぜひ受けとめていただきたいと思いますが、部長のコメントがあればお願いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 私、農政水産部長になりまして、本来ならば、各地域の実情なり出先機関等、2回りぐらいしておかなければならないわけですが、一步も外に出ていないというような状況でございまして、出るときは

まず尾八重のほうにおじゃまいたしまして、地元の皆様方にお礼を申し上げなければならないと、心から思っております。近いうちに、この議会が終わったら尾八重のほうにおじゃましたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○濱砂 守議員 よく状況はわかっておりますので、ぜひ今後の口蹄疫復興に対して、また、もう一つは、今の尾八重の種雄牛の分散管理についてもよろしくお祈りを申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時9分散会

9月14日（火）

平成 22 年 9 月 14 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

5 番 西 村 賢 (新みやざき)
 6 番 函 師 博 規 (日 日 新)
 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
 10 番 黒 木 正 一 (同)
 11 番 松 村 悟 郎 (同)
 12 番 中 村 幸 一 (同)
 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
 16 番 外 山 良 治 (同)
 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
 18 番 松 田 勝 則 (同)
 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
 20 番 十 屋 幸 平 (同)
 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
 22 番 外 山 衛 (同)
 23 番 宮 原 義 久 (同)
 24 番 河 野 安 幸 (同)
 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
 31 番 濱 砂 守 (同)
 32 番 星 原 透 (自由民主党)
 33 番 中 野 一 則 (同)
 34 番 横 田 照 夫 (同)
 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
 36 番 蓬 原 正 三 (同)
 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
 40 番 長 友 安 弘 (同)
 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
 45 番 権 藤 梅 義 (同)
 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
 49 番 黒 木 覚 市 (同)
 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
 51 番 米 良 政 美 (同)
 52 番 外 山 三 博 (同)

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
 欠 席 議 員 (1 名)
 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
県 民 政 策 部 長	山 下 健 次
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	高 橋 博 明
環 境 森 林 部 長	吉 瀬 和 明
商 工 観 光 労 働 部 長	渡 邊 亮 一
農 政 水 産 部 長	高 島 俊 一
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	加 藤 裕 彦
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員	城 倉 恒 雄
人 事 委 員 会 事 務 局 長	太 田 英 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	岡 崎 吉 博
総 務 課 長	渡 邊 靖 之 仁
議 事 課 長	武 田 宗 憲
政 策 調 査 課 長	日 高 正 光
議 事 課 長 補 佐	中 原 光 晴
議 事 担 当 主 幹	日 高 賢 治
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。昨日の濱砂守議員の一般質問に関して知事より答弁の申し出がありましたので、これを許します。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 昨日、濱砂議員からございました冷凍加工施設についてであります。私、冷凍加工施設の整備につきまして、国庫補助事業または基金事業での対応を考えていると説明いたしましたが、現在のところ、強い農業づくり交付金等の国庫補助事業を活用することとしておりまして、国に対して引き続き強く要望していきたいと考えています。

〔降壇〕

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、発言を許します。まず、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。口蹄疫問題の質問に当たりまして、今日までの生産農家並びに関係者の皆様方の御苦労に心から敬意を表し、29万頭の家畜の冥福を祈りまして、質問に入らせていただきます。

口蹄疫は、宮崎県を中心とした地域社会、さらに全国を巻き込んだ未曾有の事件として今後語り継がれるものと思います。4月20日、1例目の殺処分16頭の処置をした後、6日目には累計で1,000頭を超え、被害は県政史上最大規模へと拡大することになりました。そして、9日目に国内で初めて豚へ感染し、その後、爆発的に広がり、ついに29万頭近くの牛・豚を殺さざる

を得ませんでした。その影響の全容について、国内はもちろん、近隣諸国に及んでいるものと思いますが、私などには知るよしもありません。県の試算するところ、本県の被害額は2,350億円と言われ、県の単年度予算の4割にも相当します。このような中、畜産農家を中心として既に生産再開に向けて子牛の競り市が開かれ、観察牛の導入等が始まりました。流通や観光産業等も復興に向け、あらゆる分野で力強い胎動を始めております。

そこで、今回の重大事故、事件の一区切りとして、知事は、初動段階での苦労、中間ではワクチン接種や種雄牛問題、後半ではウイルスの消滅や堆肥対策、そして復興対策等、息つく暇なく活動してこられました。この間、経験した教訓は簡単には表現できないかとも思いますが、今回の口蹄疫問題の総括と今後の課題をどのように認識しておられるか、伺います。

次は、戸別所得補償について知事に伺います。

同制度は、国が本年度、米をモデル的に初めて導入した事業で、4月に受け付けを開始しておりました。しかし、本県の口蹄疫発生により、隣県3県（大分、鹿児島、熊本）を含めて延長が認められました。その結果が集約されていけば御報告願います。

また、この制度に関連して、生産調整機能と転作奨励の意味から評価する一方で、米の消費量が減少傾向にあり、流通業者等が値下げを要求し、生産農家の所得が減少し、生産意欲が減退するのではないかと危惧する声も聞かれますが、知事はこの制度をどのように見ているか、伺います。

さらに、政府は4月の段階では、来年度以降、畑作や酪農・畜産、水産等にも広げる意向

で検討していると聞いていました。しかし、今日時点では、酪農・畜産については来年度の実施を見送り、米と残りの2分野での実施となりそうですが、この制度の拡大方向について本県の立場からどのような所感を持っているか、伺います。

次は、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池の背任罪訴訟であります。

現在、エコクリーンプラザみやぎきでは、損害賠償訴訟と背任罪訴訟の2つの訴訟を宮崎地裁に提訴しておりましたが、背任罪については、この1月に現行の訴訟内容と証拠では不十分との判定が下っております。そこで、宮崎地検の処分を不服としたエコクリーンプラザみやぎきは、宮崎検察審査会への審査申し立てについて8月26日の公社理事会に諮ると聞いておりましたが、その議論の内容と今後の方針について環境森林部長に伺います。さらに、損害賠償訴訟の現況についてもお尋ねします。

次に、福祉保健部長に伺います。厚生労働省は7月26日、社会保障審議会介護保険部会で制度の見直しに向けた検討事項を示しております。今回の方向としては、在宅介護サービスの充実などを柱に据えるが、最大の懸案は、提供するサービスとその費用を賄う財源のバランスをどう維持していくかだと言われております。また、財源論としての消費税の導入も間に合わないとの見方もあります。介護保険にかかる総費用は、2000年度の3.6兆円から2010年度は7.9兆円と倍増しております。そして、介護が必要な要介護認定者も2倍以上にふえており、団塊の世代が75歳以上に達する2025年には高齢者人口が3,500万人のピークを迎えると推計されております。2012年4月から始まる第5期介護制度について、介護人材の育成、高齢者の居住確

保、在宅介護の充実、認知症高齢者への対応、市町村の役割など、幅広いテーマが取り上げられているようであります。そこで、国の2012年度第5次スタートに向けて、県として介護保険制度の論議をどのように進めていこうとしているのか、国との関係、市町村との連携も含めて現状を伺います。

また、2009年度から、政府は介護スタッフの処遇改善に力点を置いて、交付金制度も新設しました。各都道府県に処遇改善交付金の基金を2009年10月から2年6カ月分として全国枠で4,000億円計上しましたが、本県の消化状況や課題等があればお示し願います。

次に、改正臓器移植法が7月17日に施行され、脳死移植による臓器提供の機会が拡大するとともに、15歳未満の臓器提供が可能となり、国内での臓器移植の充実が期待されることとなりました。しかし一方では、救急医療体制の整備やドナー家族の心のケアなど課題は多く、定着には時間がかかりそうだとされております。改正前の臓器移植法は1997年10月に施行されましたが、脳死移植は86件にとどまり、海外で移植を受ける例が相次ぎました。そこで、国際移植学会が自国内での臓器提供者の増加を求めるイスタンブール宣言をまとめたのを契機に、法改正の機運が高まったと言われ、昨年7月に12年ぶりの改正が行われ、本年施行となっております。そこで、福祉保健部長に伺いますが、本法施行に向けてどのような課題があり、その解消のための準備をしてきたのか、また今後の順調な移行に向けて取り組むべき事項等について伺います。

次は、自殺対策について、引き続き福祉保健部長にお尋ねします。

警察庁は5月13日に、昨年自殺した3万2,845

人の年齢や動機などをまとめて発表していますが、年代別に見ると、全体としては50代が多いものの、40代の増加が大きく、前年より291人ふえております。全体の動機では、うつ病が最も多く、生活苦や失業による自殺者がふえていると述べています。近年の全国の自殺者数は増加傾向にあり、前年を596人上回り、1998年以降、12年連続で3万人を超えています。そこでまず、本県の実情を福祉保健部長はどのように認識し、分析しているか、伺います。

また、これらに対する対応として、国は2009年度から3カ年計画で100億円規模の地域自殺対策緊急強化交付金を各都道府県に配分していますが、本県にも1億5,000万円余が交付されていますが、本県の取り組みの力点と実態をお示し願います。

次は、複数の議員と一部重複しておりますが、学力テストの対応について伺います。

文部科学省は、今年4月に実施した2010年度の全国学力・学習状況調査、通称全国学力テストの結果を7月30日に公表しています。従来の全員参加から31%の学校を取り出した抽出方式に変更されて初のテストでしたが、知識の活用や記述力は過去3回とほぼ同様との見方もあります。例年好成績の秋田、福井両県が小中ともに上位を占めるなど、順位の固定化傾向も続いているようです。そこで、教育長にお尋ねしますが、今回の抽出方式の全国学力テストを終えての感想を伺います。

次に、文部科学省が今後のあり方を47都道府県の教育委員会にアンケートしたところ、33の教育委員会がもとの全員参加型がよいと回答し、抽出方式に理解を示したのは13の教育委員会で、本県は九州・沖縄では唯一1県だけ全員調査を望んでいませんが、その理由と考え方を

お示し願います。

また、県教育委員会は、同じ日に全国学力テストに合わせて独自に行った小中学生の学力・意識調査の結果を県内3教育事務所ごとに公表しておりますが、この結果の示すものと今後の活用の仕方等について伺います。

次に、文部科学省の中学校における新しい学習指導要領で武道を必修化することを決定しており、2009年度からその準備がなされているようであります。特に、武道場がない学校では、武道の授業時だけ畳を敷く学校も出てくると聞きます。当面やむを得ないとしていますが、文部科学省は、「畳の出し入れに時間がかかる上、安全面も懸念される。専用の武道場を整備していくのが望ましい」としているようです。全国的には、専用の武道場がある学校は半数程度と言われる中で、本県の昨年度からの取り組み状況や今後の対応方針等を教育長にお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終え、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

口蹄疫の総括と今後の課題についてであります。前例のない規模に拡大した今回の口蹄疫が他県に広がることなく終息できましたことを私は大変誇りに思っておりますが、その裏には、農家の皆様の苦悩や、防疫に携わった方々の必死の努力、そして全国の皆様から寄せられたたくさんの方の御支援があったことを決して忘れてはならないと考えております。

また、今回、反省点もさまざまあると考えておりまして、例えば中国や韓国で口蹄疫が発生した段階での防疫対策や、殺処分から埋却までの迅速な対応ができたのかどうか、あるいは現

場での指揮命令系統や一般車両も含めた消毒体制、情報提供体制等、一つ一つを検証し、国への提案、要望も含め、今後に生かしていくことが必要であろうかと考えております。

これから、再生・復興の取り組みが本格化してまいります。再生・復興方針に掲げた3つの目標、早急な県内経済・県民生活の回復、全国モデルとなる畜産の再構築、そして産業構造・産地構造の転換を実現することは、容易ではありません。しかし、元気な畜産、元気な宮崎を取り戻すことが全国から御支援をいただいた皆様のお気持ちにこたえる道であると思っておりますので、国や市町村、企業や団体、さらに県民の皆様と一体となり、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、戸別所得補償モデル対策における本県の申請状況についてであります。本県におきましては、申請受け付けがまだ終了していませんが、県の調査による8月末現在の加入申請件数は約3万3,900件となっております。なお、モデル対策のうち、転作作物等に対して助成を行う水田利活用自給力向上事業におきましては、助成単価の高い飼料用稲の作付面積が昨年の1.5倍の約2,700ヘクタールに拡大しております。

次に、米戸別所得補償モデル事業と米の価格についてであります。本年産米につきましては、米の消費の減少や卸売業者の在庫の増加など、昨年以上に厳しい環境の中で販売が始まったことから、本県の早期米を初め、全国的に販売価格が低下してきているものと考えております。米の価格が下落した場合につきましては、米戸別所得補償モデル事業において、当年産の販売価格に関係なく交付される定額部分の交付金と、当年産の販売価格の動向に応じて交付される変動部分の交付金が支払われることになっ

ており、その結果、一定水準まで農家の所得は補償されるものと考えております。なお、米の価格については、事業の実施を踏まえ、不適切な取引が行われないよう、国において卸売業者等関係団体に対する文書での指導等が行われているところであります。

次に、来年度以降の戸別所得補償制度の動きへの評価についてであります。国の来年度概算要求において本格実施に向けた農業者戸別所得補償制度の骨子が示され、米に加え、麦や大豆等の畑作物が拡充されるとともに、漁業につきましても、不漁などの減収分を補う所得補償対策が盛り込まれたところであります。一方、酪農・畜産につきましては、本年度見直された畜種別の経営安定対策等を継続することで、新制度導入は見送られております。近年、燃油、飼料等の価格高騰や生産物価格の低迷等により生産現場は厳しい経営状況が続いておりますことから、私は、持続的な生産を可能とする所得補償制度や各種経営安定対策の充実強化が急がれると考えております。県におきましては、品目ごとの制度設計に向けた国の動向を注視するとともに、本県の実情が十分反映され、メリットが見出せる制度となるよう、引き続き国に対してしっかりと訴えてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、介護保険制度についてであります。現在、国において制度に関する課題や対応方策等が議論されているところです。その中では、在宅支援の充実を図るための方策や、給付と負担のあり方などが検討されており、年内には見直しの基本的な考え方が示される予定となっております。県といたしましては、平成24年度から

の第5期介護保険事業支援計画の策定に当たり、国の基本指針を初め、市町村が行うアンケート結果やパブリックコメントなどを十分踏まえながら、課題となっている在宅サービス体制を充実していくため、保険者である市町村と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護職員処遇改善交付金についてであります。交付金として2年6カ月分、41億2,400万円を国から受け入れ、平成21年12月からの9カ月間で10億3,600万円を対象事業所に交付しており、執行率は現在25%、最終的には85%程度となるペースであります。これは、交付金の対象が介護職員に限定されていることや、後年度負担の問題などがあり、申請がなかなか伸びないことが原因だと考えられますので、今後とも、説明会を開催するなど事業者の皆様へ介護職員の処遇改善の必要性を御理解いただくことにより、執行率100%を目指してまいりたいと考えております。

次に、改正臓器移植法の施行についてであります。改正臓器移植法の7月全面施行に伴う課題につきましては、まず法改正の内容について県民に周知を図ることや、臓器提供意思表示の推進、医療機関の体制整備等があります。県としましては、法施行前から、宮崎県腎臓バンクを通じて各市町村へ国民健康保険証の裏面に意思表示欄の設置を依頼し、昨年10月までに全市町村で対応していただきました。また、法施行前後には新聞等による啓発を行うとともに、関係医療機関の連絡会議において法改正に伴う情報提供を行ってきたところです。さらに、法改正を契機として、臓器提供に対する善意の輪が広がり、国内において移植が可能となるよう、今後は医療機関における対応マニュアルの見直

しなど体制整備に努めるとともに、運転免許証等における意思表示を推進するなど、県民への一層の啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自殺の実情についてであります。厚生労働省の統計によれば、平成21年の本県における自殺者数は337人で、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は29.8となっております。全体としては、平成19年をピークに改善の傾向にありますが、依然として1日にほぼ1人が亡くなっているという深刻な状況にあります。また、警察の統計によりますと、自殺者の7割ほどを男性が占めており、特に50歳代男性が全体の約2割を占めております。原因、動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次に多重債務などによる負債や事業不振などの経済・生活問題となっており、これは全国と同じような傾向にあります。

次に、基金を活用した事業についてであります。自殺対策は県だけではなく、民間団体や市町村などによる地域での取り組みが重要であります。このため、基金を活用して保健所を中心としたネットワークづくりのほか、医師や看護師などの医療・福祉の専門職、民生委員などの地域でのキーパーソンに対する研修など、民間団体や市町村が自主的に行う事業に対する支援に力を入れております。また、9月10日からの自殺予防週間を中心に、自殺に関する知識を普及するため、フォーラムやパネル展などを開催しているところであります。さらに、今議会でも御審議をお願いしておりますが、自殺に関する電話相談窓口を拡充するなど、施策の充実に取り組んでいるところであります。県としましては、引き続き、基金を活用しながら市町村や関係機関と協力し、対策を進めてまいります。以

上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

エコクリーンプラザみやぎき問題の法的解決に向けた取り組みの状況についてであります。

8月26日に環境整備公社の臨時理事会が開催されまして、公社が行った刑事告訴に対して、ことし1月に宮崎地方検察庁が平成17年当時の役員5名を不起訴処分としたことを不服として、一般国民の良識を反映した判断を仰ぐために検察審査会に審査申し立てを行うことを理事会の総意として決定したところでございます。申し立てを行う理由としましては、公社は、役員らは、浸出水調整池の機能不全を知らながら虚偽の検査調書を作成し、業者へ完成払い金を支払うなど、公社に損害を与えたこと、将来、ごみ処理システムが破綻し、結果、多大な損害を公社に与えることを認識していたこと、補強工事に多額の公費が注ぎ込まれ、県民の理解を得るためには真相の解明と責任の所在の追及が必要であることを挙げております。なお、申し立ての内容や提出時期について、公社は弁護士と協議するとしております。

次に、公社が4月28日に宮崎地方裁判所に提訴した損害賠償請求訴訟につきましては、7月9日に口頭弁論が行われ、被告側は請求の棄却を主張し、争う姿勢を見せております。なお、今回は今月24日に開かれる予定となっております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。抽出調査で実施されました本年度の全国学力・学習状況調査の本県の状況につきましては、平均正答率の合計で見ますと、小

学校では全国平均を若干下回っており、中学校では全国平均を若干上回っております。全体的な傾向としては、昨年度までと同様に、活用する力に課題があるにとらえております。また、各都道府県の状況につきましては、例えば小学校国語の知識に関する問題について見てみますと、全国の平均正答率83.3%のプラスマイナス5ポイントの範囲内に46都道府県が位置しており、他の教科につきましても、同様にばらつきが小さく、昨年度までの結果とほぼ変わらないものであります。したがって、今回の抽出調査の結果とこれまで3年間実施されてきました悉皆調査における結果とは、その傾向はほとんど変わらないにとらえております。

次に、調査の方法についてであります。全国学力・学習状況調査につきましては、国が国の責任において全国的な学力や学習状況を把握することを主たる目的に実施するのであれば、抽出調査も一つの手法であると考えております。一方、児童生徒一人一人の学力や学習状況をしっかりと把握し、その改善を図ることを主たる目的として実施するのであれば、悉皆調査が望ましいと考えており、本県独自のみやぎき小中学校学力・意識調査は、このような理由で毎年、悉皆調査で実施しているところであります。

次に、県の調査結果とその活用についてであります。本年度の県の学力・意識調査につきましては、3つの教育事務所ごとに結果を公表したところでありますが、例えば特定の教科で県の平均正答率と開きがあったり、あるいは覚えなければならない基礎的、基本的事項の定着が十分でなかったりするなど、地域によってそれぞれに課題があるにとらえております。県教育委員会といたしましては、現在、県内の3つの

教育事務所におきまして、これらの地域ごとの課題を解決するために、教員の指導力を高める授業研究会を行い、各小中学校の授業改善に生かす取り組みを推進するなど、実態に応じた重点的な指導の充実に取り組んでおります。

また、算数・数学の単元ごとの評価問題をインターネットで配信するウェブ学習単元評価システムの運用を今年1月から開始し、現在、県内すべての小中学校での活用を目標として順次取り組みを進めているところであります。このシステムには、学校の結果と県や地域の結果を瞬時に比較することができ、児童生徒の課題に迅速に対応できるという特徴があり、学習内容の確実な定着に効果的であると考えております。今後とも、県の学力・意識調査の結果をもとに地域の実態に応じた対策を講じ、県内のすべての児童生徒の学力向上に向けた取り組みを着実に継続してまいりたいと考えております。

最後に、武道場についてであります。現行の中学校学習指導要領におきましては、武道は選択して実施することになっておりますが、平成20年3月の時点で調査した結果によりますと、本県の公立中学校等の68%に当たる95の学校で武道を実施しております。お尋ねの本県の公立中学校における武道場につきましては、中等教育学校を含め、これまでに139校中35校に設置されており、今年度におきましては、国の補助制度を活用して市町村立で3校、県立で1校、計4校が建設中であります。なお、武道場のない中学校におきましては、安全性の確保や授業への影響を十分考慮の上、当面、体育館などの既存の施設を活用することにより対応できるようであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、施設・用具の整備について市町村への助言を行うなど、各中学校が武道の必

修化に向けた準備を円滑に進められるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○権藤梅義議員 御答弁いただいた中で、エコクリーンプラザみやぎの背任罪訴訟、これは不服の申し立てを弁護士と協議して行う方針との答弁をいただきましたが、私は一抹の不安を持っております。確かに疑惑や疑問があったことは事実ですが、有罪を勝ち取るための新しい事実や証拠がなく、検察側が示した却下理由は、背任罪の構成要件としての金銭の授受などの事実が確認されないとしています。不服の理由として、一般国民の良識を反映した判断を仰ぐためといい、この問題を風化させないためとしておりますが、私は、和解がぎりぎりかというような可能性しかないのであれば、貴重な税金を投入して時間を浪費することには慎重な配慮が必要ではないかと考えます。これ以上申し上げませんが、慎重な判断を期待したいという意見を申し上げておきたいと思っております。

それでは、口蹄疫問題の質問に入らせていただきます。

鉄は熱いうちに打てと言われておりますので、口蹄疫問題に関して、歯にきぬ着せずに関わりの問題を提起しますので、知事を中心に御答弁をお願いいたします。

まず、初動段階での問題と言われますウイルスの蔓延であります。感染ルートの解明とあわせて相当の潜伏期間が浪費され、感染が広がり、爆発的に拡大したようにも見えますが、この点について発生県の最高責任者としての知事の感想を伺います。

○知事(東国原英夫君) 感染が拡大した要因につきましては、国の疫学調査に係る中間的整理の中で、移動制限が開始された4月20日の時

点で既に10農場以上にウイルスが侵入していたこと、発生農場で感染動物の殺処分がおくれたこと、農場の密集地帯で発生したことなどによるものとの報告がなされております。

感染経路の解明につきましては、国家防疫の観点から、最終的には国の責任において徹底して行われるべきと考えておりますが、県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに、県の検証委員会において独自にヒアリングなどを行い、感染経路の究明に取り組んでいるところであります。

○榎藤梅義議員 次は、埋却地問題であります。私は当初から、何かうまくいっていない感じがしておりましたが、市町との連携を含めて、その決定まで相当に時間を要した感じがいたします。JA宮崎中央会の会長は、「結果的に埋却地はあったから処分できた。現実的にあったのになかなか見つからなかったというのは、やはり対応のおくれですよ」と厳しく反省しておられます。最終的には、住民の方々の理解と市町の御努力で何とかおさまりましたが、今後に大きな教訓を与えた気がいたしますが、知事はいかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫の対応におきましては、埋却地の確保や殺処分作業のおくれが防疫作業を進める上で大きな支障となったところであり、埋却地の確保は今後の口蹄疫対策の課題の一つであると認識しております。県といたしましては、関係市町ごとに県職員を常駐させ、殺処分・埋却計画の策定支援や進捗状況の管理を行うとともに、埋却地選定への助言や住民説明会に参加するほか、農地保有合理化事業を活用した埋却地の確保を推進するなど、関係市町と一体となって今回の防疫対応

に取り組んだところであります。今後、今回の防疫対応等について検証することとしておりますが、まずは個々の農家における確保の状況の把握に努めるほか、国や市町村等の関係機関とも連携して、農家ごとの経営規模や地域の地理的な条件などを勘案しながら、適切な手法を検討してまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次は、警察本部長に伺いますが、サイバー犯罪についてであります。今回は、特に選挙と絡みまして、「後に発生農家となる都農町の水牛農家に韓国からの留学生を民主党の衆議院議員があっせんした。それが原因で口蹄疫発生と拡大が行われた」との作り話を全国にインターネットで流し、混乱を図った事件であります。

私は初期段階では関与していましたが、途中から現地対応となり、質問を通告するまで延岡署に被害届を出したとばかり思っていました。代議士も秘書も2度ほど相談に行き、最終的には正式な届け出を出していなかったようですが、事務所の対応は混乱し、支持者からの電話等の確認に追われました。サイバー事件の特徴は、相手を陽動作戦に持ち込み、真実も含め、だれが発信したかわからない、非常に卑劣なやり方です。今回の事件も、本人が過去、JICAの仕事をしていたことにこじつけ、水牛農家に政治的圧力をかけ、受け入れを強行したとの筋書きであります。しかし、現実には、2000年以降において韓国はJICA基準の支援、つまり後進国の認定から外れています。当事者が仕事をしたのは2004年ごろまでの3年間です。昔、「悪い奴ほどよく眠る」という映画があったと記憶しておりますが、本当に悪質な事件で、今度、私どもが被害届を出したときは、必ず犯人を確定する方法を研究してい

ただきたいと強く願っております。そこで、警察本部長に伺いますが、サイバー事件の対処の仕方等捜査の基本姿勢を伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） サイバー犯罪に対する基本姿勢ということでもありますけれども、まずサイバー犯罪というのは、インターネット等の情報通信技術を悪用して行われ、非常に匿名性が高く、犯罪の痕跡が残りにくいということもありまして、悪質巧妙化、そして多様化の傾向にあるところであります。警察におきましては、サイバー犯罪対策室を設置しております、これを中心に専門的知識を有するプロジェクト体制を構築して積極的な捜査を行っているところであります。基本的には、被害関係者からの被害届や告訴・告発、これだけではなく、サイバーパトロールを強化いたしまして、情報収集に努めているところであります。その上で、捜査の端緒を入手すれば、被害関係者の協力を得ながら、積極的かつ適正に捜査を推進しているところでございます。

なお、本県におきますサイバー犯罪の検挙状況であります、昨年中が詐欺、脅迫、青少年育成条例違反、商標法違反等で25件18人、本年は8月末現在で、児童ポルノ製造、脅迫等で13件11人を検挙しているところであります。

○権藤梅義議員 少し話は変わりますが、2010年警察白書によりますと、警察庁は今年2月から、庁内に外国人犯罪関連情報を集約し分析する部署を設置しております。都道府県警にも専門部署を設置し、捜査員を統合運用することで、県境や国境を越える犯罪に対処しようとして実績も上がっているようであります。サイバー犯罪も同様の見地から、全国的な取り組みが好ましいと考えるのですが、サイバー事件の対応等はそうになっていないのかどうか、本

部長にもう一度お聞きしたいと思えます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本県におきましても、本年4月には、私を委員長といたしますサイバー犯罪対策部門とか組織犯罪対策部門を中心としました組織横断的な宮崎県警察犯罪のグローバル化対策室を設置いたしまして、そういった捜査を強化することといたしております。今後の取り組みといたしましては、全国的にインターネット上の違法・有害情報をはらんしているとも言える状況でありますので、迅速かつ効率的な取り締まりを推進するために、全国警察との連携を強化していくことといたしております。今後も、サイバー犯罪の未然防止と厳正な取り締まりを行い、なお一層インターネット空間の安全・安心の確保に努めていく所存であります。

○権藤梅義議員 よろしくお願ひします。

次に、口蹄疫がもたらした心身の健康被害について伺います。JAの羽田会長は、「農家はまだ精神的にダメージを受けた状態で、心の穴をふさぎ切れていない。農家経営に加え、生活や健康も支援する体制をつくり、支えていくことが大事になる」と、再開の課題を掲げています。そこで、畜産農家の健康について、県の現状認識と今後どのような対応を考えているのか、伺います。

また、応援部隊となった自衛隊や警察機動隊、さらには県や市町の職員等が数多く動員されました。なれない仕事で御苦勞も多かったと思いますが、特に自衛隊の撤収時は農家から感謝の拍手が起きたと聞いております。県庁職員の中には5回も10回も動員に応じた人もいると聞きますが、県職員の健康についてどのように考えているのか。以上2点について関係部長に伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 畜産農家等の皆さんに対する心身のケアにつきましては、4月26日に各保健所等に相談窓口を設けるとともに、6月2日からは医師等を川南町に派遣し、住民の心身の健康相談を実施したところです。さらに、6月7日からは、保健師等で構成するこころと身体健康支援チームを設置し、関係市町と合同で口蹄疫発生農家等の皆さんに対して電話による聞き取り調査を行ったところであり、これまでに1,123戸に対する調査が終了し、医療機関での受診を勧めるなど何らかの対応が必要であったものは236戸でありました。このうち特に緊急を要する農家に対しては、医師や保健師による個別訪問を行ったところであり、また、この聞き取り調査の内容につきましては、関係市町に引き継ぎ、現在は地元の保健師により継続的なケアが行われております。県としましては、今後とも、住民への長期的なケアを継続できるよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○総務部長（稲用博美君） 県職員の心身のケアです。まず、数字を申し上げますと、7月末現在の状況ですが、やけどや皮膚炎など424件の報告が出ております。この中で不眠等の精神的症状が9件ございましたが、現在では回復しております。今後は、長期間にわたります大きな仕事を終えた後にほっとしてうつ病になります荷おろし症候群、あるいはこれまで蓄積されました疲労感が精神面に影響を及ぼすことを懸念しております。このため、全職員に対しまして、メンタルヘルス相談窓口の積極的な活用等を改めて周知いたしました。また、現在、長時間勤務を行った職員が多い所属に保健師を派遣いたしまして、職員の実態調査を行っておりまして、必要に応じまして、医療機関への受診や

休養の適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 再び知事にお伺いしますが、皆様に机上配付をさせていただいております3枚つづりの資料に関してであります。まず、知事に前提として伺っておきたいのは、ブログであれ、ツイッターであれ、知事発言としては、形は違って重みや責任は同じだと私は思うのであります。知事もそのように理解してもらっていると思いますが、改めて確認します。

○知事（東国原英夫君） 私は、県政の課題や政治問題等について関心を持っていただけたらとの思いから、多くの政治家も利活用されているように、ブログやツイッターを貴重な情報発信、情報交換の手段として活用しております。これは私の個人的な情報ツールであります。ほかの多くの政治家たちもそうであろうと思っておりますが、公職の立場にあるということは十分認識して責任を持って対応しておるところであります。

○榎藤梅義議員 次に、鳩山前総理が6月1日に本県入りをして、知事と握手を交わしながら、全力で頑張らましよう、そういう場面があったわけですが、知事がそこで手渡した要請文書というのはどんなものを準備していたのか。また、本日配付資料として準備した口蹄疫に対する万全の措置についての要請とはどのような点が違っているのか、伺います。

○知事（東国原英夫君） 鳩山前総理が6月1日に来県された際には、口蹄疫発生地域における畜産の再開及び経営安定、県内の畜産業及び関連産業全般の再建に向けた継続的な支援について、文書で要請させていただきました。また、口蹄疫特措法の施行が間近に迫っていたことから、ワクチン接種家畜の補償費用等に関す

る国の全面的な支援についても口頭でお願いしたところであります。

一方、配付されている要請書は、6月6日に政府の現地対策本部を通じて提出したものでありますが、特に口蹄疫対策費用の全額を国費で措置いただくことに重点を置いて要請させていただいたものであります。

このときの状況を説明させていただきますと、特措法第19条において殺処分されたワクチン接種家畜の補償費用などについて、国がその全部または一部を負担すると規定されており、その具体的な内容を定める政令が菅総理の就任日と同日の6月8日にも閣議決定されるのではないかと、その政令によって県に相当の負担が生じることになるのではないかとこの情報があったため、急遽、国の全額負担を求める要請書を提出させていただいたものであります。

なお、結果として、政令の公布が6月18日にずれ込みましたので、菅総理が6月12日に来県いただいた際に、この要請書の内容に、防疫対策への国の柔軟かつ機動的な支援・協力と、感染ルートの早期解明を追加し、改めて要請させていただいたところであります。

○権藤梅義議員 私たちには前日の夜に、この上のあてな書きと下の文書がファクスで送られてきました。何を勘違いしたのか、議運の場のことを武井議員のブログ、ツイッターでは民主党系議員の発言と書き、知事の主張のほうが正しいという意味の書き込みがあったと記憶しております。(発言する者あり)人に迷惑かけておってそういうことがあるか。今回の質問に使うと探すけれども、過日のデータということで確認できませんでした。私は、地元で口蹄疫被害に対し一部でも負担すべきなどと発言したわけではありませし、また武井議員に批評を

頼んだわけでもありません。さらに、知事が書いているように、80億から200億の負担がどうこうという話は余りにも過大化した話ではないかと考えます。知事はどうしてこのブログを書くことになったのか、またこの時点で本当に80億から200億の本県負担があると考えていたのか、伺います。

○知事(東国原英夫君) まず、80億と200億ですが、議員御指摘の私のブログは6月7日付のものであります。その時点では、口蹄疫対策特別措置法施行令の改正がおくれている、特措法に基づく対策費用に係る国・県の負担割合が示されておりました。仮に、この負担割合が家畜伝染病予防法と同じスキームとなれば、ワクチン接種家畜に対する補てん金の5分の1相当額である約80億円や、早期出荷経費の2分の1相当額である33億円の県負担が生じることとなり、既に補正予算に計上しておりました87億円を加えますと、200億円もの負担となることが危惧されたことから、本県の受けた深刻な被害実態を踏まえ、国における適切な判断を求める私の率直な意見として書かせていただいたものです。また、同じような内容はその当時の新聞等に書かれております。

そして、私のブログについてであります。私はブログに6月7日付で「ある議員」として書いております。特定はしていません。そして、多くの新聞、雑誌等が用いる「関係者によると」とか、「ある政治家によると」とかいう証言あるいは報告等を載せておりますが、そういう手法のもとに載せました。ですから、事実としては、ここは実名を出してはいますが、武井県議からそういう報告、いわゆる証言があったことは事実なので、その事実を書いたまでです。

当該ブログは口蹄疫に関する情報の一つとして書かせていただいたものでありまして、内容については、発言の趣旨が正確でないとの御指摘を受けたみたいなので、その点は訂正をさせていただいた、それは議員も了解されたのではないかと認識しております。

○榎藤梅義議員 この前後に、私ども新みやぎきのメンバーで当時の篠原新現地対策本部長の激励に行ったときに、可能性はと聞いたところ、「山田さんが持って帰られたから大丈夫でしょう」と言われました。また、我が党関係者の情報として、激甚災害で認定できないかという議論も仄聞していましたが、この場合、過去の例として、どうしても3%程度の地元負担が生じています。それをゼロにすべしという話だから簡単ではない。いま一つは、共済金の問題だと聞いていましたので、私は、過大というふうに思ったわけでありませう。

次に進みますが、一つは、この方法は、知事のブログを読んだ人が必ず武井議員のブログを見る。そして、ツイッターを見る。つまり一対になって見ていると思います。参議院選挙の直前でしたから、私は正直言って大変迷惑しました。党や候補者に迷惑をかけたと、申しわけない気持ちでした。その点、知事は、自分のホームページに読者が入ってくるんだからと、気軽にやっているんじゃないか、私はそんなふうに思っております。（「言論弾圧じゃないか」と呼ぶ者あり）本当のことを書いてないじゃないか。議論がかみ合っているならば、まだ許せるとして、十分な事実の確認もせず、論点をすりかえて、80億だ、200億だと人を攻撃するような主張をし、翌日は、一言のあいさつもなく、他人事のような表現で澄まし顔じゃないですか。それでも知事のすることですか、議員に対し

て。先日も、二元代表制の議論がありましたけれども、私はあなたの部下でも何でもありませんよ。失礼じゃないですか。何か教えてください。

○知事（東国原英夫君） 部下だと思ったことはありません。

○榎藤梅義議員 再度、私に対しては、こういう踏み込んだことをするときには確認をしてください、議論の内容を。

次は、種雄牛の問題であります。御案内のように、口蹄疫が発生した直後の4月21日に、種雄牛がいた県家畜改良事業団が移動制限区域に入りました。県は、エース級の6頭を選抜し、特例として5月13～14日にかけて西都市へ移動させました。この間、23日程度経過しております。それから1日と少々たった5月16日の未明、県は、事業団内で感染が疑われる肥育牛が見つかったことを公表しました。そして、東国原知事は、事業団に残った49頭が実は殺処分されていないことを後日発表し、特例として殺処分回避を求める趣旨の発言を報道機関のカメラやマイクに向かって訴えています。しかし、知事は5月27日夜には、国には殺処分回避を直接要望していないと言い始め、翌28日午前には、49頭の一部から口蹄疫の症状が出たことを発表し、49頭は殺処分されることになったわけでありませう。

その後の高鍋町の民間種雄牛の話に移ります。7月8日、知事は、高鍋町の経営者を訪ね、打開策を話し合っています。そこで、お尋ねしますが、知事は当初からワクチン接種に反対だったのか。私の見るところ、高鍋町の種雄牛の話が出るまではワクチン接種はやむを得ないと思っておられたのではないのでしょうか。爆発的な口蹄疫の発生もありまして、そんなに反

対ではなかったというふうに私は見ていたんですが、最初からワクチン接種に反対だったかどうか、伺います。

○知事（東国原英夫君） 結論から言います。最初から反対でした。ですから、記者会見のとき、私は涙しました。

今回の口蹄疫の対応においては、当初は迅速な殺処分や移動制限による蔓延防止などの防疫措置をとったところであります。しかしながら、豚での発生や、新たに高鍋町や新富町へ感染が拡大する中、県では、より効果的な防疫対策について国に相談してきたところであります。そのような中、5月19日の政府の口蹄疫対策本部会議においてワクチン接種が決定されました。私といたしましては、ワクチン使用に当たっては、農家への損失の補てんと経営再開に向けた十分な対策が明示され、農家はもとより、関係市町の理解と協力が何より大切であると考え、国の責任においてワクチン接種を実施すること、十分な農家補償を行うことを条件に、関係市町の理解を得た上、5月21日に断腸の思いでワクチン接種を受け入れたところであります。

○榎藤梅義議員 次は、知事自身がワクチン接種を勧告し、県所有ならばよいとする論理は、私から見ればタイムラグもあり、二重基準の批判もある中で、法の解釈に求められる整合性や公平性の観点から問題があると思うのですが、どのように説明されるのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 高鍋町で種雄牛6頭を飼養している薦田氏に対しましては、私も含め、6月初めからワクチン接種と殺処分への理解を求めて話し合いを進めてきたところでありまして、6月29日には特措法に基づく殺処分勧告書を交付いたしました。これに対して薦田氏

から、種雄牛の県への無償譲渡の申し出があり、県といたしましては、本県畜産の再興に活用できるという公益性が認められること、無償譲渡ということでワクチン接種農家との不公平感が相当程度緩和されることなどから、県が無償譲渡を受け、清浄性確認検査を行った上で、異常がなければ県所有として管理することを国に要望したところであります。私といたしましては、国に県有種雄牛の移動に係る特例措置を認めていただけたのは、貴重な遺伝資源である種雄牛の公益性に配慮したものであると理解しており、薦田氏の種雄牛につきましても、県の所有ということになれば、同様の取り扱いをしていただけないのではないかと考えたところであります。

○榎藤梅義議員 時間が足りないので、先に進みます。次は西都市の6頭の種雄牛のうちの1頭、つまり殺処分された「忠富士」について、県は陽性との発表を22日に公表していますが、19日、20日の検査結果は陽性だったというふうに聞いています。その以前に感染の兆候があったのではないかとの意見も聞いております。この情報は山田現地対策本部長も共有していたんだろうと思います。また、高鍋の事業団の49頭の種雄牛の処分が、実際には処置されておりました。この過程で49頭の処分方針と5月27日以前に陽性の情報があったと思いますが、それは何日で、その情報も山田現地対策本部長と共有していたのか、伺います。

○知事（東国原英夫君） 西都市に移動させた種雄牛につきましては、移動後、検査を実施しておりまして、5月20日の検査で1頭が陽性となりましたが、典型的な症状がなかったことから、念のため21日に再度、検査を行った結果、陽性となり、深夜に公表し、疑似患畜として22

日に殺処分を行いました。この間、国に対してはその都度、報告を行ったところであります。

また、引き続き事業団で飼育されていた種雄牛49頭につきましては、5月26日と27日に1頭で発熱がありましたが、発熱以外の症状は観察されませんでした。しかし、翌28日には鼻腔の水疱や流涎が認められたことから、31日に全頭の殺処分を行ったところであります。

なお、この種雄牛49頭につきましては、5月16日に同事業団で飼育されていた肥育牛で、口蹄疫の発生が確認された時点で疑似患畜扱いとなったことから、特段の国への報告義務はありませんが、臨床症状等や検査依頼等につきましては、その都度国と協議して、報告の漏れはなかったと認識しております。

○榎藤梅義議員 先に進みます。最近の新聞、ごく最近なんですけど、知事の出張講演の報道がありました。5月2日に石川県、5月8日に熊本県に行かれていますけど、休みの日でもあり、形の上では問題ないとしても、地元では口蹄疫対策の真っ最中のことであり、血眼になっていた時期でありました。そして、取材記者の「爆笑講演」との問いに、「笑いは少ないほうだった」と答えた記事を読んでおります。改めて真偽のほどをお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 最近というのは、8月11日、宮日新聞ですね。ちなみに、情報として、その前に5月のゴールデンウィーク明けに朝日新聞が取り上げております。

口蹄疫発生後は、当該業務に取り組むため、当たり前ですが、講演や取材、テレビ出演などの政務活動のほとんどすべてをキャンセルさせていただきました。キャンセルというのは、非常に相手方に御迷惑をおかけすることで、例えばこの中の1本、映画でございますが、本県出

身の工藤綾乃さんが初主演の映画で、私が宮崎のPRのために出る予定であったんですが、それをキャンセル、いわゆるドタキャンさせていただきました。これはスタジオをとってセットを組んであり、それが全部ペアになった。数百万円ぐらいの損害を与えたと思っています。キャンセルとはそういうことであります。

御質問の講演につきましては、宮崎にゆかりのある方が多いと聞き、主催者側から中止による影響が大きいということで、開催につきまして強い要請がありました。いろいろ思慮し、口蹄疫の説明とか風評被害対策になると考えて、2日と8日の2本だけをお受けさせていただきました。もちろん、対策本部との連絡は十分とった上で承諾させていただきました。話の内容としては、硬軟取りまぜていろいろとお話をさせていただいたところであります。

○榎藤梅義議員 次に、参議院選挙の翌々日、7月13日の新聞には、「鉄槌が下された」「知事、政府与党を批判」との見出しが躍っていましたが、どのような意味か、改めて御説明いただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） この記事は、参議院議員選挙の結果について取材を受けた際の私の発言に関するものであります。私は今回の選挙については、口蹄疫による非常事態の最中であるだけに、人や車の往来、集会での人の交流等による感染拡大を避けるために、特例的に延期はできないかと訴えておりました。私のこうした口蹄疫に対する強い思いがある中で、参議院議員選挙において国民の皆さんが民主党政権に対し、首相の交代や政治と金の問題、マニフェスト未達成に対する評価から、厳しい審判を下したことを表現したものであります。

なお、昨日の一般質問で田口議員から、「消

費税関連の首相発言、政治と金の問題、米軍普天間飛行場の移設問題、マニフェストの実行状況等々に、国民の批判があらわれたものと思います」「民主党に期待を込めて猛省を促したものと考えていいのではないかと考えています」との発言がありました。同じ趣旨でございます。

民主党さんには、地方の声、地方の実情を踏まえ、政治的リーダーシップを発揮していただき、さまざまな政策にスピード感を持ち、果敢に取り組んでいただきたいと思います。

○榎藤梅義議員 時間の関係で、もっと議論したいんですが、進みます。さらに、民間種雄牛問題での山田大臣と知事のやりとりはブログや新聞等で見っていますが、ここではこれ以上触れませんが、つい最近、西都市でのフォーラムの終わりの部分で、「いつかつぶしてやろうと思う」という趣旨の発言をしたと報じられています。私は、正直言って、残念ながら執念深い人だなと思いました。

宮崎公立大の有馬晋作教授は、「今までのような知事の発信力があれば、対立構図でも国から予算を引き出すことは可能だ。しかし、発信力はもろ刃の剣になり得る。冷静な議論を通じて国を説得する態度も大切だ」と指摘しています。また、知事の人づくりのスローガンは「すべての大人はすべての子供の教師たれ」とのすばらしい言葉であります。中学や高校の生徒もやがては成人してまいります。ぜひ、今後も御精進いただくことを期待しますが、つぶす、つぶさないという言葉は、知事の言葉としてはいかがなものかと思いますが、どのように説明されますか。

○知事（東国原英夫君） 私といたしましては、本県の畜産業、被害に遭われた畜産農家の

皆様、さまざまな影響を受けられた関係者の皆様など多くの県民の方々のためと、必死で国との対応を行ってまいりました。この間、国とは、口蹄疫の蔓延防止、早期終息という同じ目標に向かって取り組んでおりましたが、国との一連のやりとりの中で、国の方針に納得しがたいことがあったのも事実であります。このときの国と地方の関係に対するじくじたる思いがよみがえり、この国の統治システム、中央集権、地方自治法等を含め、この国のあり方を打破、打倒しなければ我が国の将来はないということを発言したものであります。

なお、非常事態宣言の解除後には、農林水産大臣と十分意見交換を行い、国と緊密な連携をとりながら、今後の再生・復興対策を進めているところであります。

○榎藤梅義議員 これはもう私の感想にしたいと思いますが、いろいろの教訓を残した本県有史以来の大きな事件でありましたが、どなたかが言っておられましたように、知事の評価は今後の口蹄疫復興と一体だと、私もそう思います。2期目のことは近日中に表明とのことですから、私がお願いしたいのは、少なくとも復興の骨格は揺るぎないものにしていただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） ちょうちょうはっしの議論というのはこういうことかなと感じました。大変熱くなりましたけれども、知事、一回深呼吸でもして答えてください。

まず、口蹄疫関連について質問いたします。

今回の口蹄疫は、だれしものが想像を絶する想定外の結末で終息をいたしました。国家危機と言われるような大惨事を二度と繰り返さないた

めにも、しっかりした検証をすべきであると思っております。検証分野は多岐にわたりますが、私は、なぜここまで拡大したのかということが必要ではないかと思っております。

9月11日の宮日によると、農水省第三者検証委員会が開催されたようであります。そこでも、早期通報、埋却地確保のあり方等について協議、そして速やかに殺処分、埋却できていればワクチン接種には至らなかったと。こんなのはだれでもわかっている話であります。なぜ速やかに殺処分、埋却できなかつたのかということを検証しなければ何にもならないと思うんです。先ほど権藤委員の話、かなり出てまいりました。それだけ、今回の口蹄疫は埋却地と金の問題がやっぱりあったんです。そういうことで、私なりに質問に入る前に主な動きを整理してみました。

4月20日、国内で10年ぶりに16頭の口蹄疫の発症が確認されました。5月18日、山田副大臣を本部長とする現地対策チームが設置されました。このとき、未処分頭数5万742頭であります。そして、口蹄疫疫学調査チーム、第4回の検討も概要が出ております。この内容も、考察範囲の枠から出られない。感染ルートは解明できない。中身については我々常識の範囲であります。そして、口蹄疫対策特別措置法、6月4日に公布されました。初めて、口蹄疫関係、埋却地についてこの特措法の中で出てきました。埋却地の確保、埋却に従事する者の派遣、必要な措置を講ずるものとするということであります。そして、同じように同日、施行令も出ました。これはもろもろの補助金等を出すための法律であります。そして、6月24日、口蹄疫防疫措置マニュアルなるものが発表されました。この中には、24時間以内殺処分、72時間以内埋却

ということであります。もうそれはわかっている。何でこれができなかったかということ、土地がなかったということになるわけであります。そしてまた、埋却地は当該農場または周辺、やむを得ない事情のときは公有地を使用、そういうことであります。

菅総理が6月18日に見えまして、菅総理、知事、関係市町村、JA会長の意見交換会の結果を見てみました。菅総理の発言、「口蹄疫は国家的危機と認識している。生活再建にも全力を注ぐ。必要なものは全部やる。埋却地は地元で調整してほしい。資金的なことは責任を持つ」と。そして、その中に、知事発言として、「鳩山総理も万全の対策を期すと言ってもらった。赤松大臣も、費用は国が全部見る、地方に負担はかけないと言ってもらった」と。そして、高鍋町長の発言であります。「埋却地の確保で山田副大臣は買えと叱咤してくれたが、次の日、財務省からだめだと言われた。県からの指示で20日までにやろうとしたが、国が邪魔している。あのとき話がまとまっていれば、もう終わっている。感覚が甘かった。家伝法が古過ぎる」と。まさしく高鍋町長の発言が意を得ているのかなと思います。そして、山田副大臣が特措法関連の対策費は国が全額負担すると明言、6月7日、これは宮日であります。

そして、山田大臣が6月24日に見えました。これは大体終息する前ぐらい。このとき、「感染が拡大したことは第一義的には県の責任だ。埋却地の周辺住民の同意は必要ない。理解を求めてくれ」と。土地の必要さを大臣は地元の町長にかなり懇願されております。

そして、殺処分頭数が皆さん御存じの28万8,649頭、牛につきましては県内全体の22%、豚は大体24%を占める。発生農家が292戸、11市

町村、ワクチン接種農場1,012戸、7万7,041頭であります。私は、ワクチンの接種頭数、これがかなりの拡大部分を占めたんじゃないかと。結果的には効果がなかったということでありませうけれども、そのときはそれで必要だったんだろうとっております。埋却地は252カ所、トータルで142ヘクタール、東京ドーム30個分ということであります。機動隊員が2万3,000人、自衛隊が1万8,700人、獣医師2万5,000人、終息宣言8月27日であります。義援金総額32億円、県の口蹄疫対策関連予算884億円、市町村口蹄疫対策関連実施額約74億円であります。

そこで、知事に質問をいたします。まず、初期対応のおくれは県の責任だったとの山田大臣の発言に対して、県としてはどのように認識されておるのか、知事にお伺いをいたします。

後、質問者席でやります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 口蹄疫の初期対応に対する認識についてであります。本県では、4月20日の発生以来、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づき、国と一体となって防疫対応を実施してきたところであり、御質問にありました大臣の発言等につきましては、私はもとより、これまで一緒に取り組んでいた関係市町や関係団体等にとりましても、極めて残念な発言であり、どうしてこういう発言に至ったのか、理解に苦しむものでありました。ちなみに、このときから対立が始まりました。

一方、国においては5月17日に県庁に現地対策本部を設置し、自衛隊を初め他県の獣医師を派遣していただくとともに、省庁横断的な課題の迅速な解決に向けて取り組んでいただき、感謝しております。今後とも、国と十分な連携と適切な役割分担のもと、本県の畜産はもとより、地域経済の復興に向けて全力で取り組んで

まいりたいと考えております。 [降壇]

○中野廣明議員 大変穏やかな答弁をいただきました。私も、初期の対応というのはどの部分を言うのか、わかりません。例えば、4月20日に発生して4月30日までの10日間の状況を見ますと、患畜4,369頭、殺処分2,607頭、未処分頭数が1,762頭ということであります。この分のおくれを言うっておられるのかどうかということあります。私は、この中身を聞くのはほかの目的でありますから、農政水産部長に聞きますけれども、埋却地についてはどのような方針で対応されてきたのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 県といたしましては、発生当初より、家畜伝染病予防法及び防疫指針に基づきまして、発生農場近隣における農家みずからによる確保を原則として取り組んできたところでございます。しかしながら、感染拡大に伴い、このような原則によった方法のみでは対応し切れなくなったことから、国の指導助言を得ながら、農地保有合理化事業を活用した埋却地の確保なども進めてまいりました。

○中野廣明議員 まさしく、家伝法、古いものですけれども、埋却地については全然触れておりません。防疫獣医師は権限で牛・豚を殺せませうけれども、後はどうするかわからんというようなものであります。そういう中で、家伝法、指針に基づきますと、どうしても埋却がおくれているということだったろうと思います。

次、知事にお尋ねいたします。県庁内に2つの対策本部ができた。国と県ですね。私は、組織としては本来の姿ではないんじゃないかなと思うんでありますけれども、いろいろ私も聞きましたけれども、国の対策、現地対策本部の設

置に対する知事の率直な感想をお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 国の現地対策本部につきましては、本県における感染拡大を踏まえ、5月17日、発生から1カ月後に設置されたものでありますが、これにより省庁横断的な課題についても迅速な対応ができるなど、国、県の円滑な連携が可能になったものと考えております。であるなら、なぜ最初から現地対策本部が4月20日の時点で来なかったのか、疑問であります。

○中野廣明議員 私は、対策本部、知事がそういうふうに答えられるんだったら、いいのかなと思いますけれども、同じ県の中で口蹄疫対策するのに2人の司令官がおるといのはいかなものかなと。できたら国と県、知事と本部長、一緒になった対策本部が効率的じゃないかなと。国は国で対策本部を開催する。そのとき県の職員は後ろのほうに事務方として座っている。そんなことも聞いております。これは家伝法の趣旨からいっても、国は県に対策本部を持って、ただ指示することはできるけれども、代執行するということはできないようになっています。だけど、最後は国が金を持っていますから、県は聞かざるを得ん。そういうところから知事のストレス、バトルが始まったのかなと、そういうふうに思っていたんです。これなんかも、今後、しっかりした現地対策本部を置くには、やっぱり県と国が一体となったような対策本部も置けるようにすべきだと思います。

次に、部長に質問いたします。口蹄疫拡大の最大の要因は埋却地の確保のおくれと、私はそう思っているんですが、埋却地の確保にはどのようなことで対応してきたのか、農政水産部長

にお尋ねいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 今回の防疫対応におきましては、関係市町において円滑な殺処分・埋却作業が行われるよう、県といたしましても最大限取り組んでまいりました。具体的には、関係市町ごとに県職員を常駐させ、殺処分・埋却計画の策定支援や進捗状況の管理を行うとともに、埋却地選定への助言や住民説明会に参加するなど、関係市町と一体となって取り組んだところでございます。

○中野廣明議員 殺処分については埋却計画策定とか、いろいろ今、答弁がありました。埋却計画なんていうのはうまくできたんでしょうか。部長はそういうふうな報告を聞いておられますか。

○農政水産部長(高島俊一君) 県といたしましては、関係市町ごとに、先ほど申し上げましたように、県職員を常駐させることによりまして、各市町による計画策定作業を進めたところであります。しかしながら、実際の殺処分・埋却作業におきましては、特に埋却地の確保の問題や天候に大きく影響を受けたところでございます。

○中野廣明議員 私がここで聞きたいのは、幾ら埋却計画をつくろうにも、土地の確保ができれば、こんな計画は幾ら県から行ってもうまくできないでしょうということをお願いして、いかに埋却地の取得が大切かということをお願いしたいわけでありまして。

次に、県は農地保有合理化事業で埋却地を確保してきましたが、その内容と導入経緯、開始時期、取得面積、取得額、返済方法等についてお尋ねいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) まず、農地保有合理化事業の導入経緯につきましては、5月

に入りまして、大規模農場での発生など、感染が拡大する中、迅速な埋却地確保が最重要の課題となったところでございます。このため県としては、国からの事業活用に係る助言指導を踏まえ、5月25日に埋却地確保対策に関する方針を関係市町にお示しし、取り組んだものでございます。

事業内容につきましては、買い入れる農地が農振農用地であること、買い入れ価格は近傍農地の価格から見て適当であることなど、事業要件に沿ったものを買取り、一定期間保有した後、担い手に売り渡すものであり、公社が全国農地保有合理化協会から10年間の無利子資金を借り入れ、売却費をその償還に充てるものでございます。面積等につきましては、現時点で約42ヘクタール、買い入れ額で約2億5,000万円の見込みとなっております。

○中野廣明議員 私は、農地保有合理化事業を入れた、これは苦肉の策だったと思っています。大臣は金を出したい、けど法律がない、金が出せないというのがそのときの現状だったと思うんですけれども、部長にお尋ねします。5月25日以前の埋却地補償はどのようなことだったのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 発生当初から家畜伝染病予防法に基づきまして、農家所有地への埋却を原則としていたところでありまして、補償はございませんでした。しかしながら、埋却地の確保を促進するため、国から、1例目にさかのぼって、環境対策を実施する場合における対策に要する経費及び当該埋却地の賃借料相当額を支援するという方針が示されたところでございます。

○中野廣明議員 そのときの法律が、埋却地を買い上げる金はどこが出していいかわからん

と、そんな法律だったわけですね。そういうことで、この事業を入れて、やっと埋却地が入ったわけですがけれども。それからちょっと話変わりますけれども、個人の埋却地、190カ所あるんですけれども、91.7ヘクタール、これはわかりますか、補償額。

○農政水産部長（高島俊一君） 埋却地に係る支援額におきましては、個人の所有地でございますので、10アール当たり2万2,000円が上限となっており、今後、必要額の取りまとめを行うことといたしております。

○中野廣明議員 埋却地補償は、とにかくやっとな5月25日、発症から40日ぐらいたっています。やっと埋却地を買い取る金の方向が出てきた。けど、私は、こんな農地保有合理化事業なんか国もよく入れたものだなと思うんです。本来は全然目的が違う。それはそれでいいんですけれども、例えば2億5,000万円、今回買っています。この売却地を農地として再度売って、その代金でこの代金を払わんといかんわけですね。これが10年先——10年先おる人はわずかですけれども、こっちはだれも……。10年先に土地が売れなかった場合はどうなるんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 公社が買い入れました農地につきましては、今お話にありましたように、最終的には担い手に売却し、買い入れ資金の償還に充てていく必要がございます。このため国に対し、今後必要となる保守管理や整備に係る支援策を実施するように要望しているほか、関係市町や農業団体等とも一体となった再生利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 要は、10年先、畑が売れなかったときは、どうなるかわからんということですね。私、本当に不思議で、国家的危機とい

うときに、農地保有合理化事業、単価はそのときそのときで決めると。単価については妥当かどうか農業委員会を開いて決めるとか、そういう事業を入れているわけです。最後はかなり出てきましたけれども、ないよりかましかなと。こういう事業が、6万8,000頭埋却処分がたまった時点でやっと出てきたということなんです。

私、知事にお聞きしますけれども、県は法定受託事務として家伝法にのっとって事務をやれば、何も国から言われるいわれはないわけです。しかし、家伝法、指針も埋却地の取得については何も書いていない。国も義務になっていない。しかし、それがないために、これだけ殺処分がおくれた、埋却地がおくれたということになれば、超法規的に、例えば国が中心になって県と話し合っ、埋却地については後どうにかなるとかというような話で、知事、事前に国との話し合いはなかったものですか。

○知事(東国原英夫君) 全く相手にされませんでした。県といたしましては、埋却作業がおくれ、感染が拡大する中、発生農場近隣における農家みずからの確保を原則としつつ、国に対しては国有地の提供や国の事業の活用等の協議を続けてきたところであり、その結果、国有地の提供や農地保有合理化事業により埋却地が確保されたところであります。

○中野廣明議員 実は10年前、起こったとき、私もどこかそこら辺に座っていたんです。渡辺教育長はどこかそこ辺に高いところに……。そのときは、口蹄疫が出た、銭のことは心配するな、100億用意するからと。初めての試みというか、そういうことだったんですね。今回は埋却地の取得、そして個人取得では埋却地はできないということの部分がしっかりした検証部分じゃないかなと思います。

次に、県立農大校、全体で84ヘクタールあります。うち圃場が44ヘクタール、利用状況と、大規模に利用できなかった経緯を農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 農業大学の共同埋却地としての利用につきましては、さまざまな角度から検討したところですが、その過程の中で、既に埋却地を確保した農家との公平性や地域の理解、家畜の移動による感染拡大の防止などの課題がございました。また、学校としての最低限の教育機能を維持するためには、利用可能な場所が限られたことに加え、候補地の多くは地下水位が高く、利用できない状況でもございました。これらの課題の解決に向けて調整を行う中、農地保有合理化事業を活用した埋却地の確保も進み、最終的には、地下水の湧出が見られなかった約2ヘクタールの敷地を防疫活動で使用した防護服や手袋等の物品の埋却地として利用を図ったところでございます。

○中野廣明議員 私は、これまでの口蹄疫の過程をずっと見ていて、実は5月17日に自民党県議団として埋却地として農大校の使用を申し入れております。結果的にはそんなに使えなかったということでもあります。ただ、私は、その期間中、思った。独自で埋めた埋却者と、そこで公的に埋めると公平性を欠く——国家的危機だと言われている中でそんな公平性というのは、結果的には先に埋めた人も補償するということで片がついたわけですね。私は、こんな時期に公平性という議論をされるのがナンセンスな話かなと思ったわけです。(「前例がある」と呼ぶ者あり) そう書いてあったんです。地域の理解とか農大校の実習地とかあります。地下水等であれば何も言えませんが、結果的には本当に地下水だけで埋められなかったのか。地

域の理解、実習地の田んぼをつぶすということ、結果的な口蹄疫の被害、どうだったかなど。また、地元の首長とか課長とのかかなりのやりとりがあったとか、これは私も直接聞いた話じゃありませんけれども、結果的には、ここが使えなかったということは大変残念だなと思っております。

次、特措法が6月4日に公布されました。その5条に、国は、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。初めて特措法で国が埋却地に触れた部分なんです。宮日さんの新聞には、この部分については、埋却地については国が取得するというふうに書いてある。私も、「講ずる」というのは国が取得することかなとか、いろいろ辞書を引きますけれども、何か漠然というか、あいまいにしておるわけですけれども、農政水産部長、こちら辺は県としてはどういうふうな説明とか解釈——国が埋却地を講ずるというのは、どういう判断をしておるんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫対策特別措置法第5条第3項におきましては、国は円滑な埋却を実施するために、必要な措置を講ずるものとするとして規定されており、これにより、国に対しては一定の必要な措置をとるという原則、方針が課されたものである、そのように考えられます。こうしたことから、国におきましては、6カ所の国有地を埋却地として提供していただいたところでございます。

○中野廣明議員 何か聞いて余計に解釈がわからんようになりました。とにかく一番問題になっているのは土地取得ですから、土地取得というのは町村長でやるのが一番いいと思いません。町長も町内を知っていますし、国は、県

は、金を出して、最終的には町で何とか頑張ってくれというのが私は一番いいような気がするんですけれども、今もって土地の部分については法律があいまいもこなような気がいたします。ぜひ、こういうところも含めて、知事会、次のところで頑張っていたきたいと思いません。

特措法附則第6条を見ますと、平成24年3月までの間に、埋却地については法整備の検討を行い、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるというふうにされております。埋却については、24年3月まで国としては今の状況ですよということだと思います。しかし、何人も言われたように、今、東南アジアとかいろんなところで口蹄疫が発症しております。土地確保というのは、今、国も環境対策費として1反1万5,000～1万6,000円出していますから、そういうのを含めて、しっかり宮崎でも土地確保、予定ぐらいはやるべきだと思うんですけれども、知事、土地確保についてはしっかり市町村とマニフェストとか協定書とか、口蹄疫が発生したときに一時、借地をするとか、何かそういう準備、これぐらい市町村長と一体となってやられていいんじゃないかと思えますけれども、知事の見解をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 発生した場合、直ちに防疫措置が図られるよう、事前に準備を行っておくことは極めて重要であると認識しておりますが、農家ごとの農場規模や地理的な条件がそれぞれ異なることから、解決すべき課題が多いものと考えております。具体的には、公有地を活用した埋却地の確保について検討を進めるほか、防疫資材の確保や輸送のための運搬車の確保など、またそれに加えて焼却をする、レンダリングをする等々も含めて検討を進める中

で、防疫マニュアルに生かしてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 丁寧過ぎるぐらい丁寧な返答いただきましたが、そんな難しい話じゃないと思うんです。国富町、綾町を見ますと、大体農家で4～5頭ぐらいですね。この人たちは大体自分でできると思うんです。要は、養豚になりますと山間部、広場がない、山合いのところなんです。こういうところが出たらどうするのかなど、私はこの間もずっとそんなことを思っております。市町村は大体予定していますよ、県から言われる前でも。ぜひ早急に、そういうことを含めて頑張ってくださいと思います。

特に、これは要望ですけれども、今、国は埋却地は自己責任でやれと、そんなふうになるのかなという感じが強いんですけれども、しかし、それをやられたら、今言ったように、山間部でやっている人たちは土地なんかありません。それから、水田でやっている方もいらっしゃるんです。周りはみんな水ですから、穴を掘ってどこに埋めるか。そういうことを含めてしっかり埋却については議論をしていただきたいと思います。

次は、飛ばしまして、総務部長にお尋ねいたします。口蹄疫対策費として今回の補正で884億4,745万1,000円を計上されております。家伝法、特措法、施行令等では国の負担分は細かく案分率で明記されております。なかなか素人が見てもわかりません。特に、一般財源は特別交付税措置となっております。私は、特別交付税というのは余り好きじゃない。これでいきますと、満額査定されてもそれが交付されるというようなことじゃなくなります。100%の交付は難しいと思うんですけれども、部長、884億円、現

時点ではどれぐらい国からもらえるような予定か、お尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策予算総額、約884億円ですが、このうち国庫補助金等の約717億円につきましては、特定財源として確実に歳入が見込まれておりまして、残りの約167億円が県負担の一般財源となります。この額から企業局から借入れをいたします20億円を除きました約147億円が純粋な一般財源であります。このうち殺処分された疑似患畜への手当金の5分の1相当額であります約70億円のみが、現時点で特別交付税措置が約束されているところでありまして、残りの約77億円については、どの程度特別交付税が措置されるのか、今のところ明確にされておりません。口蹄疫対策に要しました約147億円に、例年、特別交付税措置されております30億円を加えました180億円が特別交付税の要望額というふうになるわけですが、これは、例年ベースで推計しました全都道府県、約1,200億円、特別交付税の総額になるわけですが、その15%に相当いたします。阪神・淡路大震災で兵庫県に措置された分が約10%の水準であったということを考えると、大幅に超える割合となりますので、その全額措置については一般的には大変厳しいというふうに考えております。

しかしながら、口蹄疫により本県がこうむりました甚大な被害の実態、国におけるこれまでの関係大臣の御発言、それから口蹄疫対策特別措置法制定の経緯、こういうものを踏まえた場合に、特別交付税等によって確実に措置していただくように、さらに強く要望してまいりたいと思います。

○中野廣明議員 もう一つ、総務部長にお尋ねいたします。よく聞くんですけれども、疑似患

畜とワクチン接種分の補償関係が違うとか、いろいろあります。補償関係、特別交付税に入っていると思うんですけれども、疑似患畜とワクチン接種分の査定、交付、これは全く同じでいいと考えていいんですか。

○総務部長（稲用博美君） 疑似患畜につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、5分の4が国庫補助になっています。残りの5分の1を県が負担することにしておりまして、5分の1の相当額、これが約70億円になりますが、この全額が特別交付税で措置されるということでもあります。

一方、ワクチン接種分につきましては、口蹄疫対策特別措置法に基づきまして、その全額を県が対象の畜産農家に支払い、そして国はその費用の全部または一部を負担するという取り扱いになっておりまして、県負担額約238億円に対しまして、国の負担額が約231億円、県の実質的な負担額は7億円余になるものと見込んでおります。実質的な県負担額の約7億円余につきましての特別交付税の措置については、現時点ではまだ明らかになっておりません。

○中野廣明議員 ワクチン接種というのは、国の指導でやったんです。やっぱり疑似患畜と同じぐらい出すべきだと思うんです。

いよいよ特別交付税に後かかっているわけがあります。特別交付税は総務省管轄、私は副知事の出番じゃないかと思うんですけれども、議会が済んだら東京に飛んでもらって、何とかこの交付税を満額とは言いませんけれども、頑張ってください。副知事の自信のほどをお聞かせください。

○副知事（河野俊嗣君） 特別交付税につきましては、今、総務部長が答弁しましたように、これまで、関係大臣、力強く支援のほどを表明

していただいているところであります。特措法の経緯、また本県がこうむった被害の実態等を踏まえて、力強く県の要望というものを国に訴えてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、頑張ってください。

あと4分あります。私のライフワークであります市街化調整区域の話でありますけれども、土地の有効利用についてであります。県議になって以来、何回質問したかわかりません。何人、部長がかわったかもわかりません。飽きもせずによく質問しておるなど自分で感心しておりますけれども、条例等で縛れば住宅等の立地が可能な制度があるということを知りたいわけですが、県土整備部長、答弁をお願いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 市街化調整区域の土地の有効利用としましては、地区計画制度と新たに条例を定める制度があります。

地区計画制度は、一定の区域を市町村が都市計画決定することによりまして、区域内の道路などの整備とあわせて住宅等の建築を可能とするものであります。要件としましては、区域面積が0.5ヘクタール以上であることや、土地所有者の同意が3分の2以上であることなどがあります。なお、区域面積につきましては、地元自治体が条例で定めることによりまして、0.1ヘクタールまで低減が可能であります。

一方の新たに条例で定める制度は、集落の活性化を目的に、区域指定の要件や建物の用途など一定の要件を設定することで住宅の建築を可能とするものであります。要件としましては、おおむね50戸以上の建物が連檐する集落で、道路などの公共施設が充実していることなどがあります。

○中野廣明議員 本当に私も8年間頑張っ

かったなと思うんです。地区計画はわかっていたんですけども、町村で条例で縛れば10アールまでできる、これはかなり助かります。知事、部長や課長がかわれば、こんなに変わるものかと感心しています。ありがとうございました。

それで、部長、再度確認しますけれども、今言った1ヘクタールとか集落を条例で縛れば市街化区域と同様に考えていいかということ、そして今後、手順をどのように進めるか、進めてもらえるかということをお尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 区域指定の要件や建物の用途などを条例で定め、その条例の要件を満たす建物であれば、市街化調整区域においても住宅の建築が可能になります。また、条例の制定に当たりましては、地元自治体の意向が重要となりますことから、県といたしましては、地元と十分連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 どうもありがとうございました。おかげで国富もすぐ10軒ばかり家が建つかなと、宮崎の杉も売れるかなと思います。活性化になるなと思っております。ぜひ、部長、前向きでどんどんやってください。お願いいたします。

あと2～3分残りしましたがけれども、事項がなくなりましたので、これで終わりますけれども、とにかく口蹄疫、想定外の結果になったわけでありまして。後、しっかり検証して、私は、まず埋却地の確保、これが第一だと思います。感染ルートの解明は、これがわかればノーベル賞かなと思います。感染ルートは、目に見えない、顕微鏡でも見えないようなものを、聞き込みしかできないわけですから、牛も今おらんし。しかし、それでも頑張ってもらわんといか

んわけですけれども、まずは土地対策、これをぜひお願いしまして、質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） それでは質問をさせていただきます。

4月20日に発生しました口蹄疫は、未曾有の大災害となり、県内の畜産農家を初め、すべての産業に多大な被害を及ぼしました。まずは、直接被害を受けた畜産農家及び少なからず影響を受けましたその他の多くの関係者の皆様によりお見舞いを申し上げます。さらに、昼夜を問わず、防疫に対応されましたすべての皆様に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

まず、オーシャンドームの利活用問題についてであります。知事にお尋ねをいたします。

今回、フェニックスリゾート社から提案を受けました県等が設置したオーシャンドーム等利活用調査チームの報告書については、私もつぶさに読ませていただいたところであります。この調査報告書では、利活用の可能性がある施設展開についてしっかりと調査検討がなされていたようではありますが、結果的には多額の改修費や管理運営費がかかり、毎年2億から3億円を超える赤字が予想されるとのことで、県も

宮崎市も引き受けないという判断がなされたところでもあります。しかしながら、シーガイアは、総合保養地域整備法いわゆるリゾート法の第1号の指定を受けた宮崎の観光再生の切り札として整備されたものであり、途中、会社更生法適用という事態に陥ったものの、あの施設があることによって、台湾等から外国人誘客や大規模なコンベンション等の誘致、さらにはスポーツキャンプ等の誘致などが可能になったわけでありまして、その効果たるや、本県の観光振興や地域振興に大きく貢献したと私は思っております。したがって、オーシャンドームについても、何か利用できないかという思いがあるわけでもあります。

そのような中で、県は今後、フェニックスリゾート社の判断のもと、民間での利活用を期待したいとしております。私としても、民間主体での施設整備が基本であるとは思いますが、一方で、フェニックスリゾート社単独での施設運営は大変厳しいのではないかと考えており、今後の展開としては、他の民間事業者の参画を図りながらの利活用か、あるいは施設の解体しかないように思えてなりません。オーシャンドームは、柱のない巨大な空間を有する室内ウォーターパークとしてギネスブックにも掲載され、世界的にも知名度が高く、「宮崎といえばオーシャンドーム」とも言われるほどの存在であり、建設に約420億円もの巨費を投じた施設であることから、私としては、これを利活用せず解体するのは、大変もったいないことだと、このように思っております。特に今後、九州新幹線が全線開通することや、中国人観光客の増加が予想されることなどを考えると、オーシャンドームの再生は、本県の観光振興にとって大きなポイントになると考えております。そこで、今

後フェニックスリゾート社が他の民間事業者の参画なども図りながら、施設を利活用するような動きが出てきた場合には、県として応援する考えはないのか、知事にお伺いいたします。

後は、質問席からの質問とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

オーシャンドームについてであります。オーシャンドームは、その規模や機能を考えますと、県全体の観光振興等に大きく貢献するポテンシャルを有することから、宮崎市やフェニックスリゾート社とともに調査チームを設置し、その利活用策について調査検討を行ったところであります。予想を超えた多額の改修費がかかり、運営的にも厳しい状況が見込まれることから、県としては引き受けないとの結論を出したところであります。しかしながら、調査報告書にもあるように、施設展開としては、多目的屋内施設の整備やウォーターパークとしての再生等が考えられ、それが実現すれば、大規模なイベントやコンベンション等の誘致、スポーツランドみやぎのさらなる推進、さらには、今後大幅な増加が予想される中国人観光客の誘致のための強力な観光資源になり得ると考えております。

したがって、県といたしましては、施設所有者であるフェニックスリゾート社の判断のもと、民間事業者による参画なども含め、民主体で、民の活力と知恵により、自立的な再生等が図られることを強く期待しているところであります。今後、実際にそのような動きが出てきた場合に要請があれば、地元宮崎市とも一緒になって、行政として可能な範囲で協力してまいりたいと考えているところであります。以上です。

〔降壇〕

○徳重忠夫議員 前向きな検討をするということで大変うれしく思います。

続いて、商工観光労働部長に私の考えを述べさせていただきたいと思います。今回、利活用調査チームは、多目的屋内施設、水族館、ウォーターパークの3つの利活用策について調査検討を行ってまいりましたが、私としては、オーシャンドームを観光客が食事や買い物ができる場所として整備してはどうかと考えております。知事が就任されて、これまで注目されることのなかった県庁が、約3年間で120万人もの観光客が訪れる観光スポットになり、観光コースの一つとして定着しているところであります。隣接する物産館も売上げが以前より6倍以上に伸びたと聞いております。また、県内の観光客は毎年1,200万人を越す状況が続いております。これを踏まえますと、どのぐらい誘客できるか、工夫次第ではないかと私は考えております。オーシャンドームにつきましても、食事や買い物を楽しめるようにして、観光客が必ず訪れる場所とすれば、採算がとれるのではないかと、私はそう思っているわけであります。そしてまた、さらに、少なくともあそこをオープンすることになりますと、200人以上の雇用がまた生まれるのではないかと、そういう期待もいたしているところであります。県としては、民間主体での再生に期待したいと言われておりますが、完全に民間に任せるのではなくて、私としては、こうした提案は、県や市など全体を把握している行政側が提案していく必要があると、このように考えております。そこで、先ほど申し上げましたような提案を、県からフェニックスリゾート社へ持っていってお話をされたらどうかと思いますが、商工観光労働部長のお考え

をお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） オーシャンドームの利活用策につきましては、さまざまな考えがあるものと思っております。実際、今回の調査チームで行った利活用策の募集におきましても、多くのアイデアが寄せられました。その中で、私が強く感じましたことは、本県には全国に誇れる際立った観光施設がない中で、オーシャンドームに対する県民の皆様の関心あるいは期待といったものが非常に大きいものがあったというふうに思っております。今回の調査に当たっては、私も含め、調査チームの各委員とも何とか利活用できないかという思いで議論を重ねてきたところでございますが、オーシャンドームをレストランやショッピング施設として利活用するという議員からの御提案でございますけれども、これにつきましては、多目的屋内施設の調査の中で、利活用の前提となる屋根の改修あるいは床面のフラット化、冷房施設の新設等について調べました。それだけでも約62億円の改修費が必要となることがわかりました。したがって、県としましては、今後、民主体でオーシャンドームの再生等が図られることを期待しているわけでございますが、議員からの御提案については、フェニックス社にちゃんと伝えたいと思います。

○徳重忠夫議員 このまま終わるわけにはいきません。しっかりとこれが再開できるような方向で努力していただきたいと思います。私は、非常にシーガイアについては思いがあります。私の思いを少し述べさせていただきたいと思

います。シーガイアの創設者佐藤棟良氏は、自分の築いた財産をすべてなげうって、宮崎観光再生への大きな期待と夢を実現すべく、シーガイアを

総資産額約2,000億円で作上げられました。うち、オーシャンドームは、420億円のシンボル施設として全国へ売り出されたのであります。まさに東洋一のリゾート総合保養地となりました。このことは、宮崎県に最高の資産、財産を残された方だと思えます。さらに、事業所としては、県内では旭化成に次ぐ大きな事業体となっております。当時は、シーガイアグループ全体で3,000人を超す雇用があったと思っております。また、毎年350億円の売り上げがあったのであります。宮崎県も25億7,500万円の拠出をされたわけではありますが、2,000億円以上の投資、3,000名以上の雇用の創出、毎年約350億円の売り上げがあったことは、まさに宮崎県観光再生の救世主と言うべきではないでしょうか。岩切章太郎氏が、「宮崎の大地に絵を描く」との理念のもと、宮崎観光の基礎を築かれました。宮崎の観光を育て上げてくださった大恩人でもあり、宮崎観光の父であり、太陽のような人だったと思えます。一方、佐藤棟良氏も、21世紀の宮崎の観光再生を実現させた母なるお月様のような人だと、私はこう思っております。オーシャンドームを再開することこそが佐藤棟良氏への県民としての最高の恩返しになることだと、私はこう考えております。岩切章太郎氏は宮崎市役所横に立派な銅像が立っていることは御案内のとおりであります。シーガイアの一角に佐藤棟良氏の銅像を建立し、同氏の業績を顕彰すべきではないかと思っている一人であります。オーシャンドームの再開を心から願っておりますので、どうぞよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、続いて総務部長に自動車税についてお尋ねをいたします。昨年の9月定例県議会代表質問において、「自動車の継続検査を受け

る際に義務づけられている自動車税の納税証明書について、納税通知書に附属している納税証明書欄を利用するには、納期限内に納付した場合に限っている本県の取り扱いを、県民の利便性を高めるとともに、県税の窓口業務を省力化するためにも、鹿児島県と同様な取り扱いはできないのか」との質問を行いました。温かい優しい県行政を進める観点から、納税者等の利便性を高める工夫をぜひとも一考していただきたいと要望したところであります。そこでお伺いしますが、この納税証明書の取り扱いについて、全国的な状況はどのようになっているのか。また、税金は納期限内に納付することが原則ではありますが、うっかり納期限を過ぎて納付した場合などへの配慮はできないのか、納期限をわずかでも過ぎて納付した場合には、納税通知書の証明欄の利用ができなくなる不便さを少しでも改善することはできないのか、あわせて総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 自動車税の納税通知書に附属しております納税証明書欄の他県での取り扱いにつきましては、6月までに納付した場合に有効としておりますのが京都府、岡山県、沖縄県の3府県であります。同じく7月納付まで有効としておりますのが群馬県と愛媛県の2県、延滞金のかかる前日までに納付すれば有効としておりますのが島根県、残りの40都道府県につきましては、延滞金を含めて完納すれば有効としているようであります。この取り扱いにつきましては、本県では自動車税の納期内納付の促進を図る観点から、納期限内に納付した場合に限り、証明書欄を使用できるというふうにしているところでありますが、御質問にありましたように、わずかに納期限を過ぎて納付された場合の取り扱い等につきまして、関係機

関との調整などを行いました上で、来年度からでも変更する方向で検討してみたいというふうに思っております。

○徳重忠夫議員 総務部長から前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。車の車検は、原則として延滞金を含めて自動車税を完納すれば有効だと、私はこのように思っております。答弁があったように、全国の40の都道府県では、延滞金を含めた納税領収書で車検を認めております。ほかの6県、これで46県になりますが、それなりに緩和措置がとられていることは、今御報告のあったとおりであります。宮崎県だけが納期を1日過ぎても領収書は使えず、納税証明書を県税事務所に取りに行っております。少しでも時間や経費負担が軽くなるように、少なくとも全国40都道府県と同様な取り扱いをされるよう、強く要望したいと思えます。自動車整備工の皆さん方は零細企業の方が多い。家族で、あるいは3～4人でというケースが非常に多うございます。ぜひとも前向きに御検討いただきますように強く要望を申し上げておきます。

それでは、続いて児童虐待について福祉保健部長にお尋ねいたします。

今年7月、厚生労働省の発表によりますと、平成21年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年より1,500件ふえて4万4,210件となり、過去最多となったところがあります。また、その件数は、10年ほど前から急増し、昨年度は児童虐待防止法が施行された平成12年のおよそ2.5倍に増加しているとのことでもあります。現に、連日のように痛ましい児童虐待事件が報道されており、ことし7月に2人の子供が餓死した大阪市の事例、立入調査や臨検、それから捜索のあり方に大きな課題が投げ

かけられました。このように、児童虐待が増加した背景には、核家族化の進展による子育て環境の変化や、リーマンショック以来の景気の低迷など、さまざまな問題が原因していると考えられるのでありますが、その原因や予防を議論する前に、何よりもまず目の前の命を救うことが最優先されるべきだと考えております。まさに最前線で子供のとうとい命を守るため、県の児童相談所は、昼夜を問わず対応されております。その責任の重さと負担の大きさを考えると、職員の御苦勞は察するに余りあるものがあります。私も、児童保育にかかわる立場から、疑わしい案件を児童相談所や市役所の担当課に報告したという経験がございます。通告を受けた案件が、その後どのように処理されていったのかは、プライバシーの問題など一般にはなかなか聞こえてこないのであります。そこで、本県における児童虐待の現状とその対応について福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 昨年度、本県の児童相談所に寄せられた児童虐待の通告件数は、365件と全国同様、過去最多となっております。内訳としましては、育児放棄が約4割、身体的虐待が約3割などとなっております。このように、虐待通告がふえている要因としましては、重大事件の増加等により、虐待への社会的な関心が高まった結果によるものと考えております。通告後の対応につきましては、48時間以内に子供の安否を確認するよう徹底しており、児童に危害が及ぶような緊急性の高い場合は、職権による一時保護や施設への入所措置等を行い、育児不安によるものなど、虐待の程度が軽微な場合には、保護者に適切な助言を行うなど、迅速かつ的確な支援を行っているところであります。県としましては、子供が安全かつ健

やかに成長できるよう、児童相談所の体制強化や研修による専門性向上に取り組むとともに、児童虐待への対応には、地域におけるネットワークが必要であることから、引き続き市町村要保護児童対策地域協議会等への支援にも努めてまいります。

○徳重忠夫議員 続いて、福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。ただいま児童虐待数が365件と御答弁をいただきました。土曜、日曜を含めて1日1件、宮崎県のどこかで児童虐待事件が発生しているという結果であります。それらに対しまして、児童相談所では、昼夜を問わず48時間以内に子供の安否を確認されているという今の御報告でもあります。大変な努力をされているということでもあります。中には緊急を要するものがある一方で、それほどではなく、比較的軽微なものもあろうかと思えます。虐待の内容、その後の対応について、より具体的な案件があればお知らせをいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 緊急性の高いものの対応につきましては、職権による一時保護が10件、施設の入所措置が64件となっております。その虐待内容といたしましては、子供が母親に顔面を足蹴りされ骨折により入院となったものや、髪をつかんで振り回され治療が必要となったもの、保護者が日常的に家をあけ、食事を与えないといった育児放棄がなされていたもの等となっております。また、軽微なものへの対応につきましては、親に対する育児のアドバイス等を行ったものが204件、継続的にカウンセリング等を行ったものが91件となっております。その虐待内容といたしましては、育児の知識が十分でないために激しくしかったり、適切におむつをかえない、おふろに入れないなど、

必要な子供への世話がなされていなかったものなどとなっております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひ子供の安全についてしっかりと見守っていただきたいと、このように考えます。

それでは、農政水産部長にお伺いをしていきたいと思えます。

7月の梅雨前線豪雨における農業関係の被害状況についてお尋ねをいたします。本議会の代表質問において、我が会派の水間議員が、7月の梅雨前線豪雨の被害状況と復旧対策について各部長に質問を行いました。各部長からは早期復旧に努めるとの回答があり、このことにつきましても、よろしくお願いをしたいと考えております。その中で、7月2日から4日にかけての豪雨は、局地的に1時間に100ミリを超える記録的な雨でありました。その被害は平成になってからの中でも大きな被害に含まれるのではないかと考えております。特に、都城市においては、1名の方が行方不明となっておりますほか、家屋の全壊・半壊や床上・床下浸水が発生するとともに、道路、河川などの公共土木施設や林地などに大きな被害を受けております。さらに、農地及び水路や農道などの農業用施設も大きな被害を受けており、特に河川のはんらんにより、田植えを終えたばかりの水田への土砂流入については、甚大な被害が発生しております。この場をおかりしまして、被災されました方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げる次第であります。そこで、今回の梅雨前線豪雨の状況及びそれに伴う農業関係の被害状況がどの程度であったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 7月の梅雨前線豪雨につきましては、県の防災気象情報によ

りますと、同月3日に都城市高野町で134ミリ、えびの市末永で99ミリの最大時間雨量を記録するなど、局地的に非常に激しい豪雨に見舞われたところがございます。この7月の豪雨により、北諸県、西諸県、南那珂地域において、水田などへの土砂の流入とともに、用水路等の農地・農業用施設の崩壊等が発生をしており、地元市町からの報告によりますと、農作物につきましては、215ヘクタールで2億400万円、また、農地・農業用施設につきましては、農地が421カ所で15億9,500万円、農業用施設が398カ所で12億9,400万円、合計819カ所で28億8,900万円の被害となっております。

○徳重忠夫議員 大変な被害額になっているようであります。また、今後は、国における災害査定等が行われ、農地や農業用施設の復旧工事が進められると思いますが、来年度の水稲の作付に間に合うように、早期の復旧が必要であるとともに、河川のはんらんにより被災した農地や農業用施設の復旧に当たっては、河川管理者との連携が重要となると思います。そこで、農地や農業用施設の復旧がいつごろ完成するのかとあわせて、河川沿いの災害復旧に対する農政部と県土整備部の連携について、農政水産部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○農政水産部長（高島俊一君） 農地・農業用施設の復旧につきましては、営農への影響を最小限とするため、来年度の作付までには極力完成するよう、国や市町と連携を図りながら、早期復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、河川沿いの災害復旧につきましては、県土整備部と連携し、災害発生直後の被災状況や原因の調査・確認、災害復旧対策におけるお互いの復旧計画の協議・調整など情報の共有と必要な調整を図りながら進めていると

ころであります。今後とも、迅速かつ効果的な復旧に向け、さらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ来年の田植えができるような復旧をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

続いて、県土整備部長にお尋ねいたします。梅雨前線豪雨によるはんらんした、特に都城地域であります。丸谷川と庄内川の被害状況及び復旧対策についてお尋ねしたいと思います。今回の大雨の特徴は、局地的に大変激しい雨が降ったということでもあります。丸谷川や庄内川の上流区間は、川幅が狭くて蛇行を繰り返していることから、降った雨を流し切れずにはんらんしたと考えられております。川沿いに住む住民にとっては、大雨による川のはんらんで家屋が浸水するだけでなく、生活の糧である田畑も大きな被害を受け、死活問題となっております。このため、地域住民の安全・安心を確保するためには、単なる原形復旧ではなく、この際、改良的要素を含めた復旧が必要であると考えます。そこで、まず、丸谷川における7月の梅雨前線豪雨による被害状況と復旧対策についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 丸谷川におきましては、護岸決壊が28カ所、約11億円の河川災害や、家屋8戸の浸水被害が発生したところです。今後の普及対策につきましては、被災した箇所は既に災害査定が終了しておりまして、現在、早期復旧に向けて工事発注等の準備を進めているところであります。このうち、特に被害の激しかった山田町の牧野橋から山の神橋までの約7.8キロメートルの区間におきまして、再度災害の防止を図る観点から、河道の拡幅や川の蛇行を是正するなどの河川改修を行うことと

しております。

○徳重忠夫議員 今、部長が答弁されたように、あの河川については蛇行が非常に激しいと、前回も私は質問させていただきました。ぜひ一つ改修を兼ねて、災害が少しでも防げるように努力をしていただきたいと思います。

次に、庄内川についてでございます。豪雨による被害の状況と復旧対策について、こちらもお尋ねをしてみたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 庄内川におきましても、護岸決壊が28カ所、約8億円の河川災害や、家屋39戸の浸水被害が発生しております。現在、早期復旧に向けて工事発注等の準備を進めているところであります。このうち、浸水被害の激しかった美川町の下千足橋から中村橋上流までの約1.7キロメートル区間において、下流の流下能力を考慮して、河道の拡幅などの河川改修を行うこととしております。県としましては、関係機関と調整し、地元の方々の御理解・御協力をいただきながら、早期復旧に努めてまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 今申し上げましたとおり、庄内川、丸谷川、同じような状況にあることは御案内のとおりでありますので、こちらで改良を中心に、拡幅、河道の整備、そういったものを積極的に進めていただきたいと思います、お願いをしておきたいと思っております。

次は、都城中央西通線について県土整備部長にお尋ねをしてみたいと思っております。

都城市内の中心部を通る中央西通線は、幹線道路である国道10号と交差しております。都城中心市街地における交通円滑化を図るためには、重要な都市計画道路であります。特に、国道10号を挟んだ反対側の東側エリアに位置する中央東部土地区画整理事業が完了してからは、

市内の東西を結ぶ重要ルートとして交差点で交通渋滞が起こっているわけでありまして。このため、現在、国道10号取り付け部の70メートルの区間において、県は、街路事業として交差点改良に取り組まれておりますが、5年たった今、目に見える結果は全然出てない状況にあります。そのような中、平成18年度から始まった事業区間も今年度までと聞いております。平成22年度も半年近く経過して、あと6カ月しかありません。その事業進捗が気になるところであります。そこでまず、都城市街地の中央西通線国道10号取り付け部で行っている街路事業の今年度末までの完了見込みについて、県土整備部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 中央西通線は、議員おっしゃったとおり、中心市街地へのアクセス強化及び安全な交通の確保を図ることを目的に、平成18年4月に都市計画道路中央西通線として計画決定しまして、同年10月に国道10号取り付け部の約70メートルについて事業認可を受け、交差点の改良事業として整備に着手したところであります。これまで関係地権者と用地交渉を続けているところでありますが、用地取得に至っておらず、事業進捗がおくれている状況にあります。引き続き、事業の協力が得られますよう、粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 粘り強くとおっしゃいますが、あと半年しかありません。そこで要望を申し上げておきたいと思っております。公共工事の認可を受けた事業が、事業期限内に完成しないということは、県民からの県行政に対する信頼の失墜につながると、私はこのように思っております。この交差点取り付け部70メートル区間の改良工事を進めるためには、地元の協力なくして

はできないことで、地権者の同意がかぎとなっていますが、部長の答弁にありますように、粘り強く交渉していくとのことでありますが、あと6カ月しかないのであります。期限が切れるのであります。今後の対応については、事業の延伸並びに法的手続も視野に取り組んでいただきますように、このことについては強く要望を申し上げておきたいと思っております。

それから、続けてお願いを申し上げますが、中央西通線は、この交差点付近取り付け部の70メートル区間からさらに西側道路の230メートル区間も改良工事が必要な未整備区間が残されているのは御案内のとおりです。この未整備区間の方々は、平成12年、10年前から要望活動を続けておられ、22年度、今年度で交差点付近の改良が終わるので、23年度から隣接する230メートルの区間の道路が整備されるものと期待しておられたわけでありまして。しかし、交差点取り付け部に時間を要しているため、なかなかこの230メートルの区間が事業化されず、その整備に着手できない状況にあるのは、御案内のとおりです。そこで、県としては、国道10号取り付け部からさらに西側の未整備区間を早急に事業化する意思があるのかどうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県といたしましては、未整備区間を含む中央西通線の重要性を十分に認識しているところであります。このため、西側の未整備区間につきましては、国道10号取り付け部のめどがつかしました段階で、その事業化について検討を始めたいと考えております。

○徳重忠夫議員 よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで知事に要望申し上げておきます。この

国道10号取り付け部からさらに西側の未整備区間は、中央西通線の交通混雑を早急に解消する上でも、また地元住民の期待も踏まえますと、早急に事業化することが非常に重要であります。現地の状況については、知事が一番御存じかと、このように私は思っております。駐車場も近辺にはいっぱいあります。そして、特に夜間は歓楽街の入り口でもありまして、人や車が錯綜していることも御案内のとおりです。このように、地元住民の安全と安心を確保するためには、喫緊の課題でありますことから、未整備区間を含む中央西通線の早期完成を特に知事に強く要望しておきたいと思っております。

続いて、都城志布志道路についてお伺いいたします。

この都城志布志道路については、私が県議会議員になって、ずっと代表質問、一般質問、常任委員会でも取り上げてきたところであります。そこでまず、平塚インターから梅北インターの間、平成23年度までに供用目標どおり開通できるのか、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 都城志布志道路は、都城インターチェンジと志布志港を直結し、物流の効率化に寄与することはもとより、広域救急医療の整備充実などを掲げた都城定住自立圏構想を実現するための重要な幹線道路であります。このため、国や鹿児島県と連携して整備を進めてきたところでありまして、平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ間約1.9キロであります。この区間につきましては、国において整備が進められてありまして、平成23年度開通の目標と伺っております。また、本県が施工しております五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間約1.3キロメートルにつきましては、本年度末の開通を目

標として整備を進めているところであります。

○徳重忠夫議員 それでは、次に進みます。既存の国道10号から志布志へのルートを考えますときに、県施工区間である梅北インターから県境区間を早急に整備しなければ、経済効果が発現できないという状況があります。そこで、県境区間のうち梅北インターから諏訪山インター間については、新聞報道によりますと、平成26年度の完成を目標とされておりますが、目標どおり進むのかお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 都城志布志道路の梅北インターチェンジから諏訪山インターチェンジ間、約2.5キロにつきましては、昨年度から事業に着手し、現在、環境影響調査や測量設計などを行っております。来年度以降は、用地買収、それから埋蔵文化財調査などを行う予定としております。今後の事業進捗につきましては、国の予算配分が厳しい状況にあるなど、多くの課題がありますが、都城志布志道路の重要性は強く認識しておりますので、早期完成に向け努力していきたいと考えております。

○徳重忠夫議員 続いて、県境区間、宮崎が5キロと鹿児島が2キロについて、鹿児島県側とあわせて取り組んでいかないと整備効果が半減してしまいます。そこで、鹿児島県との連携をどのように取り組んでいращやるか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 梅北インターチェンジから鹿児島県の末吉インターチェンジまでの県境区間約7キロメートルにつきましては、鹿児島県と連携して、調査区間指定の要望活動を行うとともに、ルート協議や設計協議などを進めているところであります。今後とも、国、鹿児島県、本県で構成する行政連絡調整会議などを活用しながら、整備促進に向け、連携

して取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 続いて、本県における国の直轄事業が13キロメートルあります。予算陳情ほか、どのような要望活動をされてきたのか、部長の答弁を求めます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 都城インターチェンジから五十町インターチェンジに至る区間、約13キロにつきましては、国土交通省の直轄事業として整備が進められておまして、これまでも整備促進について国に強く要望してきたところであります。本年7月には、知事が直接国土交通大臣に要望を行ったほか、機会あるごとに国に対し、予算の確保と重点配分などを要望しております。また、本県と鹿児島県の沿線自治体で組織する建設促進協議会や、民間団体で構成される早期完成促進民間協議会においても、国に対する提言活動が行われております。今後とも、都城志布志道路の早期整備に向けて、官民一体となって積極的に訴えてまいりたいと存じます。

それから、先ほど答弁の中で、都城志布志の1番目でしたが、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジまでの延長を1.3キロと言いついて間違っておりました。正確には3.1キロでございます。訂正いたします。

○徳重忠夫議員 この志布志道路について、知事に要望を申し上げておきたいと思っております。先週、私は鹿児島県に電話をし、平成22年度の都城志布志道路の予算を聞いたところであります。ことは非常に厳しかったけれども、そのような中でも事業費は13億円つけたと言っておられます。ところで、本県の直轄事業、21年度予算額、19億あったわけでありまして。ところが、22年度には7億円になっております。12億円も減らされております。このままでは鹿児島

県との格差が開く一方であります。私自身、会派の皆さんとともに、これまでも国に足を運び、再三要望してきたところであります。知事におかれましても、これから先頭に立って、頑張ってください。せめて鹿児島県並みの予算を確保していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

最後の質問とさせていただきます。雇用問題についてであります。

現在、我が国の経済・雇用情勢は、長引く景気の低迷や急激な円高傾向など、非常に厳しい状況にあります。本県の状況は、口蹄疫の影響もあり、さらに厳しいものとなっていると思っております。そこで、全国や昨年との比較、地域別の状況を含め、本県の有効求人倍率について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県の有効求人倍率につきましては、直近の7月で0.45倍と前年同月の0.39倍を上回っていますが、全国の0.53倍と比べますと下回っておりまして、雇用情勢は依然として厳しい状況になっております。また、ハローワークの管内別の状況につきましては、都城が0.54倍と最も高く、次いで宮崎が0.41倍、日南、小林が0.40倍、延岡が0.35倍、高鍋が0.30倍、日向が0.29倍となっております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ただいま答弁をいただきましたが、本県の雇用情勢は全国と比べてかなり厳しくなっております。このような状況に対し、どのような対策をとっていくのかということですが、現在の経済情勢の中では、雇用拡大の効果が大きいと言われる企業誘致についても、新たな大規模な誘致をするのは厳しい状況ではないかと思っております。もちろん、新たな企業の誘致活動を引き続

き進めていただくことは大切だとは思いますが、それと並行して、今既に県内の地域地域で活動している企業に目を向けていただいて、個別の求人要請を行うなどして、雇用の受け皿をふやす必要があるのではないかと考えております。そこで、企業誘致における雇用の増に向けた取り組みについて、商工観光労働部長の御答弁を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 雇用の拡大を図るためには、御指摘のとおり、県外からの企業誘致はもちろんでございますけど、県内の地場企業における雇用の確保を図っていくことが重要であると考えております。このため、県におきましては、宮崎、都城、延岡、日南の4地区に雇用推進員を配置しまして、地場企業等の訪問によりまして、雇用情報の収集等を行うとともに、新規求人の申し込み等をお願いしているところでございます。また、企業立地におきましても、県内の地場企業も対象としまして、規模拡大に対する支援を行いますとともに、立地後のフォローアップに努めるなど、雇用の確保に取り組んでいるところでございます。今後とも、地場企業の個々のニーズを的確に把握しまして、きめ細やかな支援に努め、雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 雇用の問題が一番大きな政治課題ということで、菅総理も「雇用、雇用、雇用」と言っているらしいです。ぜひひとつ、雇用が少しでもたくさん就職ができるような形のきめ細かな運動を展開していただきたい、このように考えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、星原透議員。

○星原 透議員〔登壇〕(拍手) それでは、おつき合いをいただきたいと思います。

4月20日に口蹄疫が発生し終息するまで、県民は長い間、目に見えないウイルスとの戦いに右往左往しながら翻弄され続けてきました。一方で、7月2日深夜から3日未明にかけて、地元都城ではゲリラ豪雨によって、土砂崩れや河川のはんらんにより家屋などが浸水したり、また、行方不明者まで出してしまいました。改めて人間の無力さを思い知らされた暑い夏でありました。今回被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。どちらも激甚災害であり、今後も幾度となく襲ってくると思います。我々は、日ごろからそれらに対してしっかりと危機管理意識を持ち、万全な体制で臨むことのできる準備と対策を講じておく必要があると考えております。また、政府には、この2つの激甚災害に対して、一日も早く手厚い支援をしていただいて、元気な宮崎に再生・復興が成る日が来ることを念じながら、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

きょうは、我が国のトップリーダーが4時ごろ決まる予定であります。ところで、本県でもトップリーダーを決めるための選挙が3カ月後に控えております。東国原知事が2期目に挑戦されるのか、されないのか、県民の衆目を集めており、一日も早い決断がなされるのを待っている状況にあります。知事は、4年前、官製談合事件で前知事が失職したのを受けての出直し選挙で、県民が県政に対して不信や不安を抱いていたため、知事の「宮崎をどげんかせんといかん」という強烈なメッセージに、大きな夢と期待をかけて選んだと思っております。知事は、就任して初登庁の折、作業服姿であらわ

れ、やる気と新鮮なイメージを与え、その後、鳥インフルエンザが発生したら、すぐ現場に飛び出して活動される姿をテレビで見ていた県民や全国民から注目を集められました。次に、「裏金はありませんか」の発言で職員の度肝を抜き、そして全国で最も厳しい予定価格250万円以上の工事は、原則一般競争入札とする入札制度改革を断行するなど、改革知事の先頭を走ることになりました。その後は、マンゴーや地鶏、完熟きんかん「たまたま」など知事のトップセールスが話題になり、全国一有名な知事として、県民の絶大な支持を得られました。改めてマスコミ、特にテレビによる報道の影響は大きいと考えております。また、任期満了となることしは、口蹄疫の対応と対策に追われたところでもあります。

ところで、知事は、4年が過ぎようとしている現在、知事になる前となった後、要するに外から見ていたのと実際行政運営に携わり組織を動かしてみて、どのように受けとめ感じておられるのか伺います。また、職員との政策協議や業務を遂行する上で、意思疎通や連携はうまく図られてきたと考えておられるのか、伺います。

次に知事は、そのまんまマニフェストで新しい宮崎、クリーンな宮崎、おもてなし日本一の宮崎をつくるための基本政策を掲げておられます。知事の熱い思いのこもった「そのまんまマニフェスト」であります。知事は、「宮崎をどげんかせんといかん」と言って当選されましたが、この4年間でどげんかしたのか、まだそこまでいっていないのか、1期目が終わろうとしている今、マニフェストで県民と約束した政策が十分に達成されたととらえておられるのか、率直な考えをお聞かせください。

次に、知事の政策予算についてであります。聞くところでは、県の一般会計予算が5,800億円だとした場合、知事の政策予算としては、30億円から40億円ぐらいとのことであり、何と1%以下であります。これは全国いずれの地方自治体も同じ状況であると考えますが、私は、早く地方分権が実施され、権限と財源が移譲されない限り、それぞれ県独自の特徴ある政策はできないと思っております。国は、日ごろから国と地方の関係は対等であると言ってきましたが、現状は下請状態であります。知事は、この件についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、副知事2人制についてであります。東国原知事以前は、副知事と出納長の三役体制でありました。私は、この4年間を振り返ってみて、副知事2人の場合の県政運営はどうだったのかなと考えております。それは昔から「三人寄れば文殊の知恵」という言葉があるように、1人より2人、2人より3人で物事に対処したほうがいい知恵、よき判断ができると思うからであります。山積する県政課題や予測できない災害等の発生など、有事の際の危機管理に対して、また、役割と機能を分担することにより、県民のためにより知恵、よい施策を実行していくための一つの方法として、3人体制もよかったのではないかと考えております。しかし、一方で、県財政が大変厳しい中で、人件費や諸経費がふえることになり、費用対効果の面を考慮する必要がありますが、この4年間を振り返って、副知事の体制について、知事はどう考えておられるのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいた

します。

県の行政、組織運営についてであります。私は、知事就任前、県庁に限らず、役所というのは、前例へのこだわり、スピード感やコスト意識に欠ける、縦割りで物を考える、といった傾向があると思っておりましたが、就任後、実際、時として、そのような対応が見受けられたところであります。このため、さまざまな機会を通じて、職員の皆さんに意識改革を訴えたところ、私の思いを理解し、変わろうと努めていただいたと思っております。特に、地方行政運営では、国の関与が著しく、地方の裁量権の少なさを痛感し、窮屈感を感じているところであります。行政は人であります。職員の皆さんには、これからも高い意識を持って仕事に取り組んでいただきたいと考えておるところであります。

続きまして、職員との関係についてであります。県政運営に当たっては、知事である私の考えを職員の皆さんに十分に理解していただくとともに、私も現場にいる職員の意見を十分に酌み取るなど、お互いに課題や施策に対する認識を共有することが重要であります。このため、庁議の場や関係各課との協議の場、また、県内各地域に出張した際など、いろいろな機会を通じて、職員の皆さんと意見交換を行い、意思疎通を図っているところであります。

次に、マニフェストについてであります。私のマニフェストは、「宮崎をどげんかせんといかん」あるいは「宮崎のためにできることはすべてやりたい」という思いから作成したものであり、それを具現化するものとして、85の項目を掲げたところであります。マニフェストの達成状況につきましては、現時点で評価は行っておりませんが、私のマニフェストをベースにし

た「新みやぎ創造戦略」の重点項目56項目のうち、Aが23項目、Bが32項目とした外部評価の結果は、私の成果のとらえ方とおおむね一致しております。マニフェストに掲げました項目の中には、県の施策の実効性や財政状況、あるいは社会経済情勢の影響等もあり、順調な成果を上げていないものもありますが、県政への信頼回復や宮崎のブランド力向上などについては、一定の成果が上げられたのではないかと考えております。私は、マニフェストは県民の皆様との約束であり、知事として、その達成に全力を尽くす義務があると認識しておりますので、残りの任期につきましても、その達成に向け、全力で努めてまいりたいと考えております。

次に、地方分権についてであります。国、地方ともに厳しい財政状況の中、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化など、急速な社会情勢の変化に対応し、地方が発展していくためには、地域の持つ資源やポテンシャルを十分に生かした施策の展開が重要であります。しかしながら、現実には地方への義務づけ、枠づけ、ひもつき補助金など、さまざまな国の関与や、画一的な基準、また税財源の確保が十分でないという財政上の制約によって、地域の自主性や創意工夫が十分に発揮できていないと痛感しております。私は、地方分権の本質は、自己決定・自己責任の原則のもとで、地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めることにあり、そのためには、地方に権限を移譲し、あわせてその権限を適切に担っていくための税財源の移譲を行わなければならないと考えております。こうした地方分権を進めることにより、地方の責任はこれまで以上に重くなりますが、一方で、産業振興策や中山間地

域の活性化対策を初め、さまざまな分野において、本県の特性を生かした特徴ある施策を展開できるようになり、住民満足度の向上、活力ある地域づくりがより一層進展するものと考えております。

次に、副知事の体制についてであります。副知事の体制につきましても、県財政を取り巻く厳しい環境の中で、財政負担等も踏まえ、当面は定数を1人とすべきと考え、平成19年2月定例県議会で副知事の定数を定める条例の議決をいただくとともに、河野副知事の選任にも同意をいただいたところであります。河野副知事には県政全般にわたって私を支えていただくとともに、さまざまな政策課題の解決に当たって、担当部局を陣頭指揮していただくなど、大変頼もしく感じているところであります。以上です。〔降壇〕

○星原 透議員 いろいろ答弁をいただきました。河野副知事には、県政全般にわたって支えていただいた、大変頼もしく感じてきたこととありますが、私もその点は十分理解をしております。

例えば、副知事に産業関係から企業感覚や経営感覚を持った人とか、県民は女性が多いわけですから、女性の視点で起用するとか、またどうしても知事として実現したい政策がある場合には、2年とか、3年とか年数を限定しての特命副知事として起用する方法は考えられませんか。私は、経費以上の効果が上がれば結果としてよいのではないかと考えております。今後の副知事のあり方について、どのように考えておられるか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今の御質問に対してのお答えであります。今後の副知事の体制をどうするかにつきましては、行財政改革や諸課

題への対応等も踏まえながら、さらなる県勢発展を図るため、どのような形が望ましいか、留意すべき課題の一つであると考えておるところであります。

○星原 透議員 次に、口蹄疫問題についてお尋ねいたします。

口蹄疫が発生したと聞き、驚きと同時に、何でまた宮崎なんだとの思いからの始まりでありました。発生から終息まで130日間の苦しく厳しい戦い、約29万頭の殺処分、被害総額約2,350億円、また、精神的なダメージも大きく、いずれも発生時には想定できないことでありました。我が宮崎で、一度起きたことが二度起きたのです。三度目を防ぐためには、何が何でも防疫に対して最大限の努力をする必要があります、そのためには感染経路の究明と徹底した検証を行い、しっかりとした防疫体制を確立すべきであると考えます。今、冷静に振り返りますと、今回の口蹄疫は人災であり、早期発見や初動での対応について、もう少し判断や決断が早くなされ、また関係者間の情報や連携がうまくとれていれば、ここまでの拡大には至らなかったような気がします。私は、防疫にしっかりと取り組めば、被害は最小に防げると考えています。今回の場合、初動のおくれが拡大した原因の一つであると考えております。疫学チームの調査によれば、これまでに得られた情報から推定される最も早い感染例では、3月中旬において既に口蹄疫ウイルスが侵入していたと考えられるとのことであり、4月20日の第1例まで約1カ月が経過しております。例えば、えびの市では4件目が発生した当時、地元の中野一則議員は、発生農家と隣の農家は数十メートルしか離れていないため、数日のうちに発生するかもしれないと大変心配されていましたが、その農家が必死

に防疫に取り組まれたことにより、口蹄疫から守り抜くことができたのです。また、私の地元でも1例発生しましたが、早期に殺処分し埋却されたために伝染しませんでした。今後は、こうした事例を参考にして対応すべきであります。それでは、これまでの質問者の内容と重なるところもありますが、幾つか質問をいたします。

まず、口蹄疫が国内で92年ぶりに発生した10年前、本県では3例、牛35頭を殺処分した経験があり、口蹄疫の恐ろしさは体験済みであります。10年前に発生したときのことを教訓にして、県においては、農家や関係団体等に対して、これまでどのような対応や指導、取り組みをしてきたのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 10年前の本県での口蹄疫発生を受けて、平成9年に策定した県の「口蹄疫防疫マニュアル」を見直し、発生時の役割分担を明確にするとともに、農家や関係団体に対しましては、防疫研修会等を開催してきたところであります。さらに、毎年2月を「家畜防疫強化月間」と位置づけ、防疫意識の高揚に努めてまいりました。また、平成16年には、家畜伝染病予防法に畜産農家が遵守すべき飼養衛生管理基準が設けられたことから、4年間で県内のすべての畜産農家を対象に、消毒槽の設置状況や農場の衛生管理について、巡回指導を行ってきたところでありますが、今回の口蹄疫の発生を踏まえ、さらに防疫や衛生管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今、毎年2月に家畜防疫強化月間と位置づけ、防疫意識の高揚にも努め、また巡回指導を行ってきたということですが、結果として、末端まで浸透していたのかなと、これを強く今感じておるところでありま

す。

次に、韓国や中国、台湾など海外での口蹄疫の発生を受けて、県はどのように情報収集を行い、畜産関係者や空港・港湾などの水際などでウイルスの侵入防止策を踏まえた防疫体制をとってきたのか。また、今後の対応についてはどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 海外で口蹄疫が発生した場合、国が随時、各都道府県に周知しているところであります。本年1月7日に韓国で発生した際も、国の情報を受け、関係団体等へその情報を伝達するとともに、畜産関係者の韓国の畜産施設への訪問自粛、飼養家畜の十分な観察、飼養衛生管理の徹底など、防疫の強化を文書でお願いしたところであります。さらに市町村、関係団体等を招集し、個々の農家に対する農場消毒や衛生指導の徹底をお願いするとともに、万一発生した場合の防疫対応について周知したところであります。また、海外からの侵入を防止するためには、空港等における水際対策の強化が重要でありますので、従来より空港等での靴底消毒等を実施してきたところであります。今後、県といたしましては、今回の防疫対応等をしっかり検証して、海外での発生情報の提供体制や、水際対策の強化など必要な措置を国に対して提案するとともに、県の防疫マニュアルの見直しに反映してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今の防疫の強化を文書でお願いしたり、あるいはまた、発生した場合の防疫対応について指導したということではありますが、今回の結果を見れば、本当にやはりそういう面ではもう少し、韓国で入っていたわけでありますから、徹底をぜひしてほしいかと、

そのように思っております。

次に、畜産農家や消毒ポイントで使用する薬剤、防護服や長靴、ブルーシートなど、不足していたような話も聞きましたが、4月20日の発生時において、防疫に必要な消毒薬や資材の在庫等の準備は十分用意できていたのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 従来より家畜保健衛生所におきましては、家畜伝染病発生に備えまして、初動防疫に必要な一定の消毒薬や資材を常に備蓄いたしております。4月20日の発生時におきましても、この備蓄資材等を使用しまして、迅速に防疫現場への供給を行ったところがございます。今後とも、県といたしましては、適切な備蓄に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 一部報道によりますと、現場作業等での命令指揮系統がうまく機能していなかったような情報がありますが、今回の口蹄疫の発生を受けて、県庁内では、いつからどのような体制をとり、国、市町村、警察など、関係機関や関係者などとの連携をどのようにとってこられたのか。また、防疫措置の判断はどこが行ったのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、町内の体制につきましては、口蹄疫の発生が確認されました4月20日の早朝には、農政水産部に口蹄疫防疫対策本部を設置いたしまして、迅速な対応をとってまいりましたが、全庁的な取り組みが必要であるとの強い危機感から、翌日には、知事を本部長として、関係部局が一丸となって防疫対策を実施してきたところがございます。

次に、国との連携につきましては、発生当初より国から職員を派遣していただくとともに、5月17日には現地対策本部が設置され、省庁横

断的な課題に対応していただきました。また、関係市町との連携につきましては、川南町と新富町に現地本部を設置するとともに、関係市町ごとに県職員を常駐させ、防疫措置の支援を行ってきたところでございます。なお、防疫措置につきましては、県といたしましては、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づき、国と十分協議しながら行ってきたところでございます。

○星原 透議員 国の口蹄疫対策本部が、5月17日に設置されたとのことですが、口蹄疫発生から約1カ月経過後であります。私は、大変遅いんじゃないか、そのように思うのですが、農政水産部長の見解をお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の現地対策本部につきましては、本県における感染が拡大し、防疫作業が追いつかなくなったことを踏まえ、5月17日に設置されたものですが、これにより、省庁横断的な課題についても迅速な対応ができるなど、国、県の円滑な連携がより可能になったものと考えております。

○星原 透議員 次に、口蹄疫がどこで発生し、消毒などにどんな対応をすればいいのかなど、もっと詳しい内容を提供してほしいのかという農家からの多くの声がありますが、発生した場合の情報提供の方法や情報の内容は適切だったのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の対応における農家に対する情報提供につきましては、国からの指示がございまして、疑似患者と確定されてから公表してございまして、原則として発生農場の特定につながる情報につきましては、発生農家の同意に基づき開示してございました。しかしながら、口蹄疫のような感染力の強い伝染病につきましては、蔓延防止の観点から検証し、今後の情報提供のあり方につつま

しても、国とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 地元でも情報がわからずいろんな風評だけが先走って、それぞれ農家の皆さん方苦勞されたようでありますから、この情報提供も的確にやってほしいな、そのように思います。

次に移りますが、今回、殺処分された種雄牛の中には、全国的に有名になった安平号や忠富士号がおります。宮崎の畜産の発展にどれだけ貢献してくれたかを考えるとかわいそうでなりません。我々は、二度とこのようなことがないように、肝に銘ずべきであります。そこで、畜産試験場川南支場などの県有施設の今後の再生計画は、どのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の発生を受けまして、畜産試験場川南支場におきましては、試験豚486頭を殺処分したところであり、現在は養鶏部門での試験研究のみを行っている状況でございます。養豚及び環境衛生部門の試験研究につきましては、本県畜産の振興に大変重要でありますので、関係機関・団体等の意見もお聞きしながら、研究内容の再構築や再開の時期等につきまして、検討を進めているところでございます。

○星原 透議員 次に、口蹄疫が発生した地元では、地下水を命の水として大事に守ってきており、埋却地周辺の環境対策は十分に行われているのか、大変心配されております。埋却地の環境対策においては、地下水の検査を定期的に行うと聞いておりますが、地下水調査はどのように行っていくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 口蹄疫の埋却

地に関しましては、関係市町と協力しまして、埋却地周辺井戸等の地下水の定期的なモニタリング調査を実施しておるところでございます。このモニタリング調査は、埋却地周辺において、地形や地下水の流れなどを考慮いたしまして、調査井戸等を選定し、水道水の水質基準項目を中心にいたしまして、それに有機物、カルシウム、においなど、13項目について行うものがございます。また、調査は原則として年4回実施することとしておりまして、今後の経過観察の基準となります1回目の調査を現在275地点で行っておるところでございます。なお、調査地点数及び調査回数につきましては、状況に応じて柔軟に対応することと考えております。調査の結果、異常が認められた場合や、周辺住民からにおいや濁りなどの通報があった場合には、詳細な水質調査を行い、原因の特定に努めることとしております。これらの調査により、何らかの影響が確認された場合には、関係市町、関係部局などと協力いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 地下水の汚染は、この1～2年で出てくるとは思いません。多分、5年とか10年後に、もしあるとすれば、そういう長い期間になるのかなと想定しておりますので、十分な対応方をお願いしたいと思っております。

実は、私は先月22日と23日に、競り市再開に向けて県外購買者への誘致活動のため、会派の山下博三議員、JA都城組合長、都城市副市長と一緒に、購買実績のある岐阜県と三重県を訪問し、2県の農政部長や次長、職員の方々と県や農家の考え方等について意見交換をしてきました。また、我々は風評被害などを取り除くために、県内の全頭検査で安全性が確認されたことや、競り市開催時の消毒体制などをアピール

し、また優遇策についての説明もしてきました。そして、購買者誘致へのお願いと、三重県議会には義援金のお礼をしまいたところでもあります。そこで8月末から競り市が再開されましたが、競りが延期された期間の農家の負担は大きいと考えます。今後の経営の再構築のために、競り延期に伴う農家への補てんや、競り再開後の経営安定対策、購買者の対策はどうか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 競り延期に伴う農家への補てん対策につきましては、出荷遅延となった子牛に対し、飼料代等の経費の一部助成を行うとともに、子牛競りの再開後の経営安定対策といたしまして、肉用子牛の四半期ごとの平均売買価格が、国が定める発動基準の38万円を下回った場合、その差額の4分の3が補てんされること、また、それに加えて、国の基準に該当しない場合においては、市場ごとの子牛の平均価格が、口蹄疫発生前の1月から3月までの平均価格を下回った場合、その差額の一部が補てんされることとなっております。また、主な購買者対策につきましては、出荷遅延した子牛を各市場ごとの口蹄疫発生前の1月から3月までの平均価格の9割以上で購入した場合に、購買者に対して購入費用の一部が助成されることとなっております。

○星原 透議員 競り市が再開されまして、予想以上の高値で取引されております。ありがたいことでもあります。しかし、まだ10月、11月、この年内、どのような値段で取引されるか、そのことが少し心配でもあります。

それでは、次にカジノ問題について伺います。

国会において、超党派の国会議員で構成する国際観光産業振興議員連盟（会長古賀一成民主

党衆議院議員)がカジノ合法化に向けて、ことしの4月に結成され、先月5日の勉強会において、(仮称)特定複合観光施設区域整備法会長私案として、カジノ法案のたたき台が発表されております。その私案の内容は、カジノを核とした特定複合観光施設の目的を国際競争力のある滞在型観光と地域経済の振興を実現するためとして、国が新たな成長産業に取り上げた観光産業の育成、疲弊するばかりの地方経済振興、巨額の財政赤字削減への税収面での貢献としており、また、国と地方公共団体、民間事業者の関係などについての考え方が示されております。基本的な考え方は、カジノ運営は民間事業者が主体となり、開発や施設整備には国税は使用しない。施設数としては、当初2カ所で最大でも10カ所に限定し、地域の選定については、基本方針を国が定めた上で地方公共団体から申し出を募り、国が審査と評価をして指定することになるようであります。議連としては、各方面の意見を聞いて、修正を加えて、来年の通常国会に提出する方針のようであります。私は今、本県の観光施策の観点から、カジノが地域振興や観光振興、経済や雇用の面においても大きな役割と効果を果たすと考えております。そこで、県としてカジノ誘致に取り組む意向があるのか、知事の考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 会長私案については、私も承知しているところでありますが、この私案については、法案のたたき台として発表されたものでありまして、これから国において具体的な議論がなされていくものと理解をしているところであります。カジノにつきましては、観光資源として大きな集客力を有しております。厳しい財政状況にある地方において、新たな財源確保が見込まれるとともに、観光振

興や地域振興、さらには雇用拡大の効果もあると言われております。県といたしましては、今後、国においてカジノに対する考え方や制度化に向けた方針等が明確にされれば、県民の皆様等々幅広い意見を交換をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 国の方針等が明確にされれば検討したいということでありましたが、ほかの都道府県の状況等を見ても、カジノ解禁になった場合のことを考えて計画が進められているところもありますので、本県においても、情報収集等積極的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。再度知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) カジノの誘致につきましては、先ほどお答えしたとおり、今後、国の考え方や制度化に向けた方針等が明確にされれば、検討してまいりたいと考えておりますが、その場合に、迅速な判断ができるよう、今後とも、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 カジノを核にして地域づくりや観光客誘致などの施策を展開することによりまして、本県の新たな魅力を知ってもらうきっかけとなり、経済効果や雇用の増大、税収面でも大きく貢献してくれるものと期待するものであります。カジノを宮崎再生の切り札として、ぜひ手を挙げることを望みまして次に移りたいと思います。

次に、高齢者虐待と児童虐待についてお伺いします。

高齢者虐待とは、家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為であり、高齢者の基本的人権を侵害・じゅうりんし、心や身体に深い傷を負わせるようなもので、身体的虐待、性的虐待、

心理的虐待、介護等放棄、そして経済的虐待という5つの種類があります。全国の平成20年度の高齢者虐待のうち、家族、親族、同居人等の養護者による虐待の状況を見てみますと、虐待の内容(複数回答)では、身体的虐待が63.6%で最も多く、次いで心理的虐待が38%、介護等放棄が27%、経済的虐待が25.7%となっています。また、虐待を受けている高齢者は、女性が77.8%と全体の約8割を占めており、年齢は80歳代が41.7%となっております。そして、虐待者は息子が40.2%で最も多く、次いで夫が17.3%、娘が15.1%などとなっております。明治、大正、昭和、平成と戦争や戦後の苦しく厳しい社会を生き抜き、世界でもトップレベルの経済大国を築いてきた我が日本であります。一方で、家族を守り育てるために大変な苦勞をしてこられた方々が、その家族に虐待を受けている現実に驚くばかりであります。日本人の心は失われ、どこに行ってしまったのでしょうか。そこで、高齢者に対する県内の虐待の現状と、虐待防止の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県内の市町村によって確認された虐待を受けた高齢者は、平成20年度が119人となっております。これを虐待の種別で見ますと、身体的虐待が55%を占めて最も多く、続いて心理的虐待、経済的虐待の順となっております。県といたしましては、高齢者の虐待防止に大きな役割を担っております市町村の体制整備に向けて、情報の収集や助言等の支援を行うとともに、関係機関から成る宮崎県高齢者虐待防止連絡会議や、関係者を対象とした研修会を開催しております。また、今年度より設置しております高齢者総合支援センターにおいて、市町村等からの相談に応じて助言等

を行うとともに、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会で結成した高齢者虐待対応専門職チームを派遣するなど、必要な支援を行っているところであります。

○星原 透議員 次に、児童虐待について伺います。この質問は、きのう田口議員、きょうは先ほど徳重議員からありましたが、私も質問をさせていただきます。児童虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」において、身体的虐待、性的虐待、育児放棄と監護放棄、そして心理的虐待と定義されております。また、我が国の虐待の主な状況は、平成20年度で見ると、児童虐待相談件数が4万2,664件、統計が開始された平成2年度と比較すると、おおむね40倍の数字に増加しております。また、虐待されている児童の年齢は、3歳未満が18.1%、3歳から学齢前児童が23.9%、小学生が37.1%、中学生が14.7%、高校生・その他が6.2%となっております。そして、虐待をしているのは、実母が60.5%、実父が24.9%、継父・継母が合わせて7.9%となっております。少子化が進む中で、児童虐待や虐待死など痛ましい事件・事故が全国至るところで発生しております。自分のおなかで10カ月ほど育てた実母の虐待が6割を超えていることに驚きと情なさを感じます。動物にも劣る行為で残念至極であります。子供時代に家庭や学校でどんな教育を受けてきたのか考えさせられます。そこで、本県の児童虐待の実態と虐待防止策について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成21年度に、県内3カ所の児童相談所に寄せられた児童虐待の通告件数は、前年度と比較して78件増の365件と、全国同様過去最多となっております。その内訳といたしましては、保護の怠慢な

いし拒否が143件、身体的虐待が128件、心理的虐待が74件、性的虐待が20件となっております。また、主な虐待者は実母が206件、続いて実父が69件、その他の家族によるものが90件であり、育児等で子供と日常的に接する実母が最も多い状況にあります。県としましては、児童虐待の未然防止策として、子育てに関する不安や悩みに対応できるよう、住民に最も身近な市町村が行う子育て支援策の促進や要保護児童対策地域協議会に対する支援を行うとともに、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、テレビやラジオ等による広報・啓発を行っているところであります。

○星原 透議員 高齢者虐待は子が親を、児童虐待は親が子をいじめるといふ、現在の日本社会の現象をどうとらえ判断したらいいのか、考えさせられるところであります。この親の子供に生まれてよかった、この子供の親でよかったとお互いに感謝する気持ち、心を持つことが人間としての本来の姿ではないかと思えます。そこで、子供の心に響く教育、感動する心を持つ教育をするためにどのように取り組むのか。また、家庭や学校で一番学ばなければならない命の大切さや、人を思いやる優しい心、人間愛など道徳心を備えた人づくり教育に、これまで以上に取り組む必要があると考えます。そこで、児童虐待防止につながるような人づくりに視点を置いた教育が重要だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 近年の児童虐待の増加や最近の子供の命にかかわる悲惨な事例には本当に心が痛みます。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携して、人間尊重の精神を基調に、児童生徒の実態や発達段階を踏まえまして、例えば、小中学校の道徳の時

間では命や家族愛、友情、思いやりの心を大切にする教育を、また高等学校のホームルーム活動や家庭科においては、生命尊重や男女相互の理解と協力、子供の発達と保育と福祉について学習するなど、協調性や社会性、豊かな人間性などを培う教育を小・中・高一貫して推進してきたところであります。今後は、特に望ましい人間関係をよりよく築くために、例えば友達と協力して生活する集団宿泊体験、乳幼児と触れ合う育児体験、高齢者との交流体験、地域や社会に貢献するボランティア体験など、人や自然、社会とかかわる体験活動を一層充実させることが重要と考えます。これからの社会や家庭を担う子供たちを人間性豊かな大人にはぐくんでいくという視点を大事にしながら、とりわけ現場の教師が高い使命感と深い愛情を持って子供たちの人格形成にかかわっていくとともに、より一層学校と家庭、地域、関係機関等が連携をしながら、児童生徒の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 実は今回、「命」ということで少し勉強しようと思っていていろいろ調査してきたんですが、今回、虐待、虐待死、あるいは自殺とか、あと交通事故とかがんとか、その死亡の多さを感じながら、もう少しそれぞれ地域において我々が気を使い、協力し合えば、助かる命が結構あるんじゃないかな、そのように思ったところであります。そこで提案なんですが、命を守るとか、命を大切にする月間運動を初め、まず虐待は親子の情を深める関係に努力してもらおう。自殺は、親からもらった命を大切にする。がんは早期発見と治療のために検診に努める、交通事故はスピードと飲酒運転等をしないように努める、などの運動方針を掲げて、県民総力戦で取り組む運動をしたら、多くの命

が助かるのではないかと思ったところであり
ます。

以上申し上げ、私の一般質問を終わります。

(拍手)

○蓬原正三副議長 ここで休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後3時10分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次は、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 最後になり
ましたが、しばらくの間よろしくお願
いしたいと思います。通告に従いまし
て一般質問を行います。

初めに、新しい宮崎県総合計画に
関して知事にお尋ねいたします。

20年後を見据えた本計画の策定が
始まりましたが、さまざまな時代の
潮流の中、策定した施策の実現に
よって県民が物心ともに豊かで幸
せに暮らせることを大いに期待し
たいと思います。しかしながら、
経済は生き物と言われ、今後ど
うのような不測の事態が起こる
かもわかりません。また、国際
情勢も政治の形態も、産業の
構造も環境も、20年間にどう
変化していくのか予断を許し
ません。ただ、間違いなく深刻
さの度合いを増すのは、人口
減少、少子高齢化、労働力
不足、社会保障費の増大、財
政の逼迫等であると思
います。有効な施策を打たな
ければ、社会の活力はますます
失われていくと思
います。これらの諸情勢のもと、
最優先すべき課題は何なのか
と考えますけれども、その一つ
は人口減少対策と思
います。本県における人口の
社会増減は以前からマイナス
のまま推移してきましたけれど
も、2003年以降、自然増減
までも

マイナスに転じてしまいました。
今後、人口減少は加速される
のではないかと懸念されます。
一方、65歳以上の高齢者、
とりわけ75歳以上の高齢者
は、今後20年間増加の一途を
たどり、社会保障費の増大は
大きな問題となります。20
年後をにらんだ新しい総合長
期計画を立てられるときに、
本当にこの人口減少に歯どめ
をかけるかぎとなる、若者を
主眼とした人口減少対策とい
うものを優先的に掲げていた
だきたいというふうに思
います。若者の雇用の場を確
保し、若者の流出を防ぎ、そ
して結婚、出産、子育て等、
社会の活力を持続させる施策
を急ぐ必要があるかと思
います。若者が定着できる環
境を整えていく施策が何より
も肝要と思
いますが、知事の見解を伺
います。

次に、若者が定着する環境を
整えていく施策こそ肝要と申
し上げましたけれども、意欲
を持って働ける場を確保する
ためには、本県産業の成長戦
略が極めて重要であると思
います。本県産業の構造を改
めて見直し、本県産業の新た
な成長戦略を組み上げねば
ならないと思
いますが、知事は、成長戦略
をどのように描いていかれる
のか、お尋ねをいた
します。

以上で壇上からの質問は
終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お
答えいたします。

若者の定着についてであり
ます。御質問のように、本
県における人口減少の要因
として、社会的な人口減、
特に若年層の流出が挙げら
れます。私は、若者が志を持
って、県外あるいは海外に
飛び出していくことは、決
して悪いこととは思
っておりません。自分の可能
性を信じ、その力を試してみ
たいと思うことは、むしろ
当然のことであり
ますし、宮崎だけでなく、
日本

や世界の発展に貢献するのは喜ばしいことでもあります。大切なのは、郷土のことを十分に理解し、ふるさとを愛する心をいかにはぐくんでいくのか、あるいは、宮崎が好きなのに出ていかざるを得ない若者や、宮崎に帰りたと思う人たちが県内で暮らすことができる環境をどう整えていくのかであります。具体的には、働く場の確保、子育て環境や教育、医療、福祉、あるいは地域の中での人のつながりなど、だれもが本県で暮らしたいと思えるような環境を整えていくことが必要であると考えております。

次に、本県産業の成長戦略についてであります。若年層の人口流出を抑制し、あるいは県外の若者に宮崎に来てもらうためには、安定した雇用の場を確保することは大変重要であります。また、長期的に見ると、15歳から64歳までの日本の労働力人口は大きく減少いたしますので、将来は地域間における労働力の確保競争の激化が懸念されますことから、その重要性はますます高まってまいります。このため、地域の強みやポテンシャルを最大限に生かし、地域に根差した産業を築いていくことが大切であります。このようなことから、新たな総合計画におきましては、本県の強みである農林水産業や食品加工産業を軸に、競争力のある食料供給基地として、本県産業の発展を図ること、あるいはすぐれた日照条件や豊富なバイオマス資源などを生かした新エネルギー関連産業の育成、さらには東九州地域における医療関連産業の集積を生かした新たな展開など、宮崎らしい戦略を構築してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○長友安弘議員 大ざっぱな質問でしたので、具体的な中身というのはなかなか詰めなくては出ないと思いますけれども、民主党の総裁選で

も、雇用、雇用、雇用というお話がありましたけれども、とにかく働く場がなければとても結婚には至らないということで、これは前回も質問申し上げましたけれども、若者が本当に働きがいをもって働けるような職場、雇用の場を確保していただきたいと思います。

次に、高齢者対策について伺おうと思っておりますけれども、これはちょっと割愛させていただきますが、ただ申し上げておきたいことは、総人口が100万人を割り込むと予測される中で、65歳以上の高齢者が今から約5万9,000人ふえるんじゃないか、特に75歳以上になりますと、約6万2,000人にふえるということで、このことは非常に大きな要因となってくると思うんです。だから、これには十分に注意を払っていただきたいと思います。それからまた、同時に、高齢化してきますと、自分の親のことを考えてもそうなんですけれども、本当に体が動かないし、判断力もなくなってくるし、さまざまな状況が起こってまいります。これが県内にもそういう状況が起こってくるんじゃないかと思っておりますので、どうかそのあたりにも配慮していただいて、総合長期計画の一助にさせていただきたいというふうに思います。

次に、県土整備部長に防災対策について伺いたいと思います。

9月1日、「防災の日」というのは、国民・県民全員が防災について認識を新たにする日であった、そういうふうに思います。ことしも世界各地でさまざまな災害が発生いたしました。ロシアの猛暑と火災、パキスタンの大洪水、中国甘粛省の深層崩壊等大変な災害でございました。多くの死者、行方不明者が出ております。また、我が国でも全国各地で大変なゲリラ豪雨で被害が出ました。本県でも北諸とか南那珂で

出ております。そんなやさきに、この深層崩壊の推定発生頻度が発表され、本県は特に高いとされる県土面積に占める割合が、長野県に次いで全国で2番目に高いことが指摘されました。この報道に接したときに、私の脳裏には、2005年9月に別府田野川で起こった深層崩壊がよみがえってまいりましたけれども、現場に国会議員を伴って駆けつけましたけれども、まさに深層崩壊の想像を絶するすさまじさに驚愕したのを覚えております。鰐塚の「いこいの広場」というのは大量の土砂で埋まった上に、本当に民家の直前まで来たというような状況がございました。その調査の過程で広渡ダムの上流にも行きましたけれども、そこも深層崩壊の大崩落が起こっておりまして、鰐塚山への登山道というのは寸断されておりました。自然の猛威にいかなる備えが可能なのか自問したことを覚えております。

さて、いよいよ本格的な台風シーズンを迎えますけれども、深層崩壊が懸念されます。ともかく人災だけは避けねばなりません。深層崩壊に対する可能な限りの備えが求められます。そこでお尋ねいたしますが、国は、今後3年をかけて深層崩壊の調査を行うとのことですが、それを受けて県はどのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今後、国は、調査結果について、作業が進んだものから随時公表すると聞いております。県といたしましては、関係市町村等との連携を図りながら、国の調査結果について、広く県民に周知するとともに、土砂災害防止講座などの啓発活動を通じて、深層崩壊に関する防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。さらに国は、調査により危険と判断された渓流域について、必

要に応じて天然ダムなどが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討を行うと聞いておりますので、県といたしましても、国と情報交換を密にしながら、適切な対応について協議していきたいと考えております。

○長友安弘議員 急傾斜地崩壊対策事業の状況については、ちょっと割愛します。

心配なのは、がけ下に建築されて危険きわまりない状況になっている家屋というのが見られます。急傾斜地崩壊対策事業の要件をクリアせずに非常に困っておられまして、複数の方々から、何とか対策を講じてほしいという要望がありましたので、この夏、調査をいたしましたけれども、危険きわまりないと同時に、新たな事実もわかりました。それは避難すら危ぶまれる高齢者の方が多いということでございます。しかも、ひとり暮らしも多くて、本当に超高齢化社会の現実というものをまた痛感をさせていただいたところでございます。これをほうっておくことはできないと思います。このような事業の対象とならない箇所というのはどれぐらいあるのか。また、その対応はどうするのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 急傾斜地崩壊対策事業等の対象とならない箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所の8,314のうち、5,634カ所となっております。土砂災害から人命を守るためには、地域が連携した早期避難のための一層のソフト対策が重要となります。このため、県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の早期指定に努め、市町村による土砂災害ハザードマップの作成支援など、警戒避難体制の整備を推進しているところであります。また、あわせて住民の防災意識を高めるための防

災訓練及び土砂災害防止講座等の啓発活動や、防災情報提供の充実など、市町村を初め関係機関と連携したソフト対策を推進してまいります。

○長友安弘議員 ソフト対策しかないかもしれませんが、もう一回、機会がありましたら、点検のほうをよろしく願いしておきたいと思います。

次に、国道220号の防災対策の取り組み状況について伺います。国道220号の防災対策につきましては、国土交通省に尽力をいただきまして、着々と改善が図られ、関係者一同大変喜び、感謝をしてきたところであります。しかしながら、異常気象時通行規制区間の解消というのがまだ残されております。この区間の解消が住民の悲願となっております。一たん災害が起りまして道路が寸断されますと迂回路がなく、高齢化の進む沿線住民3,000名は孤立し、生活に支障を来します。殊に、救急患者や通院を余儀なくされている人にとっては重大問題です。まさにこの国道220号というのは命の道路でございます。住民は、一日千秋の思いで防災対策の実現を待ちわびておりますが、早期の着工完成が求められます。工事の凍結問題等、紆余曲折ありましたが、国道220号の防災対策の直近の取り組み状況について伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道220号の青島から日南間の防災対策につきましては、21年3月末の事業凍結以降、県議会を初め沿線自治体及び住民の皆様方と一体となり、幾度となく国に要望してまいりました。この結果、事業化に向けた詳細な調査が行われることとなりましたが、平成22年度の直轄事業予算には計上されておりませんでした。このことは、沿線住民の皆様方の思いからしても、極めて残念なことで

あったと考えております。国道220号は、沿線住民の生活や救急医療を支える、まさに命の道でありますことから、早期事業化に向けて、本年7月には、知事が国土交通大臣に直接お会いして要望を行ったところであります。今後とも、あらゆる機会をとらえ、防災対策の必要性和早期整備について、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となって、国に対し強く訴えてまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 概算要求の中に入っているかどうかわかりませんが、12月の予算編成に向けて、ひとつまた取り組みをよろしく願いしておきたいと思います。

次に、口蹄疫対策について農政水産部長並びに関係部長にお尋ねいたします。

今回の口蹄疫は、発生から終息宣言まで130日間、殺処分された家畜は29万頭、殺処分を受け入れた農家数は約1,300戸、防疫対策の従事者は延べ15万8,000人、さらに、かつて経験したことのない非常事態宣言の発令、推定総額2,350億円の被害等、我が国畜産史上始まって以来の大惨事となってしまいました。質問に入ります前に、犠牲になった患畜の諸精霊に対して追善供養させていただきますとともに、被害に遭われた畜産農家の方々、あわせて被害を受けられた関連産業の方々に心からお見舞いを申し上げます。また、大変な防疫作業に献身的に従事していただいた多くの関係者の皆様、あわせて全国からとうとい義援金をお寄せいただいた皆様にも心からお礼申し上げます。さらに、非常事態宣言の影響を受けながら、歯を食いしばって頑張り、協力していただいた県民の皆様、風評被害で大変な思いをされた皆様にも、心からお見舞いを申し上げます。これらの方々の本当にとうとい犠牲と善意

にこたえるには、二度と被害を出さない、そして以前より誇れる畜産県宮崎を復興しておこたえするのが本県の責務であろうと思います。そのためにも、多くの議員から出ましたけれども、今回の口蹄疫については、すべてを検証し、教訓として残し、後世への戒めとなさねばならないと思います。重複する点が多々あると思いますけれども、何点か質問をさせていただきます。

口蹄疫というのは、世界地図の非清浄国が示すように、アフリカから中近東、インド、中央アジア、中国、そしてインドシナ、台湾、韓国と世界各地で発生をしておりました。殊に昨年からことしの早い時期にかけて、極めて感染力の強いO型の口蹄疫ウイルスによる被害が中国や韓国で発生しており、国から県に対し通達が発せられ、県では防疫会議を開催し、市町村に情報が伝えられました。それはいかなる内容の通達であり、会議であったのか。その情報は最前線の農家まで間違いなく伝わったのか、そのことによって備えができたのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本年1月7日に韓国で発生いたしました口蹄疫の情報を国が発出したことを受けまして、市町村や関係団体等へその情報を伝達するとともに、畜産関係者の韓国の畜産施設への訪問自粛、飼養家畜の十分な観察、飼養衛生管理の徹底など、防疫の強化を文書でお願いしたところでございます。さらに、市町村、関係団体等を招集し、個々の農家に対する農場消毒や衛生指導の徹底をお願いするとともに、万一発生した場合の防疫対応等について周知をしたところでございます。今後、県といたしましては、これらの情報伝達も含め、今回の防疫対応を十分に検証し、防疫マ

ニュアルの見直しなどに反映させてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 意識の高揚というものがなされたかどうかというのが一つの問題であったかと思えます。

次に、市町村間の連携については、省かせていただきます。

次に、10年前と比較しまして、今回、畜産農家の大規模化、これが殺処分、埋却に大きな障害となりましたけれども、大規模化に対する国の新たな防疫指針、これは示されていたのか。また、大規模化に対する県の備えはなされていたのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農場の大規模化に対する埋却地の確保などの方針は、家畜伝染病予防法や防疫指針、また、6月に新たに制定をされました新防疫マニュアルにおいても示されておりません。しかしながら、今回の口蹄疫の発生を踏まえ、新防疫マニュアルにおきましては、24時間以内に殺処分を終了し、72時間以内に埋却を完了することが定められたところであります。迅速な殺処分・埋却等の防疫措置を講じる上で課題となりました大規模農場の対応につきましては、今後とも、関係市町村との情報共有を積極的に行いながら、一層の連携に努めてまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 県の備えについてお答えがなかったんですけれども、国が備えてなければ県も備えているはずはないと、こういうふうに思います。

次に、再生についてでありますけれども、これは中止されていた競り市も始まりまして、既に西都市、日向市では再生の取り組みが始まっております。また、家畜の導入を行うためには資金が要るわけです。手当金等の支払いという

のは現在どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 手当金等の補償金につきましては、概算払いがほぼ終了したところでございまして、現在、最終的な精算払いに向けて、農家・団体等と精査を実施しているところでございます。今後、精算払いの早期実施に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 漏れ聞くところによりますと、なかなか精算払いというのは難しいということで進んでいない状況があるようでございますけれども、川南町でも11月1日から再生が始まろうとするわけですから、事務的に困難を伴うでしょうけれども、できるだけ早急に精算払いができるように、尽力をお願いしたいと思います。

次に、再導入に当たりまして、安全性の確保の第一歩としまして、観察牛の導入が始まっておりますけれども、全農家が安全性の確保のために、やはり導入というのを希望すると思えます。導入頭数、あるいは対象農家戸数等、観察牛の導入計画の全容についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在、県内におきましては、口蹄疫発生農家の経営再開への意欲向上と、全国に向けた安全・安心の情報発信のために、観察牛による農場の清浄性を確認しているところでございます。観察牛の導入につきましては、飼養管理マニュアルによって観察を行うこととしており、また、清浄検査は1週間目に家畜防疫員等による目視検査を、導入時と2週間目に抗体検査を実施し、安全を確認することとしております。第1回目は、8月31日に、畜産試験場川南支場や農業大学校を初め、9農場で28頭導入し、1週間目の9月7日

に目視検査を実施し、口蹄疫を疑う症状がないことを確認いたしております。第2回目は、9月13日から希望する約150の農場で、約350頭の家畜を導入する予定といたしております。

○長友安弘議員 安全性の確保を調べる大事な事業でありますので、これは本当に危険性の高かったというか、それからまた、本当に汚水処理とかいろんなものをひっくるめまして、危ないと言われるようなところ、こういうところには積極的に導入してもらいたいと思います。同時に、ちょっとこれ、通告しておりませんでしたけれども、ワクチン接種農家、これは全く導入などしなくていいのかどうか、そこ辺の安全性についてわかればお願いしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 基本的には、疑似患畜で殺処分されたところ、ここを中心に観察牛の導入ということにいたしております。

○長友安弘議員 ワクチン接種したところ、不活性といいますか、そういうワクチンだったろうと思うのですけれども、この辺の方が一ということがないように、ひとつまた検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。この家畜の購入が一部既に始まっておりまして、幸い競り市場の平均価格というのが大変高く推移をしております。しかしながら、これにはさまざまな問題があるかと思うんですけれども、その内容というのをよく精査してもらいたい。中には非常に高い系統の牛がおるわけですね。だから、平均していったときに、本当に手放しで喜ぶのかどうか、その辺もよく見ておいてもらいたいと思いますし、そこで、牛の確保というのは、今後非常に大事なことになってくると思います。で、再生支援策の一つである中間保有施設への関心が高まっているわけですが、中間保有施設の

開始時期とか規模とか、ちょっと詳細についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県内の家畜市場は、8月29日の高千穂家畜市場を皮切りに、順次再開をされておまして、児湯地域を中心とした肉用牛農家は、経営再開に向け、県内各市場での子牛の購入を開始いたしております。農家が購入いたしました子牛は、経済連が中心となり、経営再開までの間、県内各地域の畜産関係団体の飼養管理施設や、大型農家の空き牛舎等の中間保有施設を利用して係留することといたしており、頭数は、繁殖用として年間3,000頭、肥育用として2,000頭を見込んでおります。

○長友安弘議員 次に伺います。再発させないためには、消毒体制の一層の強化が必要であろうかと思っております。既に再開の動きがありますので、その再開までにそういう新たな消毒体制といたしますか、それが間に合うのか。また、その消毒体制を強化するためには、農家で新たな設備投資とかそういうものの負担が生じるのではないかと思います。そういう施設整備に要する経費の支援、こういうものはきちんとできているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、個々の農家が遵守すべき飼養衛生管理基準をよりわかりやすく具体的に示すため、例えば、消毒の方法や家畜の病気の早期発見のためのチェックポイントなどを示した「農場衛生管理マニュアル」の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。また、毎月20日を「県内一斉消毒の日」とし、広報や啓発チラシ、広報巡回車等による呼びかけ等により、農家の防疫意識を高めるとともに、飼養衛生管理基準に基づく畜舎の点検指導の実施など、地域ぐるみの防疫体制を構築することといたしております。

さらに、農家の施設整備に要する経費の支援につきましては、衛生面に配慮した畜舎整備や消毒設備整備など、現在、国への「口蹄疫復興に関する緊急要望」の中で提案をしているところでございます。

○長友安弘議員 二度と発生しない、そういう消毒体制の構築が大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、基金につきましては、割愛をさせていただきたいと思っておりますけれども、本当に家畜伝染病の予防法、あるいは国の示してきた防疫指針とか、さまざま不備があったと思っております。その結果、さまざまなことが重なって、これだけの広がりをして、大変な被害が生じているわけですね。口蹄疫というのは国の所管事務と思っておりますので、国が本当に一切の責任を持つぐらいの、そういう覚悟で本県の復興に力をかしていただかなければこれはできないと思っておりますので、基金につきましては、その基金の使途、また積算根拠、そういうものを本当に明確にして、お願ひをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、被害に遭われた畜産農家には補償がなされますけれども、獣医師とか削蹄師、人工授精師には義援金のみが支払われたと聞いております。これらの方々も被害者であり、以前のように復旧するまでには、生活費に支障を来す方もたくさんおられると思っております。私は、泣きながら訴えられたのを覚えておりますけれども、まず生活費がこの130日にわたって途絶えたということでもあります。それから、またもとのように復興していくためには、数年以上かかるわけでもありますから、その間も心配でございます。融資とかいろんなことはあるでしょうけれども、このあたり、本当に一人一人よく見ていっ

でもらわなくちゃいけないと思いますけれども、影響を受けた人というのはどれぐらいおられ、収入がもとに戻るには、どれぐらいの期間を要するのか、また今後、どのように支援をしていかれるのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 獣医師や削蹄師、家畜人工授精師の業務は、畜産農家が相手でありまして、口蹄疫の影響を直接受けられ、非常に厳しい状況にあると認識をいたしております。このため、補正予算において、「畜産経営体等生活支援資金」を措置し、当面の生活資金として無利子の融資制度を準備するとともに、義援金の配分の対象としたところでございます。義援金の配分を受けた獣医師や削蹄師、人工授精師の数は129名であり、これらの方々の収入がもとに戻るのにどれぐらいの時間を要するかは一概には言えませんが、収入をもとに戻すには、畜産農家の早期再開が前提となりますことから、県といたしましては、「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、一日でも早い畜産の復興に取り組み、関係者の影響緩和に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 風評被害について伺いますけれども、私どももその訴えを受けました。この点についても検証しておかねばならないと思いますけれども、農家の風評被害の現状と対策、この風評被害についても、きちんとした記録も残しておかなくちゃいけないと思いますけれども、お尋ねをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、口蹄疫の発生直後から、本県農畜産物の安全性等についてPRを行うなど、風評被害の防止に取り組んできたところでございます。しかしながら、県外のレストランや精肉販売店における本県産の食肉の取引の中止や、県内の産地を表示

した農産物販売を断られたり、小売店の店頭での不適切な表示など、そういう事例が見られたところでございます。これらに対しましては、関係機関・団体とも連携をいたしまして、速やかに、かつ粘り強く改善していただくよう理解促進に努め、現在では取引再開や表示の適正化等が図られているところでございます。県といたしましては、今後も、多方面からの情報収集に努め、今回の口蹄疫の経緯や防疫対策等とあわせて記録にまとめるとともに、ホームページの活用や農畜産物フェアなど、あらゆる機会を通じて、安全・安心な本県農畜産物等の一層のPRに努めてまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 商工観光労働部長にお伺いいたします。風評被害についてでありますけれども、商工観光労働部のほうで掌握をしている風評被害の除去と、それから対応策についてお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ナンバートラック、トラック関係について風評被害が非常にひどい状況がありましたので、ちょっとそれについて答弁させていただきますが、口蹄疫の発生に伴いまして、宮崎ナンバートラックの敬遠、あるいは取引停止、県外事業者への発注などの影響が生じておりまして、約8割の事業者が売り上げを減少させ、そのうち売り上げが2割以上減った事業者が約4割に及んでいると伺っております。このような厳しい現状を踏まえまして、県といたしましては、ホームページや新聞広告で宮崎ナンバートラックの安全性を訴えますとともに、国に対しまして全国の荷主へ向けた風評被害防止の呼びかけや、トラックの防疫措置の助成等を要望してきたところでございます。県トラック協会では、口蹄疫の終息宣言後におきましても、家畜や飼料を輸送する

車両の消毒を引き続き徹底しておりますので、県といたしましても、県トラック協会、県バス協会と共同で、今議会に提案しております「輸送事業者との共同復興キャンペーン事業」に取り組み、本県の物産や観光等のイメージ回復とあわせまして、宮崎ナンバートラックの安全性を県外に向けて広くPRすることによりまして、トラック等の利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○長友安弘議員 以上で口蹄疫を終わります。

次に、教育問題について教育長に伺います。

文部科学省の国立教育政策研究所の行ったいじめに関する調査があります。首都圏内にある小中学校19校の小学4年から中学3年までの6年間にわたる調査であります。その結果によりますと、6年間にいじめられた経験を持つ子供は実に9割に上るということでもあります。同研究所では、いじめは限られた子供だけではなく、どの子にも起こり得ると、そのことを受けとめて対策を立てる必要があると分析しております。1回以上いじめを経験した子供が90.3%、週1回以上の頻度で被害経験があったのは53.7%、逆に加害経験を持った子供は43.1%でありまして、いじめに全くかかわりのない子供は1割だけあります。いじめをする要因としては、友人関係のストレス、これが最も大きかったと報告がなされております。非常に一考を要する調査結果だと思っておりますけれども、本県は幸いにしていじめや不登校、暴力、これは大変少ない県となっておりますけれども、県教育委員会はいじめ問題に対してどのような認識を持ち、どのような対策を行っておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) いじめは、人の尊厳を傷つける卑劣な行為でありまして、人として

絶対に許されないことであります。このことをすべての子供たちにしっかりと指導し、いじめを絶対に許さない心情を育てることが何よりも大切であり、一方で、どの学校でもいじめは起こり得るという危機感を持って、いじめのない学校づくりに努めなければならないと考えております。文部科学省が実施いたしました調査によりますと、平成20年度のいじめの認知件数は、本県の公立の小中学校の場合、合わせて110件であります。これを児童生徒1,000人当たりで見ますと1.09件で、全国の7.41件に比べまして低い状況にあります。各学校におきましては、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を図るために、定期的にいじめ対策委員会を開催し、教職員間で情報を共有しながら、個々の問題に対してきめ細かに対応しているところであります。県教育委員会といたしましては、市町村教育長及びすべての公立学校長等を対象として、毎年、人権教育推進懇話会を実施するなど、学校における人権教育のより一層の推進に努めまるとともに、各学校のいじめ問題への対応を一層充実するために、スクールカウンセラー等を配置したり、スクールソーシャルワーカーや自立支援指導員を実情に応じて派遣したりして、学校における相談・指導体制を支援しているところであります。

○長友安弘議員 いじめが少ないほうがいいわけではありますが、都会と地方で違いはあるかもしれませんが、国の調査が示すように、実に9割に上るそういうことがあるということですので、いじめに関しては、再度、またしっかり認識をしていただいて、起こらないようお願いしたいと思います。

次に、教育長にお尋ねしますが、社会問題になっているひきこもり、それと学校教育

とのかかわりに関してお尋ねいたします。内閣府は、今年2月、全国5,000人の若者を対象に、ひきこもりについて初の実態調査というのをまとめたようであります。回答は3,287人からあったということでありまして、その結果によりますと、ひきこもりの若者は全国で約推定70万人いると言われるほか、将来、ひきこもりになる可能性がある準ひきこもりの若者も155万人いることがわかったとのことでありまして。また、このひきこもりの若者というのは、そうでない若者に比べて自己肯定感が低く、学校時代に我慢することが多く、友達が少なく、いじめられた経験のある者が多かったとなっております。さらに学校の先生とうまくいかなかった、勉強についていけなかった、あるいは不登校を経験したという人もおります。ひきこもりの拡大防止というものが社会的な問題となっておりますけれども、内閣府は、学校に対しましても一定の役割を果たすよう提言をしております。そこで初めに、まずひきこもりの萌芽とも考えられる学校における不登校の現状と対策についてお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成21年度に文部科学省が実施しました調査結果によりますと、本県の公立小中学校における不登校児童生徒数は896人であります。これを児童生徒1,000人当たりで見ますと、8.99人でありまして、全国の11.63人に比べまして低い状況にあります。不登校への対応につきましては、学校、児童生徒、保護者の信頼関係づくりを基盤とする日々の地道な取り組みが最も重要であると考えております。そのため、各学校におきましては、不登校対策委員会を定期的に開催し、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないということから、気になる児童生徒の対応について検討する

とともに、教育相談や家庭訪問を実施するなど、早期対応に努めているところであります。また、県教育委員会におきましては、各学校が児童生徒の心の居場所となり、きずなづくりの場となるような魅力ある学校づくりを推進するように指導いたしますとともに、いじめにおける対策と同様に、スクールカウンセラーやスクールアシスタントなどを活用しながら、学校における相談指導体制の支援に努めているところであります。今後とも、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、いじめ、不登校のない学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 もう1点教育長にお尋ねいたしますが、ひきこもりに対する学校への提言の中で、内閣府は、学校に対しまして、子供や保護者が卒業した後も相談できる体制づくりなどを求めていますけれども、本県の取り組みについて伺います。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、県教育研修センターに教育相談専用電話「ふれあいコール」を設置しますとともに、NPO法人に子ども専用電話の相談業務を委託するなど、在学中、卒業後にかかわらず対応しているところであります。なお、ふれあいコールにつきまして、件数を申し上げますと、平成21年度では1,272件の電話相談がありまして、このうち、成人の方の悩みなどに関する相談件数は594件でありました。この電話相談事業につきましては、電話番号を掲載しましたカードを県内のすべての児童生徒が携帯できるように配付し、卒業後も活用できるようにいたしているところであります。また、各学校におきましても、状況に応じまして専門的に相談できる関係機関の紹介に努めているところでありま

す。

○長友安弘議員 かつては有無を言わず、学校を出ると仕事につかなくてはいけなかったということで、引きこもっている暇がなかったわけでありまして、そのような活気のある県政と申しますか、そういう運営をやっていたら、子供たちが本当に生き生きと頑張れるような環境づくりをお願いしたいというふうに思います。

次に、警察本部長にお尋ねいたします。

犯罪のグローバル化に対する取り組みについてでございますけれども、近年に見られる犯罪の凶悪化・低年齢化に加えまして、来日外国人による犯罪の国際化、さらには最近では犯罪のグローバル化、こういうものに国民・県民の生命・財産は脅威にさらされる時代となってまいりました。不安は募るばかりでございますが、来日外国人による犯罪は、平成17年の4万7,865件、これをピークに減少の傾向にあるようです。かつては、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るというヒット・アンド・アウェイ型と呼ばれる犯罪が起こっておりまして、また、地縁や血縁を中核として結合した来日外国人犯罪組織による犯罪、そういうものがございました。しかし、最近では、世界的規模で活動する国際的強盗団による強盗事件、さらには多国籍犯罪グループによる組織的な自動車窃盗・密輸出事件、また海外旅行などをねらったナイジェリア人組織による身代金目的の日本人誘拐事件等々と犯罪のグローバル化が進行しており、大変懸念される事態となっております。経済や金融のグローバル化の進展、また情報通信技術の発達によりまして、人、物、金、情報が国境を越え、世界的規模で往来・流通するようになった、この利便性の高

い社会環境の変化、こういうものが一方では国際犯罪組織に悪用される時代を迎えております。もはや映画で見ていた国際犯罪というのが、現実問題として私たちの身の周りで起こっており、重大な脅威となっていることを私たちは深く認識をしなければならないと思います。そこで、初めに懸念される犯罪のグローバル化に対し、本県警察が講じている対策についてお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） まさに今おっしゃられたとおり、犯罪のグローバル化というのは、我が国の治安にとりまして、大変大きな脅威となっている状況であります。こうした厳しい情勢を踏まえまして、全国警察を挙げて、現在、組織の総合力を発揮した対策を推進しているところであります。本県警察といたしましても、本年4月に私を長といたします「宮崎県警察犯罪のグローバル化対策委員会」を設置して、組織体制を整備したところでありまして、この種犯罪に対する捜査、これを強化いたしますとともに、国際犯罪に関連する情報の集約・分析並びに実態解明を一層効率化させて、組織横断的な諸対策を推進しております。あわせて、警察庁及び他の都道府県警察との緊密な連携を保っているところであります。

○長友安弘議員 重ねて犯罪のグローバル化について伺いますけれども、我が国における外国人の在留状況は、20年末現在では221万7,426人ということで過去最高となっているようです。実に宮崎県総人口の約2倍の外国人が本国には在留しております。また、不法残留者は、22年1月1日のデータでございますけれども、9万1,778人となっております。このような事情の中で、より効率的に金銭を得るために犯罪に手を染める者も後を絶たないと言われてお

ります。外国人犯罪を助長するインフラとしましては、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、あるいは旅券・外国人登録証明書の偽造、あるいは不法就労の助長等があります。それらを背景に、薬物・銃器犯罪のグローバル化、サイバー犯罪の横行、知的財産権の侵害事件のグローバル化、またマネーロンダリング等、各種犯罪のグローバル化というのが起こっておりますけれども、これに対する対策が望まれます。隣県の熊本県では、暴力団が介在する偽装結婚事件を初め、不法入国・不法滞在事件、あるいは総額50億円を中国に送金した地下銀行事件等が摘発されておりますけれども、本県では懸念される事案というものがなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本県における最近の来日外国人犯罪の検挙状況でありますけれども、平成20年が12件、平成21年、昨年が11件、本年は8月末までで8件、ここ20年以來で合計31件の検挙をしております。内容でありますけれども、不法入国・不法滞在が6件、窃盗が13件、詐欺事件が6件、その他6件という状況でありまして、この中に暴力団が介在する来日外国人犯罪や、直ちにグローバル化が懸念されるようなものはありませんでした。しかし、偽装結婚事件につきましては、暴力団の介在した事件ではありませんでしたが、平成14年に1件検挙しております。また、地下銀行事件につきましては、平成19年に警視庁等と合同で、中国人による約23億7,000万円の違法送金事件を検挙しております。今後も犯罪のグローバル化の地方への拡散が懸念されることもございまして、組織体制の充実強化を図って、この種事案の実態解明と徹底検挙に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、警察本部長にお伺ひしますが、児童の人権を踏みにじる児童ポルノの問題についてお尋ねしたいと思ひます。この児童ポルノというのは、自分の力で自分の権利を守れない弱い立場にある児童に対する重大な人権侵害であり許されざる犯罪であります。その画像が一度インターネット上に流出すれば、回収することは極めて困難となりまして、児童に対する性的虐待の恒久の記録と、こういうものになってしまいます。この問題は国際的にも重大な関心事項となっており、反対宣言の採択等、児童ポルノの根絶に向けた機運が高まっております。将来にわたって苦しむ被害児童をなくすために、我が国においては、昨年6月に策定された「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、総合的な対策の実現に向けた取り組みが進められておりますが、児童ポルノの検挙状況並びに排除対策はどのように進められているのか、お尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 児童ポルノにつきましては、昨年、全国では過去最多の935件、650人を検挙してございまして、これは前年比で259件、238人の大幅な増加となっております。本県におきましても、昨年は4件3人を検挙いたしましたが、本年は既に昨年を上回る5件4人を検挙してございまして、引き続き情報収集、それから捜査を強化しているところでございまして、本県の検挙事件の特徴でありますけれども、携帯電話のインターネットを利用して知り合った被害児童に、被害児童自身の裸体等を被害児童に撮影させて、それをメール送信させるという児童ポルノの単純製造事犯がほとんどであります。なお、被害児童のケアについまし

では、事件終結後もカウンセリングや家庭訪問を行うなど、組織的な支援を行っているところでもあります。また、排除対策でありますけれども、各学校と連携をいたしましたサイバーセキュリティカレッジを通じて、携帯電話のフィルタリング機能を活用するための指導を行うなど、児童が被害に遭わないための広報啓発活動を実施しております。今後とも、学校や関係機関と連携した児童ポルノ排除対策を強力に推進してまいります。

○長友安弘議員 本県でもこの被害が発生している状況となっております。これはますます深刻化していくということも懸念されますので、国が昨年12月に犯罪対策閣僚会議というものを開いておりますけれども、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」というものを設置しているという状況でございます。本県におきましても、関係部局、福祉の一部門あるいは教育委員会、ここらあたりも一回、警察本部とも情報交換をしていただいて、宮崎県の児童を守っていただくような、そういう対策をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

通告をしておりました質問はすべて終わりました。口蹄疫に対して最後に要望しておきたいと思ひますけれども、本当に最初の1点、ここを守り切れなかったことが、これだけの大変な被害になったわけでございます。したがって、ウイルスの侵入を絶対に許さないというのが一番の主眼でありますけれども、今のグローバル化の時代に大変これは困難なことだと思ひます。したがって、水際対策をしっかりしてもらわないかん。国の仕事だと思ひますけれども、同時に、もし入ってきたらそれを完璧に防げる消毒体制というのを県内随所につくらなくちゃいけないだろうというふうに思ひます。そ

して、もし万が一その壁も破られたら、早期発見をすることが大事でありますから、農家とか獣医師さんの口蹄疫を見抜く眼力、大変難しいんですけども、これを本当に磨いていただきたい。さらに家保とか動衛研とか、敷居が高くはなりません。すぐ疑わしきは検査をするという、そういう体制を本当に取っていただきたい、こういうふうに思ひます。それからまた、万が一口蹄疫が発生したら、迅速な防疫、蔓延防止対策が必要でありますから、埋却地の問題も先ほど論議されましたけれども、直ちにそういう対策がとれるような体制を準備しておく、こういうこと等、さまざまなことがあろうかと思ひます。再生とか復興というのは、こういう大きな事態が発生してからのことでございますので、そうならないように、その以前で食い止める早期の対策、こういうものに力を入れていただくように心からお願ひ申し上げまして、質問をすべて終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時4分散会

9月15日（水）

平成 22 年 9 月 15 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外山三博 (自由民主党)
53 番 福田作弥 (同)

出席議員 (42 名)

5 番 西村賢 (新みやざき)
6 番 凶師博規 (日日新)
7 番 武井俊輔 (愛みやざき)
8 番 岩下斌彦 (つくしの会)
9 番 山下博三 (自由民主党)
10 番 黒木正一 (同)
11 番 松村悟郎 (同)
12 番 中村幸一 (同)
15 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
16 番 外山良治 (同)
17 番 田口雄二 (新みやざき)
18 番 松田勝則 (同)
19 番 中野廣明 (自由民主党)
20 番 十屋幸平 (同)
21 番 押川修一郎 (同)
22 番 外山衛 (同)
23 番 宮原義久 (同)
24 番 河野安幸 (同)
26 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
28 番 太田清海 (社会民主党宮崎県議団)
29 番 満行潤一 (同)
30 番 水間篤典 (新みやざき)
31 番 濱砂守 (同)
32 番 星原透 (自由民主党)
33 番 中野一則 (同)
34 番 横田照夫 (同)
35 番 丸山裕次郎 (同)
36 番 蓬原正三 (同)
39 番 新見昌安 (公明党宮崎県議団)
40 番 長友安弘 (同)
41 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
43 番 井上紀代子 (新みやざき)
45 番 権藤梅義 (同)
46 番 徳重忠夫 (同)
47 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
48 番 萩原耕三 (自由民主党)
49 番 黒木覚市 (同)
50 番 緒嶋雅晃 (同)
51 番 米良政美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫	夫
副知事	河野俊嗣	嗣
県民政策部長	山下健次	次
総務部長	稲用博美	美
福祉保健部長	高橋博	博
環境森林部長	吉瀬和明	明
商工観光労働部長	渡邊亮一	一
農政水産部長	高島俊一	一
県土整備部長	児玉宏紀	紀
会計管理者	加藤裕彦	彦
企業局長	濱砂公一	一
病院局長	甲斐景早	早
財政課長	日隈俊郎	郎
教育委員長	近藤好子	子
教育長	渡辺義人	人
警察本部長	鶴見雅男	男
代表監査委員	城倉恒雄	雄
人事委員会事務局長	太田英夫	夫

事務局職員出席者

事務局 長	日高勝弘	弘
事務局 次長	岡崎吉博	博
総務課 長	渡邊靖之	之
議事課 長	武田宗仁	仁
政策調査課 長	日高正憲	憲
議事課長 補佐	中原光晴	晴
議事担当 主幹	日高賢治	治
議事課 主査	関谷幸二	二
議事課 主査	前田陽一	一

◎ 一般質問

○蓬原正三副議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。知事とこうして一般質問の場で対峙いたしますのも今回が最後かと思えますと、何やら感慨深いものがございます。「どげんかせんといかん」との強烈なメッセージにマスコミを見事に巻き込み、トップセールス等でアピールをされるさまは、芸能界風に申せば、いわゆる「つかみ」というんでしょうか。さすがであると思えます。そこで、この3年8カ月でどげんかなったとお考えかを伺います。

以下、自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

これまでの総括ということではありますが、私はマニフェストに、県民の皆様の県政に対する信頼を取り戻すとともに、郷土宮崎への自信と誇りを高めたいとの思いを持って、新しい宮崎を創造するための「県民総力戦」の提唱など、基本理念とさまざまな政策をお示しした上で、知事に就任させていただきました。その後、行財政改革、県民のポテンシャルを引き出すための宮崎のPR、安全・安心な暮らしの確保など、県政運営に全力で取り組んでまいりましたが、官製談合等で失墜した信頼の回復、県産品や観光地の定番・定着化、災害時安心基金の創

設や乳幼児医療費助成の拡大など、これらの点ではおおむね県民の皆様の負託にこたえることができたのではないかと考えておるところであります。また、例えば、いきいき集落の広がりや、観光客へのおもてなし意識の向上、今回の口蹄疫対策への取り組みなどを見ますと、県民総力戦の浸透も図られてきたのではないかと考えております。一方で、口蹄疫被害からの再生・復興を初め、社会経済情勢の急激な変化等の影響によりまして、十分な成果が得られていない企業誘致や雇用創出、医師確保など解決しなければならない諸課題、重要課題も山積しております。引き続き全力で取り組んでいるところであります。〔降壇〕

○外山 衛議員 続きまして、以下のことは知事にはこの議会、もう飽きておられると思えますので、答弁は結構でございますから、話を聞いてもらいたいと思えます。

今議会、知事の立候補についての質問が続いております。黒木議員の代表質問の答弁の一部を御紹介いたします。「早く出处進退を明らかにしなければ次の人が困るということですかね。それはいかがなもんですかと思えますが、次期、私が出る出ない、出处進退にかかわらず、これからの宮崎に対するビジョンなり信念があれば、いつでも手を挙げられることをお勧めします。私が出る出ないに限らず、私が出るから出ないとか、あの人が出ないから出るとか、そういうことで自分の政治姿勢を示される方は政治家としていかがなものか。私が出る出ないにかかわらず、おれはこの宮崎をこうするんだ、こういう信念で、こういうビジョンで、そういう自信のある方はどんどん手を挙げていただいて、そういう方が本物の次の世代の宮崎を支えていく人材になると私は考えておりま

す」との答弁がございました。確かにこれは皆わかっております。十分わかっています。私も県議も皆、志を持ってここにおりますので。ただ、あのタイミングでまさに正論を持ち出されては、黒木議員も返す言葉がなかったと思います。

続けます。これは仮にですが、仮にですよ、知事の判断材料の中に、国政またはちまたで言われている都知事への転身の思いがあるとすれば、黒木議員への答弁をそっくり知事にお返しをしたい。知事は、その時期が来ればしっかりと考えを表明されると思いますので、今やいかなる決断も驚きません。楽しみにしております。

ただ、我々が出処進退を伺うのは、予算編成がどうか、次候補の都合で聞いているわけではありません。知事選まで3カ月しか残っていないこの時期に、いまだに出馬をためらう理由とありますか、決められていないことが理解できないということでもあります。県民総力戦、口蹄疫からの復興、宮崎の再生——言葉のみが踊り、足が地についていない感は否めません。報道によりますと、90%以上の県民の支持があるようでありまして、それを背景に、出馬表明さえすれば当選が担保されているからとも思ってしまうわけでありまして。県民やマスコミの注目を維持するための知事の卓越した戦略と理解をいたしております。以上でございます。特になければ結構です。

○知事（東国原英夫君） 特にございません。

○外山 衛議員 では、質問に入ります。米良議員の関連質問と全く同じであります。再度申し上げます。知事からは見直しの考えは難しいとの答弁はいただいておりますけれども、一般競争入札の導入状況でございます。数字を申

し上げます。九州各県を例にとりますと、福岡5,000万、長崎3,500万、熊本3,000万、大分4,000万、鹿児島5,000万、沖縄5,000万、また県内の市におきましても、宮崎市が6,000万、都城市3,000万、延岡市6,000万、日南市5,000万、小林市2,500万、日向市1億5,000万、串間市2,000万、西都市3,000万といった状況であります。ただ、佐賀と宮崎のみが250万円以上とされておりまして。入札制度につきましては、県土整備部の尽力によりまして改革が進んでいると理解をしております。ただ、今回の口蹄疫の影響は、畜産業界に限らず多方面にわたっております。建設業界しかりであります。ある意味、非常事態下と言えます。そこで、県内経済の活性化を図るためにも、予定価格250万円以上の建設工事を条件つき一般競争入札とされている現状を見直すべきと考えますが、県土整備部長のお考えを伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本県では、平成19年3月に入札・契約制度改革に関する実施方針を策定し、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために抜本的な改革に取り組んでまいりました。しかしながら、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の悪化によりまして、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。このため、改革と並行して制度を検証し、幅広く意見を伺いながら、最低制限価格の引き上げや、地元の業者が受注しやすい本県独自の地域企業育成型総合評価落札方式の創設・適用範囲の拡大など、必要な見直しを随時行ってきたところであります。また、公共事業における経済・雇用緊急対策として、早期発注や受注機会の確保などの取り組みを行うとともに、口蹄疫発生に伴う経済対策としま

して、今議会において公共事業の追加補正予算を計上しているところであります。県といたしましては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが重要と考えておまして、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方も含め幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、国道220号の防災対策の早期整備についてであります。このことにつきまして、昨日の長友議員の質問にもございましたし、私も3月に質問をしております。国道220号が災害等により通行どめとなった場合の影響については、生活・交通安全全般、観光、医療、教育等、幅広い分野にわたることはこれまでも強く訴えてきたところであります。山田前県土整備部長の「事業の凍結は極めて残念」と涙ながらの答弁、というよりも訴えが忘れられません。県当局が国に対し強く働きかけておられるのは承知をしております。国交省において、費用対効果のみを主な判断材料とせず、公共事業における政策目標型事業評価についての基本方針が示されたことは、地域の実情や課題解消を目指した評価方法として期待をされるころですが、果たして思いが国に届き、また、理解が得られるのかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 220号の青島から日南間の防災対策の事業着手につきましては、県議会を初め、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となり幾度となく国に要望してまいりました。この結果、事業化に向けた詳細な調査が行われることとなりましたが、平成22年度の直轄事業予算には計上されず、前任の山田部長同様、私といたしましても極めて残念な思いを

しております。このような中、本年8月に新たに導入されました政策目標評価型事業評価につきましては、従来の費用対効果による評価とは別に、災害や地域の声などを視点とする評価方法も新たに盛り込まれております。しかしながら、現時点では要綱など詳細が公表されておりませんが、これまで訴えてきたことが仕組みとしてできがりつつあるのではないかと期待しているところであります。いずれにしましても、国道220号は、観光振興や地域の産業に寄与し、沿線住民の生活や救急医療を支えるまさに命の道であります。今後ともあらゆる機会をとらえまして、防災対策の必要性和早期事業化について国に対し強く訴えてまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 次に、油津港の港湾機能充実について伺います。

全国103の重要港湾から43港が重点港湾とされ、本県の細島港が選定されたことは大変喜ばしいことであります。我が県の港は、北から、細島、宮崎、油津、それぞれ県北、県央、県南の物流拠点であります。また、そうあるべきと強く思います。ところが残念ながら、油津港のみが耐震強化岸壁が整備されておられません。宮崎県地域防災計画の中でも、「県南部における輸送拠点として油津港の耐震強化岸壁の整備を図る」と記してあります。地元からの強い要望もごさいます。今後の見通しを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 油津港は、県南地域の物流拠点として計画的に整備を行っているところでありまして、現在、港内の静穏度を確保するため、東外防波堤の整備を進めているところであります。耐震強化岸壁の整備につきましては、この東外防波堤の整備が完了した

後に着手する予定にしております。厳しい財政状況ではありますが、その必要性は十分認識しておりますので、早期に着手できますよう、今後とも国に対し、油津港の整備予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 同じく油津港に関するところでありますが、タグボートは、県の支援を受け、宮崎港、細島港には配置がされております。しかし、油津港には配置がされていないため、志布志港などの県外の港から手配をしており、使用料とは別に高額な回航経費が必要であります。このことは、港湾利用企業の経営圧迫やフェリー誘致活動にも支障を来すおそれがあり、大変危惧をしております。ちなみに平成20年タグボート使用実績、約7,700万、内訳としまして、作業料4,000万、回航料3,700万、平成21年、6,700万、内訳、作業料3,400万、回航料3,300万であります。つまり、ほかの港よりも経費増となっている回航料はそれぞれ約3,500万でございます。そこで、タグボートの配置ができないものか、または、配置が今のところ無理であれば、回航経費の補助ができないものかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） タグボートは、大型船など自力で接岸ができない船舶を補助する作業船で、全国では重要港湾の約6割の港において、民間業者や港湾管理者によりタグボートが配置されている状況にあります。タグボートの配置につきましては、ポートサービスとして必要なものと認識しておりますが、現在、油津港においては、タグボートを使用する船舶が非常に少ない状況にありますことから、県が配置することにつきましては困難であると考えております。また、タグボートの回航経費の補助につきましても、現時点では、厳しい財

政状況の中、難しいと考えておりますが、全国的にも油津港と同じような港があることから、今後研究してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 地元からも強い要望がございますので、御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、都城志布志道路の整備が進められております。穀物や飼料の流通につきましても、志布志港の整備状況から、利便性は向上するものと思われれます。ただ、残念ながら、志布志港は鹿児島県であります。宮崎の均衡ある発展、県益を思えば、油津港の利用促進は重要であると考えますが、県土整備部長のお考えを伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 油津港は、先ほども申し上げましたとおり、県南地域の物流拠点港として位置づけておりまして、県南地域の産業や経済を支える重要な港と認識しております。議員御指摘のとおり、貨物をめぐって志布志港など他の港との競争が激しくなっております。このため、油津港の機能強化と利用しやすい港を目指して、現在2棟目の上屋の整備を行っているところであります。今後は、東九州自動車道を初めとした背後の道路網の整備も進んでまいりますことから、ポートセールス活動により、さらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 財政面とか大変厳しいですから、事情はよくわかりますが、いろんな整備は手おくれにならないようお願いをしたいと思います。

続きまして、中国との定期便について伺います。

先日の日経新聞によりますと、沖縄県は中国との定期便を新たに計画しているようであります。上海便は既に那覇空港との間で飛んでおり

ますが、中国政府は、新たに北京一那覇空港間の路線開設を中国の海南航空に許可をしたとの報道がなされております。本県では、台北線とソウル線の国際路線がありますけれども、今後の中国観光客の増加を見通しますと、次は中国であろうと思います。現在、南九州ではお隣の鹿児島空港には上海便が入っており、宮崎とすれば、北京との定期便等ということで鹿児島空港とのすみ分けをすることも必要かもしれませんが、この中国との定期便就航について、今後どのような取り組みをしようとなされているのかを県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 宮崎空港の国際線は、本県が目指しております東アジアとの交流拡大を図っていくための重要な基盤と考えております。このため、本県初の国際定期便でございます宮崎—ソウル線の維持充実と、平成20年に就航しました宮崎—台北線の定着に現在取り組んでいるところでございます。中国につきましては、将来的に有望な開設先と認識しておりますが、当面は、このソウル線及び台北線の定着に努めていくことが重要であると考えておきまして、中国との定期便につきましては、中国人観光客の動向あるいは近隣の空港の状況などにつきまして、引き続き情報を収集してまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 次に、知事に伺いますが、県政には目標がなければならぬと思います。しかも県民にわかりやすい目標がなければならぬと思います。知事は宮崎のPRという点では頑張っておられた。それには大いに敬意を表しておりますが、トップダウンで構想を打ち立てて、それを目標に県民一緒になって頑張っていくといったことが余りないような気もいたします。この中国との定期便への取り組みは、ま

さにグローバルな時代における今後の宮崎の取り組みとして必要なものと考えます。新聞によりますと、沖縄では、知事が先頭に立って定期便就航への取り組みを行っているようでありますが、知事の意気込みを伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私は、新みやざき創造戦略の中で、東アジアとの定期航空路線開設等のための働きかけ強化を掲げ、平成20年6月に台北線を開設することができました。その後、世界的な景気の悪化等により、一たん運休に至りましたが、台北線再開に精力的に取り組み、その結果、4カ月足らずでチャイナエアラインが新たに就航したところであります。中国につきましては、著しい経済成長や人口規模等を考えますと、将来的には有望な開設先と認識しておりますので、引き続き、中国人観光客の誘致や経済交流などを進めるとともに、それらの動向、近隣空港の利用状況等を総合的に勘案しながら慎重に検討していきたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、口蹄疫対策について伺います。

感染経路の究明は大変難しいと思いますが、現在の調査状況や今後の見通しはどうなっているのかを、国の検討状況も含めて農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 感染経路の究明につきましては、先般、国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理におきまして、ウイルスは、アジア地域から人あるいは物の移動等に伴って我が国へ侵入した可能性が高いと考えられるが、現時点ではその経路を特定するに至っていないとされております。国におきましては、引き続き、侵入経路等について調査が行われることとされておきまして、県といたし

ましては、今後とも国の調査チームに協力いたしますとともに、宮崎県口蹄疫対策検証委員会におきましても、独自の調査チームにより感染経路の究明に取り組んでまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 横田議員の代表質問で副知事に問われたことでありますけれども、口蹄疫対策についての検証委員会が発足したとのことであります。その目的や調査内容、調査方法等につきましても理解をいたしました。その検証委員会の下に庁内調査チームが発足したとのことでありますけれども、その活動状況について総務部長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） 庁内調査チームは、検証委員会の議論を円滑に進めるために設置したものでありまして、一定の客観性を担保するという事で、総務部を中心に5名の課長で構成しております。さらに、一連の防疫対策等について詳細に把握するために、農政水産部において分科会を設置しまして、相互に連携を図りながら作業を行うこととしております。庁内調査チームでは、現在までに既に5回の会合を重ねまして、検証委員会が決定いたしました調査項目あるいは調査方法に沿って具体的な活動に入っております。畜産農家や獣医師さん、市町村、関係団体、その他一般県民の方々も含めました広範なアンケート調査の作業を開始いたしました。それとは別に現地調査や聞き取り調査をやるということで、その調整も行っているところであります。

○外山 衛議員 もう一点、本県としましても十分な検証を行うべきと考えます。副知事には検証委員会の委員にもなっておられますが、第1回目の会議を踏まえて、その意気込みを伺いたいと思います。

○副知事（河野俊嗣君） 今回の口蹄疫の問題につきましては、29万頭もの家畜のとうとい犠牲を払いましてようやく終息に至ったものでありまして、畜産農家を初め、多くの県民の皆様への精神的苦痛や経済的損失、さらには全国から寄せられた温かい御支援などを考えますと、この教訓を決して無駄にすることはないと強く思っているところであります。検証委員会の第1回目の会合におきましては、このような思いを各委員が共有しまして、それぞれの立場から、事実関係の究明や問題点の検証などにつきまして積極的な意見が述べられたところであります。今回の調査には強制力はないなどさまざまな課題はあるところであります。今後、国の検証委員会や疫学調査チームとも連携及び役割分担を図りながら、現場の実態を踏まえたきめ細かい情報収集や検証作業に努めまして、与えられた役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

口蹄疫に関連しましてもう一点伺います。非常事態宣言のあり方、ありようについてであります。今回の非常事態宣言につきましては、拡大する口蹄疫を食い止めるため、やむを得ないものであったと理解しております。ただ、そのありようにつきましては少し検討の余地があると考えます。具体的には、私の地元、日南におきましては口蹄疫の発生はなかったわけですが、非常事態宣言により、図書館の閉鎖や地域の集会・イベントの中止といった影響、また、高校野球においても、夏の甲子園の予選が無観客試合となる残念な結果となったわけがあります。一方で、県内の大型商業施設においては、消毒マットなどのある程度の防疫対策はとられたものの、多くの人でにぎわっていたとい

うのも事実であると思います。このような状況がありますので、県民の生活、地域の経済などに大きな影響を与える非常事態宣言については、地域の警戒レベルに応じて、例えばレベル5、レベル3とかであらわすなどそのあり方を検討してはどうかと思いますが、県民政策部長に見解を伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 非常事態宣言は、発生農場の拡大がとまらなかったことから、その時点での移動制限区域の外、あるいは万が一にも県外に感染が広がるような事態を避けるために行ったものでございまして、県内全域でのイベントあるいは大会の延期・中止、特措法がない中での一般車両の消毒の徹底などを要請したものでございます。今回、御指摘のように過去に経験したことがない非常に深刻な状況の中で、宣言の発出時には、あるいはその後におきましても、どの程度の規制をどういう範囲でお願いするのかということで大変苦慮したところでございますけれども、結果として県内経済あるいは県民生活に多大な影響が及んだところでございまして、今後、県の口蹄疫検証委員会におきましても、宣言のあり方等について検討をいただくこととしているところでございます。なお、この委員会の検討結果等にもよりまますけれども、宣言の内容を県内外の方々に正しく御理解いただき、適切に対応していただくためにも、御指摘がありましたように、あらかじめ宣言のレベル等を数段階に分けてお示しをした上で、現段階ではこの範囲でこのレベルの協力をお願いするというような形にすることが適当ではないかとも考えておりまして、今後のマニュアルづくりの中で具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 次に移ります。九州新幹線で

ありますが、いよいよ来年3月に全線開通となります九州新幹線を使った本県の交通利便性の向上策についての取り組み、これにつきましては、先日の田口議員への答弁がございましたので、割愛をいたします。県民政策部長、よろしくお願いをいたします。

では、観光面での活用策についてはどのように考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 新幹線は、航空機に比べまして座席数が大幅に多いことから、九州新幹線全線開通を見据えまして、直通運転のある関西・中国地方を中心に、団体旅行や修学旅行の誘致に活用してまいりたいと考えております。また、宮崎発着の飛行機と新幹線、あるいはフェリーと新幹線を組み合わせることによりまして、関西から本県を訪れる観光客に対しまして、南九州の周遊に多様な選択肢を提供できることとなりますので、JRや航空会社あるいは宮崎カーフェリーなどに対しまして、こうした組み合わせの特別切符や旅行商品造成の働きかけを行ってまいりたいと考えております。さらに、九州新幹線の全線開通によります移動時間の短縮は、観光客の周遊エリアの拡大にもつながります。南九州の広域観光ルートの設定はもちろんでありますが、県内においても、例えば日南から都井岬を含めたルートの設定などに活用してまいりたいと考えております。加えまして、九州新幹線全線開通は、本県を含めた南九州の誘致宣伝には絶好の機会でございます。南九州3県の結束を強めまして、一体となった誘客に積極的に活用してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願いをいたします。関連をいたしまして、日南線の観光特急

「海幸山幸号」についてであります、平日にも定期運行できないものか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 「海幸山幸」は、昨年10月から土日・祝日を中心に運行しておりますけれども、春休みや夏休みには毎日運行しております、利用状況は大変好調と伺っております。県といたしましても、「海幸山幸」が毎日運行されることによりまして地域の活性化につながると考えられますことから、現在、「海幸山幸」の平日利用を促進するための事業を行っているところでございます。今後とも沿線自治体等と連携しながら、毎日運行に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、高文祭でございますけれども、まさに教育長ほか関係者の皆様、お疲れさまでございました。すばらしい大会であったと思います。また同時に、高校生の諸君にも感心をいたし、感動をいたしました。本当にお疲れさまでした。スポーツランドみやざき——確かにキャンプ等は増加しているようですが、施設面では不十分と言わざるを得ません。諸事情の違いはありますが、沖縄と比較しても大きな差があるようです。今回申し上げたいのは陸上競技場についてであります。電光掲示板の設置がございません。どのくらいの金額を要するのか承知はしておりませんが、寂しい気がします。設置は可能か否か、教育長に伺います。あわせて、設備の老朽化がひどく、耐震面も不安があるのではと思いますが、どのようなお考えかを伺います。もう一点、全国大会等の大きな大会の開催となりますと、関係者が時に恥ずかしい思いをしないこともないといった話も聞きますので、所見を伺います。

○教育長（渡辺義人君） まず、陸上競技場の電光掲示板の件でありますけれども、御指摘のように、現在、県総合運動公園の陸上競技場には電光掲示板が設置されておられません。したがって、陸上競技大会等におきましては、音声放送で選手の紹介などを行っているところであります。大型画面で記録の表示や選手紹介が可能になりますと、選手の意欲はもとよりであります、観客の方々の応援も盛り上がるなど大会運営上の効果も期待されるところであります。一方で、他県の設置例を見ますと、金額は申し上げませんが、多額の経費を要しているようでありまして、本県の厳しい財政事情を考慮いたしますと、現段階での設置は大変厳しいものがあるというふうに思料いたしております。

それから、総合運動公園の陸上競技場は昭和48年に完成をいたしまして、36年を経過しております。その間、県の教育委員会では、県土整備部と連携しながら、施設の老朽化などに対応するために、トラックの全面改修といった所要の整備を行ってきたところであります。また、陸上競技に必要な設備につきましても順次更新を行ってきておりますが、現在、関係団体からは、例えば、ハードルや順位測定器、走り高跳び用高度計などの更新等の要望が寄せられているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも快適な利用環境の確保に向けまして、緊急性や利用状況等を勘案いたしまして、計画的な設備の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○外山 衛議員 ちょっと早いんですが、最後になります。今議会でしたか、知事が答弁の中で、自分の出処進退あるいは出馬表明については、自分自身の人生にかかわることだからというお言葉があったように記憶しておりますが、ま

さにそのとおりでありますから、熟慮された上で、皆が納得するようなきちとした説明でもって方向性を決めてもらって、冒頭申し上げましたように、今さらいかなる結果が出ても驚きませんので、早い時期の表明をお願いいたします。

最後に、民主党菅代表が再選をされました。政治・経済ともに、国際社会の中で厳しい状況に日本はあると認識しております。国の進むべき道を誤ることなく、国政に当たられることを望みます。また、国家観・哲学を持ってぶれない政治がなされることを期待して、一般質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い一般質問を行います。

我が党の黒木覚市議員の知事の政治姿勢についての代表質問の中で、「知事が今、最も関心があるのは、宮崎県政か、例えば都政か、あるいは国政か」という質問に対し、知事は、「私が今、関心を持っているのは、この国の構造を、基本をどう変えるかということです。この国家構造を、統治システムを基本的に変えないと、宮崎もしかり、疲弊する地方は再生できないと考えております」と答弁しております。私はこの発言を聞いて、知事は国政に関心があると思いました。進退については、質問しても熟慮中という答弁でしょうから、進退問題については質問いたしません、何か言いたいことがあれば、進退について答弁しても構いませんが、知事が述べられた国家構造、統治システムに大きな影響を与える地域主権戦略会議についてお伺いいたします。

地域主権戦略会議は、昨年11月に発足以来、これまでに6回の戦略会議を開催し、6月22日

に地域主権戦略大綱が閣議決定されました。地域主権戦略会議では、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすることの方針のもと、現行の補助金、交付金の改革や国の出先機関の原則廃止、権限移譲といった一見耳ざわりのよいことを並べております。しかし、地方の代表として委員になっているのは、大阪府知事、北九州市長で、都市部の意見だけを主張されているのではと危惧しております。一括交付金での取り扱いで一番気になるのは、配分と総額ですが、大綱によると、基本的な考え方として「地方の安定的な財源運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る」「配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする」「総額は、一括交付金の対象となる補助金・交付金等の必要額により算定する」となっており、実施手順として「配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と人口や面積といった客観的指標による配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する」となっておりますが、私には総額・配分とも全く想像がつかず、大変心配しております。数年前に行われた三位一体改革では、結果的には地方だけが痛みを負った形になったので、今回の地域主権改革は、地方が、県民が安心して暮らせる制度になってほしいと思っております。そこで、国の地域主権改革に対して、知事はどのようなことを主張してきたのかお伺いいたします。

また、大綱が決定されたことに対して、埼玉県上田知事は「100点満点中の90点」と高く評価しておりますが、大綱を知事は100点満点中何点

と評価されるのか、理由もあわせてお伺いします。

あわせて、一括交付金についての知事の御意見をお伺いいたします。

次に、国の出先機関の原則廃止に関してですが、知事会の中間取りまとめとして、国家公務員約32万人のうち約21万人が出先機関に在職しており、二重行政になっている地方移管分として、約9万6,000人のうち、業務内容の見直しなどにより、最終的には約5万5,000人を地方に移管する方針を示しておりますが、これまで地方が行革で人件費削減に取り組んできたのが水の泡になってしまうのではないかと考えてしまいます。また、一括交付金並びに出先機関の廃止が行われるのであれば、霞が関に在籍する職員の数も減っていいのではないかと考えております。国と県の二重行政としてわかりやすいのが、国土交通省の河川国道事務所、農水省の畑かん整備を行う水利事務所などであります。直轄事業の全額の予算が一括交付金等で措置してもらえれば、国の出先機関からの職員が移管されなくても、近年の公共工事の縮減等を考えると、県の職員で十分対応できるのではないかと考えております。そこで、国の出先機関の原則廃止や各省庁の職員のあり方について、知事の見解をお伺いいたします。

次に、口蹄疫について、農政水産部長にお伺いいたします。

口蹄疫が発生したという情報が入ったのは、西諸で子牛の競りが始まった4月20日で、私が競り市場に着いたときでした。10年前の悪夢が思い出され、これからどうなっていくのだろうか、競りはどうなるのだろうかなど、さまざまなが頭を駆けめぐりました。次の日から、川南で口蹄疫が発生したとか、きょうは何件の

検体を東京に送ったなどの情報が入るたびに、ばたばたと過ごしました。発生当初のころは、10年前のように済んでほしいと思っておりましたが、4月28日に何と75キロも離れたえびの市で発生、さらに防疫を徹底しているはずの畜産試験場川南支場で、豚に国内で初めての口蹄疫感染という信じられない状況になってしまいました。何でえびのに飛んだのかという反面、どこで発生してもおかしくない状況なのかと非常に不安を覚えました。その後はさらに感染拡大が続き、非常事態宣言発令、我が国初めてのワクチン接種など、口蹄疫の脅威を痛感いたしました。今後、畜産の復興並びに新生していく上で、感染ルートの解明が是が非でも必要です。国と連携した解明をまず強く要望しておきます。

さて、口蹄疫疫学調査チーム第4回検討会において、ワクチン接種外への感染拡大の要因として、児湯地区の発生農場と同じ飼料運搬会社の人・車両が、その発生農場への運搬と同日または連続した日に使用されていたことが確認されていることから、この車両によりウイルスが伝播し、感染した可能性があるとしております。飼料会社に勤める方から、口蹄疫が発生しても、〇〇例目、大字〇〇、肉用牛繁殖経営、飼養頭数〇〇頭といった情報開示では、場所の特定がおくれ、感染拡大につながったのは否めないと伺いました。そこで、感染拡大防止には、発生農家の氏名を含めた情報公開並びに関係者への連絡体制の強化が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、防疫体制についてお伺いいたします。感染拡大防止のため、県内に最大400カ所を超える消毒ポイントが設置されたと聞いておりますけれども、消毒槽、消毒マット、消毒液流下式

などにより、全車消毒できるようになりましたが、道路わきに呼び込むポイントでは、最後まで全車消毒は実施できませんでした。人員が足りないとか渋滞が起きるからという理由でということでしたが、県が市町村、警察本部ともっと連携を図り、努力すべきではなかったかと思いますが、改めて全車消毒が実施できなかったのはどのような理由があったのか、実施するためにはどこを改善すればいいのかお伺いいたします。

今回の未曾有の被害を教訓として考えてみますと、鹿児島県、熊本県、大分県など隣県との消毒体制、県内市町村ごとの消毒体制につきましては、顕著な違いも多く見受けられました。今後、口蹄疫の蔓延防止をするためには、近隣市町村、隣県を含めた広域での防疫体制の構築も重要だと考えております。そこで、主要な県境・郡境をあらかじめ選定しておき、消毒ポイントとして設置できるよう整備し、それらを活用して、広域の市町村、隣県が一体となった全車両消毒等の訓練を実施していくべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

防疫の基本は、畜産農家の日ごろからの消毒が基本とは思いますが、畜産農家より、「今後も畜産は続けたいが、今後はどのようなことに取り組んだらいいのか」という質問を受けます。参考になるのは、口蹄疫が蔓延した川南町でも感染しなかった農場があるということで、私が聞いた範囲では、車両等の消毒はもちろん徹底しましたが、牛・豚に対して免疫力を高めるために、水にこだわった飼育を行っていることを聞くことができました。県としましても、川南町で発生しなかった農場がどのような対策を行っていたかなどを調査し、口蹄疫感染に対するリスク解除の検証をすべきと考えますが、

見解をお伺いいたします。

次に、種雄牛対策等についてお伺いいたします。まことに残念ながら、我が国の畜産の宝・財産でもある種雄牛55頭のうち50頭を失ってしまいました。種雄牛をつくるには、10年近い時間、技術、予算が必要であります。県種雄牛の殺処分に係る手当金について、国より、県は蔓延防止措置の実施責任者であることから、手当の交付はできないという状況とのことですが、全く理解はできません。県に一括して管理してもらっていることで、他県と比べ品質が高い精液を安価な形で提供できており、畜産農家に非常に大きな貢献をしており、畜産農家の財産でもあります。ぜひ国に強く手当金の要望を続けていただきたいと思います。種雄牛についてのリスク分散の質問は出ておりますので、ここでは触れませんが、リスク分散と質の安定に配慮した体制構築を早急に要望しておきます。

さて、種雄牛をつくる上では基幹雌牛も重要ですが、今回の口蹄疫の発生により、児湯地区を中心に殺処分された基幹雌牛がいると思いますが、その現状と、今後、基幹雌牛をどのようにつくっていくのかお伺いいたします。

現在残っている貴重な精液を有効に活用する方法として、受精卵の技術も今後伸ばしていく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

口蹄疫関連の最後の質問になりますが、今後の畜産支援策についてお伺いいたします。8月29日から高千穂市場を皮切りに始まり、西諸で競りを再開する9月2日に、口蹄疫に似た牛がいるということで検体を送るという状況になったときは、はっきり言って宮崎の畜産は終わるのではないかと非常に心配をいたしました。検体の結果が白と出たときには本当にほっ

としましたが、防疫の大切さを畜産農家を初め関係者に改めて徹底できたのではないかと考えております。

さて、終息宣言を受け開始された競り市場の価格動向につきましては、当初、県外購買者の減少や価格の下落などを心配しておりましたが、幸いにも昨年同時期を上回る高値で取引されており、ひとまず安堵しております。しかしながら、将来的に見たときに、価格の安定対策の充実などが強く求められており、県の3次補正で予算化された「セリ価格下落補てん事業」のような施策や基金対応事業の創設などが期待されております。質問はいたしませんけれども、これらの制度の創設や拡充などにつきましては強く要望しておきます。

さて、枝肉の価格を調べてみますと、東京市場での雌A—5で、平成17年8月に3,000円だったのが平成22年8月には2,200円、800円低下、雌A—3で、平成17年8月で1,900円だったのが平成22年8月では1,450円、450円低下となっており、低迷状況が続いており、肥育農家にとっては、飼料の高どまりとあわせて、危機的状況が続いております。枝肉価格が低迷している理由として景気低迷もあると思いますが、近年の増頭対策等で牛の絶対頭数がふえております。農水省のデータによると、肥育牛頭数は、平成17年2月で176万頭だったのが平成21年2月には184万頭となっており、約8万頭ふえており、なおかつ、近年、増体のいい牛がふえてきており、実質10万頭程度の供給増になっており、需給バランスが崩れている状況ではないかと思っております。そこで、畜産全体を考え、今後の本県の畜産振興のあり方と、需給調整施策についての考え方について見解をお伺いいたします。

次に、先ほどまで質問しました口蹄疫の感染

拡大は、自然界から人間に対して何らかのメッセージではないかと考えております。昨年から世界的に猛威を振るった新型インフルエンザについて、知事並びに福祉保健部長にお伺いいたします。

8月10日、WHO（世界保健機関）のチャン事務局長は、新型インフルエンザに関する声明を発表し、世界的な大流行（パンデミック）が終息期に入ったことを宣言しました。2009年6月11日にパンデミック発生を宣言して以来、1年2カ月ぶりの解除となりました。政府はWHOの声明を受け、8月27日に新型インフルエンザ対策本部を閉鎖し、通常体制に切りかえております。そこで、本県の新型インフルエンザ対策体制は現在どのようになっているのかお伺いいたします。

WHOによれば、新型インフルエンザの感染は8月1日現在で214カ国・地域で確認され、累計死者数は1万8,000人以上と報告しております。よく言われることですが、1918年から19年にかけて世界じゅうで蔓延したスペイン風邪は、流行の第二派で病原性がさらに強まり、感染者は6億人、死者は5,000万人とも言われておりますので、昨年発生した新型インフルエンザの病原性が変異し、感染拡大が起これば、世界的規模の危機的状況が起こるのではないかと大変危惧しております。本県は口蹄疫で、家畜伝染病予防法、指針、マニュアルに基づき防疫対策を行ってきましたが、実態と合わないことで悩まされた経験を生かし、新型インフルエンザに対し、初動体制や感染拡大防止に全国に先駆けて取り組むべきだと考えておりますが、知事の所見をお伺いいたします。

また、県として、新型インフルエンザ対策として、昨年10月より、ワクチン接種や抗インフ

ルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）の備蓄等を実施しておりますが、新型インフルエンザに対する対策をどう総括し、その上で今後の対策をどう考えているのかお伺いいたします。

また、昨年度までに備蓄したタミフル等の活用はどのような状況だったのかお伺いします。

あわせて、使用期限が切れるタミフル等の薬剤をどのように取り扱うのかお伺いいたします。

最後に、宮崎フリーウェイ工業団地について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

宮崎フリーウェイ工業団地は、私の地元の高原町に平成11年4月に分譲を開始した工業団地であり、分譲面積は約28.5ヘクタールの県内最大規模の工業団地であります。これまで県当局、高原町を初め、多くの方々の努力にもかかわらず、いまだ2社の誘致企業にとどまっております。まことに残念であります。このフリーウェイ工業団地に全国のバイクのハーレーダビッドソン愛好家が一堂に集まる全国大会が、来月10月9日から11日にかけて行われることが決まりました。口蹄疫が発生したこともあり、一時中止もやむを得ないと思ったこともありました。が、県民の皆様のお協力のおかげで終息することができ、開催する運びとなりました。ちなみに、この大会は、主催者の予測では、口蹄疫に苦しんだ宮崎を元気にしたいという思いの4,000台から5,000台のバイク愛好家やその家族を含めると、約7,000人以上が全国から集まり、県内の見学者を含めると、1万人以上が集まるのではと推計しております。高原町にとって大きな口蹄疫復興イベントになるということで、高原町、高原町商工会、観光協会、JAこぼやし等が連携した、物産販売等を中心にした実行委員

会を立ち上げ、全面的に協力体制を構築しようと努力しております。この大会で、全国の方々に宮崎に来ていただき、農産物のよさ、宮崎の観光のよさ、宮崎の人のよさといった、宮崎のよさを大きくPRできる機会にし、宮崎のファンになってもらい、宮崎の農産物等の取引を引き続き行っていただき、また、企業誘致につながる大会にしたいと思っております。そこで、宮崎県として、この全国ハーレーダビッドソン大会に関しての見解並びに支援をどのように考えているのかお伺いいたします。

さて、宮崎フリーウェイ工業団体は、先ほど述べましたとおり、分譲を開始してから10年以上たち、当初は土地開発公社が所有者として企業誘致に取り組んできましたが、ことしから所有者が県になりました。我が党の黒木覚市県議の代表質問の「フリーウェイ工業団地の今後の手法は」という質問に対し、「新たなリース方式や不動産鑑定評価による価格設定を新たに行っていきたい」と答弁しておりますが、具体的なリース方式や新たな分譲価格の設定についてどのようになっているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域主権改革についてであります。私は、国と地方が真に対等の立場の関係を築き、自己決定・自己責任のもとで、地方が主体的に地域経営を行う分権型のシステムの構築が必要であると考えております。そのような観点から、私は政府の地域主権改革に対して、政治の強いリーダーシップの発揮や実効性のある国と地方の協議の場の設置、社会基盤の整備状況や財政力に

配慮した自由度の高い一括交付金の制度設計など、全国知事会を初めさまざまな機会を通じて主張しているところでもあります。さらに、ことし4月には、地域主権改革関連法案を審議する参議院総務委員会に、地方代表の参考人の一人として出席し、本県を初めとする地方の厳しい実情を踏まえながら、地方分権の必要性等について強く訴えたところでもあります。

次に、地域主権戦略大綱の評価についてであります。地域主権改革の方針をまとめた大綱を、当初の予定どおり6月中に閣議決定されたことは、政府の改革に対する積極的な姿勢のあらわれだと考えております。また、内容を見ますと、国による義務づけ・枠づけの見直しや基礎自治体への権限移譲について、各省庁の抵抗がある中でかなり前進が見られますし、広域的な行政課題が増大する中、自治体相互の広域連携への支援や道州制についての検討が明記されていることを評価しておるところであります。しかし一方で、補助金の一括交付金化について、国の関与が追加され、地方の自由度確保の観点から後退した内容となっておりますし、地方にとって最も重要な地方税財源の充実確保について、具体的な内容や工程が明記されていないことから、改革の実効性に懸念が残るものとなっております。大綱の点数はつけかねますが、各項目について、具体的な内容や工程を早急に明示し、より実効性のあるものにするとともに、政治の強いリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

次に、一括交付金についてであります。ひもつき補助金の一括交付金化は、地方の自由裁量を拡大させるとともに、実質的な地方の自主財源に転換することを目的とするものであります。しかしながら、6月に閣議決定された地域

主権戦略大綱では、P D C Aサイクルを通じた制度の評価や会計検査院の活用など、国の関与が追加されているのに加え、一部に国による財源捻出の手段としてとらえられている向きもあり、三位一体の改革の二の舞になることも懸念されるところであります。このため、私は、全国知事会プロジェクトチームの会合において、本県の制度設計案として、地方の自由裁量権の拡大、並びに一括交付金の総額について、一括交付金化の対象となる現行の補助金等と同額以上を確保すること、また、配分については、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など、地方の実情に十分配慮すること等を提案しているところでもあります。

次に、国の出先機関の原則廃止等についてあります。出先機関の肥大化は、二重行政による無駄や非効率、地域ニーズへの柔軟な対応の欠如等の弊害をもたらすものであり、地方分権を進めるに当たり、そのあり方を見直すのは当然のことであると考えております。しかしながら、現在、出先機関のあり方のみが議論されておりますが、社会経済情勢の急激な変化により、課題が複雑化・広域化する中、従来の中央集権的システムでは十分な対応が困難となっていることから、出先機関のみならず本省も含めた形で、国と地方の役割分担の見直しを行うべきであると考えております。また、その際には、国による徹底した行革の実施、地方への事務移管に伴う財源の保障が大前提になります。また、各省庁の職員のあり方につきましては、職員の身分や処遇にかかわることではありますが、地方が廃止される機関の職員の単なる受け皿になるのではなく、受け入れる人員、人材について地方が主体的に選考できる仕組み等について、国と地方において十分な議論が必要であ

ると考えております。

次に、新型インフルエンザに対する取り組みについてであります。本県では、平成17年に全国に先駆け「新型インフルエンザ対応指針」を策定し、抗インフルエンザウイルス薬であるタミフルの備蓄を開始するなど、発生に備えてきたところであります。昨年も、国における新型インフルエンザの発生宣言を受け、海外で発生した段階で、直ちに県の行動計画により、私を本部長とします対策本部を設置し、全庁的な対応を行ったところであります。新型インフルエンザも口蹄疫と同様、原因はウイルスですので、その対応には万全の準備が必要であると考えますことから、これまでの対応や検証を踏まえ、今後とも、初動体制の整備や感染拡大防止対策に取り組んでまいります。また、今後発生が予想される強毒性新型インフルエンザの感染拡大防止につきましては、県民の日常行動の制限など、実効ある対策のために必要となる法整備を、国に対して働きかけているところであります。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

新型インフルエンザ対策についてであります。今回の新型インフルエンザが、世界的な状況として、季節性インフルエンザと同様の発生傾向にあり、緊急的かつ総合的に対処すべき事態が終息しつつあることから、国においては、8月27日以降、厚生労働省による通常の感染症対策の対応となったところであります。このことから、県としましては、9月1日に知事を本部長とします宮崎県新型インフルエンザ総合対策本部を廃止し、以降は福祉保健部において対策に万全を期すこととしております。

次に、新型インフルエンザ対策の総括につい

てであります。県内での新型インフルエンザの推定累計患者数は15万から20万人で、残念ながら4名の方がお亡くなりになりましたが、患者数のピークを季節性インフルエンザ並みに抑えられたことや、医療現場において、患者受け入れについて大きな混乱がなかったことから、一定の成果が得られたものと考えております。その要因としましては、県民一人一人の感染防止対策や学校等における臨時休業措置、医療機関の外来診療時間の拡充及び入院受け入れ体制の整備など、さまざまな対策によるものと考えております。今後の対策につきましては、現段階では、再流行の可能性やウイルスによる重症化リスクが変わるものではないことから、これまでの対応を生かしつつ、感染防止対策に努めてまいります。

次に、県が備蓄したタミフル等の活用についてであります。昨年の新型インフルエンザ対策として、ウイルスが弱毒性であると判明するまでの間に、患者との濃厚接触者等への予防投与分として、タミフル3,000人分を発熱外来医療機関等に配布したところであります。

次に、使用期限が切れるタミフル等の取り扱いについてであります。現在、県が備蓄しているタミフル及びリレンザ20万4,300人分のうち、タミフル4万4,480人分が平成25年9月に一番早く有効期限を迎え、その後、順次、期限を迎えることになっております。このタミフル等は、国の指導のもと、流通に不足が生じた場合に限り放出することになっており、そのような事態が生じない限り、期限切れを迎えることとなります。このため、現在、全国の都道府県から国に対して、使用期限の延長や使用期限後の活用方法等の検討を要望しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、全国ハーレーダビッドソン大会についてであります。同大会につきましては、全国から多くの方々が参加される口蹄疫復興イベントとして開催されるものでありまして、本県の観光・物産はもとより、開催場所であるフリーウェイ工業団地をアピールできる機会でもあると考えております。そのため、県といたしましても、同大会開催期間中に、地元自治体と連携しながら、フリーウェイ工業団地の企業立地環境のアピールにも努めたいと考えております。また、同大会に合わせて、地元実行委員会による物産展が開催されることになっておりますが、これにつきましては、みやざき観光コンベンション協会が口蹄疫対策として設けた「観光緊急応援事業」で支援を行うこととしております。県といたしましても、現地の環境整備などを含め、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

次に、フリーウェイ工業団地についてでございます。フリーウェイ工業団地につきましては、今回、県有地になることを契機に、より企業側の視点に立った抜本的な見直しを行うこととしております。まず、リース制度につきましては、企業の初期投資負担を軽減するため、初めて導入するものでありまして、10年から30年の範囲で、企業ごとに利用しやすい契約期間を定めることとしております。また、分譲価格につきましては、今年度実施しました鑑定評価額、平米当たり3,500円をもとに設定することとしております。なお、リース料や分譲価格の面で、近隣工業団地と比べて、より競争力のあるものになりますように、地元高原町に助成制度をお願いしているところでございます。以上で

ございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えします。

口蹄疫に関連する一連のお尋ねについてであります。

まず、感染拡大防止のための情報公開並びに連絡体制の強化についてであります。今回の口蹄疫の対応における農家に対する情報提供につきましては、国からの指示により、疑似患畜と確定されてから公表しており、また、原則として、発生農場の特定につながる情報につきましては、発生農家の同意に基づき開示をしてみました。しかしながら、口蹄疫のような感染力の強い伝染病につきましては、蔓延防止の観点から検証し、今後の連絡体制のあり方につきましても、国とも協議をしながら検討してみたいと考えております。

次に、全車両消毒が実施できなかった理由と改善についてであります。当初、消毒ポイントにおける全車両消毒の義務づけにつきましては、法的根拠がないこと、また、幹線道路において大渋滞を引き起こすなど、県民生活に大きな支障を及ぼすこと、さらに、全車両消毒に対しての関係者のコンセンサスが得られていなかったことなどから、畜産関係車両を対象として消毒を行ったところでございます。しかしながら、その後、口蹄疫対策特別措置法が制定され、全車両消毒の義務づけが可能となったことから、全車両消毒を実施したところでございます。県といたしましては、今後とも、県民の理解のもと、口蹄疫対策特別措置法等に基づき、全車両消毒等の必要な対策を講じてみたいと考えております。

次に、車両消毒の訓練についてであります。車両消毒につきましては、発生地や主要幹線道

路を中心に、噴霧器や消毒マット、消毒槽、散水車による消毒など、市町村、関係団体などそれぞれの立場で、また警察の御協力をいただきながら、懸命の取り組みを行っていただいた結果、隣県への拡大防止はもちろんのこと、県内でも全域への拡大防止が図られたものと考えております。県におきましては、これまでも各振興局が中心となり、市町村と調整をしながら、大型車両の誘導や停車可能なスペースが確保できるかなど、消毒ポイントの適地選定に取り組んでまいりましたが、御質問にありました消毒ポイントの事前整備や隣県とも連携した広域の全車消毒の訓練の実施につきましては、今後の検証作業を踏まえ、関係機関とも十分協議してまいりたいと考えております。

次に、発生を免れた農家の防疫措置の検証についてであります。今回、口蹄疫の発生が拡大した川南町内等においても、発生がなかった農家もあり、こうした未発生農家がとった防疫措置を検証することは、今後の再発防止対策を講じる上で、非常に重要であると認識をいたしておりますので、今後、発生農家に加え、未発生農家も含めた関係者へのヒアリングなどを行うことといたしております。今後、県といたしましては、この検証結果を防疫マニュアルの見直し等に反映させてまいりたいと考えております。

次に、今後の基礎雌牛についてであります。基礎雌牛につきましては、種雄牛造成に活用するため、毎年、県内の繁殖雌牛から能力の高い350頭を選定しておりますが、今回の口蹄疫により、このうち66頭を失ったところでございます。県といたしましては、今後、新たな種雄牛を造成していくことが急務であり、基礎雌牛の選定や地域別の割り当て頭数などについて、関

係機関・団体と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、県有種雄牛についてであります。今回、50頭の県有種雄牛を失った本県にとりまして、残った精液は貴重な遺伝資源として考えております。したがって、県といたしましては、貴重となった県有種雄牛の凍結精液を利用した受精卵移植技術を活用し、種雄牛の造成や優秀な雌牛の生産に努めてまいりたいと思っております。

最後に、畜産振興のあり方についてであります。本県の畜産の再生に当たりましては、家畜防疫に配慮した畜産経営の構築や、特定疾病のない畜産地域の構築、さらに環境に優しい資源循環型畜産の構築などの対策に取り組み、全国の畜産のモデルとなることを目指すことといたしております。なお、御指摘の需給調整施策につきましては、全国的な取り組みとして行われることによって効果が発揮されるものでございまして、国において、関係法律等に基づき、畜産物の価格安定を図る観点から、各種対策が講じられているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。時間がありますので、再質問を行わせていただきますが、まず、フリーウェイ工業団地関連で質問させていただきます。

これまで高原町がこのフリーウェイ工業団地を誘致したという経緯もありまして、団地内の町道整備、工業用水整備に約5億3,000万円、フリーウェイ協議会というお互いに促進する協議会であるんですが、これにこれまでに8,600万円、また、10年間、固定資産減免をしていたわけですけれども、これに約1億数千万円、これまでに2件、分譲の中に約2,000万ぐら

い、高原町に補てんをしていただいております。合わせますと、約7億円以上、手出ししている状況だと私は思っております。今回、所有者が県となったということで、県がもっと責任を持って分譲価格の設定などを行っていただき、できる限り地元高原町の費用負担とかが少ないようお願いしたいと思っておりますが、今後の企業誘致の意気込みを含めまして、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） フリーウェイ工業団地の分譲につきましては、従来から、地元高原町も分譲促進のための補助金を措置していただいた、そういう経緯等もあります。今回、抜本的な見直しに当たりましても、企業立地をさらに促進するよう、引き続き、補助制度の実施をお願いしているところでございます。フリーウェイ工業団地につきましては、地元高原町の大きな期待があります。今回の抜本的な見直しを生かしまして、地元自治体とも連携しながら、できるだけ早期の企業進出など、地域産業の振興に寄与する大きな経済効果を生み出せるよう、重点的かつ効果的な誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 確かに、抜本的な改革として、これまでは標準価格が1平米当たり1万2,000円だったのを3,500円にさせていただいて、本当にこれは大きなことであろうというふうに思っております。しかし、今回は、繰り返しになりますが、県の所有になりましたので、責任を持って高原町と連携しながら、企業誘致を進めていただくことを要望したいと思います。

次に、口蹄疫に関してなんですけれども、口蹄疫の発生によりまして、感染拡大防止を理由

といたしまして、県の自粛要請に基づき、約3カ月、人工授精業務ができませんでした。繁殖雌牛に発情が来たのに人工授精ができなかったため、ただ働きだった上にえさ代までかさみ、次に発情が来ても、人工授精してもなかなか受精しない、いわゆる繁殖障害を抱えてしまうというリスクを畜産農家は抱えてしまいました。また、3カ月間、人工授精ができなかったことによりまして、今から言いますと、約15カ月後の平成23年の年末には、競りをしたくても子牛がない状況で、収入がゼロの期間がまた出てまいります。このようなことで、人件費、えさ代、繁殖障害など、大きな被害が出たということで、畜産農家が試算いたしまして、先月、知事並びに議長のところ、西諸・北諸・南那珂・東臼杵地区の畜産農家が要請した際、知事からは国と協議していくということでしたが、どのように対応されているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫蔓延防止の観点から、約3カ月にわたり、家畜人工授精業務の自粛をお願いしたところでございまして、畜産農家には大きな影響が生じたものと認識をいたしております。8月9日には、県内の和牛生産部会等の役員、それから畜連、農協等から、畜産農家への支援や地域家畜市場の活性化対策について要望をいただいたところでございます。県といたしましては、国や県の事業により、購買者に対する支援を行い、家畜市場の活性化を図っているところでございますが、畜産農家への支援措置につきましては、口蹄疫復興に関する緊急要望の中で、飼料代等の助成について、国に対して提案もしているところでございます。

○丸山裕次郎議員 人工授精ができなかった

わゆる空き腹対策を、よく畜産農家のほうではお願いをしていると思うんですけども、今は割かし競りの値段が高くて、安心したというふうにひょっとしたら行政のほうは思っているかもしれないけれども、具体的に結果が出てくるのは、先ほど言いましたけれども、これから15カ月後の平成23年の年末であります。出てくると、競りができないと、収入がまたないと、本当に大きな形になるというふうに思っておりますので、口蹄疫による被害でありますので、全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、壇上からも述べましたが、西諸畜連で競りが再開される直前になりまして、口蹄疫の症状に似た牛がいるということで、東京に検体を送ったということで、急遽9月2日の競りは中止になってしまいました。その発表を聞きました地元畜産農家はもとより、県外から来られました購買者から、どよめきと同時に驚愕の聲が上がり、一時、市場はパニック状態になってしまいました。競り再開寸前で西諸畜連の競りが中止になり、特に県外からの購買者対策や獣医師確保、警備、畜産農家への連絡などで、西諸畜連のほうは多額の経費が必要となりました。また、4月の競りでも3日目の競りが中止になったということで、今回と同様の対策に加えて、さらに3カ月の係留経費等、多額の経費を負担せざるを得ない状況となっております。今回の9月2日に検体を送ったという状況は、今後ひょっとしたら、またほかの競り場でも起こる可能性があると思っております。でありますので、この競り場といいますのは、畜産農家と一体となった組織ではあるものの、損失補てんについては手だてがない状況であり、その補てんにつきましては、基金対応を含めた検討を

ぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、農政水産部長の見解をお伺いいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 県内の家畜市場の開設者であります畜連や農協は、口蹄疫の発生を受けまして、4カ月間、競りの中止または延期を余儀なくされまして、経営的にも大きな影響を受けていると認識いたしております。このため、県といたしましては、国や県の事業により、購買者に対する支援を行い、家畜市場の活性化を図っているところでございます。しかしながら、家畜市場の経費に係る直接的な支援につきましては、現在、活用できる制度がないため、口蹄疫復興に関する緊急要望の中で、家畜市場から搬出されずに係留されていた家畜の飼養管理に係る助成について、国に対して提案をしているところでございます。

○丸山裕次郎議員 ちなみにですが、今回の9月2日の競りが中止になったことで、西諸畜連のほうでは、購買者に迷惑金ということで180万円程度、人件費でも60万以上、合計280万円以上、経費がかかってしまっております。本当にこれは競りがまともに行われれば、必要な経費でありますので、こういったことを十二分に把握していただき、今後、起こり得るかもしれないので、このような市場に対しても配慮をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の河野安幸であります。お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

代表質問、一般質問合わせて6日間の日程でありました。いよいよきょうが最終日でございます。私が23番目であります。それぞれ質問も出尽くしまして、私が考えておりますことはすべて質問がなされたので、2～3点だけお伺いを申し上げ、終わりたいと思います。

まず、今年4月20日に確認された口蹄疫ウイルスも、西都、児湯郡を中心に大暴れをして、130日間の制限をもって8月27日ようやく終息宣言がなされたところであります。約29万頭の家畜が処分されるなど、あらゆる産業に多大な影響を及ぼし、深刻な事態に陥っているところであります。この29万頭の家畜に対し心から冥福をお祈りし、被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

この29万頭の家畜については、殺さなくてもよい牛が大半を占めていたと思われませんが、まず原因究明を急がなければと思うものであります。疫学チームの中間報告も出ましたが、4月20日の確認以前に10農場以上に感染していたと言われております。その後の疫学チームの調査進捗はどこまでいっているのか、知事にお伺いをいたしたいと思っております。

次に、県内農産物の輸出促進対策についてお伺いいたします。

本年7月26日の農業新聞に、農水省が目標達成年度を3年前倒しして、農産物輸出額を平成20年度までに1兆円にふやすことを目指すという記事が載っております。これまで世界同時不況などの影響により減少傾向で推移していた農林水産物の輸出額が、平成21年に4,464億円

となり、輸出額を毎年11%ふやせば1兆円に達成できると見ているようでございます。輸出先は、香港、アメリカ、台湾、中国、韓国が上位5カ国となっており、地域別には、アジアが約7割、北米が約2割を占めております。現在の主な輸出品目は、タラ、サバなどの水産物、そして粉乳、アルコール飲料、牛肉、リンゴ、緑茶などでございます。国では輸出促進対策として、米・米加工品、野菜・野菜加工品、果実・果実加工品など11の主要品目を定めるとともに、その中で重点的に輸出促進を図る重点個別品目、重点国、そしてまた地域を決め、さらに集中的に支援措置を実施する特定重点品目・重点地域として4つ掲げておりますが、東アジア向けで米、野菜、果実、木材、東南アジア向けで食肉、水産物、北米向けで食肉、茶、水産物、中東向けで加工食品を設定し、各種輸出促進施策を重点的に実施することとしております。具体的には、平成22年度の輸出促進事業として総額12億円を予算化し、市場調査や試験輸送などの経費の半分を補助する2分の1補助事業や、海外においてマッチングの場を提供する取り組みについて定額補助を行うマッチング支援事業などを取り組んでおるところでございます。

一方、本県では、農産物輸出の状況を見ますと、平成16年度から香港、台湾、マレーシア等の東アジアをターゲットに輸出可能性調査を行うとともに、香港、台湾、シンガポールの量販店で「みやざき農産物フェア」を開催し、県農産物に対する消費ニーズの把握に努められております。カンショ、完熟キンカン、里芋、ゴボウが香港、シンガポールなどへ継続的に輸出されておるようでございます。平成17年度は「みやざき農水産物海外輸出促進協議会」を設置さ

れ、輸出に向けた体制整備や輸出情報の共有化を図っておられるところでございます。

他県の取り組みを見てみますと、福岡県では平成4年から13年度まで香港でアンテナショップを展開し、16年からは台湾、17年には中国、18年にはシンガポール、アメリカ、19年にはタイへと、主にイチゴ、ブドウなどの輸出をしておるようでございます。輸出額も平成15年度の2億円から年々増加し、平成19年度は10億4,000万円に達しております。平成20年には県と農協4連で出資し貿易会社「福岡農産物通商株式会社」を立ち上げ、22年度の目標を20億円に設定し、輸出拡大を強力に推進しておるところでございます。この福岡県の取り組みは本県でも参考にするべきと思います。県と農協でつくった貿易会社、いわゆる商社でございますが、この商社をフルに活用して、本県農産物を初め日向夏ジュースなど本県農産物の加工品を海外に輸出することが、本県農業の6次産業化の確立にもつながると思われま

す。そこで、農政水産部長に3点お伺いいたします。宮崎県における近年の農産物輸出の実績はどうなっているのか。また、農産物輸出促進に対してどのような対策を講じておられるのか。さらにまた、今後、福岡県のように農協と合同で貿易会社を設立する考えはないのか、御答弁をお願いいたします。

次に、米の消費拡大についてお伺いいたします。

本年7月30日に国の食料・農業・農村政策審議会食糧部会が開催されました。この中で農水省は、平成21年7月から22年6月の需要実績は、前年実績を14万トン下回る810万トンと発表しました。これは昨年、需要見通しで示していた821万トンよりも11万トンも減少してお

す。したがって、22年7月から23年6月までの米の需要見通しを、昨年11月に示した当初見通しから8万トン減らし、805万トンに下方修正をしたところであります。この数字はこれまでで最も少ない水準であります。また、平成22年6月末の米の在庫量は、政府保有、民間在庫合わせて316万トンになり、1年前より18万トン増加し、過去7年で最も多い水準になることとあります。この在庫量の増加に伴い、平成21年産米の相対取引価格も、6月の全銘柄平均価格が60キロ当たり1万4,120円となり、出来秋の昨年9月より約1,000円も下がり、過去最低の平成19年産の53円安となっております。さらに今後、21年産の過剰在庫が放置されたままになれば、今年、平成22年産新米が想定以上の価格下落につながりかねないと懸念されるところであります。既に県内では早期米の出荷が終わりましたが、価格は昨年と比較すると、仮渡金が30キロ（1袋）当たり約1,000円も安いようであります。今年度から米の戸別所得補償モデル事業がスタートし、22年産の値下がり分についてはある程度補償されるようでありますけれども、この制度も財源確保の問題等からいつまで続くか不安な面もあります。

米価下落の主な要因は米の在庫量の増加であり、在庫量の最大の要因は米の消費量の減少であると思われま

す。昭和40年には国民1人当たりの消費量は111.7キログラムでありましたが、以降年々減少を続け、平成元年が70.4キログラム、平成20年には59キログラムまで落ち込みました。1日当たりにすると約160グラムです。お茶わん1杯の米の量は約65グラムですから、単純計算では朝、昼、晩合わせて1日に2杯しか御飯を食べていないということになります。これもあと1杯みんながおかわりをすれば米の在

庫量も大きく減ることになろうと思います。したがって、今後、稲作経営が維持発展できるまでに米価を向上、安定化させるためには、米の消費拡大を図ることが有効な手段の一つだと思っておるわけでございます。これは消費拡大対策の一例であります。米どころ新潟県三条市では、平成20年度から市内の学校給食を地場産コシヒカリの完全米飯給食に切りかえたそうであり、完全米飯給食により児童生徒の生活リズムが戻り、朝食の欠食や間食も減ったそうであり、

米は日本人の主食であり、稲作は2,400年以上の長い歴史を持ち、日本の伝統文化の源となっております。また水田は、米を生産するだけでなく、洪水防止機能や水源涵養機能などの多面的な機能を有する日本の重要な財産であります。未来永劫にわたりこの水田の機能が維持されるよう稲作経営の安定化を図っていくことが、国及び県の使命ではないでしょうか。そこで農政水産部長にお伺いいたします。稲作経営の安定化のためには米の消費拡大対策が不可欠であると思いますが、県としてどのような米の消費拡大対策を講じられているのか。その効果はいかなるものか、御答弁をお願いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。県内の小中学校における完全米飯給食の実施校の割合はどのくらいか。また、今後、完全米飯給食への移行を推進する考えはないか、御答弁をよろしくお願いいたします。

次に、国産ソバの振興についてお伺いいたします。

ソバは日本古来の伝統食でありながら、自給率は20%で推移しておるところであります。輸入は、国産より低価格の中国産が7割を占めて

おりますが、最近では中国国内でも、ソバが健康によいという理由で消費がふえ、ソバの輸入価格も値上がり傾向にあるようでございます。ソバにはルチンという栄養素が多く含まれ、このルチンは血圧降下作用、血管を強化する働きがあり、脳溢血を防止する作用があるとされております。1日に50ミリグラムのルチンをとれば、そば粉1グラムには2ミリグラムのルチンが含まれておりますので、1日25グラムのそば粉を食べれば脳溢血が防げると言われております。ソバをよく食べるネパールの高地民族には高血圧症が少ないそうであり、また、宮崎のような南方の日射量の多い地域で栽培されたソバのほうが、北方のソバよりルチン含量が多いと聞いております。このようにソバは体によい食べ物ではありますが、雑草より発芽も早く、すぐに地面を葉っぱで覆うため、雑草の発生も少なくさせる効果があり、田畑によい作物であります。こんなよいことづくめのソバでありますから、今後本県でもソバを振興させるべきではないかと思うわけでございます。さらに、宮崎県産のソバが、中国産はもとより、北海道や長野のソバよりルチン含量が高いということであれば、新たな宮崎の特産品になるのではないのでしょうか。

農林統計を見ますと、全国のソバの作付面積は、20年前、平成2年には2万7,800ヘクタール、10年前の平成12年には3万7,400ヘクタール、昨年、平成21年が4万5,000ヘクタールと年々作付面積がふえて、50年前の作付面積4万7,300ヘクタールに近づいており、輸入品に比べ風味、色合いなどが格別にすぐれる国産ソバには、実需者からの引き合いも強いと聞いております。今年3月には日本蕎麦協会が東京で第1回そばサミットを開催、生産者、製粉・製

めん業者、そば店、そば愛好家などが一堂に会し、お互いの連携強化により国産ソバの生産振興と業界全体及び地域の活性化を図っていくことを確認したところであります。一方、宮崎県の状況を見てみますと、20年前、平成2年が798ヘクタール、10年前の平成12年が529ヘクタール、昨年、21年が353ヘクタールと減少傾向が続いており、全国とは逆に、50年前の3,540ヘクタールの約1割にまで減っているところであります。

ソバは収益が低い作物ではありますが、栽培期間が短く、病害防除、追肥など途中の栽培管理は一切必要なく、収穫前の鳥害さえ注意すればよいという利点もあるわけでありまして。平成19年からスタートした農地・水・環境保全向上対策でも、遊休農地などを利用してソバの作付に取り組まれている団体も多いようでありまして。実を申し上げますと、私の地区でもこの農地・水事業を活用して毎年ソバの作付を子供会と一緒にっております。年末にはそば打ち体験を行い、子供たちも大変喜んでおるところであります。宮崎県には総合農業試験場が数年前に育成した「宮崎早生かおり」という、春まき、秋まきどちらでも栽培できる非常に品質のよいソバの品種がございます。このソバを宮崎ブランドとして全国に広めようではありませんか。

ソバ栽培の一番のネックとなっているのは収穫であります。稲用のコンバインでは生刈りができません。すぐに詰まってしまいます。といっても、事前に刈って田畑に島立てしておくとかラスやスズメのえさになってしまいます。そこで、集落単位の共同利用機械としてソバ専用のコンバインを助成することで、本県のソバ栽培面積が大幅に拡大すると思うのであります。国内作付の70%が水田で栽培されるソバは、今年度から始まった水田利活用自給力向上

事業の対象重点作物にもなっております。県といたしましても何らかの振興策を講じられる必要があるのではないのでしょうか。そこで農政水産部長にお伺いいたします。宮崎県として今後、ソバの振興策としてどのような対策を講じておられるのか。また、共同利用機械としてソバ専用コンバインを助成される考えはないか、明確な答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国の疫学調査チームの調査についてであります。先般、8月25日に国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理におきましては、「最も早い感染例では、3月中旬において既に口蹄疫ウイルスが侵入していたと考えられるが、現時点では我が国への口蹄疫ウイルスが侵入した経路を特定するに至っていない」とされております。国においては引き続き調査を行うとしておりまして、必要に応じ関係者からのヒアリングなど現地調査を実施しているところであります。県といたしましては、国の調査チームに引き続き協力するとともに、県の検証委員会においても独自の調査チームにより感染経路の究明に取り組んでいるところであります。以上です。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県農畜産物の輸出実績についてであります。県では農業団体と連携し、香港やシンガポール等の東アジアを中心に、平成16年度からカンショや完熟キンカンの輸出に取り組むとともに、平成18年度からは宮崎牛の輸出も行っているところでございます。その結果、直近3

カ年の輸出量及び金額は、農業団体等からの報告によりますと、平成19年度が159トンの3億7,000万円、20年度が207トンの4億7,000万円、21年度が243トンの7億2,000万円と年々増加してきているところでございます。

次に、輸出促進対策についてであります。少子高齢化等により将来的には国内市場の縮小が見込まれる中、農畜産物の輸出につきましては新たな販路拡大として非常に重要であると考えております。このため県では、みやざきブランド連携型輸出促進事業により、海外の販売店等でのフェアや、輸出相手国の流通関係者を本県に招聘した商談会を開催するなど、本県農畜産物の認知度向上や安定的な取引の推進に努めているところでございます。また、鮮度や品質保持の観点から、除湿効果の高い包装資材の検討など輸送技術の改善についても取り組んでいるところでございます。

次に、貿易会社の設立についてであります。輸出拡大のためには、輸出向け農産物の調達力や相手国との調整力を備え、流通販売に関する煩雑な事務手続等を円滑に進めることができる体制づくりが重要でございます。このようなことから、本県では現在、関係機関・団体から成る東アジア販路拡大戦略会議を設置し、平成21年3月に策定いたしました「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」のフォローアップを行うとともに、全国の都道府県や関係団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会等を通じ輸出情勢の情報収集・提供等に努めているところでございます。今後とも農業団体や物産・商工関係者等との連携を密にしながら、県内企業の輸出力強化や輸出支援体制の強化を図ってまいります。

なお、御質問の福岡県の取り組みにつきまし

ては、参考事例として調査研究してまいりたいと考えております。

次に、米の消費拡大対策についてであります。県では、関係機関・団体で構成します宮崎県米消費拡大推進協議会を中心に、「手軽なごはん食コンテスト」等のイベントを活用した御飯食の普及啓発や、小学生を中心とした田植え、稲刈り等の米づくり体験を通じ米の大切さを理解してもらう取り組み等により、米の消費拡大に努めているところでございます。また、米の新たな消費拡大に向けた取り組みとして、小麦粉の代替となる米粉の普及定着を図るため、パンや洋菓子、めん類等の米粉食品のPR、学校給食への米粉パン定着に対する支援等を実施しており、学校給食では現在、年間約40トンの米粉が利用されております。県といたしましてはこのような活動を通じ、御飯食に対する県民の理解促進と米粉パン等の新たな米の利用促進が図られているものと考えており、今後とも引き続き、学校給食会や農業団体、消費者団体等と一体となって米の消費拡大に向けたさまざまな取り組みを進めてまいりたいと存じます。

最後に、ソバの振興についてであります。ソバにつきましては、気象災害等の影響を受けやすく、価格の変動も大きいことから、県内での作付面積は減少傾向にあります。近年、地域おこしや特産物としてソバ栽培に取り組む事例も見られております。先般国が公表した来年度予算の概算要求において、ソバにつきましては、本年度から水田利活用の観点から行っている助成に加え、畑作物の所得補償対策として助成対象となるとともに、所得補償制度の本格実施に当たり、ソバ等の専用コンバインに対する助成が盛り込まれております。県といたしまし

では、このような国の制度を有効に活用しながら、省力・短期作物であるソバのメリットを生かした作付体系への導入推進を図りますとともに、先ほどお話にもございましたが、新品種の「宮崎早生かおり」につきましても、種子の安定供給を図りながら生産拡大に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

米飯給食についてであります。平成21年度の調査では、県内すべての小中学校で米飯給食が実施されており、その回数は、週5日のうち平均で3.2回であります。そのうち完全米飯給食を実施している学校は小学校7校、中学校2校の合わせて9校で、その割合は2.3%となっております。米飯給食は、児童生徒が日本の伝統的食習慣を学び、本県の基幹産業である農業や生産者の思いを身近に感じるという教育的な意義があります。県教育委員会といたしましては今後とも、子供たちの要望や、より多様な食材を知るという側面にも配慮しながら、市町村や関係部局との連携を図り米飯給食の促進に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○河野安幸議員 ありがとうございます。

農政水産部長にお伺いいたしますが、口蹄疫の疫学チームの中間報告では、6例目が最初の発生農場であったと言われておりますが、6例目は水牛であります。その根拠は何でしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の疫学調査チームが取りまとめた中間的整理の中で、6例目の農場について感染時期の報告がなされております。その内容といたしましては、疫学関連で調査する中、3月31日に6例目の農場から採材していた検体について、国で遺伝子検査

を実施した結果、陽性と診断され、3月中旬にウイルスが侵入していたものと推定されたところであります。

○河野安幸議員 また、現時点では、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入した経路を特定するに至っておらず、今後、アジア地域から人や物の動きについてさらに詳しく情報を集めることとされているが、特に人の動きや物の動きなどについての可能性はないのかお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の疫学調査チームが取りまとめた先ほどの中間的整理におきましては、「ウイルスは、アジア地域から人あるいは物の移動等に伴って我が国へ侵入した可能性が高いと考えられるが、現時点ではその経路を特定するに至っていない」とされており、また、「初期の発生事例を中心に、アジア地域からの人や物の動きについて、さらなる情報収集を進めていくことが必要である」とされており、国において引き続き調査が行われているところでございます。

○河野安幸議員 知事にお伺いいたしますが、知事は水牛農家にかかわるインターネットをやらんになられたでしょうか。

○知事（東国原英夫君） はい、拝見しております。

○河野安幸議員 きのうも権藤議員が厳しく触れておられましたが、そのインターネットの中に、水牛農場に某国会議員が韓国人の研修生を無理やりに入れたというようなネットの情報でございます。私は信用しがたいんでございますけれども、12日の宮崎中央農協の家畜の競り市場でそういう話を耳にいたしましたので、申し上げたところでもございます。

何といたしましてこの口蹄疫につきましても、原因追及に懸命になって、悪い言葉ですけ

れども、まず犯人を捜さなければ、29万頭の牛は浮かばれない、成仏しないというふうを考えておりますから、その旨、知事とされましては疫学チームのほうに御進言を願いたいというふうに要望しておきます。

次に、今回の口蹄疫発生に関しまして初動のおくれが指摘されておりますが、4月20日口蹄疫が発生、日に日に牛から豚へと疑似患畜がふえ、家畜保健獣医師だけでは人手不足の中で、殺処分に対し、地元の共済組合獣医や開業獣医師への協力の呼びかけが10日ぐらいおくれ、5月初めだったとお聞きいたしておりますが、何ゆえにおくれたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜伝染病予防法におきましては、他県に対して家畜防疫員の派遣を要請することができることとされております。本県といたしましては、発生初期である4月24日に大規模農場での疑い例が確認されたことを受けまして、国及び各県に対して家畜防疫員の派遣を要請したところでございます。しかしながら、5月の連休後に感染が急激に拡大し、防疫措置がおくれ始めたことから、本来の診療業務を行うために発生農場での防疫作業への従事を控えておられました、農業共済組合や開業の獣医師さんにも協力をお願いしたところでございます。

○河野安幸議員 地元の獣医師に協力要請がおくれたということは、やっぱり地元の獣医師さんは要請を待っておられたようでございます。その旨お伝えだけしておきたいと思えます。

次に、県土整備部長にお伺いをいたします。清武町大久保木崎線バイパス改良についてでございますが、大久保木崎線は東九州自動車道に接点を置く利用度の高い道路でありまして、現

在改良が進められておるところであります。その中で、谷の口工区においては平成12年に地元説明会が行われましたが、その後何の説明もなく、交差点部分については今年着工したのであります。10年前の説明では平面図での説明でありまして、現道、いわゆる旧道との段差がつくとはわからなかったようです。地元住民も大きな不満が出ておりまして、私も7月19日に地元と土木事務所との打ち合わせに立ち会いましたが、現道と1.2メートルの高低があることがわかりました。現場で地元住民と話し合いの上設計変更することになりましたが、そこで、谷の口工区の整備状況と、現道との取りつけ処理についてどういった状況かお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県道大久保木崎線の谷の口工区につきましては、東九州自動車道清武インターチェンジと宮崎大学や県の総合運動公園とのアクセス道路として平成12年度に事業着手しております。当工区は延長が約1,000メートルのバイパス区間でありまして、これまでに約400メートルを供用しております。御質問の現道との取りつけ処理につきましては、道路の勾配を緩和したことによりまして地元の皆様の理解を得て、既に工事に着手しておりまして、来月の完成供用を目指しております。

○河野安幸議員 ありがとうございます。

それでは次に、宮崎北郷線中野工区についてお伺いいたします。北郷線につきましては、現在着々と工事も進行しているところではありますが、開通を期待しているところでもあります。中野工区が開通しますと交通量も増加すると思われ、清武の工業団地につなぐ産業道路として重要な道路となると喜んでおるところでございますが、工事難航のようでございます。いつも

る開通の見通しかお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県道宮崎北郷線の中野工区につきましては、現道の幅員が約4メートルと狭い上に急勾配であることから、普通車の離合も困難な状況であります。その解消などを目的として平成12年度に事業着手しております。当工区は延長が約1,100メートルのバイパス区間でありまして、これまでに約200メートルを供用しており、残る県道高岡郡司分線までの区間につきましては本年度末の完成供用を目指しております。

○河野安幸議員 ありがとうございます。

そこで、同じ北郷線でございますけれども、清武川にかかる上使橋がございます。歩行者や自転車の安全性が全くありません。上使橋には歩道の整備はできないものかお伺いをいたしておきたいと思っております。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 歩道の整備につきましては、通学児童や高齢者などを交通事故から守り、安全で安心な交通環境を実現するために重要な課題であると認識しております。このため県としましては、厳しい財政状況の中、自動車や歩行者等の交通量や交通事故の状況を勘案しながら、緊急度の高い通学路から整備を進めているところであります。御質問の上使橋につきましては、通学路に指定されていないことや、歩行者の交通量など総合的に勘案しますと、現時点では早急な歩道の整備は困難であると考えておりますが、今後、県全体の歩道の整備状況や、先ほど御質問にありました中野工区開通後の交通量の変化等を見きわめながら検討してまいりたいと存じます。

○河野安幸議員 ありがとうございます。

もう一点、最後にお伺いしておきたいと思っておりますが、清武町船引川の改修計画についてお伺

いたします。船引川は川幅が狭く、大雨のたびに洪水に遭い災害が出ているところであります。上流には100町歩以上の畑がありまして、圃場整備も終わり、その排水をすべてこの川が受けているところであります。地元住民から、以前から改修の要望があつているところであり、地権者の同意もすべてとっておりますが、今後どのような見通しになっているのかお伺いしておきたいと思っております。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 船引川におきましては、平成13年度までに、清武川の合流点から県道高岡郡司分線の島内橋上流までの約460メートル区間について、国庫補助事業により河川改修が完了しております。また、その上流の八幡前橋までの約90メートルの区間につきましても、用地取得の難航していた箇所が平成21年度に解決したことによりまして、災害復旧事業に県単独事業を加え、今月工事が完了する予定としております。さらに、八幡前橋から上流の改修につきましても、限られた予算の中ではありますが、今後とも地元の方々の御理解、御協力をいただきながら計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

○河野安幸議員 それぞれ前向きの御答弁、まことにありがとうございます。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れさまでございます。いよいよ私の番になりました。知事、私の後に質問する議員はだれもおりません。出处進退の件、熟慮の結果をお話しできませんか。よろしく願いいたします。

ところで、ことしの夏は大変暑い夏でありました。口蹄疫が発生した宮崎県はもちろんであ

りますが、全国どこも異常気象で大変暑い毎日でありました。しかし、9月も中旬になりました、朝夕肌寒さを感じるころとなったところがあります。秋が来れば、えびのに限らず黄金の稲穂、カキの木は実も熟れてきます。秋が深まればカキの実はおいしい熟柿になります。熟柿はやがて枝から必ず落ちます。残念ながら、地面に落ちた熟柿は、形も壊れるが、おいしさも価値もなくなります。熟柿はカキの枝にあるときにその価値があります。知事はこの議場におられるときが一番で、その存在価値があります。熟慮は熟思とも言います。では改めて、知事の出処進退の熟慮の結果をお尋ねして、後は自席から質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

いろいろなことを総合的に勘案しながら、現在熟思中であり、いまだ結論に至っていないところであります。県議会の皆様、そして県民の皆様には大変申しわけありませんが、いましばらくお時間をちょうだいしたいと存じます。この9月議会中に、県民の代表であります県議会の場で挙手して発言の機会をいただいた上で、私の態度を明らかにいたしたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○中野一則議員 知事がお答えになりませんので、ここで、私の推察でありますけれども、知事は再選に向けて出馬はされないと、こう思っております。その理由を申し上げます。まず一つ、この期に及んで率直に出処進退を明言されていないこと、それから、昨年3月19日の知事自身のブログで2期以上の自治体の首長を批判されていること、そして、先月1日の高校総合文化祭総合開会式での知事のあいさつ、高校生への構成劇「船出」を取り上げられて、高校生に

「新しい時代への船出を期待する」と話されましたが、私には、神武天皇、伊東マンショの次は、知事自身が宮崎から東京に向けて船出をする決意されたように聞こえました。知事、ずばりいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 議員の御指摘は大変参考になりました。以上です。

○中野一則議員 次に、日米共同訓練についてお尋ねいたします。

ことしの12月、えびの市の霧島演習場で日米共同訓練が実施されると、9月8日の新聞で報道がありました。それで、えびの市内ではこの受け入れにちゅうちょする動きがあります。その理由を挙げますと、えびの駐屯地24普通科連隊の縮小あるいは存続がされないのではないかという懸念があること、霧島演習場VLFに関する覚書の不履行これに不満があること、沖縄普天間基地移設問題あるいは口蹄疫の発生、こういうことで今ちょうどタイミングが悪い、このようなことでもあります。これらの課題がある中での日米共同訓練を知事はどのように思われますか。

○知事（東国原英夫君） 今回の共同訓練に関しましては、具体的な期間や規模、訓練内容等を日米間で調整中とのことでありまして、例えば隊員の宿泊場所とか、ヘリコプターや実弾の使用の有無などの詳細が判明していないため、地元に対して具体的にどのような影響が生じるか明確でない状況であります。一方、霧島演習場における共同訓練は平成10年度以来のことでありまして、地元の不安もあろうかと存じますので、先日、九州防衛局が事前説明に来られた際に、危機管理局長より安全・安心の確保を要請したところでもあります。今後、訓練の詳細がわかり次第、騒音や事故の防止対策など、県民

の安全・安心の確保について万全を期されるよう、改めて国に対して強く申し入れたいと思っております。

○中野一則議員 えびの市民も宮崎県民でありますので、この課題解決、あるいはえびの市民の安全・安心のために、ぜひ仲に入って労をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 国家防衛にかかわることは国のマターであると認識しております。自治体としては、住民の方々に安全・安心をどう確保するか、それが問題でありますので、そういったものを確保されるよう国には強く要望していきたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひそのようにお願いいたします。

次に、口蹄疫の問題について2～3お尋ねいたします。

まず、感染ルート原因の究明でありますけれども、今回の口蹄疫の発生この確認であります。4月20日に発生したと、4月21日の県広報に公告をされております。しかし、国の口蹄疫疫学調査チームは中間報告の中で4月上旬に発生したとも示唆されているわけですけれども、これからいろんな公文書を発行したり報告書を作成する中で、正式の発生日はいつだということをごきちんまとめる必要がある。それからするところの発生日の特定を——今のところ4月上旬ですけれども、そのように変更する必要があるんじゃないか、また公告する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） ウイルスが侵入した経路、日付等々は解明されるべきだと思いますので、今後も検証委員会、国、県初めそういったところ

に強く要望してまいりたいと思っております。

○中野一則議員 次に、要望になりますが、宮崎県としての公告をするわけですから、きちんとしていただきたいと思っております。

次に、副知事にお尋ねしたいと思いますが、国の調査、最終的には明確なことはされないであろうというふうに、中間報告を読む限りでは思います。しかし、徹底した調査をすべきだと。幸いに宮崎県に宮崎県口蹄疫対策委員会があります。それに副知事も名を連ねておられるわけですけれども、特に以下の点について徹底して調査をしていただきたい。

まず1点であります。遠隔地あるいはワクチン接種区域以外で発生した、えびの、都城、宮崎、西都、日向、ここの徹底した調査をしていただきたい。国富も加えてしていただきたい。

それから、国の調査、中間報告では、「病原体の侵入防止対策が不十分であった」との指摘がされました。そこに、県の施設であります、豚として1号の発生がありました県畜産試験場川南支場と、50頭もの種雄牛が殺処分された、社団法人であります県家畜改良事業団は徹底した調査の必要があると思っておりますので、その決意を含めて副知事にお尋ねいたします。

○副知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘だと思っております。ただいま御指摘のあったもの、初発の発生事例、それから飛び火の事例、それから徹底的な防御をしてははずの事業団なり川南支場につきましては、今月中に現地調査及びヒアリングというものを行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 これとは逆に、発生しなかったところ、発生した隣にありながら発生しな

かったところもたくさんあるわけです。ここの調査も徹底していただきたい。川南町あれほど発生しましたが、それでも発生しなかった農家があるわけです。えびのにもその事例があります。きのう、星原議員もちょっと指摘をされておりました。今後の防疫対策のことはもちろんであります。免疫学上にも参考になると思いますので、このことも副知事にお尋ねしたいと思っております。

○副知事（河野俊嗣君） この点につきまして、第1回県の検証委員会におきましても意見として出されまして、これも先ほど申し上げた事例とあわせて、特に西都・児湯地域の未発生農家におきましても聞き取りをさせていただきたいと考えておるところであります。

○中野一則議員 次に、発生農場の情報開示についてであります。個人情報保護法ということで当然だとは思いますが、プレスリリースが余りにも秘密性が高かった。そのおかげでデマ発生、情報が混乱して、発生地域は大変混乱をいたしました。私は、家畜防疫員が検体を動物衛生研究所海外病研究施設に送ると決意したときに情報は開示すべきだと、こう思っております。また発生農家にも2～3聞きましたが、そのことに異論はないということでしたので、これは農政水産部長にお尋ねしますが、その考えはどうでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 議員が今お話がありましたように、これまで公表しておりましたのは、疑似患者と確認してからということで、国のほうの強い指導もございましてそういう形になっておりました。ただ、強い感染力のある法定伝染病は、どの時点でするのか、そして場所をどこまでするのか。特に場所につきましてはかなり詳細にしたほうが、強い感染力か

らするといいんじゃないかという意見も強うございまして、そこあたりは国のほうと今後しっかり協議をしてみたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 これから先、また発生するといけませんけれども、した場合のためにぜひ検討をしていただきたい、国とも協議をしていただきたいと思っております。

それから、私は非常に不思議でならんことがまだあります。これは何かというと、28万8,643頭すべて殺処分したわけですが、非常に疑問が残るんです。OIEということももちろん私も考えるわけですし、農家を守るという立場から、価格を守るという立場から考えているわけですが、これほど世の中が進み、医学科学というもの、あるいは獣医学科学というのが進歩しているんだと、こう思っているんです。あるいは口蹄疫が発病しても治癒するという現実もありますよね。また、発生がアジア、アフリカ、世界的に広がっているという事実。牛、豚という貴重な食料としてのたんぱく源なんです。言うなれば、家畜の命をいただいて我々は生きている、生かされているというかそういう立場。また動物愛護という立場から、いまだに、こんなに時代が進んだ中で全頭殺処分しなければならないということに疑問があるわけですが、担当部長いかがお考えでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回のワクチン接種につきましては、国の防疫方針に基づきまして、蔓延防止のため家畜伝染病予防法に基づいて実施したものでございます。しかしながら、接種家畜が感染してウイルスを持ち続ける、いわゆるキャリアになること、それからOIEによる清浄国復帰のためには殺処分が必要

なことから、全頭処分を前提として今回のワクチン接種ということになったわけでございます。いわゆる汚染国のままという形になりますと輸出もできないわけですが、非汚染国からの輸入分が入ってくるということも考えられるわけで、できるだけ清浄国に復帰することが極めて大事だというような考えもあるわけでございます。以上でございます。

○中野一則議員 そのことはわかっての質問でした。時代が進んでいるわけですから、医科学、獣医科学というものをもっと進歩させてほしいなど、こう思っているわけです。宮崎県だけでも800億を超えるお金を費やしているわけですから、それだけあれば研究はできると思うんです。これから先のことを含めれば、ぜひ、副知事も国に帰られたときに真っ先に言ってください、お願いしておきます。

次に、種雄牛の対策についてであります。種雄牛は今まで家畜事業団で一本化して飼っておりましたが、そこが逆に災いをしたわけでありまして、それでリスク管理上、危険分散するというところで、当然な措置として分散管理をしたいということでありまして、これは臨時的な措置なのか、これから集中管理から分散管理を定着するという考えなのか。基本的なことですので、まずは知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 県有種雄牛の管理につきましては、経済性や効率性の観点から、高鍋町に所在する県家畜改良事業団において一元的に行ってきたところであります。しかしながら、今回の口蹄疫の発生によりまして、事業団所在地の周辺が畜産の密集地帯であること、種雄牛が1カ所で管理されていることから集団感染のリスクが非常に高いことなどの課題が浮き彫りとなったところであります。このため、次

世代の候補牛を含め、今後の県有種雄牛の管理につきましては、リスク分散も考慮しながら、適正な配置ができるよう、県家畜改良事業団を初め関係機関・団体と協議してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 高原町の産肉能力検定所に2頭を移動されましたけれども、ここには牛が全部で381頭おります。これで種雄牛の管理上安心なところかな、安全なところかなという疑問もあるわけです。事業団と、この試験場だけでは、種雄牛の安全管理とは言いがたいという気がいたします。せめて4カ所以上は分散すべきだ、このように思っておりますが、いかがでしょうか。これは担当部長お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今後の分散のあり方につきましては、関係団体がいろいろございますので、検討してまいりたいと思っております。現在5頭でございますが、これをさらにふやしていくと、時間はかかるわけですが、数が増えた段階でどんな形になるのか、何カ所にするのか、そのあたりがまた今後出てくるんだろうと、そのように思っております。

○中野一則議員 今回の口蹄疫の発生、種雄牛に関してであります。集中管理、一元管理がこのような問題を露呈したわけですが、危険の分散、競争の原理、独禁法との関係等々、鹿児島県が取り入れている民間参入も、これからの動きで視野にあるのかどうかを、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） リスク分散の観点、そしてまた、今、議員御指摘の独禁法の関係等々もございまして、関係団体あるいは関係組織の御意見等々も十分にくみ上げて、今後検討していきたいと考えております。

○中野一則議員 次に、種雄牛の造成について

2～3質問したいと思います。種雄牛50頭を殺処分したわけですが、これに対する手当金、補償金は国は交付しないようであります。川南支場の豚もそうなのかということと、これについて県はこれから先まだ要求をされるのかどうか、もう断念されているのかどうかを、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（高島俊一君） 基本的に県の所有の牛、豚は補償の対象にならないというのが国の見解でございまして、私どもは粘り強く今後も要望してまいりたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 この殺処分された50頭の種雄牛に投下した経費というか金額は10億3,900万円、川南支場の豚の評価が2,500万円、合わせて10億6,400万円の県の資産が口蹄疫で消えたわけです。このほか県の財産がありますが、これだけでこういう金額になったわけですが、県民への報告のあり方というものはいかがなされるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の発生によりまして、畜産試験場川南支場、農業大学校、高鍋農業高等学校、家畜改良事業団で飼育されていた、県民の貴重な財産である多くの県有家畜を結果として殺処分することに至ったことは、担当部長としてまことに残念で申しわけなく思っております。今後、このようなことが二度と発生しないよう、感染経路の究明や、今回の防疫対応等について検証を行い、今後の防疫措置や防疫マニュアル等の見直しに反映をさせていきたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 家畜改良事業団あるいは川南支場の再建の道筋、完全復帰のめどはいつごろ

になるのかをお尋ねいたします。部長お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） ただいまの事業団の今後の復興といいますか計画につきましては、今のところ検討中ということでございまして、まだ明確に出ているという段階にはなっておりません。

○中野一則議員 これはやはり役割があるわけですので、一日も早く復帰できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、宮崎県の和牛精液ストローの価格のことについてお尋ねしたいと思います。午前中に質問された某議員とは反対の意見なんですけれども、いろいろと農家から宮崎県の精液ストローは高いという指摘があるんです。それで私も調べてみましたが、宮崎県のランクは、Aランクが5,000円、Bランクが4,000円、Cランクが3,000円、Dランクが2,000円、Eランクが1,000円、Fランクが300円なんです。それで九州管内を見ますと、各県の最高価格は、鹿児島県が宮崎県のCランク以下、佐賀県、長崎県、熊本県はDランク以下、大分県はEランク以下、平均で680円なんです。すべて高い、極めて高い、これが実態であります。しかも、よくよく調べてみたら、事業団は大変もうかっているんです。もうかっているがゆえに、最低でも毎年1億円、12年間続いておりますが、12年間に約15億9,000万円、宮崎県に寄附をしているんですよ、寄附を。これは、結果的に生産農家が負担している、別な意味で税金を払っているということになると思うんです。その分だけでもいいから引き下げをすべきだと思います。担当部長いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜改良事業団のストローの価格でございまして、今お話が

ありましたように、本県はAランクからFランクまでございまして、5,000円からFランクが300円ということになっております。確かに鹿児島県の状況は、高いもので3,000円となっておりますが、民間種雄牛につきましては、子牛販売価格の2%という例もあるようでございます。

1億円の寄附でございます。これは、優秀雌牛を毎年選んでおりますが、ここの手当てに充てるということで、結局、事業団は非常に優秀な雌牛を確保して、この雌牛の子牛を管内にとどめ置いた場合には補助金を出すような形で、県外に出さない、管外に出さないというような形で取り組んで、さらに優秀な種牛をふやしていく、県内の優秀な子牛をふやしていく、そういう観点でこの金はすべて使われているわけでございます、いわゆる優秀な牛を残していくと、そういう観点でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○中野一則議員 今言われたことのもと、寄附をしたことでされているのであれば、農家がそれをしているということになります。そういうことではだめだと、今言われたようなことはどこの県も県みずからがやっているんです。そのことをよく理解して、高い精液ストローの価格を下げるといって、事業団が再開するまでの間には検討してください。お願いしておきます。

次に、西諸地区畑地かんがいの事業についてお尋ねしたいと思います。

西諸県郡内の4,150ヘクタールを畑かんしたいということで事業が進んでおりますが、国営事業、先日調べましたら、進捗率が64.3%、1期のダムが平成26年には完成をします。それから用水路の第2期の工事、これも26年後、数年の

うちには完成をすると、こういうことであります。それに引きかえて、県営の事業もあるわけですけれども、こっちは関係事業として58地区を、今からいろいろと事業を加えてやっているわけですけれども、完成したのはまだ4地区、採択率も事業費ベースで22.6%であります。全体が完了するにはあと何年かかるのか、平成何年にでき上がるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 畑地帯総合整備事業などの関連事業につきましては、国を初め関係市町村や地元と協議・調整を行うとともに、普及センターやJA等の営農部門とも連携を図りながら推進をしているところでございます。近年の公共事業予算の縮減等によりまして、関連事業の完了時期につきましては、平成31年度の計画に対しておくれぎみであると認識をいたしております。このため、コスト縮減や事業の重点化を図るとともに、畑地かんがい施設整備の必要性など本県の実情を訴えながら、関連事業の予算確保や本県への重点配分を国に強く要望し、事業の早期完成に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 31年計画がおくれるということでありましたが、31年計画であっても、国の事業からすると5～6年遅いわけですから。これがおくれるということではありますが、私は、今の状態では、これよりもおくれると思うんです。一戸一戸の農家の承諾を得ないと、この事業は進まないわけですから。よろしく願いしておきたいと思っております。

それで、えびの市への県営畑地かんがい推進モデル圃場設置事業、これは再三、この議会でもお願いしてきたところであります。また、昨年6月議会でもお尋ねをしました。また、過去

も機会あるごとにずっと要請、要求をしてきたわけですが、私は去年の答弁を聞いて、本年度の事業で、えびのにもこの推進モデル圃場ができると思ったら、予算が計上されていない。それで、いつできるのかなと、スタートされるのかなと、今お願いしておけば、来年度中には間に合うと思いますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 関連事業の推進に当たりまして、モデル圃場を設置し、作物の収量増加や品質の向上など、水利用効果の検証や展示を行うことが効果的な手段ということは、十分承知をいたしておるところでございます。このことから去年は、畑地かんがい推進モデル圃場設置事業につきまして、えびの市へ働きかけを行って協議を重ねてまいりましたが、えびの市のほうからは、畑地帯総合整備事業などの関連事業の中で実証・展示に取り組んでいくとの意向でございました。

○中野一則議員 この事業はえびの市の事業ですか。県の事業ですよ。

○農政水産部長（高島俊一君） この事業は、地元の御理解や合意形成がありまして、市からの事業申請が必要になっておりますことから、御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○中野一則議員 それではえびののこの畑かん事業は絶対進まないと思うんです。だから10年も前からお願いしてきて、順番にこの方向に来て、去年はいかにも今すぐやるような答弁までもらっているんですよ。それを後退したような、えびの市に難癖をつけてできないような、そんな答弁じゃだめですよ。後退ですよ、後退。もう一度発言のし直しをしてください。

○農政水産部長（高島俊一君） 昨年6月議会

で議員が御発言いただいて、当時の部長が、「えびの市のほうに働きかけてまいりたい」ということで答弁をいたしております。私どもは、議員のこの発言、それから部長の答弁を重く受けとめまして——これは去年の6月17日の一般質問でございます——6月の末には早速えびの市のほうに働きかけをしまして、その後も数度にわたって働きかけをしたところでございますが、成果が出なかったことはまことに申しわけなく思っております。どうか御理解を賜りたいと存じます。

○中野一則議員 成果が出なかったから引っ返めるんですか、行政というのは継続性でしょうが、前任者が決めたことは、またその前の方が答弁して決めたことは、ずっと発展的にするのが行政じゃないか、継続性じゃないか、こう思うんですが、知事いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 働きかけをしておりまして、基本的に、えびの市が受益者や関係機関との協議を重ねられた結果、採択された関連事業の中で畑地かんがい営農の効果の実証・展示に取り組んでいくという意向が示されているところでありまして。先ほども部長答弁にありましたが、基本的に原則、市から上がってこなければ、県は能動的にできないということでありまして、ぜひその辺を理解していただきたいと思っております。

○中野一則議員 あきらめずに徹底してやってください。県の事業ですよ、県の事業。えびの市の事業じゃないの。えびの市の負担もこっちのほうが安いんですよ。きちんと説明されたか。試験圃場をつくった後もずっと、その成果を、どんどん県の指導員が来て地域を指導しながらやっていくんです。そういう事業なんです。それをえびののしないと、これから先の圃

場事業がえびのにおいては進まない、それを懸念しているんです。だから、そういうことを含めて、もう一度やってください。知事、約束できますか。えびの市を説得するということですよ。

○知事（東国原英夫君） 働きかけ、あるいは協議はしていきます。基本的には市の考え方を尊重させていただきたいと思っておりますので、市のほうに働きかけ、議員のほうからもよろしく願いいたしたいと思えます。

○中野一則議員 私も、もちろん協力して努力していきますが、県の事業を進めるので、市町村が賛成しなかったから云々で取りやめたという事例もあるかもしれませんが、それでも進んだという事業のほうが多いと思うんです。この事業も、そういう意味合いでよろしく願います。絶対いい効果が出ますので、お願いしておきます。

次に行きます。商工政策について。県の伝統的工芸品の指定、伝統工芸士認定についてであります。その目的は、「伝統的工芸品製造に従事する人々の意欲の向上を図るとともに、利用者に正しい知識を与え、伝統的な工芸の維持発展を図り、もって県民生活に豊かさや潤いをもたらすことを目的とする」と、こういうことで昭和58年にスタートして、もう約30年になるかとしているんです。ところが、この指定・認定の要件がそのままなんです。だから、もうそろそろここで要件を緩和すべきときではなからうかと、こう思っております。「降る雪や昭和も遠くなりけり」と私は言いたいですけれども、要件の中に大正時代までが入っているから、昭和も入れ込んでほしいということと、さきに「みやざきの匠」というのができて、その表彰も10年近くなりました。こういうものも

その要件の中に入れて、新しい開拓というか、工芸品の指定なり工芸士認定をどんどん広げていっていただきたい、このように思っております。商工観光労働部長いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 大変ポイントをついた御質問だと思っております。伝統工芸品の指定に当たりまして、要件の一つに「伝統的技術又は技法により製造されたこと」というのがありまして、この「伝統的」の解釈については、今、議員がおっしゃいましたように、「技術又は技法が大正期以前に確立していること」となっております。創設は昭和58年でございますので、当時は58年でよかったわけでございます。それからもう27～28年たっているわけでございます。今は95年以上でなきゃいけない。我々としましても、この御指摘を受けまして、今後、専門委員会等もありますので、その御意見を聞きながら、全体的に見直しをしたいと思っております。以上でございます。

○中野一則議員 やはり、ありがたいです。答弁とはこういう答弁が欲しいですね。ありがたい答弁でありました。

次に、産業廃棄物についてであります。ちょっとはしょっていきたく思うんですが、県が管轄する産業廃棄物、平成16～18年度と平成19～20年度の平均を比較しますと、県外への搬出量、県外へ出ているほうが2万5,000トン、18.4%減、しかし、県外から搬入する量は5万720トンふえている、193%、2倍近くふえているんです。この搬入急増の理由は何なのかを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 平成19年度から県外産業廃棄物の搬入量が増加しているわけでございますけれども、この理由といたしましては、福岡県内の最終処分場の処理能力が不足

しているということで、福岡県の要請を受けまして平成19年度から本県内への搬入を認めることとしたこと、また同じく、最終処分場の処理能力が不足しております熊本県、鹿児島県からの搬入量が増加したことによるものでございます。

○中野一則議員 県がわかりましたが、搬入急増で、産業廃棄物の業者、特定の業者に集まっているということはないですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 特定の業者に集まっているというか、県内の最終処分場につきましては限られておりますので、そちらに集まっていると言えば集まっているところでございますが、県外の福岡県を初めとする排出事業者のほうからの要請で、こういうことになっております。

○中野一則議員 搬入した産廃については、きちんとチェックがされていると思うんですが、その中に危険物あるいは有害なものはあるのかなのか、あれば品目を教えていただきたいと思えます。

○環境森林部長（吉瀬和明君） いわゆる搬入されたものの安全性でございますけれども、搬入されるものにつきましては、事前協議におきまして産業廃棄物の種類とか数量を確認するとともに、実際に処分場に搬入される産業廃棄物につきましては、廃棄物の適正処理を確保するために、化学などの専門職員、あるいは県警からの出向職員等によりまして、施設への立入検査、指導を行っているところでございます。さらに、最終処分場におきまして、廃棄物処理法による定期的な水質検査が処分業者に義務づけられておりますけれども、その検査結果を確認するとともに、別途、県が任意抽出で水質検査を行うことで、安全性の確保に努めているとこ

ろでございます。

○中野一則議員 搬入したものは全部、県民の安全のために厳格なチェックをしていただくように要望しておきたいと思えます。

続きまして、裁判に絡む問題を2点ほど質問したいと思うんですが、まず、エコクリーンプラザの告訴に係る問題であります。先日、だれかも質問されておりましたが、昨年3月に、宮崎県環境整備公社の元役職員を背任罪の容疑で告訴されました。1月に、5人は嫌疑不十分ということで不起訴になった。しかし、公社としては、不起訴処分を不服として宮崎県検察審査会に審査申し立てをすることを決定したということでございますが、これについて、元役職員のうち1人は、公社に文書で抗議、あるいは弁護士会に人権救済申し立てもされているというのも、新聞で報道されておりました。それで、この検察審査会に審査申し立てをせざるを得なかった理由と、そのことで検察官が起訴する、あるいは最終的には強制的起訴ということになると思うんですが、その可能性、その見通しをお尋ねしたいと思います。そして、それはまた時間がかかる問題だと思うんです。どのくらい時間がかかるのか、何年ごろ決着するのか、これを担当部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 公社が審査申し立てをした理由ということでございます。公社のほうは昨年3月に告訴したわけでございますけれども、この告訴に対しまして、ことし1月に宮崎地方検察庁のほうで、公社に損害を与えるという目的が立証できなかったことなどを理由に、嫌疑不十分で不起訴処分ということになっておりますが、先月の公社の理事会におきましては、役職員の行為が公社に損害を与えたことは事実であることなどを理由といたしまし

て、申し立てを行うことを決定したところでございます。県といたしましては、公社の今回の審査申し立ては、県民の理解を得るために、徹底した真相の究明と責任の所在を追及することが必要であるという認識に立って、民意を反映した判断を仰ぎたいという意思のもと行われるものと理解しております。

どれぐらいで解決するか非常に難しいところでございますけれども、一つには、検察審査会は年数回開かれております。その中で、検察審査会のほうの調べといたしますか、そういうものでもって、この審査会の申し立てに対する判断はされると思います。しかし、県民の理解を得るための徹底した真相の究明といたしますか、この裁判トータルといたしますか、公社に対するこういうものにつきましては、現在、民事訴訟も起こしておりますので、そういうものから考えますと、相当の期間がたつてはなかろうかというふうに考えております。

○中野一則議員 今、答弁の中で公社が民事訴訟と言われましたが、これは4月28日に工事請負業者4社に対して約16億円の損害賠償を求め訴えを宮崎地裁にされた、そのことだと思えます。それはそれなりに承知いたしておりますが、この元職員については、今もまた答弁で言われましたとおり、背任で公社に損害を与えたという事実があるということでございます。そしてまた、県民への理解を得るためということでしたけれども、損害を与えたのであれば、賠償の請求をこの5人にもしないといかんと思われます。審査申し立てのほうを待っておれば、時効ということもどんどん進んでいくと思えますけれども、この5人に対して損害賠償等の民事訴訟をされるお考えがあるんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） そのことにつ

きましては、今回の検察審査会の結果、あるいは今、議員もおっしゃいましたけれども、別途、業者のほうに民事訴訟を公社が起こしておりますので、その結果、裁判の状況等を踏まえながら公社において検討されるというふうに考えております。

○中野一則議員 やはり県民への理解ということになれば、与えた損害を回復してもらおうということのほうに理解になると思うんです。待っておれば時効という絡みもありますから、そのことを早く判断されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。これは私の意見です。

もう一つの事件のほう、これは都城市高城にある産廃業者に許可をしたことへの取り消しをせよということで、県が訴えられております。私も新聞でその報道を知りました。それで、当局にお願いして、原告の訴状、県の答弁書を読ませていただきました。県に瑕疵はないと私も思います。思いますが、読んでおると不思議なこともあるんです。法務局に字図、公図がなかった。ところが、土地の登記はしてあるんです。まことに不思議な状況になっているということでございます。そしてまた、土地についての売買の事実もあると。ですから、被告である県は、このことをいつごろ知ったんだろうかなと。許可する側ですからね。そしてまた、この会社はそのことを承知して申請したものだろうかという、素人としての疑問が残るわけですが、そのことについて部長の御答弁をお聞きしたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今おっしゃいました土地の存在につきましては、いろいろと難しい部分もあるんですけれども、少なくとも設置許可を申請なされたときには、そのことに

つきまして、県としては把握しておりませんでした。ただ、設置許可の後に、平成17年のいわゆる業としての許可、産業廃棄物処理業の許可を出される前に、当該処分業者のほうから、「不動産登記法に基づく地図には載っていないけれども、土地登記簿は存在するものがある」との報告は受けております。

○中野一則議員 登記というのは、第三者に対抗するためにしてあるんです。議長はその専門家でありますけれども。そういうことから、まことに不思議なことなんですよね。それで今、17年に許可されたと言われましたが、17年の何月何日に許可されたんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 産業廃棄物処理業の許可は17年10月25日でございます、今、裁判で争っているのは、いわゆる設置許可でございます、設置許可につきましては、平成15年の11月でございます。

○中野一則議員 そうしますと、どっちのほう営業期間に入るんですか。営業期間の満了はいつになるんですか。5年たてば——ことしが5年になるんですけれども。

○環境森林部長（吉瀬和明君） いわゆる営業の許可といいますと、平成17年に営業の許可を出したところでございますので、本年に来る更新につきましては、業の許可のほうが今年度来ます。

○中野一則議員 いわゆる更新がことし12月にあるということです。訴えられているわけですが、裁判で更新に影響というものがあるんでしょうか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 一応、今回は設置許可に対するお話でございますので、このことにつきましては、議員もお考えを述べられましたとおり、我々としても何ら瑕疵はない

というふうに考えております。更新につきましては、また更新が出てきた段階で考えていきたいと思っております。

○中野一則議員 県が訴えられるというのが新聞等に載るということは、非常に不愉快な気持ちになります。一県民としても。ですから、速やかに裁判等が終わるように、解決されるように、御努力をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、福祉行政についてであります、まず、高齢者所在不明等の問題。今、非常に話題になっております。くしくも、ちょうどきょうは9月15日、老人の日ですね。「長寿国日本」と言われておった日本に、非常に残念な結果だったな、話題だったなど、こう思っております。これは8月のデータですが、宮崎県内には100歳以上が589人おると、こういうことでございます。それで、話題の、県内に100歳以上の長寿者で不明者はいないということですが、この前NHKを見ておたら、全国に350人もいるという話でした。逆に今度は、戸籍上まだ生きていますと、生存しているというのもあってびっくりしました。最初は宮崎県にはいないという話でしたけれども、県内にも2,113人いると。しかも、延岡の人は安政6年生まれで今151歳だと。全国には100歳以上の人が23万4,354人、実に宮崎県の5分の1の人が戸籍上100歳以上でまだ生きています。しかも、150歳以上が884人もいます。失礼ですけれども、西米良村の人口ぐらいじゃないですか。それ以上だったかもしれませぬ。そういうことで、100歳以上はわかりましたが、100歳未満80歳以上で高齢者の所在不明というものはおられないかどうかを、担当部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 80歳から100歳

未満の高齢者につきまして各市町村のほうに照会をいたしましたところ、対象となる高齢者の全部または一部について、13の市町村が所在の確認を行っているところではありますが、これまでのところ、所在不明の高齢者についての報告は受けていないところでございます。

○中野一則議員 こういうことで、年金受給に関して刑事事件までも発生している案件がありますが、高齢者所在不明の原因は、核家族化、三世帯同居の減少、地域間のきずなの減少、こういうこと等をこの前NHKで報道されておりました。孤立する高齢者が増加しているということではありますが、宮崎県において、80歳以上でひとり暮らしの高齢者は何人いるのか。また、県内の三世帯同居の割合は何%かお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成17年10月の国勢調査によりますと、ひとり暮らしをされている80歳以上の高齢者の方は1万5,085人となっております。また、県内における三世帯同居の割合についてでございますけれども、これも平成17年10月に行われました国勢調査によれば、三世帯同居の割合は世帯全体の5%となっております。

○中野一則議員 次に、子宮頸がんワクチン接種についてでございますが、これは我々、6月議会で意見書を可決した手前、言いにくいわけですけれども、9月3日の新聞に、岡山大がアンケートをとったと。それによると、「接種が適切か」というのに対して、養護学校の教諭のわずか4%が「適切だった」と、それから「副作用の不安は」ということについて、養護学校の教諭の85.4%が「不安」と回答されております。ある組織の代表者からは、「ワクチン投与は限定的で副作用の可能性はある。子宮頸がん

の原因、HPVでない可能性がある。また、製薬会社がワクチンビジネスで動いている。ワクチン接種が性交渉の若齢化を加速する」などと説明されました。少々というか大変心配ではありますが、本当にこの子宮頸がんワクチン接種は大丈夫なのかどうか。県内では集団接種をしているところもあるわけですから、人体への影響等について、ワクチンの安全性について、担当部長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、ほかの医薬品と同様に、国において厳重な審査を経て安全性が確認された上で、医薬品として承認をされております。しかしながら、幾つかの副反応は報告されておまして、その内容としまして、注射部位の痛みやはれ、全身性の症状として、疲労、筋肉痛、頭痛などのほか、まれにショック症状があるとされております。なお、これらの副反応は、ほかのワクチンでも見られるものでございます。以上です。

○中野一則議員 不安のないように御指導をよろしくお願ひしたい、このように思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分開議

◎ 議案に対する質疑

○中村幸一議長 それでは再開いたします。

ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、提出議案に対しての質疑を行います。

議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」について、今回の補正は、一般会計で322億6,000万円余が計上されました。今回の補正予算が、甚大な口蹄疫被害からの再生・復興に、また落ち込んだ経済や雇用の創出などに有効活用され、直接県民の暮らしの支援につながるよう期待をするものです。

その上に立って、まず、口蹄疫復興対策基金設置事業30億円について、畜産再生、環境対策、地域振興などに活用するとしておりますが、その具体的な事業内容について伺います。

また、地域住民の方々が自主的に企画する地域振興のプランなどへの直接支援も検討されるのか、基金活用の考え方について伺いたいと思います。

次に、口蹄疫復興対策に係る公共事業について、県単公共事業など30億円余が計上されております。どの地域に、どのような事業が行われるのか。また、地域経済への影響、効果についてどのような配慮がなされているか、その事業内容について伺いたいと思います。

次に、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業220億円について、運用益や安全性の担保など、運用方法、その事業内容の詳細について伺いたいと思います。

次に、議案第8号「国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」について、どのように条例を改正するのか、その内容について伺います。

また、関連して、国民健康保険の広域化に向けた国民健康保険法改正の内容について伺いた

いと思います。

次に、議案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について、その条例改正の内容について伺います。

また、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの全国での利用状況について伺います。

また、この住基ネットにおいて個人情報の保護は十分図られるのか、あわせて伺います。

次に、議案第10号「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例」について、その改正の内容を伺います。

以上で壇上からの質疑を終わります。各関係部長の御答弁をお願いいたします。〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

口蹄疫復興対策基金についてであります。今議会に提案しております復興対策基金は、本県の再生・復興を図るために必要な施策に活用することとしておりまして、基金の用途としましては、本県畜産の再生、畜産から耕種への転換や6次産業化、イメージ回復、環境対策、市町村や経済団体等の取り組みに対する支援、経済・雇用対策、その他必要な事業など8つの分野を定めているところであります。今議会におきましても、この基金を活用しまして、観察牛の導入や消毒体制の整備を初め、復興イベントやイメージ回復のための事業、環境影響調査など、緊急的な対策といたしまして8億円余の事業をお願いしているところであります。今後とも、さまざまな状況を勘案しながら、必要な対策を検討して事業の予算化を行っていくこととなりますので、イベントへの支援等も含めまして、各部局とも十分に連携して、本県の再生・復興につながる効果的な事業を構築し実施して

まいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、宮崎県住民基本台帳法施行条例の改正内容についてであります。これまでは、住民基本台帳法で定められております65の法定事務に限って、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用してきたところでありますが、今回、県民の皆様の負担軽減や行政事務の効率化を図るため、本県独自の本人確認情報を利用する事務等を、条例の定めにより拡大するものであります。具体的には、各種県税の賦課徴収に関する事務や選挙管理委員会による公職選挙法関係事務など計16事務を、本県独自利用事務として規定いたします。このほか、住民基本台帳法に規定されている本人確認情報の保護に関する審議会や、情報提供手数料に関する既存の関係条例・条項を整理するものであります。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの全国での利用状況についてであります。総務省の調べによりますと、パスポートの発給申請や厚生年金、国民年金等の支給事務処理に関し、年間1億1,000万件を超える本人確認情報の提供が行われております。また、住民の方々の転入・転出を処理する際に、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、年間410万件的市町村間の転入通知の簡素化も図られております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護についてであります。住民基本台帳ネットワークシステムにつきましても、保有情報や利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ

一確保のためのさまざまな措置が講じられておりました。平成14年8月5日の稼働後、ハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していないところであります。県といたしましては、引き続き適切な運用管理を行うとともに、業務端末を利用する所属への内部監査や、端末使用者を対象としましたセキュリティー研修の実施など、多方面にわたる個人情報保護対策の強化を図ることとしております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

基金条例の一部を改正する条例の改正内容についてであります。まず、「国民健康保険広域化等支援基金条例」の改正は、国民健康保険法の一部改正を受け、この支援基金を、広域化等支援方針の作成及びこの方針に定める施策の実施に要する経費に充てることができる旨の追加を行うものでございます。

次に、「後期高齢者医療財政安定化基金条例」の改正は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正を受け、保険料の増加の抑制を図るため、この安定化基金を後期高齢者医療広域連合に対する交付金に充てることができる旨の追加を行うものでございます。

次に、国民健康保険の広域化に向けた国民健康保険法改正の内容についてでございます。今回の国民健康保険法の一部改正では、都道府県において、国民健康保険事業の運営の広域化、または国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針、すなわち、先ほど申し上げました、広域化等支援方針を定めることができる旨の規定が設けられたところでございます。

次に、認定こども園の認定基準に関する条例

の一部改正についてであります。保育所における食事の外部搬入につきましては、本年6月から、満3歳以上の子供に限り、衛生や栄養面での質の確保が図られることや、食育への配慮が十分なされること等の要件を満たす場合に可能となったところですが、認定こども園においても同様の取り扱いとするため、今回、条例の一部改正をお願いしているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 答えいたします。

口蹄疫復興対策に係る公共事業についてでございます。環境森林部の公共事業補正予算のうち口蹄疫復興対策に係るものは、治山事業と林道事業合わせまして1億9,629万6,000円であります。その内容につきましては、口蹄疫の発生しましたえびの市や日向市など6市町において、緊急性の高い人家裏の山腹工事等10カ所を行うほか、西都市のひむか神話街道において、地元からの要望の強い2路線ののり面改良工事を行うものであります。事業の執行に当たりましては、早期発注に努めるとともに、地域企業育成型落札方式の活用などによりまして地元企業の受注機会の確保に努め、地域の活性化と雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕 答えいたします。

口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてであります。まず、原資につきましては、国の中小企業基盤整備機構から200億円及び企業局から20億円を無利子で、金融機関からの30億円を年利0.25%、年間750万円の利子で借り入れ、産業支援財団において、政府系金融機関である商工中金の金融債券を購入し、5年間、固定利

回りで運用することとしております。

なお、運用益につきましては、債券の購入時点で決まるため不確定であります。事業期間中に4億から6億程度を見込んでおります。事業内容につきましては、プレミアム商品券の発行やイベントの開催、県内外からの誘客対策等に対して支援することとしておりますが、中小企業の一日も早い復興を図るため、事業期間は5年間ではありますが、今年度から来年度にかけて集中的に行う予定でございます。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 答えいたします。

口蹄疫復興対策に係る公共事業についてであります。農政水産部におきましては、口蹄疫が発生した中部、児湯地域の市町や都城市、えびの市を対象に、水田の圃場整備や畑地かんがい施設の整備などの土地改良事業を前倒しで実施するため、12億287万7,000円の補正をお願いするものであります。なお、事業の実施に当たりましては、早期発注に努めるとともに、現行の入札制度を踏まえ、地域企業育成型の活用など地元企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 答えいたします。

口蹄疫復興対策に係る公共事業についてであります。これは、西都・児湯地区を中心に口蹄疫が発生した市及び町において、県道拡幅や歩道設置、また浸水被害を軽減するための河道掘削など、地域に密着し住民に身近な公共事業を行うもので、16億7,030万円を計上しております。また、発注に当たりましては、早期発注に努めるとともに、地域企業育成型総合評価落札方式の活用などにより、地元企業の受注機会の

確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきました。1点再質疑させていただきたいと思いません。認定こども園の給食の外部搬入の件ですが、法改正に伴う条例改正によるものだというふうに思っております。今回、すべての園で満3歳以上の子供の食事の外部搬入が可能になるわけなんですけれども、この条例改正は、いわゆる施設の基準緩和を行うというもので、結果的には、本来、子供たちの保育にとって必要としていた基準が外されていくことになるわけで、子供たちの健やかな発育を保障する食育などを損なうことにはならないか。一定の安全性の確保がされた上で認められるということでありましたけれども、これまでに、そういった弊害や問題などが全くなかったのか、その辺を伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内では現在、公立保育所に係る特区によりまして2カ所で実施しておりますが、衛生や栄養面での質を確保するとともに、食育にも十分配慮されながら適切に実施されているところでございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。後はその他で深めさせていただきたいと思いません。

以上で終わります。

○中村幸一議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第16号から第23号まで採決

○中村幸一議長 次に、さきに提案のありました、人事委員会委員及び土地利用審査会委員の選任または任命の同意についての議案第16号か

ら第23号までの各号議案を議題といたします。お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第16号から第23号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第15号まで及び請願委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第15号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす16日から23日までは、常任委員会及び特別委員会のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時8分散会

9月24日（金）

平成 22 年 9 月 24 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 | 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 博 | 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 | 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 | 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 | 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | 武 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 雄 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|---|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 靖 博 | 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 仁 | 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第15号まで、並びに請願第39号、40号、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫復興対策及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、322億6,000万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は6,687億8,000万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、県債が212億6,100万円余、繰入金が44億円余、国庫支出金が30億3,100万円余が主なものとなっております。

このうち、口蹄疫復興対策基金設置事業についてであります。

これは、口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るための事業等を一体的かつ継続的に実施するための基金を設置するものであり、宮崎県口蹄疫被害義援金10億円、決算剰余金等その他の一般財源20億円を財源に30億円を積み立てるものであります。

また、口蹄疫復興対策本部で作成した「口蹄疫からの再生・復興方針」についても当局より報告がありました。

このことについて複数の委員より、「畜産経営を再開したい方がたくさんいる中で、家畜のいない状態から今後徐々に頭数をふやしていこうとする時期だからこそ、畜舎整備など取り組めることがある。まず急がれるのは、全国のモデルとなる畜産となるような畜舎環境、地域環境の具体的な指針・ビジョンを畜産農家へ示すことであり、それにより各農家が今後の復興のための計画を立てられることとなる」との意見がありました。

このことについて当局より、「この再生・復興方針にある特定疾患のないモデル地域の構築や適正飼養密度の経営形態への取り組みなどの方針は、県だけの考えで定めたものではなく、県内のさまざまな団体や農家グループ等との意見交換を行った上で作成したものであるが、どうやって具現化するのか、復興対策本部の中で議論をスピードアップしたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県口蹄疫対策検証委員会についてであります。

この委員会は、今回、県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門的

な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことにより、今後の防疫対策や危機管理対策の充実強化を図るために設置されたものであり、検証委員会で決定した内容に沿って、県の5人の課長から成る庁内調査チームが専門の分科会からの報告も受けながら、アンケート調査、現地調査、ヒアリング調査等を行った上で、10月下旬を目標に報告書を取りまとめるものであります。

このことについて複数の委員より、「農家、獣医師はもとより、現場の最前線にいた市町村の方、消毒の専門家の方など、十分に意見を聞いていただいて、また県の取り組みに肯定的でないような方も関係なく意見を聞いていただくことにより、この委員会の最終的な報告書が公正な重みのあるものとなるようお願いしたい」との要望がありました。

また、委員より、「この検証委員会の会議内容の適切な情報提供についてお願いしたい」との要望がありました。

次に、議案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、住民基本台帳法別表に規定されている65の事務のほか、各都道府県において条例で事務を規定することにより、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用事務等を拡大させることができることから、県民の負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、本県独自の利用事務として16事務を規定する所要の改正を行うものであります。

このことについて委員より、「運用に当たってセキュリティには万全を期していただきたい」との要望がありました。

次に、司法修習生に対する給費制存続を求め

る意見書の提出についてであります。

司法修習生に対して給与を支給する制度は、日本の司法を担う人材の育成のため、終戦直後の非常に厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきたものであります。この給費制について、裁判所法の改正により本年11月から修習資金を貸与する制度へと移行することとなっております。現状においても半数を超える司法修習生が奨学金等を利用し、その金額の平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、給費制が廃止されれば、同法の改正に際し、国会附帯決議において「経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないように」と危惧したことが、現実のものとなりかねないこととなります。また、本県のように法科大学院のない地方出身者にとっては、さらに学費以外の生活費の負担がありますので、ますます法曹への門戸を狭めてしまうこととなります。このようなことから、国に対して、裁判所法を改正し、給費制を存続させるよう要望するものであります。

当委員会としましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第10号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により、決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、基金事業の実施に伴うものや国庫補助の決定に伴うもの等として、一般会計で3億3,700万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は902億7,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は907億8,400万円余となります。

このうち、福祉・介護人材確保特別対策事業についてであります。

これは、福祉・介護職を目指す学生や、資格を有しているが就労していない方など、新しく就労を目指す方々に対し適切な支援を行うことで、福祉・介護分野の人材の確保を図るものであります。

このことについて委員より、福祉・介護職員の実態についての質疑があり、当局より、「介護職の離職率は年17.4%と、県内の平均離職率よりも高く、職員数を確保できたとしても、職員の入れかわりが早いため、サービスの質の面での問題も懸念される。現在、介護職員処遇改善交付金事業もあわせて活用し、介護現場の人材の確保、処遇改善に努めているところであ

る」との答弁がありました。

また、別の委員より、「人材を育成し、確保するためには、このような基金事業とあわせて宮崎県独自の取り組みを行うことが必要ではないか」との意見がありました。

次に、看護職員就業状況等実態調査事業についてであります。

これは、国において、看護職員の就業状況や離職者の状況について全国調査を実施し、看護職員の確保対策を検討するための基礎資料とするものであります。

このことについて委員より、「今回の実態調査では、県内各地域の医療機関等と看護職員等のマッチングなどについての調査はできないのか」との質疑があり、当局より、「全国統一の様式で実施するため、できないが、各都道府県ごとの集計が行われるので、本県の状況も把握できるものと考えている。また、県看護協会と連携し、県内看護職員の実態の把握にも努めており、今回の実態調査の結果とあわせて、今後、看護職員の確保等の施策立案に生かしていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「看護職員等の人材の確保については、本県における需給見通しをしっかりと把握した上で計画的に対応すべきではないか」との意見がありました。

次に、元県立富養園の跡地利用に関する民間事業者の再募集についてであります。

このことについて委員より、「跡地にある病棟や訓練棟などの各施設を複数の事業者が別々に利用することも可能なのか」との質疑があり、当局より、「今回、公募条件を精神障がい者の日常生活の支援に資する事業に拡大し、企画提案方式により募集を行う。各施設の複数事業者での利用など、提案されたさまざまなアイ

デアについて十分なヒアリングを行い、よりよい跡地の活用ができるよう検討した上で判断していくことになると考えている」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策に伴うものとして、一般会計で228億5,900万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は791億6,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の予算額は800億9,500万円余となります。

このうち、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてであります。

この事業は、口蹄疫の発生により中小企業が

深刻な影響を受けたことを踏まえ、財団法人宮崎県産業支援財団にファンドを創設し、その運用益によって地域活性化、誘客促進等に資する取り組みの支援を行い、中小企業の早期の復興を図るものであります。

このことについて委員より、「このファンド事業は、この1～2年で集中的に展開することだが、口蹄疫に関する影響調査結果でもわかるように、中小企業の復興は長期にわたると思われるので、その間、支援ができるよう、当事業の拡大も視野に入れて検討する必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、宮崎フリーウェイ工業団地についてあります。

このことについて当局より、「県有地となることを契機として、企業誘致促進の強化のため、リース制度の導入や分譲価格の見直しを行い、また地域振興用地として分譲等について検討するなど、抜本的な見直しを行う」との説明がありました。

このことについて委員より、「県有地となることで県民からはさらに厳しい目で見られることになる。これまで立地が進まなかったことを踏まえて、地域産業の活性化及び雇用の拡大につながるよう、今後の企業誘致活動に全力を注いでほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫補助決定に伴うものとして、一般会計で26億9,400万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は811億3,300万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の予算額は840億8,600万円余となります。

このうち、県単公共事業についてでありま

す。

このことについて当局より、「県単公共事業の増額補正は、西都・児湯地区を中心に口蹄疫の発生した地域の復興対策として事業を実施するものである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫により被害のあった地域においては、地域の雇用や建設業者等の支援につながると思われるので、今後の事業に期待をしている。さらなる復興対策として、設計や発注時においては下請業者や建設資材の地元調達がなされるよう、また均衡ある経済発展のためにも、被害のあった地域だけでなく、県全体における公共事業のあり方を検討するとともに、従来と違った工夫をしながら、柔軟な対応を行うよう要望をいたします。

次に、道路における沿道環境整備についてであります。

このことについて委員より、「国道、県道の沿道整備はどのように行っているのか」との質疑があり、当局より、「県は、県道及び国道の沿道で指定された区間の整備を行っている。また、昨年度より、道路の沿道修景の業務委託について一部見直しを進めてきており、今後、業務委託のあり方を検証しながら、効果的なものとなるよう検討しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「一部の道路で沿道修景が乱れていると見受けられるところがある。九州新幹線開通等により県外観光客の誘客の期待もあることから、受け入れる雰囲気づくりとして沿道修景の美化に力を入れるようお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきまして

は、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、事業量の増加や口蹄疫復興対策等に伴うもので、一般会計で5億9,600万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は259億4,400万円余となります。また、特別会計では、宮崎県山林基本財産特別会計において6,200万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額は6億2,400万円余となります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は265億6,900万円余となります。

このうち、埋却地周辺地下水等調査事業についてであります。

これは、今回の口蹄疫に係る家畜等の埋却処分に伴う地下水への影響について、定期的なモニタリング調査を行い、水質異常が発生した場合は詳細調査を行うものであります。

このことについて委員より、「複数年にわ

たって影響が懸念されることから、調査のマスタープラン等を作成するなど、長期的な視点で環境対策に取り組んでほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「国内で29万頭もの家畜を埋却した事例はなく、影響についての予測は困難であるが、本事業での調査結果や専門家の意見を踏まえた上で適切に対応してまいりたい」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

このことについて委員より、「パネルの設置工事やその後のメンテナンス等でのトラブルを未然に防ぐため、システムの導入に当たっては、県内の施工業者に依頼するよう啓発を行うてはどうか」との意見や、「ソーラー住宅の普及促進を図るため、予算の拡充に前向きに取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫補助決定等に伴うもので、一般会計で15億7,700万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は957億6,700万円余となります。

このうち、地域ぐるみ消毒体制整備事業についてであります。

これは、畜産農家の日ごろからの防疫意識を高め、地域ぐるみでの防疫体制の整備を図るため、地域における消毒体制の強化や家畜の飼養衛生管理基準の遵守について指導を行うものであります。

このことについて委員より、「広報誌やチラシによる意識啓発だけでなく、畜産農家を対象に初動体制を含めた研修を行うべきではない

か」との意見があり、当局より、「今回の口蹄疫の症例集を作成し、全農家に配布するほか、研修会を実施して、早期発見・早期通報の重要性についても理解が深まるよう指導を徹底してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農業大学校家畜導入事業についてであります。

これは、口蹄疫の発生により殺処分した県立農業大学校の実習用家畜の再導入を行い、教育機能の回復を図るものであります。

このことに関連して複数の委員より、「県有種雄牛を初め、農業大学校や高鍋農業高校の県有家畜については、県民の貴重な財産であることから、国の手当金の対象となるよう引き続き国との協議を重ねてほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等についてであります。

まず、当局より、終息宣言を受け、8月29日から再開された県内家畜市場の動向について報告があり、児湯地域での経営再開に伴う需要の増大などにより、ほとんどの市場で前年同期の価格、前回価格を上回っているとの説明がありました。

続いて、被災農家の経営再開に向けた意向や課題・要望等の調査結果について報告があり、複数の委員より、「今回の口蹄疫での初動体制についての反省を踏まえ、感染した場合の影響が大きい大規模経営体（企業畜産）に対する指導、連携を強化していくべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「市町村とも連携して情報収集に努めるほか、家畜保健衛生所で行う防疫演習等への参加も呼びかけてまいりたい」との答弁がありました。

また、当委員会といたしましては、被災農家の経営再開を円滑に行うため、殺処分家畜に対する手当金等の速やかな支払い手続とその非課税措置のほか、出荷遅延等により大きな影響を受けた農家に対する支援の拡充について強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。

教育委員会所管における今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫委託事業決定に伴うもので、一般会計で3,800万円余の増額補正であり、この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,149億7,500万円余となります。

このうち、高鍋農業高校家畜導入事業についてであります。

このことについて当局から、「口蹄疫で全頭殺処分した実習用家畜について、牛や豚、合わ

せて45頭を再導入し、3カ年をかけて以前の状態に復興することとしている」との説明がありました。

これに対して委員より、「これまでの説明では、実習用の家畜は他の農業高校から借り入れるということではなかったのか」との質疑があり、当局より、「他の学校から借り入れることで検討していたが、他校への影響や、より早く復興することを勘案して、基金を活用して購入することとした」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「生徒に二度とつらい思いをさせてはならないので、実習の再開に当たっては消毒体制に万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、暴力団排除条例の制定についてであります。

このことについて当局より、「暴力団の排除活動を効果的に推進し、県民の安全で平穏な生活を確保するために、暴力団排除条例の制定に向けて作業中であり、来年2月議会に上程し、同年8月の施行を予定している」との説明がありました。

これに対し複数の委員より、「規制する施設は組事務所だけではなく、県民が不快感を感じ、暴力団を連想させる看板や建物などの類似施設も対象とできないか」「県民生活の安全確保のため、できるだけ早く施行すべきではないか」など、多くの意見や質疑がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 商工建設常任委員会の委員長の報告について質疑をさせていただきたいと思えます。

請願第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」、これが審査の結果、不採択という報告がありましたが、審査の経過と不採択の理由を聞かせていただきたいと思えます。

○中村幸一議長 商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員 請願第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」が私どもの委員会で不採択になりましたが、その理由と審査の経緯ということであります。実は、この請願が提出されましたのが平成20年の6月議会でございます。私は3代目で、まず十屋委員長、それから宮原委員長、私と、3代続けて継続になるような流れがありました。今まで2回は継続審査ということでありました。今回、この中小企業振興基本条例の制定について委員会で審議を深めようということでやりました。いろいろ経済情勢や、1年で経済情勢が大変変わっていく、変化していく中で、3年も近く継続審議とするとはいくような話も出たわけでございます。その中で、継続審査という

発言があれば、まずそこを基本にするわけですが、今回につきましては、採決をすべきという判断のもとで、採決ということになりますと、継続審査が消えるわけでございます。採択か不採択かということになり、それで、委員長としては諮らざるを得ず、委員の皆さんの賛否を問いましたところ、採択するに賛成少数ということになりまして、不採択という結果になったわけでございます。以上であります。

○前屋敷恵美議員 今、審査の経過が報告されましたけれども、これでは納得のいかない結果だと、審査の状況だというふうに言わざるを得ません。不採択になった理由そのものがまさに明確ではないわけです。審査に当たっては客観性も求められるという点では、今、全国でかなり多くの自治体でこの振興条例が制定をされ、それが活用されて地域の経済に大きく寄与しているという状況があるんですけれども、客観性も含めて審査の対象になぜしなかったのか。ホームページを開けば、どこの条例もしっかりその中身を含めて示してあるわけで、いかにこの条例が有効であるかということは委員会の中で論議されてしかるべきだというふうに思うんですけれども、そういう審査をやるという話にもならなかったんでしょうか。

○水間篤典議員 確かに、今おっしゃるように、紹介議員としては、請願が継続になっていくということについてはじくじたるものがあると思えます。しかしながら、委員会の中で、委員としての発言をいろいろ精査、審査する中で、それぞれの委員さんはそれぞれの会派や党や、持ってきておられるわけございまして、それ以上のことで、私がああしろ、こうしろと言うわけにもいきません。まずは、皆さんの御意見を拝聴した中で、精査し、委員会で慎重に

審議をした中でお諮りしましたところが、今回は不採択という結果になったことは、紹介議員としては不本意かもしれませんが、皆さんの御意見を集約した結果だということでもあります。

○前屋敷恵美議員 確かに、私は紹介議員であります。しかし、紹介議員だからということにとどまらず、やはり請願の中身をどう審議するかというのが委員会に付託された要件だというふうに思うんです。ですから、どういう形の請願であれ、紹介議員がだれであれ、しっかりと議会は県民の意思を受けとめて審議に付していくというのが当然の審査のあり方じゃないかというふうに思います。また、請願者は、単に個人的な要求からではなくて、地域経済の活性化、そしてまた宮崎の経済発展に及ぶ広範な利益のために請願をされている、そういう中身だというふうに私は受けとめております。県民要求をどのようにくみ上げるかが議会の、また委員会の役割だという点では、私は今後の大きな課題じゃないかというふうに思っているんですが、委員長としてはその辺どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○水間篤典議員 委員長としての私見を求められるというような話なんですが、粛々と商工建設常任委員会で慎重に審査をした経緯から不採択ということになったわけでございます。いろいろおっしゃることもわかります。審査に必要であれば審査の準備などしなきゃならないし、資料要求等があれば資料要求もしなきゃなりませんけれども、今回は、積み残しになったことについて、ここらあたりというと失礼ですが、この請願を継続することが今いいのかどうかということも含めまして、お諮りをしましたら、採決をすべきという決定になったわけで、それが賛成少数ということになったことについて

は、私から見ますと、委員会の委員総意でございますから、決定でございますから、それ以上のことは私としては申し上げられません。

○前屋敷恵美議員 終わります。

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提出されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第8号「宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」及び議案第10号「認定子ども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

議案第8号の宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正については、同基金条例そのものが、政府主導により市町村合併を前提として、県にも2分の1の負担をさせて創設し、国民健康保険事業の広域化を図ろうとするもので、問題があります。

今回の国保法の改定は、広域化の具体化として、都道府県に国保の広域化等支援方針の作成を求めており、今後、市町村国保の財政改善や収納率向上、医療費適正化などの指導監督を国にかわって都道府県が行う権限移譲を行おうとしています。しかも、県下の国保税を均一化するため、市町村の一般財源からの繰り入れを解消し、保険料値上げに転嫁することが明記されています。

現在の国保の財政難の原因は、国庫負担の削減にあります。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高くなり、しかも、今後、医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになります。こうした国民負担をさらにふやすような制度の改定、法改定は改めるべきであり、同条例改定についても認められません。

また、後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正についても、高齢者に医療の格差、命の格差までもたらしめている後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めるもので、同条例改定も認められません。

次に、議案第10号「認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例の改定は、認定こども園の満3歳以上の子供たちの食事の外部搬入を認めるという施設の基準緩和、いわゆる規制緩和を行うものです。本来、生活の基本である食事、子供たちの健やかな発達を促す食育、それらを保障するために保育に関しての基準や規制が設けられているわけです。どのような条件や要件が付加されたとしても、食事の外部搬入は、保育に経営上の効率化や市場原理が持ち込まれることに変わりはありません。少子化が叫ばれ、子育て支援の充実が求められているとき、子供を大切に、より丁寧な保育を行うためにも、安易に食事の外部搬入は認められるべきではないと思います。

次に、不採択との報告のありました請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制

定を求める請願」及び継続審査となりました第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」について、採択を求めるものです。

請願第9号「宮崎県中小企業振興条例（仮称）の制定を求める請願」について討論いたします。

当請願は、平成20年6月定例県議会に提出され、既に2年以上が経過しています。今回の委員会審査で出された結論が不採択ですけれども、何が採択に値しなかったのか、2年以上も審査をしてきたのですから、その理由が明らかにされないでは、請願者の納得を得ることはできませんし、県議会が県民の要求をどう受けとめるのか、請願そのものの意味や議会のあり方、委員会審査のあり方も大きく問われることではないでしょうか。長引く景気低迷の中、ましてや、県内は口蹄疫による甚大な被害で地域経済の疲弊が深刻な状況にあるとき、こうしたときに、より中小企業を支えることにもつながる中小企業振興条例は大きな威力を発揮することになります。地域の経済を支えている中小企業の活力なくして宮崎の経済の発展はありません。

今や、全国多くの自治体で中小企業振興条例が制定されていることは6月議会でも紹介をしたところですが、その名称も、それぞれ、「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」とか、「中小企業憲章」「大阪府中小企業振興基本条例」など、中小企業の活性化に正面から取り組む自治体の姿勢がうかがえます。まさに、県内中小商工業者をしっかり支えることは県議会や県行政の役割であると思います。

また、中小企業振興条例の役割は、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど、自治体の幅広い施策に反映させることができることも実

証されています。中小企業の経営の安定と活力が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、ひいては県民生活の向上につながります。請願者の切実な思い、同条例制定の意義を県議会が十分に受けとめて、県行政に生かすことが重要なのではないのでしょうか。不採択とせず、今議会での採択を強く求めたいと思います。各議員の賢明な御判断を切に願うものです。

また、第38号の「宮崎地方最低賃金改正についての請願」については、景気低迷の中、非正規労働者もふえ、県民の暮らしは大変な状況に置かれています。宮崎県民の所得は全国最下位ランクであり、最低賃金の引き上げは当然必要なものです。働く者が労働に見合った対価を求めることは当然のことでもあります。こうした県民の切実な思いをしっかりと受けとめ、同請願の採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第10号採決

○中村幸一議長 次に、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第7号まで

第9号及び第11号から第15号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第7号まで、第9号及び第11号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第9号採決

○中村幸一議長 次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第39号採決

○中村幸一議長 次に、請願第39号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第40号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年9月24日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書

議員発議案第2号

国民健康保険の安定運営に関する意見書

議員発議案第3号

公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書

議員発議案第4号

抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書

議員発議案第5号

農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた6次産業化支援対策の充実を求める意見書

議員発議案第6号

子どもの立場に立った保育所の環境改善を求める意見書

議員発議案第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第 8 号

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて
円滑な移行策を求める意見書

議員発議案第 9 号

第10回都道府県議会議員研究交流大会への
議員の派遣

平成22年 9 月 24 日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 総務政策常任委員長 押川修一郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第10号

司法修習生に対する給費制存続を求める意
見書

平成22年 9 月 24 日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 水間 篤典
権藤 梅義
西村 賢
井上紀代子
徳重 忠夫
濱砂 守
田口 雄二
松田 勝則
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 1 項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第11号

議会の議員の報酬の特例に関する条例

◎ 議員発議案第 1 号から第11号まで
追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第 1 号から第11号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

まず、議員発議案第 1 号から第10号までの各
号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第 2 項
及び第 3 項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提案されました議
員発議案についての討論を行います。

まず、議員発議案第 1 号「地方分権に対応す
る地方議会の確立を求める意見書」について、
反対の立場から討論いたします。

同議案では、まず、「首長が議会を招集する
現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与
すること」の文面についてですが、「議長にも
招集権を」の表現であれば意味は通じますが、
額面どおり読むと、現行の首長の議会招集権を

変えて、議長が議会を招集すると受け取れることです。これは明らかに行き過ぎた行為です。

議長の議会招集権については、地方自治法の第101条の第2項で「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」と規定され、「当該地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない」とされています。また、第3項で、議員定数の4分の1以上の者で臨時議会の招集を請求することができることもうたわれています。

また、専決処分が承認されなかった場合の対応についてですが、専決処分は、国の法改正や災害の発生などの緊急事態で議会を開くいとまがないときにだけ限られています。また、議会を開くいとまがないかどうかは、客観性が強く求められることでもあります。仮に、不当な専決処分が行われ、議会が承認しない場合は、首長の政治責任が問われることとなり、首長にとっての政治生命にもかかわることになります。それだけに、より重い責任と慎重さが求められることとなります。

以上のような見解から、現段階では現行の地方自治法を改定して事に臨む必要はないと考えます。

次に、議員発議案第2号「国民健康保険の安定運営に関する意見書」についてです。

市町村の国民健康保険の財政難の要因は、国庫負担の削減にあります。本来、国民健康保険は社会保障の制度として規定されており、国保の運営責任は国が負っています。しかし、政府は、国民健康保険事業の広域化を図りながら、現在の財政難を国民負担をふやすことで解消させようとしています。国民健康保険の広域化そ

のものが問題であり、同意見書案の①で述べる「広域化支援基金」に市町村国保の安定運営のための役割を果たさせることは無理があり、問題と言えます。しかし、今、口蹄疫発生に伴う所得の落ち込みの中で、市町村国保財政の悪化は避けられず、特別交付金等による補てんは当然必要であると思います。そして、その措置を国に積極的に求めることも当然必要であり、同意見書に賛成をするものです。

次に、議員発議案第8号「完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書」についてです。

同意見書での要求項目は、どれも至極当然のことであり、国は積極的に応じなければならないと思います。ただ、現在、国策で地上デジタル化が進められる中で、来年7月24日のアナログ放送終了の予定日までに難視聴地域の問題を初めとするさまざまな問題解決が図られる保障は示されていません。まだ十分に地上デジタル化への移行の条件が整っていない現段階で、公共の電波を一方向的にストップさせることの問題は大きく、テレビ難民が出ることは必至であり、地上デジタル化開始の日程の延期を検討しながら、体制整備を十分に進めることが必要であると思っています。

以上、私見も述べながら、同意見書に賛成するものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第10号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第2号から第10号までの各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第11号「議会の議員の報酬の特例に関する条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今定例会における代表質問、一般質問において、多くの議員から、口蹄疫の発生により多大な影響を受けたさまざまな産業や県民の安全・安心な生活へ向けた復興への取り組みに対する質問、さらには本県の財政状況に関する質問が数多くなされたところでもあります。

御案内のとおり、議員は公職選挙法の中で寄附行為が禁止されており、本県の危機、県民の窮状にも募金すらできない状況でもあります。さらに、今回の口蹄疫対策で多額の一般財源が必要になったことなどにより、従来から厳しい

状況であった本県財政がさらに厳しいものとなり、来年度の予算編成にも大きな影響が出るのではないかと懸念が数多く取り上げられました。当局におかれましては、これまで以上に歳入歳出両面にわたって徹底した見直しを進められるようですが、これまでも思い切った財政改革を実施しており、まさに乾いたぞうきんをさらに絞り出すようなものであります。

このようなことから、私はさきの代表質問でも提案をさせていただきましたが、議会においても何らかの見直しが必要ではないかと考えております。連合艦隊司令長官山本五十六の言葉です。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」。今まさに本県の危機であり、県民は復興に向けて必死に取り組んでおります。県民の負託を受けた県議会議員が率先垂範すべきであります。口蹄疫により未曾有の大災害を受けた本県の再生・復興に向けて、少しでも役に立つように議員みずから行動すべきと思うのであります。

このような思いから、お手元に配付しております議会の議員の報酬の特例に関する条例案を提案させていただいた次第であります。本条例案は、我々の今任期中に限ったものであります。議長、副議長及び議員の報酬について、その5%を減額しようとするものであります。

この条例案につきまして、他の会派から、10月に出される人事委員会勧告の動向を見きわめてからではどうか、また県職員や他の団体への影響を考慮すべきではないか、報酬ではなく政務調査費を減額してはどうか、5%の削減についてなど、さらには今後の問題として検討してはどうかとの意見が出されたようでもあります。提出者であります我々の中でも、報酬の削減率をどうするか、政務調査費減額について、ある

いは1人区をなくし、議員定数をさらに見直し
てはどうかなど、かなり踏み込んだ意見まで出
され、慎重に協議を重ねたところであります。
まず、今できることは何なのか、スピード感
を持って今みずから事に当たる必要があるとの結
論に至ったところであります。

過去、平成16年から19年にかけて危機的な県
の財政状況に伴い、議員報酬を5%削減した先
例もあります。また、さきの行財政特別委員会
でも公社改革や議会改革の提言もありました。
議員各位におかれましては、今回の口蹄疫から
の一日も早い再生・復興を果たすためにも、本
条例の趣旨を十分御理解いただき、ぜひとも御
賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、今回の提案が選挙目当てだとか、議員
定数に反対したのだから非常識だとか、書き込
みがあったようであります。私どもは、今こ
そ、県民生活が大変な時期であることから、県
民目線で県民の皆様と痛みを共有すべきとの判
断に立ちまして、今回の提案になりましたこと
を申し添え、提案理由の説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。(拍手)
〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第11号採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規
定により、質疑及び委員会の付託を省略して直
ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第11号については、原案のとおり
可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否
決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり
、知事より議案第24号から第28号までの各号
議案の送付を受けましたので、これらを一括上
程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説
明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提
案いたしました特別議案の概要について御説明
申し上げます。

初めに、議案第24号「平成21年度宮崎県歳入
歳出決算の認定について」であります。

これは、平成21年度の一般会計と13の特別会
計の決算について、地方自治法の規定に基づ
き、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要につ
いて御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入6,134億5,154万1,000円、
歳出6,062億5,091万1,000円となっており、翌年
度への繰越事業に充当する財源を差し引きます
と、実質収支は20億2,887万1,000円となっ
ております。

平成21年度の財政運営につきましては、雇用
の創出や医師の確保など、新みやざき創造戦
略に基づく重点施策を積極的に推進するととも

に、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、投資的経費の縮減・重点化や一般行政経費の徹底した見直し、さらには人件費の縮減等に努め、収支不足の圧縮を図ったところであります。今後、税収の回復が見込まれない中、社会保障関係費や公債費の増大に加えて、口蹄疫対策において多額の財政負担が生じていることから、極めて厳しい財政状況になるものと考えられます。県といたしましては、選択と集中の理念を徹底し、基金の取り崩しに頼らない財政運営の転換に向けて積極的な行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議案第25号から議案第28号までは、平成21年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略させていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、29日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時10分散会

9月29日（水）

平成 22 年 9 月 29 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外山三博 (自由民主党)
53 番 福田作弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西村賢 (新みやざき)
- 6 番 岡師博規 (日日新)
- 7 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩下斌彦 (つくしの会)
- 9 番 山下博三 (自由民主党)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 15 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 田口雄二 (新みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 24 番 河野安幸 (同)
- 26 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太田清海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満行潤一 (同)
- 30 番 水間篤典 (新みやざき)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 星原透 (自由民主党)
- 33 番 中野一則 (同)
- 34 番 横田照夫 (同)
- 35 番 丸山裕次郎 (同)
- 36 番 蓬原正三 (同)
- 39 番 新見昌安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長友安弘 (同)
- 41 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井上紀代子 (新みやざき)
- 45 番 権藤梅義 (同)
- 46 番 徳重忠夫 (同)
- 47 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩原耕三 (自由民主党)
- 49 番 黒木覚市 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 知事 | 東国原英夫 | 夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 | 嗣 |
| 県民政策部長 | 山下健次 | 次 |
| 総務部長 | 稲用博美 | 美 |
| 福祉保健部長 | 高橋博 | 博 |
| 環境森林部長 | 吉瀬和明 | 明 |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一 | 一 |
| 農政水産部長 | 高島俊一 | 一 |
| 県土整備部長 | 児玉宏紀 | 紀 |
| 会計管理者 | 加藤裕彦 | 彦 |
| 企業局長 | 濱砂公一 | 一 |
| 病院局長 | 甲斐景早 | 早 |
| 財政課長 | 日隈俊郎 | 郎 |
| 教育委員長 | 近藤好子 | 子 |
| 教育長 | 渡辺義人 | 人 |
| 警察本部長 | 鶴見雅男 | 男 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | 雄 |
| 人事委員会事務局長 | 太田英夫 | 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------|------|---|
| 事務局 長 | 日高勝弘 | 弘 |
| 事務局 次長 | 岡崎吉博 | 博 |
| 総務課 長 | 渡邊靖之 | 之 |
| 議事課 長 | 武田宗仁 | 仁 |
| 政策調査課 長 | 日高正憲 | 憲 |
| 議事課長 補佐 | 中原光晴 | 晴 |
| 議事担当 主幹 | 日高賢治 | 治 |
| 議事課 主査 | 関谷幸二 | 二 |
| 議事課 主査 | 前田陽一 | 一 |

◎ 総括質疑

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第24号から第28号までに対する総括質疑であります。

それでは、ただいまから総括質疑に入ります。

総括質疑についての取り扱いは、お手元に配付の総括質疑時間割のとおり取り運びます。

〔巻末参照〕

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の宮原義久でございます。

総括質疑に入ります前に、一言申し上げます。今回発生しました口蹄疫により、児湯郡を中心に29万頭に及ぶ家畜を殺処分することとなり、さらには、宮崎和牛の基礎となる種雄牛も、5頭を残してすべて失うこととなりました。種雄牛の造成には相当な時間と巨額の経費が必要となります。また、畜産農家の再生・復興にも多くの時間と経費を要することになります。わずか4カ月で、宮崎県経済が想像できないほど大きなダメージを受けてしまいました。このような中、関係者はもとより、県内外の多くの皆さんの心温まる手助けを受け、終息を迎えることができましたことに感謝を申し上げますとともに、再生・復興に向けての義援金に御協力いただきました多くの皆様にも、この場をかりてお礼を申し上げます。

早期の終息を迎えるために29万頭もの家畜が犠牲になっております。その多くの家畜の死が

無駄にならないように、二度と発生させないという意気込みを持ち、県民一丸となって再生・復興に向けて頑張っていかなければならないと考えております。

本日は総括質疑ということで、昨年度の決算について質疑をさせていただくわけですが、多くの皆さんは知事の出処進退のほうにより高い関心を持たれているのではないかと思います。これまでの知事の発言や一部報道の内容から推察すると、次期知事選挙には出馬しない方向で本日表明をされるようであります。多くの県民の皆様から、宮崎の再生・復興のために再出馬を望む声が多くあるわけでありましたが、不出馬の決意はかたいようであります。全国の皆さんから、「宮崎県の位置がわかった」「宮城県と間違えられなくなった」「トップセールスで宮崎の農産物のすばらしさがわかった」など、東国原知事の存在と実績は高く評価をしたいと思います。今後は、都知事だの国政だのと色々な報道がありますが、宮崎県の口蹄疫からの再生・復興に向けては、立場がどうであろうとお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

さて、平成21年度当初予算は、リーマンブラザーズの経営破綻をきっかけとする金融危機により、世界経済が100年に一度と言われる同時不況に陥っているさなかにおいて編成がなされたものであります。この予算につきまして、知事は、厳しい財政状況の中、財政規律の保持に努めながら、「雇用創出・就業支援対策」「中山間地域対策」「子育て・医療対策」「環境エネルギー対策」の4つを重点施策と位置づけ、未来へ確かな礎を築くため、「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として編成をしたとされております。予算編成時の方針に基づいて、予算

がどのように執行され、その結果、当初目的とした成果がしっかりと上げられたのかという観点から、各分野にわたって通告に従い質疑をさせていただきます。

まず初めに、平成21年度の財政運営についてお伺いをいたします。

平成21年度の一般会計決算は、歳入が6,134億円余、歳出が6,062億円余となり、前年度と比較して歳入、歳出とも350億円余の増となっております。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では20億2,887万円余となり黒字が確保されましたが、単年度収支については3億4,538万円余の赤字となり、前年度より2億3,589万円余悪化しております。

内訳を見てもみますと、歳入につきましては、自主財源である県税収入の大幅な落ち込み、依存財源である地方交付税の減少と、臨時財政対策債を含めた県債の大幅な増加が特徴的であります。歳出については、地域医療再生基金の造成や新型インフルエンザ対策などにより衛生費が67.4%の大幅増に、また、介護職員の処遇改善や介護基盤の整備のための基金造成などにより民生費が22.5%増となりましたが、災害復旧費が被災箇所の減少などにより76.4%の大幅減となっております。県債発行額は890億7,897万円余と、前年度に比べ213億807万円余の増と、6年ぶりに増加に転じましたが、これは、先ほど申し上げた臨時財政対策債が大幅に増加したことが影響しております。このため、平成19年度、20年度と減少しておりました県債残高は9,226億2,242万円と、前年度に比べ1.3%増加しましたが、臨時財政対策債を除いた県債残高は前年度より284億円余減少しており、行財政改革の努力の跡をうかがうことができます。

しかしながら、財政指標を見てもみますと、財

政構造の硬直度を示す経常収支比率が94.0%と、昨年度より若干好転はしたものの依然として高く、公債費負担比率も23.1%と、危険ラインとされる20%を超える状況が続いております。このように大変厳しい財政状況の中での県政運営であったわけではありますが、平成21年度を振り返り、この決算状況について、知事はそのように受けとめ、どう総括しているのかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わり、後は自席から質疑をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

決算の総括についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き大変厳しい財政運営を強いられております。このため平成21年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づきまして、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しのさらなる強化など行財政改革の徹底を図る一方、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進に取り組むとともに、長引く不況により低迷する本県経済対策につきましても、国の経済危機対策に対応した補正予算を直ちに措置するなど、スピード感を持って取り組んだところであります。

また、予算の執行に当たりましても、本県の財政状況について職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的・効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであ

ります。このような取り組みの結果、平成21年度は、全体としては、厳しい財政状況に対応した堅実かつ着実な財政運営を図ることができたものと考えております。以上です。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、県税収入についてお伺いいたします。

県税収入の決算状況を見てみますと872億6,275万円余と、前年度に比べ136億4,076万円余の大幅な減収となり、前年度に比べて13.5%のマイナスとなっております。これは、基幹税目である法人事業税の一部が国税である地方法人特別税となったことや、景気低迷による法人の収益減の影響によるものであります。昨今の経済状況の悪化で、税金を納めたくても納められない方もふえているようでありますが、本県における県税の不納欠損額と収入未済額がどれくらいあるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度の県税収入におきます不納欠損額につきましては1億9,506万円余となっており、前年度に比べて1,056万円余、5.1%の減となっております。県税の不納欠損につきましては、差し押さえ等の滞納処分をする財産がない場合や、滞納者が死亡したり法人が倒産するなど、明らかに徴収することができなかった場合に限り、地方税法に基づき厳格に実施をしております。収入未済額につきましては27億6,834万円余となっており、前年度に比べ1億6,000万円余、6.1%の増となっております。これは、税源移譲により調定、収入額とも大幅に増加しました個人県民税について、滞納繰越分の収入未済額が2億8,300万円余増加したことによるものであります。

○宮原義久議員 収入未済額が、答弁にありましたように1億6,000万円増の27億6,834万円余

とのことでありましたが、随分増加しております。大多数の善良な納税者との公平性の観点からもきちんと対処していただきたいと思いますが、収入未済額の圧縮に向けてどのような取り組みを行ったのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県税の収入未済額の圧縮につきましては、租税負担の公平性あるいは収入確保の観点から重要な課題であるというふうに認識しております。このため、電話催告や自宅等を訪問しての徴収、夜間における納税窓口の開設などに加えまして、自動車のタイヤロックやインターネット公売といった手法に積極的に取り組むなど、滞納整理の早期着手や滞納処分の的確な実施に努めてきたところであります。このような地道な取り組みの結果、自動車税など県が直接賦課徴収する税目につきましては、前年度に比べ6,500万円余の圧縮が図られたところであります。また、収入未済額全体の7割を超えております個人県民税につきましては、県が市町村にかわりまして滞納処分を行う直接徴収や、税務職員の併任人事交流を行うなど、市町村と一体となった徴収対策に取り組んでいるところであります。今後とも、滞納整理の早期着手や滞納処分の的確な実施に努めるとともに、市町村との連携をより一層密にして収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、県では、県税滞納者のうち特に悪質なケースについては、預金、給与、不動産などの差し押さえを従来より実施しておられます。平成18年度からインターネットを活用して公売する取り組みも行っておられますが、このインターネット公売についてどの程度の実績があったのか、総務部長にお伺

いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度におきましてはインターネット公売を5回実施しまして、自動車5件、電化製品などの動産40件、不動産1件の計46件を出品し、このうち自動車5件、動産28件の33件が総額46万9,694円で落札されたところであります。これらの落札者の9割は県外居住者となっております、見込みました額に対しまして平均して1.7倍程度の額で落札されております。インターネット公売は、広い周知効果を持ち、より高値での換価が期待できますことから、今後とも積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、中山間地域対策についてお伺いをいたします。

本年3月、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法を6年間延長する改正案が国会で成立し、4月1日から施行されておりますが、過疎債の対象に、道路や下水道といった公共事業以外に医師確保などのソフト事業が盛り込まれ、多くの中山間地域を抱える本県にとっては大変ありがたい法改正となったところであります。改めて申し上げるまでもなく、中山間地域は、人口の減少や高齢化の進行等により、地域によっては維持・存続が危ぶまれる集落も見受けられるなど、その対策は喫緊の課題となっております。このため県では、平成21年度の重点施策の一つに中山間地域対策を位置づけ、集落の活性化、日常生活の維持・充実、産業の振興など総合的に施策の推進を図ってこられたところであります。中山間地域の活性化のためにボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊派遣事業」や、都市部に居住している方の視点を活用して地域資源の再発見や地域の情報の発信を行う「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事

業」などさまざまな施策を積極的に展開されておりますが、昨年度実施した中山間地域対策施策全体の成果について、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 平成21年度の中山間地域対策につきましては、知事を本部長といたします中山間地域対策推進本部におきまして対策の方向性を、先ほど議員も御指摘の3点に整理をいたしまして部局連携して取り組んだところでございます。

まず、このうち集落の活性化につきましては、いきいき集落応援事業あるいは中山間盛り上げ隊派遣事業、こういったもので住民の自主的な活動による活力の向上、あるいは都市部住民との交流等が図られたものと考えております。

また、日常生活の維持・充実という点では、コミュニティバスなどによる地域住民の交通手段の確保等を図りましたほか、僻地医療機関に対する医師派遣などにより、中山間地域の医療の確保に努めたところでございます。

最後、産業の振興につきましては、農林業の生産基盤の整備や経営体質強化の取り組みなどによりまして、地域に適した生産振興や担い手の育成確保を図りますとともに、中山間地域雇用創出支援事業等によりまして、地域資源を活用した新たな産業や雇用の創出を図ったところでございます。

○宮原義久議員 次に、モーダルシフトの推進についてお伺いをいたします。

東九州自動車道の整備も着々と進み、県内の交通ネットワークもようやく他県のように円滑になりつつあり、企業活動に欠かすことのできないトラック輸送の利便性が高まっております。しかしながら、大都市から遠隔地にある本

県においては、大都市近郊の農産品との厳しい価格競争への対応や、昭和ソーラーフロンティアなどの企業誘致による産業振興を図っていくためにも、効率的な物流体制を構築し、輸送コストや輸送時間のハンディをできるだけ縮小する必要がありますと考えます。また、近年の世界的な景気低迷は、県内企業の経営を著しく圧迫しており、企業も物流コスト削減に向けたさまざまな取り組みを行っております。このような中、県では、陸上トラック輸送から、大量輸送が可能なカーフェリー等の海上輸送やJR貨物輸送に切りかえるモーダルシフト貨物へ補助を行う宮崎県物流効率化支援事業を、昨年度新規事業として実施しておりますが、その補助実績と成果について、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 平成21年度の補助実績でございますが、申請に基づきまして、23件、2,157万1,000円の交付決定を行ったところでありますけれども、景気低迷の影響などによりまして、当初予定しておりました貨物量を下回った事業者が多かったことから、最終の確定額は、16件、1,220万8,000円となったところでございます。この事業の実施によりまして、トラック輸送から海上または鉄道輸送へのいわゆるモーダルシフト、あるいは県外港から県内港利用への移行が一定程度図られまして、本県物流の効率化に寄与することができたのではないかと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、移住対策についてお伺いをいたします。

知事のマニフェストの中で最も順調に数値目標を達成されたのが、本県への100世帯移住でありました。就任直後からのトップセールスなどの成果もあり、就任わずか2年でその目標を達

成されております。その後、知事は、さらに100世帯ほど上乗せをする気持ちで移住政策に取り組みたいとして、移住セミナーの開催など、「宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業」を実施されているところであります。しかしながら、県が設けております移住情報ホームページのアクセス件数を見ますと、平成19年度には3万5,000件以上あったアクセス件数が、昨年度は1万8,000件程度にまで減少しております。本県への移住志向が急速にトーンダウンしているようにも感じられます。そこで県民政策部長にお伺いしますが、昨年度開催した移住セミナーや相談会への参加者がどれくらいあったのか、実際に本県へ移住されてきた世帯数の実績とあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○県民政策部長（山下健次君） 「宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業」でございますけれども、これは移住セミナーと相談会をあわせて開催をしてきているところでございます。21年度は東京、大阪、名古屋の3会場で開催しておりまして、移住セミナーの参加者数は、平成20年度と比べますと約1割減の624人となっておりますけれども、相談会における相談件数、こちらのほうは約1.5倍、271件ということでございます。また、21年度における本県への移住実績ですが、42世帯となっております。19年度が41世帯、20年度が60世帯ということでございますので、3カ年度では143世帯の移住が実現しているところでございます。

○宮原義久議員 それでは次に、医師不足対策についてお伺いをさせていただきます。

平成16年度から始まった臨床研修制度により、研修医みずからが研修施設である病院を選べるようになり、若い医師が都市部の病院での

勤務を希望する傾向が強くなっております。このため、これまで大学の附属病院に勤務していた研修医が都市部の病院へ移ってしまい、地方の医師不足に拍車をかけておるのが現状であります。本県は人口10万人当たりの医師数が229.0人で、全国平均の224.5人を上回ってはいるものの、全国的な傾向と同様で、宮崎など都市部に集中している現状があります。私の地元である小林市の小林市立病院は、西諸地域の中核を担う医療施設であるにもかかわらず、内科医が1人だけの体制となっております。内科の入院患者や救急患者を受け入れられない非常事態が続いているところであります。このような中、県でも懸命に医師確保に奔走されていることは理解いたしておりますが、部長マニフェストの成果報告にありますとおり、昨年度は、医師派遣システムによる新たな医師の確保及び派遣の実績がゼロという結果になってしまいました。医師確保ができなかった理由と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師確保につきましては、医師を県職員として僻地に派遣する医師派遣システムにより、平成19年度に1名、平成20年度に1名採用したところです。平成21年度につきましても、「みやざき地域医療応援団」の登録医師や自治医科大学卒業医師への働きかけを行いました。本人の将来設計や家族の問題等もあり、残念ながら採用までには至らなかったところであります。また、市町村と連携した病院説明会の開催等の取り組みでは、常勤1名、非常勤1名の合わせて2名の医師を確保することができ、現在、僻地公立病院に勤務いただいております。

医師の確保は、安心・安全な県民生活を確保する上で重要な課題でありますので、引き続

き、関係市町村と連携した活動のほか、医師派遣システムや医師修学資金貸与制度の活用、さらには宮崎大学の地域医療学講座への支援など、総合的に取り組むことによりその確保に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、児童虐待防止対策についてお伺いをいたします。

ことし7月、大阪市のマンションで幼児2人が放置され死亡するという痛ましい事件が発生をいたしました。逮捕された母親は、幼い子供2人を自宅に残したまま満足な食事も与えず、長期の外泊を繰り返すという、私たちには全く理解できない行動をとっており、驚きよりも怒りを覚えるような事件でありました。こうした育児放棄を含む児童虐待の相談件数は、近年増加傾向にあるようではありますが、本県における昨年度の相談件数と、その後どのような対応をとられたのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 昨年度、県内3カ所の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談対応件数は365件であり、全国同様、過去最多となっております。その後の主な対応につきましては、虐待の程度から、親子分離等が必要と判断し施設への入所措置を行ったものが64件、在宅での支援が可能と判断し通所による継続的なカウンセリング等を行ったものが91件、親に対する育児のアドバイス等で対応できたものが204件となっております。

○宮原義久議員 大阪の事件のようなケースを防ぐために、児童虐待防止法が改正され、虐待のおそれのある家庭に児童相談所が強制的に立入調査を行うことができるようになっておりますが、現場での対応の難しさもあって、全国的にも実施事例は数件しかないと聞いているとこ

ろであります。本県において立入調査を実施した事例があるのか、その実施の判断とあわせて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県におきましては昨年度、児童虐待防止法に基づいて児童相談所が強制立入調査を行った事例はありません。実施の判断につきましては、通告より原則48時間以内に子供の安全が直接確認できない場合、立入調査を行うこととしております。

○宮原義久議員 それでは次に、警察本部長にお尋ねをいたしますが、児童虐待をしたとして保護者などが検挙された件数がどれくらいあるのかお答えください。

また、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命・身体の保護という観点から、警察の対応も大変重要であると思っておりますが、児童虐待に対する対策としてどのような取り組みをされたのか、あわせて警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 児童虐待の検挙件数でございますけれども、昨年中、全国では335件、356人を検挙しております。本県におきましては、7件、7人を検挙しておりますが、いずれもこれは、統計をとり始めました平成11年以降では最多となっております。本県での検挙の態様でございますけれども、昨年の7月に延岡市で発生いたしました乳児に対する傷害致死事件など身体的虐待が5件、強制わいせつ事件など性的虐待が2件となっております。なお、本年はこれまでに、昨年と同数の7件、7人を検挙しているところであります。

警察の取り組みであります。児童相談所など関係機関と緊密な連携を図りまして、児童の安全が疑われるような事案の情報を入手いたしました場合は、警察官が直接その安全を確認す

るとともに、事件性が認められるものにつきましては迅速・的確な捜査を行うようにしているところであります。

○宮原義久議員 次に、生活保護世帯の状況についてお伺いをいたします。

平成21年の平均完全失業率は、前年より1.1ポイント上昇の5.1%で、過去最大の上昇幅を記録しました。また、平成21年の平均有効求人倍率も0.47倍で、前年より0.41ポイント低下し、年平均では過去最低の倍率となるなど、長引く景気低迷が厳しい雇用環境に拍車をかけております。このような中、全国的に生活保護受給世帯が急増しているとのことでありますが、本県のように雇用の受け皿が少ない地域ではかなり深刻な状況になっているようであります。また、一部報道によりますと、生活保護世帯を支援する職員、いわゆるケースワーカーが受給世帯の急増に追いつかず、1人当たりの負担が急増しているとのことであります。本県において昨年度の生活保護受給世帯や受給者がどれくらい増加したのか。また、急増する生活保護世帯に対してケースワーカーが十分なケアができていのかどうか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成22年3月における県全体の生活保護受給世帯数は1万1,525世帯、受給者数は1万5,408人となっております。これを平成21年3月と比較しますと、世帯数で1,146世帯、11.0%、受給者数で1,668人、12.1%のそれぞれ増加となっております。このため、福祉事務所によっては新規申請の増加に伴う処理に追われ、生活保護世帯への対応が十分できていない状況が見受けられるところであります。今後とも各福祉事務所に対しまして、ケースワーカー等必要な人員を確保

し、生活保護を適正に実施するよう指導・助言に努めてまいります。

○宮原義久議員 次に、近年、生活保護の不正受給もふえていると聞いておりますが、昨年度、本県においてどれくらいの不正受給があったのか。今後の不正受給防止対策を含めて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 昨年度の生活保護に係る不正受給件数は179件となっており、内容としましては、就労収入の無申告や過少申告などがあります。各福祉事務所におきましては、生活保護世帯に対して収入申告義務の周知徹底を図るとともに、収入状況の実態を的確に把握するための関係先調査を実施するなど、不正受給の防止に努めているところであります。県としましては引き続き各福祉事務所に対し、こうした対策を徹底するよう指導・助言に努めてまいります。

○宮原義久議員 次に、介護職員処遇改善交付金についてお伺いをいたします。

介護職員については、厳しい労働環境などもあって、全国的に離職率が高く、人材の確保が厳しくなってきております。このような中、介護職員の賃金改善などを目的とする介護職員処遇改善等臨時特例基金が昨年度の補正予算で設置されました。介護職員の給与を月平均1万5,000円引き上げる交付金を介護サービス事業者に交付する事業が行われております。この交付金の申請率が、実は本県は全国で最も低く、3月末時点で72%と、全国平均の82%を10ポイントも下回っております。事業所の事情などもあって低い申請率になっているようではありますが、こうした申請率の状況を踏まえ、この交付金事業の成果をどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、この事業の問題点や効果を把握し、今後の取り組みの参考とするため、交付金対象となる県内の約1,100事業所に対し、本年4月にアンケート調査を実施したところです。その結果、交付金を申請しない理由として、「他の職種との公平性の点から困難」「交付金終了後の取り扱いが不透明」といったことが上げられておりました。一方、申請を行った事業所では、その効果として、「介護職員の意欲向上」「職員間の賃金格差の是正」「介護サービスの質の向上につながった」などの回答があり、一定の成果があったものと考えているところであります。

○宮原義久議員 それでは次に、地球温暖化対策についてお伺いをいたします。

県では、地球温暖化対策や循環型の社会づくりに向けた社会システムの構築を目的に、事業者と消費者、行政などが連携して、レジ袋を削減するための取り組みについて、昨年度、関係者などと協議を行ってこられたところであります。当初の予定では、ことし6月からスーパーなどでのレジ袋無料配布を中止し、有料化を図る方向で調整が進められてきましたが、景気低迷の影響などを受けて、参加を予定していた大手事業者が有料化を断念したことから、足並みが乱れ、有料化が見送りになったと聞いております。一方、青森県では、ことし1月25日からレジ袋の有料化が開始されております。経済状況が悪いのは全国どこの地域も同じだと思いますが、本県ではできなかったことが現実としてできております。本県におけるレジ袋有料化見送りについて、県はどのような調整を行ってきたのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） レジ袋の無料配布中止につきましては、昨年4月に、事業

者、消費者、行政等で構成いたします「宮崎県レジ袋ゼロ作戦推進協議会」を設立いたしまして、協議会や事業者会においてその実施に向けて検討してまいったところでございます。この取り組みに当たりましては、消費者にその意義を十分理解していただくとともに多くの事業者の参加が重要であるため、県におきましては、県民への周知啓発や参加事業者の募集、事業者との個別協議を行ってきたところであります。しかしながら、ことし5月末の協議会におきまして、昨年秋からスーパーマーケットの売り上げが急激に減少するなど経営環境が悪化している中におきましては、一部の事業者だけでレジ袋の無料配布中止に踏み切ることは困難であり、「当面見送る」との結論が出されたところであります。レジ袋の削減につきましては、消費者がみずから取り組むことのできる地球温暖化対策の一つでありますことから、県といたしましては、事業者や消費者等との連携を一層図りながら継続して取り組むことが重要であると考えております。

○宮原義久議員 次に、県産材の需要拡大についてお伺いをいたします。

全国の平成21年の新築住宅着工件数は約78万8,000戸で、前年度に比べてマイナス27.9%と、2年ぶりに減少に転じたところであります。また、本県においても木造住宅を含む新築住宅の着工件数が減少しておりますが、こうした住宅着工件数の低迷が木材価格の動向にも影響を及ぼしております。昨年1年間における1立方メートル当たりの木材の平均価格は8,900円で過去最低となり、昨年6月には7,700円まで下落したところであります。平成元年には約2万円あった価格が、平成16年には1万円を割り込み、下落傾向に歯どめがかからない状況であり

ます。このままでは林業経営が早晩立ち行かなくなるのは明らかであります。その対策にもはや一刻の猶予もない状況だと考えておりますが、県産材の需要拡大について、昨年度、木造住宅建設に関して県はどのような取り組みを行い、その成果はどうだったのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 木造住宅建設を通じました県産材の需要拡大につきましては、「宮崎スギ高品質材の家づくり促進事業」などによりまして、木材業界と住宅業界が連携して外材を県産材へ転換するモデル的な取り組みなどを支援したところでございます。特に昨年度は住宅着工が大きく落ち込んだことから、「「みやざきスギ」の家づくり促進緊急対策事業」によりまして、県産材をたっぷり使った木造住宅づくりや、大黒柱1本を含む杉の柱81本をプレゼントする取り組みも実施したところでございます。また、木材利用の意義や木造建築のよさを広く県民に理解してもらうため、木のある暮らし創出推進事業等によりまして、木と触れ合うイベントによる普及啓発や、展示効果の高い木造施設への支援などに努めておるところでございます。これらの取り組みによりまして、全国の住宅着工戸数が大きく減少する中で、本県の木造住宅につきましては小幅な減少となったところでございます。また、全国の木材需要量につきましても大きく減少しておりますけれども、本県におきましては、住宅の部材となる製材用丸太の生産量を中心に増加しているところでございます。

○宮原義久議員 次に、県産品の販路拡大についてお伺いをいたします。

東国原知事の就任以降、県庁ツアーの観光客をうまく取り込み、物産館の売り上げが大幅に

伸びていることは御案内のとおりであります。県庁横のみやざき物産館だけを見ても、平成18年度には1億4,000万円だった売り上げが、平成21年度には8億9,000万円にまで増加しております。東京の新宿みやざき館KONNEや大阪支部を含めると、平成18年度に5億5,000万円だった売り上げが13億7,000万円にまで伸びております。このような状況を踏まえ、県物産貿易振興センターの運営について、かつては多額の補助金が助成されておりましたが、知事の方針により昨年度から打ち切られることとなりました。口蹄疫の発生を受け、平成22年度の売り上げは8月22日現在で、4月末にオープンした福岡の天神みやざき館KONNEの分を含めましても、前年度比24.4%の減となっております。口蹄疫の影響や、恐らく知事が宮崎を去られることとなりますので、そうしたことによる反動などもあって物産館の売り上げが今後も厳しくなることが想定されます。そこでお尋ねいたしますが、昨年度末時点の県物産貿易振興センターの繰越金はどれくらいあるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 繰越金でございますが、平成21年度末で約3億2,400万円となっております。

○宮原義久議員 ただいま答弁ありましたように、繰越金が3億2,400万円とのことでしたが、今後売り上げが減少してくれば、この繰越金も当然目減りしていくこととなります。県から補助金がない状態で、このまま安定的な運営を図っていくことができる見通しがあるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在、物産貿易振興センターは、知事就任以降、各アン

テナショップの売り上げの大幅な伸び等によりまして収益が上がり、その経営状況は非常に順調でございます。しかしながら、ことしあたりからその売り上げが伸び悩んでおりまして、また今般の口蹄疫の影響などによりまして、特にみやざき物産館の売り上げが減少している状況でございます。したがって、今後、センターの持続的な経営安定を図るためには、県産品のブランド力の向上はもとより、大都市に向けての販売促進キャンペーンの推進、あるいはアンテナショップの多店舗展開、外販・外商機能の強化等に積極的に取り組みまして、自主財源である販売手数料の確保を図っていく必要があると考えております。また、経費の徹底した見直しや事業の選択と集中によりまして、一層の経営効率化に努める必要があると考えております。県といたしましては、県産品の販路開拓、需要拡大によって地場産業の発展に寄与するというセンターの公益的な役割に十分配慮しながら、センターの安定経営に向けてしっかりと連携・協調してまいりたいと考えております。以上でございます。

○宮原義久議員 次に、県信用保証協会による保証についてお伺いをいたします。

平成21年の本県経済を振り返ってみますと、前年9月のリーマンショックによる世界的な景気悪化の影響を受けて急速に落ち込み、生産、消費、雇用すべての面において県内経済がさらに悪化した年でありました。その後、後半に入ってから生産活動に持ち直しの動きが見られましたが、消費者動向や雇用情勢は厳しい局面が続く、これらの影響を受け、本県の中小企業経営を取り巻く環境は厳しさを増しているところでもあります。このような中、中小企業の円滑な資金調達を図るため、県の信用保証協会の役

割が大変大きくなっているわけではありますが、昨年度の宮崎県中小企業融資制度に係る保証承諾の件数、金額、業種について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

また、近年、代位弁済もふえているようですが、その件数と金額、保証協会に対する県の損失補償額についてもあわせてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、昨年度の保証承諾実績ではありますが、4,511件の411億6,600万円余であります。これを業種別に見ますと、建設業が1,553件の139億6,400万円余、小売業が737件の58億7,000万円余、卸売業が471件の58億1,200万円余などとなっております。

次に、代位弁済でございますが、264件の17億9,600万円余となっております。また、信用保証協会に対する県の損失補償額につきましては8,800万円余となっております。

○宮原義久議員 今御答弁いただきました損失補償に関しまして、平成21年2月議会で「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」が策定をされました。これは、県の保証協会において代位弁済をした際の損失の一部を県が補償した場合に発生する求償権について、知事が求償権放棄を承認することができるというものであります。昨年度の実績の中で知事が求償権を放棄したものがどの程度あったのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 信用保証協会の求償権の放棄に係る知事の承認でございますが、これまで信用保証協会から対象となる申請がなかったことから、実績もありません。

○宮原義久議員 この条例の議論の中では、「中小企業を破綻に追い込まないようにするた

めには必要な条例であるが、求償権の放棄は県民の財産の放棄であり、承認を執行するに当たっては慎重な運用をお願いしたい」との要望がそのときありました。昨年度の実績はないとの答弁でありましたが、今後申請があった際には慎重な議論と判断をお願いしたいと思えます。

次に、農商工連携についてお伺いをいたします。

農山村には、その地域の特色ある農産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんありますが、こうした資源を有効に活用するため、農業生産者と商工業者がそれぞれの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発、販売に取り組む農商工連携が全国的に活発化しつつあります。本県におきましても既に多様な取り組みが始まっておりますが、農商工連携の取り組みが地域経済の成長を牽引するまでには至っておりません。しかしながら今後、農商工連携によって農業生産者の意欲が喚起され、地域の活力回復のきっかけとなり、あわせて農業生産法人などによる地域の雇用の創出や、地域の農産物等を活用した付加価値の高い商品づくりの促進などに大きな期待を寄せられているものであります。農商工連携について昨年度取り組んだ内容と成果について、関係部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 商工観光労働部におきましては、21年度は、県と関係団体で構成します農商工連携推進ネットワーク会議におきまして、県内の取り組み状況や国、県施策の情報交換等を行うとともに、シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布などによりまして事業の普及啓発に努めたところでございます。また、県産業支援財団に造成しました

農商工連携応援ファンドによりまして、新商品開発や販路開拓など14事業に3,055万円余の助成を行ったほか、国の支援を受けられる事業計画として認定されたものが2件となっております。今後とも、農政水産部を初め関係部局や産業界と連携しながら農商工連携の取り組みを支援していきたいと考えております。

○農政水産部長（高島俊一君） 農政水産部における昨年度の取り組みといたしましては、新たに「連携推進室」を設置いたしますとともに、農業振興公社を農業法人等と商工業者の具体的な連携をコーディネートする拠点として位置づけまして、農商工連携に取り組む農業法人や企業等に対し多様な支援を行ってきたところでございます。具体的には、農業振興公社と連携して「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」により、IT企業と地元農業法人とが連携して行う大規模園芸施設の整備に対する支援を行うほか、「みやざき発・業務用農産物生産拡大事業」により、食品産業のニーズに対応して、加工・業務用農産物の生産拡大に取り組む18の農業法人等の活動を支援いたしまして、その結果、107ヘクタールの生産が拡大されるなどの成果が上がったところでございます。

○宮原義久議員 次に、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。

耕作放棄地の増加は、地域の景観を損なうだけでなく、有害鳥獣の隠れ場所にもなるなど近隣の農作物への被害をもたらし、ひいてはその地域全体の活力にも悪影響を及ぼすことから、その解消は喫緊の課題となっております。県が平成21年に実施した実態調査によると、県全体で2,555ヘクタールの耕作放棄地が確認され、このうち1,151ヘクタールが「再生利用を図るべき

農地」とされております。こうした状況を踏まえ、平成20年度からみやざきフロンティア農地再生事業を推進し、この年には76ヘクタール、昨年度は79ヘクタールの耕作放棄地の解消が図られました。しかしながら、この事業による2年間での解消実績では、耕作放棄地の完全な解消には不十分ではないかと考えます。耕作放棄地は毎年発生していると考えますが、今後の耕作放棄地の完全な解消に向けた見通しと、耕作放棄地を発生させないための取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 耕作放棄地の解消につきましては、農用地区域内に存在し、今後農地として活用すべきものについて再生整備を進めているところでございまして、平成20年度から21年度にかけましては、国、県の事業の活用のほか、農家の自主的な取り組みにより277ヘクタールの解消が図られたところでございます。しかしながら、新たに219ヘクタールの発生が見られたところであり、今後とも、再生整備とあわせて担い手への利用権設定等を行うことが必要であると考えております。このため県といたしましては、改正農地法に基づき毎年行うこととされております農地の利用状況調査や、農業委員会への農地相続の届け出が適正に行われ担い手への農地集積が図られるよう、市町村や関係機関・団体と十分連携してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、環境保全型農業についてお伺いをいたします。

国土や環境の保全など、食料供給機能以外で農業や農村の持つ役割を高めることや食料自給率を高めることなどを目的に、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法には、我が国の農業の持続的な発展を図るため、農業の自然循

環境機能の維持増進が不可欠であると規定されております。食の安全・安心に関する県民の意識が高まる中、有機農業に対する消費者ニーズが高まってきておりますが、一方で、化学肥料や農薬などへの過度な依存による環境の悪化も指摘されており、環境と調和のとれた持続的な農業生産が立ち行かなくなる事態も生じてきているようであります。

ことし4月に国が発表した調査によると、農業者の環境保全型農業の取り組みに対する意識は、大変関心が高いようであります。また、都道府県知事が認定するエコファーマーも近年は増加傾向にあり、ことし3月時点で全国で20万件近くが認定されております。全国的に環境保全型農業の推進が図られておりますが、県では昨年度どのような取り組みをされたのか、その成果とあわせて農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、環境保全型農業を進めるため、微生物農薬や天敵の導入など化学農薬使用の低減に向けた研究開発や、土壌診断等に基づく効率的な肥培管理の推進、また、エコ農業モデル産地育成事業等による環境保全型農業を実践するエコファーマーに対する支援などを行ってまいりました。このような取り組みにより、エコファーマーについては現在3,000名程度で推移をしております。堆肥を利用した土づくりや化学肥料、化学農薬の積極的な低減、さらには微生物農薬による本県独自の防除技術の普及など、環境保全型農業の取り組みが着実に定着しつつあると考えております。

○宮原義久議員 次に、水産振興対策についてお伺いをいたします。

平成21年漁業生産統計によると、本県の昨年

の漁業生産は水揚げ量9万8,000トンで、前年と比べて1.2%の減、金額は324億1,000万円で、前年と比べて11.3%減と、過去10年間で最低水準となっております。また、平均魚価も329円と、前年と比べて37円低下しておるのが現状であります。御案内のとおり、漁業は農業と異なり、産業の特性が狩猟であるため、その生産性を追求していくことには限界があります。一方、魚の値段は市場での競りや入札で決められ、生産コストが反映されることはありません。近年の原油価格の高騰などで漁業経営が危機的な状況を迎える中、安定した経営を図っていくためには魚価対策が重要であると言われております。新たな販路開拓や新商品の開発、ブランド化などを行うことによって漁協や漁業経営者の販売力を強化して、魚価の向上、漁業所得の安定的な確保を図っていく必要があると思っております。県では昨年度、「魚価確保のための新しい流通づくり推進事業」を新規事業として実施されましたが、事業の内容と成果について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 「魚価確保のための新しい流通づくり推進事業」につきましては、漁協や漁連が主体となって行う新たな販売方法等の検討・実証に係る支援を行い、漁家所得の向上を目指すものであります。具体的には、単価の低かった小型アジについて、ニーズが強く、より単価の高いマグロはえ縄用の生きえとして出荷する取り組みのほか、これまで消費地の市場に出荷していた養殖カンパチについて、新たに直接取引のルートを開拓することによる流通コストの低減や、主に県外に出荷されていたカツオについて、県内における新たな市場開拓に努めるなど、漁協や漁連の新たな取り組みを支援いたしました。これらの取り組みを

通じて漁協や漁連の新たな販売方法等の確立が促進され、ひいては漁家所得の向上が図られたものと考えております。

○宮原義久議員 次に、建設産業対策についてお伺いをいたします。

本県の建設産業は、県土の保全や生活環境の基盤づくりなど社会資本整備の担い手であり、また県内の就業者数の1割を占めるなど、基幹産業として地域経済の安定・発展に大きな役割を果たしております。しかしながら、近年の公共事業の大幅な減少や、入札・契約制度改革などによる競争の激化、長引く景気の低迷などの影響を受けて、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面をしております。知事は平成21年2月議会の提案理由説明の中で、「建設産業対策としては、建設投資の大幅な減少等に加え、景気後退の長期化及び深刻化が懸念されることから、引き続き、技術と経営のすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを進めるとともに、大変厳しい経営環境にある建設産業を初めとする中小企業の資金調達を円滑にし、経営基盤強化や新分野進出など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行う」と言われております。そこで県土整備部長にお尋ねしますが、昨年度実施した建設産業育成総合対策事業、これは当初予算額約1億8,300万円の事業であります。この事業にどのように取り組み、どのような成果があったのかお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県におきましては、大変厳しい経営環境にある建設産業に対し、その健全な発展を図るため、建設産業対策を重点施策に位置づけ、総合的な対策を講じてきたところであります。具体的には、県内9カ所に設置した経営相談窓口において88件の経営相談を受けたほか、県内3カ所で新分野進出セ

ミナーを開催いたしました。また、建設業に軸足を置きながら新分野への進出を目指す29業者に対して補助を行うとともに、建設業者等の資金調達を支援するため、県建設事業協同組合等が行う融資事業の原資として1億1,800万円の無利子貸し付けを行い、組合から事業者に対し275件の低利融資が行われたところであります。このような取り組みにより建設業者における経営基盤強化のための環境整備などが図られたものと考えております。

○宮原義久議員 次に、公共工事の品質確保についてお伺いをいたします。

入札・契約制度改革による一般競争入札の拡大は、事業者のコストの削減努力を促す契機となりましたが、このことは品質確保や品質向上の努力と一体として実施されなければ、公共工事の品質低下に結びつく側面を有していることは当然のことです。公共工品質確保強化事業は、公共工事の実施に当たって、適切な施工体制のもとで行われることが重要であり、施工体制監視チームによる施工体制の重点点検を実施することで、手抜き工事や下請業者への過度なしわ寄せなどを防ぎ、公共工事の品質確保を図っていこうとするものであります。昨年度の全体工事件数のうち、どの程度重点点検が実施されたのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

また、監視チームによる品質確保に取り組まれておりますが、どのような具体的な成果があったのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 施工体制監視チームによる点検の実績につきましては、平成21年度に施工中であった3,065件の工事のうち475件について、主任技術者の常駐状況や下請

契約の締結内容、元請業者の下請に対する関与などについて点検を実施いたしました。その結果、幾つかの工事で、施工体制台帳が備えつけられていなかったり、下請業者との工程会議が開催されていないなど、一部不十分な点が確認され、その都度、発注機関を通じて是正指導を行ったところであります。また、指摘事項改善の徹底を図るために、平成21年度下半期からは、同一工事について複数回の点検を実施したところであります。この監視チームの点検を通じて、手抜き工事や下請業者への過度なしわ寄せを防止するとともに、発注者と受注者双方の施工体制の確保に関する意識の向上が図られ、公共工事の品質確保につながったものと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、学力向上対策についてお伺いをいたします。

平成19年度に始まった全国学力・学習状況調査は、昨年度で3回目の実施となりました。ちなみに、この年までは全員参加の方式で行われております。本県の状況は、中学校では、国語、数学ともに全国平均を上回りましたが、小学校の国語と算数の「活用に関する問題」については全国平均を下回っておりました。また、県内の教育事務所ごとの結果では、宮崎市を中心とした宮崎地域と一部の郡部で正答率に大きな差があらわれるなど課題も見つかっております。過去3回の調査結果を踏まえ、本県の児童生徒の学力の状況をどのように分析されているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 過去3回の全国学力・学習状況調査におきまして、本県の状況を国語と算数・数学の平均正答率の合計で見ますと、小学校では、平成19年度に全国平均を若干上回りましたが、20年度と21年度は全国平均を

若干下回っております。中学校では、過去3回いずれも全国平均を上回っております。このように、本県の学力の全体的な状況といたしましては、小学校、中学校ともにほぼ全国平均であり、おおむね良好であるととらえておりますが、学習して身につけた知識や技能をもとに、みずから考え、判断し、表現しながら課題を解決するといった「活用する力」につきましては、課題があるにとらえております。なお、今年度は抽出調査での実施でありましたが、傾向としてはこれまでと同様でありました。以上です。

○宮原義久議員 ただいま答弁をされた分析の状況から見て、本県における小中学校の学力向上についてどのような取り組みがなされたのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 過去3回の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえまして、その改善を図るために、各学校におきましては改善計画書を作成し実態の分析を十分に行うとともに、特に平成21年度からは、「活用する力」を向上させていくことを重点として、指導方法の工夫・改善等に積極的に取り組みながら、学校全体で学力向上対策を推進しているところであります。県教育委員会におきましては、本県独自の学力調査の結果とあわせて分析することによりまして地域の課題を明らかにし、それらの改善を図るため、各教育事務所におきまして教員の指導力を高める授業研究会に取り組んでおります。また、算数・数学におきまして学習内容の確実な定着を図るために、単元ごとの評価問題をインターネットで配信するウェブ学習単元評価システムを構築し、今年1月から運用を開始し、県内すべての小中学校での活用を目標として、現在、順次取り組みを進めている

ところであります。さらに、今年4月からは「学力・授業力向上担当」という部署を教育委員会の中に設置いたしまして、本県における学力向上・授業力向上対策に重点的に取り組むこととしたところであります。

○宮原義久議員 次に、生徒の薬物乱用防止対策についてお伺いをいたします。

近年、有名芸能人による薬物乱用事件が相次ぎ、メディアでも連日取り上げられるなど大きな社会的問題となっております。本県でも昨年、宮崎市内のサーフショップ店長などが大麻取締法違反で検挙された事件を初め、幾つかの薬物事犯が大きく報道されました。検挙者数も89人と、前年に比べて10人増加をしております。全国的な薬物事件の発生を受けて、県教育委員会では昨年の7月から8月にかけて、県立学校の生徒約5,300人を対象に「大麻等薬物に関するアンケート調査」を実施しております。その調査結果はかなり衝撃的なものでありました。「薬物の使用について誘われたことがある」と答えた方が38人、「薬物を使用している生徒の噂を聞いたことがある」45人、「薬物を使用している人を見かけたことがある」23人、「友人などから薬物使用を誘われたら断れず使用する」39人、いずれも全体的な割合としては低いのですが、調査の対象生徒が各学校の各学年1クラスのみということを考えますと、この人数は氷山の一角にすぎないということになりますが、このアンケート調査を踏まえてどのような対策をとられたのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 「大麻等薬物に関するアンケート」の調査結果を受けまして、県教育委員会といたしましては、公立中学校及び県立学校に対しまして9月に調査結果のまとめを

送付しますとともに、薬物乱用防止教室等を実施することや、全校集会等の機会をとらえて、繰り返し繰り返し、生徒に対する指導を行うことなどについて通知したところであります。また、国や県の関係機関と「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」」という薬物乱用防止共同アピールを行い、これを内容とするチラシを学校や保護者等に配布し啓発しますとともに、本年3月には宮崎県の広報として共同アピールを新聞に掲載し、「忍び寄る大麻やシンナーなどの薬物から青少年を守ろう」との呼びかけを県民に向けて行ったところであります。

○宮原義久議員 先ほど申し上げましたとおり、薬物使用を実際に誘われたり現場を見たりしている生徒が現実にいるわけでありますから、こうしたケースについて学校現場ではどのような対応をとられたのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 今回のアンケート調査は無記名で実施をいたしましたが、薬物使用を誘われたり使用している人を見かけたりした生徒が在籍する各学校におきましては、アンケート結果を踏まえまして、警察と連携しながら薬物乱用防止教室を実施したり、臨時の全校集会で、絶対に誘いに乗らないという指導の徹底を図ったところであります。また、ホームルーム活動や保健体育科の授業におきまして、薬物乱用防止DVDを活用した指導を行ったりするなど、身近なところでも起こり得るという危機感を持って対応したところであります。

○宮原義久議員 次に、スポーツの振興についてお伺いをいたします。

宮崎国体の記念事業として昭和56年に始まった宮崎女子ロードレース大会は、年明け最初の女子の長距離公認レースとして、国内の一流選

手が集まり、これまで本県スポーツの振興に大きな役割を果たしてきましたが、ことし1月、30回目の節目を迎えたところでその歴史に幕をおろしました。歴代の優勝選手を振り返ってみますと、ロサンゼルスオリンピックマラソン代表の増田明美さんを初め、アトランタオリンピック1万メートル代表の川上優子さんや千葉真子さん、アテネオリンピック金メダリストの野口みずきさんなどそうそうたる顔ぶれであります。

女子の長距離大会の増加で有力選手の確保が困難になったことや、不況による資金難などがこの大会が廃止になった理由であります。本県スポーツの底上げを図ってきた大きな大会だけに、なくなってしまうことは大変残念であります。30年にも及んだ宮崎女子ロードレース大会をどのように総括し、その遺産を今後どのように活用していくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 宮崎女子ロードレース大会は、宮崎国体の記念事業として昭和56年にスタートし、その後30年にわたり新春恒例の大会として、地元の報道3社を初め関係機関との連携により、今年1月まで開催してまいりました。その間に、お話がありましたように多くの選手がこの大会をステップにしてオリンピックや世界選手権などで活躍するなど、我が国の陸上女子長距離界のレベルアップに貢献するとともに、県民に感動を与え、全国に「スポーツランドみやざき」を発信してまいりました。

このような中、全国各地で女子の長距離レースが開催されるようになり、本大会の競技レベルの維持や有力選手の招致が難しくなるなど、大会に対する期待に十分こたえることができなくなってまいりましたことや、国体開催記念事

業としての意義や女子長距離選手育成など、所期の目的は十分達成することができたため、第30回という節目をもって大会を終えることにいたしましたところであります。

今後につきましては、引き続き、スポーツを通して県民に感動と元気を与えるために、30年間培ってまいりました報道各社等との緊密な連携や運営のノウハウを継承して、県外から一流のスポーツチームを招聘し本県チームとの招待試合などを行う「宮崎チャレンジマッチ」を開催することにしたところであります。

○宮原義久議員 次に、企業局の平成21年度決算についてお伺いをいたします。

平成21年度の公営企業会計決算では、電気事業については5億6,300万円余の黒字となり、前年度より1億8,500万円減少しましたが、昭和50年度以降35年連続の黒字を達成しております。また、工業用水道事業も7,300万円余、地域振興事業も530万円余の黒字となっております。また、平成21年度末の電気事業の企業債残高は68億9,900万円余で、前年度より6億7,600万円減少しております。工業用水道事業の有利子負債残高も1億1,800万円余と、前年度より約4,500万円の減、無利子負債残高も31億円余と、前年度より5,100万円の減少となっております。着実に削減が行われており、大変健全な財政運営に努められていると思いますが、平成21年度の決算状況についてどのように受けとめ、どのように総括しているのか、企業局長にお伺いをいたします。

○企業局長（濱砂公一君） 平成21年度は、ダムの存在する地点の降雨量が昭和37年度以降最低となりますなど厳しい状況もございましたけれども、基幹の電気事業及び工業用水道事業につきましては、経費節減や計画的な設備投資な

ど効率的な運営に努めますとともに、地域振興事業におきましては、指定管理者制度も2期目に移行し、一層のサービスの向上等に取り組みました結果、3つの事業とも純利益を確保できたところでございます。このような中で、引き続き、森林整備や環境関連事業等の財源といたしまして、一般会計に6億円の貸し付けを行いますとともに、水源涵養林を育成する緑のダム造成事業などにも取り組みました。さらに、地域特性を生かした新エネルギー分野への新たな取り組みといたしまして、県の施策との連携を図りながら、太陽光発電設備の設置やマイクロ水力発電の事業着手を行ったところでございます。このようなことから、平成21年度は、おおむね順調な経営を確保しながら、県財政や地域への貢献など公営企業として県民福祉の向上に寄与できたものと考えております。

○宮原義久議員 次に、医療費の滞納問題についてお伺いをいたします。

平成21年度の県立病院事業は11億2,800万円余の赤字で、収益、費用ともに減少し、前年度に比べて約2億5,900万円も悪化したところであります。この決算の状況については、今議会のこれまでの質問の中でいろいろと議論されておりますので、きょうはこの部分には触れませんが、これだけ景気の状態が悪くなってまいりますと、税金の滞納者が増加すると同様に、県立病院においても患者さんの治療費の未払いが増加しているのではないかと懸念をしております。昨年度、県立病院でどれくらいの治療費の未払いがあったのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成21年度新たに発生した個人負担分の未収金は、件数が842件、金額が2,900万円余となっております、過

年度分を含めた年度末での件数及び残高は、3,843件の1億7,100万円余となっております。

○宮原義久議員 ただいま答弁がありましたように、昨年度の治療費の未払いが2,900万円、過年度分を含めた残高が1億7,100万円ということでしたが、これは大変大きな額となっております。未払いの発生防止と回収についてどのような取り組みをなされてきたのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院におきましては現在、各病院に未収金徴収員各2名を配置いたしまして、督促状の送付や自宅訪問等による徴収活動を行っております。また、各病院におきましては、医事課と医療連携科、看護部等関係部署が連携をいたしまして、患者さんに生活保護や医療費助成制度等の事前説明を行うなど、新規の発生を未然に防止できるよう努力しております。その結果、平成7年度以降年々増加しておりました個人未収金残高は、20年度からわずかながら減少に転じ、21年度も2期連続で前年度を下回ったところであります。未収金を減らすことは、患者負担の公平性の観点のもとより、収益確保の観点からも大変重要であると認識しておりますので、今後とも発生予防と回収に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 通告しておりました質疑も最後となりますが、チャイルドシートの普及啓発についてお伺いをいたします。

警察庁と日本自動車連盟が毎年実施しております「チャイルドシート使用状況全国調査」によると、6歳未満の乳幼児が義務づけられている車のチャイルドシートの県内使用率が、ことは39.0%となっておりますが、これは全国

平均の56.8%を大きく下回っており、全国ワースト3位の数字であります。過去3年の本県のチャイルドシート使用率を見ますと、平成20年が36.0%、平成21年が39.5%となっております。使用率が4割を切る深刻な状況が続いております。これは県民に対する普及啓発活動が十分なされていないことの証左ではないでしょうか。昨年、チャイルドシートの普及啓発についてどのような取り組みをされたのか。今後の対策も含めて、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） チャイルドシートの使用につきましては平成12年4月1日から義務化をされておりますが、おっしゃるとおり、本県におきましてはその使用率が低迷をしている現状にございまして、使用率の向上に努めているところであります。昨年の取り組みといたしましては、幼稚園や保育所を訪問いたしまして保護者に対する講習会の開催、それから大型店舗におけるキャンペーン等を実施しまして普及啓発に努めてまいりました。そのほか交通指導取り締まりも強化をしております。昨年中は、チャイルドシートの使用義務違反によりまして1,517件を検挙したところであります。またあわせまして、各地区の交通安全協会と連携をいたしましてチャイルドシートの貸し出しを継続しているところであります。特に本年は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用いたしまして、チャイルドシート使用及びシートベルト着用普及指導員を民間に委託しております。普及啓発活動を一層強化しているところであります。あわせまして、交通指導取り締まりも強化して使用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それぞれありがとうございます

した。

ことし口蹄疫が発生して、昨年がいかに幸せな年だったのかなというのを感じたところであります。昨年は昨年で大変厳しい時代だったなというふうに思っておりますが、ことしはより厳しい年になったなと考えると、一寸先がわからない状況であると思います。知事の出処進退も全く想像はできないんですが、先ほど言いましたように、多分新しい道を選択されるだろうと思いますが、どの道を選ばれても一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

大変時間をたくさん残しましたが、通告しておりました部分がすべて終了しましたので、これで終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で、午前の質疑は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕 (拍手) 日向市選出、新みやぎの西村賢です。質疑を前に、先日、高速道路の大会が延岡市で開催されました。知事初め県議会からも多くの方々が出席され、地元の人たちと一緒に大きな声を上げて国へと訴えていこうという決意を込めて、声明を出しました。その際、ビデオレターが放映されましたが、その中に、現在、口蹄疫被害から立ち直ろうと、復興しようと頑張る児湯郡の方の姿もありました。その中から、商店街の

復興や口蹄疫からの復興にも高速道路の整備は非常に必要であると私は感じました。東九州道、九州中央道、その早期完成は県民の悲願であります。また、細島港の重点港湾化も決まり、今後、九州の物流が大きく変わるときでもあります。本県にとって、やっとなほかの地域と競争できるハード整備が整いつつあります。本県にとって、このような大きな転機にあり、私としては、県議会議員としてこのことに、この機会に携われることに非常に大きな喜びを感じております。

私のような若輩者が言うことでもありませんが、政治は未来のためにあります。そして、子供たちのためにあります。しっかりと次の世代に引き継いでいくためにも、一年一年の総括というものは非常に重要だと考えます。その思いを胸に、新みやぎきを代表しまして総括質疑に臨みます。よろしくお願いたします。

まず、平成21年度決算の総括について伺います。

平成21年度の予算編成に当たっては、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民に温かいサービスを提供するとともに、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しつつ、重要施策に積極的に取り組む「未来へつむぐ 新みやぎき展開予算」として編成されました。事務事業の見直しやゼロ予算施策の推進などを行いながら、収支不足の圧縮やアイデアを活用することで県全体でこの事業の達成をなし遂げてこられたと思います。

さて、21年度の歳出予算の特徴として、民生費は前年度比22.5%、衛生費は前年度比67.4%と、大幅な増となっております。国からの臨時的な交付金をもとに基金造成されたことが一つの大きな要因であるかもしれませんが、少子高

齢化による社会保障費の増大などが大きく影響しているものと思います。ただ、県の予算額と決算額の大幅な乖離は、そもそも県の予算編成自体に限界があることも物語っております。平成21年度は8月末に国政選挙も行われ、結果、政権交代もありました。選挙前は国民の不満にこたえようとする予算措置、そして政権交代後は大きく政策の転換が図られたことも要因にあるかもしれません。平成21年度の決算を総括し、知事が望むべくして、意図してこのような決算となったのか、国の政策転換等による影響が大きかったのか、知事の所感を伺いたいと思います。

以下、質問者席より通告に従い質疑を行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

決算に関する私の所感についてであります。議員御指摘のとおり、平成21年度決算は、民生費、衛生費ともに大幅な増加となっております。これは、平成21年4月10日に国の会議で決定された経済危機対策や、平成21年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に対応し、介護職員処遇改善等臨時特例基金や地域医療再生基金等の造成を行ったことや、後期高齢者医療費県費負担の増、新型インフルエンザ対策等の重点化を行ったこと等によるものであります。また、今回造成しました基金につきましては、有効活用を図るために、基金に係る期間の延長や制度の改善等について国に要望するとともに、基金残額を国に返還することのないよう適切な執行に努めているところであります。以上です。

[降壇]

○西村 賢議員 知事は今、やんわりと言われ

ましたけれども、やはり総選挙前後には、いわゆるばらまきというものがあつたと思います。ふだんから本県も、さまざまな予算要望を国に対して行っておりますが、当然その要望すべてが受け入れられることはありません。今回の基金におきましても、地方にとっては一時的な財源の補てんになるために非常に助かる面もあると思います。しかし、その後の国の財政問題を考えると、県民も喜んでばかりはいられませんし、必ずしもすべてが使い勝手のよいものばかりでもありません。選挙前後はばらまきを行い、選挙が遠のくとまた冷や飯を食わされるようなことがあつてはなりません。だからといって、知事に早く国へ行って変えてくれと、この場で言っているわけではありませんが、先ほどの答弁を踏まえまして、知事に再度伺います。国のばらまきにより平成21年度に多くの基金造成に至ったことは、地域主権の観点からどう考えるのか、お伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 基金の造成につきましては、その財源のほとんどが国からの交付金でありますので、その用途は国の基準等により限定されておるところであります。当該地方公共団体の実情や裁量によりまして、主体的かつ弾力的な取り組みを行うためには、こういった国からの、いわゆるひもつきの交付金でなく、地方税財源の確保・充実を図っていくことが重要であると考えております。

○西村 賢議員 次に、県有財産の売却状況について伺います。平成21年度の歳入の概要を見ますと、不況などの影響も重なり、県税収入の減となっております。県内の景気悪化も長期にわたっており、厳しい状態が続いております。例えば、民間企業などでは、売り上げが減少し赤字が増大すると、不採算部門の売却や遊休地

の売却など、とりあえず不要な資産を処分して負担を軽くし、しのぐ手段もあります。県行政がそのあたりの判断をどう考えているのかわかりませんが、21年度の県有財産の売却状況を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(稲用博美君) 県有財産であります土地、建物の平成21年度の売却実績は、教育委員会や警察本部の分も含めまして、一般会計で25件、1億9,300万円余であります。なお、20年度は19件、1億7,200万円余、19年度は27件、5億9,400万円余となっております。厳しい財政状況を踏まえまして、歳入確保を図る観点から、将来活用する計画のない県有財産につきましては、積極的に売却等を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、ふるさと納税について伺います。平成20年よりふるさと納税制度が始まりました。ふるさと納税とは、個人が任意の地方自治体に寄附することができ、税制上の優遇措置が受けられることですが、故郷や好きな自治体に寄附できることもあつて、愛郷心や地域のブランド力などが自治体の収入につながるということで、当初、非常に注目をされました。全国にはプレミアム商品をつけたりなどし、1,000万円を超える寄附を受けたところもありますが、平成21年度、2年目のふるさと納税の状況はどうだったのか、お伺いします。

○総務部長(稲用博美君) 県の平成21年度の受け入れ件数及び金額は、15件の398万8,500円となっております。市町村分の受け入れ件数、金額は、595件、3,658万8,461円となっており、合計しますと、610件の4,057万6,961円であります。

○西村 賢議員 ここは質疑ですけれども、余り言えませんが、ことしは口蹄疫被害等

で非常に寄附金も多かったと思います。今後、逆に県民に広める上で、国民に広める上でも、ぜひこの機会を活用していただきたいと思いません。

次に移ります。鳥獣被害対策について伺います。

農村部にとって深刻な被害になっているばかりか、中山間地においては集落の存続そのものも脅かすまでになっております。シカ、猿、イノシシなど被害を及ぼす動物たちも、生活の場を失っていることもあり、気の毒な一面もありますが、命がけでえさを探すために、なかなか捕獲が難しいところもあります。中山間地を多く抱える本県では、都市部の住民も自分たちのこととして考え、県民総力戦で鳥獣被害対策に協力するべきと考えますが、平成21年度の鳥獣被害による本県の農産物の被害額、及び野生猿被害防止総合対策事業のモデル事業の成果について伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県におけるシカ、イノシシ、猿などの野生鳥獣による農林作物の被害額につきましては、平成21年度の市町村報告によりますと、2億9,000万円余となっております。農政水産部では、野生猿被害防止総合対策事業により地域ぐるみの総合的な被害防止対策に取り組んでおり、特に猿の被害が多発している5市町において8つのモデル地区を設置し、専門家による研修会や集落診断の実施や、隠れ家となる耕作放棄地等の解消、また接近警報システムを活用した追い払い体制の整備や、広域的な侵入防止さくを設置などに取り組んだところでございます。その結果、このような取り組みを行ったモデル地区においては、地域住民の意識が高まるとともに協力体制が強まり、野生

猿等による被害が減少したとの報告を受けているところでございます。

○西村 賢議員 続いて、環境森林部長に伺いますが、鳥獣被害対策に係る捕獲の取り組み状況、駆除の件数や参加人員、そして実績について伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 有害鳥獣の捕獲につきましては、県内全市町村に有害鳥獣捕獲班が設置されておりまして、平成21年度は県全体で213班、班員2,552名が活動しているところでございます。また、猿の被害が深刻化しております17市町村におきましては、有害鳥獣捕獲班とは別に、野生猿特別捕獲班53班で班員686名が捕獲活動を行ったところでございます。これらによりまして昨年度に捕獲されました主な有害鳥獣は、シカが2,066頭、イノシシが1,932頭、猿が1,022頭となっております。

なお、生息数が急速にふえておりますシカにつきましては、平成21年度に策定しました保護管理計画に基づいて1万2,500頭の特別捕獲を実施した結果、狩猟や有害捕獲と合わせまして、例年の2倍以上に当たります2万176頭のシカを捕獲したところでございます。

○西村 賢議員 非常に効果が上がっていることで、期待したいと思えます。

今度は逆に、真逆なんですけれども、野生鳥獣の保護対策について環境森林部長に伺います。

今回、21年度の施策を見直すに当たりまして、キジ・コシジロヤマドリ保護増殖対策という事業があります。御存じ、県の鳥でもあるコシジロヤマドリですが、なかなか見る機会はありません。特に、県南の鳥ですから、県北の人はほとんど見ることはありませんが、これはまた動物園にもおりません。私も実物を今まで

見たことがありません。新潟県のトキなどは、保護されている映像をよくニュースで見ることがありますが、自然保護のシンボルとしてもトキというものはイメージが定着しており、自然との共生という国民の意識を高めてくれているものと思います。本県のコシジロヤマドリも準絶滅危惧種に指定されているとのことですが、平成21年度の保護状況はどうなっているのか、伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） コシジロヤマドリにつきましては、昭和39年に置県80周年を記念いたしまして、本県を代表する県の鳥として指定されておりました、平成21年度末の生息数は、県南部を中心に約1万1,000羽と推定されております。昭和54年度の生息調査では約1万9,000羽であったものが、20年後の平成11年度には、生息環境の悪化等によりまして、約1万5,000羽と減少したために、平成12年度からコシジロヤマドリの保護増殖に取り組んでいるところでございます。具体的には、野生の卵からふ化、成長させた親鳥による人工増殖に努めてきておりますが、昨年度に人工増殖した10羽を含めまして、平成21年度末現在で27羽を確保しているところでございます。

○西村 賢議員 今後、ぜひ県の鳥として、動物園などで見ることができるようにも努めてほしいと思います。

次に、農業所得向上について、農政水産部長にお伺いいたします。

本県経済にとって、基幹産業である農業が占める割合が大きいことはわかっておりましたが、ことしの口蹄疫被害でさらに十分に身にしみてわかりました。農業振興のためにはさまざまな課題がありますが、後継者問題もその一つであります。このためにも、農家の所得向上は

重要なかぎとなりますが、農家の所得向上のためには、農産物の生産、流通、販売など、それぞれの現場に課題があると思います。ブランド価値により最終的な売り値が上がることも農業収入をふやすために重要であります。本県の農産物のブランド戦略の部分についてお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 平成21年度のブランド対策につきましては、特長ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを取り組みの3本柱に掲げ、環境や健康に着目した新たな視点からの商品開発や、残留農薬検査体制の充実強化、さらには国内外でのフェアやトップセールスの実施など、総合的な取り組みを推進してきたところでございます。これらの取り組みの結果、県産品の認知度及び購入率が向上し、取引先との結びつきの強化が図られるとともに、販売単価についても、商品ブランドとして販売されたものは1割から2割程度高目取引されるなど、農家所得の安定向上につながっていると考えております。

○西村 賢議員 続いて、知事に平成21年を思い出していただきたいと思います。これらの事業も知事の非常に得意とする分野でありました。大きく活躍されたと思います。お疲れさまでした。平成21年、知事の行ったトップセールス21カ所、みやざきフェア4カ所、その手ごたえや知事の所感を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私は知事就任以来、宮崎のセールスマンとして、あらゆる機会を利用して、全国各地の量販店等や各種メディアを通してトップセールスを実施してまいりました。大変ありがたいことに、フェアの会場等には毎回多くの消費者の皆様にお集まりいただき、本県農林水産物への注目度、認

知度は着実に向上しているものと考えております。また、流通販売関係や消費者の皆様との交流等を通じて、本県農林水産物のポテンシャルの高さも強く実感しております。また、外食チェーン店やコンビニエンスストア等、新たな取引や商談が進展するなどの成果も見られているところであります。今後は、これらの成果を一過性のものに終わらせることなく、中長期的視野に立ち、より一層の販路拡大や定番・定着化を図るため、多様なPRの手法を効果的に活用しながら、関係機関・団体はもとより、県民総力戦での情報発信の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜび、知事におかれましては、いろんなフィールドからの宮崎への応援、農産物への応援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新規就農者確保について伺います。

農業の担い手対策ですが、農業後継者といいますが、近年は、代々続く農家だけではなく、異業種からの参入や、全くの素人からの就農、農業法人への就職など、多様な就農の方法があります。本県も、農業後継者や担い手の対策に、担い手育成総合対策事業、産地を担うニューファーマー確保・育成事業など、さまざまな施策を実施しておりますが、それらの成果を農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、多様な担い手の育成確保のため、市町村やJA等の関係団体と連携して、認定農業者の育成や法人化を推進するとともに、他産業からの参入や農業法人の新規雇用に対する支援などに努めてきたところでございます。また、就農相談会の開催や普及センター等による就農後の巡回指導など、新規就農者の確保や早期の経営安定に向け

た総合的な支援を行っております。その結果、平成21年度におきましては、認定農業者が9,068経営体、農業法人が598法人、新規就農者が389人など、目標値を上回るペースで順調に確保が進んでいるところでございます。

○西村 賢議員 次に、水産業の魚価対策について伺おうと思っておりますが、先ほど宮原議員のほうから質疑がありましたので、割愛いたしまして、その次に用意しておりました水産業の担い手対策について、農政水産部長にお伺ひしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 水産業・漁村の多様な担い手づくり総合対策事業におきましては、漁業就業者の減少と高齢化への対策として、就業希望者に対する就業相談や漁業体験研修のほか、新規就業者の指導を行う漁業士の育成等を実施し、新規就業者の確保及び定着の促進等を行ったところでございます。これらの取り組みにより、昨年は前年を10名上回る38名が漁業に就業したところでございます。

○西村 賢議員 38名ということでしたけれども、これからも、高齢化が非常に速く進んでおりますので、ぜび担い手対策の一層の充実をお願ひしたいと思います。

続いて、宮崎県産品の販路拡大の成果について伺います。

先ほどの農産品の質疑に関連するところではありますが、将来に向けての本県の投資とも言える県産品の国外向け販路拡大の核となる東アジア戦略について伺いたいと思います。中国との関係も非常に気になりますが、もはや経済において日中関係は切るに切れない状態でもあります。平成21年度、みやざき県産品東アジア販路拡大戦略推進事業の成果について商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） みやざき県産品東アジア販路拡大戦略推進事業でございますが、この事業におきましては、台湾、香港、シンガポールで「みやざきフェア」の開催や海外の流通関係者との商談会を実施したところであります。具体的な成果でありますが、台湾、香港におきましては、カンショや漬物等が定番化するなど、宮崎県産品に対する認知度も向上しております。また、シンガポールでは新たにドレッシングが継続取引となるなど、一定の成果があったところでございます。さらに、香港や上海における商談会では、鶏の加工品やお茶などの農産物等で取引が成立したところでございます。

○西村 賢議員 次に、高齢者の労働力活用につきまして、お伺いいたします。

これも商工観光労働部長にお伺いしますが、高齢者の労働力活用につきまして、先日、各地で敬老会が行われまして、私も幾つか出席させていただきました。本県も100歳を超える高齢者が567名と、元気なお年寄りがふえていることは非常に喜ばしいことではございますが、このままいけば、ことしの夏、ニュースを騒がせました120歳や150歳の戸籍上長寿が実現していくことも夢ではないと思っております。本県の高齢化率も全国と比較して高い水準にあるものの、元気な高齢者はたくさんいます。今後の少子高齢化時代にあって、高齢者のシニアパワーの活用は本県にとっても財産になると思われませんが、シニアパワーの活用として真っ先に浮かぶのがシルバー人材センターであります。高齢者がふえていく中、重要度が今後も増していくと思われませんが、県のシルバー人材センター支援事業の成果について商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） シルバー

人材センター支援事業は、県シルバー人材センター連合会の運営費等に対しまして支援を行っておりますが、これによりましてシルバー人材センターの活性化が図られておりまして、平成21年度における県内のシルバー人材センターの運営状況は、会員数6,468人、受注件数5万3,000件余、契約金額30億7,000万円余となったところでございます。

○西村 賢議員 さらに、高齢者の活用につきまして、福祉保健部長にお伺いいたします。高齢者の社会参加に取り組むNPOに事業委託をするシニアパワー新みやざき創造推進事業では、どのような県民との協働が行われたのか、その成果を伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） シニアパワー新みやざき創造推進事業は、高齢者の新たな社会参加の仕組みづくり、場づくりに取り組むNPO等を広く公募し、協働・連携していくことにより、新たな社会参加のモデルを構築し、その活動の推進を図るものであります。昨年度は、電気や環境などの専門知識を持つ高齢者がコーディネーターとなり、小学生などを対象としたソーラーカー製作や、太陽光発電を利用した生活体験を行う事業など、3つの事業を実施したところであり、高齢者の社会参加や社会貢献の促進が図られたものと考えております。

○西村 賢議員 この事業も、聞いてみますと、非常に奥が深くていい事業であったと私は思いました。ぜひ、これらの事業をもとにしまして、次の新たな事業へ、そしてまた事業の拡大へとつないでいくようお願いしたいと思います。

次に、障がい者職業訓練、就職支援の状況について伺います。

先日、ある身体障がい者の方とお話しする機

会がありました。「働くことが生きがいにつながる。しかし、就職先が見つからない。ハローワークに行くのも苦勞が多い」と話しておりました。また、そのお子さんも障がい者であるために、自分の子供に仕事があるのか不安でたまらないと話しておりました。実際、本県の有効求人倍率を見ますと、健常者でも就職が厳しい状況にあります。しかしながら、この問題は長期的に解決していかねばなりません。障がい者の就職あっせんも、実際はハローワークを通じてしか方法はないと伺っておりますが、本県は、障害者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の就業支援に取り組んでおりますが、その支援の状況はどうなっているのか、お伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 障がい者の就業支援につきましては、就労に必要な訓練を行う障害福祉サービス事業所の充実のほか、障がい者が身近な地域で就業の相談ができ、必要な支援が受けられる体制の整備等に努めているところであります。とりわけ、障がい者の身近な総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターにつきましては、平成21年度に新たに2カ所設置した結果、7つの障がい保健福祉圏域のうち、5つの圏域で設置を終えたところであります。また、同センターでの平成21年度実績は、相談に対する指導助言が1万5,719件、関係機関との連絡調整が3,565件、就職後の職場定着支援が1,936件となっております。

○西村 賢議員 続きまして、発達障がい者の就業支援についても伺います。近年、知的障がいのない発達障がい者が社会に広く認知されるようになりました。発達障がいは、障がいが他人にわかりにくいこともあり、一般社会に出て症状に気づくことも多々あります。その対策も近

年、重要となってきておりますが、21年度の本県の発達障がい者就労支援モデル事業の成果についてお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 発達障がい者就業支援モデル事業につきましては、発達障がい者の支援に実績を有する知的障害者総合福祉施設「向陽の里」をモデル事業所として、発達障害者支援センターや宮崎障害者職業センター等と連携を図りながら、障がい者一人一人のニーズに応じた支援計画の作成や就労に向けた実際の訓練を実施いたしました。今後、このモデル事業を通じて得られたさまざまな技術や支援手法について検証等を行いながら、発達障がい者に対する就業支援方法の確立を図っていくこととしております。

○西村 賢議員 次に、子育て支援施策の成果について伺ってまいります。

まず、子育て支援の中でも、平成21年度の予算編成方針でも重点施策の一つである子育て・医療対策、その中で、本県の人口当たりの医師総数は全国平均を超えている状況にありますが、県内での地域偏在や小児科医などの特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、引き続き、小児科医を初め、さらなる医師確保対策に努めるとありました。確かに、本県の医師不足、医師偏在は、重要課題となっておりますが、小児科医などの特定診療科の不足も指摘されております。全国的な問題でもありますが、本県の小児科専門医育成確保事業の成果について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 小児科専門医育成確保事業は、県内で小児科の専門研修を受ける医師に研修資金を貸与するとともに、症例研究会を実施することにより、小児科医の育成確保を図るものであります。平成21年度は、10

名の医師に研修資金を貸与するとともに、貸与期間が終了した7名の医師に県内の小児医療機関で勤務いただいております。また、専門研修の魅力アップと研修医の資質向上を図るため、県内の小児医療機関が参加する症例研究会を12回実施いたしました。

○西村 賢議員 続きまして、同じく小児科医に対するものですが、救急医療利用適正化推進事業におきまして、小児救急医療電話相談事業というものがあります。その報告書によりますと、21年度の相談実績が1,555件とありました。この電話相談の内訳はどうだったのか、後にクレームや問題になったケースはないのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 電話相談時に行った助言としては、しばらく様子を見て何かあれば受診を勧めたものが約4割の716件、昼間にかかりつけ医受診を勧めたものが441件、医療機関受診を勧めたものが266件、119番通報を勧めたものが3件などとなっております。また、後にクレームや問題となったケースはございません。

○西村 賢議員 成果を聞きますと、割と軽微なものが多かったと。それは逆に、電話相談事業というものが非常に重要であることも裏返しております。ぜひ、この相談事業もうまく活用されて、また医師不足対策にもつなげていきますようお願い申し上げます。

次に、社会全体で子育てを応援する機運づくりについて、その進捗状況を伺いたいと思っております。まず、率先して手本を示すべく、県の状況を伺いたいと思っておりますが、平成21年度、県庁や学校現場での育児休業などの取得状況と、結婚・出産を理由とする退職者の状況はどうであったのか、総務部長、そして教育長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度の知事部局におきます出産休暇取得者数38名、育児休業の取得者数57名となっております。把握している範囲では、2名の職員が結婚や出産を理由に退職しております。最近の育児休業等の取得状況は、女性職員につきましては、対象者のほぼ全員が取得しておりますが、男性職員については、まだまだ取得率が低い状況にあります。このため、本年4月から第2期の次世代育成支援対策特定事業主行動計画をスタートさせまして、育児休業等の取得率の向上などに取り組んでおきまして、今後とも、職員のワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 学校現場におきましては、出産される方全員が産前産後休暇を取得し、その後、育児休業も取得している状況にあります。平成21年度の県立学校における数字を申し上げますと、産前産後休暇の取得者数につきましては52名であり、育児休業の取得者数につきましては、前年度以前からの取得者も含めて101名であります。また、結婚・出産を理由とする退職者の状況は、同じく平成21年度における県立学校の状況を申し上げますと、把握しております限りでは、結婚を理由として退職された方が1名おられます。

○西村 賢議員 社会全体で子育てを応援するといっても、さまざまな事柄が考えられます。働きながら子育てできる職場づくり、男性の育児参加、安心して子供連れで外出を楽しめるまちづくり、また地域の保育施設や預かり施設の整備など、非常に多岐にわたります。県も、複数の事業で社会全体で子育てを応援する機運づくりに向けた施策を実行しておりますが、その成果について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 少子化が急速に進む中、安心して子供を生み、育てられる社会づくりを進めるためには、社会全体で子育てを応援する機運づくりが重要でありますので、県民の皆様の積極的な参加による共助、協働の取り組みに対して支援を行っているところであります。平成21年度におきましては、子育て家庭への割引サービス等を行う民間企業を募集する「みんなで子育て応援運動」を推進したほか、子育て支援活動などに積極的に取り組んでいる10団体に対して顕彰を行うとともに、地域においてモデル的な子育て支援活動を行っているNPO等の5団体に対して助成を行ったところであります。このような取り組みの結果、「みんなで子育て応援運動」への参加企業の登録件数が、平成21年度は510件増加し1,612件となるなど、子育てを社会全体で応援する機運づくりが徐々に図られつつあるものと考えております。

○西村 賢議員 次に、少年非行防止対策について伺います。

先日、24日であります。新聞等で出ました。宮崎県内で集団強姦事件で7名の少年を県警が逮捕したとの記事がありました。少年たちの年齢は16歳から19歳とのことでした。また、この同時期、7月にも、沖縄県では少年らに強姦された女子中学生が自殺するというショッキングな事件もありました。非常に遺憾に思いますし、近年の少年犯罪の低年齢化、また凶暴化には、本当に想像を絶するものがあります。当然、少年犯罪や非行防止は、警察機関のみならず、教育現場や家庭、その一体となった取り組みが必要だと思っておりますが、先日、教育現場で働く友人からこんな話を聞きました。子供たちは既に自分たちが守られることを知っている。怒

られても堂々と悪態をつく者も多いとありました。このような少年心理といたしますか、子供の心理をちょっと大人も甘やかしているのかもしれない。軽微な少年非行のうちに早く立ち直らせることも大事かと思えます。まず、警察本部長に平成21年における少年の非行防止対策について伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察におきます主な少年の非行防止活動でございますけれども、まず街頭補導、非行防止教室等の開催、さらに少年相談の受理のほか、スクールサポーターによる学校訪問、パトロール活動、そういったことを行っているところであります。また、万引きや乗り物盗といった初発型非行の防止対策といたしまして、万引き防止モデル店、それから自転車・オートバイ盗難防止モデル校、こういったものを指定するなどしまして、関係機関・団体とも連携を強化しているところであります。その結果、平成21年中の県内の少年非行につきましては、刑法犯少年の検挙が前年比約6%の減で724人となっております。これは5年連続の減少ということでございます。それから、喫煙とか深夜徘徊等の不良行為少年の補導につきましては、街頭犯罪抑止対策を強化しておりますし、少年人口の減少等もあって、前年比約44%の減、4,683人と、これも4年連続減少しているという状況でございます。

○西村 賢議員 数字の上では、当然、警察機関また教育機関の努力もあって非常に減っているということですが、ぜひ今後も努力を続けていただきたいと思っております。

次に、教育現場での非行防止について伺います。教育委員会の、問題を抱える子ども等の自立支援事業、自己指導能力育成充実事業等の事業の成果はどうか、教育長にお伺います。

ます。

○**教育長（渡辺義人君）** 問題を抱える子ども等の自立支援事業におきましては、教職経験者など7名の自立支援指導員を教育事務所に配置し、警察等の関係機関と連携しながら、非行を含め問題行動などの生徒指導上の課題について、未然防止や早期発見・早期対応に努めたところであります。また、自己指導能力育成充実事業におきましては、スクールカウンセラーを70校の中学校に、スクールアシスタントを50校の中学校に配置しますとともに、教育事務所に7名のスクールソーシャルワーカーを配置して、さまざまな問題を抱える児童生徒へのカウンセリングや学校の指導體制への支援を行ってまいりました。これらの事業によりまして、いじめの認知率や、不登校、暴力行為の発生率は、全国でも低い水準を維持することができております。また、学校からは、迅速に関係機関と連携を図ることができるようになった、あるいは専門性を生かした助言等により問題行動への対応が適切にできるようになったなどの成果が報告されております。

○**西村 賢議員** 以上で用意した質疑は終わりますが、質疑の数も多かったもので早口でやりましたところ、時間が余りましたので、最後に一言だけ知事に申し上げたいと思います。

21年度のさまざまな総括を今される中で、知事自身がやり残したこと、思いどおりにいかなかったこと、また知事の任期を振り返りながら思われたこと、今たくさん頭の中にあると思います。この場では質問することができませんので、私の思いだけを申し述べさせていただきますが、これまでの経験や思い、当然悔しい思い、うれしい思いもあったでしょうが、その思いも含めて、この後の本議場での知事の発言に

注目しております。ぜひ、知事の思いのたけを言っていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。（拍手）

○**中村幸一議長** 次は、太田清海議員。

○**太田清海議員**〔登壇〕（拍手） それでは、総括質疑を行います。

昨年8月30日の衆議院議員選挙によって歴史的な政権交代がなされました。前政権時代には、未曾有の経済危機に対処して、国の経済危機対策や緊急経済対策が相次いで打ち出され、定額給付金なるものも支給されたことは記憶に新しいところでもあります。ところが、その後、新政権において事業仕分けなるものが行われ、国の年間予算が2つに分かれ変更されたかのような、方向性の異なる特異な年間予算ではなかったのかと思います。政権交代が本県の平成21年度決算において影響した部分はあるのではないかと思います。知事の見解及び感想を伺います。

以下の質疑は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○**知事（東国原英夫君）**〔登壇〕 お答えいたします。

政権交代の影響についてであります。議員御指摘のとおり、昨年の政権交代の前後において、それぞれの政権下で補正予算等が措置された結果、多くの国庫支出金が交付され、本県の平成21年度決算では対前年度比で約273億円、率にして28%の大幅な増となったところであります。国庫支出金につきましては、その用途は国の基準等により限定されておりまして、当該地方公共団体の実績や裁量により主体的かつ弾力的な取り組みを行うためには、こういった国からの、いわゆるひもつきの補助金等ではなく、地方税財源の確保・充実を図っていくことが重

要であると考えております。以上です。〔降壇〕

○**太田清海議員** 次に、よく知事は、統治システムの変更、そういったメッセージを国民に送っておられます。私も、国の形を変えないと、どうもこの国はだめになるのではないかと、いうことを常々思っておりました。知事はそういうメッセージを持論として持っておられるわけですが、今回の21年度の決算を見た場合に、そういう統治システムの問題があると見られているところ、そういった問題点があるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○**知事(東国原英夫君)** 私は、地方が自己決定・自己責任のもとで主体的に地域経営を行う分権型のシステムの構築が不可欠であろうかと考えておるところであります。しかしながら、現実には、国による地方への義務づけ・枠づけ、ひもつき補助金など、さまざまな国の関与や画一的な基準とともに、税財源の確保が十分でないという財政上の制約によって、地域の自主性や創意工夫が十分に発揮できていない状況だと思っております。本県の平成21年度決算を見ましても、県税など地方公共団体がみずから確保し得る自主財源の比率は35.4%でありまして、全国平均の60~70%を大きく下回っております。投資的経費に占める国庫補助事業の割合は49.1%、約半分となっているところであります。分権型システムの構築のためには地方税財源の確保が何よりも重要であることから、私は、偏在性のない地方税体系を構築するとともに、地方交付税の財源調整及び財源保障機能を強化すること、さらにひもつき補助金の一括交付金化等により実質的に地方の自主財源比率を高め、地方の自立性を確保していく必要がある

と考えておるところであります。

○**太田清海議員** そういったところはまた今後一般質問等で聞けたらなと思っておりますが、私のほうは、決算でありますので、このくらいにしておきます。

実は、実質公債費比率、将来負担比率についてであります。監査委員の意見書によりますと、宮崎県の場合は特に指摘すべき事項はないというふうに指摘されております。私も通告した段階で、宮崎県を全国的に見た場合、どういう位置にこういった比率が置かれているのかというのは興味がありまして、通告したわけですが、どうも、けさの新聞にそれが載るのではないかという情報もあったものですから、注目しておりましたが、県内の市町村の状況だけが報告されております。そういう意味では、もう一回聞きたいと思っておりますが、本県の置かれた位置は、そういった比率の関係ですが、どのあたりにあるのか、そしてどういうふうに思われるか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○**知事(東国原英夫君)** 県債に係る元利償還金等県負担分の標準財政規模に対する割合でありますところの実質公債費比率につきましては、本県は14.5%でありまして、健全なほうから全47都道府県の中では24番目、九州・沖縄8県の中では4番目となっております。また、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合であるところの将来負担比率につきましては、本県は185.4%でありまして、健全なほうから全国では7番目、九州・沖縄では3番目となっております。これらの財政指標につきましては、現時点では本県の全国順位は中位から上位に位置しているものの、健全な財政運営の観点から、今後の指数の推移に十分留意しながら対応していく必要があるものと考えておりま

す。

○太田清海議員 わかりました。そういったところも今後の判断の材料になろうかと思いません。

次に、総務部長にお聞きしたいと思います。産業廃棄物税についてであります。

産業廃棄物税というのは、特別徴収義務者が税金を預かったものを県に納めればいいという税であるわけですが、いわゆる最終処分業者が納めることとなりますが、収入未済額に2,200万円余の未収が発生しております。特別徴収であれば預かったものをただ県に納めるだけということなのですが、こういう未済額が起こった理由は何かということをお聞きしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度におきます産業廃棄物税収入未済額は、今お話がありました2,245万8,000円余というふうになっておりますが、これは、特別徴収義務者に対する調査を行い、税額の増額更正を行いました結果、年度内に納税が行われなかったもの、倒産により徴収が困難になったものであります。前者につきましては、現在、不動産の差し押さえ等を行い、租税債権の確保に努めますとともに、提出されました納税計画の履行につきまして指導しているところであります。また、後者につきましては、破産管財人からの配当が終了したところであります。

○太田清海議員 わかりました。ある程度、法的な整理がなされておることですから、そういう執行がなされているということで理解いたします。産業廃棄物税に係る特別徴収義務者、そういった事業所は何事業所あるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度末現在

の産業廃棄物税の特別徴収義務者は87事業所でありまして、その内訳は、最終処分場が47事業所、焼却施設が40事業所であります。

○太田清海議員 特別徴収義務者が税を預かって、倒産という残念なことがあって払えなくなったというのも、実は考えれば不自然なことではあるかと思うんです、そういうのをいただいておりますから。そういったことが今後起こらないように、特別徴収義務者に対して21年度、どのような指導、調査をされておるのか、総務部長に再度お伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 産業廃棄物税の適正な申告納入を図るために、特別徴収義務者に対しましては、年に4回の申告納入に際しまして、定められた期日までに正しく記載された申告書を提出するとともに税の納入を行うよう、文書による指導をいたしております。また、おおむね3年に1回の割合で特別徴収義務者に対して、産業廃棄物の搬入量等が記録された帳簿類と産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストとの突合など実地に調査を行い、適正な申告納入の確保を図っているところであります。

○太田清海議員 わかりました。

それでは、産業廃棄物の搬入の実態について環境森林部長にお聞きしたいと思います。今、マニフェストという話が出てきましたが、これは政党のマニフェストとは違って、消費税導入のときによく議論されましたが、産業廃棄物、そういったものの管理票というふうに理解しておりますけれども、そういったマニフェストと搬入実態の現場での検証はどのようにされているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストにつきましては、処理される廃棄物の種類とか量、処分方法等が

記載されておりまして、排出事業者と処理業者が廃棄物が適正に処理されたことを書面により相互に確認する重要なものでございます。このため県では、排出事業者や処理業者に対する立入検査におきまして、マニフェストの保管状況を確認するとともに、実際に処分場に廃棄物が搬入される際、マニフェストの記載内容と搬入された廃棄物の種類、量等に相違がないかを抜き打ちで検査をしたりしているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。

続きまして、母子寡婦福祉資金について福祉保健部長にお尋ねいたします。

母子寡婦福祉資金については、収入未済額が前年と比較して99万円ほど減となっておりますから、そういった努力をされておるといような評価をしておりますが、この福祉資金の効果と課題についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 母子寡婦福祉資金は、母子家庭等の自立支援や扶養する児童の福祉を増進するため、生活資金や修学資金等を貸し付けるものであり、母子家庭等の経済的支援策として重要な役割を担っております。しかしながら、母子家庭等は生活基盤の脆弱な世帯が多く、経済情勢の悪化により未収金が増加する傾向にあります。このため、電話や訪問等による個々のケースに応じた償還指導を行う中で、償還された資金が次の貸付原資になるという、この制度の趣旨を十分説明するなどして、借り主の償還意識の向上にも努めているところであります。

○太田清海議員 これについては、返すことで次の方がまた借りれるという意味では、そういうモラルをお互い理解し合いながら、一生懸命運用されていくことが望ましいだろうと思いま

す。特に、母子自立支援員という方々が面接をして、貸し出しを決定していくわけですが、「だめですよ」と言うことも心理的にかなりつらいだろうと思うし、相手方の人格なり、そういったものも把握していかないかんという意味では、かなり自立支援員の人たちの業務というものも、全人格的な、そういったものがないとなかなか大変だろうと思いますし、そういうノウハウも蓄積されていくべきものだろうと思います。ぜひ、そういったところの資質の向上にも努めていただきたいと思います。

次に、病院局長にお伺いをいたします。病院事業会計についてであります。

報告書等を読ませてもらいますと、21年度の外來・入院患者数がともに減少しておるといことであります。これについて病院局としてはどのような評価をされておりますか。

○病院局長(甲斐景早文君) 御指摘のとおり、延べ入院患者数、延べ外来患者数ともに前年度と比較して減少しておりますが、これは、いわゆるコンビニ受診の自粛や地域の医療機関との連携・役割分担が進んだことにより全体的に患者数が減少したことに加え、一部診療科の休診等が影響していると考えております。21年度決算見込みでは、患者数の減に伴い収益は下がりましたが、これは一時的なものと考えており、県民の皆さんや地域の医療機関の御理解、御協力により、県立病院が本来のあるべき姿に向かいつつあり、非常に心強く思っているところであります。また、こうした取り組みにより、県立病院の医師が真に高度医療等の必要な患者さんへの対応に専念できるようになることで、収益確保等にもつながるものと考えております。

○太田清海議員 私たちも、コンビニ受診はな

くしまししょうというふうには、いろんな機会に市民の方、県民の方々に訴えてきました。そういう意味では、外来が減ったということは私はよかったのではないかと理解しております。公立病院の場合は、ほかの県の公立病院の先生方の話を聞くと、やっぱり自分の技術を高めていくという意味も含めて、高度医療に従事することでモチベーションがどんどん高まっていくと聞いておりますので、今後、計画的な問題として、病院の先生方が不足しておるといふところがあるわけですが、長期的に見て、こういったところを改善していけば理想的な形ができていくのではないかと聞いております。

ただ、もう一度病院局長にお尋ねいたしますが、これまで公立病院、県病院の収支赤字が続いております。11億円余の純欠損であるということが21年度報告されておりますけれども、私たち県民から見た場合、うまくいくのだろうかという不安があるわけですが、経営上何か支障が生じるのではないかと不安があるわけですが、そのあたりのことについてお尋ねしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 本県の病院事業におきましては、3つの病院の全面改築に伴う減価償却費のウェイトが大きく、このことが単年度収支の赤字要因の一つとなっております。しかしながら、減価償却費は、他の費用のように外部への現金支払いを要するものではなく、内部留保資金として次の投資の際の自己資金となるものであります。この減価償却費を除いた償却前収支は、平成17年度までは赤字でありましたが、病院局を設置した18年度に黒字に転じまして、21年度も15億7,700万円余の黒字と、4年連続で黒字を確保できておりま

す。また、事業運営や改築、医療器械購入のための資金繰りも円滑に行っておりますので、経営上支障が生じる状況にはないと聞いております。

○太田清海議員 わかりました。21年度も、そういう意味でいえば15億の黒字であるというわけですが、ちょっと県民にとってはわかりづらい会計処理でもありますけれども、そういったところも、楽観は許さないと承知しておりますけれども、ぜひPRなり、もしくは職員、そして医師のやる気といいますか、そういったところにつなげていただきたいというふうに思っております。

次に、総務部長にお伺いいたします。不納欠損についてであります。

極端にことしは、意見書等を読ませていただきましたが、46.1%の増となっております。県税の不納欠損自体は減っておるわけですが、ふえた理由についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 不納欠損につきましては、平成21年度は総額3億900万円余の処理を行ったところでありまして、前年度と比較しまして、9,700万円余増加しております。これは、平成19年度に自己破産しました第三セクター宮崎ウッドテクノ株式会社への破産法に基づきます免責許可が決定したことに伴い、同社に対する補助事業の返還額1億467万円余を処理したことによるものでございます。

○太田清海議員 わかりました。

次に、使用料及び手数料についてお伺いいたします。

意見書の中では、使用料・手数料が極端に伸びております。その理由としては、証紙収入の増というふうになっております。証紙収入の増でこれほどまで伸びるのかなということを感じ

たわけですが、総務部長、内容はどのようなことでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 証紙収入は、県が直接収納いたします他の使用料・手数料と異なりまして、知事の指定します証紙売りさばき人に売り渡した時点で県の歳入となるものであります。決算額は29億5,200万円余でありまして、前年度と比較しまして、2億9,900万円余増加しております。具体的に、証紙により徴収します使用料・手数料の証紙消し込み実績を見てみますと、警察手数料の運転免許更新手数料や講習手数料が前年度を大きく上回っております。これは、平成21年度が5年ごとに来ます運転免許証更新のピークに当たったことによるものでございます。

○太田清海議員 5年ごとにその周期が来るといふふうに理解いたしますが、なかなかちょっと難しい。なべて言っているのではないかなと思って、5年ごとにといふことで、そういう制度になっているわけですね。一応理解をしておきます。

次に、寄附金についてであります。

寄附金については21年度減となっております。先ほど西村議員のほうでも質疑がありました。20年度からふるさと納税の話が出ましたけれども、寄附金が減となった内容について総務部長、お伺いしたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 寄附金の決算額は1億6,500万円余で、前年度と比較して400万円余減少しております。これは、ふるさと宮崎応援寄附金、いわゆるふるさと納税の減によるものでありまして、平成21年度のふるさと納税の実績は、制度創設年度でありました20年度と比較しますと、件数で21件減の15件、金額で479万8,000円減の398万9,000円となっております。

○太田清海議員 ふるさと納税については、22年度については口蹄疫の関係で各県からそういったふるさとを思う心があらわれたということで、そういう点では評価しておきたいと思えます。

次に、不用額についてであります。

不用額のトータルが21年度、19億円増加をしております。19億円の不用額の増加というのは、一般的に予算編成上、ある程度計画を立てて予算を組むわけですから、こんな19億円の増ということについては不自然に感じるということではありますが、なぜ増となったのか、その理由を総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 不用額増の要因は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため緊急的に措置しました対策事業の執行残等によりまして、衛生費が約10億円増加したほか、直轄事業負担金の積算内訳におきまして、国の庁舎営繕費や国家公務員の退職手当等が地方負担から除外されたことに伴うものなどでございます。新型インフルエンザ関連事業につきましては、緊急な事態に対応するために通年で予算を確保する必要があったため、また直轄事業負担金につきましては、年度末に金額の通知がなされたために、2月議会での補正減ができずに決算での不要となったものであります。

なお、これら不用額等のうち、一般財源分につきましては、決算剰余金として本年度の歳入予算に計上し、財源として有効に活用することとしております。

○太田清海議員 わかりました。新型インフルエンザ等への対応で、命を守るという意味では、ある程度予算を確保しておかないかんということだろうと思えます。理解いたしました。

続いて、主要施策の成果について8点ほどお

伺いをしたいと思います。

県民政策部長にお尋ねいたします。地方バス路線等運行維持対策事業について、決算額が昨年度と比べて減額になっておりますけれども、この理由についてお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） 県では広域行政という観点から、単一市町村内廃止路線代替バス等への支援について見直しを行う一方で、コミュニティバスなど、過疎化、高齢化といった地域の実情に応じた公共交通システムを導入する市町村を支援するために、地域バス再編支援事業を実施してきたところでございます。これに伴いまして、単一市町村内廃止路線代替バス等への補助が平成20年度までで終了いたしましたことから、平成21年度の決算額が前年度比で減額となったものでございます。

○太田清海議員 コミュニティバス等に移行していったりとか、本当にきめ細かな対応を公共交通ということで守っていくべきだろうと思いますが、国からの新たなコミュニティバス導入に係る新しいガイドラインが示されております。そこには、今までの既存のバス路線との関係を分断したような問題とか、安全面は考慮されていない面、そういったところを反省の上で立って新しいガイドラインが示されたと思っておりますが、そういったことの現場市町村への周知徹底をどうされているのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） コミュニティバスの導入に関するガイドラインにつきましては、国において周知、指導が行われておるところでございますが、県におきましても、国からの協力依頼を受けまして、このガイドラインについて市町村に文書で周知を図ったところでございます。今後も、国と協力しながら、市町村

に対してはガイドラインの内容を踏まえた助言を行うなど、コミュニティバスの円滑な導入などを支援してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 バスといいますと、やっぱり県民の命にかかわる部分もありますので、ぜひそういったところの徹底を、どういう形が望ましいのかという視点で新ガイドラインの徹底等を図っていただきたいと思っております。

次に、総務部長にお尋ねいたします。救急救命士の問題であります。救命振興財団における救急救命士の養成について、本県における実績と、どのような効果をもたらしているのか、また救急救命士を派遣している消防署本部では養成に当たってどのような問題を抱えているのかということについて、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 平成21年度におきましては、9名の消防職員を救命振興財団に派遣し、いずれも救急救命士の資格を取得しております。各消防本部においては、救急救命士が多く養成されることによりまして、弾力的な組織運営や救急業務体制の強化が図られているところであります。一方で、各消防本部とも人員体制に余裕がない中で職員を派遣することになるために、内部でさまざまな工夫をしながら、一人でも多くの救急救命士を養成できるように努力しているところであります。

○太田清海議員 9名、そういった方が育ったということでもあります。今後とも、充実を図っていただきたいと思っておりますが、その人たちを研修に出す各消防署本部では、1名の減というのは非常に痛いものもあります。ぜひ、そういったところのきめ細かな対応等を県としても考えていただきたいと思っております。

次に、消防の非常備化町村に対する常備化の

推進に関する補助金の内容、及び常備化に向けた具体的な動きが見られるのか、そういったところを総務部長、お尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県では、消防を常備化していない町村の常備化に向けました取り組みに対しまして、100万円を限度に補助を行っているところであります。平成21年度は、すべての非常備町村がこの補助を受けまして、常備化計画の策定や先進地調査等を行ったところでもあります。こうした中で、西臼杵3町におきましては、消防常備化に係る協議組織を設置しまして、西臼杵郡における消防のあり方や常備化の方式等について検討を行ったところであります。また、美郷町におきましても、日向市との間で消防事務委託に係る協議を開始したところでもあります。

○太田清海議員 宮崎県では7町村が常備化されていないという状況であります。ぜひ、そういった動きを積極的につくっていただきたいというふうに思います。

それから、福祉保健部長にお尋ねいたします。高齢者の入所施設スプリンクラー整備補助事業の内容と効果について伺いたいと思います。特に、高齢者の方々の命にかかわるいろいろな悲惨な事件も起きておりますので、本県での取り組み、効果についてお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 高齢者入所施設スプリンクラー整備補助事業は、消防法の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた既存の小規模の高齢者入所施設を対象として、スプリンクラー整備費用の一部を補助するもので、昨年度、9施設に補助を行ったところでもあります。これらの施設においてスプリンクラーが早期に整備されたことにより、入所して

おられる高齢者の安全確保が図られたものと考えております。

○太田清海議員 わかりました。よろしくお願いいたします。

次に、あと3点ほどありますが、福祉保健部長に再度お尋ねいたします。青少年自然の家の利用についてであります。これは以前からも言われておりましたが、民間のホテル関係の事業者との間で競合するという問題があります。青少年自然の家の利用目的を逸脱すると、そういう問題が出てきます。自然に触れてという視点での、いろんな少年を育てるという意味では、青少年自然の家の利用目的があるわけですが、その利用目的の徹底をどう図っておられるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 青少年自然の家につきましては、自然体験活動、スポーツ活動、交流活動や集団宿泊生活を通じ、青少年の豊かな情操や社会性を養うことによって、心身ともに調和のとれた青少年の育成を図ることを目的として設置しております。県としましては、この設置の趣旨に即した適切な利用を図るため、各施設への実地調査等により利用状況を把握するとともに、指定管理者と県で開催する運営連絡会議等を通じ、利用目的を徹底するように指導を行っております。さらに、施設の運営については、地域の皆様の御理解をいただくことが重要でありますので、地元自治体の関係部局との意見・情報交換も実施しているところであります。

○太田清海議員 わかりました。こういったところはグレーゾーンといいますか、そういった部分もあろうかと思いますが、地域の活性化という意味で、そういった業界の人たちも必死に頑張っておられます。ひとつ、いい意味での利

用目的の徹底を図っていただきたいと思います。

それから次に、環境森林部長にお尋ねをいたします。太陽光発電システム等導入支援事業であります。これはいろんな新聞報道等でもお伺いしておりますが、非常に人気のあると申しますか、ヒットした事業であると思っております。ところが、よく見てみますと、年間予算が1億5,600万円余の中で決算が1億3,000万円ということで、2,000万円ほど使い残しがあるわけですね。非常にもったいない、そういう気がいたします。非常に人気があって、締め切りまでに早く使ってあげないかんと申す状況があったと思うんですが、こういった執行残が発生した理由についてお伺いしたいと思います。

○環境森林部長(吉瀬和明君) この事業につきましては、21年度の実績は、今、議員おっしゃいました1,357件で総額1億3,147万1,000円の補助を行ったところでございまして、新エネルギーの利用促進などが図られまして、二酸化炭素の削減に寄与したものと考えているわけですが、執行残につきましては、太陽光パネルの需要が非常に多くありまして、結果、品薄になりまして、各家庭、あるいは業者のほうで調達がおくれるなどしまして、一たん申請されておったものを取り下げがなされた、ということ等によるものでございます。

○太田清海議員 品薄という状況、うれしい悲鳴かもしれませんが、そういう状況があったということではありますが、私もある県民の方から相談を受けたことがあります。交付決定の通知まで受けたんだけど、その後、補助の計画中止の承認、及び補助金を認めないという通知をもらった人の書類をいただいておりますが、よく聞いてみますと、年度末であったというこ

とで、こういう状況が補助事業の場合起こりやすいわけですね。ですから、ぜひ業者の方々にも早目早目に取り組んでほしいと。年度末完工日といいますか、事業が終わるのは年度をまたがってはいけませんよということ等の周知徹底を図っていただきたいと思います。いい制度ですから、今後も大いにその辺をPRしながらやっていただきたいと思います。

最後に、教育長のほうにお尋ねいたします。ネットいじめ対策推進事業の内容と効果についてお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) この事業は、コンピュータや携帯電話によるネット上のいじめなどの諸問題の解決と情報モラルの向上を目的とするもので、情報収集、相談窓口としての目安箱サイトの設置や、県内30校のサイバーパトロール実践協力校の指定、教師や保護者等を対象とした研修会、講習会の実施などの取り組みを行っております。このうち目安箱サイトにつきましては、平成21年度に2,434件のアクセスがありまして、そのうち問題サイトの通報や誹謗中傷の書き込みの削除依頼など、具体的な投稿が37件あったところであります。その中には、個人の性格などを誹謗中傷する内容が掲示板に実名で書き込まれているとの通報や、ブログの中に勝手に自分の名前や個人情報を書き込まれているなどの投稿がありました。このような事例に対しましては、市町村教育委員会や学校に直ちに情報提供と削除依頼をし、ネット上のいじめ被害の拡大を未然に防ぐなど、一定の成果が見られたものと考えております。

○太田清海議員 わかりました。いじめというのは非常に悲しいことでもあります。みんなが無事平穏に手を握り合って生きていける、そういう社会にしていかなきゃならないと思っておりますが、

プライバシーの問題もありますけれども、こういったネットいじめ等の具体的な事例について、ある程度出されるところは匿名でも、こういう悲惨な状況なんですよということは知らしめるところは知らしめていただいて、やっぱりこんなことはしっちゃいけないという、そういったことをつくっていくことも必要ではないかと思えます。私に取り組む場合は、パンフレットを配ったりとか、詩集を配ったりとかしますけれども、こういった事例についても、本当にやめようねという思いになるようなものをまた検討していただくといいかなと思っております。

以上で私の総括質疑を終わりたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時49分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団を代表し、平成21年度決算について総括質疑を行います。

初めに、知事にお伺いをいたします。平成21年度当初予算は、1、財政改革の着実な実行、2、「新みやざき創造戦略」等に基づく重点施策の推進、3、役割分担等を踏まえた見直し・県民総力戦による実行という3つの基本方針のもと、「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として編成されております。経済情勢が依然として厳しい中であっても、県民には温かいサービスを提供する、そして未来への確かな礎を築くため、重点施策に積極的に取り組むとありました。1年を経て、果たしてその目的は果たさ

れたかどうか、未来への礎が築かれたかどうか。平成21年度主要施策の成果に関する報告書などを見る限り、厳しい財政状況の中で努力された様子が十分うかがえますが、平成21年度決算について、どのように総括しておられるのか伺いたいと思います。

次に、総務部長に2点伺う予定でありました。うち1点目は、不納欠損に関してでありましたが、先ほどの太田清海議員の質疑と重複しますので、割愛いたします。収入未済、特に県税の収入未済に関して伺いたいと思います。

「款別決算の状況」によりますと、21年度の収入未済額は27億6,800万円余で、その主なものは、個人県民税21億1,000万円余となったようであります。県税の収入率の向上については、従前から鋭意取り組んでおられることは理解しているところであります。しかしながら、近年の厳しい経済状況を反映してか、前年度の収入未済額と比較すると、1億6,000万円余、率にして6.1%の増となっております。県税は貴重な自主財源であるとともに、公平性を保つ観点からも、圧縮への取り組みが重要であります。どのように取り組んでこられたのか伺います。

次に、県土整備部長に伺います。「款別決算の状況」の第8款「使用料及び手数料」を見てみると、その収入未済額は2,278万円余で、その主なものは、公営住宅使用料1,900万円余となったようであります。しかしながら、前年度の収入未済額と比較すると、362万円余、率にして13.7%の減となっております。ここから、公営住宅、県営住宅の家賃の徴収に努力されたことがうかがえるところでありますが、どのように圧縮に努めてこられたのか伺いたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わります。後は自

席からの質疑といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

決算の総括についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等により、引き続き、大変厳しい財政運営を強いられているところであります。このため、平成21年度の財政運営に当たりましては、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しのさらなる強化など、行財政改革の徹底を図ったところであります。また、選択と集中の理念のもと、「新みやざき創造戦略」等に基づく重点施策の推進に取り組むとともに、長引く不況により低迷する本県経済対策につきましては、国の経済危機対策に対応した補正予算を直ちに措置するなど、スピード感を持って取り組んでまいりました。さらに、予算の執行に当たりまして、本県の財政状況について職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的・効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであります。このような取り組みの結果、平成21年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実かつ着実な財政運営を図ることができたものと考えております。以上です。

〔降壇〕

○総務部長(稲用博美君)〔登壇〕 お答えいたします。

県税の収入未済額についてであります。収入未済額は、前年度に比べ1億6,000万円余、6.1%の増となっております。これは、税源移譲の影響を受けました個人県民税の滞納繰越分の収

入未済額が2億8,300万円余増加したことによるものであります。県税の収入未済額の圧縮につきましては、租税負担の公平性や収入確保の観点から、重要な課題であると認識しており、従来からの徴収対策に加え、自動車のタイヤロックやインターネット公売などの手法の活用に積極的に取り組むなど、滞納整理の早期着手や滞納処分の的確な実施に努めてきたところであります。また、収入未済額全体の7割を超えている個人県民税につきましては、県の直接徴収や税務職員の併任人事交流を行うなど、市町村と一体となった徴収対策に取り組んだところであります。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長(児玉宏紀君)〔登壇〕 お答えいたします。

県営住宅の収入未済額圧縮の取り組みについてであります。21年度におきましては、収入未済額の圧縮を図るために、入居者の立場に立ったきめ細かな納入指導を年間を通じて行ったところでありまして、特に滞納の初期段階からの納入督促の徹底や、悪質滞納者に対する法的措置の強化などの対策を強力に推進したところであります。これらの取り組みに加えまして、指定管理者も含めた粘り強い督促などの取り組みにより、前年度に比べて減少したものであります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございます。

県におかれては、非常に厳しい財政状況のもと、もろもろの政策課題に対応するために、「新みやざき創造戦略」等に基づく施策の中から、平成21年度の重点施策として4つの対策を講じておられます。ここからは、それぞれの対策の中に盛り込まれております事業について伺っていききたいと思います。

す。ほかの要因があるかもしれませんが、この事業の成果の一つかなとも思っております。改めて、この事業の成果をどのように認識しているのか、同じく環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） この事業の実施によりまして、34路線、約5,000メートルの作業道の機能強化が図られたわけですが、そのことによりまして、山地災害の防止、それから作業道の長期利用によりまして低コスト林業の推進に寄与したものと考えております。それから、林業・建設業の協働が促進されたことによりまして、建設産業の林業参入への条件整備が進んだものと考えております。

○新見昌安議員 3つ目になりますが、農業大学校を核とした農業・農村を支える人づくり総合事業についてです。この事業の中に、みやざき農業実践塾に関する取り組みがあります。この塾は、農業以外から就農を希望する者が円滑に就農できるようにすることを目的としまして、平成12年から実施されているようであります。従来は、9月から10月にかけての日曜日に都合7日間の体験コースと、1年あるいは6カ月の実践コースに加え、3日から5日間程度の入門コースがあったようですけれども、21年度にコースの組みかえを実施されているようであります。その理由、そして組みかえ後のコースごとの成果について、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 近年、農業研修に対するニーズにつきましては、「働きながら農業の基礎を学びたい」、また「より深く経営を学びたい」など、多様化してきております。これらに対応するため、みやざき農業実践塾では、昨年度、従来の入門、体験、実践の各

コースを組みかえ、インターネットを活用した通信制の農業研修を行う基礎体験コースと、消費者に直接販売する実習などを通して、栽培技術だけでなく農業経営までを含めて実践的に学ぶ経営実践コースの2つのコースを設置したところでございます。昨年度につきましては、基礎体験コースで、5名がインターネットを活用して農業の基礎を学習するとともに、経営実践コースでは、20名が施設野菜などの栽培技術や経営を学び、うち17名が現在、就農または就農に向けた準備を行っているところでございます。

○新見昌安議員 次の重点施策に移ります。中山間地域対策についてですが、2つ伺いたいと思います。

1つ目は、「中山間盛り上げ隊」派遣事業についてであります。この事業では、高齢化の進展あるいは人口減少等によって、中山間地域の人々が単独で行うことが困難となった活動を支援するために、ボランティア活動に従事してくれる人材をあらかじめ登録した「中山間盛り上げ隊」を組織するというふうになっております。派遣のやり方は3つ、すなわち短期派遣、中長期派遣、そして県職員派遣というものであります。まずは、「中山間盛り上げ隊」派遣事業の実施状況はどうだったか、また、実施に当たって見えてきた課題等について、県民政策部長に伺いたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） この「中山間盛り上げ隊」、3つの形態でございましてけれども、21年度におきましては、短期派遣に245名の隊員登録がありまして、5つの市町村からの依頼を受けまして、合計33回、延べ133名を派遣したところでございます。また、中長期派遣につきましては、3名の隊員登録、そして2町村か

らの派遣依頼があったわけですが、これは双方の意向が合わなかったことから、実績としてはございませんでした。また、県職員派遣につきましては、西米良村、諸塚村、日之影町に、おのおの1名を派遣したところでございます。この派遣事業の課題でございしますが、派遣依頼を行う市町村や登録隊員が地域的に偏っていることから、県内全域に事業を拡大していく必要があるということが1つ、それと中長期派遣につきましては、隊員の登録あるいは派遣の依頼があっても、結果的に条件が合わず、派遣が実現しなかったことから、幅広く登録者あるいは受け入れ市町村を確保していくことが課題であると考えております。

○新見昌安議員 今、答弁にもありましたように、この中長期派遣、これは市町村からの期待もかなり大きいものがあるかもしれませんが、やはりなかなか折り合いをつけるのが難しいのではないかと従来から感じていたところでありました。

2つ目は、一村一祭アピール事業に関して3点伺いたいと思います。1点目は、このアピール事業を実施する前提となる祭り・イベントについてであります。県においては、平成21年度からこの事業を実施するために、平成20年度末に合併前の44市町村の一押しの祭り・イベントを選定されております。これは県のホームページにも掲載されておりますけれども、それぞれの市町村が自信を持って推薦したことがうかがえる内容のものであります。まずは、この44の祭り・イベントをどのようにアピールし、その成果はどうだったのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成21年度は、各祭りやイベントを広く紹介するホーム

ページあるいは統一ロゴマークなどを作成するとともに、県のPR誌で特集するなど、そのアピールに積極的に努めたところでございます。また、あわせて、祭りの盛り上げなどを図る地元の主体的な取り組みにつきまして支援したところであります。これらの取り組みによりまして、祭りやイベントの魅力アップが図られ、地域外との交流が盛んになり、また、地域自体が誇りを持ってこれらの祭り等を積極的にアピールする機運の醸成が図られたものと考えております。

○新見昌安議員 2点目ですけれども、この祭り・イベントと同じく、アピール事業を構成するものとして、宮崎観光遺産というものがあります。これは、「一般公募及び市町村推薦により発掘した地域資源の中から新たな集客効果を得られる高いポテンシャルを備えた観光資源を選定する」とありますけれども、これについてはどのようなものが選定されたのか、あわせて、選定されたそれらの宮崎観光遺産をどのようにアピールし、その成果はどうだったのか、同じく商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎観光遺産は、阿波岐原のみそぎ池や記紀の道、霧島周辺神社群、それから旭化成の工業遺産群など、10件を選定しているところでございます。平成21年度は、先ほど答弁しました祭り・イベントと同じように、宮崎観光遺産についても、さまざまな機会を利用してアピールに努めたところでございます。また、あわせて、この観光遺産をハード・ソフト面で磨く地元の取り組みについても支援したところでございます。その成果としましては、宮崎観光遺産の選定を契機としまして、例えばチキン南蛮につきまして

は、大手外食チェーンと連携した全国キャンペーンを実施したほか、延岡市の市民団体がチキン南蛮発祥の地宣言を行うなどの取り組みが始められたところでございます。また、高鍋大師につきましても、地元自治体や商工会等が連携してのキャラクターグッズの作成や案内ガイドの養成などが始まっております。さらに、御崎神社については、案内標柱や周辺の遊歩道が整備されるなど、観光資源としての活用や磨き上げ、観光客の利便性向上などの取り組みが地元で始められているところでございます。

○新見昌安議員 3点目、最後になりますけれども、このアピール事業は、中山間地域対策というところに位置づけられております。中山間地域の活性化にどのような効果があったのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 一村一祭として選定している44件のうち、28件が中山間地域のものでございまして、また、宮崎観光遺産として選定している10件のうち、6件が中山間地域のものとなっております。一村一祭や宮崎観光遺産の選定を契機として、地元の主体的な取り組みが促進され、祭りや地域資源を観光資源として活用するための取り組みが始められております。地域外との交流等を通じまして、中山間地域の活性化に一定の効果があったものと考えております。

○新見昌安議員 次の重点施策に移ります。子育て・医療対策でありますけれども、これについては、3つの事業について、それぞれ関係部長に伺っていききたいと思います。

1つ目は、子育て応援のみやぎづくり事業についてであります。この事業は、社会全体で子育てを応援する機運を醸成することを目的として、平成21年度の新規事業に盛り込まれたも

のですけれども、この事業を構成している三本柱の一つ、子育て応援人材バンク構築事業、これについて伺っていききたいと思います。まず、子育て応援人材バンクの登録者募集、これはどのように行われたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 子育て応援人材バンクは、地域の子育て支援活動に意欲があり、保育、保健等の専門的立場から助言等ができる個人、団体を登録しているものであります。登録者の募集につきましては、県庁ホームページで広く周知を図るとともに、市町村や県保育連盟、県医師会等の関係団体に対して協力要請を行い、登録の呼びかけを実施したところであります。

○新見昌安議員 主要施策の成果に関する報告書を見ますと、この事業の登録者数は、個人で126人、団体が2団体となっているようです。この数字をどのように評価しておられるのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 子育て応援人材バンクは、現在、個人として、子育て経験の豊富な方や保育士、看護師などの126名の方々に登録をいただき、また、県小児科医会と県栄養士会にも協力していただいております。登録いただいた方々は、地域子育て支援センター等において、ボランティアとして幅広い分野で活動されており、地域における子育て支援体制や相談機能の充実が図られつつあるものと考えております。

○新見昌安議員 この事業の成否は、子育てにすぐれた技能等を有する人材をどれだけバンクに登録してあるか、これも大変重要ですが、人数の多寡のみならず、どのような支援活動を提供できるかにあるのではないかと考えて

おります。人材バンクを活用しての支援活動、どのようなものがあつたのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 人材バンクの登録者には、市町村からの依頼に基づき、児童館や地域子育て支援センター等において、育児相談や子育てに関する保健・医療等の講習会での講師、さらにはイベント開催時の託児スタッフなどとして活動していただいているところであります。

○新見昌安議員 2つ目に入ります。地域の絆で子育て支援事業についてであります。この事業も、継続的・自立的な子育て支援の仕組みづくりを促進するとともに、子育てや結婚を応援している市町村やNPOなどの子育て支援団体の先駆的な取り組みを支援する事業というふうになっております。ただ、この支援実績を見ますと、平成20年度では12団体だったのが、平成21年度は5団体と減少しているようであります。この理由について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 地域の絆で子育て支援事業につきましては、地域における子育て支援の仕組みづくりを促進するため、NPO等の民間団体が実施する県内での子育て支援活動のモデルとなるような先駆的な取り組みを支援するものとして実施したところであります。平成21年度は、11団体から申請がありましたが、そのうち6団体につきましては、事業内容が採択基準を満たさなかったことから、5団体に助成したものであります。

○新見昌安議員 3つ目に入ります。救急医療利用適正化推進事業についてであります。この事業は、いわゆるコンビニ受診などと呼ばれる不要不急の受診による救急医療現場の疲弊を防

ぐために、まずは県民の皆さんに救急医療に関しての正しい知識を持ってもらい、理解を深めもらうための新規事業というふうになっているようであります。ここで取り組んだ事業としてPR強化事業がありますけれども、それぞれの取り組み内容とその成果について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) PR強化事業につきましては、啓発のための3つの事業を実施したところであります。まず、休日・夜間の安易な時間外受診の自粛徹底について、知事が直接県民に対して訴えるテレビCMを制作し、本年の2月から3月にかけて計134回放映いたしました。また、医師を県内各地の幼稚園等に派遣し、保護者等を対象に小児救急医療の基礎知識や医療機関の受診方法等について講演を行う訪問救急教室を30回開催いたしました。さらに、地域医療の問題を住民がみずからの問題として考え、自主的な行動を促すきっかけとするため、NPO法人や住民団体等5つの団体が実施する住民アンケート調査や意見交換会、啓発用冊子の作成等に対し支援を行いました。これらの事業を実施することにより、県民が救急医療についての正確な知識や理解を深めるとともに、適正受診に努めるなど、意識改革が図られたものと考えております。

○新見昌安議員 この事業に盛り込まれているもう1つの柱が、小児救急医療電話相談事業、すなわち#8000でありますけれども、これについては、その成果について、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 小児救急医療電話相談事業は、小児救急患者の保護者等からの相談に対し、看護師等がその症状を聴取し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて医療

機関を紹介するものであります。21年度は、土日・祝日・年末年始の計123日間、19時から23時まで実施したところ、全体で1,555件、1日平均で12.6件の相談がありました。また、利用者の利便性向上のため、昨年12月から、短縮ダイヤルの#8000による携帯電話からの受け付けも開始したところであります。この電話相談により、保護者等の不安の解消を図るとともに、翌日以降の受診を勧めた件数が約6割あり、小児救急医療機関への不要不急の受診を抑制することができたものと考えております。

○新見昌安議員 携帯電話しか持たない子育て真っ最中の若い夫婦もたくさんいる中で、携帯電話から#8000が以前は使えなかった。これについては、本当に私も要望しておりましたけれども、携帯電話からの#8000、昨年度、実現していただいたことについては評価したいと思います。

重点施策の最後になりますけれども、環境エネルギー対策に関して伺っていきたく思います。

1つ目は、住宅用太陽光発電システム融資制度についてであります。環境に優しい新エネルギーの普及促進を図る、これは地球温暖化対策の一つとして重要であります。21年度は、家庭レベルにおける太陽光エネルギーの普及拡大への取り組みが大きく進展した年であったと言えるのではないかと考えております。J-PECの補助金を活用した太陽光発電システムの導入は、先ほどもありましたけれども、21年度、大変な反響を呼んでおります。今年度、22年度の申請に関しても、8月27日には当初予算の上限額に達したというふうに聞いております。このJ-PECの補助金と並行して、本県においては、昨年度、融資制度も創設されたところであ

りますけれども、まずは、この融資制度の実績とその評価について、環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長(吉瀬和明君) この融資制度の21年度における融資実績につきましては、110件、2億2,823万円となっております。再生可能エネルギーに対します県民の関心が高まっているところをごさいますて、システム導入に当たり、資金調達の面から、これを支援することができたものと考えております。

○新見昌安議員 この融資制度の融資期間ですけれども、10年以内となっております。以前、「利率が少々高くなっていいから、期間をもう少し長くしてもらえると、もっと利用しやすい制度になるんだが」という声も県民から伺ったことがあります。融資期間を10年に設定した理由は何か、同じく環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 融資期間につきましては、制度設計に当たり金融機関と協議する中で、いわゆるメーカーによる保証期間やリフォームによるほかの融資制度などを参考にいたしまして、10年間が適当であるという結論に達したものでございます。

○新見昌安議員 わかりました。

2つ目ですけれども、木質バイオマス活用システム構築事業について伺いたいと思います。太陽光エネルギーと同じく、本県において豊富なのが木質バイオマス資源であります。この事業では特に、林地残材の利活用を図るシステムを構築するとともに、木質バイオマス活用を図るための指針を策定することが掲げてあります。まず、この木質バイオマス活用普及指針については、どのような体制で策定し、どのように周知を図っていったのか、環境森林部長に

伺いたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） この指針の策定に当たりましては、木質バイオマスの年間発生量や将来予測などの調査分析を実施するとともに、企画・提案方式で募集いたしました民間業者に委託いたしまして、今後の施設導入に向けた意向調査やコスト分析等を行ったところでございます。このような結果を踏まえまして、この指針では、公共施設や民間施設でのエネルギー源としての利用を促進するために、木質ボイラーなどの施設導入に向けての手順やその留意点などを具体的に示したところでございます。また、この指針を市町村、関係団体等へ配付するとともに、説明会の開催や新聞などマスコミへの情報提供など、周知に努めたところでございます。

○新見昌安議員 この事業では、実証モデル事業も実施するとあります。その成果とあわせ、木質バイオマス利用に向けてどのような課題が見えてきたのか、同じく環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 実証モデル事業につきましては、耳川流域の市町村、森林組合による協議会を設立いたしまして、今後の木質バイオマスの安定供給に向けての低コストな収集・運搬方法等について検討を行ったところでございます。その結果、伐採時に林地残材を林道沿いに集積いたしまして、高性能林業機械で積み込み、大型トラックで運搬することにより、従来の半分程度にコストが低減されることが確認されたところでございます。しかしながら、ペレット工場など需要者ニーズに対応し、木質バイオマスの利活用をより一層促進していくためには、さらなるコストの引き下げや安定供給体制を整備するとともに、川上と川下が安

定的な価格で取引されるようなシステムを構築することが必要であると認識しております。

○新見昌安議員 3つ目になります。農業用水の自然エネルギー利活用促進事業についてであります。太陽光、木質バイオマスとくれば、次は水になるわけですけれども、この事業には、農業用水という自然エネルギーを活用するマイクロ水力発電を整備していくために、導入に向けて取り組む中で見えてくる課題等を検討する委員会を設置するということがうたっております。まずは、（仮称）農業用水の自然エネルギー利活用検討委員会の設置に向けてどのように取り組まれたのか、また、その中でどのような検討がなされたのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 小水力発電につきましては、農業用水といった地域の未利用エネルギーの有効活用につながるるとともに、農家みずからがポンプ等の農業用施設の電力として利用することにより、農家負担の軽減にも資するものであると考えております。このため県では、農業用水を活用したマイクロ水力発電の導入に向けた検討を行うことを目的とし、幅広い見地からの意見や助言をいただくため、大学や発電会社など技術的知見を有する学識経験者や農業水利施設を管理している団体などを委員とする「宮崎県小水力発電推進協議会」を本年1月に設置したところでございます。昨年度は、本協議会を2回開催し、全国の取り組み事例や関係団体が県内7カ所で行った調査結果に基づき、導入に向けた課題等について検討を行ったところでございます。

○新見昌安議員 マイクロ水力発電、これを導入するためには、地形的に条件に合っているか、施設の配置はどうか、法律に基づいた手続

に問題はないか等々、多くの課題を検討しなければならぬというふうになっているようです。導入に向け検討した中でどのような課題が見えてきたのか、同じく農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業用水をマイクロ水力発電に利用する際には、発電施設の建設や維持管理に要する経費に対して、農家負担の軽減や売電による収入が採算のとれる規模であるかどうか重要な課題となります。また、河川から取水を行っている場合には、河川法に基づく水利権の取得が必要であることや、発電の規模に応じて、電気事業法に基づき技術者の配置等が求められるなど、関係法律に基づき諸手続を行う必要がございます。したがって、マイクロ水力発電の導入に当たっては、これらのことを総合的に勘案しながら取り組んでいく必要があると考えております。

○新見昌安議員 総括質疑の最後に、ゼロ予算施策について伺いたいと思います。

有能な県庁職員が知恵を絞り、工夫を凝らしながら、県民サービスの向上を図る施策を推進する、それもお金をかけずに、これも極めて大事な取り組みじゃないかと思います。平成21年度には、各課から提案された11の事業が実施されておりますけれども、これについて2つほど伺いたいと思います。1つは、わがまちの日本一、世界一データ発信についてであります。これについては、県のホームページに掲載されているところですが、直近の市町村合併の直前の28市町村ごとに県北、県南に分けて、細かい字でまとめてあるようであります。このデータ発信事業、当初想定した目的と発信方法について、県民政策部長に伺いたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） この「わがまち自慢」は、県民の皆様、それぞれの市町村における全国に誇れるいわば「ふるさとの宝」を知っていただくことによりまして、地域住民の方々の自信や誇りにつながり、地域が元気となる一助になるとともに、県内外にPRすることを目的としたものでございますが、A3判のパンフレット形式にまとめまして、5,000部を作成して、昨年12月、県内の市町村を初めとして、すべての学校、県の機関、その他、各県の宮崎県人会あるいは九州各県など県外にも配布して、PRを行ったところでございます。また、御指摘のように、県ホームページにも掲載をしているところでございます。

○新見昌安議員 2つ目が、県営住宅管理システムの市町村との共同利用についてでありますけれども、この具体的な内容と成果がどうだったか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県営住宅管理システムの市町村との共同利用につきましては、市町村営住宅の管理コストの負担軽減にもつながることから実施したものであります。この成果といたしましては、県と同一の指定管理者の導入を予定していた延岡市において、平成21年4月から共同利用がなされ、管理の効率化や住民サービスの向上が図られたところであります。

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。以上で私の総括質疑を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。平成21年度決算についての総括質疑を行います。

今回の決算の結果は、一般会計において、歳

入で6,134億5,000万円余、歳出で6,062億5,000万円余、実質収支で20億円余の黒字となっています。しかし、政府が後年度措置とする臨時財政対策債の増加で、県債発行額は前年より大幅にふえ、県債残高は9,226億2,200万円余と膨大な額に達し、国の責任を問いつつも、厳しい財政運営が迫られています。また、社会経済状況も、県民の暮らしにとって安心できるものではありません。こうした状況を背景に、県は、県民の暮らし全体に責任を負う地方自治体としての役割、責任がより一層求められることになっています。21年度決算をしっかり総括して、新年度予算に生かしていかなければならないと思います。

まず、財政運営について伺います。

歳入ですが、地方交付税はさらに減らされています。その分を後年度で措置するという臨時財政対策債が大幅にふやされ、それに伴い県債発行額が累増しています。21年度の臨財債の額と、当年度にどれほど交付税措置されているか、また、これまでの臨財債の額と臨財債に対する交付税措置状況をお伺いし、後は質問者席から質疑を行います。(拍手) [降壇]

○総務部長(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

臨時財政対策債についてであります。平成21年度の臨時財政対策債の発行額は、474億1,977万6,000円であります。交付税措置につきましては、過去発行した臨時財政対策債の平成21年度における元利償還金相当額102億5,688万9,000円が基準財政需要額に算入されております。これまでの臨時財政対策債の発行額につきましては、平成13年度が117億円、以下、14年度243億円、15年度424億円、16年度307億円、17年度237億円、18年度213億円、19年度193億円、20年

度235億円、21年度が474億円となっており、平成21年度末の残高は2,233億円となっております。また、これまでの臨時財政対策債に係る元利償還金につきましては、毎年度その全額が交付税算定の基礎となる基準財政需要額に算入され、交付税措置されているところであります。以上です。[降壇]

○前屋敷恵美議員 臨財債の交付税措置については、政府のほうにも、しっかりとその措置がされるように、その都度、申し入れをしていく必要があるというふうに思っています。

次に、県税収入について伺います。自主財源の柱である県税収入が大幅に落ち込んでいます。あわせて、個人県民税の未済が大幅にふえています。その要因をどのように分析し認識されておられるか、その対応についても伺いたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 平成21年度の県税収入額は、前年度に比べ136億4,000万円余、13.5%の減となっております。これは、景気の低迷による企業収益の悪化から、法人県民税及び法人事業税の法人2税が大幅な減収となったことなどに加え、法人事業税の一部が国税である地方法人特別税となった影響によるものであります。次に、個人県民税の収入未済額は、前年度に比べ2億2,500万円余増加しておりますが、滞納繰越分の収入未済額が2億8,300万円余増加したことによるものであります。個人県民税の収入未済額の圧縮につきましては、直接徴収や併任人事交流など、市町村と一体となった徴収対策に取り組んだところでありますが、今後とも、市町村との連携をより密にして、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 県民税の未済の増加は、や

はり昨今の厳しい経済状況を反映しての結果だ
というふうに思っています。税の公平性は当然
ですけれども、個別の事情を十分に把握し、勘
案して、それぞれの対応が必要かというふう
に思っておりますので、その辺を指摘しておき
たいというふうに思います。

次に、歳出について伺います。21年度の不用
額が48億5,000万円余と、前年度を大幅に上回る
額となっています。特に不用額の多い民生費、
衛生費について、その内容、理由を伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 民生費の不用
額につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特
例基金事業について、施設整備や改修等の事業
の一部が翌年度の実施に変更されたこと、生活
保護扶助費について、被保護世帯の必要額が見
込みを下回ったこと等によるものであります。
また、衛生費の不用額につきましては、新型イ
ンフルエンザ対策でのワクチン接種に対する補
助事業について、接種希望者が見込みを下回っ
たこと、難病患者を対象とした特定疾患医療費
について、受給者数や治療費が見込みを下回っ
たこと等によるものであります。

○前屋敷恵美議員 それぞれ理由がありますけ
れども、多額の不用額は、その分、予算を十分
に活用するという点では、的確な予算化が必要
だと思います。そして、その分を県民施策の必
要なところに回すという、この基本的な立場に
立った運営を求めたいというふうに思います。

次に、監査意見書での指摘事項について伺い
ます。

工事等の変更契約についての指摘や財務会計
事務についての指摘がなされております。どの
ような内容かお聞かせいただきたいと思いま
す。

○代表監査委員(城倉恒雄君) まず、契約の

変更理由に妥当性を欠くことだというふうに思
いますけれども、この事例につきましては、西
都土木事務所がバイパス工事に関連しまして農
業用水路を整備したわけですけれども、設計段
階で地元との協議が不十分であったために、工
事の段階で契約変更を余儀なくされた事例でご
ざいます。さらにもう1つ、財務会計の事務の
関連でございますけれども、定期監査の指摘で
は今回115件ほどやっておりますけれども、その
主な内容を申し上げますと、1つには、調定事
務がおくれているなど収入事務が適当でないも
のが33件、それから2つ目は、補助金の交付決
定事務がおくれているなど支出事務が適当でな
かったものが27件、3つ目は、契約書の作成が
大幅におくれているなど契約事務の適当でない
ものが24件ございました。以上です。

○前屋敷恵美議員 例年こうした指摘がなされ
ているわけですけれども、どのように今後対応
していくのか、その方向も示していただきたい
と思います。

○会計管理者(加藤裕彦君) 財務会計につい
てです。会計管理局といたしましては、これま
で財務会計事務研修や実地指導検査等の充実を
図り、職員の事務能力の向上に取り組んできた
ところでありますが、監査委員の指摘を踏ま
え、今後、指導等の強化を図るなど、より一
層、公正で適正な財務会計事務の確保に努めて
まいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、その方向での改善を
図っていただきたいと思います。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、福祉関連で、県民の暮らしと健康を守
るという点で、市町村国保における各自自治体の
国保税の滞納状況、滞納世帯に発行される短期
保険証や資格証明書の発行状況、また無保険証

世帯、いわゆるとめ置きの状況を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年6月1日現在で、滞納世帯数は4万8,398世帯、このうち短期被保険者証を交付されている世帯数が1万6,188世帯、資格証明書を交付されている世帯数が3,173世帯であります。また、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも持っていない、いわゆる未交付世帯について、市町村への聞き取りを行ったところ、現時点では、20市町村、6,328世帯となっております。なお、未交付世帯につきましては、それぞれの事情に応じた適切な対応が図られるよう、市町村への助言等を行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 保険証がないという状況は、病院にすぐにかかれないうことを示していると、そういった点では、県民の健康そのものが守れない状況であるというふうに私は考えます。ですから、まずは保険証を渡して、受診をする、治療をするということを前提に、その後、親身な個別の対応が必要かと思っておりますので、そういう方向での国保、市町村に指導・援助していただきたいというふうに思います。

次に、特別養護老人ホームの待機者の状況、そして解消の取り組みについて伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 特別養護老人ホームの待機者数は、平成21年4月時点で3,150人となっております。また、待機者解消の取り組みとしましては、在宅サービスの利用促進とあわせて、認知症高齢者グループホームなどの施設整備や特別養護老人ホーム併設のショートステイ床の定床化を進めているところであります。

○前屋敷恵美議員 高齢者の安心できる老後を確保するというのは、やはり行政の大きな役割

ですので、充実を図っていくように努めていただきたいというふうに思います。

次に、自殺対策について伺います。毎年300名を大幅に上回る自殺者が出るという深刻な事態が続いていますが、自殺防止策、どのように取り組んだのか、その取り組みについて伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県では、自殺対策といたしまして、自殺などに関する正しい知識の普及啓発や人材養成などに取り組んでおります。昨年度は、国の地域自殺対策緊急強化交付金をもとに造成した基金を活用して、テレビやラジオでのCM放送、フォーラムやパネル展などを開催し、県民への普及啓発に努めたところですが、また、医師や精神保健福祉士などの医療・福祉の専門職、民生委員など、地域でのキーパーソンを対象とした研修会を開催し、人材の養成を図ったところであります。さらに、自殺対策を進める上では、地域での取り組みが重要でありますので、保健所を中心としたネットワークづくりのほか、市町村や民間団体が自主的に行う事業に対して支援を行ったところであります。

○前屋敷恵美議員 みずから命を絶つことの深刻さを十分に受けとめて、きめ細かな対応を求めたいというふうに思います。

次に、雇用対策について伺います。平成21年度における企業倒産の状況について、その倒産件数、係る事業所の従業員数について伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 民間調査会社によりますと、平成21年度の負債額1,000万以上の倒産件数は74件となっております。また、倒産企業の従業員数は681人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、この事業を活用して、雇用がどの程度創出されたのか伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成21年度における緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による雇用創出数は、県、市町村を合わせて1,348人、また、ふるさと雇用再生特別基金事業では443人となっております、2つの基金事業で計1,791人の雇用を創出したところでございます。

○前屋敷恵美議員 こういった基金を使っただけの雇用の創出とか、また、誘致企業で当年度22社で1,511人の最終的な雇用が予定されているという報告もありますけれども、一方、企業倒産で御報告いただきましたように、新たに失業者が生まれるということはどう食いとめるかということも県の大きな行政の役割ですので、そのところをあわせて、雇用対策、失業対策に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、教育関連で伺います。少人数指導推進モデル事業について、その内容と成果について伺います。

○教育長（渡辺義人君） 少人数指導推進モデル事業は、小学3年生から6年生におきまして、児童の学習の習熟の程度に応じ、学習集団を少人数に分けて指導するなど、きめ細かな教育を実現することにより、基礎学力の向上を目指すものであります。指導教科といたしましては、習熟の程度に差が生じやすい国語、算数、理科を中心に、各学校の実態に応じて取り組んでおります。成果につきましては、本事業に取り組んでいる学校からは、少人数指導により、「一人一人の学習に応じたきめ細かな指導ができるようになった」あるいは「学習の仕方を身につけさせることができるようになった」など

の評価があり、子供たちの基礎学力の向上につながっていると考えております。

○前屋敷恵美議員 このモデル事業の効果・成果が示されたというふうに思いますが、ぜひ、この経過を踏まえて、今後、全学年での少人数学級の実施に広げていただきたいというふうに思います。

次に、特別会計について伺います。

沿岸漁業改善資金特別会計について、今年度も多額の不用額が出ておりますが、その要因や活用改善がどの程度図られてきたのか伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 沿岸漁業改善資金特別会計の不用額につきましては、魚価の低迷や燃油価格の高騰など、厳しい漁業情勢を反映し、資金需要が低迷していることがその要因であると考えております。県といたしましては、今後とも、融資条件の緩和など、運用の改善を進め、本資金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、母子寡婦福祉資金特別会計についても不用額が多額ですが、借り手の意向に沿った適切な貸し付けとなっているのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 母子寡婦福祉資金につきましては、県福祉こどもセンター等に配置された母子自立支援員が窓口となって、申請者に借り入れの目的等について十分な面談や調査を行い、無理のない償還計画などを助言することで、適切な貸し付けを行っております。また、利用促進を図るため、新聞による広報や教育委員会との連携による中高生向けチラシの配布など、あらゆる機会を通じて制度の周知に力を入れているところであります。

○前屋敷恵美議員 今、厳しい経済状況のもと

で、県民の暮らしや経営も厳しい状況にあります。こうした県民をサポートする貸付事業ですから、十分活用の効果が上げられるように改善を図っていただきたいというふうに思います。

次に、県立病院事業会計について伺います。

平成21年度決算で、単年度の純損失が11億2,800万円余、累積欠損額が269億9,200万円余と、大変厳しい数字が示されておりますが、このことをどのように分析しておられるか。また、公立病院としての役割を果たしつつ改善を図ることが求められていますが、今後の考え方についてもあわせて伺いたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 平成21年度は、前年度の延岡病院に続き、宮崎・日南両病院も診療報酬の包括請求方式であるDPCに移行するなど、収益確保に努める一方、徹底した費用削減に取り組みました。しかしながら、全国的な医師不足の影響を受け、一部の診療科が休診となったことなどから収益が大きく落ち込み、前年度よりも赤字幅が広がる結果となったところであります。このため、今後、これまでの取り組みを一層徹底しますとともに、最重要課題である医師の確保に努め、民間医療機関からの紹介等による重篤患者の受け入れを進めることによって収益の向上を図り、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 宮崎の県立病院の存在というのは、高度医療を担う地域医療の中核として、重要な役割、使命を負っているというふうに思います。一方、採算性から見れば、大きなリスクも伴うわけです。しかし、そこが公立病院たるゆえんでもあります。医師の確保など困難がありますけれども、今後の努力を期待したいというふうに思います。

最後になりますが、限られた時間内での質疑

でしたので、大変早口になりました。さらに深めさせていただきたいと思いますが、今回の決算を通して、行政運営や財政運営について、そのあり方、また厳しい経済状況の中での県民の暮らしの状況など、その実態が浮き彫りになったと思います。改めて、県民の暮らしや福祉の向上に責任を負う地方自治体としての役割が大きく問われることになると思います。知事は、この平成21年度決算をどのように総括しておられるかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の減少や社会保障関係費の増大等によりまして、引き続き、大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成21年度の財政運営に当たりましては、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づきまして、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しのさらなる強化など、徹底した行財政改革に取り組んでまいりました。また、選択と集中の理念のもと、「新みやざき創造戦略」等に基づく重点施策の推進に取り組むとともに、長引く不況により低迷する本県経済対策につきましては、国の経済危機対策に対応した補正予算を直ちに措置するなど、スピード感を持って取り組んでまいったところであります。さらに、予算の執行に当たりましては、本県の財政状況について、職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的・効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や徹底した経費節減に努めたところであります。このような取り組みの結果、平成21年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した、堅実かつ着実な財政運営を図ることができたものと考えております。

○前屋敷恵美議員 経費の節減などに努められた、そういう答弁でありましたけれども、やはり県職員の方々の人件費の削減など、この問題をそのまま見過ごすことはできないという状況も、私は一方ではあるというふうに思います。21年度決算をしっかりと踏まえて、県民の暮らし、福祉に責任を負うとする地方自治体の本旨を全うするべき施策の推進を、新年度予算にしっかりと生かしていただきたい、このことを強く申し上げて、総括質疑を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき、武井俊輔でございます。愛みやざきを代表して総括質疑をさせていただきます。あと4名というところでお疲れのところ、よろしく願いいたします。

あと東国原知事の出处進退まで1時間余りであらうかと思えます。ちょうど思い起こしますと、4年前の今ごろぐらいでしたでしょうか、東京の三軒茶屋のファミレスで、県知事になると強い覚悟をおっしゃっていたのをちょっと思い出しまして、私はとめたんですけれども、知事は道を貫かれて、それから4年なんなんがたちました。今回もマイウェイをぜひ貫かれ、宮崎のため、日本のために御活躍いただけることを心からお祈りをいたしております。

では、早速総括質疑に移ります。執行部の皆様、答弁は簡潔によりしくお願い申し上げます。宮原議員などから生活保護などございましたので、重複したものは割愛をしながら、総括質疑を行ってまいります。

まず、歳入について、知事にお伺いいたします。

平成21年度において、決算書等を見ますと、

不動産売り払いなど、積極的に県として取り組まれておるようでございますが、県として、特に昨年度、21年度、新規に取り組んだ歳入確保策などがあればお伺いをいたします。

以下は質問者席で行います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

歳入確保についてであります。本県の脆弱な財政基盤を改善していくため、県税や使用料・手数料、財産収入等の自主財源の割合を引き上げていくとともに、地方交付税等の依存財源についても、所要額の確保に取り組むことが大変重要であると考えております。特に自主財源につきましては、県税の課税・徴収の両面からの歳入確保の取り組みを一層推進するとともに、使用料・手数料について、公平性や受益者負担等の観点から、全般にわたる徹底した見直しを行い、さらには、未利用財産のうち今後とも利用見込みのないものについて、売り払いや貸し付けを行うなど、積極的な歳入確保に取り組んだところであります。以上です。〔降壇〕

○武井俊輔議員 続きまして、先ほど知事からもありました県有財産の売却等についてお伺いいたします。総務部長に伺いますが、具体的にどのように取り組まれたか。また、県職員宿舍並びに共済住宅の貸付料、いわゆる家賃ですけども、これらの適正化にどのように臨まれたか伺います。

○総務部長(稲用博美君) 将来活用する計画のない県有財産につきましては、積極的に売却等を進めており、平成21年度は、一般会計で25件、1億9,300万円余の売却実績でございました。職員宿舍の貸付料についてでございますが、これは宮崎県職員宿舍貸付料算定基準により算

定しております。21年度は3年ごとに行っている算定基準の見直しの年でありましたので、物価の動向あるいは民間との格差も念頭に置きながら、駐車場を含めまして平均で約3%の増額を行ったところであります。

○武井俊輔議員 続きまして、広報の決算について、県民政策部長にお伺いをいたします。

広報活動費が1億9,781万円余ということでございますが、広報誌の発行、放送内容等についてはいろいろと説明もあるんですが、この県政番組の実際の効果についてということで、県政テレビ番組の視聴率、ラジオの聴取率、並びにホームページのアクセス件数及びそれらの向上のための取り組みについてお伺いをいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 21年度の県政番組の視聴率・聴取率でございますが、テレビでMR Tが4.3%、UMKが7.4%、ラジオはMR T4.9%、FM宮崎が2.4%となっております。この視聴率等につきましては、番組内容の充実を図るとともに、県ホームページあるいはポスター、各局独自で作成した番組CMなどPRに取り組みまして、おおむね前年度を上回ったところであります。また、県ホームページのアクセス件数であります。月平均約242万件となっております。ほぼ前年並みとなっております。アクセス件数の向上につきましては、適時・的確な情報更新に努めることはもとよりですが、新聞広告あるいは県政テレビ番組等において、ホームページの周知を図りますとともに、新たに「動画ニュースみやざき」の配信などにより、掲載内容の充実に取り組んだところでございます。

○武井俊輔議員 引き続いての向上の取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、県立芸術劇場大規模改修事業についてお伺いをいたします。

この改修の経費、1億3,122万円余ということでございますが、22年度にもこれとは別に5,000万以上の繰り出しが起こっております。19年度以降の繰り越し分も含めたこの大規模改修にかかった総額は幾らであるのか。また、改修費が非常に高額でありますけれども、これらの改修費の経費節減の努力はどのようになされたのか、あわせて伺います。

○県民政策部長(山下健次君) 県立芸術劇場は平成5年に開館しまして、相当の年数が経過しまして、修繕、更新などを必要とする設備が増加してきましたことから、19年度から改修を行っております。21年度事業費は、22年度への繰り越し5,762万3,000円を含めまして1億8,884万6,000円でございます。この3年間の総額は3億7,669万9,000円となっております。また、改修に当たりましては、安全性にかかわる箇所を優先的に実施するとともに、設備の特殊性などから発注先が限定されるものを除きまして一般競争入札を行うことによって、経費の圧縮に努めてきたところでございます。

○武井俊輔議員 続きまして、福祉保健部長にお伺いをいたします。社会福祉事業団自立化交付金8億円についてお伺いをいたします。

この事業は、21年度で5年計画の最終年度となったものであります。したがって、県は合わせて40億円をこの事業に投下してきたことになるわけですが、その効果、すなわちこれにより、社会福祉事業団の自立化のめどは立ったのか、また、今後これ以上の県の負担というのは生じないのか、あわせてお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋博君) 県では、自立化交付金を平成17年度から21年度にかけて毎年

度 8 億円ずつ交付するとともに、平成18年 4 月には、県立社会福祉施設10施設を無償で譲渡するなど、経営の自立化を支援してきたところであります。この間、事業団においても、職員数の削減や組織体制、給与制度の見直し等を行った結果、収入に対する人件費の割合が平成16年度の72.9%から21年度には52.9%となるなど、大幅に経営が改善されております。これらを一体として実施してきたことにより、平成22年度以降、県からの財政支援に依存しない自立した経営が可能な体制の整備が図られたところであります。

○武井俊輔議員 次に移ります。クリーニング試験等を行っています生活衛生監視試験費、これについて、再び福祉保健部長にお伺いをいたします。

予算額が352万円余なんですけれども、決算額が200万にも満たないということで、半分以上の未済となっておりますけれども、大きく減少した理由についてお聞かせください。

○福祉保健部長（高橋 博君）生活衛生監視試験費は、生活衛生営業施設の監視指導や入浴施設の水質検査等を行うもので、年間を通じた計画的な監視指導に加え、レジオネラ菌の検出等、突発的な事案に備え、必要な予算を確保していたものであります。現地調査や検査を要する事例が少なかったことなどから、予算に不用が生じたものであります。

○武井俊輔議員 続きまして、エコクリーンプラザみやざき改修について、環境森林部長にお伺いをいたします。

21年度、浸出水調整池の破損問題で大変大きく取り上げられて以降の補修が始まっておりますが、この21年度におけるエコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池補強工事に関する費

用について、県の貸付額とその理由、及び当該年度の工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県が貸し付けております金額につきましては、浸出水調整池の補強工事に要します費用、13億6,000万円のうち、その半分に当たります6億8,000万円でございます。この費用負担につきましては、県及び県央地区関係の11市町村間で協議を重ねた結果、一日も早く全面的に施設の機能を回復させ、地元住民の方々の安全・安心の確保を図るために、速やかに補強工事に着手することを最優先に考え、当面、県と市町村で折半して貸し付けることとしたものでございます。また、補強工事の進捗状況につきましては、現在でございますが、8月末で60.6%となっております。

○武井俊輔議員 続きまして、宮崎フリーウェイ工業団地について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

まず、2点お伺いをいたします。宮崎フリーウェイ工業団地の企業誘致補助金13億3,626億円余についてお伺いをいたします。この金額は、大きく分けると、貸し付けと管理費補助というふうに分かれていますが、無利子貸し付けと管理費補助の金額の内訳、また、この管理費というものの内容についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 内訳につきましては、単年度無利子貸付金の13億3,186万4,000円と、土地開発公社が実施する団地の巡視や草刈りなどの管理費補助439万9,000円がその内訳でございます。

○武井俊輔議員 これなんですけれども、無利子貸し付けについてなんです。結局、予算を組んで、3月31日に一たん県に返納させて、要は公社としては、公社は今度解散しますけれど

も、1日だけ銀行に借りさせて、また4月1日に新年度予算で県が予算を入れて、それをまた土地開発公社は銀行に返すというような形をとっているわけなんです。すなわち結果として、県の予算というのは、無利子貸し付けという名目のもとに、ずっと塩漬け状態に事実上なっているというような状況であったんだろうと思います。これは民間であれば、本当に粉飾と言われてもしょうがないのかなと思うんですが、すなわち、結局こういうことになってしまったというのも、これはひとえに販売不振が続いてきたからと、こういう予算を組まなきゃいけないのは、販売不振が原因であるということと理解してよろしいのでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 土地分譲が進めば、約13億円の貸付金は縮小したものと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。そういう状況にもまたなっていたということでございます。理解しました。

次に移ります。立地企業フォローアップ対策強化事業についてお伺いをいたします。

これは、施策の成果としては、訪問企業が364件ありましたとか、いろいろと成果は聞くんですが、いろいろと実際に立地企業の方に伺いますと、要は未誘致のときは非常に熱意があったけれども、いざ実際に来てしまうと、要望についての対応もなかなかうまく進まないというような不満の声も聞くんです。ですから、訪問した数ではなくて、実際に誘致先の要望実現があつて初めてこの政策というのは意味をなすものだと考えますが、実際にそういった要望実現にはどのように向かい合つて取り組まれたのかお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 企業から

寄せられました人材の育成確保あるいは取引先の拡大などの要望、相談に対しましては、地元市町村や関係機関と連携して、その解決に取り組んでおります。具体的には、ふるさと宮崎人材バンクからの人材の紹介あるいは県内外で実施しているふるさと就職説明会への参加、こういうものを促す、あるいはまた、県などで実施しております技術の高度化や経営者育成等に関する各種研修会等の案内をしているところでございます。加えまして、産業支援財団のコーディネーターによる新商品開発、販路拡大等への相談窓口等もあつせんしたところでございます。

○武井俊輔議員 次の一村一祭は、ちょっと重複しましたので、飛ばさせていただきます。

続きまして、農政水産部長に魅力あるみやぎの果樹産地育成事業についてお伺いをいたします。

これは2,299万円余の予算がついているわけですが、この中で、ポストマンゴー、マンゴーの次のものの育成、産地化を図つたということが政策評価として挙がっておりますが、具体的には、どのような作物について、どのような取り組みをされたのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 昨年度の魅力あるみやぎの果樹産地育成事業におけるポストマンゴーの取り組みにつきましては、完熟マンゴーに次ぐ新たな亜熱帯果樹の導入を目的に、中国に職員を派遣して、現地の亜熱帯果樹の調査を実施いたしました。この結果、これまでのタイや台湾等における調査とあわせ、ライチとインドナツメが最も有望であると判断し、本年度は、亜熱帯作物支場や生産者による栽培試験に着手したところであります。今後は、栽培試験結果の分析や果実の市場性等の調査を行

いながら、ライチとインドナツメを新たな亜熱帯特産果樹として育成してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。建設業のやつは、ちょっと重複しましたので、飛ばします。

続きまして、知事にお伺いをいたします。

入札改革は、東国原県政のまさに目玉政策の一つであったと言えますが、21年度において、その結果、この改革を行った結果、どの程度の金額が執行残として浮いてきたのか。そしてまた、それに伴い、例えば工事がどの程度増加になったとか、進捗率のアップがあったとか、そのあたりの変化があったのかお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 公共三部におきましては、平成21年度に、予定価格ベースで616億円の工事を発注しております。平成18年度と平成21年度の落札率の差は4.9%でありますので、この差に相当する金額は30億円という計算になります。また、入札の結果、予算に残額が生じた場合は、道路、河川等、必要な社会資本整備に再投資しているところであります。以上です。

○武井俊輔議員 わかりました。

最後になります。全国スポーツ・レクリエーション祭、スポレクみやぎきについて、教育長にお伺いをいたします。

この開催事業、3億6,121万円余でございましたが、この中には当然国からの補助金等もあったかと思いますが、県の実質的なスポレク祭についての負担額は幾らであったのか。また、この開催の成果並びに経済効果をどの程度であったと認識されているかお伺いをいたします。

○教育長(渡辺義人君) 平成21年度の全国スポーツ・レクリエーション祭の開催経費3

億6,100万円のうち、国庫補助金額は1億3,815万円で、県費負担額は2億2,306万5,000円となっております。開催の成果としましては、本県が推進しております「スポーツランドみやぎ」の魅力を全国に発信するとともに、県民の皆様には、スポーツを一層身近に感じていただき、だれでも気軽にスポーツに親しむことができる「スポーツの生活化」への契機になったものと考えており、地域のシンボルスポートとして定着しつつある種目も出てきております。なお、経済波及効果は、約22億3,000万円と算出しております。

○武井俊輔議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。以上で終わります。(拍手)

○中村幸一議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 平成21年度決算に対する総括質疑を行います。

初めに、臨時財政対策債、いわゆる臨財債についてお尋ねいたします。

さて、本来、臨財債は、当年度のみの中期的措置として平成13年度に導入されたものでありますが、現在に至るまで延長され続けてきております。さらにまた、臨財債は、国の予算不足を補完するため、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋め分として、地方公共団体みずから地方債を発行させる形式ともなっております。そして、その償還財源については、後年度の地方交付税で措置するとされており、実質的には地方交付税の代替財源と言えるものでもあります。まず、総務部長に、臨財債に関して、これが県債発行額に占める割合はどうなっているのか。そしてまた、後年度普通交付税で措置するとされている元利償還金については、今後何カ年で国から交付される予定となっているのか、平成21年度発行分についてあわせてお伺い

をいたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

まず、林業についてであります。本県の飢肥杉には、アラカワやガリンあるいはトサグロなど18の品種があり、成長に富むもの、あるいは弾力性にすぐれる品種などと、それぞれが異なった特性を持っております。申すまでもなく、このような特性は、伐採期までの期間や材価など、経済性に直結するものであります。そのような観点から、平成21年度の林業技術センターにおける杉品種に係る試験研究の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねいたします。

次に、水産業についてであります。平成22年9月27日現在の県内3トン以上漁船の船齢を見ると、15年未満186隻、15年以上25年未満429隻、25年以上838隻となっており、船齢15年以上が全体の87%を越す状況にあります。ところで、漁船の更新建造については、15年が一つの目安と、これは経営的にでありますけれども、一つの見方としてあります。申し上げましたような状況の中、平成21年度の漁業近代化資金貸し付けに対する利子補給承認実績は、16件、3億4,888万円にとどまっております。本資金貸し付けについて、申請時点での却下案件はなかったのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

さらに、漁業近代化資金の利子補給承認実績であります。平成20年度が26件、昨年度が16件と大きく減少しております。承認実績が少なかった理由についてもあわせて伺っておきます。

次に、各種統計調査の実施についてであります。

平成21年度一般会計決算の(項)統計調査費で1,188万7,317円の不用額を生じております

が、その理由について、県民政策部長にお尋ねいたします。

次に、監査委員より提出された宮崎県歳入歳出決算審査意見書に関し、2点、代表監査委員に伺います。

まず、1点目であります。審査意見の中の「財政運営について」の意見の中に、「持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを行うことが望まれる」とありますが、具体的には、どのような問題意識に立って要望されたものか。

2点目であります。「予算の執行について」の中で、「随意契約について」として「2者あるいは3者による見積もり合わせを行うなどの取り組みが進められていることが認められた」とありますが、逆に、合理的な理由がないのに1者随契を行っていたものがあつたのか、そうであれば、その件数と内容をお示してください。

次に、会計別決算の状況に関してであります。農業改良資金特別会計の収入未済額1億671万7,717円について、収入未済の内容と回収見込みを農政水産部長に、また、林業改善資金特別会計の収入未済額1,496万715円の収入未済の内容と回収見込みを環境森林部長にそれぞれお尋ねし、壇上からの質疑を終わります。(拍手)

〔降壇〕

○県民政策部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

統計調査費の不用額の理由についてであります。統計調査費の不用額1,188万円余のうち、国の統計調査を実施いたします委託統計費が1,089万円余となっておりまして、9割以上を占めておるところであります。この中で、本年の2月に実施いたしました農林業センサスに係る市町村交付金が最も多く、691万円余となっております。

す。この交付金は、前回の調査に基づいた調査対象数等により決定していましたが、各市町村が2月以降、実際に調査をした結果、調査対象数が前回よりも5,000程度、約13%強減少したことに伴いまして、調査員報酬などが相当額不用品となったものであります。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

臨時財政対策債についてであります。平成21年度の臨時財政対策債の発行額は、474億1,977万6,000円であります。また、県債発行額に占める割合は、約53%であります。

次に、交付税措置であります。平成21年度に発行した臨時財政対策債の元利償還金につきましては、交付税の算定上、30年で償還するものとして基準財政需要額に算入されており、平成51年度までの30年間、措置される予定であります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、杉の品種に関する研究についてでございます。林業技術センターにおきましては、平成20年3月に「スギ品種特性表」を作成しております。林家等への普及指導に活用しているところでございます。また、平成21年度から、国の林木育種センター九州育種場と共同して、成長がよいか、幹が真っすぐであるかという点とか、強度、木材の色等につきまして、よりすぐれた杉品種の候補を選ぶ研究に着手しております。まず、県有林内の杉試験地で、昭和58年に植栽した214個体の中から、6個体を選抜したところでございます。今後は、この選抜したものを含めた優良候補木から苗木を採取し、県内数カ所の試験地に植栽して、成長や材質等に

ついて経過を調査していくことにしております。

次に、林業改善資金特別会計であります。林業改善資金の収入未済の内容につきましては、平成14年度以前に県が直接貸し付けた案件でありまして、林業事業体が新たに林業機械を導入するための資金などではありますが、平成21年度につきましては、鋭意回収に努めた結果、収入未済額が前年度より減少したところでございます。また、今後の回収見込みにつきましては、各農林振興局と森林組合等が連携いたしまして、保証人を交えて、個々の実情に応じた償還指導を行っているところであり、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、漁業近代化資金の借り入れ申請についてであります。漁業近代化資金は、漁業協同組合が貸し付け決定し、利子補給の承認申請があった漁船建造資金等の融資に対し、県が利子補給を行うものでありまして、昨年度、県において、利子補給の承認申請を却下した事例はございません。

次に、漁業近代化資金の承認実績についてでございます。漁業近代化資金の承認実績が少なかった主な理由といたしましては、平成20年における燃油価格の高騰による経費増大など、先行きの不透明感が高まったことにより、漁船建造やエンジンの更新といった新たな設備投資への意欲が減退したことが考えられます。

最後に、農業改良資金特別会計についてであります。収入未済の内容につきましては、平成14年度以前に県が直接貸し付けた案件のものであり、例えば青年農業者が新たに経営を開始

する際の資金などであります。また、回収見込みにつきましては、現在、各農林振興局と農協等が連携して、借り受け者に対する営農指導や保証人を交えた個々の実情に応じた償還指導を行っているところであり、収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○代表監査委員（城倉恒雄君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、財政運営に関する審査意見についてであります。平成21年度普通会計の決算は、国が示している健全化判断比率、資金不足比率から見ても、おおむね適正な水準にあると考えております。しかし、自主財源比率が低いこと、公債費等の義務的経費や社会保障関係費が増大していること、財政調整積立金などが減少していることなど、今後の健全な財政運営にとって不安な要因が少なくありません。したがって、宮崎県行財政改革大綱2007の計画的かつ着実な推進を望んでいるところであります。

次に、1者随契についてであります。随意契約においても競争性を確保するために、2者以上の見積もり合わせを実施するよう指導してきたところであります。監査における指摘件数は、19年度が9件、20年度が1件で、21年度も1件ありましたが、その内容につきましては、福岡事務所の企業調査の委託事業において、見積書をとることなく随意契約を行っていたものであります。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議員 総務部長にお尋ねしますけれども、前屋敷議員の質疑に対して、平成21年度の交付税の償還に係る算定が102億5,000万余りというお答えでありました。これは、基準財政需要額の中の算定額がそうなるということで解釈して、ということを前提に質疑したいんです

けれども、計算上はそうなると思うんですね。それでは、その年に的確にそれだけのものが、元利償還の財源として実額が交付されたことになるのか、そういう計算になるのかということについて、そうじゃないんじゃないかと思うんですけれども、再度お尋ねをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 臨時財政対策債の元利償還金につきましては、議員お尋ねのとおり、実額ではなくて理論計算されたものが交付税措置されることとなります。

○坂口博美議員 もうちょっと詳しく教えてください。

○総務部長（稲用博美君） 元利償還金に係ります交付税措置につきましては、実際に金融機関に支払う元利償還金総額ではなく、各年度別に加重平均により算出しました全国统一の単位費用、これに団体ごとの発行可能額を乗じて算定する理論償還費、これが交付税算定の基礎となります基準財政需要額に算入されることとなります。

○坂口博美議員 理論償還費、だから加重利率ということになると思うんですけれども、そうなりますと、平成21年度、本県が発行した宮銀引き受け利率、これは年利2.248%ですよ。今、説明にあった加重平均利率、全国平均利率、これは1.39%、ですから、利率の差がまず0.858%そこで生じているということですね。で、約474億2,000万円ですから、その差額、金利計算をやると、年間で約4億余りの差損が出ていると、金利負担で、ということになると思うんです。計算上だけでですよ。1年で4億円、しかも474億円、21年度発行分だけですね。30年ぐらいかけて払っていくんだというお答えでもありました。だから、これはかなりな数字になる懸念があるんじゃないかなと思いま

す。

それからもう一つ、じゃ基準財政需要額をまず決めて交付税が交付されてくるわけなんですけれども、このときに、費用単価とか測定単価で積み上げてきたものを調整をやりますよね。だから、本来なら標準的な財政運営、行政運営をやっていくのにこれだけかかるぞといったものを調整してしまう。その調整値というのが減額0.000899302なんです。だから、1マイナスこれをして、本県の2,474億という21年の基準額に掛け合わせると、そこでまた2億2,000円余りの差損が出てくるわけですね。しかも、すべてにその調整値を掛けるわけですから、こういった義務的なものとか約束したものでまで圧縮される勘定になる。だから、僕はこれは個人的には、国から地方はだまされていると思っているんですよね。それで、こういう心配を抱えた中で、恐らく知事もいろんなことを考えられているんじゃないかなと思うんですけれども、これは副知事もしっかり聞いておいていただきたいんですが、こういう状況なんです。これが何十年も続いたときに、この臨財債は、これがましてや地方固有の財源とする中でやってくれよなんて言われたときは、たちどころに行き詰まってしまう。これについて、知事はどういう考え方を持っておられるか。そしてまた、知事から見て、本当に約束したものの、元利償還がしっかり交付されているとお考えになっておるのかどうかお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 先ほど、総務部長がお答えしたとおりなんです。臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、後年度、地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額に算入することが地方財政法に明記されているんです。これは財政法なんです。法律は理論

上なんです。議員がおっしゃるように、現実のことを伺われると、ここには多少の差額というのは当然出てくると思います。でも、我々行政の立場から申しますと、この法律が至上なんです。ですから、こういうお答えをしないといけないというのは非常に残念でございます。

○坂口博美議員 ありがとうございます。

時間がないものですから、統計調査についてなんですけれども、不用額について説明がありました。しかしながら、同じようなことをやって、10年前、5年前の農林業センサス、このときも不用額はゼロなんです。何で今回に限ってこれが生じたか、これは甚だ疑問なんですけれども、交付額決定の精度を高めるために、こういった調査というのはやられないんですか。

○県民政策部長(山下健次君) 実際のやり方なんですけれども、実際に調査に取り組むこととなる市町村に対しまして、あらかじめ調査区の設定あるいは調査員の数を調査しておりますけれども、今回の調査目的の一つであります調査対象の数までは回答を求めていないといえますか、それ自体が調査でございますので、したがって、交付金の算定に当たっては、こういった事前の結果を踏まえた上で実施しております。前回の調査結果の調査対象数を基本として決定しているというところで、こういった食い違いが生じているものでございます。

○坂口博美議員 それでやってきて、ずっとゼロ、ゼロ、ゼロだったのが、21年度だけぽっこんと出ちゃったわけですね。だから、それじゃ説得力がないと思うんですけれども、時間がないものだから、何か答えられますか。

○県民政策部長(山下健次君) 前回、前々回の調査の会計処理の問題で、科目間での経費流

用を認めておりました。前回、前々回ですね。したがって、不用額は発生していなかったんですけども、今回の調査、国の指導によって、従来の弾力的な取り扱いを改めまして、より厳格に予算執行を行ったということで、不用額がこのように生じたということでございます。

○坂口博美議員 それを聞いたら僕でもわかるんですよ。

次に、農政水産部長ですけれども、家伝法絡みです。12条の3項で、まず農家はちゃんと管理基準を守りなさいよ、守らなきゃいけませんよ、その第4項で、今度は知事はそれを守っていないときはちゃんと勧告することができますよとあります。ここらがしっかりしていなかったから、今度の感染の拡大につながったんじゃないかという指摘もたくさんあるんですけども、21年度にこういった家伝法の12条の4項に基づく勧告というのはどれぐらいなされているのか。

○農政水産部長(高島俊一君) 飼養衛生管理基準につきましては、農家みずからがその趣旨を理解し、遵守することが重要であり、県といたしましては、まずは必要な指導を行うことといたしております。このため、御質疑にありました改善勧告の実績はございませんが、家畜保健衛生所の職員が農場へ立ち入りした際に、踏み込み消毒槽の不備など、衛生管理に改善が必要なものにつきましては、随時、指導を行っているところでございます。

○坂口博美議員 県の事務要領では、指導して聞かないときに勧告しなさいとなっている。指導をやったと言われる。指導をやった後にそれを確認されているのかどうかというと、甚だ疑問です。勧告の必要性が全くなかったと、それほど徹底されていたのか、あるいは勧告の必要

性を判断するだけのフォローがなされていなかったのか、甚だ疑問なんですけれども、時間が来たからお答えは実践に任せますが、どうも納得がいけないということで、もし答えられるなら教えてください。以上で質疑を終わります。

○農政水産部長(高島俊一君) 議員から今お話がありましたとおり、フォローが十分できておったという認識ではございません。まだまだ足りないと私ども思っております。そのため、今度、毎月20日を県内一斉消毒の日とかいう形で、こういう場面を利用して、特にこういう基本的な事項をしっかりと指導していきたいと、そのように考えております。

○中村幸一議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) 通告しておりました項目につきまして、順次質疑させていただきます。

まず、平成21年度決算につきましては、総論的な質疑は既に出されておりますので、私、冒頭より、各論的な質疑から入らせていただきます。

まず、母子保健対策についてであります。昨年度、県は不妊専門相談センターを設置し、心のケアや治療に伴う処置などについて情報提供を行うとともに、不妊治療に対する助成事業や新生児へのマスキューニング検査を実施し、先天性代謝異常の早期発見に取り組むなど、母子保健環境改善に成果を上げておられます。一方、本県の人工死産率が高いという課題にも改善を図るため、平成17～18年度に人工死産に関する調査を行い、平成19年度から関係者への研修や中高生への健康教育、パンフレット等を作成され、その改善に取り組まれています。そのような取り組みが昨年度までどのような成果を

上げているのか、ここは福祉保健部長にお伺いいたします。

後の質疑は自席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(高橋 博君)〔登壇〕 答えいたします。

人工死産対策の成果についてであります。県におきましては、人工死産に至った方へのアンケート調査結果を参考に作成しました手引やパンフレットを活用し、産科医療機関の協力を得て、母親学級などにおける避妊指導の強化を図ってまいりました。その結果、本県の人工死産率は、平成18年は28.9、平成19年は23.2と、全国ワースト1位でしたが、平成20年は20.1、平成21年は21.9と、減少傾向になっているところであります。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 人工死産率は、今の答弁にもありますように、調査に基づく対策により改善傾向にあるようですが、まだまだ高い水準であることには変わりありません。引き続きの事業展開を求めるものです。

それでは次に、人工死産とは対極にあると言ってもいい妊娠12週以降の流産や子宮内胎児死亡などの死産、そして産後4週までの新生児死亡の昨年度までの推移がとれておれば説明いただきたいと思えます。福祉保健部長。

○福祉保健部長(高橋 博君) 流産や子宮内胎児死亡による死産数は、妊娠満12週以降の自然死産数として把握しておりますが、平成19年は131件、平成20年は113件、平成21年は121件となっております。また、生後4週未満の乳児の死亡である新生児死亡数は、平成19年は14件、平成20年は16件、平成21年は9件となっております。なお、自然死産率及び新生児死亡率で見ますと、いずれも全国平均とほぼ同様の状況に

あります。

○凶師博規議員 県内の周産期医療の充実により、全国平均的なところを推移しておるようですが、ここ3年間だけでも、400名ものつらい経験をされたお母さん方がいらっしゃるということになります。また、そのお母さん方は、突然の別れにより、心にも大きな傷を負うこととなり、また、御家族を含む周囲の期待にこたえられなかったということの自責の念から、精神のバランスを崩される方も少なくはありません。そして、その苦境を乗り越えて、再び子供を生き育ててもらうために、今、民間では、同じ経験を持つ方々の自助グループ、例えば「天使ママの会」という、そういう自助グループの方々が活動を展開されています。昨年度、それらの団体とどのような連携を県としてとられてきたのか、福祉保健部長にもう一度お伺いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 死産を体験された方々の心身への影響は大きいことから、心のケアにも配慮した支援が必要と考えております。このため、県におきましては、これまで死産を体験された方々の自助グループが作成されたパンフレットや冊子を、産科医療機関などを通して、必要とされる方々に配付するとともに、県主催のシンポジウムで体験談を紹介していただいたり、保健所の母子保健担当者との意見交換会を実施したところでございます。

○凶師博規議員 引き続きの連携を求めます。

では、次に参ります。次は、精神医療センターの運営状況についてであります。

センターは、平成21年4月に、民間医療機関では対応困難な重度の患者の急性期治療及び救急患者などの治療を行うとともに、神経症的障がい、また発達障がいなどを抱える児童思春期の患者に対応するために開設されました。今ま

で民間では受け入れが困難なため、たらい回し状態であった急性増悪状態患者の最後のとりでとなるセンターの開設に、民間医療機関は大きな期待を寄せています。そこで、昨年1年度間に、民間病院との連携などにより、何件の入院の受け入れ、もしくは外来受診につながったケースがあったのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立宮崎病院の精神医療センターでございますが、21年度の実患者数が、民間病院からの紹介等を含めまして、入院で266名、外来で1,032名となっております。

○凶師博規議員 受け入れの実数はわかりました。それでは、成人病床が32床、児童思春期病床が10床あるわけなんですけれども、昨年度のベッドの稼働率、利用率を、再度、病院局長にお伺いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病床利用率でございますが、成人病床で74.2%、児童思春期病床で19.9%、病棟全体で申しますと、61.3%となっております。

○凶師博規議員 全体の稼働率が61.3%、児童病床は19.9%ということですね。成人病床の稼働率はまだしも、児童思春期病床の稼働率が何でこんなに低迷しているのか、その原因はどこにあると思われませんか、病院局長。

○病院局長（甲斐景早文君） 精神医療センターは、御指摘のとおり、児童思春期部門に限らず、民間医療機関等に対応困難な精神医療に取り組む全県レベルの中核病院として、重要な役割を担っているわけでございますけれども、この児童思春期疾患については、医療・保健・福祉・教育の関係機関との連携協力を図りながら、治療を進めていくことが必要であります。

こうすることで、精神医療センターそのものが平成21年4月にオープンしたばかりでございまして、民間医療機関等との役割分担の周知徹底が十分図られていない面もありまして、児童思春期病床の病床利用率に影響しているものと認識いたしております。今後とも、民間医療機関等と連携しながら、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 開設して1年以上もたつのに、民間に周知ができていないというのはどういことですか。センター機能の周知や情報提供は、オープン前にやっておかなきゃいけないことだと思います。対応が遅いと言わざるを得ません。そして、学習障がいや発達障がいにより、医療的介入が必要な児童生徒は少なくないですよ。さらに、センターでは、成人病床が満床などの理由で、やむなく児童思春期病床に成人を受け入れている状況もあり、急性増悪状態の成人と穏やかな療養環境を必要とする児童を同じフロアで治療していくことは、大変リスクがあります。今後、そのような環境改善を図っていただき、センターの機能充実と特に児童病床の利用については、部局横断的な連携を図り、開設当初の目的を果たすよう努めていただきたい。

次に、障がい者の自立と社会参加促進について伺います。

国は、精神保健福祉の改革ビジョンの中で、地域の受け入れ体制がないがゆえに入院を余儀なくされている、いわゆる精神障がい者の社会的入院、その改善を図るために目標を掲げました。その内容を本県に置きかえてみますと、現在6,225床ある精神科病床を平成26年までに4,376床まで削減しなきゃいけない、つまり、

あと1,849床減らさなければなりません。その病床削減に伴い、地域での居住するためのグループホームの整備や就労支援のための拠点整備は急務です。そこで、昨年度中に精神障がい者も利用できる自立支援のためのサービスがどれほど整備されたのかを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、精神障がい者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活するための受け皿づくりとして、精神障がいに対する理解促進を図る研修会の開催や通院可能な方への個別支援のほか、居住の場の確保や就労に向けた支援などに取り組んだところであります。まず、研修会につきましては、県精神保健福祉士会等への委託などにより、地域住民や医療・保健・福祉関係者等を対象に、県内10地域で合計28回開催したところであります。また、個別支援につきましては、宮崎県北部、宮崎県東諸県及び日南・串間の3つの障がい保健福祉圏域に設置されている5つの地域移行支援事業所の運営を支援するなどの取り組みを行ったところであります。さらに、居住の場の確保として、グループホームなど10施設の新設・改修に対して助成したほか、就労に向けた支援等を行う障害福祉サービス事業所の整備促進に努めたところであります。

○図師博規議員 取り組みの積極的内容は理解できたところであります。紹介までに、アメリカの取り組みで、1963年になるんですが、大統領教書によって脱入院化という政策を打ち出されて、そこで精神病患者をどんどん地域に出したんですけれども、受け皿がない、受け入れがないがゆえに、結果、ホームレスが増加してしまい、大きな社会問題になりました。宮崎、いや日本全体の話なんです、そのような状況とな

らないような体制整備を今後着実に進めていただきたいと思います。

次に、戦略的マーケティング推進についてであります。

みやざき県産品東アジア販路拡大戦略推進状況につきましては、昨年、台湾、香港、シンガポールで「みやざきフェア」の開催を行い、海外の卸・小売業者を招聘し、海外商談会などを開催されたようです。その実績につきましては、西村議員の質疑と重複いたしますので、答弁を求めるものではありませんが、今後、みやざきブランドを東アジア展開していくに当たります、特に中国では、ササニシキや松坂牛、そして青森といった県名までも先に商標登録をされてしまい、そこで進出が阻まれたという話も記憶に新しいところです。本県がそのような同じ轍を踏まないような対応も含めつつ、今後の展開を図っていただきたい。

それでは最後に、指定管理者制度の運用状況についてお伺いいたします。

県立青島亜熱帯植物園管理運営は、現在、宮崎県総合運動公園とセットで指定管理されているようです。ここでは、青島亜熱帯植物園の昨年度の利用実績を県土整備部長にお伺いいたします。

○中村幸一議長 総括質疑の途中ではありますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 青島亜熱帯植物園につきましては、総合運動公園と近接し、一体的な管理が可能であることや、ノウハウを共有できることなどから、両公園を一括して指定管理者に管理委託しております。植物園大温室の21年度の利用者は、イベント等の開催により、1万9,304人と指定管理者制度導入前に比べ

て約2倍に増加しており、導入の効果が得られているものと考えております。

○図師博規議員 指定管理者の導入により利用者は倍増しておるといふことで、その効果は確かに認めるところであります。しかし、同じく指定管理者制度により管理されています南郷の総合農業試験場亜熱帯作物支場トロピカルガーデンでも同様の亜熱帯植物が保護され、観賞できる施設となっております。青島亜熱帯植物園の役割とも非常に重複する部分が多くあり、また、青島のほうは非常に老朽化も進んでいるというところもありますので、青島地区の総合開発も視野に入れ、亜熱帯植物園の役割を見直す時期でもあるのかと思われることを申し述べまして、私の総括質疑を終わらせていただきます。(拍手)

○中村幸一議長 次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 去る7月の串間市選挙区の補選で当選させていただきました、つくしの会の岩下斌彦でございます。

さて、今般の口蹄疫につきましては、畜産業を初め県内のあらゆる産業に多大な被害をもたらし、経済的な損失はもとより、県民生活にも大きなダメージを受けました。被害を受けられました県民の皆様は、心からお見舞いを申し上げますとともに、県民の一人として、いち早い復興を願うところであります。

それでは、通告に従い質疑に入らせていただきます。平成21年度の本県の予算は、「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として編成され、さまざまな取り組みがなされたところでございますが、その幾つかの取り組みについて、実績などをお伺いしたいと思います。

まず、教育関係についてお伺いいたします。

私は、平成6年から8年間、串間市の教育長

を経験させていただきました。その間、教育行政の取り組みとして、宮崎県教育委員会の御指導も仰ぎながら、串間市の教育的課題解決に努力をしてまいりました。これまでの取り組みの一つとして、各学校の校長先生を初めとする教職員の方々の協力を得ながら、学力向上の推進のための調査研究を進めてまいりました。その実践例として、保護者と教師が一堂に会し、保護者の願い、教師の思いを互いに発表し合う学力向上研究発表大会を市内3地区に分けて毎年開催し、実りのある成果を上げることができました。教師による指導方法の工夫改善、市内小中学校全校による朝の10分間読書の推進、中学校での空き時間教師によるTT授業等であります。これらの取り組みは広く知られることにより、九州管内では鹿児島県、熊本県、佐賀県から教育関係者、また遠くは高知県から視察に来られるようになり、特に高知県からは、県教育委員会の全指導主事を招聘した研修会に、当時の指導主事とPTA会長が講師として招かれたこともありました。これまでの地域での教育に携わった経験から、子供への教育は、学校、家庭、地域社会の三者が一体となって取り組んでいかなければならないと感じたところであります。

さて、最近では、少子化等の影響もあり、地域社会での子供同士の異年齢間でのつながりや、大人と子供のかかわり、人間関係が希薄になってきております。また、子供を取り巻く事件・事故も多く、安心して子供を育てる環境整備が重要になってきております。そこで、教育長にお伺いいたします。放課後子ども教室推進事業は、地域社会全体で子供を育てる取り組みの一つとして、大変重要な施策であると考えますが、21年度の取り組み状況と成果についてお伺

いをいたします。

以上、壇上からの質疑は終わりました、残りの質疑は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えいたします。

放課後子ども教室推進事業についてであります。放課後子ども教室につきましては、地域の方々の協力のもとに、学習活動やさまざまな体験活動、交流活動等を行っており、平成21年度は、16市町村で81教室が開設され、3,351人の子供たちが利用したところであります。また、教室の運営について連絡調整を行うコーディネーター等の指導者を対象に、子供への接し方に関する講話や体験活動の充実を図るための演習などの研修会を実施し、資質の向上に努めたところであります。本事業を実施したことによりまして、保護者や指導者からは、「居場所ができて、子供たちが生き生きとした表情になりよかった」「大人との触れ合いにより、言葉遣いや社会的ルールが身についた」といった声を多くいただいております。子供たちの安全で安心な活動の機会が広がるとともに、規範意識の向上など幅広い成果が見られております。なお、平成21年度の決算額は、4,466万3,000円となっております。以上であります。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

次に、地域いきいき読書活動推進事業についてお伺いをいたします。私の教育行政に携わった経験の中で、各方面の教育関係者から特に関心を持たれたのは、朝の10分間読書ではなかったかと思っております。授業が始まるまでの時間に好きな本を読むことにより、生徒に落ち着きが見られ、授業へのスムーズな移行が図られました。他の管内から串間に転入された先生からは、朝、鳥の声が聞こえる学校だということ

で、感動された話も聞いたことがあります。さらに、朝の10分間読書に取り組んだことにより、文章表現力が増し、いじめ、非行、万引きが大幅に減少したという効果がありました。このように、学校における読書活動は、私自身の経験の中でも大変重要なものであると認識しておりますが、地域における読書活動推進策として、21年度における本事業の取り組み内容と成果について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(渡辺義人君) まず、朝の10分間読書運動について、先駆的な取り組みをしていただきまして、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。地域いきいき読書活動推進事業であります。この事業につきましては、読書に関心のある保護者や読み聞かせグループなどの方々を対象にいたしまして、子供の健やかな成長と県民の読書活動の推進を図ることを目的として、平成19年度から21年度にかけて実施したものであります。平成21年度は、読書の重要性を啓発する講話や子供の発達段階に合わせた本の選び方、また、読み聞かせの方法等に関する講座を23回開催いたしまして、延べ1,993名の方々が受講されております。これらの取り組みによりまして、読み聞かせを行っている方々の資質の向上が図られますとともに、例えば、読み聞かせグループが講座で学んだことを小学校で読書活動に生かしたり、受講された方から技術を学んだ中学生が小学校で読み聞かせを行うなど、読書活動の広がりが見られたところであります。以上です。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

次に、私立学校振興費補助についてお伺いをいたします。県内の高校生は約3万5,000人、そのうち、高校生の3割の約1万人が私立高校に在籍しているようでございます。宮崎県で私立

学校の果たしている役割には、非常に大きなものがあると考えます。私立学校振興費補助金は、保護者の経済的負担の軽減や私立学校における教育環境の充実を図るため、各私立学校に交付されるものでありますが、県内の各幼稚園及び小・中・高等学校にはどのような方法で補助金が配分されたのか、配分方法について、県民政策部長並びに福祉保健部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 私立学校振興費補助金につきまして、平成21年度は、小学校1校、中学校が9校、高等学校14校に対しまして、総額37億5,553万円を交付したところであります。このうち、小学校につきましては、県内に1校でございますので、小学校分全額の1,343万3,000円、さらに中学校については、総額5億658万5,000円を交付しましたが、その50%を教職員数、30%を生徒数、残り20%を学級数や定員遵守状況に基づき配分したところであります。高等学校につきましては、総額32億3,551万2,000円を交付しておりますが、そのうち、30億7,533万7,000円につきましては、その45%を教職員数、15%を生徒数、残りの40%を文化・スポーツの実績、大学進学率、こういった特色教育や保護者負担の軽減状況、定員遵守状況などの客観的な基準に基づいて配分したところであります。また、残りの1億6,017万5,000円につきましては、生徒減少対策特別枠といたしまして、生徒減少数などに基づき配分したところでございます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度の私立学校振興費補助金につきましては、私立幼稚園に対して、総額15億8,061万5,000円を交付したところであります。各幼稚園への配分に当たっては、総額の70%につきましては、外形的

基準に基づき、教職員数割として45%、園児数割として15%、法人や園への均等割として10%を配分し、残りの30%につきましては、保護者負担の軽減状況や定員遵守状況等の政策的基準に基づき配分したところであります。

○岩下斌彦議員 今、私立学校におきましても、生徒数の減少等もかなり影響しております。各私学の皆様方、一生懸命、子供の教育のために携わっております。どうぞ今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

次に、観光振興策についてお伺いをいたします。

県におかれましては、観光振興策として、さまざまな施策に取り組んでおられますが、この中で、平成21年度の新規事業であります「創造・再生！新みやざき観光地づくり事業」についてお伺いをいたします。本事業は、各市町村が実施する観光地づくりプランの策定や同プランに基づく事業に対し補助金を交付するものでありますが、市町村においては、どのような取り組みがなされたのか、その取り組み実績を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成21年度は、串間市都井地区、えびの市真幸地区、高原町狭野地区、日之影町全域の4つの地域を選定しまして、各市町が実施するハード・ソフト事業に対しまして、総額約960万円の補助を行ったところでございます。各市町の具体的な取り組みとしましては、日之影町の日之影温泉駅での足湯の設置、串間市の観光協会ホームページのリニューアル、それから高原町の観光ガイドブックの作成などがあります。

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございます。厳しい財政状況の中、多岐にわたる行政課題に取り組んでいくのは大変なことだと考えま

す。私も県議会議員の一人として、今後の県勢の発展に少しでも寄与できますよう努力してまいり所存でございます。執行部におかれましては、今後とも、県民の暮らしを第一に考えた各種の施策を展開していただきますようお願い申し上げます。総括質疑を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で総括質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成22年9月29日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します

記

議員発議案第12号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第12号上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで

決算特別委員会付託

○中村幸一議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第24号から第28号までの各号議案については、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時25分開議

◎ 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

決算特別委員会 委員長 蓬原 正三
副委員長 押川修一郎

○中村幸一議長 以上で報告は終わりました。

◎ 知事発言

○中村幸一議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 大変お待たせいたしました。本会議、総括質疑の非常に重要な時間をいただきまして、私に発言の機会を与えていただいた議長初め県議会の皆様、心から感謝を申し上げたいと思っております。また、ここまで私の出処進退について、口蹄疫等々の問題がありまして、この時期になってしまったことを、県民の皆様、そしてまた議会の皆様、職員の皆様におわびを申し上げたいと思っております。また、今回本会議で、一般質問、代表質問等で大変たくさんの方々に出処進退について質問をされたんですが、何せ慎重に熟慮に熟慮を重ねているということで、自分の中でも決めかねておったものから、明快な、明確な答弁をできなかったことにおわび申し上げたいと思っております。

8月27日に口蹄疫が終息しまして、それから約1カ月間、自分の中で熟慮、思慮、思惟を重ねてきました。沈思黙考を重ねた結果、結論に至りました。結果から申し上げますと、2期目の知事選には出馬をさせていただかない、出馬をしないという結論に至りました。出馬に対して期待をしていただいた方々に対しては、本当に申しわけないと思っております。本当にどうも済みません。また、一部出馬するなど、やめろと言うような方も、そういう御意見もありました。そういった方々に対しては、期待に沿え

たかなと思っているところであります。

理由について説明をさせていただきます。本県の今抱える行政課題というのは山積しております。最重要課題というのは、とりもなおさず、御案内のとおり、口蹄疫からの再生・復興だと理解しています。ですけれども、行政の立場から申し上げますと、それと同じぐらいの行政課題が山積しております。少子・高齢、人口減少の問題、あるいは景気・経済、雇用の問題、あるいは中山間地域の問題、福祉、医師不足、医療の問題、あるいは物流、インフラの問題、環境の問題、産業振興の問題等々、本当にこの行政課題というのは山積しております。これらに私はこの4年間、4年弱でございますが、一生懸命、本当に真摯に、真剣に取り組んでまいりました。しかし、その場その場で、どうも県知事としての限界を感じてきたところがあります。その中で一番私が考えることが、やはりこの国のシステムというのは、ずっとやってきたことなんですけれども、統治システム、この国のあり方、仕組み、それはこれでいいのかというのが私のずっと自問自答しておった問題でありまして、このままじゃいかんだろうと、この統治システム、国のあり方、そういったものを大きく根本的に、根源的に変えなければ、この地方の疲弊といいますか、この国の閉塞感というのは是正できないんじゃないかとずっと考えておるところであります。

地方分権、地域主権と申し上げますのは、一言で言ったら、霞が関、官僚、官僚が悪いとは私は言いません、官僚制度あるいは日本のシステムに問題があるんだと、それを変えなきゃいけないとは思っております。そうなりますと、やはりこの霞が関との対立ということが、そういう局面が多々出てくるかなと思っておる

んです。そういったときに、私はこの宮崎県の県知事として国と対立することは、県のためにならない。それは、口蹄疫の今回の問題で、私、県の、県民の皆様の代表として、権益あるいは住民の意思というものを持って国といろいろ協議をしてきたんですが、やはりぶつかる部分もあった、対立せざるを得ない部分もあったんですが、そのたびに私は非力感を感じていた。ましてや、一部議員、鳥飼議員、今回の本会議、あるいは中村議長あたりが、メディアを通じて、農水大臣と、国と対立しておったら、県のためにはならんというような御指導をいただきまして、そのとき私はちょっと愕然としまして、これから国家システムを変えなきゃいけない自分が国と対立しているのが県のためにならない、僕は県によかれと思って、県の疲弊を、あるいは疲弊する地方を改善しようと思ってやったことが結果的には地方のためにならないということが、非常に自分の中でじくじたる思いというか悔しい思い、どっちをじゃ選ぶかという、5年後、10年後、20年後を考えたときに、この国のあり方、仕組み、システムを変えることが、ひいては、中長期で見た場合は、宮崎県のためになるんじゃないかと思っており、そして今回のこの結論に達したわけであります。

私、人として、人間として、東国原英夫として、宮崎県で、都城なんですけれども、生まれて育ちました。ですから、私は宮崎県をふるさとだと思っていますし、ここなくして私の歴史は語れないと思います。また、政治家としても、宮崎県の県民の皆様に生み育てていただいた。特に、県議会あるいは県職員の方たちには育てていただいたとっております。時には温かい御指導もありましたが、厳しい叱咤激励も

あったり、特に鍛えられたなと思うのは、個人名を出して申しわけないんですが、鳥飼議員と坂口議員でございます。非常に鍛えられたなと思っております。言ってみたら、行政経験も政治経験もなかった素人、タレント上がりの私が、ここまで皆さんに支えられたということは、本当に、言ったら、議員の皆さん、職員の皆さんは、私の師匠と言わせてもらっても過言ではないと私は思っております。ですから、今回、私が今後どのような人生を、あるいはステージをイメージして活動・行動しようが、ぜひ自分の弟子が、県民にとっては私は子供みたいなものですから、県民の皆様が育てた子供が旅立つんだと、このふるさとのために旅立つんだということ、あるいはどこかステージを変えて活動するんだ、それはどこかわかりませんが、そういった温かい目で、まなざしで見ただけだと、また応援していただけるとありがたいなと思っております。

いろいろな意見を賜りました。「2期目に出て、途中で国政なりどこなり転身すればよかかね」というような意見も多数いただきました。しかしでも、ちょっとそれは私としては不本意である。というのが、去年6月、7月に国政転身の騒動がありまして、県議会の皆さん、そしてまた県民の皆さんに本当に、あるいは県職員の皆さんに、相当迷惑をかけてしまった。これはトラウマに自分の中でなっていて、もし2期目に出るとしたら、途中で転身というのはあり得ない、完走するんだと。でも、先ほど言った理由によりまして、それもできないということで、今回、不出馬、出馬をしないという結論に至ったわけであります。先ほど言ったように、私は宮崎県の出身であり、ふるさとだと、母なる大地だと私は思っていますので、今後どこで

どういう活動をしようが、私は宮崎県の最大限の応援団、応援団長であるというのを自負させていただいておるところでありますので、そのように行動していきたいと考えておりますので、皆さん、どうか温かい御理解をいただければと思う次第であります。

ほかに細々とした理由はあるんですが、一番大きな理由、時間の都合もありますので、皆さんにお伝えしたいと思っております。3年数カ月、全力で突っ走ってきました。ちょっと心身とも限界に来ている部分もありまして、もうちょっと残ったエネルギーを、今後、残された3カ月余りの県政に全身全霊を傾注して、今後のバトンを渡せるような県政、県勢の発展・推進にまた尽力していきたいと思っておりますので、残りの時間、また御指導と御鞭撻、温かい叱咤激励等、また支援、御協力を賜りますことを、ここに心からお願い申し上げまして、また、この貴重な時間を私の発言のために割いていただきまして、重ねて御礼を申し上げまして、私からの今回の出处進退の御説明と県議会並びに県民の皆様への報告とさせていただきます。ありがとうございました。以上です。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 あすからの日程をお知らせします。

あす30日からの10月11日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 5 時37分散会

10月12日（火）

平成 22 年 10 月 12 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 | 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 博 | 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 | 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 | 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 人 |
| 公 安 委 員 | 山 崎 殖 章 | 章 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 | 武 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 雄 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|---|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、蓬原正三委員長。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 当決算特別委員会に付託されました議案第24号から第28号に係る平成21年度決算の認定について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入6,134億5,154万1,000円、歳出6,062億5,091万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入、歳出とも6.1%の増となっております。この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、72億63万円であり、このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、20億2,887万1,000円の黒字となっております。また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が83億9,355万3,000円、歳出が57億7,771万3,000円で、差し引き残額は26億1,584万円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は47億9,019万円、事業費用は42億2,622万2,000円で、当年度純利益は5億6,396

万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、平成21年度の年間雨量が統計を始めた昭和37年以降、最も少なかったことにより、67.1%となっており、電力収入の目標達成率は96.2%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は3億4,203万1,000円、事業費用は2億6,856万5,000円で、当年度純利益は7,346万6,000円であります。なお、使用水量の目標達成率は118.5%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は2,669万3,000円、事業費用は2,139万円で、当年度純利益は530万3,000円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は108.8%となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の収支状況は、総収益が254億7,480万1,000円、総費用が266億350万6,000円で、差し引き11億2,870万5,000円の赤字となり、前年度に比べ赤字額は2億5,992万4,000円増加しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が、議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について

て申し上げます。

まず、総括的事項として、本県財政が将来においても持続的に健全性が保たれるよう、自主財源の一層の確保に努めるなど、財政改革の着実な実行に取り組むことを求めます。また、主要施策の決算審査における成果の報告のあり方について、目標に対する成果がより具体的にわかるように、その説明や記載の仕方について検討を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、情報システムに関する契約について、競争性の確保を図り、運用コストの削減に引き続き取り組むこと。

1つ、中山間地域活性化対策について、ちょっとした支援でも住民に前向きな意識変化があるので、瞬間的なものとならないよう、長期的なスパンで取り組むこと。

1つ、市町村合併後の課題や成果の検証について、本来、市町村みずからが行うべきものであるが、県も継続して行うこと。

1つ、県内7つの消防非常備町村の常備化に向けた取り組みを促進すること。

1つ、老人福祉施設整備等について、今後、施設をどのように配置していけばいいかを検討する際の資料とするためにも、養護老人ホームや軽費老人ホームの入所待機者数についても早急に調査を行うこと。

1つ、県立病院について、今後も経営改善に取り組むことは重要であるが、病院事業は人の命にかかわっているということを念頭に置きながら、今後の病院経営を進めること。

1つ、宮崎フリーウェイ工業団地の企業誘致促進について、今後、県有地として管理するこ

とになるが、雇用の拡大及び地域産業の活性化につながるよう、企業誘致活動の推進に努めること。

1つ、コンベンション等開催支援について、今後も観光宮崎の再生に向けて、さらなる開催支援や誘致活動に取り組むこと。

1つ、発注者と受注者において、工事着手前に十分な意見交換を行えるよう、また、コミュニケーションが図られるような環境づくりをすること。

1つ、県土整備部の監査における指摘事項について、今後も引き続き職員の指導を徹底するとともに、職員の意識改革並びに業務の改善等を図りながら、指摘事項をなくす努力をすること。

1つ、林業・木材産業を支える戦力としての担い手を養成するために、切れ目のない持続的な取り組みを推進すること。

1つ、本県産の杉を住宅に使いたいという県民のニーズに的確に対応できる取り組みを推進すること。

1つ、みやざきフェア等による農産物のPRや販売促進等の取り組みに当たっては、具体的な目標を立て、さらにその成果についてはしっかりと検証を行うこと。

1つ、農業用廃プラスチックの適正処理については、農家の意識を高める等の取り組みを推進すること。

1つ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の整備推進については、地域の実情を考慮しながら、効率的・経済的な手法により、生活排水処理率の向上に努めること。

1つ、鳥獣被害対策については、捕獲活動の強力な推進や効果的な被害防止技術の確立など、より一層の対策に取り組むこと。

1つ、農林水産業の振興については、予算の執行率にとらわれるのではなく、選択と集中の視点に立って、将来を見据えた事業推進に努めること。

1つ、学校教室における空調設備について、公費による整備を検討すること。

1つ、信号機の設置について、事故の発生件数や交通量、通学路の指定、地域住民の要望等を踏まえて、緊急性、必要性の高い箇所から計画的に信号機の新設を進めるとともに、特に緊急性の高い箇所については早急に整備を行い、歩行者や自転車利用者等の安全で安心な交通環境を一層確保すること。

1つ、電気事業については、今後とも経営基盤の一層の強化を図るとともに、経費縮減や事業の効率的な運営などの経営努力により、安定的な事業運営が行えるように努めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について、特段の改善と努力が図られるよう重ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。以上であります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。議案第24号「平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

まず、財政運営では、地方交付税が大幅に削減されるもとで、その代替財源としての臨時財政対策債の発行額は、前年の2倍を超える474億1,900万円余に上っています。21年度における臨時財政対策債の償還額は、102億5,600万円余が地方交付税措置されているようですが、それを含めても21年度の地方交付税は1,723億円余で、前年度額をさらに下回っています。この臨時財政対策債の増加で、県債発行額は890億7,000万円余、県債残高は9,226億2,000万円余と膨大な額に達し、公債費は923億円余と前年度を46億円余上回っています。

こうした状況では健全な財政運営は図られません。国にも大きな責任があります。臨財債の償還が30年にも及ぶようなやり方は改めるべきで、今何より、臨財債を減らし、地方交付税をもとに戻すことが重要です。そのためにも無駄を削り、軍事費や大企業優遇税制にメスを入れ、国民の負担によらない財源確保を図るように国に要求すべきであり、このことは新政権の大きな課題であると思います。

歳入を見ると、自主財源の柱である県税収入は前年度に比べ136億4,000万円余の減収、特に個人県民税の収入未済が増加していますが、昨今の厳しい経済情勢を反映し、県民の暮らしの大変さが読み取れます。こうした中、国保税を納めたくても納められない滞納世帯は4万8,398世帯に及んでおり、1カ月程度の短期保険証や窓口全額自己負担となる資格証明書の世帯は1万9,361世帯、さらに、いずれの保険証も交付さ

れていない未交付世帯は6,328世帯に及んでいます。県民の命と健康が守られているとは言いがたい状況にあります。政府によるデフレ宣言が発せられ、ますます格差と貧困が広がる中で、こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握し、県民の暮らしや福祉をどう守るか、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められています。

そこで、歳出における行政運営、各種事業について述べます。

まず、福祉や医療については、特に後期高齢者医療制度の実施が、高齢者を年齢で区別し、高い保険料や医療費負担、差別医療をもたらしており、早急な解決が必要です。県としても制度の廃止を求めるべきと思います。また、国の施策による療養病床、介護病床の削減が進む中で、その受け皿は極めて不十分、特別養護老人ホーム等の整備のおくれは問題です。

また、21年度決算における不用額が48億5,000万円と多額に上る中で、特に民生費や衛生費などでの扶助費等の執行残が見られますが、とりわけ、現下の厳しい経済状況のもとで暮らしや健康を支える点でも、医療費の公費負担、生活保護扶助などを十分に行うことや、特養ホームの整備を充実させて入所待機者の解消を図ることは切実です。

商工政策については、長引く景気低迷の中で、宮崎の経済の中心を担う中小企業をどれほど支え、県民の切実な雇用の確保にどれだけ役割を果たすかが問われています。雇用確保の点では、国の緊急雇用基金事業や企業立地促進補助金等の直接助成による企業誘致での雇用の確保も進められました。しかし、基金事業では安定した再就職に道を開くまでには至らず、企業倒産による新たな失業や派遣切り、雇いどめな

どが広がる中で、失業者を出さないための行政としての役割が強く求められています。また、新規雇用を誘致企業に頼ることも一つの方策ではありますが、過度な条件競争に走ることをないようにすることが重要であり、同時に、地元中小企業が取り組む雇用の拡大に積極的に直接助成を行うなどの支援が必要ではなかったでしょうか。

農業関連では、食料基地を自負する本県の農業を発展させるためには、農家を直接支え、再生産につながる価格保障や所得補償を充実させ、安心して農業、農家が継げる後継者、担い手を育てることが必要です。そのためにも不要不急の農業土木工事等の見直しが求められたと思います。

また、市町村合併の問題については、合併促進のための支援交付金や無利子貸し付けなど、かなりの財源を投入して推進が図られてきたことです。本来、市町村合併は、住民の暮らしの中から住民の意思に基づいて必然的に発生し、自治体が判断をするもので、国や県の思惑で、しかもさまざまな支援策を講じて強力に推進するようなものではありません。ましてや、住民の意思を明確に示す住民投票はおろか、アンケート調査すらなされずに合併が行われたところもありました。しかも第29次地方制度審議会では、「さらなる市町村合併は進めるべきではない」という議論が噴出する中、これまでの合併の十分な検証のないまま促進されてきたことです。現に合併した自治体では、役場が遠くなって不便、旧役場周辺が寂れたなど、住民サービスの低下や地域経済の疲弊などの声が聞かれています。合併によって財政規模は大きくなって財政力の強化にはなり得ず、地域で安心して暮らせるのか、過疎化に拍車をかけることにな

りはしないか、住民の不安とともに行政の責任が大きく問われてくると思います。

以上、平成21年度決算について幾つかの問題点を指摘し、決算の認定に反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第24号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年10月12日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議

議員発議案第14号

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣

平成22年10月12日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 萩原 耕三
黒木 寛市
中野 一則
満行 潤一
長友 安弘

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

◎ 議員発議案第13号から第15号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第13号から第15号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第13号及び第14号採決

○中村幸一議長 まず、議員発議案第13号及び第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第13号及び第14号について一括お諮りいたします。

両案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第15号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第15号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書」の提案理由を

説明させていただきます。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、明治以来、我が国が一貫して実効支配を続けていることは厳然たる事実であり、皆様も当然御承知のことと存じます。

この海域において、去る9月7日、中国漁船が領海を侵犯し、違法操業を行った上、海上保安本部の巡視船に接触を繰り返して逃走を図るという事件が発生しましたが、第十一管区海上保安本部は、この漁船の船長を公務執行妨害の容疑で逮捕いたしました。

しかしながら、信じがたいことに、那覇地方検察庁は9月24日、この船長を処分保留で釈放いたしました。那覇地検は記者会見で、「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮すると、これ以上、被疑者の身柄拘束を継続し捜査を続けることは相当でないと判断した」と述べていますが、この説明は、検察当局の本意ではないと思いますが、検察が外交を考え、政治判断をしたと述べているものであり、とても納得のいくものではありません。

これは、中国の領海法に中国領と明記し領有権を主張する中国に、わざわざ尖閣諸島放棄を中国政府に認めたに等しい行動であり、我が国を恫喝すれば何でも言うことを聞くという誤ったメッセージを国際社会、とりわけ中国に発信してしまったものであります。

まさに、我が国の歴史に汚点を残す外交的敗北であり、政府は、弱腰外交との批判を免れることはできません。

この意見書は、一日本人、一国民として当然のことを政府に求めているものでありますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

なお、平成4年2月に、中国政府が領海法を公布し、尖閣諸島を中国固有の領土と明記した

ことに対して、本県議会は、時の宮沢政権に対し、毅然たる態度で中国政府に臨むよう求める意見書を全会一致で可決し、提出しておりますことを念のために申し添えます。

ただいま申し上げました趣旨を踏まえ、何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。権藤梅義議員。

○権藤梅義議員 質疑に先立ちまして、まずは、19日ぶりに釈放された建設会社フジタの高橋副部長と、それ以前に釈放された3名の方々と御家族並びに関係者の皆様方の御心労、御労苦に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

この問題に対して、9月29日の本県議会の議会運営委員会において、自民党委員より、尖閣諸島付近の領海内の中国漁船衝突問題で、本日中に再度議運を開くなど、本問題の意見書提出ができないかとの提案がありました。我が新みやざき会派としては、余りにも性急であり、この種の提案、つまり議運を再度開き、議事内容を修正することはできないこと、与党内に中国漁船船長を起訴せずに釈放した那覇地検の決定について賛否両論あり、結論を出せないとの意思表示をいたしておりました。

その後、幹事長会が招集され、自民党の意見

書案が示されましたが、幹事長会には出席し、文書も受け取りました。しかし、前日のいきさつから、幹事長会としての協議に加わっておりませんので、若干の質疑をさせていただきます。

まず、9月7日の本問題発生以来、47都道府県での採択状況は、1カ月以上経過し、私の判断としては異例の遅いテンポではないかと思っております。それは本問題の複雑さにある。つまり、巨大な隣国中国とのつき合い方、つまり、領海問題や、2006年に安倍首相が訪中し、中国側と構築に合意した戦略的互惠関係の推進に起因するところが大きいものと考えます。そして、経済が急成長しつつあり、名実ともに大国化の道を歩む中国に対して、アメリカもヨーロッパも、そして我が日本国も、自国の利益を踏まえて羨望のまなざしを送っております。私どもが最も信頼するアメリカでさえ、領土問題は二国間の問題として中立的な立場を崩さず、日米安保の立場からは、その第5条により対象地域になるとの解釈をやっと引き出しております。

そこで、まず第1に伺いますが、現在の全国の意見書の採択状況は把握されていると思いますが、内容や数は確認されているのか。また、現在、議会で議論されているものを含めて半数程度と聞きますが、提案者としての御判断を伺います。

○萩原耕三議員 ただいまの御質問にお答えいたします。全47都道府県のうちに現在まで可決した都道府県が25、可決の予定が9、合計34ということでございます。内容はほぼ一緒であります。

○権藤梅義議員 そういうことで提出の判断をされたということですね。

次は、過日の幹事長会で最初に私どもにいただいた案文と本日提案された案との修正の箇所と、その議論の過程をお尋ねします。

○萩原耕三議員 私は直接幹事長会に出席しておりませんが、新みやぎの皆さんの御理解もいただければということで大分柔軟に対応して今回の案となったわけでありませぬ。

○榎藤梅義議員 私どもの会派としては、柔軟だ何だと言われても協議に参加をしておきませぬので、そういう配慮についてはわかりませぬ。

次に、意見書のタイトルであります、データベースで見る意見書の内容は、連休前の10月8日、実質10月7日現在で沖縄を除き11県であります、**「事件」**というタイトルを使っているのは熊本県と兵庫県の2県だけであり、それも早い時期の9月28日付であります。本県の案文は**「事件」**としていますが、このことについてはどのような検討をして使われているのか伺います。

○萩原耕三議員 言うならば事件なんですね。要するに、日本の海上保安庁の船にたまたま接触したのではなくて、故意に追突しているわけですから、そういうことで私はこの**「事件」**が妥当であろうと。最終的には政府が考えることでもありますけれども、我々がマスメディア等から聞き得る内容、あるいは日本人としての感覚でこういう状況になったわけでありませぬ。

○榎藤梅義議員 時間がありませんので、次に進みますが、次に、本県提出案の文面で、本文中の下から2行目、**「今回の政府措置に抗議する」**とあり、**「領海侵犯事件として謝罪を求めるとあります」**とあります。しかし、中国船船長の勾留延長を行った11日ごろから中国の態度は強硬となり、政府のハイレベル協議の中断、フジタの幹

部社員4名の逮捕や希少資源レアアースの輸出規制を初め、矢継ぎ早の経済制裁が打ち出されると、攻守所を変えた感があります。これは政権が交代していないときに起きても選択の余地はなかったのではないかと私は考えます。人命にかかわるフジタの幹部社員も帰国できた現在、今日現在の意見書としてタイムリーなものか、その内容に疑問が持たれます。この点はどうのような議論を経ての結論なのか伺いたいと思います。

○萩原耕三議員 詳しい内容はよく存じておりませんが、現在の中国の出方を見ておきますと、皆さんもほとんど肌で感じていらっしゃると思いますが、国際社会の中において、日本固有の領土ということ政府ももうちょっとアピールしてほしいと、そういう感覚であります。なお、レアアースの問題にいたしましても、世界の目が、それはちょっと行き過ぎじゃないかという目になってきたんじゃないか。もろもろの問題を考えると、中国自身が自制をしなければならぬのではないだろうか。各県からこういう意見書等がどんどん出だしたということは、つぶさに中国政府も理解しているでしょうから、そういうことを考えると、非常に時宜を得た各県からの意見書であろうと私は思っております。

○榎藤梅義議員 内容については大いに後で議論をいたしますが、次に進みます。

次は、10月1日付で全国都道府県議長会が尖閣諸島の領土権に関する緊急決議を議決しています。そしてその内容は、尖閣諸島は我が国固有の領土であるという毅然たる態度を、中国政府を初め諸外国に示すことを求めております。私もこの点について、質疑をすることになって初めて知ったのでありますが、これは議長とし

て全議員に周知させることが最低必要だったのではないかと思います。そのことはここでは触れません。このことは政府方針として従前の自民党政権の方針と何ら変わることなく、10月4日の夜、ブリュッセルでのASEM首脳会合での温家宝首相との廊下での25分の会談でも、議長会決議の趣旨に沿った主張を菅首相も行ったとマスコミは報じております。この点は、中国の主張と我が国の主張がかみ合わない、すれ違っていることが現実の問題であり、政府解釈等に異論はないと思うのであります。その意味からすると、本県意見書の「記 1、毅然たる態度を堅持し」云々には既にこたえていると思えますが、提案者はどのように判断されますか、お伺いいたします。

○萩原耕三議員 温家宝首相と日本の菅総理がどういう話をしたか、メディアからでしかかいつまんで見ることはできませんけれども、日本の国民もそうだし、世界に向けても正式に、尖閣列島というのは日本の固有の領土なんだということをやすべきだというふうに思っております。

○権藤梅義議員 今回はそれを菅首相がやりましたがということでの質疑なんです。答弁になっていないと思いますが、次に進みます。

次に、10月5日以降のマスコミ各社の報道は、ASEMでの首脳会議は25分間と短い会談ではあったが、今回の衝突事件で悪化した日中関係を回復させる機会となったのはよかったとの評価のようであります。そして、今後の日中関係の改善に努めよとの主張が強くなっております。10月1日の山口県議会や兵庫県議会、10月5日の福島県議会や長崎県議会は、日中関係の早期正常化や戦略的互惠関係の維持発展に姿勢を戻し、継続することを求めています。これ

は日本側としても、今月末予定の東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議、11月に横浜で開かれるアジア太平洋経済協力会議（APEC）、これには温家宝首相も出席予定であります。これに向けた地ならしができたとの見方もあります。

一方、中国側としても、10月15日から18日の第17期共産党中央委員会第5回総会の指導部人事を前に、日本に譲歩したとの見方が広がることは避けたかったとの観測が流れる中、それでも温家宝首相とのロビー会談が成立したことは、関係修復を中国側も急ぐ必要があるものと判断したためと見られています。

そこで伺いますが、私どもの県議会に提案されておりますこの案は、このことに触れていません。私は、現時点の意見書としては致命的ではないかと思うわけであります。これは議論しなかったのか。このことは今後の政権運営や国益として最も重要と思われまます。その必要性の認識をどのように判断、議論されたのか、伺います。

○萩原耕三議員 これは手続上、2～3日前の話ですからできませんでしたがけれども、この書類がそのまま中国政府に行くわけじゃありません。日本国民が、各都道府県がどういう思いでおるかということを理解させるために私どもは意見書を出すわけでありまますから、致命的とかそういう問題ではないと思えます。それは政府のほうが高度な政治判断をするでしょう。それと、菅総理と温家宝首相が会談したということは前向きでいいことですよ。そういうことをどんどんやっていって、日本の領土は領土、アジアを安定にするための交渉は外務省がやるべき仕事であって、私どもとしては、県民として国民として主張は主張でやっていくことであろう

と私は思っております。

○**榎藤梅義議員** それでは、中国との正常化、あるいは、今までもろもろの経済制裁その他が起きて今日があって、改善されようとしておりますが、そのことを改善すべきだと、こういう意見を政府に投げかけることは必要ないという意味ですか。

○**萩原耕三議員** そういうことを言っているんじゃないんですよ。日本の国土は国土なんですよということとはぴしゃっと言ってくださいと。戦略的互惠関係というのは、それはそれでやっていかなきゃいけないわけにありますから、そういう仕事をするのが政府の仕事ですよ。何も重箱の隅をつつくつもりはありませんけれども、純粋な気持ちを私どもは表現しているわけで、各都道府県から集まった意見書等も勘案しながら、政府としてよりこれから先の——中国は立派な隣国ですから、政治体制が違いますけれども、そういうことの不安がどこかに日本国民の中にはあるということです。そういうことであります。

○**榎藤梅義議員** 私どもとしては、全体的に眺めてということですが、時間がなくなりました。我が会派内においても、タイトルや内容を修正する用意があるならば同意してもよいのではないかという意見もあったことを紹介しまして、質疑を終わります。以上です。

○**中村幸一議長** 以上で質疑は終わりました。お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中村幸一議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○**中村幸一議長** これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。武井俊輔議員。

○**武井俊輔議員**〔登壇〕 愛みやざき武井俊輔でございます。

議員発議案第15号「尖閣諸島海域での中国漁船侵犯に関する意見書」につきまして、賛成討論をさせていただきます。

本来であれば、反対討論があつての賛成討論であるということは承知しておりますが、先ほど質疑も行われまして、全会一致を見ない情勢のようでございますので、あえて賛成討論をさせていただきます。

この議案書の発出の要因となりました件につきましては、先ほど提案者のほうからございましたが、9月7日の中国漁船衝突事故でございます。意見書にもありましたとおり、尖閣諸島が疑うべくもない日本の領土であるにもかかわらず、中国の漁船がそれを侵犯した上、海上保安庁の巡視船に衝突をしたものであります。

その後、当該船の船長は那覇地検により、日中関係を考慮して釈放されてしまいました。この対応について、10月3日、読売新聞が実施をした世論調査でございますが、「この対応に納得できない」という答えが72%、また、「政治介入はなかった」という菅直人総理大臣の説明には、83%が納得をしていないという結果でありました。

すなわち、政府の対応には多くの国民が納得しておらず、与党内からもまた多くの声も上がっております。したがって、この意見書の中に記載されている「政府の措置に抗議する」ということは、決して政局的なものではなく、極

めて自然な国民、県民の感情、感覚であると考えております。

確かに、県議会にも政党やそれに伴う会派が存在しておりますが、私たちは宮崎県民の皆様から選出をされております。報酬も県民の皆様からいただいております。であれば、たとえ与党系の会派であっても、その対応に疑義があれば、県民の目線から抗議の意見書に賛成をぜひしていただきたいと思うものであります。

先ほどの質疑を聞いておりましたが、決してこれは日中関係を悪化させんがために提出をするというものではありません。しかしながら、国としては、たとえ中国が不快感を持つにしても、これだけは守らなければならない、これだけは言わなければいけないということは、やはり言わなければいけないのではないのでしょうか。

そしてまた、さきの質疑の中で、いろいろと言葉を一つ一つとられましての質疑がありましたけれども、それであれば、御自身で御自身のあるべき形を会派として提出をされればよろしかったわけであって、今こういう形でその内容について、会議にも参加されない中でこういった一言一言の質疑がされるというのは、非常に違和感を感じるものであります。

当事者の沖縄県議会は、政府のみならず、中国政府にも抗議決議を全会一致で提出しておりますし、また、隣県の熊本県議会においては、中国側への抗議及びビデオ公開までを求める意見書を全会一致で可決いたしております。それに比べましては、本県のものはかなり穏当な内容であると思っておりますし、また、この内容であれば、ぜひ全会一致で可決されてしかるべき内容ではないかと考えております。それが政府に対してのよりインパクトをもたらすものになるの

ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本意見書はまさに時宜を得たものであると考えておりますし、お一人でも多くの賛同者があることを切に願ひまして賛成討論とさせていただきます。

以上で終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第15号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

〔徳重、西村、瀆砂各議員退席〕

議員発議案第15号についてお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔徳重、西村、瀆砂各議員着席〕

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年9月定例県議회를閉会いたします。

午前10時46分閉会

資

料

平成22年9月定例県議会日程

40日間

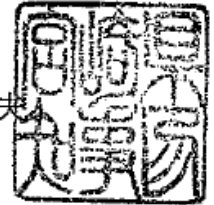
月日	曜	区分	議事	備考
9. 3	金	本会議	開会 議席の一部変更 新議員紹介 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 (常任委員会委員及び特別委員会委員の選任) 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
4	土		(閉 庁 日)	
5	日			
6	月	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
7	火			一般質問通告締切 12:00
8	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
9	木			
10	金			一 般 質 問
11	土		(閉 庁 日)	
12	日			
13	月	本会議	一 般 質 問	
14	火		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	水		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
16	木	休 会	常 任 委 員 会	
17	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
18	土		(閉 庁 日)	
19	日			
20	月		(閉 庁 日) 敬老の日	

月日	曜	区分	議事	備考
9. 21	火	休会	特別委員会	議会運営委員会
22	水		(議事整理)	
23	木		(閉庁日) 秋分の日	
24	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
25	土		(閉庁日)	
26	日			
27	月	休会	(議案調査)	総括質疑通告締切 12:00
28	火			
29	水	本会議	総括質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決算特別委員会	
30	木	休会	決算特別委員会	
10. 1	金			
2	土		(閉庁日)	
3	日			
4	月	休会	決算特別委員会	
5	火		(議事整理)	
6	水		決算特別委員会	
7	木		(議事整理)	
8	金			
9	土		(閉庁日)	
10	日			
11	月			
12	火	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1196
平成22年9月3日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第4号 宮崎県口蹄疫復興対策基金条例
- 議案第5号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び
宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 財産の取得について
- 議案第15号 訴えの提起について

（文書取扱 財政課）

215-1202

平成22年9月8日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第16号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第17号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1212

平成22年9月24日

宮崎県議会議長 中 村 幸 一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第24号 平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 平成21年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第26号 平成21年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第27号 平成21年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第28号 平成21年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

平成22年9月定例会

代表質問時間割

9月8日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	黒木 覚市	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	横田 照夫	13:00~15:00	

9月9日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	新みやざき	水間 篤典	10:00~12:20	休憩
4	社会民主党	外山 良治	13:20~15:10	休憩
5	公明党	河野 哲也	15:20~16:50	

* 会派別の質問時間

自由民主党 120分以内

新みやざき 70分以内

社会民主党 55分以内

公明党 45分以内

一般質問時間割

9月10日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	押川修一郎	10:00~11:00	
2	自由民主党	十屋 幸平	11:00~12:00	休憩
3	愛みやざき	武井 俊輔	13:00~14:00	
4	社会民主党	鳥飼 謙二	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	黒木 正一	15:10~16:10	

9月13日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	福田 作弥	10:00~11:00	
7	新みやざき	田口 雄二	11:00~12:00	休憩
8	社会民主党	高橋 透	13:00~14:00	
9	日 日 新	函師 博規	14:00~15:00	休憩
10	新みやざき	濱砂 守	15:10~16:10	

9月14日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	新みやざき	権藤 梅義	10:00~11:00	
12	自由民主党	中野 廣明	11:00~12:00	休憩
13	新みやざき	徳重 忠夫	13:00~14:00	
14	自由民主党	星原 透	14:00~15:00	休憩
15	公 明 党	長友 安弘	15:10~16:10	

9月15日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
16	自由民主党	外山 衛	10:00~11:00	
17	自由民主党	丸山裕次郎	11:00~12:00	休憩
18	自由民主党	河野 安幸	13:00~14:00	
19	自由民主党	中野 一則	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

平成22年9月定例会

総括質疑時間割

9月29日(水)

順序	会派	質疑者	時間	備考
1	自由民主党	宮原 義久	10:00~12:00	休憩
2	新みやざき	西村 賢	13:00~14:00	
3	社会民主党	太田 清海	14:00~14:40	休憩
4	公明党	新見 昌安	14:50~15:30	
5	日本共産党	前屋敷恵美	15:30~15:50	
6	愛みやざき	武井 俊輔	15:50~16:10	
7	自民党鳳凰の会	坂口 博美	16:10~16:30	
8	日 日 新	図師 博規	16:30~16:50	
9	つくしの会	岩下 斌彦	16:50~17:10	

※ 会派別の質疑時間

自由民主党	60分以内
新みやざき	30分以内
社会民主党	20分以内
公明党	20分以内
日本共産党	10分以内
愛みやざき	10分以内
自民党鳳凰の会	10分以内
日 日 新	10分以内
つくしの会	10分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	平成22年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第4号	宮崎県口蹄疫復興対策基金条例	可決				
第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第7号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第10号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第12号	宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例					可決
第13号	工事請負契約の締結について			可決		
第14号	財産の取得について		可決			
第15号	訴えの提起について	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			不採択		
第 3 8 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 3 9 号	司法修習生給費制存続の意見書提出を求める請願	採択				
第 4 0 号	認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成22年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第40号 認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	決算特別委員会
第24号	平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第25号	平成21年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第26号	平成21年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	
第27号	平成21年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	
第28号	平成21年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

決算特別委員会各分科会主査報告

その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成21年度の一般会計の決算規模は、歳入が6,134億5,154万1,000円、歳出が6,062億5,091万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入、歳出とも6.1%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は72億63万円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は20億2,887万1,000円の黒字となっております。

また、平成21年度の県債発行額は890億円余であり、平成21年度末の県債残高は3年ぶりに前年度を上回り、9,226億円余となっております。

このうち、臨時財政対策債の平成21年度末残高は2,233億円余となっております。

このことについて、委員より、「臨時財政対策債の償還金については、将来においても確実に交付税措置されるのか」との質疑があり、当局より、「全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算定することが地方財政法等に明記されており、少なくとも既に発行している臨時財政対策債については、全額交付税措置されるのが原則である。将来において、さかのぼって交付税措置が廃止されるようなことがあってはならないものとする」との答弁がありました。

当局におかれましては、本県財政が将来においても持続的に健全性が保たれるよう自主財源の一層の確保に努めるなど、財政改革の着実な実行に取り組まれるよう要望いたします。

次に、情報システムの経費節減についてであります。

このことについて、委員より、「システム委託料等については、開発した業者と毎年、随意契約となり競争性が働かず、ランニングコストが非常に高くなっていることはないか」との質疑があり、当局より、「平成17年度より任期付きの専門職員を任用し、調達時における開発費や運用費の精査を行ったところであり、5年間で25億円のコストを削減している。さらに平成21年度より、自治体クラウド開発実証事業に参加し、競争性が発揮される仕組みづくり等の実証に取り組んでいる」との答弁がありました。

当局におかれましては、今後も情報システムに関する契約について、競争性の確保を図り、運用コストの削減に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、中山間地域活性化対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「「いきいき集落」に対する支援や中山間地域の雇用創出支援などの事業に取り組んでいるが、ちょっとした支援で、住民に前向きな意識の変化がある。瞬間的な支援で終わらないよう、長期的なスパンで取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、市町村合併後の検証についてであります。

このことについて、委員より、「市町村合併後の検証を行ったか」との質疑があり、当局より、「本

年3月に効果と課題について検証をした結果、合併の効果として行財政基盤の強化が図られたことなどが挙げられ、課題としては、住民の不安や懸念の解消に努める必要があることなどが挙げられている」との答弁がありました。

当局におかれましては、今後も市町村合併後の検証について継続していただくよう要望いたします。次に、消防非常備町村の常備化についてであります。

このことについて複数の委員より、「県内7つある消防非常備町村について、常備化のための助成を行っているが、今後も常備化に向けた取り組みを促進してほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成21年度宮崎県歳入歳出決算及び宮崎県立病院事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致によりこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、老人福祉施設整備等についてであります。

このことについて、委員より、「老朽化した特別養護老人ホームの改築等を支援したことで、高齢者福祉施設の整備が図られたとのことであるが、いまだ3,150名の特別養護老人ホーム入所待機者が存在する。このような待機者に対してどのような対応をしていくのか」との質疑があり、当局より、「特別養護老人ホームのショートステイ床を定床化するなどの対応をしている」との答弁がありました。

また別の委員より、「今後、施設をどのように配置していけばいいかを検討する際の資料とするためにも、養護老人ホームや軽費老人ホームの入所待機者数についても早急に調査を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、主要施策の成果に関する報告についてであります。

このことについて委員より、「決算審査における成果の報告のあり方について、目標に対する成果がより具体的にわかるように、その説明や記載の仕方について検討をしていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成21年度の収支状況は、事業収益が254億7,480万1,000円、事業費用が266億350万6,000円で、差し引き11億2,870万5,000円の赤字となり、費用面では中期経営計画の目標を達成したものの、前年度に比べ、赤字額は2億5,992万4,000円の増加となっております。

これは、計画策定時には想定していなかった全国的な医師不足の影響を受け、一部の診療科が休診となったこと等から収益が大きく落ち込んだことによるものであります。

このことについて、委員より、「経営改善について、経費の節減等で一定の成果は出ているが、今後どのような取り組みを行っていくのか」との質疑があり、当局より、「長期的に見ると、医師確保が収

益の確保にもつながっていくと考えられるため、医療スタッフの確保のために待遇改善、環境改善に取り組んだ。引き続き、さまざまな視点から経費節減に努めるとともに、診療体制の充実を図ることによって、収益を高めていきたい」との答弁がありました。これに対して委員より、「今後も、経営改善に取り組むことは重要であるが、病院事業は人の命にかかっているということを念頭に置きながら、今後の病院経営を進めていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、宮崎フリーウェイ工業団地の企業誘致促進についてであります。

このことについて委員より、「土地開発公社に対する県の貸し付けは、立地に柔軟に対応することなどを考慮して、短期と長期でなされており、会計上適正な処理がされているようである。今後、県有地として管理することとなるが、雇用の拡大及び地域産業の活性化につながるよう、企業誘致活動の推進に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、コンベンション等開催支援についてであります。

このことについて、委員より、「今後は、開催支援はもちろん、いかに誘致するかによって宮崎は活性化していくと思う。コンベンション誘致の推進についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「個別の企業訪問やセールスのできる場を訪問し、プレゼンテーションを行う等、より効果的な誘致活動に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「シーガイアのコンベンションセンターは宮崎の大きな財産である。今後も観光宮崎の再生に向けて、さらなる開催支援や誘致活動の取り組みをしていただくようお願いしたい」との要望がありました。

次に、公共工事の品質確保強化についてであります。

このことについて、委員より、「発注者と受注者との関係において、受注者からの技術提案がしやすいよう、十分なコミュニケーションが図られているのか」との質疑があり、当局より、「契約後、両者が工事の施工計画等について十分協議し、お互いに工事内容を把握した上で工事着手することとしている」と答弁がありました。

これに対して委員より、「発注者と受注者において、工事着手前に、十分な意見交換を行えるよう、また、コミュニケーションが図られるような環境づくりをお願いしたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の監査における指摘事項についてであります。

このことについて、「報告を見る限りでは、軽微な事務に関する事項が多いようである。今後も引き

続き、職員の指導を徹底するとともに、職員の意識改革並びに業務の改善等を図りながら、指摘事項をなくす努力をしていただきたい」との要望をしたところであります。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、林業の担い手確保と育成についてであります。

このことについて委員より、「林業への新規参入を促進するための就業相談や体験研修等の事業に取り組んでいるところではあるが、林業・木材産業を支える戦力としての担い手を養成するために、切れ目のない持続的な取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、県産材を活用した家づくりへの支援についてであります。

このことについて委員より、「住宅産業はすそ野が広いことから、本県産の杉を住宅に使いたいという県民のニーズに的確に対応できる取り組みを推進してほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「住宅投資は山側も含めて大きな経済波及効果があるので、引き続き、本県の充実した森林資源を活用した家づくりの提案を行うなど、県産材の需要拡大に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、「みやざきブランド」の向上に向けた取り組みについてであります。

このことについて委員より、「みやざきフェア等による農産物のPRや販売促進等の取り組みに当たっては、量販店との取引拡大や加工用・業務用野菜の契約取引の拡大等の具体的な目標を立て、さらに、その成果についてはしっかりと検証を行ってほしい」との要望がありました。

次に、農業用廃プラスチックの適正処理推進についてであります。

このことについて委員より、「デポジット制度による回収率が伸び悩んでいるところであるが、農家の意識を高めるなどして、適正処理についてなお一層努力してほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「メーカーの出荷時点で排出時の運搬・処理経費を販売価格に上乗せできるような取り組みはできないのか」との質疑があり、当局より、「デポジット制度を導入しているのは本県のみであるが、制度導入時よりも環境意識が高まっていることから、今後、国、関係機関とも協議して、メーカー側に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

次に、生活排水対策についてであります。

このことについて委員より、「環境森林部においては合併処理浄化槽、農政水産部においては農業集落排水施設等の整備が推進されているところであるが、地域の実情を考慮しながら、効率的・経済的な手法で生活排水処理率の向上に努めてほしい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

このことについて委員より、「地域住民からは依然として、シカや野生猿による農林作物の被害が深刻であるとの相談が寄せられている。環境森林部、農政水産部が連携し、捕獲活動の強力な推進や効果的な被害防止技術の確立など、より一層の鳥獣被害対策に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、農林水産業の振興についてであります。

このことについて委員より、「本県の農林水産業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いている。どのようにすれば県民の暮らしが豊かになるのか、予算の執行率にとられるのではなく、選択と集中の視点に立って、将来を見据えた事業の推進をお願いしたい」との要望がありました。

当分科会としましては、以上の点について要望するものであります。

以上、当分科会の報告を終わります。

その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成21年度宮崎県歳入歳出決算、宮崎県電気事業会計、宮崎県工業用水道事業会計、及び宮崎県地域振興事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、学校教室における空調設備の整備についてであります。

委員より、「ことしの夏は例年と比べて猛暑日が多く暑さが続いたが、教室における空調設備の整備はどのような状況になっているか」との質疑があり、当局より、「特別支援学校ではほぼ整備がなされているが、他のほとんどの学校では公費による整備はしておらず、普通科を設置している県立高等学校においてはPTAの負担で設置しているところが多い状況となっている」との答弁がありました。このことについて委員より、「気象条件等が変化して、近年の夏は以前と比べようもないほど猛暑日が多く、夏休み期間中に講習や補習などが行われる機会もふえていることから、公費による学校教室の空調設備の整備について検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、信号機の設置についてであります。

複数の委員より、信号機の新設や更新の必要がある箇所数や整備の状況について質疑があり、当局より、「信号機新設の要望は約440カ所あり、そのうち緊急に設置する必要がある箇所は90カ所となっている。また、信号機の耐用年数は約15年となっており、県内に設置されている2,280基の信号機について、順次、更新を行っている」との答弁がありました。

当分科会としましては、事故の発生件数や交通量、通学路の指定、地域住民の要望等を踏まえて、緊急性、必要性の高い箇所から計画的に信号機の新設を進めるとともに、特に緊急性の高い90カ所については、早急に整備を行い、歩行者や自転車利用者等の安全で安心な交通環境を一層確保するよう要望するものであります。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成21年度の事業収益は47億9,019万円、事業費用は42億2,622万2,000円で、当年度純利益は5億6,396万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、平成21年度のダム地点の年間雨量が、統計をとり始めた昭和37年度以降最も少なかったことにより67.1%となっており、また、電力料金収入の目標達成率も96.2%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成21年度の事業収益は3億4,203万1,000円、事業費用は2億6,856万5,000円で、当年度純利益は7,346万6,000円であります。なお、給水量の目標達成率は118.5%となっております。

最後に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成21年度の事業収益は2,669万3,000円、事業費用は2,139万円で、当年度純利益は530万3,000円あります。なお、施設利用者数の目標達成率は108.8%となっております。

これら公営企業会計の審査の中で、委員より、「電気事業については、今後も、経営基盤の一層の強化を図るとともに、経費縮減や事業の効率的な運営などの経営努力により、安定的な事業運営が行えるように努めてもらいたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）	9月24日・可 決
〃 第2号	平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	宮崎県口蹄疫復興対策基金条例	〃
〃 第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第14号	財産の取得について	〃
〃 第15号	訴えの提起について	〃
〃 第16号	人事委員会委員の選任の同意について	9月15日・同 意
〃 第17号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第24号	平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月12日・認定
〃 第25号	平成21年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃
〃 第26号	平成21年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第27号	平成21年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	〃
〃 第28号	平成21年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案 第1号	地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書	9月24日・可決
〃 第2号	国民健康保険の安定運営に関する意見書	〃
〃 第3号	公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書	〃
〃 第4号	抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書	〃
〃 第5号	農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた6次産業化支援対策の充実を求める意見書	〃
〃 第6号	子どもの立場に立った保育所の環境改善を求める意見書	〃
〃 第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第8号	完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書	〃
〃 第9号	第10回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第10号	司法修習生に対する給費制存続を求める意見書	〃
〃 第11号	議会の議員の報酬の特例に関する条例	9月24日・否決
〃 第12号	決算特別委員会の設置について	9月29日・可決
〃 第13号	口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議	10月12日・可決
〃 第14号	九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣	〃
〃 第15号	尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書	〃

意見書、決議文、その他

地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書

地方自治体の議員と長の双方が民意をそれぞれ代表するという二元代表制の下、地方分権の進展により、執行機関を監視し政策を提案する地方議会の役割と責任は格段に増大している。

議会と首長は、互いに選挙により選ばれた住民の代表者として、互いの役割を尊重しつつ対等で緊張のある関係を保ちながら、共通の目標である住民福祉の向上及び地域の振興に向けて活動しなければならない。

また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するため、地方議会の役割・権限の明確化も急務である。

よって、国においては、分権時代に対応する地方議会を確立するため、下記の法改正を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 首長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与すること。
- 2 専決処分が承認されなかった場合、当該専決処分にかかる執行を停止させるなど首長の対応措置を義務づけること。
- 3 地方議会議員の職責・職務の範囲を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様
内閣総理大臣	菅直人	様
内閣官房長官	仙谷由人	様
総務大臣	片山善博	様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎	様

国民健康保険の安定運営に関する意見書

市町村の運営する国民健康保険の財政は慢性的な赤字に悩まされている。

このような中、本県経済は口蹄疫の発生に伴い畜産業をはじめとした関連産業の急激な落ち込みにより急速に悪化しており、こうした状況が今後数年間は続くことが予想されることから、市町村国民健康保険の運営は更に厳しい状況に陥ることが危惧される。

よって、国においては、市町村国民健康保険の安定的な運営のため、下記の事項を速やかに実行するよう強く求める。

記

- 1 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金の基本財産の額を大幅に積み増すための財政措置を行うこと。
- 2 口蹄疫発生に伴う所得の落ち込みによる市町村国民健康保険財政の悪化について、災害と同様に取り扱い、特別調整交付金等による補填を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様
農林水産大臣	鹿野道彦様

公共投資の積極的な推進による景気対策を求める意見書

わが国の景気の現状は、リーマンショック後の最悪期は脱することができたものの、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るなど厳しい状況が続いている。

このような中、今般の急速な株価下落と円高は、さらに我が国の経済に深刻な影響を与えている。

特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況に喘いでいる。

国は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、地方経済の振興は国の景気対策として欠かせないものである。そのためには、国がデフレ脱却に向けた対策をはじめ、地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、円高対策や必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。

公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えられる。必要な投資を着実に推進することにより、地方経済が活性化する効果も大いに見込める。

よって、国においては、地域経済の活性化に向け、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 2 太陽光発電の設置や、介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。
- 3 老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。
- 4 来年度予算における公共事業費を拡充し、地域経済・雇用の下支えをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
文部科学大臣	高木	義明	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
経済産業大臣	大畠	章宏	様
国土交通大臣	馬淵	澄夫	様
国家戦略担当大臣	玄葉	光一郎	様
内閣官房長官	仙谷	由人	様

抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求める意見書

魚価の低迷、消費の落ち込みにより、養殖漁業を取り巻く環境は厳しい経営状態にあり、さらに、近年の赤潮の多発による被害が養殖漁業経営に追い打ちをかけている。

しかしながら、頻発する赤潮被害への対策は万全でなく、救済の枠組みも十分ではないため、養殖漁業者は自己責任・自助努力による再生を求められている。

もとより経営が厳しい中での赤潮被害は養殖業者にとって大きな痛手であり、自助努力による再生には限界がある。

水産業は地域経済・雇用を支える重要な産業であり、水産業の壊滅的な打撃は地域経済全体に悪影響を及ぼしている。

よって、国においては、抜本的な赤潮対策と被害への救済を行うため、早急に下記の対策に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 赤潮により養殖漁業に甚大な被害が発生した場合には、災害対策基本法第2条第1号に規定するその他の異常な自然現象として激甚災害に認定・救済し、その費用は国において措置すること。
- 2 赤潮被害を受けた養殖業者などへの万全の救済措置と、金融支援の充実を図ること。
- 3 近年赤潮被害が多発している現状に鑑み、赤潮発生メカニズムを早急に解明し、県域を越えた協力体制を構築する等赤潮の予防・防除対策に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様
内閣総理大臣	菅直人	様
内閣官房長官	仙谷由人	様
農林水産大臣	鹿野道彦	様
防災担当大臣	松本龍	様
財務大臣	野田佳彦	様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎	様

農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた 6次産業化支援対策の充実を求める意見書

近年の農林漁業、農山漁村を取り巻く環境は、長引く景気低迷や原油・飼料等の価格高騰による収益性の著しい低下などにより、生活を支えてきた産業が低迷するとともに、集落の急激な高齢化や後継者不足などにより集落機能の低下が懸念され、崩壊の危機にある。とりわけ口蹄疫により多大な被害を受けた本県においては、県を挙げて復興に向け取り組もうとしているものの、農畜産業だけでなく、関連産業も含め本県地域経済が受けた影響は大きく、地域全体が先の見えない深刻な状況に陥っている。

農林漁業は、食料や建築資材となる木材などを供給するほか、その営みを通じて、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止といった多面的な機能を発揮し、国民の生命、財産の維持・保全に貢献するなど大きな役割を担っている。また、本県で産出される農林水産物は、その算出額が全国でも上位に位置しており、全国でも誇れる資源を農商工連携をはじめとする今後の産業振興に生かすことに、県民も大きな希望と期待をよせている。

このような中、国においては、現在審議中の6次産業化法案（農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律案）によって、農業と第2次・第3次産業の融合等による農業・農村の雇用と所得の確保を全国的に推進しようとしているところであるが、食料・農業・農村基本計画の核となる6次産業化のための総合的な施策の構築に当たっては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 6次産業化に意欲的に取り組む農林漁業者に対し、起業やビジネス化に向けた取り組みを進めるため、税制、金融上の優遇措置を講ずること。
- 2 他産業の企業と地域農業者等とが連携し、農業生産の高度化や農産物の新しい付加価値を創出する取組に対する支援を充実させること。
- 3 食品関連企業等のニーズに対応した産地づくりのための農業者同士の連携などについて、県、市町村が関与する補助制度の構築により、地域に根ざした施策に対する支援を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫人様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	大島章宏様

子どもの立場に立った保育所の環境改善を求める意見書

我が国は本格的な少子高齢化社会を迎え、安心して子どもを生み、育てられる社会づくりを進めるための次世代育成支援は、国はもとより保育の実施義務を有する地方自治体にとって優先して取り組むべき課題である。

国では、主に都市部で問題となっている、慢性的な待機児童の解消策等として、「最低基準の見直し」や「一般財源化」など、新たな保育制度の検討を進めている。

しかし、保育所の最低基準は、子どもが健康で安心して生活や教育ができる最低限の環境を保障するものであり、待機児童がいない本県や地方の市町村においては、引き続き確保されるべきものである。

また、保育運営費等の一般財源化は、地方自治体の財政力等によって、子どもたちが受けるべき保育の質に大きな格差が生じることが懸念され、地方公共団体の財政事情が十分考慮されるべきである。

よって、国においては、今後の保育制度の議論に当たっては、真に子どもの立場に立った保育が現場で実施されるよう、下記の事項に配慮しながら進めていくことを強く要望する。

記

- 1 最低基準見直しについては、地域の実情を考慮し、環境改善に向けて十分に配慮すること。
- 2 保育所の設置運営に関して、保育の質に格差が生じないよう国は必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫	様
内	閣	総	理	大	菅		直	人	様
総	務	務	大	臣	片	山	善	博	様
財	務	務	大	臣	野	田	佳	彦	様
厚	生	労	働	大	細	川	律	夫	様

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は、最近急速に進む円高・株安の影響により更に深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとして地方自治体が果たす役割は重要性を増している。

特に、介護・福祉施策の充実や農林水産業の6次産業化及び新エネルギー開発・普及など、今後、経済成長と雇用確保の両方が期待できる政策分野を地方で推進していくためには、地方財政の安定確保と充実・強化が求められる。来年度予算編成においても、引き続き、地方交付税を充実し地方財源の確保を図る措置が必要である。

よって、国においては、2011年度の地方財政予算全体の充実・強化に向け、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 2 税源移譲や格差是正のための地方交付税確保等により地方財源の充実・確保を図るとともに国の直轄事業負担金をはじめとした地方負担の見直しについて積極的に進めること。
- 3 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
経 済 産 業 大 臣	大 畠 章 宏 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	海 江 田 万 里 様

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年7月24日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されている。総務省の調査では、2010年3月時点で全国の地デジの世帯普及率が83.8%と発表されている（本県の世帯普及率も83.8%）。

しかしながら、年収200万円未満の世帯の普及率は67.5%、高齢者（65歳以上）のみで構成される世帯における普及率は81.9%という状況である。さらに、ビル陰などの受信障害対策では、共同受信施設で視聴できる世帯の割合が41.7%にとどまっている。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して国を挙げて対策を打つことが必要である。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3,500万台といわれ、これらは来年7月の地デジ完全移行で大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、国は自治体の取り組みをサポートすべきである。

よって、国においては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国52カ所）の相談窓口をさらに増やすこと。
- 2 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるようにするとともに、視聴に係る経費負担については、地域によって視聴者及び自治体に不公平が生じないように予算措置などの支援策を十分に講ずること。
- 3 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 4 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なりサイクル回収を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
総務大臣	片山	善博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
環境大臣	松本	龍	様

第10回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会の基本条例の意義と制定後の課題や監視機能及び政策立案機能の強化などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期 間 平成22年11月16日(火) から
平成22年11月17日(水) まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する11名以内

司法修習生に対する給費制存続を求める意見書

司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）は、日本の司法を担う人材の育成のため、終戦直後の非常に厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきたものである。

しかるに、平成16年12月の裁判所法の一部改正により、本年11月1日から、修習資金を貸与する制度へと移行することが予定されている。

現状の司法修習生においても、日本弁護士連合会が実施したアンケートによると、半数を超える司法修習生が奨学金等を利用し、その金額の平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、給費制が廃止されれば、同法の改正に際し国会附帯決議において、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないようにと危惧したことが現実のものとなりかねない。

また、本県のように法科大学院のない地方出身者にとっては、司法試験合格前にも学費以外の生活費を負担しなければならず、貸与制は地方出身者の法曹への門戸をますます狭めてしまうこととなる。

よって、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣 菅 直 人 様
法 務 大 臣 柳 田 稔 様

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第24号「平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第25号「平成21年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」
・ 議案第26号「平成21年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」
・ 議案第27号「平成21年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第28号「平成21年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議

別紙「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」について決議する。

平成22年10月12日

宮 崎 県 議 会

口蹄疫からの再生・復興に 関する提言・要望

平成22年10月12日

宮 崎 県 議 会

はじめに

平成22年4月20日に、本県で10年ぶりに確認された口蹄疫は、県内畜産地帯に急速に拡大し、発生事例292例という極めて重大な事態に直面したが、我が国で初となるワクチン接種や、約29万頭に及ぶ家畜の殺処分、埋却等、懸命の防疫措置を講じた結果、同年8月27日に全面的な終息宣言を迎えることができた。

今回の口蹄疫は、本県の基幹産業である畜産業やその関連産業はもとより、観光産業、流通産業をはじめ、本県経済のあらゆる分野にも未曾有の被害をもたらした。さらには、我が国の畜産業にとっても危機的な事態を招いたところである。

このような中、知事をはじめ、県当局におかれては、口蹄疫の発生以降、国の対策本部、発生市町、関係団体等との連携により、不眠不休の体制で一刻も早い終息に向け対応されてきたことに敬意を表する次第である。

今後は、直接的な被害を受けた畜産農家の経営再開をはじめとする本県畜産業の再興、影響を被った関連事業者等に対する支援、失われた本県のイメージ回復、雇用対策、地域振興対策、環境対策等々、再生・復興への長い道程が待っているが、当県議会としても、県当局に対し積極的に支援・協力を行っていく所存である。

この「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」は、当県議会において、これまで代表質問や一般質問、常任委員会の審議等を通じたなされた提言・要望事項、また、県議会各会派において県当局に対し提言・要望してきた事項等を取りまとめたものである。

県当局におかれては、この提言・要望を、これからの再生・復興に関する施策等に積極的に反映され、本県が本来の姿を一日も早く取り戻すことができるようお願いする。

提 言 ・ 要 望 項 目

- 1 本県畜産の再生に向けて
- 2 防疫対策及び防疫体制について
- 3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて
- 4 経済雇用対策について
- 5 環境対策について
- 6 地域振興対策について
- 7 その他

1 本県畜産の再生に向けて

(1) 畜産モデルの構築について

- ①人と家畜との共生、育畜の配置、戦略的緩衝地帯等を考慮した畜産地帯づくりを目指すこと。
- ②全国モデルとなる畜産を再構築するため、畜舎環境、地域環境の具体的な指針・ビジョンを畜産農家に示すこと。
- ③各経営体の所有耕地等に応じた適正規模の飼育方法を確立すること。
- ④林間放牧等、地域資源活用型畜産の研究を推進すること。
- ⑤特定疾病のないモデル地域構築にあたっては、家畜の導入時及び導入後の検査体制等の費用負担を検討すること。
- ⑥粗飼料自給率100パーセントを目指して取り組むこと。

(2) 農家支援について

- ①精液ストローの価格を下げて今後の畜産の復興に役立てるよう検討すること。
- ②農家の経営再建計画の策定と資金管理について、しっかりと指導すること。
- ③JAや畜連と協力し、被害農家等への支援体制を構築すること。
- ④家畜人工授精業務を自粛したことへの支援策を国に要請すること。
- ⑤被災地の希望農家に対して、優秀な繁殖雌牛を優先的に確保する制度を検討すること。
- ⑥畜舎等のリニューアルのための補助・融資制度を創設すること。
- ⑦埋却地を個人で確保した農家に対する公的助成を行うこと。
- ⑧畜産再開に向けての新たな家畜の導入プロセス（再導入の基準やプログラム）について、適切な導入時期を判断すること。

(3) 市場対策について

- ①国の家畜市場防疫強化事業について、制限区域外の全ての家畜市場でも、区域内と同様の支援が受けられるよう、引き続き国に要請すること。
- ②価格安定対策の取組を拡充すること。
- ③繋留されていた家畜の飼養管理に係る経費などを含め、各家畜市場の損失補てんについて、基金による対応などを含め検討すること。
- ④子牛の購入助成や競り価格低下に対して助成すること。
- ⑤競り市での売れ残り対策を検討すること。

(4) 手当金、補償金等について

- ①疑似患畜、ワクチン接種家畜に係る手当金等の公平性を確保すること。
- ②家畜共済制度の取扱について、引き続き国と協議すること。
- ③経営支援互助金について、適切な対応をすること。
- ④被害農家に対する補償金等の非課税措置を国に要請すること。
- ⑤手当金、補償金等に係る不服等を合理的に解決するための機関を設置すること。

(5) 法・指針等の整備について

- ①県の検証委員会等の検証結果を法改正に生かすよう要請すること。
- ②民間所有を含め種雄牛への特例措置を検討するよう要請すること。
- ③処理効率を考えたワクチン接種家畜の生体移動を法的に検討するよう要請すること。
- ④家畜伝染病予防法における国の責任の明確化等、現状に即応した法改正を行うよう要請すること。
- ⑤国による埋却地確保の義務づけを要請すること。
- ⑥敷地内の埋却地確保の一方策として、牛舎・豚舎等の建ぺい率の設定を検討するよう要請すること。
- ⑦防疫マニュアルに、今回の口蹄疫で見られた初期症状を反映させるよう要請すること。
- ⑧畜産業振興の視点や疫学調査の調査権限等を盛り込んだ条例制定など、県独自の取組を検討すること。

(6) 産地・産業構造等の転換について

- ① 1次産品として生産されている畜産業を、農商工連携による6次産業化の方策で、畜産業のすそ野を広げる取組を検討すること。
 - ・産地構造の転換について、耕種部門と畜産部門とのバランス構築を図ること。
 - ・冷凍加工施設整備等による土地利用型農業への展開を推進すること。
- ②西都市に建設予定のJA冷凍加工施設について、国の予算措置を要請すること。
- ③規模拡大や多角化、集落営農の展開や法人経営を育成・確保すること。
- ④空き畜舎を活用した菌床椎茸等の品目転換を検討すること。

(7) 種雄牛について

- ①県有種雄牛の早期造成を図ること。
- ②種雄牛のリスク分散と質の安定に配慮した体制を構築すること。

(8) その他

- ①企業畜産の実態を把握するための体制を検討すること。
- ②建設業者等と連携してコントラクターを育成すること。
- ③現在残っている貴重な精液を有効に活用する方策として、受精卵移植技術を推進すること。
- ④口蹄疫の発生のなかった地域にも、被害のあった地域と同様の復興支援を実施すること。

2 防疫対策及び防疫体制について

(1) 感染経路の解明について

- ①国と連携し徹底した感染ルート of 解明を行い、抜本的な予防策を早急に講じること。また、感染ルートが一つに特定できない場合は、可能性として考えられることを複数示し、それぞれの対処法を検討すること。

(2) 移動制限・消毒体制の整備について

- ①搬出・移動制限区域の徹底を図ること。
- ②消毒ポイントの立ち上げ等、初動の防疫体制を十分行うこと。
- ③農場周辺の常設消毒ポイントを整備すること。
- ④農家の防疫作業の負担軽減を図るため、低価格で効力の優れた新たな薬剤の開発を要請すること。
- ⑤消毒薬を備蓄すること。
- ⑥農場はもとより地域ぐるみの消毒体制を構築すること。
- ⑦宮崎空港における入国時の渡航歴チェックや消毒の徹底など、防疫対策の強化を要請すること。

(3) 市町村体制について

- ①市町村現地対策本部にJA組織等の実務者を加えるよう要請すること。
- ②口蹄疫発生を想定した各自治体単位での予行演習を実施するよう要請すること。

(4) 埋却方法について

- ①今回行った埋却方法に関する検証を行うこと。

(5) 非常事態宣言について

- ①非常事態宣言は、レベル表記するなど地域の警戒レベルに応じて、そのあり方を十分検討すること。

(6) 未発生農家の検証について

- ①口蹄疫が発生しなかった農家の防疫対策等の調査を行うこと。

(7) 検査・診断体制づくりについて

- ①地方で口蹄疫の検査が出来る体制づくり、疑似患畜の診断機関の増設・充実、簡易キットの開発・導入、動物衛生研究所のスタッフの現地派遣など、国と連携した体制整備について検討すること。

(8) 連絡・情報提供体制の確立について

- ①発生農家の氏名を含めた情報公開を行うこと。
- ②諸外国での法定伝染病等の情報提供による危機意識の向上を図ること。
- ③プレスリリースを含め、情報発信のあり方について検討すること。

(9) ワクチン接種について

- ①ワクチン接種のあり方を検討すること。

(10) 家畜防疫の体制強化について

- ①家畜保健衛生所で気軽に相談できる体制づくりや、限られた数の家畜防疫員で最大限の効果を発揮できる体制の強化を図ること。
- ②国・県による防疫支援機動班のような組織の創設を検討すること。
- ③全国有数の畜産地帯に見合った家畜保健衛生所の増設を検討すること。
- ④殺処分・埋設体制の強化を図ること。
- ⑤公務員獣医師不足対策の強化を図るとともに、有事の際の民間獣医師との連携のあり方等について検討すること。
- ⑥定期的に獣医師等専門集団の研修を実施すること。

3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けて

(1) 知事のトップセールスについて

- ①知事会や国での発言の場で、全国規模のイベントを呼び込むような活動をする事。

(2) 消費拡大について

- ①宮崎産牛・豚の消費拡大について、あらゆる機会をとおしてPRすること。
- ②畜産加工品の販売促進策を検討すること。
- ③県外のアンテナショップ等を活用した取組みを実施すること。

(3) 新ブランドについて

- ①うまみ成分を多く含んだ新たな健康指向のブランドも確立すること。
- ②全国で一番クリーンな畜産地帯での食肉生産をPRすること。

(4) 風評被害対策について

- ①県だけでなく、国も安全宣言・終息宣言の発表を行うよう要請すること。

(5) その他

- ①観光地等で継続して実施されるイベント等に対する支援を行うこと。
- ②本県ゆかりの有名人の協力によるイベントを開催すること。

4 経済雇用対策について

(1) 家畜改良事業団対策について

- ①県有種雄牛の手当金の支払いを国に引き続き要請すること。

(2) 畜産関係業種の支援について

- ①人工授精師、削蹄師、獣医師等への生活支援について国に要請すること。

(3) 雇用対策について

- ①公共事業の速やかな執行及び発注を行い、地域雇用の確保が図られるよう努めること。
- ②畜産企業で解雇された従業員等の相談に総合的に応じるワンストップサービスの設置など、十分な支援を行うこと。
- ③雇用の継続について、雇用調整助成金の農業分野への適用を要請すること。

(4) 生活保護について

- ①口蹄疫による生活保護申請の増加に適切に対応すること。

(5) 農業者への支援について

- ①営農再開希望者、離農者、新規就農者等への支援を行うこと。

(6) 融資等について

- ①融資制度の改善を図るとともに、貸付条件等についても弾力的に運用すること。
- ②元金・利息の返済猶予、金融機関のリスク軽減のための融資制度の充実を図ること。

5 環境対策について

(1) 環境調査等について

- ①悪臭や水質についての十分な調査を実施すること。
- ②埋却地の定期的な環境調査結果を関係者へ通知すること。
- ③異常が見られた場合の速やかな改善措置等（上水道への敷設替えへの支援等）に要する費用の補てんを国に要請すること。

(2) 埋却地について

- ①埋却地の保全、埋却地周辺の整備を行うこと。
- ②埋却地の優良農地としての再生整備を行うこと。

6 地域振興対策について

(1) 復興特区について

- ①復興特区の創設について国に要請するとともに、総合特区の認定に向けても積極的に働きかけること。

(2) その他

- ①農家と消費者との交流事業を推進すること。
- ②地場産品の発信基地としての「道の駅」や「高速道サービスエリア」の整備を検討すること。

7 その他

(1) 基金の設置等について

- ①災害復興宝くじの収益金対象事業の緩和措置を国に要請するとともに、口蹄疫復興対策事業の財源として、宮崎県口蹄疫復興宝くじの発売を検討すること。

(2) 特別交付税について

- ①口蹄疫復興対策事業に要した一般財源について、特別交付税で全額措置されるよう強く要請すること。

(3) 税制での対策について

- ①企業、事業所等への固定資産税の減免を市町村へ要請するとともに、当該減免に係る減収補てん措置を講じるよう国に要請すること。

(4) 義援金について

- ①口蹄疫の被害を受けた関係者に、不平等感なく配分ができるよう関係市町村等とも協議を行うこと。
- ②被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、大局的な見地から配分先等について整理した上で、配分を行うこと。

(5) 市町村、団体等への支援について

- ①市町村、JA、畜連等への支援に配慮すること。

(6) 国への働きかけについて

- ①県として、国家防疫の観点で、オーストラリアのやり方等の対策を国に提言すること。
- ②獣医学・疫学の研究を推進するよう要請すること。

(7) 県民意識の高揚について

- ①口蹄疫などに対する県民意識の高揚を図るために、小中高生を対象とした副読本の作成や、農業科学公園内などに、口蹄疫の資料や映像を見学できる施設整備を検討すること。

(8) 心身ケアについて

- ①口蹄疫防疫対策本部に「こころと身体のケア」の専門家を入れること。
- ②畜産農家等の心身のケアについては、ボランティアの活用等も視野に入れながら、長期に継続すること。

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣

- 1 目 的 地方の視点に立った道州制を含む国・地方の将来のあり方についての情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 鹿児島市
- 3 期 間 平成22年10月25日（月）
- 4 派遣議員 松村 悟郎 水間 篤典

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

去る9月7日、尖閣諸島の久場島沖の我が国領海内において、領海を侵犯し違法操業を行っていた中国漁船が、退去命令を出した第11管区海上保安本部の巡視船に接触した上、逃走を図り、さらに停船命令にも応じずに接触を繰り返す事件が発生した。

第11管区海上保安本部はこの漁船の船長を公務執行妨害の容疑で逮捕・送検していたが、那覇地方検察庁は9月24日これを処分保留で釈放した。

尖閣諸島は、明治以来一貫して実効支配を続けてきた我が国固有の領土であることは疑問の余地がないところである。

今回の措置により、今後、中国が尖閣諸島及び周辺海域の領有権を更に強硬に主張し、中国漁船がこの海域で操業することなどが予想され、我が国漁船と中国漁船との間で操業をめぐるトラブルや衝突事件の再発が危惧される。

よって、我が国の主権を堅持し、国益を守るため、今回の政府の措置に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域が、我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し、今後とも中国漁船による領海侵犯には厳重な取締りを行なうこと。
- 2 中国政府に対し、今回の領海侵犯事件に関して謝罪を求めるとともに、再発防止策を講じるよう強く求めること。
- 3 尖閣諸島周辺海域において、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるように海上保安庁の警備体制を強化すること。
- 4 中国漁船船長を釈放した一連の経緯について、国民が納得できるよう説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月12日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 内 法 外 国 防 冲 縄	議 議 閣 閣 務 務 土 衛	院 総 理 官 房 大 大 交 通 大	議 大 長 大 大 大 大	長 長 臣 官 臣 臣 臣 臣	横 西 菅 仙 柳 前 馬 北 馬	路 岡 谷 田 原 淵 澤 淵	孝 武 直 由 誠 澄 俊 澄	弘 夫 人 人 稔 司 夫 美 夫	様 様 様 様 様 様 様 様
--	--------------------------------------	--	---------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	1	—	1	
商工建設	—	2	2	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	2	2	4	

新規請願

請願番号	請願第39号	受理年月日	平成22年9月3日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松岡 茂行		
請願の件名	<p>司法修習生給費制存続の意見書提出を求める請願</p> <p>(請願の要旨) 次の内容の意見書を、地方自治法第99条に基づいて、国に提出していただきますよう請願致します。</p> <p>--意見内容開始 平成16年12月の裁判所法の一部改正により、本年11月1日から、国庫から国が司法修習生に対して給与を支給する制度(給費制)が廃止され、修習資金を貸与する制度へと移行することが予定されている。 しかしながら、将来、裁判官、検察官、弁護士となって、日本の司法を担う法曹の養成は、本来、国の責任であり、その証左に、司法修習生の給費制は、終戦直後の最も厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきた。しかるに現在、司法修習生は、重い経済的負担と、就職難という状況下におかれており、このような状況下で給費制が廃止されれば、まさに、同法の改正に際して国会附帯決議が指摘した、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招きかねない。 殊に、宮崎県には法科大学院がなく、宮崎県民が法曹を目指すならば、県外に出て、学費以外の生活費を負担しなければならないのであり、貸与制は地方出身者の法曹への門戸を狭めてしまう制度となってしまう。 よって、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続させるよう強く要請する。 --意見内容終了</p> <p>提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣</p> <p>(請願の理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法曹を担う裁判官・検察官・弁護士になるには、司法試験に合格しなければなりません。司法試験合格後、全国各地で1年間の修習生活があり、その間に、弁護士になるか、裁判官になるか、検察官になるかを決めていきます。この1年間の身分を司法修習生といいます。 2 司法修習生に対して、本年10月末までは給与が支給されます。しかし、本年11月1日からは、改正裁判所法が施行され、給与が支給されず、生活費を貸すという制度に変わることになっています。 給費制廃止となれば、経済的な余裕のない人は、法曹になることが困難あるいは不可能になってしまいます。これを阻止するには、法改正が必要です。 3 現在の司法修習生の生活実態は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 全国では、半数を超える修習生に借金があり、その中には、1,000万円を超える借金を抱えている者もいます。 ② 宮崎にいる修習生も同様の実態があります。 		

	<p>4 この問題は、全国的にも関心が高まっています。ロースクールのない宮崎県の法曹志望者の若者にとっては、他の都道府県で学費以外の生活費を支出することを余儀なくされることもあり、殊に切実なものです。給費制の廃止は、地方市民の法曹への門戸を狭くすることになるのです。</p> <p>5 給費制を維持するために、国民の理解が得られなければなりません。そこで、当会は、宮崎県の市民に、上記問題点を広く知ってもらおうべく、本年7月23日正午から1時間、デパート前（山形屋とボンベルタの前）で街頭署名活動を行い、また、8月22日午後2時から、宮崎市中央公民館で市民集会を開き、市民の理解が得られるように努めてきました。</p> <p>6 司法修習生に給与を支給すべき根本的理由は、裁判官や検察官だけでなく、弁護士も公益的職責を負っていることにあります。弁護士は、人権救済申立には無償で調査にあたり、また国選弁護も担っています。通常報酬を得て行う通常弁護士業務においても、権利の具体的実現、権力のチェック、司法制度に対する国民の信頼の維持など、公共的価値を実現しているのです。このような公共的役割を担う人材を育てることは国の責務であり、給費制を維持すべきです。</p> <p>そして、本年7月29日の院内集会でも多くの宮崎選出の国会議員（代理含む）に出席いただき、宮崎での市民集会にも宮崎選出の全議員（代理含む）にこの問題への支持のご挨拶・メッセージをいただき、貸与制移行が地方に与える影響について、国会議員にも理解が浸透してきており、法改正に向けた国会内外の機運は高まっていると思われまます。</p> <p>7 この問題は、本年11月1日の施行を前に、この臨時国会で必ず法改正を実現しなければならないという緊急課題です。しかし、予算を伴う法改正であって、まだまださまざまなハードルがあり、予断を許さない状況です。そして、先に述べたように、宮崎出身者の法曹への道を閉ざすことにつながる貸与制移行は宮崎県にとって重大な問題であることを考慮すると、施行日までの法改正を、宮崎の地から強力に後押しする必要があります。</p> <p>8 そこで、宮崎県議会に、この請願をする次第です。</p>
紹介議員	<p>星原 透 十屋 幸平 田口 雄二 濱砂 守 新見 昌安 満行 潤一 前屋敷 恵美 坂口 博美 武井 俊輔</p>
摘要	

新規請願

請願番号	請願第40号	受理年月日	平成22年9月3日
請願者 住所・氏名	延岡市川島町3851番地 宮崎県認定こども園連盟 会長 檜木野盛幸 宮崎市宮田町11番24号 宮崎県私立幼稚園連合会 会長 森迫建博		
請願の件名	(要 旨) 認定こども園への事業費の継続と幼児教育の無償化に関する請願 (理 由) 1. わが国における急速な少子化の進展並びに家庭地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要は多様化しており、子どもたちと子育てをなさるご家庭の最善の利益のために、「認定こども園」の理念や意義は現在においてより強まっている。 ついては、安心こども基金からの事業費の継続は、平成21年度から始まり平成22年度までは確定しているが、平成23年度以降が不透明のままである。認定こども園の安定的運営のため、平成23年度以降の事業費の継続をされるよう国に対し要望する。 2. 先進国間では次世代の健全な納税者を育成するために幼児教育・保育の充実を国家戦略としてとらえる潮流がある。しかし、わが国はOECD諸国の中でも就学前教育に対する支出が少なく、子育て家庭の負担軽減は急務である。「こども手当」と「幼児教育の無償化」を組み合わせることで、少子化対策に高い効果が期待できる。 ついては、認定こども園制度のさらなる普及促進のために、公私幼保の幼児教育の無償化が実現されるよう国に対し要望する。 以上、上記請願を地方自治法第124条の規定により提出いたします。尚、国の関係機関への意見書の提出も願います。		
紹介議員	河野 安幸 岩下 斌彦		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成22年5月31日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会 長 横 山 節 夫		
請願の件名	宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月3日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 新議員紹介（岩下議員） 会議録署名議員指名（河野安幸、権藤両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（常任委員会委員及び特別委員会委員の選任） 議案第1号～第15号上程 知事提案理由説明
9月4日	土		
9月5日	日		
9月6日	月	休 会	（議案調査）
9月7日	火		
9月8日	水	本 会 議	議案第16号～第23号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・黒木覚市議員、 自由民主党・横田照夫議員）
9月9日	木		代表質問（新みやざき・水間篤典議員、 社会民主党宮崎県議団・外山良治議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月10日	金		一般質問（押川、十屋、武井、鳥飼、黒木正一各議員）
9月11日	土		
9月12日	日		
9月13日	月	本 会 議	一般質問（福田、田口、高橋、凶師、瀧砂各議員）
9月14日	火		一般質問（権藤、中野廣明、徳重、星原、長友各議員）
9月15日	水		一般質問（外山 衛、丸山、河野安幸、中野一則各議員） 議案に対する質疑（前屋敷議員） 採決（議案第16号～第23号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月16日	木	休 会	常任委員会
9月17日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月18日	土		
9月19日	日		
9月20日	月		
9月21日	火	休 会	特別委員会
9月22日	水		(議事整理)
9月23日	木		
9月24日	金	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>質疑(前屋敷議員)</p> <p>討論(議案第8号、第10号に反対、請願第9号、第38号委員長報告に反対)(前屋敷議員)</p> <p>採決(議案第8号)(可決)</p> <p>採決(議案第10号)(可決)</p> <p>採決(議案第1号～第7号、第9号、第11号～第15号)(可決)</p> <p>採決(請願第9号)(不採択)</p> <p>採決(請願第39号)(採択)</p> <p>採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第11号追加上程</p> <p>討論(議員発議案第1号に反対、議員発議案第2号、第8号に賛成)(前屋敷議員)</p> <p>採決(議員発議案第1号)(可決)</p> <p>採決(議員発議案第2号～第10号)(可決)</p> <p>議員発議案第11号提案理由説明(水間議員)</p> <p>採決(議員発議案第11号)(否決)</p> <p>議案第24号～第28号上程</p> <p>知事提案理由説明</p>
9月25日	土		
9月26日	日		
9月27日	月	休 会	(議案調査)
9月28日	火		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月29日	水	本 会 議	総括質疑（宮原、西村、太田、新見、前屋敷、武井、坂口、 凶師、岩下各議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第12号上程、採決（可決） 議案第24号～第28号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 知事発言
			決算特別委員会
9月30日	木	休 会	決算特別委員会
10月1日	金		
10月2日	土		
10月3日	日		
10月4日	月	休 会	決算特別委員会
10月5日	火		（議事整理）
10月6日	水		決算特別委員会
10月7日	木		（議事整理）
10月8日	金		
10月9日	土		
10月10日	日		
10月11日	月		
10月12日	火	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第24号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第24号）（認定） 採決（議案第25号～第28号）（認定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第13号～第15号追加上程 採決（議員発議案第13号、第14号）（可決） 議員発議案第15号提案理由説明（中野一則議員） 質疑（権藤議員） 討論（議員発議案第15号に賛成）（武井議員） 採決（議員発議案第15号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 安 幸

宮 崎 県 議 会 議 員 権 藤 梅 義